

令和5年度 工事仕様書・設計内訳書

工事名称 高機能消防指令センター更新工事
工事場所 明石市藤江924-8ほか
工期 契約の翌日から、令和6年3月31日まで
技術者等 現場代理人：他工事との「兼務不可」
主任又は監理技術者：「専任」

課長	係長	精算者	担当
			

1. 設計コード 03DC0540

2. 工事内容（・新築 ・増築 ・改築 ◎改修）

・本市消防局に設置する指令センター設備及びこれらの付帯設備を構成する装置・機器等の設計製作、運搬、施工、据付、調整試験、データの移行、操作研修並びに施設の完成に必要な諸官公庁等への諸手続等、検査に至るまでの一切とする。また既存機器及び配線等の移設・撤去・処分を含むものとする。

3. 支払条件

①前 金 払 当該会計年度の出来高予定額の40%以内

②中間前金払 当該会計年度の出来高予定額の20%以内

③部 分 払 令和5年度内3回以内

④完 成 払 完成後、残額一括支払い

4. 特記事項

①関係法令等を遵守し、必要な手続きを遅滞なく行うこと。また、これらに要する費用は、受注者負担とする。

②省エネ、省資源、廃棄物の減量、リサイクルの推進等により、環境負荷の低減を図ること。

③「産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」の対象となる建設廃棄物の産業廃棄物処理業者への引渡しが完了したときは、同条例第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を監督職員に提出すること。

④引渡しまでに要する試験運転及び各試験等の費用は、受注者負担とする。

⑤原則、土・日曜日、祝日及び夜間は、作業を行わないこと。

ただし、本市担当者との協議により、消防署内での土曜日の作業を認める場合がある。

⑥万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、監督職員に報告すること。

⑦営繕課発行の「契約書・仕様書に基づく提出書類（工事編）」に基づき、必要書類を提出すること。

⑧敷地内及び敷地周辺は、全面禁煙とする。

⑨工事着工前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の撮影を行い、工事完成時に原状復旧が行われているか確認すること。

⑩工事期間中は、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

⑪工程、仮設計画等の作成及び工事施工に当たっては、関係部局と十分に事前打合せを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。

⑫本設計書は国土交通省土木工事標準積算基準書等（2023年1月1日時点の最新版）に基づき積算している。

⑬公共建築（改修）工事標準仕様書（各工事編）に基づく「書面」は、署名又は押印されたもののほか、印字による記名も含むものとする。

⑭本工事の完了検査は令和6年3月25日までに受検すること。

⑮本工事を施工するにあたり、関連工事等との調整を十分に行うものとし、スケジュール調整を行った上で、工事期限の遅延とならないようにすること。

指令センター設備
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
指令装置					
指令台 4画面構成・輻輳モード機能	3	台			
自動出動指定装置用制御処理装置 二重化構造	1	台			
自動出動指定装置用ディスプレイ 23型程度液晶アーム式ディスプレイ	5	台			
地図等検索装置 地図データ修正装置含む	5	台			
地図用ディスプレイ 23型程度液晶アーム式ディスプレイ	5	台			
支援用ディスプレイ 多目的ディスプレイ/webディスプレイ	10	台			
長時間録音装置 ダビング録音装置含む	1	台			
Eメール指令装置 ASPのEメール指令操作端末含む	1	台			

指令センター設備
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
指令制御装置 二重化構成	1	台			
非常用指令設備 指令制御装置同等装置	1	台			
携帯・IP電話受信転送装置	1	組			
指令情報出力装置用プリンタ 指令書出力A4対応	2	台			
署所端末装置	7	台			
無線指令受付装置 指令回線障害時	6	台			
119番受付補助電話 電源バックアップ含む	4	台			
拡張台	10	台			
放送用アンプ 各分署用	6	台			

指令センター設備
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
指揮台					
指揮台 指令台同等機能	1	台			
表示盤					
総合情報表示盤 55型×10台(横5×縦2) 設置台含む	1	面			
支援情報表示盤 55型×2台・天吊設置	1	面			
消防局事務室表示盤 本部用・65型	1	台			
消防署事務室表示盤 消防署用・65型	2	台			
署所用情報表示盤 分署用・40～45型	6	台			
映像制御装置 入力32CH以上/出力30CH以上	1	台			

指令センター設備
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
防災センター1階表示盤 40～45型	1	台			
無線統制台					
無線統制台 指令台同等機能	1	台			
指令伝送装置					
指令情報送信装置 自動出動指定装置用制御処理装置に含む	1	台			
指令情報出力装置 指令書プリンタ含む	9	台			
気象観測装置					
気象観測装置 GPS時計含む	1	組			
音声合成装置					

指令センター設備
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
音声合成装置 規則合成方式・音片メンテナンス装置含む	1	台			
出動車両運用管理装置					
車両位置管理装置	1	台			
車両運用端末装置 Ⅲ型タイプ・AVM一体型ナビゲーション端末 車両運用端末装置用通信カード含む	32	台			
車両運用端末装置 Ⅱ型タイプ・AVM端末 車両運用端末装置用通信カード含む	8	台			
車外設定端末装置(救急車用) 後部座席に設置	10	台			
無線LANアクセスポイント POEスイッチ含む	14	台			
システム監視装置					
システム監視装置	1	台			

指令センター設備
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
電源設備					
直流電源装置(DC-48V) 停電補償3H以上	1	台			
無停電電源装置(本部) 停電補償10分以上	1	台			
無停電電源装置(署所) 停電補償10分以上	7	台			
統合型位置情報通知装置					
統合型位置情報通知装置	1	台			
消防用高所監視装置					
消防用高所監視装置 光学30倍以上・風速90m/s非破壊	1	台			
映像通報・中継装置					

指令センター設備
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
映像通報受信端末 映像通報システム・映像中継受信端末含む	1	台			
NASサーバ ASP、Webディスプレイ用	1	台			
情報収集用カメラ装置					
ネットワークPTZカメラ 指令室、消防局、6分署用	8	台			
カメラ制御・録画装置(モニター含む)	1	組			
聴覚・言語機能障害用緊急通報装置					
FAX119受信端末 指令台連動	1	台			
NET119受信端末 パトロール含む	1	台			
消防分析システム (WebGIS)					

指令センター設備
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
消防分析システムサーバ 指令台連動・市職員端末接続可能 同時使用207ライセンス	1	台			
支援情報管理システム					
支援情報制御装置(DBサーバ、Webサーバ等) 市職員端末接続可能 同時使用607ライセンス	1	組			
支援情報端末装置(デスクトップ)	5	台			
支援情報端末装置(ノートパソコン)	15	台			
支援情報端末装置(堅牢型ノートパソコン) 4G閉域網接続	5	台			
支援情報端末装置(堅牢型タブレット) 4G閉域網接続・救急隊用	8	台			
支援情報管理用プリンタ	10	台			
支援情報管理用モバイルプリンタ	5	台			

指令センター設備
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
情報共有システム					
情報共有制御装置(DBサーバ) 同時使用20ライセンス	1	台			
外部ネットワーク支援情報					
県救急医療情報閲覧用端末 15型ノートパソコン	1	台			
指令系ネットワーク装置					
本部ネットワーク機器	1	組			
署所ネットワーク機器	6	組			
その他					
電子黒板 65～70型ディスプレイ	2	台			

指令センター設備
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
指令事務室テレビ 映像制御装置と接続・BDレコーダ1台付	1	台			
入退室管理装置 テンキー認識	1	台			
支援情報端末装置用プリンタ A1対応	1	台			
支援情報端末装置用スキャナ A1対応	1	台			
作戦室映像制御装置 作戦室の映像制御(表示盤出力含む)	1	台			
指令台用ワゴン	2	台			
web会議等外部接続端末 15型ノートパソコン	1	台			
ポータブル発電機 5.5KVA	7	台			
付属品・予備品					

指令センター設備
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
システム照会リーフレット 1000部	1	組			
指揮隊ベスト	5	着			
加湿機能付空気清浄機	2	台			
指揮台ヘッドセット アダプタ含む	40	組			
記録媒体 DVD-R×100枚、BD-R×100枚	1	式			
予備用トナー・ドラムカートリッジ 予備用トナー：各5組/台 予備用ドラムカートリッジ：各1組/台	1	式			
予備用タッチペン 端末1台につき3組（48組）	1	式			
指令情報出力装置端末等のラック 消防局3台＋各分署6台	9	台			
指令情報出力装置プリンタ等のラック 消防局3台＋各分署6台	9	台			

材料費

工種明細表

工種 第0002号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
制御ケーブル	1	式			
LANケーブル	1	式			
光ケーブル	1	式			
低圧ケーブル	1	式			
同軸ケーブル	1	式			
その他電線	1	式			
電線管類・ボックス類	1	式			
合 計	1	式			

指令センター設備に伴う別途役務

工種明細表

工種 第0010号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
端末接続導入作業	1	式			
指令室瞬間調光ガラス更新	1	式			
消防局4階LAN配線布設替え等作業	1	式			
署所指令系非常用発電機補修	1	式			
間仕切り補修	1	式			
合 計	1	式			

労務費

工種明細表

工種 第0016号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
据付・調整労務費 既設撤去を含む 別途役務・中部配水場配線等撤去含む	1	式			
合 計	1	式			

高機能消防指令センター更新工事
仕様書

令和5年度
明石市

目 次

第1章 総 則	4
1 目 的	4
2 指令センター設備の定義.....	4
3 適用の範囲	4
4 整備期間	4
5 整備方針	4
6 特記事項	5
7 指令系設備の型式及び要件.....	6
8 法令の遵守	6
9 手続き	6
10 関連基準・指針等.....	7
11 提出書類	8
12 疑義	9
13 操作研修	9
14 仕様変更等	10
15 データ整備及び既設データ入力.....	10
16 機器仕様の解釈・変更.....	11
17 検査	11
第2章 共通指定事項.....	13
1 指令センター設備の基本事項.....	13
2 設置場所	13
3 機密保護	14
4 電気通信事業者回線等について.....	14
第3章 設備概要（消防指令システム）	15
1 指令センター設備の機器構成.....	15
2 指令センター設備に伴う別途役務.....	20
3 受注者負担諸経費一覧.....	21
4 別途発注業務一覧.....	21
5 使用条件	22
6 使用部品規格	22
7 電氣的規格	22
8 伝送品質	22
9 通信規約（プロトコル）等.....	23

第4章	各装置別仕様（消防指令システム）	24
1	指令装置	24
2	指揮台	67
3	表示盤	68
4	無線統制台	74
5	指令電送装置	75
6	気象観測装置	76
7	災害状況等自動案内装置	78
8	順次指令装置	79
9	音声合成装置	80
10	出動車両運用管理装置	80
11	システム監視装置	93
12	電源設備	94
13	統合型位置情報通知装置	95
14	消防用高所監視装置	97
15	映像通報・中継装置	99
16	情報収集用カメラ装置	104
17	聴覚・言語機能障害用緊急通報装置	105
18	消防分析システム（WebGIS）	107
19	支援情報管理装置	114
20	情報共有システム	161
21	外部ネットワーク支援情報	164
22	指令系ネットワーク装置	165
23	その他	167
24	付属品・予備品	169
25	指令センター設備に伴う別途役務	171
第5章	工事仕様	173
1	適用範囲	173
2	一般事項	173
3	工事施工	173
4	その他	175

第1章 総 則

1 目 的

本仕様書は、明石市が調達する「高機能消防指令センター更新工事」（以下「本工事」という。）仕様について必要な事項を定めるものである。

本工事は、明石市消防局に設置する「通信指令管制業務及び通信指令管制支援業務（消防OA）を行う装置」及びこれらの付帯設備（以下「指令センター設備」という。）に係るシステムの構築を目的とする。

2 指令センター設備の定義

指令センター設備は、明石市消防局（以下「消防局」という。）の中核機構部門の役割を果たすものであり、火災・救急等をはじめとする各種消防業務における通信連絡体制を迅速かつ的確に処理して消防活動の効果的運用を図り、被害を最小限度にとどめることにより、住民の生命・財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的として設置するものであり、119番通報の受付、消防・救急等の出動指令・車両運用管理、病院連絡等の救急業務の効率的運用、各種消防業務に関する情報処理並びに消防車及び救急車等との連絡、情報通信等を一括して、円滑、効率的に行い得る機能を有するものである。

3 適用の範囲

本仕様書の適用範囲は、消防局に設置する指令センター設備及びこれらの付帯設備を構成する装置・機器等の設計製作、運搬、施工、据付、調整試験、データの移行、操作研修並びに施設の完成に必要な諸官公庁等への諸手続等、検査に至るまでの一切とする。また既存機器及び配線等の移設・撤去・処分を含むものとする。

4 整備期間

自：契約締結日の翌日

至：令和6年（2024年）3月31日

※ 工事完了検査は令和6年3月25日までに受検のこと。

5 整備方針

- (1) 指令センター設備更新工事、消防救急デジタル無線設備（以下「デジタル無線」という。）更新工事、保守契約（12年間）の一括発注（それぞれ個別契約）によって、運用・保守の効率化とライフサイクルコストの最小化を目的とする。
- (2) 既設発電機等を継続利用することで経済的な整備事業とすること。
- (3) 緊急通報受理回線（119番回線）は、光IP回線（NTTサービス名称：音声利用IP通信網）に対応すること。

- (4) 映像通報・中継システム、順次指令装置等アプリケーション・サービス・プロバイダ（以下「ASP」という。）を積極的に利用し、ICTを活用した多様な手段による119番受付と事案対応を可能にすること。
- (5) 「消防情報分析システム」によるGIS連携化とし、より高度な消防計画や分析等の検討・立案を行う機能を有すること。

6 特記事項

(1) 切替手法

指令センター設備の更新においては、既設指令台の一部を情報指令事務室に移設した上で、情報指令室（以下「指令室」という。）に新設備を構築しシステム切替を行う手法を基本とするが、新設備の一部を情報指令事務室に仮設した上で、システム切替を行い、既設設備撤去後に指令室に本設する手法も優位性があると判断出来る場合は認める。

(2) 関連工事等との調整

ア 受注者は魚住分署耐震改修工事（令和5年度別途発注予定）、朝霧分署耐震改修工事（令和6年度別途発注予定）の関係者と十分な協議を実施し、工程や工法上の齟齬が発生しないよう調整すること。必要に応じて既設機器等の仮設も行うこと。

イ 令和5年度に指令室、コンピュータ室の空調設備を同時更新する（別途工事）。受注者は関係者と十分な協議を実施し、工程や工法上の齟齬が発生しないよう調整すること。

ウ 中部配水場に消防用高所監視装置を設置しており、令和5年度に同装置用の非常用自家発電設備を江井島分署へ移設する（別途工事）。更新する消防用高所監視装置は、中部配水場非常用自家発電設備から商用電源及び非常用電源の供給を受けること。受注者は関係者と十分な協議を実施し、工程や工法上の齟齬が発生しないよう調整すること。

エ 今後、中崎分署及び市役所本庁舎の移転が予定されていることから、それらの移転を考慮した機器の設置や工法とすること。

(3) 回線関連

ア 消防局、各分署、高所監視装置及び明石市役所との回線は、別途消防局が指定する光回線（広域イーサ）を使用すること。

イ Eメール指令、災害状況等自動案内、順次指令、NET119及び映像通報・中継システムはASP事業者を利用するが、接続するインターネット回線は冗長化すること。また、ネットワーク障害時に自動切換できるネットワーク構成とすること。

(4) データ抽出

今後の明石市役所電子決裁システム（仮称）の導入を考慮し、原則として印刷可能な全ての帳票等は、ExcelやPDF等で抽出できること。

7 指令系設備の型式及び要件

指令センター設備は、総務省消防庁の定める消防防災施設整備費補助金交付要綱のⅡ型以上の機能仕様を満たし、かつ本仕様書の機能を有すること。

8 法令の遵守

本工事の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守するものとし、最新版を参照すること。

- (1) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)
- (2) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
- (3) 電波法関係審査基準(平成 13 年総務省訓令第 67 号)
- (4) 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線に係るものの仕様を定める件(平成 21 年 6 月 4 日消防庁告示第 13 号)
- (5) 消防指令システム-消防救急無線間共通インタフェース仕様 (2020 年 4 月 2 日制定)
- (6) 消防救急デジタル無線システムに係る設計・整備マニュアル第一版
- (7) 近畿総合通信局における技術審査基準
- (8) 無線設備の停電・耐震対策のための指針 (総務省指針)
- (9) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)
- (10) 有線電気通信法(昭和 28 年法律第 96 号)及び同法関係規則
- (11) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- (12) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- (13) 建築設備設計基準
- (14) 建築設備耐震設計・施工指針
- (15) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
- (16) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- (17) 電気用品安全法(昭和 36 年法律第 234 号)
- (18) 気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)
- (19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)
- (20) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (21) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- (22) 明石市が定める市条例・規則等
- (23) 明石市情報セキュリティポリシー
- (24) その他関係法令等

9 手続き

- (1) 官公庁等

受注者は、電気通信事業法、電波法、建設業法、労働安全衛生法等に定められた手続

きに従い、許可又は認可を受けなければならない。

また、官公庁、通信事業者、電力会社等に対して、必要な申請、計画、通知等の手続を行い、許可、認可等を受けるものとし、当該手続きに係る費用を負担するものとする。

なお、官公庁との交渉を要するとき又は官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

(2) 特許等

本工事に係る装置及び作業で、特許、実用新案、その他関係法令に抵触するものは、受注者の負担において処理すること。

(3) 廃棄物

本工事で発生する廃棄物、既設装置及び配線並びに指令センター設備に関連する不要となった既存システム機器等の廃棄物等は、受注者の負担において処理すること。また、関係法令で定める手続きを行うこと。

10 関連基準・指針等

本工事の実施にあたっては、次の基準及び規格を遵守するものとし、最新版を参照することを原則とするが、本仕様書を優先する。

(1) 基準等

ア 消防防災施設整備事業補助金交付要綱(平成14年4月1日 消防消第69号)

イ 電気通信設備工事共通仕様書(令和4年国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)

ウ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)(令和4年国土交通省大臣官房官庁営繕部)

エ 消防救急デジタル無線共通仕様書 第1版(平成21年9月)

(2) 規格等

ア 日本産業規格(JIS)(経済産業省 日本工業標準調査会)

イ 日本電機工業会規格(JEM)(一般社団法人 日本電機工業会)

ウ 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)(一般社団法人 電気学会)

エ 電子情報技術産業協会規格(JEITA)(一般社団法人 電子情報技術産業協会)

オ 電池工業会規格(SBA)(一般社団法人 電池工業会)

カ 電波産業会標準規格(ARIB)(一般社団法人 電波産業会)

(3) 情報セキュリティ等

ア 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年 総務省)

イ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(令和4年 個人情報保護委員会)

ウ コンピュータ不正アクセス対策基準(平成12年 通商産業省発行)

エ コンピュータウイルス対策基準(平成12年 通商産業省発行)

オ ソフトウェア管理ガイドライン(平成7年 通商産業省発行)

カ 明石市情報セキュリティポリシー

1.1 提出書類

提出書類については、明石市都市局住宅・建築室営繕課にて定めている「契約書・仕様書に基づく提出書類（工事編）」によるものとする。また、別途必要な書類として、下表に従うものとする。書類（正本は紙版）の提出とあわせてDVD等の電子媒体を提出するものとし、電子データは、原則として汎用ソフトでの閲覧が可能な形式とすること。

提出書類	提出時期
1 業務関係 個人情報保護誓約書	着手時
2 承諾図 (1) ソフトウェア設計仕様書(指令系) (2) 機器外觀図、(3) 機器実装図 (4) 機器構成表、(5) 機器仕様書 (6) 配線系統図、(7) 機器配置図 (8) ケーブル系統図、(9) 各種検査要領書 (10) 事前試験手順書、(11) 切替作業手順書	詳細仕様確定後、速やかに
3 中間検査事前資料 (1) 中間検査内容 (2) 中間検査機器写真	中間検査前
4 完成図書 (1) 竣工図、(2) 機器外形図 (3) 機器実装図、(4) システム系統図 (5) 布線図、(6) 電気配線図 (7) 試験成績書、(8) 工程表(作業後) (9) 作業写真(作業前・作業中・作業後)	完了2週間前
5 設備説明書 (1) 設備機能説明書 (指令室用、署所用) (2) 設備取扱説明書 (指令室用、署所用)	仮稼働切替え前

提出書類	提出時期
6 消防支援系（OA）等説明書 (1) 消防支援系（OA）機能・取扱説明書 (2) 消防分析システム（WebGIS）機能・取扱説明書 (3) 情報共有システム機能・取扱説明書 (4) 各ASPサービス機能・取扱説明書 （Eメール指令装置、災害状況等自動案内装置、順次指令装置、映像通報受信・映像中継装置受信端末、NET119受信端末）	各機能仮稼働切替え前
7 その他 (1) データ入力スケジュール表 (2) 研修スケジュール表 (3) その他発注者が指示する書類及び資料	部数及び提出時期は、協議による。

1.2 疑義

この仕様書に記載の無い事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

1.3 操作研修

受注者は設備の円滑な運用を図るため、以下に示すとおり消防局の職員を対象に運用訓練指導を責任持って実施しなければならない。なお、操作研修に必要な費用は受注者が負担するものとする。

(1) 研修概要

システム研修は下記の区分とし、運用開始前から実施するものとする。

ア メンテナンス研修

イ 操作研修

(2) 研修体制

ア 受注者は、発注者と日程調整し、研修要員を派遣するものとする。

イ 受注者は、研修のカリキュラム及び資料を作成し、計画的に実施するものとする。

なお、研修内容及び対象者は以下の通りとし、詳細は発注者と協議のうえ決定するものとする。

内容	対象者
1 メンテナンス管理	指令員
2 設備取扱	指令員

内容	対象者
3 署所設備取扱	署所職員
4 障害一時対応取扱	指令員

1.4 仕様変更等

システムの設計変更等は原則として認めないものとするが、次の場合は発注者の承認後、変更することができるものとする。

- (1) 諸官庁の行政指導等により、やむをえない場合であって、具体的理由及び根拠を示す書面を提示し、発注者の承認を得た場合とする。
- (2) 発注者からの指示である場合、発注者と受注者との協議により内容を定め、協議のうえ決定するものとする。
- (3) 受注者の都合である場合、変更理由・内容を明らかにして発注者へ申し出るものとし、その理由がやむをえず、かつ、その代替内容が同等以上と認められる場合に限る。
- (4) 変更に伴う請負金額の増減については、発注者と受注者との協議のうえ決定するものとする。

1.5 データ整備及び既設データ入力

- (1) 指令センター設備が動作上必要とする初期データの入力作業（音声合成装置への文言セット等を含む）は、受注者が行うこと。
- (2) 基礎データ（既設支援情報管理装置内等のデータを含む）や、既存指令台の各種地図のデータ（既存各種レイヤに登録されているデータや既設支援情報管理装置内等の地図データを含む）について、新システムへのセットアップは受注者が行うこと。

また、原則として各種地図ポイントデータ（消防水利、危険物施設、防火対象物等の地図上のシンボルマーク）が重複しないようにすること。

- (3) 完全なデータ移行が不可能な場合は、受注者はデータ入力・確認専従者を現地に配置し、データ入力と既設位置等の確認作業を行うこと。
- (4) データの最終確認は発注者が行うものとするが、受注者はデータ確認チェックリストや、既設データからの差異等を示す資料等を作成し、発注者が容易に最終確認を実施できるものを提出すること。

また、データに誤り等がある場合、受注者は速やかに修正すること。

(5) 既設データ消去

ア 受注者は、撤去した既設装置の処分を行う際に、作業完了までの作業工程管理を徹底して行うこと。

イ 受注者は、データ漏洩防止対策を行い、消去完了までの過程を事前に発注者に提出し、了解を得ること。

ウ 受注者は、格納された既設データの消去（消去プログラムの使用または物理的破壊等）をすること。

(6) 支援情報管理装置の処分

ア 発注者によるデータ移行の最終確認及び受注者による修正が終了するまでの間、既設支援情報管理装置のデータを廃棄してはならない。最終確認終了後、受注者は速やかに既設データの消去や、廃棄処分等を行うこと。

イ 既設支援情報管理装置のサーバ及び端末数台を、別途指示する場所へ移設すること。

1.6 機器仕様の解釈・変更

(1) 本仕様書に記載している各装置の主な機能及び冗長化等の安定性や信頼性に係るものは必ず具備すること。ただし、機能については、本仕様書で指定する装置と別装置に具備し実現することでもよい。

(2) 原則として各装置の「構造・形状」の差異、画面デザインや操作方法は実運用に問題ない範囲において変更を認める。納入する機器等は本仕様書と同等以上の性能とし、差異比較表を作成して発注者の承諾を得ること。

(3) 整備するシステムの構成・機器仕様、員数及び機器配置等は、発注者の承諾をもって最終決定とする。

1.7 検査

本工事において、発注者が行う検査及び関係法令等で行う検査の際は、受注者は検査に必要なとなる資料の作成、検査機器の準備、申請手続き等を行い、検査に立ち会うこと。その際に必要となる経費については、受注者の負担とする。

(1) 物品に関する検査（工場検査）

ア 機器等の製造後において、工場出荷前に製品の工場検査を実施する。検査内容等は、本仕様書、納入仕様書、システム設計図等を基に、機材等の指定照合、数量等の他、システムの総合的な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行う。

イ 受注者は、検査に先立ち検査実施要領書を提出し、承認を受けるものとする。

ウ 検査実施要領書は、指定照合を含む検査項目、検査方法、検査手順、合否判定基準その他必要事項を記載したものであること。

(2) 工事に関する検査等

工事に関する検査は、発注者が指定する監督員及び発注者が指定する検査員による工事検査及び段階確認を行う。

ア 材料検査、試験等

発注者が立会う材料検査を行う場合は、受注者は検査に必要なとなる資料の作成、検査機器の準備等を行う。指定主要材料、機器等の検査及び試験は、発注者の立会いの

もとで行う。ただし、発注者が認めた場合には、受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれを代用することができる。

イ 検査員による検査は完成検査とする。

第2章 共通指定事項

1 指令センター設備の基本事項

指令センター設備を構成する各装置は本工事の目的から耐久性と高信頼性を有するものとし、特に次の事項を満たすものとする。

- (1) 各装置は、通信指令管制業務を停止することなく、保守点検や保守作業が容易に行える構造であること。
- (2) 各装置は、それぞれの用途に応じた操作性及び機能を重視したものであるほか、その形状・色調は他の機器と調和のとれたものであること。
- (3) 指令センター設備は、音声通信系・コンピュータ系のシステムで構成されるが、一部のサブシステムの障害により全システムの障害へと波及しないよう設計されたものであること。
- (4) 携帯電話回線事業者等への拡張や改造の対応、信頼性の確保と保守一貫性（指令センター設備の統一保守窓口の設置等）に配慮すること。
- (5) 取り扱い上、特に注意を要する箇所及び危険な場所には、その旨を表示し、かつ誤りを発生させない措置を講じること。
- (6) 既設装置から新装置への切替えに際し、通信指令管制業務及び通信指令管制支援業務に支障をきたさぬよう充分留意して実施すること。また、切替え方法やスケジュール等を発注者へ提示し、承認を得ること。
- (7) 指令台、指令制御装置、非常用指令設備は、アナログ・デジタル・IPの119番回線に対応できること。
- (8) 指令センター設備は将来の機能拡充や機能追加・機器の増設が容易に対応できるものとし、最先端の技術を駆使した設計であること。また、将来の技術革新に準拠した機能であること。
- (9) ソフトウェアについては、本仕様書に従い、データの修正や次回更新時のデータ移行が容易に行えるように配慮すること。
- (10) 各装置は、コンパクト化・低消費電力化・低騒音化・統合化及び冗長化が図られたものとし、連続稼働に耐える信頼を有すること。
- (11) 指令室及びコンピュータ室に配置する機器にあつては、既設免振床が機能する場所に留意して設置すること。
- (12) 各種端末においては、マウス、キーボード、タッチペン及びACアダプタ等の付属品を設けること。

2 設置場所

- (1) 指令室設備の設置場所は、次のとおりとする。

明石市消防局：明石市藤江 924-8

(2) 署所設備等の設置場所は、次のとおりとする。

ア 明石市消防署	明石市藤江 924-8
イ 消防署朝霧分署	明石市朝霧町 3 丁目 10-1
ウ 消防署中崎分署	明石市中崎 1 丁目 6-20
エ 消防署大久保分署	明石市大久保町西脇 364-12
オ 消防署江井島分署	明石市大久保町江井島 794-8
カ 消防署魚住分署	明石市魚住町西岡 500
キ 消防署二見分署	明石市二見町西二見 767-3
ク 中部配水場（高所監視装置）	明石市大久保町大窪 3081
ケ 市役所本庁舎	明石市中崎 1 丁目 5-1

3 機密保護

発注者が受注者に提供するデータ等は機密保護に注意し、その内容を外部に漏らしてはならない。発注者は、受注者が提出する書類及びデータ等に機密指定がある場合には、受注者の書面による承諾なしに、第三者に公開又は提供してはならない。

特に、個人情報保護法及び個人情報保護委員会が定めるガイドラインには十分留意し、準拠すること。なお、個人情報保護に関する誓約書は再委託業者を含め提出すること。

4 電気通信事業者回線等について

- (1) 指令センター設備の設置に伴い、移設及び増設が必要となる局線や専用線等の手続きは受注者が代行し、また、それに要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 電気通信事業者回線の新設、増設、既設回線の変更等を行うにあたり、MDF以降の屋内配線、MDFの改修及び不要配線の撤去は本工事の範囲にて行うこと。また、電気通信事業者回線の新設、増設、既設回線の変更・休止等に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 本指令センター設備の設置に伴い、竣工以前に必要な局線、専用線、ASP等インターネット回線、車両運用端末装置用回線、支援情報端末装置（モバイル）用回線及びASP事業者の使用料等は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は回線終端装置（DSU）を設置すること。光回線終端装置（ONU）については、電気通信事業者と協議の上、責任分界点を定めること。

第3章 設備概要（消防指令システム）

1 指令センター設備の機器構成

指令センター設備の機器構成及び数量は、次表のとおりとする。なお装置の統合化、仮想化を行う場合は運用性・信頼性を確保すること。

	装置名	規格	数量	備考
1	指令装置			
(1)	指令台	4画面構成、輻輳モード機能。	3台	無線統制台、指揮台を含め計5台（輻輳時10台） 4画面のディスプレイはタッチペン、マウス両方に対応
(2)	自動出動指定装置	WEBサーバ、データメンテナンス用装置含む		webディスプレイ地図サイト連動、ヘルプネットと位置データ等自動取込
	ア 制御処理装置	二重化構成	1台	119番回線冗長化
	イ ディスプレイ	23型程度液晶アーム式ディスプレイ	5台	
(3)	地図等検索装置			
	ア 地図等検索装置		5台	
	イ 地図用ディスプレイ	23型程度液晶アーム式ディスプレイ	5台	
(4)	支援用ディスプレイ	・多目的ディスプレイ／支援（OA）ディスプレイ（3画面目。画面切替） ・webディスプレイ（4画面目）	10台	webディスプレイで各種ASPを操作できること。
(5)	長時間録音装置	ダビング録音装置含む	1台	SSD又はHDD+DVDバックアップ型
(6)	Eメール指令装置	ASPのEメール指令操作端末を含む	1台	ASPと連動。ASP接続回線冗長化、接続不可の場合に自動切替。指令台各台webディスプレイでも操作可
(7)	指令制御装置	二重化構成	1台	
(8)	非常用指令設備	指令制御装置同等装置	1台	

(9)	携帯・I P 電話受信転送装置		1 組	1 - (7) (8) 項に含 む
(10)	プリンタ	指令に係る報告書等出力 A 4 対応	2 台	We b、A S P 用 1 台。 指令書、支援情報システ ム、システム監視装置等 用 1 台。
(11)	カラープリンタ	A 3 対応	0 台	既設流用。We b、A S P 用端末と接続
(12)	スキャナ	A 3 カラー対応	0 台	既設流用
(13)	署所端末装置		7 台	
(14)	無線指令受付装置	指令回線障害時	6 台	
(15)	1 1 9 番受付補助電話		4 台	電源バックアップ含む
(16)	拡張台		10 台	
(17)	放送用アンプ	各分署	6 台	
2	指揮台			
(1)	指揮台	指令台同等機能	1 台	
3	表示盤			
(1)	総合情報表示盤	5 5 型×1 0 台 (横 5 × 縦 2)	1 面	設置台を含む
(2)	支援情報表示盤	5 5 型×2 台	1 面	天吊設置
(3)	消防局事務室表示盤	本部用 6 5 型	1 台	
(4)	消防署事務室表示盤	消防署用 6 5 型	2 台	
(5)	署所用情報表示盤	分署用 4 0 ~ 4 5 型	6 台	
(6)	映像制御装置	入力 3 2 CH 以上、出力 3 0 CH 以上	1 台	
(7)	防災センター 1 階表示盤	4 0 ~ 4 5 型	1 台	(既設屋外表示盤撤去)
4	無線統制台			
(1)	無線統制台	指令台同等機能	1 台	
5	指令伝送装置			
(1)	指令情報送信装置		1 台	1 - (2) -アに含む
(2)	指令情報出力装置	(情報共有システム使用可)	9 台	指令書プリンタ含む
6	気象観測装置			
(1)	気象観測装置		1 組	
(2)	GPS 時計		1 台	6 - (1) に含む。タイ ムサーバー兼用。
7	災害状況等自動案内装置			

(1)	災害状況等自動案内装置	Eメール指令装置と連動 ホームページに自動掲載	0台	A S P利用。指令台各台 web ディスプレイでも操 作可
8	順次指令装置			
(1)	順次指令装置	Eメール指令装置と連動	0台	A S P利用。指令台各台 web ディスプレイでも操 作可
9	音声合成装置			
(1)	音声合成装置	規則合成方式	1台	音片メンテナンス装置含 む
10	出動車両運用管理装置	4 G 閉域網通信型		
(1)	車両位置管理装置		1台	
(2)	車両運用端末装置	Ⅲ型タイプ (A V M 一体型ナビゲ ーション端末)	32台	
(3)	車両運用端末装置	Ⅱ型タイプ A V M 端末	8台	
(4)	車外設定端末装置 (救急車用)	後部座席に設置。	10台	
(5)	携帯電話回線	車両運用端末装置用通信カード	40組	
(6)	無線 LAN アクセスポイント	POE スイッチ含む	14台	無停電電源装置接続
11	システム監視装置			
(1)	システム監視装置		1台	
12	電源設備			
(1)	直流電源装置 (DC-48V)	停電補償 3 時間以上	1台	
(2)	無停電電源装置 (本部)	停電補償 1 0 分間以上	1台	
(3)	無停電電源装置 (署所)	停電補償 1 0 分間以上	7台	本部 1、各分署 6
13	統合型位置情報通知装置			
(1)	統合型位置情報通知装置		1台	A 面 (N T T) の I P 化 含む
14	消防用高所監視装置			
(1)	消防用高所監視装置	光学 3 0 倍以上、風速 90m/s 非破 壊。	1台	ミカミ製 P T C - 1 1 3 Ⅱ - H D I P と同等以 上。指令台連動
15	映像通報・中継装置			
(1)	映像通報受信端末	映像通報システム	1台	A S P 利用。指令台各台 web ディスプレイでも操

				作可。指令台電話番号データ連携
(2)	映像中継受信端末		1 台	15- (1) に含む
(3)	N A S サーバ	A S P、W e bディスプレイ用	1 台	
16	情報収集用カメラ装置			
(1)	ネットワーク PTZ カメラ	指令室、消防局、6 分署	8 台	
(2)	制御・録画装置 (モニター含む)		1 組	
17	聴覚・言語機能障害用緊急通報装置			
(1)	F A X119 受信端末	指令台連動。	1 台	
(2)	N E T119 受信端末	バトライト含む。	1 台	指令台各台 web ディスプレイでも操作可。 消防庁基準準拠。既設データ移行。
18	消防分析システム (WebG I S)			
(1)	消防分析システムサーバ	指令台連動。 市職員端末接続可能	1 台	同時使用 20 ライセンス。
(2)	消防分析システム端末装置	支援情報端末装置と共用	0 台	指令台支援用ディスプレイ、支援情報端末装置、既設市職員用端末でも操作可とする。
19	支援情報管理システム			
(1)	支援情報制御装置 (DB サーバ、Web サーバ、ファイルサーバ等)	市職員端末接続可能。 メンテナンス装置含む	1 組	同時使用 60 ライセンス
(2)	支援情報端末装置 (デスクトップ)		5 台	ディスプレイは指令台と共用
(3)	支援情報端末装置 (ノートパソコン)		15 台	市職員用ネットワーク断線時等利用
(4)	支援情報端末装置 (堅牢型ノートパソコン)	4 G 閉域網接続。	5 台	指揮隊、予防課等
(5)	支援情報端末装置 (堅牢型タブレット)	4 G 閉域網接続。救急隊用	8 台	救急隊 7 隊、予備 1

(6)	プリンタ	再利用トナー使用可	10 台	消防局庁舎内のプリンタは、同庁舎内全ての支援情報端末装置で印刷できること
(7)	モバイルプリンタ	モバイル・バッテリー駆動	5 台	
(8)	ウイルス対策サーバ	ファイアウォール含む	1 組	
20	情報共有システム			
(1)	情報共有制御装置 (DB サーバ)		1 台	同時使用 20 ライセンス
(2)	情報共有端末装置 (デスクトップ)	支援情報端末装置と共用	0 台	指令台支援用ディスプレイ、指令情報出力装置、支援情報端末装置でも操作可とする。
(3)	情報共有端末装置 (ノートパソコン)	支援情報端末装置と共用	0 台	
21	外部ネットワーク支援情報			
(1)	県救急医療情報閲覧用端末	15 型ノートパソコン	1 台	
22	指令系ネットワーク装置			
(1)	本部ネットワーク機器		1 組	
(2)	署所ネットワーク機器		6 組	
23	その他			
(1)	電子黒板	65～70 型ディスプレイ	2 台	指令室 1 (ノートパソコン付)、作戦室 1
(2)	指令事務室テレビ	映像制御装置と接続。ブルーレイレコーダ [※]	1 台	
(3)	入退室管理装置	テンキー認識	1 台	指令台で開閉操作
(4)	プリンタ	A 1 対応	1 台	予防課支援情報端末装置で操作
(5)	スキャナ	A 1 対応	1 台	予防課支援情報端末装置で操作
(6)	作戦室映像制御装置	作戦室の映像制御 (表示盤出力含む)	1 台	表示盤映像表示切替機能と同等
(7)	ワゴン		2 台	
(8)	web 会議等外部接続端末	15 型ノートパソコン	1 台	
(9)	ポータブル発電機	5.5KVA	7 台	ドラムコード付

24	付属品・予備品			
(1)	施設紹介リーフレット		1組	リーフレット1000部
(2)	指揮隊ベスト		5着	
(3)	加湿機能付空気清浄機		2台	
(4)	指令台ヘッドセット	アダプタ含む	40組	
(5)	記録媒体（DVD-R、BD-R）		各100枚	
(6)	予備用トナー		各5組	プリンタ1台につき5組
(7)	予備用ドラムカートリッジ		各1組	プリンタ1台につき1組
(8)	予備用端末タッチペン		各3組	端末1台につき3組
(9)	指令情報出力装置端末等のラック		9台	消防局3、各分署6
(10)	指令情報出力装置プリンタ等のラック		9台	消防局3、各分署6
(11)	保守用工具		1組	

2 指令センター設備に伴う別途役務

指令センター設備の整備に伴い別途付帯する役務は次表のとおりとする。

25	役務名	仕様	数量	備考
(1)	端末接続導入作業	接続調整・接続アイコンインストール作業（支援情報監理システム 消防分析システム）	1組	既設市職員端末（約200台）対象
(2)	指令室瞬間調光ガラス更新		1組	指令台で調光操作
(3)	消防局4階LAN配線布設替え等作業		1箇所	
(4)	署所指令系非常用発電機補修		4箇所	
(5)	間仕切り補修		1箇所	
(6)	中部配水場配線等撤去	引込柱、電源線、通信線撤去	1箇所	

3 受注者負担諸経費一覧

整備に関し受注者で負担する他業者諸経費を以下に記載する。なお、見積書は当消防局宛で参考取得したものであり、当事者間契約での条件・金額等を担保するものではない。また発行者の同意が得られないものは金額非公開とする。

1. 既設設備移設費等			見積額 (円：税抜)	備考
1)	既設指令台通信事務室移設費用	(NEC)	13,692,000	
2)	既設支援情報管理装置のサーバ及び端末2台移設費	(NEC)	632,000	
2. 回線関連費				
1)	位置情報通知用 IP-VPN回線の光化費用 (A面)	終端装置 ONU まで工事費、現地調査、メタル回線解除費含む (NTT データ)	100,000	概算
2)	ビジーネイティブ工事費		255,000	概算 指令センター完成までの月額負担額も受注者負担
3)	119 番回線異経路冗長化工事費用	工事費 518,408 月額負担額 8,481 (NTT 西日本)	518,408	指令センター完成までの通信費も受注者負担
3. デジタル無線接続関連費				
1)	新指令装置との接続に伴う既設無線装置改修 【OD 接続】	(NEC)	30,744,000	

4 別途発注業務一覧

以下は本工事とは別途の発注とする。契約事業者と設置場所、工程等を調整すること。

既設装置移設費		備考
(1) (仮称) 魚住分署庁舎耐震工事	1 式	(令和 5 年度別途発注予定)
(2) (仮称) 朝霧分署庁舎耐震工事	1 式	(令和 6 年度別途発注予定)
(3) (仮称) 消防局空調設備改修工事	1 式	(令和 5 年度別途発注予定)

(4) (仮称) 高所監視装置用非常用発電機引込修繕工事	1 式	(令和 5 年度別途発注予定)
(5) (仮称) 高所監視装置用非常用発電機江井島分署移設修繕工事	1 式	(令和 5 年度別途発注予定)

5 使用条件

指令制御装置・非常用指令設備及び指令台の使用条件は、次によるものとする。

- (1) 周囲温度 (室内) 10℃～32℃
- (2) 周囲湿度 (室内) 20%～80% (結露無きこと)
- (3) 連続動作 連続使用が可能であること。

6 使用部品規格

指令制御装置・非常用指令設備及び指令台の規格は、次によるものとする。

- (1) 日本産業規格 (J I S)
- (2) 日本電機工業会標準規格 (J E M)
- (3) 電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (4) 電気用品安全法規格 (P S E)
- (5) 情報処理装置等電波障害自主規制協議会標準規格 (V C C I)
- (6) 通信機用部品は J I S 若しくは東・西日本電信電話株式会社の仕様品又はそれ以上の性能を有する部品であること。

7 電氣的規格

指令制御装置・非常用指令設備の規格は、次によるものとする。

- (1) 制御方式・・・蓄積プログラム式
- (2) 通話路方式・・・PCM時分割方式又はIP制御時分割方式

8 伝送品質

加入者線、専用線等の線路条件は、次の値を基準とするが当該地域のNTT等の伝送路特性を考慮したものとする。

(1) 線路抵抗

- ア 指令回線・・・Ethernet式
- イ 119番回線・・・直流式 3,000Ω以下 (ループ抵抗)
- 交流式 1,000Ω以下 (ループ抵抗)
- 光IP方式
- ウ 加入回線・・・アナログ式 1,000Ω以下 (ループ抵抗)

I S D N方式若しくは光 I P方式

- (2) 絶縁低抗及び絶縁耐圧は、電気設備技術基準による。
- (3) 接地抵抗は、電気設備技術基準による。

9 通信規約（プロトコル）等

(1) 電話回線

- ア 加入有線、専用線及び内線等の回線条件は、(財)電気通信端末機器審査協会の定める技術基準によるものとする。
- イ 各種加入者線の接続条件及び信号方式等は、N T T等が規定する規格に準拠するものとする。
- ウ 1 1 9 番回線は、直流式、交流式、I S D N回線、光 I P回線の何れにも対応でき、N T T等の規格に適合するものとする。

(2) A S P接続回線

受注者は、災害状況等自動案内装置、Eメール指令装置、順次指令装置、映像通報・中継装置及び聴覚・言語機能障害用緊急通報装置と回線の兼用による回線使用料の低減化や、通信事業者の大規模通信障害等に備えて切替スイッチ等を設けた回線の冗長化を図るとともに、セキュリティを考慮した回線接続を発注者に提案し承認を得ること。

第4章 各装置別仕様（消防指令システム）

消防緊急通信システムは前章で定める装置群で構成されるもので、次の機能及び構造を備えるものであること。

1 指令装置

(1) 指令台

本指令装置は消防・救急受付指令業務を行う指令台についての仕様を定めたもので以下の機能・構造を備えるもの（①又は②とする）であるほか、指揮台及び無線統制台においても指令台と同様の機能を備えること。

また、指令台のディスプレイを活用し、指令台から移動せずに事務作業ができるよう、あらかじめ事務用のPC等に接続し、画面の切替により使用できるような仕組みを備えること。

平常時①：1名で4画面運用

指令台 1	
画面 2 地図	画面 4 多目的又は 支援情報表示 ／支援用 (OA)
画面 1 自動	画面 3 web
指令員 1	

平常時②：1名で4画面運用

指令台 1			
画面 4 多目的又は 支援情報表示/ 支援用 (OA)	画面 1 自動	画面 2 地図	画面 3 web
指令員 1			

輻輳時①：1名で2画面×2席運用

指令台 1	指令台 2
画面 2 地図	画面 4 地図
画面 1 自動	画面 3 自動
指令員 1	指令員 2

輻輳時②：1名で2画面×2席運用

指令台 1		指令台 2	
画面 4 地図	画面 1 自動	画面 2 地図	画面 3 自動
指令員 1		指令員 2	

ア 通信機能

(ア) 119番回線

- a 119番通報の着信は、可視及び可聴により受付ができること。また、着信

表示は、電話局名を表示した受付が可能なこと。

- b 各席では、操作により保留、再呼、切断及び転送ができ、その状態を可視にて確認でき、通信操作部にはその状態を回線毎に表示できること。また、保留した119番回線は、自席で保留した回線のみ受け付ける機能、他席で保留した回線を受け付ける機能を個別に操作できること。なお、複数保留した場合は、保留順に受け付けることとし、また、任意に保留順を無視して受け付けることも可能とすること。
- c 操作部は12型以上のタッチパネル付きカラーLCD画面（以下タッチパネル）と、通信キー盤面から構成すること。なお、タッチパネルは指令台操作部として119番回線受付、出動指令、無線機送受信、録音装置制御、他席モニター、各種回線の呼出制御、動態入力等の操作を可能とし、通信キー盤面においては無線操作、共通受付操作、119番回線受付等の操作ができること。
- d 停電等によりAC100Vの電源供給が停止した際、直流電源装置からの電源供給により、以下の操作（動作）が蓄電池のバックアップ時間内に動作可能であること。タッチパネルにて119番受付、加入回線によるワンタッチでの病院呼出し及び、加入・内線・専用線などの発着信接続が行えること。
- e 受付は、集中受付鉤による着信順代表受付及びタッチパネルからの119番優先受付、選択受付できること。
- f 受付した電話局名、回線番号、受付時刻、電話番号（通知ありの場合）を表示し、タッチパネルの該当鉤は色別表示、漢字表示できること。
- g 通話中、受話レベルが低い時、受話音の増幅できること。
- h 受け付けた119番回線は、受付した指令台にて保留することができ、任意の座席で保留再接続、呼返し、復旧切断が行えること。
- i 保留中の回線はタッチパネルの該当鉤に色別表示、漢字表示を行えること。
- j 保留再接続は、自席優先再接続、119番優先再接続、選択再接続が行えること。
- k 長時間保留中の回線に対して可視、可聴の警告を行うこと。
- l 通報種別毎の集計処理が行えること。
- m 119番通報を台間、内線、加入回線、専用線、転送回線へ転送できること。
- n 119番回線、内線、加入回線、専用線通話に三者通話、割り込み通話できること。
- o 119番回線の回線試験は指令台にて行うことができ、試験結果は指令台にて確認できること。
- p 受付中の119番通報は、通信操作部の保留ボタンにより回線を保留できその回線に対し保留メッセージが送出できること。（「しばらくお待ち下さい」

等)

- q 119番回線の直流式及び交流式・ISDN・IP回線のいずれの方法にも適合するとともに、受付回数が自動的に計数表示できること。
- r 119番回線にFAX通報が入った場合は、ワンタッチで指定のFAXに接続し、FAX装置に転送接続による受信ができること。
また、指令台のディスプレイにて受信FAXの確認ができること。
- s 通報内容を他の台の扱者にも覚知させるため、他の指令台のヘッドセット及び必要に応じてスピーカーよりモニターが行えること。
また、他の台の扱者は、モニターから必要に応じて割り込みが行えること。
- t 119番通報者(携帯電話も含む)及び加入回線での通報者から発番号情報が得られるときは、自動的に番号を記録し、必要に応じて履歴情報としてタッチパネル内に表示が行えること。また、その履歴情報から番号を選びコールバック回線による履歴発信することができること。履歴は直近の受付として最大10件を記録し、指令台個別の情報として保持すること。
- u 119番通報が輻輳時、一定時間以内に受け付けることができない回線に対して、自動的にメッセージ(「ただいま119番通報が混み合っております。そのまま切らずにお待ち下さい」等)を送出することができ、指令台が空き次第受け付けることができること。
- v 各指令台、無線統制台及び指揮台において、指令員が必要なときに心臓マッサージのリズム音を発出でき、そのリズムを通報者が聴取できるようにすること。

イ 指令回線

- (ア) 各席とも制御ができ、次の4種類の指令が行えること。
 - a 一斉指令
全指令回線に対し、同時に行う指令。
 - b 群別指令
あらかじめ編成してある群毎に行う指令。
群として最大8個のボタンを用意し、指令回線の編成が行えること。
 - c 部別指令
指令を必要とするその都度任意に群を編成して行う指令。
 - d 個別指令
任意の指令端末との間で相互通話を行う指令。
- (イ) 個別指令を除くすべての指令は、除外機能(使用中の回線を除いて指令を継続する機能)を有すること。
- (ウ) 指令回線と消防無線を同時に接続して指令が行えること。
- (エ) 指令中の回線において、署所端末より指令台に対して緊急通報ができること。

- (オ) 各席のタッチパネルの色別表示、漢字表示により、次に掲げる指令回線の状態が可視にて確認できること。
- a 回線話中 b 呼出中 c 応答 d 確受
 - e 緊急通報 f 端末発呼（指令専用回線）
 - g 回線障害（指令専用回線）
- (カ) 指令回線は全確受信号を受付後に自動復旧し、全確受表示も自動的に消灯すること。また、手動による復旧もできること。
- (キ) 指令専用回線に障害が発生した場合は、自動的に無線へ切替えて各署所の無線受令機を介した指令放送ができること。
- (ク) 7種類以上の指令トーンを自動及び手動で送出できること。
- (ケ) 自動指令では指令トーンにより出動署所と待機署所とを識別でき、また、災害種別を区別できること。
- (コ) 指令内容は概ね以下のものとする。
災害種別、災害区分、規模、災害住所、出動車両
- (サ) 自動指令において昼は拡声装置による指令放送とし、夜間は署所端末装置による昼夜間切替運用ができること。
- (シ) 指令音声レベル及び送話レベルをLEDレベル計にて監視できること。
- (ス) 119番通報受付席において、通報受付中であっても指令操作が行えること。なお、指令音声は119番回線に漏洩しないこと。また、以下の回線にて2者通話中であっても指令操作が行えること。他席モニター中（割り込み除く）・加入回線通話中・専用回線通話中・転送回線通話中（転送操作、三者通話中除く）
- (セ) 自動指令放送時に、署所端末装置に対し2系統以上の放送回線選択が指令台等から操作できること。
- (ソ) 次の予告指令音の鳴動が、各席に搭載した自動出動指定装置と連動し、音声合成等によりできること。
- a 火災音 b 救急 c 警戒音 d 救助音 e 待機音
 - f チャイム音等
- (タ) 指令台の各席より、重複しない署所に対し、同時に音声合成等による指令ができること。
- (チ) 自動指令は、音声合成装置からの合成音にて自動的に放送できること。
また、肉声による割り込みが行えること。
- (ツ) 指令回線は、VOIPに対応できること。
- (テ) 消防局2階の脱衣場2ヵ所に指令放送切替スイッチ等を設け、夜間時においても救急等の出動指令が鳴動するように改修すること。
- (ト) 既設同様に消防局中央監視装置や屋外出動表示盤等と接続し、出動指令時に

車庫のシャッターや廊下の電灯等が連動起動すること。

(ナ) 既設同様に夜間時においては、建物内や仮眠室内等场所を制限して指令放送ができること。

(ニ) 既設同様に夜間時において、仮眠室に放送切替スイッチを設けている場合は、選択された救急隊仮眠室のみ出動指令が鳴動するように設定できること。

ウ 局線

(ア) 着信は、可視及び可聴により受付ができること。

(イ) 発信、着信、転送及び保留が行えること。

(ウ) 保留時には、保留回線に対し保留音が送出できること。

(エ) ワンタッチダイヤルの電話番号の登録は1000ヶ所まで可能なこと。各登録先電話番号は昼・夜別に登録できること。かつ、登録は20グループに分けて整理ができること。

(オ) 各回線に対し、指令台のタッチパネル又はディスプレイからワンタッチダイヤル発信・リダイヤル発信等ができること。

(カ) ワンタッチダイヤル発信をした時は、相手先名、電話番号等の発信情報を回線復旧まで指令台のタッチパネルに表示すること。

(キ) リダイヤル機能又は履歴から発信できる機能を有すること。

エ 専用線

(ア) 指令台に収容した警察、川崎重工、高速道路事業者等の関係諸機関と通報の送受ができること。

(イ) 受付した回線は、保留及び保留再接続ができること。

カ 病院呼出

指定病院の呼出はタッチパネル及びディスプレイから、簡単な呼び出しにより迅速にできること。

キ 車両表示

車両運用表示盤に対して指令台、署所端末装置、車両運用端末装置及び指令情報出力装置の車両設定部からの操作により、次の表示ができること。

a 出動中 b 署外活動中 c 待機中 d 整備中 e 出動可 f 出動不可

ク 無線機制御（デジタル無線連携）

(ア) 指令装置無線操作部

a 指令台には、消防救急デジタル無線の操作及び状態を表示する操作部と、受話音声を拡声するスピーカーを有すること。

b 指令台の消防救急デジタル無線操作部は、デジタル無線波（消防救急波、主運用波、統制波）を10波以上収容することができること。

c 消防救急デジタル無線の操作部は無線波ごとに操作できること。

(イ) 指令装置デジタル無線接続方式

- a 無線回線制御装置との一斉音声通信における音声系接続は、アナログ音声、プレス、終話（切断）、プレス応答、着信信号を基本とすること。
 - b 無線回線制御装置との個別及びグループ音声通信における音声系接続についてはアナログ音声若しくはデジタル音声（IP方式）での接続とすること。
 - c 無線回線制御装置との情報（発信者番号、無線波、基地局）のやり取りは、LAN（イーサネット）にて行うこと。
 - d 原則として、消防指令システム-消防救急無線間共通インタフェース仕様（一般社団法人情報通信技術委員会作成TS-1023）に準じた接続方式とすること。
 - e デジタル無線の部品供給等の事由によりにより、指令システムとデジタル無線の製造事業者が異なる機器を使用する期間がある場合は、デジタル無線完成までの間、アナログ音声接続（OD接続）でも接続可とする。
- (ウ) 一斉音声通信機能
- a 移動局からの音声呼出しを指令台タッチパネル及び通信盤面の無線操作部に着信表示すること。また、スピーカー拡声しているときは、移動局の受話音声を拡声すること。
 - b 着信表示はランプ及び移動局名称を表示すること。
 - c 指令台の操作部からの受付操作により、着信中の無線波を接続すること。
 - d 指令台の操作部からの送信（プレス）操作で、プレス信号をデジタル無線に送出すること。
 - e 指令台の操作部からの切断操作で、終話（切断）信号をデジタル無線に送出し無線波を切断すること。
 - f 指令台の操作部から個別に無線波を接続し、移動局と一斉音声通信ができること。また、他台の無線操作部（タッチパネル及び通信盤面の両方）で接続中の無線波が表示されること。
 - g 指令台の操作部から任意に複数の無線波を接続し、移動局と一斉音声通信ができること。
- (エ) 無線回線に対しIC録音メッセージを3種類までワンタッチで送出できること。
- (オ) 個別音声通信機能
- a 移動局からの個別音声通信呼出しを、指令台の操作部に着信表示するとともに、着信音を鳴動すること。
 - b 着信表示はランプ及び移動局名称を表示すること。
 - c 指令台の操作部からの受付操作で着信中の無線波を接続し、移動局と相互

通話ができること。

- d 指令台の操作部からの切断操作で無線波を切断すること。
- e 指令台の操作部から移動局を選択し個別音声通信の発信ができること。

(カ) 通信統制機能

a 通話モニター

- (a) 指令台の操作部からの操作で、任意の無線波の受話をモニター設定できること。
- (b) 指令台の操作部からの操作で、設定中の無線波の通話モニターを解除できること。
- (c) 通話モニターの音量調整が行えること。
- (d) 指令台で無線波と通信中は、設定中の全ての無線波の通話モニターを解除すること。また、切断したときには通話モニターの状態に戻すこと。

b 通話モニター表示機能

- (a) 移動局からの着信を指令台の操作部にランプ及び移動局名称で表示すること。

c 発信規制機能

- (a) 指令台の操作部からの操作で、出場指令時に出動指令等規制中情報をデジタル無線に送出できること。
- (b) 指令台の操作部からの操作で、出場指令時に発信規制情報をデジタル無線に送出できること。
- (c) 指令台の操作部からの操作で、強制切断情報を消防救急デジタル無線に送出できること。
- (d) 指令台の操作部からの操作で、出動指令等規制中、発信規制の解除情報を消防救急デジタル無線に送出できること。
- (e) 発信規制情報は無線波ごとに設定及び解除ができること。

(キ) P S T N（公衆網）接続通信機能

- a 一斉音声通信又は個別音声通信方式で指令台と通信中の移動局を、指令台からの操作で、P S T N（公衆網）網を使用し、医療機関等と有無線接続ができること。
- b 有無線接続した指令台は、移動局及び医療機関等と三者通話になること。
- c 指令台からの操作で、移動局及び医療機関等を切断できること。

(ク) 自営通信網接続通信機能

- a 一斉音声通信又は個別音声通信方式で指令台と通信中の移動局を、指令台

からの操作で、自営通信網を使用し、消防職員等と有無線接続ができること。

- b 有無線接続した指令台は、移動局及び消防職員等と三者通話になること。
- c 指令台からの操作で、移動局及び消防職員等を切断できること。

(ケ) 県庁接続通信機能

- a 統制波にて一斉音声通信方式で指令台と通信中の移動局を、指令台からの操作で自営通信網又は公衆通信網を使用し、緊急消防援助隊の応援時の消防応援活動調整本部と有無線接続ができること。
- b 有無線接続した指令台は、移動局及び消防応援活動調整本部と三者通話になること。
- c 指令台からの操作で、他網接続中信号を消防救急デジタル無線システムに送出できること。
- d 指令台からの操作で、他網接続中信号の解除を消防救急デジタル無線システムに送出できること。
- e 指令台からの操作で、移動局及び調整本部を切断できること。

(コ) 基地局選択機能

デジタル無線の広域化・共同運用の可能性を考慮して、次の機能を設けること。

- a 指令台からの操作で、個別に基地局を選択できること。
- b 指令台からの操作で、任意に複数の基地局を選択できること。
- c 選択された基地局を、指令台の操作部に表示すること。
- d 指令台からの操作で、一斉に基地局を選択できること。
- e 基地局一斉の状態を、指令台の操作部に表示すること。
- f 指令台からの操作で、基地局自動選択又は手動選択の設定ができること。
- g 基地局の自動選択又は手動選択の状態を、指令台の操作部に表示すること。
- h 基地局選択機能は無線波ごとに設定できること。

(サ) 着信履歴発信

- a 移動局からの着信を着信履歴として保持し、指令台に着信履歴の表示ができること。
- b 保持する情報は着信時刻、移動局名称、無線波名称及び基地局名称とする。

(シ) 事案連携機能（個別音声通信）

- a 自動出動指定装置の操作で、事案編成された拘束中の移動局に個別音声通信方式で発信できること。
- b 事案編成で拘束中の移動局から個別音声通信方式で着信を受付したときは、受付に連動して自動出動指定装置で対象となる事案情報の表示が行なえること。

(ス) 災害事案一斉機能（一斉音声通信）

指令台からの操作で、災害事案で編成された拘束中の移動局と一斉音声通信方式での接続ができること。

(セ) 救急事案一斉機能（一斉音声通信）

指令台からの操作で、救急事案で編成された拘束中の移動局と一斉音声通信方式での接続ができること。

(ソ) 基地局単独選択

デジタル無線の広域化・共同運用の可能性を考慮して、統制波は基地局を単独で運用でき、同時に複数の指令系装置から異なる基地局に接続できること。指令台からの操作で、基地局単独選択ができること。

(タ) 無線管制機能（一斉音声通信、個別音声通信、グループ音声通信）

- a 指令台からの操作で、任意の無線波を選択し無線管制捕捉（通信種別によらず継続して任意の無線波捕捉）ができること。
- b 無線管制捕捉中の無線波から個別音声通信の着信が発生した場合、指令台にて着信表示を行い、個別音声通信の受付を可能とすること。
- c 無線管制捕捉中の無線波にて、個別音声通信中に個別音声通信の終話のみを可能とし、無線管制捕捉を継続できること。

(チ) 統制波チャンネル切替機能

- a 指令台等からの操作で、消防救急デジタル無線システムにて予め設定された統制波用基地局の無線波の切替（統制波 1、統制波 2、統制波 3）が行えること。
- b 指令台の操作部にて、該当無線波（統制波 1、統制波 2、統制波 3）の使用可能基地局及び使用不可能基地局が判別できること。

(ツ) 事案グループセレコール機能（災害事案／救急事案）

事案編成された移動局をグループ化し（事案グループ）、指令装置から携帯電話回線を利用して各移動局へ事案グループ ID（可変の ID）を通知することで、事案編成された移動局に限定したグループ通信を行えること。

(テ) 移動局チャンネル表示機能

無線の位置管理装置から通知された移動局の無線チャンネルを指令台に表示できること。

ケ 有無線接続

無線と有線を接続し、移動局と指定病院とが複信方式による交信、割込及びモニター等ができること。

コ 119番転送受付

隣接消防本部からアナログ加入回線、ISDN回線、IP回線等を経由して指令台に転送された119番通報者に対して接続通話、保留、保留からの再受付、切断及び通話モニターができること。

サ 携帯電話等転送

管轄内通報直接受信方式として受信し、管轄外通報であった場合は、I SDN、I P回線や専用線等を経由して管轄消防本部に通話転送でき、通話モニター・三者通話・切断・扱い者の抜けができること。

シ 携帯／I P 1 1 9 番受付

各電話事業者からの緊急通報回線を接続し、1 1 9 番通報を受信できること。また、受付は指令台の共通受付ボタンによる着信順代表受付及びタッチパネルからの1 1 9 番優先受付、選択受付ができること。

(ア) 受信回線

携帯電話とI P電話（直収方式を含む）からの1 1 9 番通報の受信は、携帯電話網・I P電話網からNTT東西日本網を経由する方式とし、NTT東西日本の緊急呼用I SDN回線、I P回線（着信専用）を複数回線収容し、本装置の受信回線とすること。

(イ) 転送回線

携帯電話からの1 1 9 番通報は、電波の特性から発信地を管轄する消防本部以外に接続される場合が想定され、NTT東西日本の一般用I SDN回線、I P回線を本装置の転送用回線として整備すること。

(ウ) 発信者番号表示

発信者番号を通知に設定した1 1 9 番通報の発信者番号をタッチパネル及びディスプレイに表示することができること。

(エ) 発信者番号の強制取得

発信者番号を非通知にした1 1 9 番通報の発信者番号を強制的に取得し、タッチパネル及びディスプレイに表示することができること。

(オ) 電話事業者毎による発信網識別

どの電話事業者網からの1 1 9 番通報かをダイヤルイン番号により識別し、タッチパネルに表示することができること。

(カ) 発信者番号、電話事業者コードの転送フォーマットについて

ユーザ・ユーザ情報（UUI）サービスを用いて1 1 9 番通報と同時に発信者番号、電話事業者コードなども転送するにあたっては、統一仕様フォーマットを用いること（平成16年11月26日付け消防庁防災情報室事務連絡「携帯電話からの1 1 9 番通報の転送時におけるUUIフォーマットの統一仕様について」）。

ス 関係部門からの通報受付（高速道路会社専用電話等）

着信と同時に当該関係機関からの通報である旨を表示し指令台等で扱うことができること。

セ 他席接続

- (ア) 各扱い者間で相互にモニター及び割込通話ができること。
- (イ) 通話中の指令台に対してその他の複数の指令台が同時にモニターを行うことができること。また、本操作に連動して、自動出動指定装置ディスプレイに事案の連動表示（他席が接続していることの表示）ができること。

ソ 録音

- (ア) 扱者の各種通話内容（扱者を介さない無線交信は除く）は、自動又は手動操作により録音、再生ができること。また、録音時刻（月・日・時・分・秒）の同時録音ができること。
- (イ) 通話内容の録音時に、同時に時刻を録音でき、日時などの指定による再生ができること。
- (ウ) 指令台各席でタッチパネルからの操作で直近の通話の長時間録音装置の再生ができること。
長時間録音装置は、1通話毎に戻り、送りが行え、録音開始時間と再生中は再生時間を表示することができること。さらに再生は自席のみならず他席を指定して行うことができること。

タ 放送

指令台より庁内放送及び各署所に予告トーンを含む放送ができること。

チ 内線連絡

- (ア) 発信、着信及び保留を行えること。
- (イ) 構内交換機と内線接続でき、受付内容の転送、交換機側から転送受付ができること。
- (ウ) 受付した回線は、保留及び保留再接続ができること。
- (エ) ワンタッチダイヤル、ダイヤル呼出通話、リダイヤルの機能については局線機能に準ずるものとする。

ツ 非常受付

装置障害時においても、非常用指令設備に切替を行う事により、指令台で接続通話が行えること。

テ 警報表示

装置障害時、可視及び可聴の信号で表示ができること。

ト 他台連絡

指令台の各席において相互に運用状況が把握できること。また、タッチパネル部には、色と文字で各台の以下の状態を表示できること。

- ・ 119番通報受付中
- ・ その他回線受付中
- ・ 指令中
- ・ 他席モニター中

・他席割込み中

ナ 重要着信表示盤

消防局4階仮眠室廊下及び食堂の壁面に設置している重要着信表示盤（火災等を受信したときに、各指令台に設置したボタンを押すことにより、食堂等へ音や色別表示にて知らせるもの。計3カ所。）を、既設同等以上の製品に更新すること。

ニ 外国語三者通話

三者通話を利用して通訳業務委託事業者と簡易に接続出来ること。

ヌ 回線構成

回線構成は次に掲げる回線種別で構成され、回線収容容量は将来の拡張にも対応できること。また、IP回線への移行に留意すること。INS回線にあっては、西日本電信電話株式会社へ災害時優先電話として登録申請をするものとする。

項	回線種別	実装	備考
1	119番回線	—	第1裏番15ch（光） 第2裏番15ch（光） 第3裏番2ch ※NTTとの協議による
2	携帯119番回線	—	SBM2（4ch） ドコモ2（4ch） au2（4ch） 楽天2（4ch）
3	携帯119番転送及び転送受付回線	INS 4	INS4本（8ch）
4	専用線	4	警察、川崎重工、高速道路、リモート
5	局線	INS 2	指令台直通INS2本（4ch）
6	無線回線	7	活動波3、主運用波1、統制波3
7	内線	1	指令台直通内線
8	庁内放送回線		消防局庁舎非常用放送設備と接続
9	指令回線		広域イーサネットと接続

ネ 構造概要（通信機能）

耐震性について十分配慮したものとし、耐震評価試験報告書又は耐震計算書を提出すること。

ノ 119番回線第3ルート

指令室内にアナログ回線の電話を1台新設するとともに、アナログ回線の既設コードレス1台の計2台を119番回線第3ルートとして西日本電信電話株式会社へ

登録申請すること。また、同社へ災害時優先電話として登録申請をすること。

(2) 自動出動指定装置

本装置はシステムの自動化機能を制御するものであり、指令装置、指揮台、表示盤、地図検索装置、出動車両運用管理装置等が接続できること。

ア 機能

(ア) 事案開始処理

a 指令装置より 119 番通報の受付を行うことで災害事案処理が開始でき、ディスプレイに災害種別入力及び当該電話局管内の町名一覧表示での災害地点検索のどちらの操作も即時に行えるように考慮された受付画面を表示すること。

また、119 番通報以外で災害発生が通報された場合の災害事案処理は、初期画面からの操作により同様に災害事案処理が開始できること。

b 通報受付から事案確定まで、次操作を促す為の操作フローを表示することができること。また、操作フローに操作毎の現在の状態（未完了／完了）を色分け表示できること。

c 共通受付、発信地照会、統計切断等の基本的な通信操作は指令台のいずれかのディスプレイから操作が行えること。

d 119 通話の保留受付やモニターに連動して、各台のディスプレイに受付中の事案が連動表示されること。

e 119 通報の受付時、ナンバーディスプレイや強制取得により、取得した電話番号は通報者電話番号欄に反映できること。

UUI 情報と共に他消防本部より 119 通報が転送された場合は、UUI 情報の電話番号を取り込むことができること。

f 指令業務の敏速化を図るため、事案受付中の座席に対して、他台から受付内容をモニター接続し、事案のモニター表示及び入力ができること。また、同一事案を複数席で処理できる同一事案複数台処理（ペアコン）機能、受付処理が混乱しないように主台・副台制御（部隊選別や指令等の権限制御）機能を有すること。

g 誤報等の場合は、災害事案処理の中断処理ができること。

h 事案扱い中や訓練モードでの操作中に 119 番通報の受付を行った場合は、自動的に退避処理を行い、新たな事案を生成・表示することができること。

(イ) 災害種別及び災害区分決定処理

a 災害種別（火災、救急、救助、その他等）を入力できること。また、災害種別は 6 種類までの管理が行えること。

b 災害種別決定後、具体的な災害区分（建物火災、林野火災、車両火災等）を

入力できること。また、災害区分は2段階（大区分16種類以上、小区分20種類以上）の管理ができること。

- c 特殊な目標物で災害点が決定されていた場合には、自動的に災害区分を変更することができること。又は、同じ災害区分でも編制結果を変更することで対応可能なこと。
- d 災害種別毎に予告、無線連動予告設定、予告指令解除を音声合成装置と連動して行えること。また、予告指令は災害区分の決定に連動して行えること。なお、手動での予告指令は、災害種別決定時から出動指令までの任意のタイミングにて行えること。
- e 予告指令時に出動指令を実施した場合、予告指令を中断し、出動指令を送出できること。

(ウ) 災害地点決定処理

災害発生場所（地点）の決定を住所の町丁目、目標物、電話番号、世帯主名、地図等検索装置からの災害地点情報逆送信等の入力によりできること。

a キーワード検索

- (a) キーワードを入力することにより、検索条件に一致する結果を逐次一覧表示できること。なお、キーワード検索の対象としては以下の情報を対象として検索できること。

- ・住所 : 名称、フリガナ
- ・目標物 : 目標物名称、目標物別名、目標物カナ名称、目標物電話番号
キロポスト
- ・世帯主 : 名称、フリガナ

- (b) キーワードを使用した頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること

- (c) 検索結果一覧には以下のことができること。

- ・目標物等の一覧を表示できること。この時、一覧には名称の上部にフリガナが表示できること。
- ・目標物等の種類別表示ができ、種類を選択することにより種類毎の一覧を表示できること。この時、種類毎に絞った一覧には、条件に合致した件数が表示でき、名称とフリガナが同時に表示できること。

b 住所検索

- (a) ディスプレイの当該電話局管内の町名等一覧画面から、町丁目、番地、号、枝番を入力して災害地点を決定できること。また、隣接市（区）町も同様にできること。

- (b) 町丁名は地域（電話局等）検索、読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。

(c) 決定した町丁目や番地情報、目標物等は、地図用ディスプレイに該当する住所、目標物等を中心とした住宅地図に災害点マークを重ね合わせて自動表示できること。

(d) 簡単な操作で目標物検索等に移行できること。

c 目標物検索

(a) ディスプレイに目標物分類を一覧表示でき、分類を選択することにより当該電話局管内の該当する標物リストを表示できること。

(b) 目標物は地域（電話局や町丁名等）検索、読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。

(c) 目標物が決定された場合には、地図用ディスプレイに該当する目標物を中心とした地図を表示し、災害点マークを自動表示できること。

(d) 事前に取り決めた目標物及び災害種別・区分が指定された場合、災害種別・区分を自動的に切り替えることができること（〇〇ビル 建物火災→高層建物火災）。

(e) 1つの目標物に対して、最大4分類の目標物分類で検索ができること。

(f) 高速道路キロポスト検索

高速道路キロポストは地理に不案内な通報者からの通報による災害点を把握するためのもので、主に携帯電話等からの119番等への通報対策としてのものであること。ディスプレイに高速道路キロポストを道路毎、上り下り別に一覧表示ができ、選択すると地図用ディスプレイに該当する高速道路キロポストを中心とした地図に災害点マークを重ね合わせて自動表示できること。

(g) 路線検索

移動中の通報者からの通報による災害点候補地点を把握するためのもので、高速道路のIC・SAや鉄道の駅、バスの停留所など、路線に沿った災害点の候補地点を順番に一覧表示し、各候補地点を地図用ディスプレイ上に表示させることで、災害住所決定に利用できること。

(h) 応援協定検索

応援協定市町村を選択する画面から該当する市町村の災害地点決定ができること。

(i) 防火対象物検索

支援情報システムにて登録した防火対象物データを利用して、災害地点決定を行うことができること。

(j) 世帯主検索

ディスプレイに当該電話局管内の世帯主名を一覧表示でき、世帯主名は読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、世帯主名リスト

を表示できること。

(k) 受付履歴検索

- a) 受付した電話番号又は住所をもとに、同一通報元からの受付履歴の有無を検索し、該当する場合はディスプレイにアラーム表示できること。また、アラーム表示中は過去の受付履歴を一覧表示できること。なお、アラーム表示のタイミングは以下のタイミングで行えること。

- ・通報受付時(通報者電話番号決定時)
- ・災害住所決定時
- ・通報者電話番号及び災害住所決定時

- b) 受付履歴の一覧から対象事案を選択し、地図確認操作をすることで、地図用ディスプレイに災害住所を中心とした地図表示ができること。また、扱い中の事案に災害住所等の情報を引き継げること。

(l) 災害住所逆入力

地図等検索装置で決定した災害点住所又は目標物をディスプレイに表示できること。

(m) 発信地照会

- a) 固定電話・携帯電話・IP電話からの通報の際に、統合型位置情報システムと連携し、照会要求、初期測位通知・照会結果を受信し、受付台への受信通知及び災害点決定への利用ができること。

- b) 固定電話・IP電話からの通報時、照会結果(通知)により自動的に災害点として反映することができること。また、携帯電話からの通報時も、ボタン操作により、位置情報による災害点への反映が行われること。

- c) 携帯電話からの通報の際、災害点として反映せずに地図上に発信位置を中心とした地図を表示することができ、災害住所逆入力により災害地点決定が容易に行えること。統合型位置情報システムと連携した照会要求を行うことにより、地図上への発信位置等の表示が行えること。

- d) 統合型位置情報システムからの照会結果は、通報者電話番号等による通報者情報への反映が行えること。

- e) 災害地点決定後、自動的又は簡易な操作でwebディスプレイの地図サイトに位置情報を送信し、そのサイトにて当該場所の建物や道路の路上風景をグーグルマップ等で閲覧することができること。

(n) 付近情報表示

地図等検索装置と連動することにより、以下の災害点付近情報の有無を表示することができる。

- a) 要注意対象物(目標物や住所に関連付けて登録が可能)
- b) 指令目標物(方位、距離)

- c) 防火対象物・危険物施設・要援護者情報
- (o) 災害点決定ヘルプ機能
 - 災害点が特定できない場合に、他台に支援を要請する為のヘルプメッセージを送ることができること。
- (p) 同報判定表示処理
 - 災害地点入力時、災害区分入力時の２段階の同報判定処理が行え、自動出動指定装置のディスプレイに表示されること。また、対象となる事案を一覧表示できること。
- (エ) 災害出動隊の編成
 - a 出動隊の編成処理
 - (a) 災害点及び災害種別・区分を決定することにより、対応する出動計画に基づいた出動隊の編成ができるほか、特命隊編成もできること。また、出動計画は昼夜の時間帯や、地域の特性により使用する出動計画を切り替えることができること。
 - (b) 車両のロケーション管理が行える出動車両運用管理装置と連動し、災害地点からの直線直近距離又は到着予想時間の比較を行い、自動的に直近隊編成ができること。また、出動車両運用管理装置の停止時は、署所及び停止直前の車両位置を利用して直近隊編成を行うことができること。
 - (c) 出動計画は、車両指定による計画と車種指定（直近）による計画、さらに両者が混在した計画が設定できること。なお、車種指定による出動計画の場合は以下のような手法にて直近計算を行うことができること。
 - ・部隊選別直近計算は重要機能の為、別装置で処理せず、自動出動指定装置内で完結すること。
 - ・災害点と各車両間の平均車速から導き出した到着予想時間による計算・比較を行うこと。なお、川や線路等の通行不能エリアを考慮した直近計算を行えること。
 - ・道路ネットワークデータを利用することにより、災害点までの経路での距離と車両毎の平均車速から導き出した到着時間による計算・比較方式とすること。
 - (d) 高速道路などの災害の場合、入路を考慮した出動計画の設定・入路からの直近計算が行えること。
 - また、道路ネットワークデータ・複数IC対応として、入路を限定しない出動計画の設定を行うことができること。
 - (e) 車両状況により、自動的に繰上選別ができること。
 - (f) 車両選別時に同時出動（ペア運用）が設定されている車両があれば、追加選別が行われること。

- (g) 他の指令台にて選別中（選別拘束）、他の災害事案に出動し事案登録されている（事案登録）若しくは兼務車両が他の指令台で選別中（兼務拘束）である場合は、車両選別対象から除外することができること。
- b 出動隊確認処理
 - 出動済及び出動予定の隊を表示出力ができ、次の状況が把握できること。
 - (a) 出動規模（次数）
 - (b) 編成車両名及び車両動態
 - (c) 線上隊車両名
 - (d) 選別車両の現在位置から災害点までの車両選別時の予想距離
 - (e) 災害点までの所要時間（走行距離／選別車両毎の平均車速）
- c 災害規模選別（増強）
 - 指令担当者が災害規模を選択することで、増強して部隊選別が行えること。初期指令後も同操作が可能なこと。
- d 特命隊編成処理
 - 指令担当者が指示した車両を出動隊として編成できること。
- e 車種選別
 - 車両を特定しない任意の車種の直近車両を表示し、追加の出動車両として選別できること。
- f 任意選別
 - 出動計画上の車両（車種）において、個別に選別ならびに選別解除ができること。
- g 選別取消処理
 - 出動指令前に、計画出動隊及び特命隊の個別解除が行えること。
- h 救急車入替選別
 - 出動指令前に、直近選別された救急車1隊に対して、車両動態等が確認できる救急車一覧から選択し、救急車の入替選別ができること。また、他の車両も同様に入替選別ができること。
- i 出動隊再編成処理
 - 出動指令後に災害種別、災害区分、災害地点出動区分等が変わった場合、新たな出動隊編成ができること。
- j 車両変更処理
 - 指令済の出動隊に変更が生じた場合、車両の追加、変更、削除等ができること。
- k 選別変更処理
 - 出動指令前に、計画出動隊及び特命隊の一部又は全部が変更できること。
- l 出動強化
 - 出動強化宣言を行うことにより、自動的に部隊強化（追加）することができること。また、出動強化宣言は最大3種類（任意）の管理が行えること。

(オ) 予告指令

- a 音声合成装置又は代替装置による指令トーンを含めた予告指令ができること。
- b 予告指令は災害種別決定時から出動指令前までの間、任意のタイミングにて行うことができること。また、自動予告指令は以下の契機にて行うことができ、受付中の画面で進捗状況の確認ができること。
 - (a) 災害区分決定時
 - (b) 災害住所決定時
 - (c) 予告指令の内容は、扱い事案の入力状況によって、災害種別、災害区分、住所を含めることができる。
 - (d) 予告指令を送出する署所（受持署所、管内全署所等）・無線波は、あらかじめ設定してある署所・無線波が自動選択され、捕捉できなかった場合は、その回線を除外して行うことができること。また、出動指令までの間、予告指令の再送、予告取り消し指令が行えること。

(カ) 出動指令

- a 音声合成による指令トーンを含めた出動指令ができること。
- b 出動指令を送出する署所（出動対象署所、通知先署所等）・無線波は、あらかじめ設定してある署所・無線波が自動選択され、捕捉できなかった場合は、その回線を除外して行うことができること。なお、簡単な操作で指令担当者の肉声による音声指令に切替え可能であること。
- c 出動指令送出の際に、災害区分毎に指令トーンや送出範囲、照明連動等の制御設定を行うことができること。
- d 指令回線の自動選択は、代車、移動待機、配置転換等の車両運用を考慮して選択できること。
- e 予告指令の送出中に、出動指令は、予告指令の終了を待ち合わせして自動的に出動指令を送出できること。
- f 指令文言は災害種別毎に設定を行え、出動指令の際にはディスプレイ上で読み上げ内容を文字で確認できること。
- g 各装置と連動することにより、出動指令時に以下の処理を行えること。
 - (a) 受付事案から事案の確定
 - (b) 出動・通知署所に対して出動指令書の出力
 - (c) 車両運用端末装置への指令情報送出
 - (d) 支援情報表示上の災害種別に対応した事案件数の加算
 - (e) 指令制御装置・車両運用表示盤の出動車両への指令指示
 - (f) 署所車両表示盤の出動車両への指令指示（動態色の点滅等）
 - (g) 市民向け災害状況案内の内容変更
 - (h) 事前設定された消防職員や消防団等へ順次指令

- (i) 事前設定された消防職員や消防団等へのEメール指令
 - (j) 市又は消防局の災害案内HPへの災害状況案内の内容変更
 - (k) 重要着信ランプの消灯
- h 出動指令に失敗した場合、出動指令失敗のメッセージ又は回線毎に失敗の有無を表示し、失敗した回線に再指令が行えること。
- i 事案確定の際には、事案番号（災害事案番号、救急事案番号）が自動的に採番され、災害事案・救急事案（救急車の出動分）が生成できること。
- j 署所や車両に出動指令情報を通知せずに、受付事案を災害事案・救急事案として事案確定することができること。
- k 肉声指令
音声合成を利用せず、指令員の肉声による出動指令が行えること。
- l 事案に登録された1車両又は全車両に対して、指令情報の再送が行えること。また、車両運用端末装置が連動している場合は、再送結果が表示されること。
- m 音声合成装置と連動して、指令内容に基づいた市民向け災害案内のサービスが自動的に行えること。災害案内は災害事案の状況により、送出対象、対象外、誤報の設定を行えること。
- n 音声合成装置と連動して、消防職員、消防団、関係機関等への順次連絡が行うこと。その際、連絡、不在、出動の可否等の情報とその時刻をディスプレイで管理でき、再連絡や指令台からの加入発信による確認が行えること。
- (キ) 事案管理処理
- a 災害事案・救急事案に選定・出動した車両の活動状況・動態情報は一括管理することができること。また、出動車両運用管理装置、署所端末装置等と連動することで、各出動車両の活動時刻管理も行えること。
- b 活動状況は災害事案、救急事案ともに10種類までの時刻管理ができること。
- (a) 災害事案の活動状況
例：出動 現着 開始 完了 引揚 帰署
 - (b) 救急事案の活動状況
例：出動 現着 現発 転送 病着 引揚 帰署
(現着から病着までの活動状況が7種類まで設定可能)
- c 事案詳細情報（災害・救急共通）として、以下の内容が管理できること。
- a) 通信員、通報者情報（氏名、性別、電話番号）
(登録が行え、発信地照会一覧からの登録が可能なこと)
 - b) 通報内容
 - c) 事案確定時の気象情報（風向、平均風速、最大風速、気温、気圧、相対湿度、実効湿度、警報注意報）
 - d) 電話連絡履歴（関係機関名、時刻、連絡先担当者名及び消防側担当者名を

5件以上)

- d 災害事案詳細情報として、以下の内容が管理できること。
 - (a) 事案経過
 - (b) 出動車両活動状況
 - (c) 災害詳細情報(文字・選択式・日時・数値等の入力が行える自由項目の管理が行えること)
 - e 救急事案詳細情報として、以下の内容が管理できること。
 - (a) 出動車両活動状況
 - (b) 事故種別
 - (c) 搬送者情報(搬送者名、年齢、性別、搬送病院、交渉回数、程度)
 - (d) 搬送者口頭指導情報(心肺停止情報、応急処置者、気道確保・人工呼吸の口頭指導有無など)
 - f 災害事案の消防車両と救急車両については、出動した全ての活動状況が同一画面に表示及び管理できること。
 - g 事案経過は災害種別毎に最大6項目まで設定することができ、予告指令及び出動指令を送出した署所に対して、現場状況として、音声合成又は肉声送出による連絡指令ができること。また、出動車両運用管理装置からの登録が行えること。
 - h 災害事案に登録されている車両を削除(取消)することが可能であること。
 - i 救急事案に関して、指令をかけた車両が出動せず、違う車両が出動した場合、出動車両の入替登録が行えること。
 - j 出動指令後に指令対象外の車両が署所判断で出動した場合、車両からの事案選択・署所判断出動の操作で、事案への追加登録ができること。
 - k 署所の判断で指令車両以外が出動した場合、当該車両を事案に登録することが可能であること。災害事案に関しては指令より一定時間内若しくは災害終了までに出動登録が行われた場合には、自動的に事案に組み込めること。
また、車両運用端末装置から出動事案の選択をすることもできること。
 - l 確定済みの事案より、災害地点を利用・複写して、別事案を生成することができること。
 - m 出動車両が全車両帰署した場合に、自動的に事案を終了させ、支援情報システムへの事案引き渡しが行えること。また、手動による終了、活動中任意のタイミングでの引き渡しも可能なこと。
 - n 自案継続中及び事案終了時に指令記録(部隊運用記録・救急活動記録)を任意のタイミングで手動操作等によりプリント出力できること。また、任意のタイミングで事案番号等を選択した指令記録をデータによる出力も可能とすること。
- (ク) 事案管制
- a 受付中・活動中事案の一覧を表示可能なこと。また、対象事案の内容が変更さ

れた場合、一覧の内容が自動的に更新・再表示されること。

- b 災害問合せ対応として、受付日時、災害種別、災害住所又は地域の条件を指定することで、過去事案の検索、表示ができること。
- c 活動中の救急事案として搬送先病院を含めた一覧が表示可能なこと。また、対象事案の内容が変更された場合、一覧の内容が自動的に更新・再表示されること。
- d 救急問合せ対応として、受付日時、事案番号、出動車両、災害種別、災害住所又は地域の条件を指定することで、過去事案の検索、表示ができること。
- e 搬送者問合せ対応として、搬送者氏名、年齢、性別、搬送病院の条件を指定することで、過去事案の検索、表示ができること。
- f 上記の5つの事案一覧・検索機能は、一覧から個別事案画面を表示した後も検索条件及び表示頁を維持していること（戻れること）。
- g 事案管制中に当該事案の直前・直後の事案（受付・保留事案を除く）に切り替えることが可能であること。また、上記の3つの災害・救急・搬送者問合せの検索機能で絞り込んだ事案に限定した事案切替表示も可能なこと。
- h 地図等検索装置には、指定車両を中心とした地図表示や、災害事案発生中の全出動車両が含まれるような全車両地図表示が行えること。
- i 出動中の任意車両（車両運用端末装置）に対して、任意メッセージの送信が行えること。送信メッセージは、あらかじめ登録されているメッセージからの選択と任意作成と選択が可能であること。また、メッセージ受信も行え、メッセージの送受信時刻、送信元やメッセージ内容等メッセージ履歴が表示できること。
- j 事案に出動中の複数の車両をグループ化し、それらの車両に対して無線一斉通信を開始することができること。
- k 事案に出動中の複数の車両をグループ化し、それらの車両に対してグループIDを付与することで、事案出動車両に限定したグループ通信を開始することができること。

(ケ) 車両情報管理

- a 車両運用管理装置等や署所端末装置等から登録された動態・活動状況を管理することができること。また、事案出動中でも他事案への選別対象とする「出動可能」、引揚途上や出向中だが一時的に選別不能とする「出動不能」の出動可否の設定・管理を行うことができること。
- b 消防車、救急車は個別に活動状況の登録・管理がおこなえ、ともに最大30種類の活動状況が登録・管理できること。
※4動態（待機・出動・業務・整備）、現着、引揚、出動可能、出動不能は必須。なお、活動状況と出動可否を組み合わせた複合活動状況の登録も可能とす

d 支援情報（地点情報）検索

各種支援情報の名称やカナ等の条件による検索、属性情報表示、地点表示が行えること。

- (a) 住所
- (b) 目標物
- (c) 緯度経度
- (d) 地図頁
- (e) 届出情報
- (f) 消防水利
- (g) 防火対象物
- (h) 危険物施設
- (i) 災害要援護者

e 表示盤制御

次の表示盤制御が行えること。

- (a) 車両設定
署所端末装置での車両運用状況を基に、表示盤へ情報表示制御ができること。
- (b) 支援情報表示盤制御
支援情報表示盤の各表示項目の設定入力ができ、表示盤への情報表示制御ができること。

(シ) 統計処理

- a 確定した事案を4種類（火災・救急・救助・その他）に分類し、事案件数として件数管理できること。
- b 指令制御装置と連動して、回線の種別（一般電話・携帯電話・IP電話）毎に、火災・救急・通報訓練・いたずら・誤報・間合せ等12項目以上の受付回数を主体とした統計資料を作成できること。また日報、月報、年報の作成ができることとし、任意のタイミングでデータによる出力も可能とすること。
- c 指令制御装置と連動して、携帯電話からの119番通報を他消防本部へ転送した場合に、転送先毎の転送集計を取ることができること。日報、月報、年報の作成ができることとし、任意のタイミングでデータによる出力も可能とすること。

(ス) 訓練機能（出動訓練、指令試験、操作訓練）

- a 出動訓練モードにより、架空の事案による受付から出動指令、事案管制までの訓練が行えること。車両運用端末装置への指令や音声合成指令では「訓練」の判別が可能なこと。
- b 指令試験モードにより、受付から出動指令までの操作が行えること。車両運用端末装置への指令や音声合成指令では「試験」の判別が可能なこと。

- c 操作を習得することを目的とした操作訓練モードへの切り替えが可能であること。なお、本運用に影響を与えることなく操作訓練が行えること。操作訓練中に119通報の受付を行った場合には、自動的に操作訓練状態が解除され、本番事案の生成ができること。
- d 各訓練モード運用中は、訓練であることが容易に識別できること。

(セ) メッセージ予約

- a あらかじめ登録した任意メッセージを、登録された日時に全台のディスプレイ上に通知すること。但し選別中又は指令中の台には、予約メッセージ画面の表示は行われないこと。
- b いずれかの台で、予約メッセージの確認ボタンを押下すると、全台の予約メッセージ画面が消去されること。

(ソ) 台モード切替

- a 災害規模等運用に応じて、一人の通信員が指令台にて操作する画面数を変更できること。
- b ディスプレイ上から台モードの規模を選択することで、簡単に台モードの変更が行えること。
- c 指令台上のディスプレイ端末4画面（又は2画面）を、1セットのマウス・キーボードにて操作可能とすること。
- d 通報が輻輳時には、副席・輻輳用（地図等検索装置本体等が内蔵されている）の指令台タッチパネル又は通信キー盤面にて、共通受付（119通報受付）を行うことで、自動的に台モードが変更され、事案生成を行うことができること。
- e 操作しているマウスカーソルが、どのディスプレイに存在しているか画面上に表示できること。

(タ) 初期画面

- a 初期画面では、各指令台で全ての指令台がそれぞれ取り扱っている事案状況を把握するために、他の指令台で扱っている事案の取り扱い状況と事案の詳細情報を表示できること。また、初期画面より事案の扱いを開始できること。
また、大規模災害モードにより、指令台の構成が変更された際にも、構成イメージが反映されること。
- b 初期画面では、指令員が交代しても全指令員に連絡事項が伝わるように、掲示板の表示ができること。

(チ) 各装置接続状態表示

自動出動指定装置は様々な装置との連携機能が非常に多くなることが想定される。指令台上のディスプレイにて、各装置との接続状況の確認、保守メンテナンスの場合に切り離し・再接続の操作が行えること。また、システム監視装置にも同様の情報は通知できること。

- a 自動出動指定装置と各装置（指令制御装置や指令台に実装のディスプレイ等）との接続状態がリアルタイムに表示できること。
- b 各装置の保守メンテナンスの場合、自動出動指定装置から各装置の切り離し及び再接続の操作が行えること。

(ツ) ログ管理機能

- a 指令台に実装されるディスプレイ・地図用ディスプレイ・多目的ディスプレイ、受付補助ディスプレイにおける各ログ情報（メッセージログ、操作ログ）の管理、閲覧できること。
- b 各ディスプレイ装置の操作のログを日時指定により検索一覧表示できること。操作ログは各ディスプレイで過去1ヶ月分保持できること。

(テ) データメンテナンス

自動出動指定装置や地図等検索装置等で利用する基本情報をメンテナンスでき、各サーバ機器とはネットワークで接続され、オンラインによりデータ更新が行えること。

a データメンテナンス機能

- (a) 自動出動指定装置や地図等検索装置等で利用する住所、目標物、支援情報等の基本情報（以下「マスターデータ」という。）はメンテナンス装置で容易に修正ができること。
- (b) 修正したマスターデータは、オンラインでシステム停止なく制御処理装置に転送できること。
- (c) 地図等検索装置にて地図表示に必要なポイント情報や地図図形も同様に修正・転送ができること。
- (d) 出動隊の編成処理で使用する川や線路等の通行不能エリアの修正・転送が出来ること。
- (e) 出動隊の編成処理で使用する道路ネットワークデータの修正・転送が出来ること。
- (f) 目標物や消防職員等の情報は、各所属・署所から修正が行えること。
- (g) 消防職員によって修正できる情報の制限が出来ること。

b 統計データ出力機能

自動出動指定装置にて生成される情報を、期間指定により統計データ（CSV形式）として出力できること。なお、対象データは以下を含むものとする。

- (a) 転送統計 (b) 救急事案 (c) 災害事案
- (d) 順次指令結果

c リモートメンテナンス

リモートメンテナンス（遠隔保守）が可能なこと。

(ト) 多目的ディスプレイ

本装置は自動出動指定装置のディスプレイや地図用ディスプレイと接続・連携し、各種支援情報を表示することができること。また、通報の輻輳等で台モードが変更となる場合には、地図用ディスプレイとして動作可能なこと。

また、KVMスイッチ等の切替操作により、支援用（OA）ディスプレイとして使用できること。

a 自動出動指定装置ディスプレイと同等機能

ディスプレイにて受付操作中にも各種支援情報が表示できるように、ディスプレイの以下の機能を多目的ディスプレイでも利用できること。

- (a) 車両一覧
- (b) 病院一覧
- (c) 一般支援情報

b 自動出動指定装置ディスプレイや地図用ディスプレイと連携し、支援情報の表示が行えること。

イ 構造概要

(ア) 自動出動指定装置サーバ

本装置は以下の方針により構成すること。

- ・クライアントーサーバ方式
- ・サーバは独立型2台による二重化構成とし、障害時には自動切替が行えること
- ・サーバ機は設置スペースを考慮し、ラックマウント型

- a CPU : インテル(R) Xeon(R) E3-1270v6 と同等以上
- b メモリ : 16GB以上
- c 補助記憶装置 : 600GBまたはSSD600GB以上
(RAID1、ホットスペア構成)
- d 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
- e OS : RedHatEnterpriseLinux
又はWindows
- f ディスプレイ : 15インチコンソールディスプレイ

(イ) 自動出動指定装置 (クライアント、ディスプレイ)

a 自動出動指定装置

- (a) CPU : インテル(R) Core i3 第10世代と同等以上
- (b) メモリ : 16GB以上 DDR4以上
- (c) 補助記憶装置 : 500GBまたはSSD256GB以上 (RAID1)
- (d) 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
- (e) OS : Windows ※動作保証が取れている最新のもの
- (f) 入力方式 : マウス、タッチディスプレイ入力及びキーボード入力
- (g) ディスプレイ : 23型程度 (アーム式タッチディスプレイ)

1920×1080ドット以上 1670万色以上

(ウ) WEBサーバ

- a CPU : インテル(R) Xeon(R) E3-1270v6 と同等以上
- b メモリ : 16GB以上
- c 補助記憶装置 : 500GBまたはSSD500GB以上(RAID1)
- d 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
- e OS : Windows
- f ディスプレイ : 15インチコンソールディスプレイ

(エ) データメンテナンス装置

- a CPU : インテル(R) Core i5 第10世代と同等以上
- b メモリ : 16GB以上 DDR4以上
- c 補助記憶装置 : 500GBまたはSSD500GB以上(RAID1)
- d 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
- e OS : Windows ※動作保証が取れている最新のもの
- f 入力方式 : マウス入力及びキーボード入力
- g ディスプレイ : 17型以上 1920×1080ドット以上
1670万色以上

(3) 地図等検索装置

ア 機能

本装置は災害発生場所の地図等の検索が容易にかつ迅速にできるようにするものであり、自動出動指定装置に接続できること。また、文字情報の入力については、キーボード及びソフトキーボード(画面よりボタン入力)のどちらからも行えること。

(ア) 地図の表示

- a 道路・住宅等の情報を確認するため、複数種類の地図の表示を行えること。
- b 同一地点を中心として複数の地図を切り替え表示ができ、各種地図間を自由に切替操作することが可能なこと。
また、拡大・縮小により、自動的に縮尺に応じて表示するレイヤの制御や住宅地図と道路地図の切り替えができること。
- c 住宅地図及び道路地図をそれぞれ複数のレイヤ情報としてデータ管理することができ、任意のレイヤ情報の表示/非表示をすることができること。また、レイヤ情報はグループごとに管理して、表示/非表示の選択ができること。
- d 自動出動ディスプレイにて決定した災害種別により、自動的にレイヤ情報の表示/非表示をすることができる。
- e 地図画面のマウスマウスカーソル位置に連動した緯度経度を常時表示出来ること。
なお、表示する緯度経度は、日本測地系と世界測地系をワンタッチで切り替えら

れること。

- f 地図帳と同様の区分線、座標を表示／非表示することができること。
- g 地図用ディスプレイ全域を使用して地図表示できること。また、ワンタッチで全画面表示と通常表示を切り替えられること。
- h 地図上に方位マークを常時表示することができること。
- i 地図上に現在表示しているスケールを常時表示することができること。
- j 画面上に表示している地図の中心部分を拡大した拡大地図を画面上に表示することができること。
- k 地図上に各署所の管轄区域を色分け（レイヤを重ねて表示したときに、住宅地図等の表記がわかるような色とすること。）したレイヤを作成すること。

(イ) 地図の操作

a 拡大・縮小

各種地図の拡大／縮小(4倍、2倍、1／2倍、1／4倍)をボタンからスムーズに行えること。上記拡大／縮小に加え、マウスホイールを使用し、ズームイン／ズームアウト処理を行えること。画面に指を2本触れ、指の間を縮める／広げることによって、縮小／拡大（ピンチイン／ピンチアウト）できること。

b スクロール

- (a) クリックとドラッグによるスクロールができること。
- (b) スクロール領域は表示地図全領域無制限とすること。
- (c) ドラッグスクロールの速度は随時可変とすること。
- (d) スクロール方向は、360度全てできること。
- (e) 画面を指又はペンでなぞってスクロールできること。

c 回転

地図を任意の方向(45°単位)で回転できること。また、回転した状態でも拡大／縮小スクロールできること。

d 戻る／進む

地点検索や自動出動からの地図表示による地点移動が発生した際に、記憶された地点を表示できること。

(ウ) 地点の検索

a キーワードによる地点の検索（あいまい検索）

キーワードを入力することにより、住所、目標物の中から検索条件に一致する結果を逐次一覧表示できること。なお、キーワード検索の対象としては以下の情報を対象として検索できること。

- ・住所 : 名称、フリガナ
- ・目標物 : 目標物名称、目標物別名、目標物カナ名称

- b 住所による地点の検索
 - (a) 市区町村名、町丁目名、番地・号・枝番を選択することにより該当地点を表示できること。
 - (b) 検索住所により、メンテナンス時の事前設定された地図種類に自動的に切り替えることができる。
 - (c) 住所を検索する場合にカナによる検索ができること。また、頭文字検索と中間文字検索が選択できること。
- c 目標物による地点の検索
 - (a) ディスプレイに目標物分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する目標物リストを表示できること。
 - (b) 目標物は読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。
 - (c) 目標物が決定された場合には、該当する目標物を中心とした地図を表示できること。
 - (d) 1つの目標物に対して、目標物分類を最大4分類まで登録できること。
 - (e) 検索目標物により、メンテナンス時の事前設定された地図種類に自動的に切り替えることができる。
- d 緯度経度による地点検索
 - (a) 緯度経度を入力することで該当する地点の検索ができること。
 - (b) 入力する緯度経度は、日本測地系及び世界測地系のどちらでも選択可能なこと。
 - (c) 入力する緯度経度は、度形式(〇〇. 〇〇度)と度分秒形式(〇〇度〇〇分〇〇秒)のどちらでも選択可能なこと。
- e 地図頁からの地点検索
 - 住宅地図帳の地図頁を選択することで該当する地点の検索ができること。
- f 届出情報からの地点検索
 - (a) ディスプレイに検索開始時点で有効な届出情報の一覧を届出種別ごとに表示できること。届出種別は最大5つに分類分けができること。
 - (b) 一覧から届出情報を選択することで該当する届出情報を中心とした地図を表示できること。
- g その他支援情報からの地点検索
 - (a) 検索メニューから、任意の支援情報を選択することで、ディスプレイに支援情報分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する支援情報リストを表示できること。分類は最大2段階の分類分けができること。
 - (b) 支援情報としては以下のものが表示可能なこと。また、これらの支援情報は、発注者が収集するものとするが、既設データ投入及び運用開始までの作

業は、受注者が行うものとする。受注者はデータ確認チェックリストや、既設データからの差異等を示す資料等を作成し、発注者が容易に最終確認を実施できるものを提出すること。

また、データに誤り等がある場合、受注者は速やかに修正すること。

- ・ 水利、防火対象物、危険物施設等のマーク情報
- ・ 建築平面図等の図面情報
- ・ 写真等の画像情報等

(c) 支援情報は読み仮名及び漢字名称の頭文字又は中間文字検索により、一覧表示できること。また、検索する際は読み仮名等を一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。

(エ) 災害点の表示・決定（災害点逆入力）

a 災害点の表示

(a) 自動出動指定装置からの制御により災害点として地図の表示ができること。また、自動出動指定装置からの入力された災害地点が地図データと完全一致しなかった場合は、自動又は手動操作により、指定した住所に近い地点を地図に表示できること。

(b) 自動出動指定装置からの要求により取得した発信者情報を基に、災害地点を表示できること。

(c) 災害点が決定された場合、災害点を中心とした同心円（円スケール）の表示ができること。また、災害種別によっては、自動的に同心円（円スケール）を表示させることもできること。また、同心円の表示・非表示を切り替えられること。

(d) 他の指令台で扱っている災害点情報を地図上にマーク表示できること。なお、事案が終了した場合は、自動的にマークが消去されること。また、同報の可能性のある災害点情報も地図上にマーク表示できること。

(e) 既に災害点が設定されている場合、ワンタッチで災害現場を中心とした地図を表示できること。

b 災害点の決定（災害点逆入力）

(a) 画面上の災害点決定釦を押下すると災害点設定モードとなり、地図上で指定した地点に仮の災害点マークを表示できること。また、地図上で右クリックすることによりショートカットメニューを表示し、災害点設定モードへ移行することもできること。

(b) 地図上で指定した災害点から最大5件の直近の住所及び目標物、高速道路キロポストを一覧表示することができること。また、一覧上で選択した住所及び目標物、高速道路キロポストの位置を地図上にマーク表示できること。

(c) 直近の住所及び目標物、高速道路キロポスト情報の一覧から災害点を選択

して災害点送信釦を押下することにより、自動出動指定装置に災害点として情報を送信することができること。

(d) 災害点情報を自動出動指定装置に送信する際、指定した地点の直近の指令目標物情報も送信することができること。また、指令目標物情報は直近から最大5件までリスト表示することができ、選択して送信することができること。

(e) 災害点が決定された後、座標送信釦を押下することにより災害点の座標位置だけを変更し自動出動指定装置に送信することができること。

(f) 事案モニター先（副台から主台へ）の自動出動ディスプレイに対して、災害点情報を送信することができること。

c 災害点付近情報の表示

(a) 画面上の付近情報釦を押下すると災害点付近の目標物、水利、要援護者等のマーク情報を検索して、災害点から直近順に一覧に表示できること（当該操作は、各指令台の他のディスプレイでの操作でも可）。

(オ) 属性表示

a 地図上の目標物、水利、防火対象物、危険物施設等のマークを選択することにより、マークに登録されている属性情報（文字や画像などの詳細情報）を表示することができること。また、地図上で右クリックすることによりショートカットメニューを表示し、属性情報（文字や画像などの詳細情報）を表示することもできること。

b 地図上で範囲を指定することにより範囲内の属性一覧情報（詳細一覧情報）を表示して、その中から属性情報（詳細情報）を選択することができること。

c 地図上の防火対象物、危険物施設、要援護者等のマークを選択することにより、多目的ディスプレイに属性情報（詳細情報）を表示することができること。

d 地図画面上のマークをタッチすることにより、救助計画、警防計画等のPDF画像ファイルを表示することができること。

e 水利、防火対象物、危険物施設等は、支援情報端末装置又は指令情報出力装置にて登録することができること。

(カ) 届出情報の検索・表示

a 以下の届出情報を開始日時、終了日時とともに一覧表示できること。

(a) 水利障害情報

(b) 煙火届出情報

(c) 道路障害情報（全面、片側）

(d) 催物届出情報

b 表示される届出情報は、情報共有システム又は指令情報出力装置にて登録す

ることができること。

- c 開始日時の到来時は、地図上に自動的にマークが表示されること。
- d 終了日時の到来後は、地図上から自動的にマークが消去されること。
- e 届出一覧から届出情報を選択することにより届出登録地点の地図を表示できること。
- f 地図上の届出情報マークを選択することにより、水利障害等の属性情報（詳細情報）の表示をすることができること。
- g 地図上の水利障害、煙火届出等のマークを選択することにより、多目的ディスプレイに属性情報（詳細情報）を表示することができること。

(キ) 車両表示機能

- a 車両マーク表示
 - (a) 車両の位置をマークにて地図上に表示できること。また任意に非表示できること。
 - (b) 車両マークは、車種毎に設定することができること。
 - (c) 車両マークの表示色は、車両の動態に合わせて自動的に変わること。
 - (d) 車両運用端末装置から設定された、水利予約位置を地図上に表示することができること。
- b 車両操作
 - 地図上で右クリックすることによりショートカットメニューを表示し、右クリック地点にいる車両運用端末装置に対して以下のことができること（当該操作は、各指令台の他のディスプレイでの操作でも可）。
 - (a) 任意のメッセージを送ることができること。
 - (b) 電話発信ができること。
 - (c) 指令情報の再送ができること。
 - (d) 最新の車両位置情報を取得することができること。
 - (e) 連動する自動ディスプレイにて扱う事案に車両追加できること。
 - (f) 車両を指定することによって車両に対するセレコール通信が開始できること。

(ク) 補助機能

- a 距離計算
 - 指定した線分の区間距離、合計距離の計算・表示ができること。
- b 面積計算
 - 地図上で指定した任意の点を結ぶ面積を算出して表示できること。
- c 地図メモリ
 - (a) 表示している地図の場所を最大99箇所まで記憶できること。
 - (b) 記憶された場所は、簡易な操作により該当地図の再表示ができること。

d 画面分割

- (a) 地図用ディスプレイ内にて地図画面を分割し、中心点を同一としてそれぞれに異なる地図を表示できること。分割は最大4つに分割できること。
- (b) それぞれの画面で表示する地図を簡単な操作で地図切り替えできること。
- (c) それぞれの画面でスクロールや拡大縮小操作が可能なこと。

e マーキング

- (a) 地図画面上に任意の文字列を描画できること。文字色やフォントは任意に選択できること。
- (b) 地図画面上に任意の線を描画できること。線種や線色は任意に選択できること。
- (c) 地図画面上に任意の多角形を描画できること。線色や塗りつぶし色、塗りつぶしパターンは任意に選択できること。
- (d) あらかじめ設定したマークより選択して、地図画面上にマークを描画できること。なお、あらかじめ設定できるマークの種類は最大100種類であること。
- (e) 地図用ディスプレイに文字列や線、多角形、マークは他の地図検索装置ディスプレイにおいても、自動又は容易な操作で反映することができること。
- (f) 描画された情報を一覧に表示することができ、一覧から選択することで描画された地点を表示することができること。
- (g) 描画された情報は、指令情報出力装置や車両運用端末装置において、印刷やそれぞれの端末画面に表示されないように設定できること。

f 表示中の地図画面を画像ファイルとして保存できること

g 表示中の地図画面の印刷ができること

(ケ) 使用地図等

本装置に入力する地図等の種類、範囲及びデータフォーマットは、以下の通りとすること。なお、本装置で使用する住宅地図及び道路地図の著作権費用及び使用許可申請費等は本仕様に含まれるものとし、受注者が手続きを行うこと。

- a 明石市 Zmap-TOWN II (ゼンリン)
- b 近隣市町都市計画地形図 1/2500 (明石市近隣各市区町。発注者提供)
- c 兵庫県アドレスデータ (マップル)
- d 道路地図 1/25000 (兵庫県)
- e 国土地理院淡色地図 1/200000 (全国)
- f ハザードマップ (明石市)
- g 市・県・国道シェプファイル (明石市)
- h 道路ネットワークデータ (兵庫県)

イ 構造概要

(ア) 地図等検索装置

- a CPU : インテル(R) Core i5 第10世代と同等以上
- b メモリ : 16GB以上 DDR4 以上
- c 補助記憶装置 : 500GBまたはSSD256GB以上 (RAID1)
- d 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
- e OS : Windows ※動作保証が取れている最新のもの
- f 入力方式 : マウス、タッチディスプレイ入力及びキーボード入力

(イ) 地図等検索装置用ディスプレイ

- a 表示画面 : 23型程度 (アーム型。タッチディスプレイ)
- b 画面解像度 : 1920×1080ドット以上
- c 表示色カラー : 1670万色以上

(4) 支援用ディスプレイ

ア 機能

平常時においては多目的ディスプレイ (3画面目) とwebディスプレイ (4画面目) として使用し、輻輳時には自動出動指定装置ディスプレイ又は地図等検索装置ディスプレイとして使用できる機能を有すること。

また、支援情報管理システム用の支援ディスプレイを設け、多目的ディスプレイと画面を切り替えて使用できるようにすること。

イ 構造

(ア) 多目的ディスプレイ

- a CPU : インテル(R) Core i5 第10世代と同等以上
- b メモリ : 16GB以上 DDR4 以上
- c 補助記憶装置 : 500GBまたはSSD256GB以上 (RAID1)
- d 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
- e OS : Windows ※動作保証が取れている最新のもの
- f 入力方式 : マウス、タッチディスプレイ入力及びキーボード入力
- g ディスプレイ : 23型程度 (アーム式タッチディスプレイ)
1920×1080ドット以上、1670万色以上

(イ) webディスプレイ

- a CPU : インテル(R) Core5 第12世代と同等以上
 - b メモリ : 16GB以上 DDR4以上
 - c 補助記憶装置 : 500GBまたはSSD256GB以上 (RAID1)
 - d 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
 - e OS : Windows 11
 - f 入力方式 : マウス、タッチディスプレイ入力及びキーボード入力
 - g ディスプレイ : 23型程度 (アーム式タッチディスプレイ)
1920×1080ドット以上 1670万色以上
 - h ソフトウェア : Office professional (最新版)、Edge (最新版)、各種
ASPのアイコン
 - i セキュリティソフト : トレンドマイクロ ウイルスバスタークラウド又は同等
- (ウ) 支援情報ディスプレイ

「19 支援情報管理装置／(1) 支援情報管理システム／イ構造概要／(カ) 支援情報端末装置 (デスクトップ型)」を参照のこと。

(5) 長時間録音装置

装置架に收容又は卓上型とすること。本装置は119番通報、音声指令、無線交信等指令台等で取り扱う全ての通話内容を時刻信号と共に自動及び手動制御で録音できるものであること。

ア 機能

- (ア) 119番回線等の受付と連動して自動的に録音を開始し、終話に連動して録音を停止するものであること。
- (イ) 無線回線の送受信操作に連動して自動的に録音ができること。
- (ウ) 指令台・指揮台・無線統制台等からの操作及び装置本体での手動操作により、録音、再生、停止ができること。また、再生中であっても録音ができること。
- (エ) 時刻信号を音声と同時に収録し、再生時に収録された時刻信号を月、日、時、分で再生できること。なお、時刻表示はデジタル表示であること。
- (オ) 録音装置内部に時刻信号発生機能を有すること。
- (カ) 月、日、時、分等の指定により頭出し再生ができること。
- (キ) ワンタッチで直前の録音内容を頭出し再生ができるスキップ再生機能を有すること。
なお、本機能は録音中においても操作できること
- (ク) 指令台等の各座席対応の録音ができること。
- (ケ) 録音媒体の終了時は、エンドアラームの報知を行うこと。
- (コ) 録音再生チャンネルは、24チャンネル以上を收容すること。
- (サ) 録音装置にバックアップ機能を有すること。(媒体へのバックアップ)

(シ) 月、日、時、分等を指定した録音内容を、DVD等へコピーできること。

イ 構造概要

(ア) 液晶ディスプレイ、キーボード、制御装置で構成され、構造は自立型等であること。

(イ) ハードディスクを使用した録音装置で、バックアップとして録音媒体（ブルーレイ又はDVD）を採用すること。

(ウ) 内蔵ハードディスクはRAID構成とし、最大20000時間の連続録音ができること。

(エ) 録音装置内部の時刻信号発生機能は、指令制御装置及び自動出動指定装置等の時刻信号発生機能と同期がとれること。

(6) Eメール指令装置

本装置は、指令装置と連携してEメール指令、災害状況等自動案内及び順次指令の各機能を持つASPサービスを円滑に運用するために、登録されている配信先に対して指令情報を電子メール（Eメール）でASP事業者へ送信するものである。

ただし、Eメール指令装置、災害状況等自動案内装置及び順次指令装置のASPは、同じ事業者のサービスを活用するものとする。

ア 機能

次のデータをASP事業者へ送信するものとする。また、データ項目等にあつては、発注者及びASP事業者と調整すること。

- (ア) 状況（発生、鎮圧、鎮火、終了など）
- (イ) 連絡先グループ名
- (ウ) 受付番号、事案番号
- (エ) 時刻（受付、覚知、鎮圧、鎮火、救助完了）
- (オ) 災害種別、災害区分
- (カ) 住所（市、町、丁、番、号）
- (キ) 緯度経度
- (ク) その他音声案内メッセージ内容等

イ 構造仕様要件

(ア) ファイアウォールやウイルス対策を含む統合脅威管理（以下「UTM」という。）等を設け、セキュリティを考慮した運用が行えること。

(イ) 本装置は、指令室内に設置すること。

ウ 機器仕様要件

(ア) CPU

下記のスペックを満たすこと。また、導入時点で動作保証の取れている最新のもの。

- a クロック数：3.0GHz 以上
- b コア数：4 コア以上
- c スレッド数：4 スレッド以上
- d 三次キャッシュ：8MB 以上
- (イ) メモリ：8GB 以上 DDR 4 以上
- (ウ) 補助記憶装置：250GB 以上×2(RAID 構成とすること。)
- (エ) 外部記憶装置：DVD-ROM(読込：最大4倍速以上)
- (オ) OS：導入時点で動作保証の取れている最新のもの。
- (カ) ディスプレイ
 - a 表示画面：ワイド液晶 20 型以上(LED バックライト)
 - b 画面解像度：1,920×1,080 ドット以上
 - c 表示色カラー：1,670 万色以上
 - d コントラスト：1,000：1 以上輝度：200cd/m²以上映像入力：DP×1 以上、DVI-D×1 以上
- (キ) 添付ソフト（導入時の最新のもの）
 - a ブラウザ：Microsoft Edge 相当
 - b メールソフト：Microsoft Outlook 相当
 - c ウイルス対策ソフト：Trend Micro ウイルスバスター相当

エ ASPの機能仕様要件

ASPは、指令装置のEメール指令装置と連携し、登録されている配信先に対して指令情報をEメール、電話、その他複数メディアへ送信するものである。

- (ア) 基本機能
 - a 高速メール配信エンジンを使用可能とするなど、登録されている配信先に高速でメールを送信できること。
 - b ASPサービス方式で使用する機器は、IDC(インターネットデータセンター)に設置されていること。
 - c 登録者及び配信先は、Eメール3,000件、電話500件以上とする。
 - d 既設登録者データ(電話番号、メールアドレス等)を登録すること。
- (イ) 自動メール及び電話送信機能
 - a 指令装置から必要なデータを受け取り、送信メッセージ等を自動生成できること。また、メッセージを自動音声合成し、電話発信が可能なこと。
 - b 消防職員及び消防団員等への送信内容は次のとおりとする。
 - (a) 覚知時刻
 - (b) 災害発生場所(該当場所の地図リンクも自動生成すること。)
 - (c) 災害種別・区分

- (d) 参集アンケート（登庁可否、時間、自由記入欄）
- c 指令装置から送信された指令情報を送信先のグループ（消防職員、消防団員等）に応じて振り分けた配信が行えること。
- d メールを送信日時、応答結果等を記録し、表示できること。
- e 自動出動指定装置と連動し、第一出場、第二出場、第三出場、鎮圧及び鎮火等の事案経過に応じて、メール配信できること。
- f 配信先は、消防職員、消防団員及び関係団体等とし、それ以外の配信先に関しては発注者と協議すること。
- g メールでの配信以外にも複数のメディアへの配信ができること。
 - (a) 電話（音声架電）
 - (b) FAX
- (ウ) 手動メール及び電話送信機能
 - a 本機能は、Webサイト経由で使用できること。
 - b 手動による指令情報メールの配信及び再配信ができること。
 - c 指令情報の他、手入力で作成した連絡・伝達事項の内容をメールで送信できること。
 - d 定型文として登録した内容を選択し、送信できること。
 - e 登録されている配信先の中から選択した一つまたは複数の配信先に送信できること。また、配信先グループ単位での送信ができること。
 - f 連絡メールに対する参集アンケートが応答可能なこと。また、アンケート結果を自動集計し、最新から指定件数分を一覧形式で表示できること。
 - g 複数のメディアへの配信ができること。
 - (a) 電話（音声架電）※順次指令としても利用できること
 - (b) ショートメッセージ、Eメール
 - (c) FAX
 - (d) SNS（Twitter、Facebook）
- (エ) 送信履歴検索機能
 - a 送信履歴一覧を閲覧できること。
 - b 送信履歴一覧から選択した送信履歴情報の内容・送信結果等の詳細情報を表示できること。
 - c 送信メールの応答結果の記録、表示及びCSV出力ができること。
 - d 送信メールの応答結果の自動集計が下記の方法でできること。
 - (a) 一覧表示
 - (b) グラフと割合の表示。
- (オ) データメンテナンス機能
 - a 配信先、配信グループ等の設定はインターネットに接続可能な端末から行え

ること。または、受注者にて設定を行うこと。

- b 配信先等のメンテナンスは管理者権限を持つ限られたユーザーのみ可能であること。
- c アカウントごとに権限設定ができること。アカウントは複数設け、複数の市組織で運用できること。
- d CSV 又は Excel で登録者のEメールや電話番号等のデータを入出力又はASP事業者によりそのデータを入出力できること。

(カ) 利用者登録機能について

- a QRコード又は空メール登録用アドレスを用意すること。
- b 管理ページから管理者が登録できること。
初期導入時の登録、人事異動に伴う登録変更は契約範囲内で受注者が行うこと。
移行に必要なデータ等については、発注者と別途協議すること。

オ ASPの構造仕様要件

- (ア) ファイアウォール及びUTM等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。
- (イ) 本装置の統計情報等の取得や手動配信を行うための端末は、消防局ネットワーク設備とは接続しないこと。

カ ASPの動作環境

管理端末は以下の仕様を満たすこととし、機器の手配は受注者での手配とする。

(ア) 管理端末

- a OS : Windows11
- b CPU : Intel Core 第12世代以上 4コア以上
- c ブラウザ : Edge、Chrome 等
- d 主メモリ : 16GB以上 DDR4以上
- e 補助記憶装置 : SSDまたはHDD 1GB以上(RAID構成とすること。)
- f ディスプレイ : ワイド液晶 20型以上 フルHD 1920×1080以上
- g 添付ソフト : Microsoft Edge、Word、Microsoft Excel、Outlook
Trend Micro ウイルスバスター (各最新版)

(イ) 回線

インターネット回線 (固定IPアドレスでの設定可とすること)

(ウ) 指令台Webディスプレイでの活用

指令台 (無線統制台、指揮台を含む) 各Webディスプレイにおいても、ASPを活用できるように設定すること。

キ 運用保守体制・セキュリティ等

第4章「15映像通報・中継装置」の「(1)オ運用保守体制・セキュリティ等」

と同等の運用保守体制やセキュリティ等を有すること（「(カ) 通報URLの流出防止」を除く）。

(7) 指令制御装置

- ア 指令台の各操作機能を果たすために必要な指令制御装置は、信頼性を重視した二重化構成とし、装置架又は指令台内に収容されているものとする。
- イ 将来の回線増についても応じられるよう配慮されていることとし、保守点検が容易であること。
- ウ 収容回線が全回線容量の範囲を超えた場合にも、装置の増設によって対応ができる拡張性を有した構造とし、機器更新の必要がないものとする。
- エ 制御処理部及び電源部までの主要回路は二重化構成とし、障害発生時には人手を介することなく予備系に自動切替えることができること。
- オ プログラムにより自動障害チェックを行うこと。
- カ 制御方式は、蓄積プログラム制御方式であること。
- キ I SDN方式、119番回線あるいはIP回線を収容用の基盤を実装すること。
- ク 通話路は、PCM時分割方式で又はIP制御時分割方式
- ケ 各種設定変更等が容易に行えること。
- コ 119番回線トランクは、直流式、交流式、I SDN、IP回線のいずれにも適合でき、必要な方式のトランクだけの選択搭載ができること。
- サ 障害等の外部警報出力をシステム監視装置又は警報表示盤に表示できること。
- シ GPS時計で自動時刻補正のできる親時計を具備し、システムを構成する各機器に対して時刻信号を送出できること。
- ス 非常用指令設備と部品を共通化することにより、長期にわたる部品の安定的な供給を可能とすること。
- セ IP回線を適用する場合は、指令制御装置の障害により119番回線の受付ができない状況でも、非常用指令設備への切替を伴わずに補助電話機で119番回線の受付が可能であること。
- ソ IP回線を適用する場合は、指令制御装置と同一イントラネット内であれば、指令室や機械室以外に設置する非常用補助電話機でも119番回線の受付が可能であること。

(8) 非常用指令設備

- ア 据え置き型とすること。
- イ 指令制御装置の障害時にバックアップとして、119番受付や指令操作ができること。
- ウ 本装置が指令制御装置に代わり指令台での受付、コンピュータ連動等全ての機能

を継続し、稼働すること。

エ 構造は指令制御装置と同じ構造又は機能とし、指令台の各席で障害前と変わらぬ運用が可能であること。なお、指令制御装置から本装置への切り替えは瞬時に行えること。

- (ア) 119番回線の着信応答、再呼、切断ができること。
- (イ) 指令回線の個別通話ができること。
- (ウ) 局線及び内線の発着信ができること。
- (エ) 専用線の発着信ができること。
- (オ) 着信は可視、可聴表示すること。
- (カ) 転送回線の発着信接続及び通話ができること。
- (キ) 統合型位置情報システムと接続できること。
- (ク) I S D N回線用やI P回線用の回線P K Gや機器を、実装できること。
- (ケ) 回線収容容量は指令制御装置と同じにすること。

(9) 携帯・I P電話受信転送装置

本装置は、携帯電話・I P電話による119番通報の転送処理を可能とするものである。

ア 構造仕様要件

- (ア) ユーザ・ユーザ情報(U U I)サービスを用いて119番通報の通話(音声)と同時に発信者番号、電話事業者コードなどを転送できること。なお、転送フォーマットは総務省消防庁の規定する統一仕様を用いること。
- (イ) 携帯電話・I P電話事業者の追加及び削除があった場合にも容易に対応できる容量及び構造とするものとする。

イ 機器仕様要件

指令制御装置に組み込むこと

(10) プリンタ

W e bディスプレイ及び各種A S P端末等外部のネットワークで使用するプリンタと、指令情報出力装置用、支援情報システム、システム監視装置及び気象観測装置等消防内部のネットワークで使用するプリンタに区分し、以下の機能を満たすこと。それぞれの装置等でプリンタを共用できない場合は、必要なプリンタを別途設けること。

- ア 印字方式 電子写真方式
- イ 解像度 1 2 0 0 d p i × 1 2 0 0 d p i 以上
- ウ 印字速度 A 4 (横) 3 5 頁 / 分以上
- エ ファーストプリント時間 約 6 . 3 秒以内 (ウォームアップ時間含まず)
※ウォームアップ時間 : 電源投入から 19 秒必要 (23℃) (スリープモード時は 16 秒)

オ 印字文字 日本語、英数、カナ
カ 構造 卓上型

(11) カラープリンタ ※既設流用

(12) スキャナー ※既設流用

(13) 署所端末装置

ア 機能・構造

(ア) 本装置は消防署、各分署に設置し、指令装置からの災害出動音声指令の受令、車両運用状況について設定入力が行えること。

(イ) 受令機能は、トーン指令、電話機指令、放送指令のいずれも自動的に受令できること。

(ウ) 指令回線が異常時、無線指令を各署所の固定局無線機で受信した場合、自動的に放送アンプを起動し庁内放送ができること。

a 端末制御部

(a) 回線監視、装置自体の障害監視を行うための指令制御装置と端末間の通信監視（P i n g に依らない）及びアラーム機能を有し、障害発生を可視可聴にて表示し、指令台にも障害信号を通知し障害署所を表示できること。

(b) 自動拡声制御ができること。

(c) 昼夜間の自動／手動拡声制御ができること。

(d) 夜間においては放送系統制御信号により自動的に系統を選択し該当のスピーカーから庁内放送されること。また、放送系統は、自動出動指定装置と連動し災害種別や昼夜設定によりスピーカー系統の制御ができること。

b 受令電話機部

(a) 指令台と電話による通話ができること。

(b) 本部に対し釦操作等により応答、確受表示ができること。

(c) 指令台等に対し緊急呼出ができ、応答した指令台と相互通話ができること。

c 車両設定部

(a) 車両運用状況の設定入力ができること。

(b) 車両運用状況の表示ができること。

(c) 車両運用設定の項目は、「出動中」「署外活動中」「待機中」「整備中」「出動可」「出動不可」等の6項目以上であること。

d 増幅部

放送増幅器に接続し、予告音及び音声指令が行えること。

e 電源部

停電時100%負荷で8時間以上の保障が可能な容量を持つ蓄電池を内蔵すること。

(14) 無線指令受付装置

本装置は自署所の指令回線に障害が発生した場合に、自動的に無線へ切替えて、指令放送ができるものとする。

- ア 他署所の指令回線障害時においては、自署所は有線での指令放送を行えること。
- イ 回線断検出時には、無線指令以外の無線交信を外部に音声出力しないこと。
- ウ 受令内容を署所端末装置の拡声増幅部を経由して署所庁舎内に放送できること。

(15) 119番受付補助電話

119番通報輻輳時に受付業務を補助するためのものであること。

- ア 119番輻輳時に受付が可能であること。
- イ 指令台障害時に119番受付バックアップ用としても使用できること。
- ウ 卓上型多機能型電話機とし、通常は交換台に格納し、必要時に交換台上に設置して使用できること。
- エ 多チャンネル長時間録音装置と連動し、通話内容を自動的に録音できること。
- オ FAX119がある場合は、専用のFAX機への転送機能があること。
- カ 商用電源停電時でも使用できること。

(16) 拡張台

指令台に隣接設置され、指令台における操作スペースを拡張するためのものである。

- ア 指令台と隣接設置するため、形状及び色調を指令台と同等とすること。
- イ 本台は指令室内に設置し、システムの周辺機器等を整然と設置できること。
- ウ 制御処理部(PC等)を収容する場合、耐震対策を施すこと。
- エ 指令台指令台間等に、台上部に装置や備品等を設置できるOAテーブルを設置すること。

(17) 放送用アンプ

各分署の受付等に設置している放送用アンプを、スピーカ数や放送切替等を考慮したものに更新すること。

2 指揮台

指揮台は、指令台と併設して指令台と同様機能・構造を有し、さらに指揮統制を行うための以下に示す機能を備えたものであること。また、これらの機能は指令台や無線統制台

においても機能を備えること。

(1) 機能

ア モニター機能

指令台業務の運用状況を監視するため、指令台の音声及び自動出動指装置のディスプレイ画面のモニターがいずれもできること。

イ 割り込み機能

指令台で取扱中の回線モニター中、必要に応じ指揮台から割り込み、通報者若しくは相手方に対する応答又は指令台係員に対する指示等ができること。

3 表示盤

本装置は、消防・救急受付指令業務に必要な気象観測情報、気象通報及び車両運用状況等を表示できること。

(1) 総合情報表示盤

ア 機能（車両運用）

(ア) 指令台・自動出動指定装置・署所端末装置及び車両運用端末装置から車両の状況を入力し、消防救急業務に必要な車両の運用状況を表示できること。

また、映像制御装置と接続し、多様な画面に切替できること。

(イ) 表示内容は、次のとおりであること。

署所名、車両名、車両状況（4動態以上）

(ウ) 表示車両は1画面で最大50車両の表示ができ、同画面で最大10のグループ表示が可能なこと。

イ 機能（多目的情報）

(ア) 映像制御装置と接続し、自動出動指定装置ディスプレイ・地図検索装置用ディスプレイ等の各映像信号を分岐し、表示できること。

(イ) 録画再生装置・監視カメラ等の各映像信号を表示できること。

(ウ) 音声のあるソースについては、増幅器及びスピーカーにより拡声できること。

(エ) 各入力信号に対して同期がとれること。

(オ) 歪み・チラツキ・色ずれがないこと。

(カ) 各電話局、通信事業者毎の119番着信状況が表示できること。

ウ 機能（支援情報）

(ア) 指令制御装置・自動出動指定装置・気象情報収集装置等と連動して火災件数、救急件数、119番受付件数、現在時刻、気象情報等の支援情報が表示できるものであること。また、映像制御装置と接続し、多様な画面に切替できること。

(イ) 支援情報表示内容及び表示要領は、次のとおりであること。

a 火災、救急件数等及び119番受付件数

(a) 119受付 本日件数3桁以上、月累計4桁以上、年累計5桁以上

- (b) 火災 本日件数3桁以上、月累計4桁以上、年累計5桁以上
 - (c) 救急 本日件数3桁以上、月累計4桁以上、年累計5桁以上
 - (d) 救助 本日件数3桁以上、月累計4桁以上、年累計5桁以上
 - (e) その他 本日件数3桁以上、月累計4桁以上、年累計5桁以上
- 災害件数は自動出動指定装置の事案処理と連動して表示すること。
日計、月計、年計は連動し、かつ自動リセットを行うこと。
なお、自動出動指定装置から災害発生件数の修正ができること。

b 時刻表示

○月○○日○曜日 ○○時○○分

日本標準時を表示する指令台親時計と連動し表示すること。

c 気象情報

次の8項目が自動的に表示できること。

- (a) 風向 (16方位)
- (b) 最大風速 (m/s)
- (c) 平均風速 (m/s)
- (d) 気圧 (H p)
- (e) 気温 (°C)
- (f) 相対湿度 (%)
- (g) 実効湿度 (%)
- (h) 日積算雨量 (mm)

d 警報・注意報等

- (a) 各種警報、注意報及び発表月日時分が表示できること。
- (b) 各種警報、注意報は、事前に作成した警報／注意報の項目からメニュー方式により容易に項目選択して表示できること。なお、表示は同時に5種類以上できること。
- (c) 火災予防週間等の告知情報を、自動出動指定装置で任意に作成して表示ができること。

エ 構造概要

- (ア) 設置する環境に対して十分な明るさがとれること。
- (イ) 構造はボックス型とし、LEDバックライト方式を使用した5.5型以上×1面液晶ディスプレイであること。
- (ウ) 設置後、液晶ディスプレイの取付位置が調整でき、表示盤全体で均一な面が作れること。
- (エ) 表示盤下部は、両開き扉とすること。
- (オ) 総合表示盤、車両運用表示盤及び多目的表示盤の合わせて10面は、1つの画面を4画面や10画面等の大きさに変更できるものとし、変更パターンを

登録できるものとする。

- (カ) 増幅器は、出力30W以上の出力とし、遠隔制御で音量調整ができると共にミュートができること。
- (キ) スピーカーは、増幅器出力に対応できる耐入力のスピーカー（2台）を表示盤内に内蔵すること。

(2) 支援情報表示盤

ア 機能

- (ア) 総合情報表示盤における「ア 機能（車両運用）、イ 機能（多目的情報）、ウ 機能（支援情報）」と同等とすること。

イ 構造概要

- (ア) 設置する環境に対して十分な明るさがとれること。
- (イ) 視認性が良いこと。
- (ウ) LEDバックライト方式を使用した55型以上×2面液晶ディスプレイであること。
- (エ) 天井吊り下げ設置とすること。

(3) 消防局事務室

本装置は所轄の車両の動態及び総合表示盤の支援情報を表示するものとする。

ア 機能

本装置は所轄の車両の動態及び支援情報の表示をできるものとするほか、指令室で選択した映像制御装置の各種映像を表示できるものとする。

イ 構造概要

(ア) 消防局事務室 1面

- a 設置する環境に対して十分な明るさがとれること。
- b 視認性が良いこと。
- c LEDバックライト方式を使用した65型液晶ディスプレイであること。壁付け若しくは天吊り式とする。

(イ) 表示盤端末 1台

- a CPU : インテル(R) Core i3-第10世代と同等以上
- b メモリ : 8GB以上 DDR4以上
- c 補助記憶装置 : 500GBまたはSSD256GB以上
- d 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
- e OS : Windows ※動作保証が取れている最新のもの

※表示盤端末は、構成によっては不要とする。

(4) 消防署事務室表示盤

本装置は所轄の車両の動態及び総合表示盤の支援情報を表示するものとする。

ア 機能

本装置は所轄の車両の動態及び支援情報の表示をできるものとするほか、指令室で選択した映像制御装置の各種映像を表示できるものとする。

イ 構造概要

(ア) 消防署事務室 2 面

- a 設置する環境に対して十分な明るさがとれること。
- b 視認性が良いこと。
- c LEDバックライト方式を使用した65型液晶ディスプレイであること。壁付け若しくは天吊り式とする。

(イ) 表示盤端末 2 台

- a CPU : インテル(R) Core i3-第10世代と同等以上
 - b メモリ : 8GB以上 DDR4以上
 - c 補助記憶装置 : 500GBまたはSSD256GB以上
 - d 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
 - e OS : Windows ※動作保証が取れている最新のもの
- ※表示盤端末は、構成によっては不要とする。

(5) 署所用情報表示盤

本装置は所轄の車両の動態を表示できるものとするほか、指令室で選択した映像制御装置の各種映像を表示できるものとする。

ア 機能

(ア) 車両動態表示

- a 表示内容は、次のとおりであること。
署所名、車両名、車両状況（4動態以上）

(イ) 事案情報表示

- a 活動中の災害事案及び救急事案の一覧を表示できること。
- b 活動中及び終了した災害事案において、受付時刻、指令時刻、災害種別、災害住所のほか、車両の動態、活動状況、時刻及び事案経過等の事案情報を表示の切替等により確認できること。
- c 活動中及び終了した救急事案において、受付時刻、指令時刻、災害種別、災害住所のほか、車両の動態、活動状況、時刻及び事故種別、搬送者情報等の事案情報を表示の切替等により確認できること。

イ 構造概要

(ア) 署所用情報表示盤

- a 設置する環境に対して十分な明るさがとれること。
- b 視認性が良いこと。
- c LEDバックライト方式を使用した42型程度の液晶ディスプレイであること。天吊り式とする。

(イ) 表示盤端末

- a CPU : インテル(R) Core i3 第10世代と同等以上
- b メモリ : 8GB以上 DDR4以上
- c 補助記憶装置 : 500GBまたはSSD256GB以上
- d 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
- e OS : Windows ※動作保証が取れている最新のもの
- f ディスプレイ : 17型以上

※表示盤端末は、構成によっては不要とする。

(6) 映像制御装置

ア 機能

- (ア) 入力信号に対して容易に映像ソース及び音声を選択でき、任意に選択した液晶ディスプレイに出力できること。
- (イ) 指令台の画面において、総合表示盤、車両運用表示盤等への出力パターンを登録できること。
- (ウ) 入出力信号の選択制御ができること。
- (エ) 遠隔制御ができること。
- (オ) 次に示す入力32系統、出力30系統以上装備すること。また、それぞれの項目に接続（指揮隊端末、災害対策本部端末のモバイル端末には携帯電話回線閉域網で接続）すること。

入力項目	入力数	出力項目	出力数
自動出動ディスプレイ（指揮台）	1	総合情報表示盤、車両運用表示盤	10
地図等検索装置ディスプレイ（指揮台）	1	多目的表示盤	2
多目的・支援情報ディスプレイ（指揮台等）	5	事務所テレビ	1
Webディスプレイ（指揮台等）	5	署所用表示盤	1
車両動態	1	消防局表示盤	1
支援情報	1	消防署表示盤	2
119番着信表示	1	作戦室モニタ	3
映像通報・中継	1	多目的ホール	1
聴覚・言語機能障害用緊急通報	1	視聴覚室	1
Mネット（市職員端末）	1	防災センター	1
電子黒板	1	指揮隊端末（モバイル）	1

消防分析システム 1	1	災害対策本部用端末（モバイル）	1
消防分析システム 2	1	市役所防災担当室	1
高所監視装置	1	市役所災害対策本部	2
HDDレコーダテレビチューナー	1	予備	2
スキャナ端末	1		
県フェニックス防災システム	1		
県広域災害・救急医療情報システム	1		
情報収集用カメラ	1		
消防局監視カメラ	1		
神戸市高所監視装置	1		
加古川市高所監視装置	1		
予備	2		

(カ) 市役所への映像送信において、8階防災指令室のイーサネット等で使用する電源コードを敷設するとともに、既設4階及び8階のモニタに接続すること。

(キ) 神戸市、加古川市高所監視装置にあつては、既設兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムの回線を活用すること。

イ 構造概要

(ア) ラックマウント型であること。

(イ) タッチパネルでの遠隔制御が可能なこと。

(ウ) 切替回路数は、次のとおりであること。

a 入力回路数 32回路以上

b 出力回路数 30回路以上

ウ 映像信号延長器

(ア) 機能

a 自動出動ディスプレイ・地図用ディスプレイその他情報端末等の映像信号を延長して、スイッチャ等に接続できること。

b 映像劣化及びその他の影響を補償できること。

(イ) 構造概要

各端末から映像制御装置までの長距離伝送を可能とすること。アナログ信号については、入力側ケーブルの補償回路を有すること。

エ 録画再生装置

(ア) 機能

- a TV受信信号の録画ができること。
- b TV受信信号を録画に関係なく出力できること。
- c 地上デジタル、BSデジタル放送等のTV放送を受信できること。
- d 録画再生方式は、HDD及びBD、DVDの方式であること。
- e デジタルビデオカメラで撮影した画像を再生できること。
- f 遠隔制御ができること。

(イ) 構造概要

- a 信号入出力端子は、HDMI、アンテナ等運用に必要な端子があること。
- b 映像機器収納架又は卓に収容できること。
- c 指令室内に情報収集用テレビモニタ1台(22型程度)を設け、TV放送を閲覧できるようにすること。

オ 遠隔制御器

遠隔制御器は、映像制御装置に収容された各種映像ソースの切替等の操作がタッチパネルでできること。また、指令台等と調和のとれた外観及び色調とすること。

また、消防局4階作戦室においても、作戦室内のモニタ等に対し映像切替ができるように、同様の操作ができるタッチパネル等を設けること。

(7) 防災センター1階表示盤

本装置は総合表示盤の支援情報を表示するものとする。

ア 機能

本装置は所轄の車両の動態及び支援情報の表示をできるものとするほか、指令室で選択した映像制御装置の各種映像を表示できるものとする。

イ 構造概要

防災センター1階通報体験コーナー付近1面

- a 設置する環境に対して十分な明るさがとれること。
- b 視認性が良いこと。
- c LEDバックライト方式を使用した42型程度の液晶ディスプレイであること。壁付け若しくは天吊り式とする。

ウ その他

屋外に設置している表示盤を撤去、処分すること。

4 無線統制台

無線統制台は、指令台と併設して指令台と同様機能・構造を有し、さらに無線統制を行うために消防救急デジタル無線の下記チャンネルを収容すること。

また、指令台や指揮台にも同様に収容すること。

(1) 統制波

- (2) 主運用波
- (3) 活動波

5 指令電送装置

(1) 機能

本装置は、出動指令操作と連動して自動出動指定装置からの出動指令情報及び地図等検索装置からの災害地点周辺地図を署所等へ電送するための装置である。

ア 指令情報送信機能

- (ア) 出動指令情報の出力は日本語又は英数カナ文字等のできること。
- (イ) 署所の指令情報出力装置に対して同報が可能であること。
- (ウ) 個別署所に対する出動指令情報を群別及び個別に電送できること。
- (エ) 指令書は文書指令の他、災害地点の地図付与ができること。
- (オ) 署所における出動隊に必要な複数の地図付指令書が出力できること。

イ 指令情報出力内容

出動指令書の記載項目は、概ね次のとおりであること。なお、災害時の指令情報と救急時の指令情報で、異なる記載項目が設定できること。

- (ア) 受付時刻、指令時刻（年、月、日、時、分、秒）
- (イ) 事案番号
- (ウ) 災害種別、災害区分
- (エ) 災害点（住所、災害点名等）
- (オ) 管轄（署所名）
- (カ) 地図頁
- (キ) 指令目標（名称、方位、距離）
- (ク) 気象情報
- (ケ) 出動次数
- (コ) 出動車両名
- (サ) 災害点地図（災害点を中心とした同心円、届出情報、縮尺等含む）なお、災害点地図は、指令台と同じ状態（災害点の位置、縮尺、レイヤ）の地図が出力されること。ただし、次項に規定する常に災害点を中心にした固定の縮尺の地図付き出動指令書として設定すること。

ウ 指令情報出力装置機能

- (ア) 設定により、指令台の状態（災害点の位置、縮尺）に関係なく、常に災害点を中心にした固定の縮尺の地図付き出動指令書が出力できること。
- (イ) 地図上を操作することにより、スクロール・拡大・縮小ができること。また、スクロール・拡大・縮小した地図を出動指令書として印刷することができること。

- (ウ) 出動指令書の出力履歴を100件まで保持でき、再出力が行えること。
- (エ) 出動指令書を印字出力せずに、指令情報出力装置の画面表示のみの設定が行えること。
- (オ) 署所毎に複数のプリンタを管理することができ、災害種別毎に出力するプリンタを変更することができること。
- (カ) 署所端末装置から指令トーンが送出されてから、30秒以内に出動指令書(1枚目)の印字出力ができること。
- (キ) 画面上に出動車両の一覧を表示することができること。
- (ク) 出動指令書は、A4版縦置きに出力すること。

(2) 構造概要

ア 指令情報出力装置

- (ア) CPU : インテル(R) Core i5 第10世代と同等以上
- (イ) メモリ : 8GB以上 DDR4以上
- (ウ) 補助記憶装置 : 500GBまたはSSD256GB以上(RAID1)
- (エ) 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
- (オ) OS : Windows
※動作保証が取れている最新のもの
- (カ) 入力方式 : マウス入力及びキーボード入力
- (キ) ディスプレイ : 21.5型以上(カラーワイド液晶ディスプレイ)
1920×1080ドット以上
1670万色以上

イ 指令情報出力装置(プリンタ)

- (ア) 印字方式 : 電子写真方式
- (イ) 解像度 : 1200dpi×1200dpi以上
- (ウ) 印字速度 : A4(横) 35頁/分以上、
- (エ) ファーストプリント時間: 6.3秒以内(ウォームアップ時間含まず)
※ウォームアップ時間: 電源投入から19秒必要(23℃)
(スリープモード時は16秒)
- (オ) 印字文字 : 日本語、英数、カナ
- (カ) 構造 : 卓上型

6 気象観測装置

本装置は、各種の気象状況を自動観測し、表示及び記録を行い、災害対策の支援情報として活用できること。観測データは、支援情報表示盤に表示し、災害予防又は災害処理対策が迅速に行えるよう的確な気象状況が瞬時に把握ができること。各機器については気象庁検

定を取得し、誤動作のないよう十分に配慮したものであること。

(1) 機能

ア 測定範囲

- (ア) 風速 : 1～90 m/s (ブラシレス磁気パルス式)
- (イ) 風向 : 全方位 (磁気エンコーダ方式)
- (ウ) 気温 : -50℃～+50℃ (白金測温抵抗体式)
- (エ) 湿度 : 0～100% (静電容量方式)
- (オ) 気圧 : 800～1060 hPa (シリコン静電容量型3センサー検出方式)
- (カ) 雨量 : 0.5 mm/パルス (転倒ます型パルス方式)

イ プリントアウト及びデータ抽出項目 (日本語及び数字印字)

- (ア) 平均風向・平均風速
- (イ) 瞬間最大風速・その時の風向
- (ウ) 気温 (現在、平均、最高、最低)
- (エ) 湿度 (現在の相対・実効、相対：平均・最高・最低、実効：平均・最低)
- (オ) 雨量 (時間積算・10分間最大積算・日積算・積算日数)
- (カ) 気圧 (現在の現地・海面及び最高・最低)
- (キ) 日報・月報での最高・最低の起時及び起日、起月
- (ク) 風向頻度
- (ケ) 年月日時分

ウ データロガー装置

- (ア) 全ての操作が対話方式により操作ができること。
- (イ) 各種グラフ、帳票 (時報、日報、月報、年報) が表示できること。
- (ウ) 時報データのサンプリング間隔は10分、60分で表示可能なこと。
- (エ) 現在地モニターで全測定項目を一括表示可能なこと。
- (オ) 天候入力、気象注意報、警報をマウスで入力が可能なこと。
- (カ) 観測データは、1分毎に自動更新すること。また、観測データは10年以上データロガー内のWEBサーバに保存可能なこと。
- (キ) データロガー内にWEBサーバの機能が内蔵されていること。なお、WEBサーバはLinux又はWindowsのOSとし、ネットワーク上の気象情報閲覧・操作端末から専用のソフトをインストールすることなく、気象データの表示や操作ができること。

(2) 構造概要

本装置は次の機器等により構成されること。

気象観測装置 (消防局設置)

ア 風向風速発信器 1台

イ	温度発信器	1台
ウ	湿度発信器	1台
エ	通風筒	1台
オ	雨量発信器	1台
カ	気圧発信器	1台
キ	気象情報閲覧・操作端末	1台
ク	気象データロガー（WEBサーバ内蔵）	1台
ケ	GPS時計装置	1台

(3) その他

使用しない気象観測装置は、過去のものを含めて撤去、廃棄すること。

7 災害状況等自動案内装置

本装置は、住民からの災害・医療機関の問い合わせに対して、災害状況等の案内を行うものである。

本システムでは災害状況等自動案内の運用を、Eメール指令装置と順次指令装置の機能があるASPのサービスを利用するものとする。

(1) 機能仕様要件

- ア 出動指令発令時には、災害案内、案内中事案が終了した時には終了案内、案内対象の事案が存在しない時には平常案内ができること。
- イ 災害発生時案内は、災害発生住所及び災害区分について案内すること。
- ウ 災害発生時案内は、災害種別（区分）ごとに実施の有無を設定できること。
- エ 事案終了後、災害案内は鎮火や救出完了等の文言に切り替わった後、自動的に平常時文言に切り替わること。また、指令台から受け取る事案番号に対応する災害案内を、手動で削除できること。
- オ 災害案内は事案ごとに案内対象外・誤報案内への切替えができること。
- カ 平常時（固定文言）案内は、スケジュール設定機能にて、あらかじめ案内を開始する日付、時刻を登録することができ、その時刻になると自動的に案内を開始することができること。若しくは任意の時刻に操作することにより案内を開始することができること。
- キ 特殊運用として、災害発生中でも強制的に平常案内（固定文言）に切替えての運用ができること。
- ク 平常案内の文言は20種類程度の登録ができ、文言の変更は常時できること。
- ケ 災害案内（終了案内を含む）を自動的に作成し発注者のホームページにリンクを貼り付けることができること。
- コ 詳細は 別途発注者と協議することとする。

(2) 機器仕様要件

管理端末は、Eメール指令装置に規定する端末を活用するとともに、各指令台のWebディスプレイにおいても活用できること。

8 順次指令装置

本装置は、ASPサービスを利用し、災害発生時関係機関等に対して、一斉に電話連絡により指令を行うものである。

(1) 機能仕様要件

ア 順次指令機能（自動音声架電）

- (ア) ASPサービスを利用し、登録者へ一斉にEメール、SMS及び電話連絡ができること。また、FAXの送信もできること。
- (イ) Eメール指令装置の音声架電機能を利用し、一斉に電話連絡ができること。
- (ウ) 出動指令と連動し、災害種別・区分から該当する連絡先グループ及び連絡文言を自動的に決定できること。
- (エ) 連絡先グループごとに異なる指令文言を設定できること。
- (オ) 連絡先数や予約操作機能は、別途協議とする。
- (カ) 呼び出した連絡先が応答しない場合は、一定時間経過後に自動リトライを行うこと。
- (キ) 事案とは関係なく、あらかじめ登録された文言にて一斉に連絡が行えること。
- (ク) その他、Eメール指令装置のASPに規定する機能と同様の機能を有すること。

イ 履歴管理機能

- (ア) 実施した順次指令を履歴表示できること。履歴の内容はおおむね次のとおりとする。履歴の詳細を印字出力できること。
 - a 連絡文言
 - b 連絡先
 - c 電話番号
 - d 応答時刻
- (イ) 送信履歴一覧を閲覧できること。
- (ウ) 送信履歴一覧から選択した送信履歴情報の内容・送信結果等の詳細情報を表示できること。
- (エ) 送信メールの応答結果の記録、表示及びCSV出力ができること履歴一覧を閲覧できること。

(2) 機器仕様要件

管理端末は、Eメール指令装置に規定する端末を活用するとともに、各指令台のWebディスプレイにおいても活用できること

9 音声合成装置

本装置は、自動出動指定装置と接続し、災害通報の覚知情報をもとに、災害種別・災害地点・出動車両等の情報を自動的に編集し、指令及び案内メッセージの音声合成ができること。また、ASPサービスを活用した順次指令、市民案内の各機能をそれぞれの言い回しで同時に実行可能なこと。音片は、原則として既設システムのデータと同様の内容のものとする。

(1) 機能

- ア 音声合成による本指令中であっても、指令員の判断で肉声による指令がかけられること。
- イ 指令台の各席から異なる事案に対して同時指令が可能なこと。
- ウ 音声合成データのセットアップは、容易に変更増設できること。
- エ 各出力端末において明瞭な再生音を出力できること。
- オ 音声信号を回線毎にレベル調整ができること。
- カ 音声合成による指令予告及び本指令の指令中表示を扱い者席に表示すること。
- キ 順次指令機能として、職員や関係機関に自動的に指令伝達ができること。(携帯電話を含む)
- ク 不通又は話中の場合、リトライを行うこと。
- ケ 災害状況等自動案内機能として、住民からの問い合わせに対し、自動的に応答できること。

(2) 構造概要

- ア 指令回線容量は、各台からの指令を扱う座席数と無線回線への接続数を1台の音声合成装置で満たすこと。
- イ 音声登録容量は、消防局管内の全住所数及び災害種別・出動区分等の指令時に必要な容量とし、6000語以上を可能とすること。
- ウ 消防職員で音片を追加できる音片編集端末を導入すること。
- エ 音片編集端末
 - (ア) CPU : インテル(R) Corei5 第10世代と同等以上
 - (イ) メモリ : 8GB以上 DDR4以上
 - (ウ) 補助記憶装置 : 40GB以上
 - (エ) 外部記憶装置 : 内蔵DVD-ROM
 - (オ) OS : Windows ※動作保証が取れている最新のもの
 - (カ) ディスプレイ : 15型以上

10 出動車両運用管理装置

本装置は、車両位置管理装置及び車両に設置する車両運用端末装置から構成され、携帯電話回線経由で車両運用端末装置からの車両動態及び車両位置情報等を受信し、自動出

動指定装置及び車両運用表示盤に送信する機能を有すること。また、自動出動指定装置からの出動指令情報等を車両端末装置へ送信する機能を有すること。

(1) 車両位置管理装置

本装置は、車両運用端末装置からの車両動態情報及び車両位置情報を受信し、管理ができること。

ア 機能

- (ア) 冗長化構成とし、障害発生時には簡易に予備系に切替えること。
- (イ) 伝送回線はデジタル専用線若しくは広域イーサネットとすること。
- (ウ) 伝送速度は64kbps以上とすること。
- (エ) 登録車両数は50車両以上であること。
- (オ) 動態情報数は25種類以上（事案経過含む）であること。

イ 構造概要

自動出動指定装置ハードウェアに機能を搭載することも可とする。

(2) 車両運用端末装置（Ⅲ型）

本装置は、モニターと本体を一体化した構造であり、モニターを画面タッチすることにより車両動態の設定等がおこなえること。また、自車位置情報を車両位置管理装置に送信し、車両位置管理装置から出動指令情報を受信することができること。

ア 機能

(ア) 車両動態情報送信機能

- a 携帯電話回線を経由して、車両の動態及び設定した車両動態情報を管理装置に送信できること。また、設定車両動態等の状態が確認できること。
- b 車両動態及び活動状況は、あわせて25種類以上が設定可能なこと。活動状況は災害事案、救急事案ともに10種類までとする。また、車両動態鉤は、運用を考慮し使いやすいように画面配置できること。
 - (a) 災害事案の活動状況
例：出動 現着 開始 完了 引揚 帰署
 - (b) 救急事案の活動状況
例：出動 現着 現発 転送 病着 引揚 帰署
- c 車両動態の設定に関する完了・エラー等の状況は、車両動態鉤下の時刻表示エリアの色別等により識別可能なこと。
- d 車両動態の設定時、管理装置等で登録できない場合は自動再送を行う機能を有すること。
- e 車両動態に使用される時刻は、GPS衛星等から時刻信号を受けて自動校正できること。
- f 設定した動態名・設定時刻を記憶でき、画面上で動態履歴表示ができること。

- g 移動待機登録の設定及び解除が行えること。
 - h 地図画面上に表示されている車両動態釦を押下することより、次に押すべき車両動態釦が自動的に表示される簡易動態登録機能を有すること。
 - i 簡易動態登録の地図画面上に表示される車両動態釦の表示パターンについては、消防車・救急車・救助車・指揮車等の4車種以上で設定することが可能なこと。
 - j 登録した車両動態情報は、最大100件まで記憶し、事案終了後でも表示することができること。
 - k 車両動態情報を送信する際、携帯電話回線に接続が不可能な場合には、自動的に消防無線回線を介して自動出動指定装置に送信できること。
- (イ) 自車位置情報検出機能
- a 車両の車速センサとジャイロセンサからの進行方向データによる自律航法機能と、GPS衛星からの電波により自車位置及び進行方向等を検出する機能を有し、それらの情報から自車位置情報を検出すること。
 - b 衛星からの電波を受信できているかの情報を画面上で確認できること。
 - c GPSの他、GLONASS、準天頂衛星(みちびき)によるサブメータ級測位に対応し、高精度に自車位置情報を検出できること。
 - d 道路ネットワーク情報とのマップマッチング機能を有し、更なる精度向上をはかった自車位置を地図画面上に表示できること。
- (ウ) 自車位置情報送信機能
- a 自車位置情報は携帯電話回線により管理装置へ送信され、自動出動指定装置等で情報管理ができること。
 - b 車両移動中の場合は、任意の距離毎又は任意の時間毎に自車位置情報を管理装置に送信できること。また、設定した距離・時間は併用で送信することもできること。
 - c 車両移動中に自車位置情報を送信するための距離や時間間隔の設定は、画面上から職員が変更できること。
 - d 車両動態情報の送信時にも併せて、自車位置情報を管理装置に送信すること。
 - e 自動出動指定装置からの自車位置情報の要求があった場合には、自車位置情報を管理装置に送信できること。
- (エ) 地図表示機能

- a 本装置に入力する地図及び地図の範囲は、以下の通りとすること。
- ・住宅地図
 - (a) 明石市 Zmap-TOWN II (ゼンリン)
 - (b) 近隣市町都市計画地形図 1/2500 (明石市近隣各市区町。発注者提供)
 - (c) 明石市航空写真 (明石市。発注者提供)
 - (d) 国土地理院淡色地図 1/200000 (全国)
 - ・道路地図
 - (a) 道路ネットワークデータ (兵庫県)
 - (b) 道路地図 1/25000 (兵庫県)
- b 上記の地図データエリア内で任意の位置をスクロール、表示することができること。スクロールは、パンスクロール (指でなぞってスクロールする) 機能、押下した地点を画面中心に移動する機能を有すること。
- c 縮尺を変更することで 4 ~ 16 段階の広域地図、詳細地図を表示することができること。
- d 自車位置を中心として、北上表示と回転表示の選択ができること。なお、切替状態が把握できるように以下のようなマーク表示とすること。
- (a) 北上表示: 方位マークが黒等になり、地図が常に北上で表示されること。
 - (b) 回転表示: 方位マークが赤等になり、自車位置の方向が上になるように地図方向が自動的に回転すること。なお、回転表示にしたときは自車の前方が広がるフロントワイド表示とすること。
- e 地図表示色は、設定時刻による自動切替、若しくは手動での切替操作により、昼間若しくは夜間に適した表示色にすることが可能であること。なお、自動切替する時刻の設定は、画面上から職員が変更できること。
- f 手動による目的地の登録、変更、削除が可能であること。その際、地図上には今までの登録されていた目的地のマークは消去され、新しく登録された目的地をマーク表示すること。
- g 自車位置からの目的地の方向を把握するために、矢印マークの表示又は自車位置と目的地を実線にて結ぶこと。
- h 自車位置と目的地を 1 画面内に表示するオートズーム表示が可能なこと。その際、自車位置と災害点が近づくにつれ地図縮尺は自動的に拡大され詳細地図が表示されること。
- i 地図表示を 2 分割し、異なる地図や目的地と自車位置の地図、目的地とオートズーム表示など同時に 2 つの地図を表示することができること。
- j 地図表示を 2 分割した場合でも、それぞれの地図の縮尺を変更することができること。
- k 地図表示を 2 分割した場合は、ワンタッチでどちらかの地図を 1 画面表示に

復帰することができること。

- l 手動による地図上の自転車位置の修正機能があること。
 - m 表示している地図の縮尺と方位を画面上で確認できること。
 - n 携帯電話回線の通信状態を画面上で確認できること。
 - o 無線LANの接続状態を画面上で確認できること。
 - p 自転車が出動可能状態かどうか画面上で判断できること。
 - q 10段階以上の音量調整ができること。
- (オ) 出動指令情報表示機能
- a 管理装置から受信した出動指令情報を表示できること。
 - b 出動指令情報を受信時にモニターが消灯していた場合は自動点灯すること。
 - c 出動指令情報を受信すると、ブザーが鳴動されること。
 - d 出動指令情報を受信すると、モニターの画面上部には指令情報ウィンドウを表示し、次の事案情報が表示できること。
 - (a) 災害種別
 - (b) 災害区分
 - (c) 事案番号
 - (d) 指令時刻
 - (e) 災害点住所
 - (f) 災害点地図頁
- なお、本ウィンドウは引揚若しくは帰署の動態登録により画面上から自動的に消去されること。
- e 指令情報ウィンドウを押下することにより、次の詳細な事案情報を表示できること。
 - (a) 追記情報
 - (b) 指令目標物
 - (c) 通報者氏名・電話番号
 - (d) 気象情報
 - (e) 警報・注意報
 - (f) 出動車両
 - (g) 受付時刻
 - f 指令要求釦を押下することにより、自転車が出動している最新の出動指令情報を受信することができること。
 - g 出動指令情報を受信すると、災害地点を目的地として自動設定できること。また、災害点地図には災害点を中心としたスケール（円）表示がされること。
 - h 受信した出動指令情報は、最大20件まで記憶して事案終了後でも表示することができること。また、地図釦を押下することで、その事案の災害点地図を表

示できること。

- i 携帯電話回線に接続が不可能な場合は、消防無線回線を介して出動指令情報を受信することができること。
- j 指令センターより現在活動中の事案一覧を取得し、出動する災害事案を選択して出動登録することができること。
- k 受付年及び事案番号が同じである同報の第二報目以降の指令を受信した場合、新しい指令情報を表示できること。

(カ) ルート探索・表示機能

- a 災害点（目的地）が設定された場合、ルートを考慮した災害点（目的地）までの距離及びおおよその到着予想時刻を探索して、画面に表示できること。
- b 災害点（目的地）までの距離及びおおよその到着予想時刻の探索に使用されたルートを地図上に表示することができること。
- c ルート通りに自車が進行しなかった場合は、ルートの再探索を行うこと。（オートリルート機能）
- d ルート探索で使用される道路ネットワークデータは、自動出動指定装置での経路探索処理で使用されるノード・リンク情報であること。
- e 指令センターにて管理している通行止め情報を取り込むことにより、ルート探索に活用できること。
- f 指令センターにて管理している通行止め等の道路障害情報を取り込むことにより、ルート探索に活用できること。

(キ) 届出情報表示機能

- a 地図等検索装置にて管理している以下の届出情報を取り込むことにより、地図画面上にマーク表示できること。
 - (a) 水利障害情報
 - (b) 煙火届出情報
 - (c) 道路障害情報（全面、片側）
 - (d) 催物届出情報
- b 災害点付近の最新の届出情報を出動指令情報と共に受信し、地図画面上にマーク表示できること。

(ク) 他車両位置表示機能

- a 同一事案に出動している他車両の位置を地図画面上にマーク表示すること。
- b 他車両のマークの種類は、車種毎に異なるマークで表示できること。
- c 他車両のマークの表示色は、出動、引揚若しくは転戦可、転戦不可などの車両動態により異なる色で表示ができること。
- d 他車両のマークの下には車両名称が表示されること。
- e 他車両のマーク及び車両名称は、自車が引揚若しくは帰署の車両動態登録を

した時、又は同一事案で出動中の全車両が帰署になった時等に地図画面上から自動的に消去されること。

f 他事案で出動している車両の位置を取得し、地図画面上にマーク表示すること。

(ケ) 水利予約、部署位置予約機能

a 自車で使用したい水利を予約・解除できること。

b 同一事案に出動している他車の水利予約状況が地図画面上にマーク表示されること。

c 引揚又は帰署の車両動態登録時、若しくは次の出動指令情報受信時には自動的に予約状況が解除されること。

d 同一事案に出動している他車が引揚若しくは帰署の車両動態登録した場合は、地図画面上から予約状況のマークが消去されること。

(コ) 情報検索・表示機能

a 指令センターにて管理している住所情報から、住所一覧表示が行えること。また、カナ検索により住所を検索し、該当する住所付近の地図表示が行えること。

b 指令センターにて管理している目標物情報から、目標物一覧表示が行えること。また、分類検索、カナ検索により目標物を検索し、該当する目標物付近の地図表示が行えること。

c 自動出動指定装置にて管理している病院情報から、病院一覧表示が行えること。また、主要病院検索、カナ検索、地区検索、自車位置直近検索により病院を検索して、該当する病院付近の地図表示が行えること。

d 地図画面上のマークをタッチすることにより、指令センターにて管理している防火対象物、危険物施設等の属性情報を表示することができること。

e 地図画面上のマークをタッチすることにより、指令センターにて管理している防火対象物、危険物施設等の図面情報を表示することができること。

f 地図画面上のマークをタッチすることにより、指令センターにて管理している救助計画、警防計画等のPDF画像ファイルを表示することができること。

g 緯度経度・測地座標による検索が行えること。

h 全国住所情報(町丁目レベルまで)を登録し、住所検索が行えること。また、該当する住所付近の地図表示が行えること。

i 全国施設情報(病院データ)を登録し、施設一覧表示が行えること。また、カナ検索により位置を検索し、該当する住所付近の地図表示が行えること。

j 全国施設情報(病院データ以外含む)を登録し、施設一覧表示が行えること。また、カナ検索により位置を検索し、該当住所付近の地図表示が行えること。

(サ) 自動出動指定装置等との通信機能

a 自動出動指定装置とメッセージの送受信が行えること。本装置から送信する

メッセージは、あらかじめ設定された単語を組み合わせて文章とすることもでき、カタカナを入力して文章とすることもできること。また、メッセージ送受信の履歴も最大20件まで画面表示できること。

- b 科目などの検索条件を指定することにより、自動出動指定装置にて管理している病院の診療可否情報等を表示することができること。
- c 科目条件検索やカナ検索などで表示された病院情報から、搬送先病院を自動出動指定装置に送信することができること。
- d 自動出動指定装置へ搬送先病院情報を送信する際、性別、交渉病院の搬送拒否理由等を送信できること。
- e 不搬送だった場合、不搬送情報と共に不搬送理由も自動出動指定装置へ送信できること。
- f 他車両で交渉した病院一覧の情報を取得し、表示できること。

(シ) データメンテナンス機能

- a 職員の操作にて、指令センターで管理している目標物・水利・防火対象物・危険物施設等のマーク情報及び属性情報を取り込み、反映できること。
- b 職員の操作にて、指令センターで修正した住宅地図情報を取り込み、反映できること。
- c 職員の操作にて、指令センターで修正した図面を取り込み、反映できること。
- d 指令センターにて管理している届出情報（水利障害、煙火届出、道路障害（全面、片側）、催物届出等）を取り込み、反映できること
- e 職員の操作にて、指令センターにて管理しているノード・リンク情報を取り込み、反映できること。
- f 上記の各種情報は、無線LAN経由でデータ更新が行えること。
- g 所属署所に限らず、無線LAN経由でデータ更新が行えること。

(ス) 自動出動からのチャンネル切替機能

管理装置から受信したチャンネルにより車載型無線装置のチャンネルの変更が可能であること。

イ 構造概要

- (ア) モニター部と制御部は一体型構造であること。
- (イ) モニター部はタッチパネル方式、10～12型相当の液晶ディスプレイとし、住宅地図まで詳細にカラー表示することができること。
- (ウ) タッチパネルは出動隊が手袋着用の上でもスムーズな操作が可能であること（タッチペンによる代替可）。
- (エ) データ記録媒体はSSD方式とし、車両搭載の振動を考慮したものであること。
- (オ) 車のバッテリーから本体を取り外した時に現在時刻が保持できるよう、バックアップ電池を内蔵していること。

- (カ) 最大3個までの車外設定端末装置を接続できること。
- (キ) 各構成機器は、車両の振動等による影響を受けない構造であること。
- (ク) 車両に設置する方法や切替えのスケジュールについては、発注者と協議すること。
- (ケ) 署所待機中の常時充電が不要であること。

ウ 規格

- (ア) 通信方法 : (株)NTTドコモLTE携帯電話回線 相当
- (イ) 電源 : 電源電圧12V系車両及び24V系車両に搭載できること
- (ウ) モニター部 : 全面タッチパネル方式
10型～12型相当液晶モニター (XGA)
- (エ) 消費電流 : 2.8A (稼働時)
- (オ) CPU : インテル®Atom 1.33 GHz Dual Core 以上
- (カ) メモリ : 2GB以上
- (キ) OS : Windows10 IoT Enterprise LTSC 2019 以上
又は Windows10Pro 以上
※動作保証が取れている最新のもの
- (ク) 無線LAN機能 : IEEE 802.11b/g/n/ac 準拠

(3) 車両運用端末装置 (II型)

本装置は、モニターと本体を一体化した構造であり、モニターを画面タッチすることにより車両動態の設定等がおこなえること。また、自車位置情報を車両位置管理装置に送信し、車両位置管理装置から出動指令情報を受信することができること。

ア 機能

- (ア) 車両動態情報送信機能
 - a 携帯電話回線を経由して、車両の動態及び設定した車両動態情報を管理装置に送信できること。また、設定車両動態等の状態が確認できること。
 - b 車両動態及び活動状況は、あわせて25種類以上が設定可能なこと。活動状況は災害事案、救急事案ともに10種類までとする。また、車両動態卸は、運用を考慮し使いやすいように画面配置できること。
 - (a) 災害事案の活動状況
例：出動 現着 開始 完了 引揚 帰署
 - (b) 救急事案の活動状況
例：出動 現着 現発 転送 病着 引揚 帰署
 - c 車両動態の設定についての完了・エラー等の状況は、車両動態卸下の時刻表示エリアの色別等により識別可能なこと。
 - d 車両動態の設定時、管理装置等で登録できない場合は自動再送を行う機能を

有すること。

- e 車両動態に使用される時刻は、GPS衛星等から時刻信号を受けて自動校正できること。
- f 設定した動態名・設定時刻を記憶でき、画面上で動態履歴表示ができること。
- g 移動待機登録の設定及び解除が行えること。
- h 地図画面上に表示されている車両動態釦を押下することより、次に押すべき車両動態釦が自動的に表示される簡易動態登録機能を有すること。
- i 簡易動態登録の地図画面上に表示される車両動態釦の表示パターンについては、消防車・救急車・救助車・指揮車等の4車種以上で設定することが可能なこと。
- j 登録した車両動態情報は、最大100件まで記憶し、事案終了後でも表示することができること。
- k 車両動態情報を送信する際、携帯電話回線に接続が不可能な場合には、自動的に消防無線回線を介して自動出動指定装置に送信できること。

(イ) 自車位置情報検出機能

- a 車両の車速センサとジャイロセンサからの進行方向データによる自律航法機能と、GPS衛星からの電波により自車位置及び進行方向等を検出する機能を有し、それらの情報から自車位置情報を検出すること。
- b 衛星からの電波を受信できているかの情報を画面上で確認できること。
- c GPSの他、GLONASS、準天頂衛星による測位に対応し、高精度に自車位置情報を検出できること。
- d 道路ネットワーク情報とのマップマッチング機能を有し、更なる精度向上をはかった自車位置を地図画面上に表示できること。

(ウ) 自車位置情報送信機能

- a 自車位置情報は携帯電話回線により管理装置へ送信され、自動出動指定装置等で情報管理ができること。
- b 車両移動中の場合は、任意の距離毎又は任意の時間毎に自車位置情報を管理装置に送信できること。また、設定した距離・時間は併用で送信することもできること。
- c 車両移動中に自車位置情報を送信するための距離や時間間隔の設定は、画面上から職員が変更できること。
- d 車両動態情報の送信時にも併せて、自車位置情報を管理装置に送信すること。
- e 自動出動指定装置からの自車位置情報の要求があった場合には、自車位置情報を管理装置に送信できること。
- f 車両の動態変化状況（出動時、現着時、現発・引揚時、出向時）に応じて、送

信間隔を変更できること。

- g 輝度調整ができること。
- h 携帯電話回線の通信状態を画面上で確認できること。
- i 無線LANの接続状態を画面上で確認できること。
- j 自車が出動可能状態かどうか画面上で判断できること。
- k 10段階以上の音量調整ができること。
- l 車両運用端末装置から発するボタン音などを消音できること。また消音状態でも指令受信や動態登録等を鳴動できること。

(エ) 出動指令情報表示機能

- a 管理装置から受信した出動指令情報を表示できること。
- b 出動指令情報を受信時にモニターが消灯していた場合は自動点灯すること。
- c 出動指令情報を受信すると、ブザーが鳴動されること。
- d 出動指令情報を受信すると、モニターの画面上部には指令情報ウィンドウを表示し、次の事案情報が表示できること。

- (a) 災害種別
- (b) 災害区分
- (c) 事案番号
- (d) 指令時刻
- (e) 災害点住所
- (f) 災害点地図頁

なお、本ウィンドウは引揚もしくは帰署の動態登録により画面上から自動的に消去されること。

- e 指令情報ウィンドウを押下することにより、次の詳細な事案情報を表示できること。
 - (a) 追記情報
 - (b) 指令目標物
 - (c) 通報者氏名・性別・電話番号
 - (d) 気象情報
 - (e) 警報・注意報
 - (f) 出動車両
 - (g) 受付時刻
- f 指令要求釦を押下することにより、自車が出動している最新の出動指令情報を受信することができること。
- g 出動指令情報を受信した場合は、押し忘れ防止のために「出動」ボタンが画面中央に表示されること。
- h 受信した出動指令情報は、最大20件まで記憶して事案終了後でも表示する

ことができること。

- i 携帯電話回線に接続が不可能な場合は、消防無線回線を介して出動指令情報を受信することができること。
- j 指令センターより現在活動中の事案一覧を取得し、出動する災害事案を選択して出動登録することができること。
- k 受付年および事案番号が同じである同報の第二報目以降の指令を受信した場合、新しい指令情報を表示できること

(オ) 自動出動指定装置等との通信機能

- a 自動出動指定装置とメッセージの送受信が行えること。本装置から送信するメッセージは、あらかじめ設定された単語を組み合わせて文章とすることもでき、カタカナを入力して文章とすることもできること。また、メッセージ送受信の履歴も最大20件まで画面表示できること。
- b 自動出動指定装置から送信されたメッセージの未読件数が画面上で確認可能であること。ワンタッチで未読メッセージを表示できること。
- c 自動出動指定装置で入力された手書きメモの受信が行えること。

(カ) 移動待機指令情報表示機能

- a 管理装置から受信した移動待機指令情報を表示できること。
- b 移動待機指令情報を受信時にモニターが消灯していた場合は自動点灯すること。
- c 移動待機指令情報を受信すると、ブザーが鳴動されること。
- d 移動待機指令情報を受信すると、モニターの画面上部には指令情報ウィンドウを表示し、次の移動待機情報が表示できること。

(a) 移動先署所名

なお、本ウィンドウは引揚もしくは帰署の動態登録により画面上から自動的に消去されること。

- e 移動待機指令情報を受信した場合は、押し忘れ防止のために「出向」ボタンがモニター中央に表示されること。

(キ) デジタル無線操作機能

- a 本装置の画面より、車載型無線装置の音量の変更が可能であること。
- b 本装置の画面より、接続先を選択し個別通信の発信が可能であること。
- c 指令台、および他車両からの個別通信の受信が可能であること。
- d 本装置の画面に、個別通信中の車両略称の表示が可能であること。
- e 本装置の画面より、車載型無線装置のチャンネルの変更が可能であること。
- f 本装置の画面に、車載型無線装置の通信状態、使用チャンネルが表示できること。

(ク) 自動出動からのチャンネル切替機能

- a 管理装置から送信したチャンネルにより車載型無線装置のチャンネルの変更が可

能であること。

イ 構造概要

- (ア) モニター部と制御部は一体型構造であること。
- (イ) モニター部はタッチパネル方式、8～10型液晶ディスプレイとし、画面解像度はXGA（1,024*768ドット）対応ができること。
- (ウ) タッチパネルは出動隊が手袋着用の上でもスムーズな操作が可能であること。
- (エ) データ記録媒体はSSD方式とし、車両搭載の振動を考慮したものであること。
- (オ) 車のバッテリーから本体を取り外した時に現在時刻が保持できるよう、バックアップ電池を内蔵していること。
- (カ) 最大3個までの車外設定端末装置を接続できること。
- (キ) 各構成機器は、車両の振動等による影響を受けない構造であること。
- (ク) 車両に設置する方法については、発注者と協議すること。
- (ケ) 出動指令情報を受信した場合、出動隊が車両に乗り込んでエンジンをかける前の無人状態でも、自動的に60秒程度で起動する自動起動機能を有すること。なお、この際の待機消費電流は7mAまでとし、車両バッテリー残量が一定値を下回った場合、自動的に電流供給を停止する機能を有すること。
- (コ) 署所待機中の常時充電が不要であること。

ウ 規格

- | | |
|-------------|--|
| (ア) 通信方法 | (株)NTTドコモLTE携帯電話回線 相当 |
| (イ) 電源 | 電源電圧12V系車両及び24V系車両に搭載できること |
| (ウ) モニター部 | 全面タッチパネル方式
8～10型液晶モニター（XGA） |
| (エ) 起動時間 | 60秒以内（エンジンONからの起動時） |
| (オ) 消費電流 | 2.8A（稼働時） |
| (カ) CPU | インテル®Atom1.33GHz Dual Core 以上 |
| (キ) メモリ | 2GB以上 |
| (ク) OS | Windows10 IoT Enterprise LTSC 2019
※動作保証が取れている最新のもの |
| (ケ) 無線LAN機能 | IEEE802.11b/g/n/ac 準拠 |

(4) 車外設定器

消防車両等の車外に取り付けられる動態設定端末であること。

ア 機能

- (ア) 車両の車外に取り付けられ、車外活動時に動態設定ができること。
- (イ) 防滴対策を施した構造であること。

(ウ) 動態設定時、車両運用端末装置を介して管理装置へ車両動態を送信すること。

イ 構造概要

(ア) 車両運用端末装置等と容易に接続できる構造であること。

(イ) 車両に設置する方法については、発注者と協議すること。

(ウ) 最大3個まで接続可能なこと。

ウ 規格

(ア) 接続条件 : 車両運用端末装置の方式に従うこと。

(イ) 動態情報数 : 6種類以上(事案経過含む)

(ウ) 電源 : 電源電圧12V系車両及び24V系車両に搭載できること。

(5) 携帯電話回線(通信カード)

(株)NTTドコモLTE携帯電話回線相当を契約したSIMカードを車両運用端末装置に実装すること。

(6) 無線LAN機器アクセスポイント

本装置は、消防署車庫に設置し、メンテナンスした各種情報を本部からデータ配信し、各車両のデータ更新をおこなえること。

ア 構造概要

(ア) LAN給電対応とすること。

(イ) 車庫設置時は埃などが入らないようケースに収納すること。

イ 規格

(ア) 接続仕様は、IEEE802.11b/g/n準拠とすること。

(イ) 登録がない機器が接続できないように設定すること。

(ウ) WPA2の暗号化を行うこと。

1.1 システム監視装置

本装置は、本システムの運用状況を管理し、本システムの現在の運用状況及び障害発生時において、指令員等に対する通知機能を有するものであること。

(1) 機能

ア 本システムの主要機器の動作状況が監視できること。監視対象として、以下の複数の監視方式により、様々な視点での監視がおこなえること。各機器の監視対象はネットワークトラフィック等を考慮し、打合せにより調整を行うものとする。

(ア) 各装置との連携の中心である自動出動指定装置の各機器との接続状況を表示できること。

(イ) ICMPプロトコルによるネットワーク監視

(ウ) 接点信号による装置状態監視

- (エ) データベースの稼動状況監視
- イ 検出した障害情報を障害監視装置等に表示するとともに、以下の方式により、指令員等に通知できること。
 - (ア) システム監視装置ディスプレイ上へのメッセージ表示
 - (イ) ブザー音による通知
 - (ウ) 重要表示灯の点灯
 - (エ) 接点信号による障害表示盤への障害表示
- ウ 検出した障害情報は履歴管理し、検索・プリンタ出力及びデータ出力がおこなえること。なお、障害履歴は1年間保持できること。

(2) 構造概要

- ア CPU : インテル(R) Core i3 第10世代と同等以上
- イ メモリ : 8GB以上 DDR4以上
- ウ 補助記憶装置 : 500GBまたはSSD256GB以上 (RAID1)
- エ 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等
- オ OS : Windows ※動作保証が取れている最新のもの
- カ 入力方式 : マウス入力及びキーボード入力
- キ ディスプレイ : 20型以上
- ク 重要表示灯 : 3色程度

1.2 電源設備

本システムに必要な電源設備は無停電電源装置(AC100V系)、直流電源装置(DC12V系)、直流電源装置(DC48V系)、各装置の電源を一元的に管理し、安全性を十分配慮した構造及び配置とすること。

(1) 機能、性能等

- ア 供給電源は、負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量であること。
- イ 供給電圧は、常に負荷側の動作電圧の変動許容範囲であること。
- ウ 停電時に給電の停止を避けるため、蓄電池等の容量は発動発電機の正常な運転の再開に必要な遅延時間以上、十分な時間(10分程度)を確保できること。

(2) 構造概要

- ア 直流電源装置(DC-48V)
 - (ア) 整流器及び蓄電池等で構成すること。
 - (イ) 整流器はn+1方式とし、各ユニットの容量は本施設を構成する直流-48V系機器の消費電流以上であること。
 - (ウ) 負荷側については、各機器供給用の直流分電盤を設けて、個別の開閉ができること。
 - (エ) 障害等の警報出力を外部の警報表示盤等に表示できること。

(オ) キュービクルタイプ・前面保守型とし、保守が容易に行える構造であること。

(カ) 次の規格を満たすこと。

- a 入力電圧等 : 交流 3 φ 200V±10%又は、1 φ 200V/100V±10%以内
- b 力率 : 70%以上
- c 負荷側電圧 : 直流-48V±10%以内
- d 定格出力容量 : 負荷側の最繁時の消費電流を供給できること。
- e 蓄電池形式 : M S E型相当
- f 蓄電池容量 : 停電時100%負荷で3時間以上の補償が可能な容量であること。

イ 無停電電源装置 (本部)

(ア) 本装置は、自動出動指定装置などの指令装置・電話交換機設備等を除く、AC 100Vで動作する各装置へ安定化及び無停電化した電源を給電できること。

(イ) 完全バイパス回路を有する入出力盤を設置し、バックアップ対策を行うこと。

(ウ) 障害等の警報出力 (故障、バッテリー運転等) をシステム監視装置等に表示できること。

(エ) 運転方式 : 常時インバータ運転/直送電源待機方式

(オ) 停電時切替 : 無瞬断切替

(カ) 周波数・波形歪率 : 50/60Hz、10%以下

(キ) 入力電圧 : 交流 3 φ 200V±10%又は、1 φ 200/100V±10%以内

(ク) 出力電圧 : 交流 1 φ 100V±10%以内

(ケ) 定格出力容量 : 負荷側の最繁時の消費電流を供給できること。

(コ) 蓄電池形式 : M S E型相当

(サ) 蓄電池容量 : 停電時100%負荷で10分以上の補償が可能な容量であること。

ウ 無停電電源装置 (署所)

指令情報出力装置などのAC 100Vで動作する機器へ安定化及び無停電化した電源を供給する装置であること。

(ア) 容量 : 1.5KVA以上

(イ) 停電補償時間 : 10分間以上

(ウ) 入力 : AC 100V 単相2線

(エ) 出力 : AC 100V

1.3 統合型位置情報通知装置

本装置は携帯電話・IP電話・固定電話からの119番通報発信位置を受信し、自動出動指定装置・地図検索装置にて表示を行うシステムである。

(1) 機能

ア 携帯電話・IP電話

- (ア) 119番通報を消防指令システムで受付けた際、119番回線と別の位置情報送受信回線（IP-VPN回線）にて事業者側より送信される位置情報を位置情報受信装置にて受信できること。（184又は非通知での通報の場合を除く）
- (イ) 消防指令システム側から位置情報要求操作ができること。
- (ウ) 受信した位置情報を自動出動指定装置・地図検索装置にて表示できること。

イ 固定電話

- (ア) 119番通報を消防指令システムで受付けた際、位置情報要求操作をすることにより、119番回線と別の位置情報送受信回線（IP-VPN回線）にて事業者側より送信される位置情報を位置情報受信装置にて受信できること。
- (イ) 受信した位置情報を自動出動指定装置・地図検索装置にて表示できること。

ウ ヘルプネット

- (ア) 119番通報を消防指令システムで受付けた際、119番回線と別の位置情報送受信回線（IP-VPN回線）にて事業者側より送信される位置情報を位置情報受信装置にて受信できること。
- (イ) ヘルプネットとの接続手続き等に関して、発注者及びヘルプネットの事業者と協議をすること。

エ 発信者番号

- (ア) 119番通報を消防指令システムで受付けた際、119番回線と別の発信者番号送受信回線（IP-VPN回線）にて事業者側より送信される発信者番号を位置情報受信装置にて受信できること。（184又は非通知での通報の場合）
- (イ) 消防指令システム側から発信者番号要求操作ができること。
- (ウ) 受信した発信者番号を指令装置にて表示できること。
- (エ) 発信位置情報通知用IP-VPNサービスA面・B面は光化すること。

(2) 構造概要

ア 位置情報受信装置（他装置での実装でも可とする）

- (ア) CPU : インテル(R) Xeon(R) E-2224(3.40GHz, 4C/4T)同等以上
- (イ) メモリ : 8GB以上
- (ウ) 補助記憶装置 : 256GB以上（RAID1、ホットスペア）
- (エ) OS : Linux

イ IP-VPN接続ルータ

- (ア) インターフェース : 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
- (イ) ルーティング機能 : RIP、スタティックルーティング
- (ウ) 管理機能 : SNMP、NTP、Syslog、Web コンソール
- (エ) その他機能 : V-LAN（IEEE802.1Q等）、QoS、IPパケットフィルタリング

1 4 消防用高所監視装置

本装置は、災害状況を早期把握及び消防活動への適切な情報提供を行うために、指令室の操作卓から遠隔制御が可能な Web カメラ装置を設置し、映像を収集するためのものである。一体型旋回フルHDカメラで、旋回水平動作はエンドレス回転機構で死角のない監視が可能なシステムであること。

(1) 指令台連動機能

指令装置と連動し、火災の場合は、災害地点方向を撮影できること。

(2) カメラ操作機能

特定の区間はカメラを自動的にズームアウトすること等によりプライバシーを保護することができること。また、災害発生時においては、プライバシーゾーン設定を ID/パスワードにより一定時間解除できるものとし、一定時間経過後はプライバシーゾーンを自動設定すること。

ア 住所・建物名称のテロップを挿入した映像を表示できること。

イ 操作卓上でカメラが表示している方位や視野角等を地図に表示できること。

ウ 任意の位置での登録ができること。また、その呼出ができること。

エ 映像を映像制御装置等に外部出力できること。

(3) 本体・カメラ機能

次の性能と同等以上とする。

ア 耐風圧特性 風速 40m/s 以下 動作可能

イ 風速 90m/s 以下 非破壊

ウ 耐振動性 IEC60945 準拠（投光器搭載時は除く）

エ 使用電源 AC100V±10% 50/60Hz

オ ヒーター 本体の内部温度が低下した場合、温度センサーによる自動動作

カ ファン 本体の内部温度が上昇した場合、温度センサーによる自動動作

キ プリセットメモリー255 ポジション

ク 信号方式 FULL HD 1080p30

ケ 撮像素子 1/2.8 インチ CMOS

コ 有効画素数 約 213 万画素

サ 解像度 1920×1080

シ 逆光補正 OFF/ON/WDR

ス 高感度機能 白黒モード、スローシャッターモード（最大 32 倍）

セ 霧除去機能 ON/OFF

ソ ズーム倍率 光学 30 倍 電子ズーム 12 倍（最大 30×12=360 倍）

タ 実効焦点距離 $f=4.3\sim 129\text{ mm}$

チ 実効画角 水平 約 63.7° (W)～約 2.3° (T) 垂直 約 38.5° (W)～約 1.3° (T)

(4) 旋回台機能

旋回角度 水平(パン) 360° エンドレス 垂直(チルト) +110° ~0° (水平) ~-110°

※ メニュー設定で角度変更可能 垂直 ±90°

(5) エンコーダ機能

ア ネットワークインターフェース 100BASE-TX/10BASE-T オートネゴシエーション

イ IP バージョン IPv4

ウ セキュリティ パスワードによる Basic 認証

エ 対応プロトコル TCP/IP UDP/IP HTTP SMTP NTP FTP DNS DHCP RTP RTCP RTSP NTP
ICMP telnet 等

オ 画像圧縮方式 Dual エンコード対応 メイン / セカンド H.264 または JPEG
H.264 High / Main / BaseLine Profile

カ 画像解像度 1920×1080 ~ 320×180

キ フレームレート 1~30fps

ク ビットレート 32kbps~20Mbps (CBR/VBR)

ケ 音声機能 CODEC G.711(μ-law) サンプルレート 8KHz, ビットレート 64Kbps
IN:ライン・マイクレベル切替可 / OUT:ラインレベル

コ 対応 OS Microsoft Windows※動作保証が取れている最新のもの

(6) カメラ操作端末

カメラ操作端末として、以下の端末を設けること。

ア デスクトップ型

イ デジタル出力端子付き

ウ ディスプレイ : 21 インチ相当

エ 解像度 : 1920 × 1080 ドット相当

オ CPU Core i5 (第12世代) 相当

カ 主記憶装置 16GB DDR4 相当

キ 補助記憶装置 : SSD 500GB 相当

ク OS Windows11Pro 日本語版 (調達時点最新版)

ケ ブラウザ MicrosoftEdge 又は GoogleChrome (調達時点最新版)

コ Microsoft office Professional (調達時点最新版)

サ セキュリティソフト トrendマイクロ ウイルスバスタークラウド又は同等品

シ 内蔵DVD付

(7) その他

高所監視装置の映像は、既設同様に兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムに分配・接続し、兵庫県、神戸市及び加古川市へ映像を配信すること。

1.5 映像通報・中継装置

(1) 映像通報受信端末

本装置は、119番通報発番の通報者端末に対して映像要請をSMS送信し、通報者から映像を表示するほか、SMSメッセージ送信や履歴などの管理機能を利用できるASPサービス受信端末である。音声による119番だけでは把握が困難な視覚的情報をリアルタイムに収集し、市民への口頭指導について映像を付加し伝達することにより、応急手当や救命率の上昇、傷病者への予後改善につなげるほか、火災等の指令業務においても、より正確で迅速な災害出動による被害の軽減等市民サービスの向上を図るものである。

ア ASPサービス事業者要件

(ア) 要望対応

映像通報システムは新たな仕組みであることから、運用中に上がってきた要望や課題をもとに、協議の上、柔軟に機能追加・改修に対応できることとし、自社開発のシステムであること。

(イ) 認証

本サービスでは災害現場等の映像を扱うことから、ASP事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）ISO27001、ISO27017の認証を取得していること

(ウ) 個人情報保護法・明石市セキュリティポリシー、その他法令について従うこと。

イ 機能

(ア) 通話機能

a 入力した通報者の電話番号を宛先として、起動URLを記載したショートメッセージサービス（以下、「SMS」という。）を指令室に設置された受信装置（以下、「通報受信端末」という。）から送信でき、以下が可能なこと。

(a) 通話内容を録画できること。

(b) 通報者の端末の音声チャンネルを無効化できること

(c) 位置情報の取得が出来ること。

(d) 映像チャンネルの解像度（複数段階）と通信帯域解像度の選択が可能なこと。

(e) 送信メッセージの定型文が選択できること。

(f) アドレス帳からの選択（連絡先登録済みの関係者へ通知を行う場合）ができること。

b 通報受信端末において、通報者がショートメールを受け取ってから映像撮影

までの画面遷移がわかるような表示がされること。

- c 通報者は、起動URLからウェブサイトアクセスし、通報者の端末がリアルタイムに撮影する動画を介して通話ができること。
- d 通報受信端末に予め保存されている動画（音声を含む）を、通話中の通報者の端末に表示できること。
- e 通報受信端末において任意の文字を入力し、通話中の通報者の端末に表示できること。
- f 通報受信端末において、通報者の端末から取得される位置情報を継続的に地図に表示すること。
- g 通報者の端末から伝送される動画の一コマを、通報受信端末または通報者の端末の操作により、通報受信端末に静止画として保存する機能を有すること。
- h 通話終了後、通話の録画を通報受信端末において再生できること。また、通話の録画を通報受信端末にダウンロードできること。

(イ) 起動URL送信機能

映像通話は通報受信端末から、通報者へSMSで送信されたランタイムの起動URLを表示することで開始することが可能であること。なお、異なるSMS送信事業者による冗長化された国内SMS送信機能を有し、一定時間内に送達を確認できない場合、代替回線による送信ができること。

(ウ) 録画機能

通報者からの映像を録画する機能を有すること。映像はクラウド上の受託者のサーバ又は受信端末にて録画保存、一定期間保管後自動削除する機能を有すること。

(エ) ダウンロード機能

ASP事業者のサーバに録画する場合は、保管された動画をダウンロードする機能を有すること。指令台Webディスプレイや映像通報用端末に録画する場合は、NAS (Network Attached Storage) にデータを保存すること。

(オ) SMS送信機能

通報者に対して、事前に設定した定型文や任意のテキストをSMSにより送信する機能を有すること。ただし、送信するテキストは70文字以内とする。

(カ) 映像共通機能

映像通話中に事前に登録した3台以上の端末へ同時に映像共有が行えること。また、映像共有可能な端末は、機種を限定しないこととし、Android端末、iPhone端末、Windows端末いずれにも共有できること。

(キ) 指令台連携機能

指令台に入電された電話番号を当システムに転送し、受け取ることができる

こと。

ウ 非機能要件

- (ア) 24時間365日連続無停止のクラウド型で機能要件を満たしたシステムを提供すること。
- (イ) サービス期間中における本システムのバージョンアップ、データセンター設置機器の更新、その他の維持管理、通報受信端末等の設定確認及び運用サポートに係る費用についても、初期構築費用に含まれるサービスであること。
- (ウ) サービス期間中に第三者の特許権侵害の申し立て等によりサービスの提供継続が困難となる恐れが生じた場合には、以下のいずれかの措置を講ずること
映像通報システムの利用者から指令室宛の通報が受理できない事態が発生しないことを保証すること。
 - a 同等の機能を有する権利侵害のない他のシステムによる業務の継続
 - b 運用中のシステムにおける権利侵害しているとされる部分の変更
 - c 使用のための許諾または権利の取得
 - d その他映像通報システムの利用者からの通報を受理できない事態の発生を回避するために必要な措置

エ 動作環境

- (ア) 通報者端末
 - 通報者が使用可能な端末は、SMSと標準搭載ブラウザのみで利用可能とするため以下のとおりとする。
 - a 対応OS
 - ・ Android
 - ・ iPhone
 - b 対応ブラウザ
 - ・ Android: Google Chrome 最新バージョンまたは1つ前のバージョン
 - ・ iOS: Safari 最新バージョンまたは1つ前のバージョン
 - c 対応SMSキャリア
 - ・ DoCoMo
 - ・ AU
 - ・ Softbank
 - ・ Y!mobile
 - ・ 楽天モバイル
 - ※ その他キャリアの提供が開始された際は、保守の範囲内で適時対応すること。
- (イ) 受信端末
 - 受信用端末として、以下の端末を設けること。

- a デスクトップ型
 - b HDMI 出力端子付き
 - c ディスプレイ：21 インチ相当
 - d 解像度：1920 × 1080 ドット相当
 - e CPU Core i5（第12世代）相当
 - f 主記憶装置 16GB DDR4 相当
 - g 補助記憶装置：SSD 1TB 相当
 - h OS Windows11Pro 日本語版（調達時点最新版）
 - i ブラウザ MicrosoftEdge 又は GoogleChrome（調達時点最新版）
 - j Microsoft office Professional（調達時点最新版）
 - k セキュリティソフト トrendマイクロ ウィルスバスタークラウド又は同等品
 - l ヘッドセット6式
 - m 指令室内の既設カラープリンタに接続すること。
- オ 運用保守体制・セキュリティ等
- (ア) 運用保守体制・セキュリティ等
- データセンターの設備やセキュリティ、運用保守体制は以下の環境で整備すること。
- a データセンター設備
 - ・ 24時間の運用監視体制
 - ・ 生体認証装置等の入退室に係るセキュリティ対策の実施
 - ・ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）基準に則した建物とし、国内に設置すること。
 - b データ保管対策
 - ・ 停電対策：二系統受電設備、自家発電設備
 - ・ 地震対策：耐震構造設計ビル、耐震型二重床等
 - ・ 火災対策：不活性ガス消火設備等
 - ・ 防犯対策：専用カード入退室管理装置、生体認証等の入退室管理装置、各種防犯センサー、監視カメラ
- (イ) システムの障害対応
- a 24時間の運用監視体制による適切な対応
 - b SMS事業者による通信障害等の場合に予備のSMS事業者から供給
- (ウ) サーバー機（WEBサーバー、DBサーバー等）及び通信機器等
- システムの安定稼働とレスポンス・セキュリティ確保のために必要な機能・性能・容量を保持すること。
- (エ) システムのセキュリティ

- a ファイアウォールによるアクセス制御・ウイルス対策ソフトによるコンピュータ・ウイルス及びワーム対策等を確実に実施すること
 - b すべてのデータ通信に関する通信傍受の防止対策を実施すること。
 - c 通報受信端末は暗号化通信 (TLS・SRTP または DTLS) とし、管理画面へのアクセスは指定された固定 IP アドレス以外は接続しないこと。
 - d 不正監視のため、ログを取得すること。不正監視ログの保管期間は 1 年以上とすること。
 - e システム全体において、不正な通信を確認し、対策を迅速に実施するために、不正検知を実施すること。
 - f システム全体において、マルウェア対策や、サービス停止攻撃への対策を講じること。
- (オ) サーバーの脆弱性対応
サーバー上で用いるソフトウェアの修正パッチが提供された場合、脆弱性の深刻度を評価したうえで速やかに適用すること。
- (カ) 通報 URL の流用防止
通報 URL は流用せずに、有効期限付 URL を毎回新しく生成すること。
- (キ) 機能において利用する SMS について
SMS 事業者のサービスポリシーに従い供給されること。
- (ク) 情報漏洩時の対応
情報漏えい事故発生時の対応についての手順が整備されていること。
- (2) 映像中継受信端末
本装置は、映像通報受信端末及び ASP サービスに実装された映像伝送の仕組みを利用して、出動隊員のスマートフォンやドローン等から現場映像を受信する端末装置である。
ASP サービス事業者、機能、動作環境等の各種要件は全て映像通報受信端末と同様とする他、以下の機能を設けること。
- ア ライブ中継開始確認
ライブ中継が開始されると、指令員側の管理画面でポップアップにて通知されること。
- イ 複数映像の閲覧
受信端末において、容易な操作で画面を 9 分割以上に分け、複数の現場映像を同時に閲覧できるとともに、端末で選択した画面を拡大縮小できること。
配信端末数が 40 台以上、うち同時配信は 9 台と受信端末 1 台とする。
- ウ 撮影した映像の履歴管理
終了した映像中継を履歴として一覧表示すること。また、履歴データは、24 時間以内であれば、再生、ダウンロード、削除が可能とし、24 時間を経過した履歴

は自動削除すること。

(3) N A Sサーバ (A S P、W e bディスプレイ用)

映像受信用端末、A S PのEメール指令用端末、N E T 1 1 9受信端末及び指令台 W e bディスプレイが共用してデータ等を保存できるN A Sを設け、データや映像等の情報共有を図るものである。

- ア C P U : インテル(R) Xeon(R) プロセッサSilver 4214R と同等以上
- イ メモリ : 1 6 G B以上
- ウ 補助記憶装置 : 2 T B×4 (R A I D 5同等以上)
- エ 外部記憶装置 : 内蔵D V D-R O M
- オ L A N : 1 0 0 0 B A S E-T
- カ O S : Windows Server IoT 2019 for Storage Standard 同等以上
- キ その他 : 複数の共有フォルダを設け、共有フォルダ毎にアクセスできる端末を制限できること。

1 6 情報収集用カメラ装置

各消防庁舎玄関及び車庫に設置し玄関、車庫の映像を収集するものである。

(1) カメラ

- ア 機能 (パナソニック WV-S1510 と同等以上)
 - (ア) 低ビットレートで屋外使用ができるカメラとすること。
 - (イ) カメラは水滴が付きにくいコーティング等をしており、結露をしないものとする。
 - (ウ) 防塵・防水性能 JIS C 0920 保護等級 IP66 以上
 - (エ) 光学ズーム 3 倍、EX ズーム 2 倍以上

(2) 制御・録画装置

- ア 機能
 - (ア) 消防局庁舎で新規に整備するカメラ及び各署の玄関、車庫カメラ映像の表示、制御、録画ができること。
 - (イ) 10 台以上のカメラ登録を可能とし、1 画面で表示するマルチカメラ機能を有すること。
 - (ウ) 3 日間程度の録画が可能であること。
 - (エ) マウス操作で運用・設定が可能であること。

イ 構造概要 (レコーダ)

- (ア) 記憶容量 : H D D 2 T B以上 (R A I D 1構成)
- (イ) モニター端子 : H D M I (1 9ピン t y p e A端子) 2系統以上
- (ウ) P o E端子 : 1 6 c h対応のP o E電源 (P o E+対応)

1.7 聴覚・言語機能障害用緊急通報装置

(1) FAX119受信端末

本装置は、FAXを利用した緊急通報を受信し、指令台に接続するものである。

ア 機能

- (ア) FAXの受信を可視可聴にて通知できること。
- (イ) FAX受信時、指令台に実装されているディスプレイに内容を表示し、確認できること。また、必要に応じて印刷できること。
- (ウ) FAXによる緊急通報件数を集計できること。

イ 機器仕様要件

- (ア) 形式：レーザー普通紙記録
- (イ) 通信可能機種：スーパーG3 対応
- (ウ) 記録紙サイズ：A4、B5、A5
- (エ) 原稿サイズ：最大A4
- (オ) 伝送時間：3秒以下
- (カ) メモリ容量：256MB以上
- (キ) 給紙量：250枚以上
- (ク) その他：通報者がA3やB4サイズで送信した場合であっても、自動的にA4サイズへ縮小して出力できること。

(2) NET119受信端末

本装置は、事前の利用登録が行われている音声による通報が困難な聴覚障がい者や言語障がい者等からの通報を、携帯通信端末(携帯電話、スマートフォン、タブレット、インターネット端末機)からのWEB方式で受理するものである。

ア 機能仕様要件

「119番通報の多様化に関する検討会・報告書(平成29年3月総務省消防庁防災情報室)」の3-2-2 消防局・本部端末の機能要件(P32-42)に記載されている機能を使用できること。また、119番通報を近隣消防本部へ転送できる他、119通報の受付に連動し、Net119事業者から送信される以下の情報を指令台画面上に表示できること。

- (ア) 受付日時
- (イ) 登録者氏名(フリガナ含む)
- (ウ) 登録者電話番号
- (エ) 直近住所
- (オ) 緯度・経度
- (カ) 通報誤差半径

イ 機器仕様要件

- (ア) CPU

下記のスペックを満たすこと。また、導入時点で動作保証の取れている最新のものとすること。

- ・ クロック数：3.0GHz 以上
- ・ コア数：4 コア以上
- ・ スレッド数：4 スレッド以上
- ・ 三次キャッシュ：8MB 以上
- (イ) メモリ：8GB 以上
- (ウ) 補助記憶装置：500GB (SSD256GB) ×2 以上(RAID 構成とすること。)
- (エ) 外部記憶装置：DVD-ROM(読込：最大 4 倍速以上)
- (オ) OS : Windows11Pro (調達時点最新版)
- (カ) ブラウザ : MicrosoftEdge 又は GoogleChrome (調達時点最新版)
- (キ) ディスプレイ
 - ・ 表示画面：ワイド液晶 20 型以上(LED バックライト)
 - ・ 画面解像度：1,920×1,080 ドット以上
 - ・ 表示色カラー：1,670 万色以上
- (ク) 指令室内の既設カラープリンタに接続すること。
- (ケ) 指令台各 web ディスプレイで使用できること。

ウ 添付ソフト

- (ア) ウイルス対策ソフト：Trend Micro ウイルスバスター相当
- (イ) 形状等：デスクトップ型とすること。
- (ウ) 警告灯：3 色程度

エ 利用者登録

既設NET119受信端末に登録されている利用者のデータは、利用者が再登録することなく移行すること。また、NET119接続事業者が既設と異なる場合は、利用者の負担を軽減するため、利用者の要望に応じて個別に登録作業や利用方法の説明等を行うこと。

(3) 電話リレーサービス

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(令和2年法律第53号)に基づき、聴覚や発話に困難のある方が手話を行うオペレーター等を経由して相手先と会話ができる電話リレーサービスを円滑に運用できるように、電話リレーサービス提供機関(一財)日本財団電話リレーサービス)及び接続機関(ヘルプネット)と指令台を接続できること。

また、接続機関側より送信される位置情報や住所・氏名データ等を指令台に取り込み、表示できること。

1 8 消防分析システム (WebGIS)

将来の消防計画の検討・立案を行うために、支援情報 (0A) システム等と連携して水利情報等を収集し、地理情報と結び付けることにより空間解析を行うものである。

(1) 消防分析システムサーバ

ア 共通機能

(ア) 本装置は Web サーバ・クライアント方式とし、各端末装置の環境に依存しないこと。

(イ) 本装置に接続された各端末装置から、Edge ブラウザを通じて ClickOnce にて容易に起動できること。

(ウ) データの一元管理が行えること。

(エ) ユーザID及びパスワードの発行により、ログイン管理を行えること。なお、同時ログイン可能数は20 とする。

(オ) ログイン、レイヤ追加、データ出力等の各操作の履歴を管理できること。

(カ) 本装置に入力する地図の種類、範囲及びデータフォーマットは、以下の通りとする。詳細については、発注者と協議の上決定すること。

- a 都市計画図 (地形図、総括図) : 明石市
- b 道路地図 (1 / 25, 000) : 兵庫県
- c 道路ネットワークデータ : 兵庫県
- d Mapple 住所データ (番地号) : 兵庫県

(b ~ d は、(財) 日本デジタル道路地図協会策定の「全国デジタル道路地図データベース」標準フォーマットに準拠したもの)

- e 消防団分団・班地域図 : 明石市
- f 水道管網図 (注記あり) : 明石市
- g 水道管網図 (注記なし) : 明石市
- h ハザードマップ : 明石市
- i 地番図 : 明石市

※ a、e、f、g、h 及び i については、発注者より提供する。

(キ) 既存の WebGIS で共有されているデータについて、CSV 変換等を活用しデータ移行を行うこと。また、最新のデータを発注者から提供した場合には、データ更新を行うこと。

(ク) 支援情報 (0A) システムで管理する情報 (位置情報、属性情報) については、1 日 1 回最新の情報を参照し、地図上に反映できること。

(ケ) 指令システムで管理する情報 (位置情報、属性情報) については、常に最新の情報を参照し、地図上に反映できること。

(コ) 地図上に各署所の管轄区域を色分け (レイヤを重ねて表示したときに、都市

計画図等の表記がわかるような色とすること。)したレイヤを作成すること。

イ 地図操作機能

- (ア) 地図の回転ができること。また回転角度の指定を数値、マウスのドラッグで行えること。
- (イ) シンボルマークの新規登録が行えること。
- (ウ) 地図データの入力及び出力が行えること。

ウ 地図表示機能

- (ア) 地図の連続スクロール表示ができること。
- (イ) 表示している地図の縮尺を任意に表示できること。また、縮尺は、表示状態と連動できること。
- (ウ) 地図表示色・線種等の表示パターンを複数登録できること。また、登録した表示パターンにあっては、ユーザにおいて選択できること。
- (エ) 表示しているシンボルの大きさを任意に変更できること。
- (オ) 表示画面を2分割し、それぞれに異なる地図を表示できること。また、分割した地図同士を連動させることができること。

エ 地図検索機能

- (ア) 住所(大字、小字、丁目、番地等)を指定し検索を行えること。また、指定した住所を中心とした地図を表示できること。
- (イ) 住宅地図と連動し、指定した住所に含まれる別記情報を含む表札情報に対する検索ができること。
- (ウ) 目標物を指定し検索を行えること。また、指定した目標物を中心とした地図を表示できること。
- (エ) 地名を指定し検索が行えること。また、指定した地名の一覧を表示し、選択した地名を中心とした地図を表示できること。

オ レイヤ管理機能

- (ア) レイヤ権限設定
 - a 全てのレイヤに対して、公開・非公開の設定ができること。
 - b レイヤの参照権限及び編集権限を、グループ又は個人の単位で設定できること。
- (イ) 任意レイヤ作成機能
 - a ユーザが任意にレイヤを作成できること。なお、作成可能なレイヤの枚数に制限が無いこと。
 - b 任意に作成したレイヤにおいて図形・属性の登録・編集・削除ができること。

なお、その登録数に制限がないこと。

- c 属性項目が設定できること。
- d 他のレイヤに登録したデータを任意に作成したレイヤに複製できること。
- e 任意に作成したレイヤの削除ができること。

(ウ) レイヤ管理機能

- a 表示範囲やレイヤ構成などの設定管理を、ユーザ単位で行えること。
- b 上記の情報をもとにレイヤの検索ができること。

カ データ登録機能

- (ア) 点、線、四角形、多角形、円、文字等を地図上に描画できること。
- (イ) 作図用のシンボルとして、消防用図式記号規程のシンボル類を用意すること。
- (ウ) 描画した図形の移動・コピーができること。
- (エ) 描画した図形の拡大・縮小・回転ができること。
- (オ) 描画した図形の線種、色等の変更ができること。
- (カ) 描画した図形に対して属性情報(文字、数値、日時等)を登録できること。

キ データ一括登録機能

(ア) 自動一括登録機能

- a 対象データの住所文字列と 消防情報分析 GIS で整備された住所データベースを照合し、地図上に自動的に位置登録できること。また、照合に使用しないデータにあっては、属性データとして引き継ぐことができること。
- b 消防情報分析 GIS で整備する住所データベースは地図データベース更新時に最新版に更新すること。
- c 緯度経度が付与されている場合は、座標値をもとに地図上に位置登録できること。
- d ドラッグ&ドロップなど容易な操作で Excel や CSV 形式のファイルの取り込みを行うことができること。
- e 位置登録するレイヤ及び表示シンボルを登録時に指定できること。
- f 自動登録された各データを手動で移動できること。
- g 号段階までの住所照合ができない場合は、地番・字等の照合可能な範囲でデータを自動登録し、その精度のレベルを付加し表示すること。
- h 位置登録したデータが同一地点で重複する場合、重複数を各地点に表示できること。

ク データ検索機能

- (ア) 任意に作成した多角形やオフセット図形等の領域を持つ図形を、検索領域として使用できること。
- (イ) 検索結果に対して、さらに条件を追加した検索が行えること。
- (ウ) 上記検索処理の結果として該当するデータの属性情報及びその位置を地図上に表示できること。

- (エ) 検索結果の属性データつき一覧を CSV 形式の外部ファイル出力ができること。
 - (オ) 検索結果の印刷ができること。
 - (カ) 検索結果の全データをユーザ作成レイヤに複製できること。
- ケ 統計処理機能
- (ア) 事故・災害密度分析
 - a 位置登録されたデータをメッシュ単位で集計し、合計値により色分けした密度分布図の作成が行えること。
 - b メッシュ幅を任意に設定できること。
- コ データ集計処理機能
- (ア) 以下のデータに対して集計処理を行えること。
 - a データ一括登録機能若しくは手動で位置を登録したデータ。
 - b 各レイヤ上のデータ
 - (イ) 市町村単位、署所単位、到達圏図、任意領域にて、集計処理が行えること。
また集計結果は地図上への表示及び外部ファイル出力ができること。
- サ 出力機能
- (ア) 地図印刷
 - a 地図を A3 又は A4 の用紙に印刷できること。
 - b 表示している画面をそのまま印刷できること。
 - c 指定した任意の範囲(四角形)を印刷できること。
 - d 表示している画面を拡大又は縮小して印刷できること。
 - e ユーザが指定する用紙サイズ及び縮尺にあわせて、任意領域を自動分割して印刷できること。
 - (イ) 所定の印刷図枠内に地図を配置し、タイトルの登録、地図縮尺、スケールバー、方位マーク等を配置し、印刷できること。
 - (ウ) 地図画像を出力できること。
- シ 災害事案管理・車両動態表示機能
- (ア) 自動出動指定装置等のデータと連携し、指令又は事案保留を決定後即時に進行中の事案及び終了した事案の発生位置を地図上へアイコン表示できること。
また、新たな事案が発生した場合は即時に自動的に追加されること。
 - (イ) 各事案の事案番号、災害種別、入電時刻、指令時刻、出動場所、出動車両名、活動状況、通報内容を自動出動指定装置等から取込み、指令又は事案保留を決定後即時に自動的に事案一覧表にして確認できること。
また、それらの内容は、手動で自由入力、事案追加及び情報登録時に地図上に場所を指定することができること。手動で出動場所を入力すると、地図に表示することができること。

- (ウ) 事案一覧表には、優先度、活動状況、対応機関、応援要請及び備考欄も設け、自由入力やリストからプルダウン形式など簡易な方法で選択できるものとすること。一覧表は画面を横にスクロールすることができること。
- (エ) 進行中の事案は、対応している車両の現在位置及び進行方向を地図上のアイコン表示できること。また、車両の動態に応じてアイコンの色等が即時に変更できること。
- (オ) 事案一覧表の発生場所を選択すると、事案の場所が地図の中央に表示できること。また、一覧表の一車両を選択すると、当該車両が地図の中央に表示できること。
- (カ) 事案一覧表と発生場所等の地図は、端末の一画面に表示できること。また、端末の一画面に事案一覧表の画面のみや、発生場所等の地図のみとして表示できること。
- (キ) モニタ等を接続することにより、事案一覧表と発生場所等の地図を分けて表示することができること。
- (ク) 事案一覧表の災害種別、優先度、活動状況及び対応機関に応じた色や形のアイコンを設けること。また、活動状況により自動的に色等が変わること。
- (ケ) 事案一覧表の優先度、活動状況、対応機関及び応援要請の区分をリスト化し、それぞれのリストから選択した項目の一覧表を表示できること。また、その一覧表に応じた出動場所の表示ができること。
- (コ) 各車両の動態時刻を表示できること。
- (サ) 事案一覧表の各項目や地図に表示するアイコン等については、導入時に発注者と協議して承認を得ること。

ス 現場活動図作成機能

- (ア) 終了事案は、事案番号を指定することにより事案発生位置及び対応した車両の最終現場到着位置に車両の位置及び方向を示すアイコンが地図上に表示できること。また、車両名称がアイコン付近にラベル表示できること。
- (イ) ホースラインや同心円、文字、吹き出し文字等各種情報を書き加えた上で、現場活動図が作成できること。
- (ウ) 複数の端末から 1 事案の活動図を編集ができること。
- (エ) 活動図面作成用に消防図式記号規定のシンボル類が用意されていること。
- (オ) 作成した現場活動図が印刷できること。また、PDF や各種画像形式ファイルに保存して 2 次的利用ができること。

セ 市街地・準市街地登録機能

- (ア) 市街地、準市街地、その他の地域の各エリアを地図上で登録・編集できること。
- (イ) 複数エリアの併合処理ができること。また、飛び地をひとつのエリアとして

併合できること。

(ウ) 複数の重なるエリア図形同士は、引き算処理によりエリア図形をドーナツ状にくくり抜きができること。

(エ) エリアの属性情報として名称・人口・世帯の登録ができること。

(オ) エリアの属性情報の、一括更新ができること。

ソ 水利設置検討支援機能

(ア) 消防水利の絞り込み検索が行えること。絞り込み検索の条件として支援情報(0A) システム側の入力項目の全てを対象とすることができ、また、複数の条件にて検索できること。

(イ) 検索により抽出された水利より任意半径の同心円を一括にて自動作図できること。また、自動作図は水利以外のアイテムに対しても行えること。

(ウ) 作成したエリアは全てのレイヤに対してエリア検索の空間条件として使用できること。

(エ) 水道配管図の画像データを幾何補正して背景データとして登録できること。

(オ) 設備図の作図を行えること。また、書き込むレイヤや描画の色の設定を自動で行えること。

タ 水利充足率分析支援機能

(ア) 水利位置にメッシュ図を重ねて、基準適合水利の有無より充足・非充足の判定が行えること。

(イ) 地域の種別(市街地・準市街地・その他の地域)に応じたメッシュパターンを有すること。また任意値のメッシュパターンに変更できること。

(ウ) 適合・不適合メッシュ数及び水利充足率を自動算出できること。

(エ) 市街地・準市街地・その他の地域のエリアに対して、完全包含とならないメッシュを半メッシュとして扱い、水利充足率算出の際に重み付けが設定できること。重み付けの値は変更できること。

(オ) メッシュ作成の基点位置を変更できること。

(カ) 水利種別及び水利諸元から分析対象の水利を指定できること。

チ 車両配置検討支援機能

(ア) 地図上で指定した消防署所位置を中心として、道路ネットワークデータをもとに経路探索を行い到達圏図が作成できること。

(イ) 到達圏図は道路ネットワークに沿ったバッファ図形と最大到達地点を結んだエリア図形の2種類で作成できること。

(ウ) 経路探索時の設定として、到達距離の指定又は到達時間の指定が選択できること。尚、到達時間の指定には進行速度の設定ができること。

(エ) 到達圏図は全てのレイヤに対してエリア検索の空間条件として使用できること。

ツ 支援地図印刷機能

(ア) 消防水利や防火対象物、ユーザ登録情報など任意のレイヤを地図に重ねて印刷できること。

(イ) 地図画像を出力できること。

(ウ) 印刷前にプレビュー表示ができること。

(2) 構造概要

ア 消防分析システムサーバ

(ア) CPU : インテル(R) Xeon(R) E3-1270 v6 と同等以上

(イ) メモリ : 16GB以上

(ウ) 補助記憶装置 : HDD600GBまたはSSD500GB以上(RAID1、ホットスペア)

(エ) 外部記憶装置 : 磁気ディスク又は光学ディスク等

(オ) OS : RedHatEnterpriseLinux
又はWindows

イ 端末

指令台支援用ディスプレイ、支援情報端末装置(モバイル端末を含む)及び市職員端末で操作できること。

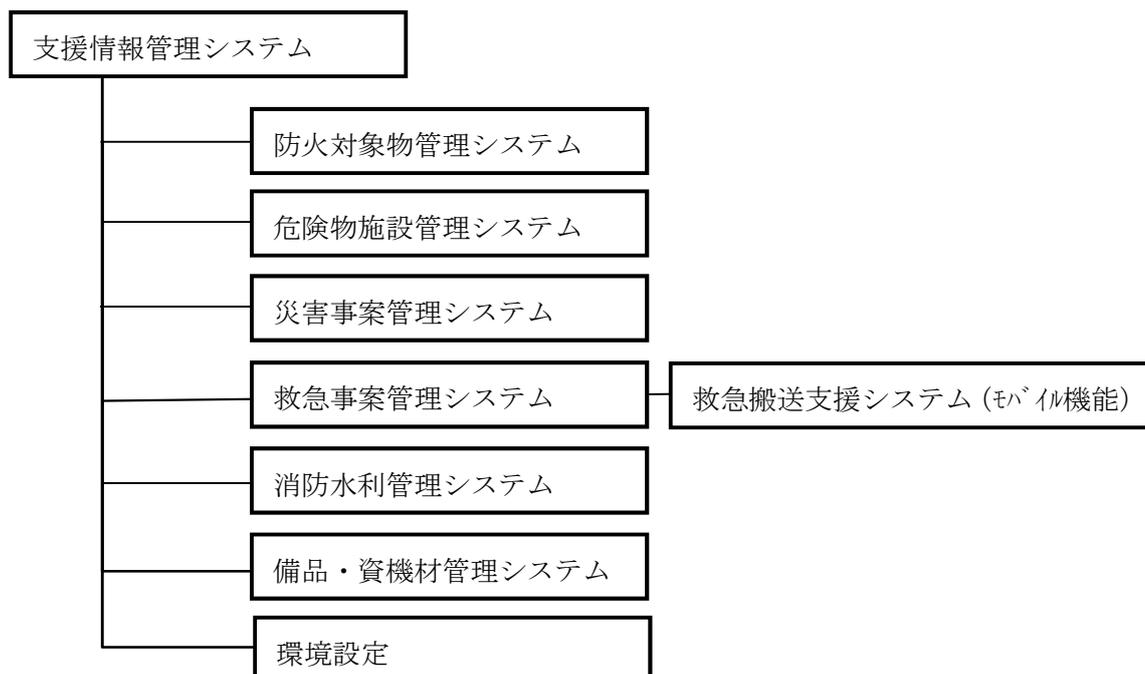
ウ その他

指令室内にモニタ1台(22型程度)を設け、支援情報端末装置(ノート型)に接続できること。

19 支援情報管理装置

(1) 支援情報管理システム

本システムは、防火対象物・危険物施設・消防水利等の情報を管理し、各情報の登録・参照が行え、火災・救急等の報告・統計処理、更には備品／資機材・講習会等の事務管理や職員・消防団管理についても同一装置上で情報の登録・参照が行えること。導入システム体系は下記のとおりとする。



ア システム概要

本システムの前項(1)に挙げた各管理システムは全国的な法令改正に伴う帳票変更に対応するために、基本パッケージ仕様を採用するものとする。本パッケージの保守契約については、別途締結するものとする。

(ア) システムの必須機能

下記の機能についてはシステムの重要事項であり、必ず対応すること。

- a Webアクセス方式のパッケージソフトとすること。各端末装置の環境に依存されず、ネットワーク接続された各端末装置から Google Chrome 又は Microsoft Edge のブラウザにより容易にアクセス可能であること。

また、市職員端末からも同様にアクセス可能であること。市職員端末からのアクセスにあっては、ルータやファイアウォール等を設け、限られた市職員端末からのみアクセスできるように設定するとともに、職員の人事異動等による設定変更ができるようにすること。詳細は、発注者及び市情報管理担当職員と協

議し、承認を得ること。

- b 各業務の画面操作はユニバーサルデザインに配慮したものとし、パソコン、タブレットに関わらず全ての端末装置において、同じ画面表示での操作が可能であること。
- c 指令台支援用ディスプレイ及びノート型端末（モバイル端末を含む）においても、システムの全機能を使用可能であること。
- d 問合せ等に対応できるように検索／照会機能を有すること。
- e 消防で扱う独自帳票については、職員がデータベースから帳票作成できる機能を有し、システム共通帳票としてLAN上のどの端末からでも利用が可能であること。また、独自帳票を容易に作成できる機能を有すること。
- f 消防でデータベースの内容を利用できるよう、データを他のソフトで利用できる共通フォーマット（CSVフォーマット等いずれか1形式以上）に変換できる機能を有すること。また、変換機能では、自由に変換項目の設定を行うことができること。
- g 消防職員で自由な項目が入力できる自由項目設定機能を有すること。また、入力画面の中に、数値・コード・テキスト等の消防独自項目を配置できること。
- h 報告経緯が必要な場合として簡易ワープロ（ワードパット）を使用したメモ機能を有し、画面の項目枠、項目桁数にとらわれずワープロ感覚での入力が可能であること。
- i イメージスキャナやデジタルカメラ等のイメージデータ（各種形式）を取り込み、台帳情報・報告情報と関連づけ管理できること。また、台帳・報告書等の帳票とあわせて出力可能であること。
- j 膨大なデータベースの内容を自由に項目・条件を指定し検索が行えること。
- k 消防独自の入力チェック条件が設定できること。
- l 運用上使用しない項目については、消防職員が未使用項目の設定を行えること。
- m 消防独自に作成した報告書・台帳を任意に出力できる印刷ボタンを入力画面に設けること。
- n 日付入力においては、カレンダーを表示し日付をクリックするなど、簡易な方法で入力が可能であること。
- o サイドバーを有し、ツリー構造によるメニューアクセスが可能であること。
- p セキュリティに配慮し、各台帳や報告書毎に新規・変更・削除等の操作権限をユーザ又はユーザグループ単位で設定可能であること。
- q 法令改正による国報告に関わる帳票のレイアウト変更対応や市職員端末からのアクセスに係る設定変更については、都度の契約を必要とせず、パッケージソ

ソフトウェアの保守契約内で対応すること。

r 消防庁が推進する電子申請を考慮したシステムとすること。

イ 構造概要

(ア) 支援情報制御装置 (DBサーバ/We bサーバ)

各種データの管理・各種統計(国表・市表)の作成を行うものであること。

- a CPU : インテル(R) Xeon(R) 3206R(1.90GHz, 8C/8T)と同等以上
- b メモリ : 32GB以上
- c 補助記憶装置 : 300GB以上 (RAID5 同等以上)
- d 外部記憶装置 : 内蔵DVD-ROM
- e LANインターフェース : 1000BASE-T
- f OS : CentOS 7 同等以上
- g データベース : PostgreSQL等

(イ) 支援情報制御装置 (支援情報バックアップサーバ)

各種データ・帳票のバックアップを行うものであり、アプリケーションサーバとしても動作が可能であること。

- a CPU : インテル(R) Xeon(R) 3206R(1.90GHz, 8C/8T)と同等以上
- b メモリ : 32GB以上
- c 補助記憶装置 : 1.5TB以上 (RAID5 以上)
- d 外部記憶装置 : 内蔵DVD-ROM
- e LANインターフェース : 1000BASE-T
- f OS : CentOS 7 同等以上

(ウ) 支援情報制御装置 (支援情報ファイルサーバ)

業務に付随する各種データを共有し、支援情報端末装置から接続を行い、登録・参照ができること。また、既設ファイルサーバの支援情報管理システムと紐づく画像や図面などの全てのデータ、共有フォルダ及びアクセス権等の設定も含め移行すること。

- a CPU : インテル(R) Xeon(R) プロセッサSilver 4214R と同等以上
- b メモリ : 16GB以上
- c 補助記憶装置 : 1TB×4 (RAID5 同等以上)
- d 外部記憶装置 : 内蔵DVD-ROM
- e LAN : 1000BASE-T
- f OS : Windows Server IoT 2019 for Storage Standard 同等以上

(エ) 支援情報制御装置 (支援情報ファイルバックアップサーバ)

業務に付随する各種データのバックアップを行うことができること。

- a CPU : インテル(R) Xeon(R) プロセッサSilver 4214R と同等以上
 - b メモリ : 16GB以上
 - c 補助記憶装置 : 1TB×4 (RAID5同等以上)
 - d 外部記憶装置 : 内蔵DVD-ROM
 - e LAN : 1000BASE-T
 - f OS : Windows Server IoT 2019 for Storage Standard 同等以上
- (オ) 支援情報メンテナンス装置 1式

LAN接続にて支援情報制御装置と接続を行い、メンテナンスを実施できること。

- a CPU : インテル(R) Corei3 第12世代と同等以上
 - b メモリ : 8GB以上 DDR4以上
 - c 補助記憶装置 : 40GB以上
 - d 外部記憶装置 : 内蔵DVD SuperMULTI等
 - e OS : Windows Enterprise(LTSC) (64bit)
又は Windows Pro
※動作保証が取れている最新のもの
 - f 標準添付ソフト : Office Professional (最新版)
Microsoft Edge(Chromium) 又は Google Chrome
 - g ディスプレイ : 15型以上カラー液晶
- (カ) 支援情報端末装置 (デスクトップ型)

LAN接続にて情報処理装置と接続を行い、データの参照や入力・変更を行うものであること。また、各種端末(モバイル型、指令台支援情報モニタを含む)のデスクトップ上に所属別等の共有フォルダを設けるとともに、共有フォルダへのアクセス制限を発注者が操作できること。

- a CPU : インテル(R) Corei5 第12世代と同等以上
- b メモリ : 16GB DDR4 以上
- c 補助記憶装置 : SSD 128GB以上
- d 外部記憶装置 : 内蔵DVD-ROM
- e OS : Windows Enterprise(LTSC) (64bit)
又は WindowsPro
※動作保証が取れている最新のもの
- f 標準添付ソフト : Office Professional (最新版)
Microsoft Edge(Chromium) 又は Google Chrome
- g ディスプレイ : 指令台ディスプレイと共有

(キ) 支援情報端末装置（ノート型）

L A N接続にて情報処理装置と接続を行い、データの参照や入力・変更を行うものであること。また、各種端末（モバイル型、指令台支援情報モニタを含む）のデスクトップ上に所属別等の共有フォルダを設けるとともに、共有フォルダへのアクセス制限を発注者が操作できること。

- a C P U : インテル(R) Corei5 第 12 世代と同等以上
- b メモリ : 1 6 G B D D R 4 以上
- c 補助記憶装置 : S S D 1 2 8 G B 以上
- d 外部記憶装置 : 内蔵D V D - R O M
- e O S : Windows Enterprise(LTSC) (64bit)
又は WindowsPro
※動作保証が取れている最新のもの
- f 標準添付ソフト : Office Professional (最新版)
Microsoft Edge(Chromium) 又は Google Chrome
- g ディスプレイ : 1 5 型以上カラー液晶（ノート型）

(ク) 支援情報端末装置（モバイル 堅牢型ノート端末）

- a タフブック CF-33 と同等以上の性能（耐久性、防塵・防滴性能等）を有すること。
- b O S や標準添付ソフトにあっては、支援情報端末装置（ノート型）と同様とすること。
- c キーボードベース（FZ-VEKG21LJ と同等以上）、保護フィルム、ショルダーケース付属

(ケ) 支援情報端末装置（モバイル 堅牢型タブレット端末）

- a タフブック FZ-G2 と同等以上の性能（耐久性、防塵・防滴性能等）を有すること。
- b O S や標準添付ソフトにあっては、支援情報端末装置（ノート型）と同様とすること。
- c 保護フィルム、ハンドストラップ、ショルダーストラップ付属

(コ) 使用回線

モバイル型端末で使用する回線は次のものとする。

ただし、堅牢型ノート端末にあっては、支援情報端末装置（ノート型）と同様に、L A N接続による使用もできること。

- a 回線サービス 携帯電話回線（N T T ドコモ L T E 回線相当）
- b クローズド接続（N T T ドコモアクセスプレミアム相当）

(サ) 暗号化

モバイル型端末の S S D は暗号化すること。

(シ) セキュリティ

- a タブレット端末におけるカメラ画像等、端末内で生成したファイルは定期的に削除すること。
- b モバイル端末が盗難された・紛失した場合に備えて、指令室から当該端末へリモート接続することでデータの消去操作、OSログインユーザの無効化等ができること。

(ス) プリンタ

- a 印字方式 : 電子写真方式
- b 解像度 : 1, 200 dpi × 1, 200 dpi 以上
- c 印字速度 : A4 (横) 28枚/分以上
- d 印字用紙 : A3 (最大)
- e インク : 再利用トナー使用可能なものとする。

(セ) モバイルプリンタ

- a 印字方法 : インクジェット方式
- b 原稿サイズ : 最大A4版
- c 解像度 : 4, 800 × 1, 200 dpi 以上
- d インターフェース : IEEE802.11n/IEEE802.11g/IEEE802.11b、Hi-Speed USB

(ソ) 消防OAパッケージ

- a 防火対象物管理システム
- b 危険物施設管理システム
- c 災害事案管理システム
- d 救急事案管理システム
- e 救急搬送支援システム (モバイル機能)
- f 消防水利管理システム
- g 備品・資機材管理システム

(ナ) その他

- a 指令台 (指揮台、無線統制台を含む) 支援用ディスプレイ、市職員端末で操作できること。
- b 消防局、各分署の各庁舎事務室等に配置する端末装置へのLAN配線やハブを設けること。

ウ 指令センターとの連携

指令センターとの連携については、以下のとおりとする。

- (ア) 自動出動指定装置との連動により、災害事案 (火災・救助・警戒・風水害等) 及び救急事案情報を指令後すぐに取り込み、モバイル端末による現場活動の支援や活動報告書の入力効率化を図ることができること。
- (イ) 災害事案の取り込みについては、共通情報、部隊活動情報の取り込みが可能

であること。共通情報を取り込む際は災害種別の変更が可能であること。また、部隊活動情報を取り込む際は出動種別の変更が可能であること。

- (ウ) 救急事案の取り込みについては、基本情報、傷病者情報（口頭指導情報、特定行為情報含む）の取り込みが可能であること。
- (エ) 救急事案の取り込みについては、車両走行距離の取り込みが可能であること。
- (オ) 防火対象物情報、危険物施設情報、水利管理情報等の各種情報を支援情報として自動出動指定装置等で活用できること。

エ システムの詳細機能

主要業務の詳細機能については、以下のとおりとする。

(ア) 防火対象物管理システムの機能と構成

a 建築同意業務

建築同意業務は申請の受付と受け付けた申請書から各種審査情報の入力を行い、建築確認申請収発簿、同意審査書（決裁書）及び同意通知書を発行することを指す。

(a) 建築同意申請受付 入力

1. 申請受付情報の主な入力項目は受付署、受付日、申請種別、建築受付日であること。
2. 計画変更の場合は、元の同意情報を検索することができること。
3. 増改築等、既に対象物が存在している場合には、対象物データを検索できること。

(b) 建築同意審査情報 入力

1. 建築同意審査情報の入力においては申請受付情報を取り込むことが可能であること。申請受付情報を入力していない場合は、新規釦を押下し、簡易申請受付情報入力画面から受付情報の入力が可能であること。
2. 主な入力項目は、管轄署、工事種別、同意状況、不同意理由、同意日等であること。
3. 建築同意審査情報として、棟情報（階数、高さ、面積、階段、工事種別、構造、共同住宅情報、危険物情報等）の登録が可能であること。
4. 建築同意審査情報として、階別情報（地上地下、階数、用途、申請面積、窓の有無、階段種別等）の登録が可能であること。
5. 階別情報の登録後、階別情報の項別を元に項別毎に床面積の集計が行えること。
6. 棟情報に関して、必要な届出や通知事項がある場合は、届出種別及び防災物品に関する通知事項等、通知書上に記載される内容を登録することができること。届出通知内容及び通知事項の通知内容に関しては予め登録されている通知内容から選択することが可能であること。また選択後、変更入力

も可能であること。

(c) 建築同意審査書/消防用設備等通知書/不同意通知書 印刷

1. 建築同意審査書、消防用設備等通知書及び不同意通知書の帳票に関しては、ダウンロード後に、画面上で内容を確認することができること。
2. 建築同意審査書、消防用設備等通知書及び不同意通知書の帳票に関しては、デザイン変更ができること。

(d) 建築同意処理状況 照会

1. 建築同意処理状況に関しては、管轄署、受付年月、申請区別、工事種別、処理状況を検索キーとして検索照会できること。また、照会結果は照会リストとして印字出力できること。
2. 照会一覧の中から一行選択確定すると、その審査情報を参照することができること。

(e) 建築同意届出等処理状況 照会

建築同意の届出状況を照会することが可能であること。また、照会結果は照会リストとして印字出力できること。

b 検査管理業務

(a) 消防用設備等 検査結果情報入力/印刷

1. 消防用設備等の検査結果は、対象物台帳、建築同意申請若しくは既存査察台帳を選択し、入力を行うこと。
2. 消防用設備に関する検査結果情報の入力後、検査結果報告書及び設備設置検査済証の印字出力が可能であること。また、これらの帳票はダウンロード後に、画面上で内容を確認することができること。
3. 検査結果報告書及び設備設置検査済証はデザイン変更が行えること。

(b) 検査情報 検索/照会

1. 検査情報は管轄署、検査年月、名称（先頭、一部検索）、検査種別、検査内容、検査結果を検索キーとして検索できること。
2. 検査結果は照会リストとして印字出力が可能であること。
3. 照会一覧の中から一行選択確定すると、その検査情報を参照することができること。

c 台帳管理業務

(a) 対象物台帳情報 入力

1. 敷地情報（名称、所在地、地区、敷地用途、対象物種別、防火管理、定期点検義務対象物、防災管理、自衛消防組織設置義務、棟数、敷地面積、管理権原者数、収容人員等）の入力が可能であること。
2. 関係者情報（関係者区分、占有棟、占有階、用途区分、名称、通知書送付必要性の有無、表示マーク交付所送付先の有無、防火管理者・防災管理者の

選任義務の有無、共同選任の有無、消防計画の届出状況等)の入力が可能であること。

3. 敷地情報に関して、防火管理情報(管理権原者の概要、統括防火管理・統括防災管理の要否、統括防火協議事項・統括防災協議事項の届出状況、統括防災管理者・統括防災管理者の概要等)の入力が可能であること。選任状況と消防計画届出状況は、管理権原者の概要を入力した段階で自動的に表示されること。

4. 敷地情報に関して、消防訓練状況(訓練日、実施訓練種別のチェック等。別の入力画面から操作でも可)の入力が行えること。また、登録釦を押下すると訓練状況の情報は訓練日の順に並び変わること。

5. 敷地情報に関して、管理権原者毎に対象物定期点検報告状況・防災管理点検報告状況(報告年月日、点検実施日、基準適合のチェック、点検者、不備内容/状況及び措置内容。別の入力画面から操作でも可)の入力が行えること。また、登録釦を押下すると報告年月日の順に並び変わること。

6. 敷地情報に関して、管理権原者毎に対象物特例認定状況・防災管理特例認定状況(受付年月日、受付番号、認定年月日、認定番号、取消年月日等。別の入力画面から操作でも可)の入力が行えること。また、登録釦を押下すると受付年月日の順に並び変わること。

7. 敷地情報に関して、届出/申請状況(届出/申請種別、棟番号等。別の入力画面から操作でも可)の入力が行えること。また、登録釦を押下すると届出/申請状況の情報は届出種別、棟番号、届出年月日の順に並び変わること。

8. 敷地情報に関して、特殊施設情報(届出種別、届出年月日、廃止の有無等)の入力が行えること。また、登録釦を押下すると特殊施設情報の情報は届出種別、棟番号、届出年月日の順に並び変わること。

9. 敷地情報に関して、危険物施設情報を入力できること。危険物施設情報は、危険物施設管理システムで管理している施設情報を検索し、該当の施設を紐付けすることができること(紐付して危険物施設管理システムでの入力可)。

10. 敷地情報に関して、火災等発生状況(発生日時、災害種別、発生場所)の入力が行えること。

11. 敷地情報入力/印刷に関して、全ての棟の査察結果・改善状況は照会することが可能であること。

12. 棟情報(棟名称、地上/地下の階数、延べ面積、収容人数、高さ、防災義務の有無、査察区分、階段、建築年月日等)の入力が可能であること。

13. 棟情報に関して、階別情報(地上地下、階数、用途区分、床面積、収容人数、階段種別等)の入力が行えること。また、登録釦を押下すると階別情

報は、階順に並び変わる。

14. 階別情報の登録後、階別情報の項別を元に項別毎に床面積の集計が行えること。

15. 棟情報に関して、消防用設備状況を入力が行えること。消防用設備に関して設置状況や特例適用等の情報が入力できること。また、登録釦を押下すると消防用設備コード順に並び変わる。

16. 登録された棟情報の消防用設備に対して、階毎に情報（階数、床面積、収容人数、設置の有無、数等）を入力することが可能であること。

17. 棟情報に関して設備点検報告状況の情報（報告日、次回予告日、報告内容等。別の入力画面から操作でも可）の入力が行えること。また、登録釦を押下すると点検報告日順に並び変わる。

18. 防火対象物台帳に登録された全ての棟情報について、台帳印刷が可能であること。印刷の対象となるデータは、棟個別指定及び帳票種別の選択により、指定することが可能であること。印刷するデータは、ダウンロード後に画面上で内容を確認することができるほか、データで保存することができる。

19. 対象物台帳については、印刷デザインの変更が可能であること。

20. 敷地情報の入力に関しては、建築同意申請情報を対象物台帳へ取込むことができる。

21. 対象物台帳は、管轄署、地区、項別、担当者区分、延べ面積、名称、査察区分、危険物の有無、設備違反等を検索キーとして、検索できること。照会結果は、照会リストとして印字出力が可能であること。照会一覧より一行選択し、確定釦を押下すると、その対象物の情報を参照することが可能である。

22. 対象物台帳はコピーが可能であること。対象物台帳の情報と同じ情報の対象物台帳が新しく生成されること。この場合、元の情報は保存されている。

23. 対象物台帳は移動することが可能である。

(b) 増改築 台帳更新 入力

増改築の回数、増改築の年月日、増改築の内容等の入力が可能である。

(c) 増改築 履歴情報 照会

署所コードと管理番号の入力確定により、その対象物の増改築履歴情報が照会できる。増改築履歴情報は照会リストとして印字出力が可能である。

d 査察管理業務

(a) 査察計画 対象物選択

査察計画の対象となる対象物を選択する際、指定した条件の対象物棟情報を検索すること。選択後、査察計画対象物一覧として印字出力が可能であること。

(b) 査察計画作成

1. 査察予定日（月、日、午前、午後）、査察種別、査察担当者の登録後、対象物情報検索画面から選択された対象物情報を査察計画候補情報の登録により、査察計画表を作成すること。
2. 計画取消釦により選択された査察計画候補情報の査察予定日、午前、午後、査察種別、査察担当者の内容の取消が行えること。
3. 査察計画表は全件、月指定、未計画区分（査察予定月日がない査察計画情報対象）を指定して、それぞれ印刷が可能であること。

(c) 査察チェック表/指摘表 印刷

査察チェック表及び査察結果指摘表の印字出力及びデータ出力が可能であること。

(d) 査察結果入力/通知書印刷

1. 査察結果の通知先の入力の関係者検索画面より指定された対象物情報の関係者データより通知先（名称、役職名）を選択することが可能であること。
2. 立入検査結果報告書、立入検査結果通知書及び是非（計画）報告書の印字出力及びデータ出力が可能であること。また、これらの帳票はデザインの変更が可能であること。
3. 査察結果の入力は、敷地単位及び棟単位に入力が可能であること。
4. 指摘事項は指摘中分類、指摘小分類、指摘事項の入力が可能であること。指摘事項の文例は指摘事項文例検索画面上で、予め登録している指摘事項文例のデータより指摘中分類、指摘小分類、指摘事項、根拠法令を選択することが可能であること。また、選択後変更入力が可能であること。
5. 指摘事項は、関係者（管理権原者）単位にも入力が可能であること。

(e) 経過入力

1. 指摘事項は指摘中分類、指摘小分類、指摘事項の入力が可能であること。指摘事項の文例は指摘事項文例検索画面上で、予め登録している指摘事項文例のデータより指摘中分類、指摘小分類、指摘事項、根拠法令を選択することが可能であること。また、選択後変更入力が可能であること。
2. 経過事項として、是正状況、是正計画届出済、是正計画完結日、是正の有無、是正事項、是正年月日の入力が可能であること。

(f) 査察状況 検索/照会

査察状況は管轄署、査察年月、査察種別、項別、査察区分を検索キーとして、情報を検索できること。また、照会結果は照会リストとして、印字出力

が可能であること。照会一覧より行選択し確定を行うと、その査察情報を参照することができること。

e 違反管理業務

(a) 違反 入力/印刷

1. 違反情報の入力項目として主に、対象物、所在地、命令措置年月日、命令区分、棟、命令等根拠法令、命令種別、対象物区分、設備の種類、行政通知年月日、履行期限有り、履行状況、罰則の適用があること。
2. 違反履歴台帳の印字出力及びデータ出力が可能であること。
3. 未改善指摘事項は、未改善指摘事項一覧画面上で、指摘された対象物報のデータより違反事項を選択することができること。

(b) 違反状況 検索/照会

1. 違反状況は管轄署、命令措置年月、命令根拠法令、名称、設備の種類、命令種別、履行状況を検索キーとして、検索及び照会が可能であること。
2. 照会結果は違反状況照会リストとして、印字出力が可能であること。

f 届出申請業務

(a) 届出/申請情報 入力

1. 届出/申請情報は受付署毎に、届出種別、届出年月日、届出対象情報、届出者、申請情報、届出概要、工事施行者等があること。
2. 届出番号、受理番号及び承認番号はそれぞれの釦を押下すると、最新番号を検索することが可能であること。
3. 届出対象情報の入力は対象物台帳とし、是正計画の入力は、既存査察台帳とする。
4. 届出者の情報入力においては、届出対象情報が既存査察台帳の場合は、関係者情報一覧検索の表示が行えること。
5. 届出対象情報が建築同意申請の場合、指定された受付番号の建築同意届出処理状況に自動更新されること。また、届出対象情報が既存査察台帳の場合、指定された台帳番号の対象物台帳届出申請状況に自動更新されること。
6. 届出画面内から届出対象の対象物台帳に移動できる機能を有すること。

(b) 届出/申請状況 検索/照会

届出状況は受付署、届出年月、届出種別、対象物名称、届出番号を検索キーとして、検索照会できること。また、検索結果は届出状況照会リストとして、印字出力が可能であること。

(c) 警備会社等 登録

警備会社等の情報入力項目として、名称、所在地、通報の種別、受信場所、通報登録申請、内容変更届出、有効期限、通知年月日、廃止届出、変更・廃止内容があること。これらの情報は警備会社等登録台帳として管理できる

こと。

g 統計処理業務

(a) 集計処理

1. 国表 01 表～18 表、20 表～27 表、33 表、34 表、51 表の集計処理を行うことが可能であること。また集計結果は E X C E L シート上に表示することが可能であること。

2. 国表 28 表、29 表、35 表、36 表のレイアウトを表示できること。

(b) 集計結果内容 検索

集計処理を行った後、集計結果に対して、対象となったデータを検索することが可能であること。検索手順としては、まず検索対象の帳票を指定し、検索対象の行と列を入力すること。

(c) 集計処理状況 照会

集計処理した結果は、照会リストとして印字出力が可能であること。また、任意帳票作成後、正しく集計されなかった場合等に、原因を探索することが可能であること。

(d) オンライン情報生成

総務省消防庁オンライン報告に対応するため、防火対象物実態等調査オンライン処理システムで読み込みができるファイル形式で出力できること。

h DM発行処理業務

(a) ダイレクトメールを発行する場合、発行される宛先を照会又は、選択することが可能であること。また、選択した宛先はタックシールとして印字出力できること。

(b) ダイレクトメールを発行する場合の宛先は、管轄署、防火管理表の有無、項別、表示項別、延べ面積、表示対象物、防火管理者未選任の有無、点検報告未報告を検索キーとして検索でき、一覧リストとして表示、出力が可能であること。

i E X C E L 変換機能

(a) E X C E L 変換

登録されている全ての情報については、項目（基本情報・検索情報・項目名）を選択することにより、取り出したい情報を E X C E L に変換することが可能であること。

(b) E X C E L 変換 登録パターン印刷

1. E X C E L 変換した情報はパターン登録釦を押下することにより、検索情報を登録することが可能であること。パターン登録された情報は、上書き保存や削除ができ、パターン読込釦を押下すると、パターン登録一覧を表示することが可能であること。

2. 登録されているパターンの情報は登録番号の選択等により、印字出力が可能であること。

(c) EXCEL変換 登録パターンのみ

セキュリティ上、取り出される情報を制限するため、パターン登録された項目についてのみEXCEL変換が可能であること。

j 統計表作成機能

(a) 帳票設定 入力

(b) 帳票編集条件 入力

k 自由帳票作成機能

(a) 帳票情報 入力

(b) 印刷情報 デザイン

(c) 印刷情報 確定

(d) 帳票印刷

l 環境設定機能

マスターデータは各種メンテナンスが可能であること。

1. 消防用設備マスターメンテナンス

2. 届出種別マスターメンテナンス

3. 通知内容文例マスターメンテナンス

4. 指摘事項文例マスターメンテナンス

5. 自由項目マスターメンテナンス (タイトル)

6. 自由項目マスターメンテナンス (内容)

7. システムコードマスターメンテナンス

8. 査察チェック項目マスターメンテナンス

(イ) 危険物施設管理システムの機能と構成

a 許可申請業務

(a) 設置許可申請 入力

1. 主な入力項目は申請年月日、受付署、設置者 (名称、住所、役職)、設置施設情報 (名称、設置場所)、施設区分、施設詳細、浮き屋根、手数料、許可番号、許可署である。

2. 既に設置許可が登録されている場合は、施設情報ボタンを押下し、検索画面から施設情報を検索表示できること。その施設情報を流用し、施設情報として登録できること。これにより、設置者の内容、設置施設名、管理施設名、呼称名、設置場所、施設区分、施設詳細、倍数、タンク容量、新法、旧法の入力を行う手間を省けること。

3. 既に設置者が登録されている場合は、設置者ボタンを押すことで目的とする設置者を検索、表示し、その情報を流用し、設置者として登録すること

ができること。未登録の場合は、設置者登録ボタンを押下することで表示される、設置者/管理運営者登録画面から登録することができること。この登録された設置者等の情報は、設置者登録管理にも反映できること。

4. 既に施設台帳が登録されている場合は、施設台帳登録ボタンを押すことで検索画面から施設情報を検索表示できること。その施設情報を流用し、施設情報を登録できること。

5. 許可番号の登録は許可番号釦を押下し、最新番号照会画面から最新の番号を検索し、登録できること。これにより、番号の二重登録を防ぐこと。

6. 手数料は施設区分が移送取扱所、浮き屋根式の場合以外全て自動計算すること。

7. 登録された申請情報は、施設台帳の許可履歴情報へ自動的に反映されること。また、項目が登録された時点で、許可証が発行できること。

(b) 変更許可申請 入力

1. 変更許可申請の入力においては、施設情報釦を押下し、検索画面から施設情報を検索表示し、その施設情報を変更許可申請の情報として流用することが可能であること。

2. 施設情報の項目のうち、設置者の内容、設置施設名、管理施設名、呼称名、設置場所、施設区分、施設詳細、浮き屋根式、倍数、タンク容量、新法、旧法の内容が変更することが可能であること。

3. 許可番号の採番や申請の登録、許可証の発行、手数料の計算は (a) の設置許可申請の 5、6、7 と同様の操作とすること。

(c) 他行政庁からの転入許可申請入力

1. 提出された転入許可申請にもとづき、譲渡元の設置者、許可行政庁等の入力と施設情報、設置者、移動タンクの詳細が登録できること。

2. 許可番号の採番や申請の登録、許可証の発行、手数料の計算は (a) の設置許可申請の 5、6、7 と同様の操作とすること。

(d) 完成検査申請 入力

1. 完成検査申請の入力画面上には、既に登録されている設置者、施設、施設区分、許可区分が自動的に表示されていること。

2. 登録後、完成検査済証 (10 号) 又は完成検査済証 (11 号) を発行できること。なお、完成検査申請の登録を行った場合、その情報は施設台帳の許可履歴に自動的に反映されること。

3. 複数の許可申請に対して、完成検査申請入力が行えること。

(e) 許可申請状況 検索/照会

申請状況を検索及び照会ができること。また、許可申請照会リストとして一覧表の印刷が可能であること。

b 完前検査業務

(a) 完成検査前検査 入力

完成検査前検査の主な入力項目は、受付年月日、完前検査区分、タンク容量、寸法、材質、板厚、製造者、検査年月日等であること。登録後、タンク検査済証が発行できること。

(b) 完成検査前検査 検索/照会

申請状況は検索及び照会ができること。また、完成検査照会リストとして発行できること。

c 承認申請業務

(a) 仮使用承認申請 入力（受付・承認）

1. 仮使用承認申請の受付入力においては、変更許可申請にて登録された情報に基づいて、設置者、設置施設名、施設区分、受付署、申請者、申請者住所、電話番号が自動表示されること。

2. 仮使用承認申請の承認入力を行う施設は、仮使用承認申請で受付けた情報から施設を選択すること。選択された施設における情報のうち、設置者、設置施設名、施設区分、受付署、申請者、申請者住所、電話番号、申請年月日は自動表示されること。

(b) 仮貯蔵・仮取扱承認申請 入力（受付・承認）

1. 仮貯蔵・仮取扱承認申請の受付入力項目として、申請年月日、申請者、管理責任者、貯蔵取扱場所、貯蔵区分、貯蔵期間があること。

2. 仮貯蔵・仮取扱承認申請の承認入力を行う施設は、仮使用承認申請で受付けた施設から選択できること。選択された施設における情報のうち、申請者、管理責任者、貯蔵取扱場所、貯蔵区分、貯蔵期間、手数料は自動表示されること。その情報に、承認年月日、承認番号を入力することにより、承認登録できること。

3. 仮貯蔵・仮取扱承認申請の承認入力は上記のbの(b)のような承認入力の他、仮貯蔵・仮取扱承認申請の受付入力から直接、承認年月日、承認番号を入力し、承認登録できること。

(c) 予防規程制度（変更）認可申請 入力

予防規程制度（変更）認可申請入力項目として、申請年月日、申請者、管理責任者、予防規定場所、規定区分、規定期間があること。

(d) 特定屋外タンク保安検査時期延長 入力

1. 準特定屋外タンクと特定屋外タンクの申請時は、特定屋外タンク保安検査時期延長申請が可能であること。また、タンク容量については、自動表示が可能であること。

2. 特定屋外タンク保安検査時延長申請にて、申請された申請年月日、承認年

月日は、施設台帳の届出/申請状況の照会にて、保安検査時期延長申請は、定期点検/保安検査履歴の入力画面の保安検査時期延長申請の欄に自動的に反映されること。

d 設置者管理業務

1. 設置者（管理運営者）登録画面上で新規ボタンを押下し、名称、住所等を入力することで、設置者を登録できること。設置者情報を施設台帳へ紐付けることにより、その設置者が保有している施設が保有している施設を照会できること。
2. 登録された設置者の情報は設置者名簿として出力できること。
3. 設置者が保有している保有施設を保有施設一覧表として出力できること。
4. 設置者の情報は検索及び照会できること。また、照会リストの出力も可能であること。

e 施設台帳管理業務

(a) 施設台帳 入力

1. 施設の情報として、敷地情報と施設情報を管理すること。敷地情報には、査察状況、事故状況を、施設情報には許可履歴、タンク台帳、保安監督者情報、届出申請状況、構造設備明細を入力することができること。
2. 査察管理業務で入力した査察状況の経過情報（査察結果及び改善状況の情報）が参照可能であること。
3. 事故発生状況の入力の際、火災等発生状況（発生日時、災害種別、発生場所）の入力が行えること。火災等発生状況の情報は、災害事案管理システムの情報を取り込む又は参照することができること。
4. タンク台帳の構造明細紐を押下すると、入力されたタンク情報毎に構造設備明細を入力することができること。
5. 施設台帳は、検索及び照会できること。また、照会リストとして発行ができること。
6. 施設台帳はコピーが可能であること。施設台帳の情報と同じ情報の施設台帳が新しく生成されること。この場合、元の情報は保存されていること。
7. 施設台帳は移動することが可能であること。

f 査察管理業務

(a) 査察計画 施設選択

1. 査察計画候補施設情報の入力の際は、危険物施設情報から検索し、入力することが可能であること。また、検索条件としては管轄所、施設区分、設置施設名、設置場所があること。
2. 査察計画候補の施設は査察計画施設一覧表として出力が可能であること。

(b) 査察計画作成

1. 査察計画作成の入力の際、施設情報画面で選択された施設情報を査察計画候補情報に追加することが可能であること。

2. 査察計画のリストは査察計画表として出力することが可能であること。

(c) 査察チェック表/指摘表 印刷

1. 査察チェック表及び査察結果指摘表の出力が可能であること。

(d) 査察結果入力/通知書印刷

1. 立入検査結果報告書、立入検査結果通知書及び是正報告書を印刷及びデータ出力できること。

2. 査察結果入力の画面において、指摘事項の入力が可能であること。指摘分類、指摘事項及び根拠法令の入力においては、あらかじめ登録している指摘事項文例のデータから検索し選択し、反映できること。

3. 査察結果の入力は、敷地単位及び施設単位に入力が可能であること。

(e) 経過入力

1. 是正事項がある施設は、施設情報から検索し、登録が可能であること。

2. 是正が必要な施設に対しては、経過入力画面より、是正状況、是正計画届出、是正完結日、是正事項等を登録できること。

(f) 査察状況 検索/照会

査察状況は管轄署、施設区分、査察年月、査察種別から検索することが可能であること。また、査察状況照会リストとして出力が可能であること。

g 違反管理業務

(a) 違反 入力

1. 違反管理の主な入力項目は、命令措置、年月日、命令区分、措置区分、違反内容、令種別、命令根拠法令、分署番号、行政通知年月日、期限の設定、履行期限年月日、履行状況、罰則の適用、罰則適用人数、代執行の有無、審査請求、違反完結年月日等であること。

2. 未改善の指摘事項は未改善指摘事項一覧として表示可能であり、変更入力が可能であること。

3. 違反入力の画面において、違反事項の入力が可能であること。違反事項、違反根拠法令、違反内容、命令種別、命令等根拠法令の入力においては、あらかじめ登録している違反文例のデータを選択し、反映できること。

(b) 違反履歴台帳 印刷

違反の履歴は違反履歴台帳として印刷及びデータ出力が可能であること。

(c) 違反状況 検索/照会

管轄署、命令措置年月、違反事項、設置施設名、命令区分、違反根拠法令、命令根拠法令、命令種別、履行状況、施設区分を検索キーとして、対象の施設を検索できること。照会した結果は、違反状況照会リストとして出力が可

能であること。

h 届出管理業務

(a) 届出情報 入力

1. 受付が可能である主な届出は、以下のとおりであること。

- ・種類数量変更届
- ・譲渡引渡届
- ・保安監督者選（解）任届出
- ・保安統括管理者選（解）任届出
- ・設置者地名、地番変更
- ・変更工事届
- ・災害発生届
- ・火気使用工事届
- ・転出届
- ・廃止届
- ・休止届
- ・再開届
- ・新基準適合
- ・第一段階基準適合
- ・タンク腐食防止点検 開放周期 13 年
- ・タンク腐食防止点検 開放周期 15 年
- ・貯蔵管理点検 開放周期 14 年
- ・貯蔵管理点検 開放周期 15 年

2. 任意で追加した届出種別に対して、届出概要情報が入力できること。

3. 登録完了後、届出に対応した施設台帳の必要部分を詳細表示でき、変更入力も行えること。登録された内容は、施設台帳の届出/申請情報の履歴として登録できること。

(b) 届出状況 検索/照会

届出状況は管轄署、届出種別、設置施設名、見出番号を検索キーとして、検索でき、照会結果は届出状況照会リストとして出力が可能であること。

i 手数料管理業務

1. 指定した年月の手数料の明細と集計を行うことが可能であること。

2. 明細は手数料明細表として、集計結果は手数料集計表として出力が可能であること。

j 統計処理業務

(a) 集計処理

1. 国表 01 表～17 表、20 表～23 表の集計処理を行うことが可能であること。

また集計結果はE X C E Lシート上に表示することが可能であること。

2. 危険物規制事務調査表の全帳票を集計した場合、危険物規制事務調査表入要項に記載されている表間突合のチェックを行うことが可能であること。

(b) 集計結果内容 検索

1. 集計処理を行った後、集計結果に対して、対象となったデータを検索することが可能であること。検索手順としては、まず検索対象の帳票を指定し、検索対象の行と列を入力すること。

(c) 集計処理状況 照会

1. 集計処理した結果は、照会リストとして印字出力が可能であること。また、任意帳票作成後、正しく集計されなかった場合等に、原因を探索することが可能であること。

k DM発行処理業務

(a) ダイレクトメールを発行する場合、発行される宛先を照会又は、選択することが可能であること。また、選択した宛先はタックシールとして印字出力できること。

(b) ダイレクトメールを発行する場合の宛先は、施設区分、設置者／管理運営者を検索キーとして検索でき、一覧リストとして表示、出力が可能であること。

l E X C E L変換機能

(a) E X C E L変換

登録されている全ての情報については、項目（基本情報・検索情報・項目名）を選択することにより、取り出したい情報をE X C E Lに変換することが可能であること。

(b) E X C E L変換 登録パターン印刷

1. E X C E L変換した情報はパターン登録釦を押下することにより、検索情報を登録することが可能であること。パターン登録された情報は、上書き保存や削除ができ、パターン読込釦を押下すると、パターン登録一覧を表示することが可能であること。

2. 登録されているパターンの情報は登録番号の選択等により、印字出力が可能であること。

(c) E X C E L変換 登録パターンのみ

セキュリティ上、取り出される情報を制限するため、パターン登録された項目についてのみE X C E L変換が可能であること。

m 統計表作成機能

(a) 帳票設定 入力

(b) 帳票編集条件 入力

- n 自由帳票作成機能
 - (a) 帳票情報 入力
 - (b) 印刷情報 デザイン
 - (c) 印刷情報 確定
 - (d) 帳票印刷
- o 環境設定機能

マスタデータは各種メンテナンスが可能であること。

 1. 届出種別マスタメンテナンス
 2. 品名マスタメンテナンス
 3. 指摘事項文例マスタメンテナンス
 4. 自由項目マスタメンテナンス (タイトル)
 5. 自由項目マスタメンテナンス (内容)
 6. システムコードマスタメンテナンス
 7. 違反事項文例マスタメンテナンス
 8. 査察チェック項目マスタメンテナンス
- (ウ) 災害事案管理システムの機能と構成
 - a 活動報告業務
 - (a) 災害活動報告書 入力/印刷
 1. 活動報告に必要な情報が入力できること。
 2. 災害種別として「火災」「救助」「警戒・その他」「風水害」が選択できること。
 3. 災害活動共通情報として、災害種別、覚知日時、通報者、通報内容、発生場所、関係者、出動人員、気象状況などの情報を入力できること。
 4. 火災活動の場合、火災種別、延焼防止日時、鎮圧日時、鎮火日時、救助開始日時、救助終了日時、出火箇所、出火原因、焼損棟数、焼損面積、り災世帯、り災人員、使用資器材などの情報が入力できること。
 5. 火災活動の場合、火元・類焼の住所・氏名、火元建物のり災前の状況、建物以外の焼損物件、り災状況などが入力できること。
 6. 救助活動の場合、事故種別、発生場所、救助開始日時、救助終了日時、出動状況、出動／活動車両数、消防機関以外の活動機関、救助人員、搬送人員、搬送車両別の内訳、使用資器材などの情報が入力できること。
 7. 警戒・その他の場合、警戒種別、措置開始日時、措置終了日時、警戒概要、使用資器材などの情報が入力できること
 8. 風水害の場合、風水害種別、措置開始日時、措置終了日時、被害状況などの情報が入力できること。
 9. 消防機関以外の活動状況を入力できること。

10. 死傷者の住所、氏名、住所、生年月日、救出日時、搬送車両、程度、医療機関などを入力できること。

11. 入力した情報を元に即時報告書、統括活動報告書、救助活動報告書の印刷ができること。

(b) 部隊活動情報 入力

1. 車両ごとの活動状況、出動隊員情報などが入力できること。

2. 車両状況（各時刻、所要時間）、隊情報、出動人員、水利情報、活動状況、使用資器材などが入力できること。

(c) 災害活動報告書印刷

1. 年月、登録番号を指定し、統括活動報告書を印刷できること。

2. 年月、登録番号、署所、管轄自署所区分を指定して、署所別活動報告書を印刷できること。

3. 年月、登録番号、隊を指定して、隊別活動報告書を印刷できること。

(d) 災害活動報告書 検索／照会

1. 検索条件を指定して、災害活動報告を参照できること

2. 照会リストの印字出力が可能であること。

(e) 災害日報 印刷

1. 覚知日時の範囲と対象データ（全件若しくは統括署所）を指定して災害日報を印刷及びデータ出力できること

b 火災調査報告業務

(a) 火災調査報告基本情報入力

1. 基本情報として出火場所、名称、火災番号、延焼区分（他消防）、火災種別、関係者情報、放・失火者情報などが入力できること。

2. 国表 1 表-1 の内容（出火時刻、鎮火時刻、覚知方法、出荷箇所、出火原因など）が入力できること。

3. 国表 1 表-2 の内容（気象状況、火災警報、火元建物のり災前の状況など）が入力できること。

4. 国表 2 表の内容（出火回数、焼損程度、損害額、損害状況、死傷者・負傷者数など）が入力できること。

5. 国表 3 表-6 表の内容（負傷者の区分、負傷者避難方法、負傷者の性別年齢別区分、負傷者の受傷原因など）が入力できること。

6. 火元・類焼状況（住所・氏名、火元建物のり災前の状況、建物以外の焼損物件、り災状況など）が入力できること

7. 火災調査報告書の印刷及びデータ出力ができること。

(b) 火災調査報告死者情報入力

1. 死者の情報が入力できること。国表 7 表-1～7 表-5 の内容が入力できる

- こと。
2. 死者調査書の印刷及びデータ出力ができること。
- (c) 火災調査報告負傷者情報入力
1. 負傷者の情報が入力できること。
 2. 負傷者調査書の印刷及びデータ出力ができること。
- (d) 火災番号・死者番号自動採番/採番リスト印刷
1. 指定した年の火災報告データを対象に、覚知年月日、覚知時刻順に火災番号・死者番号を1から採番できること。
 2. 採番後、採番リストを印刷できること。
- (e) 火災調査報告 検索/照会
1. 検索条件を指定して、火災調査報告を参照できること
 2. 照会リストの印字出力が可能であること。
- c 火災調査帳票業務
- 出火原因分析調査表の印字出力及びデータ出力が可能であること。
- d り災証明書業務
- (a) り災証明書情報 登録
- り災証明書発行に必要な情報が入力できること
- (b) り災証明書 発行
- り災証明書が印字出力及びデータ出力できること。
- (c) り災証明書 発行状況検索/照会/再発行
1. 検索条件を指定して、り災証明書の発行状況を参照できること。
 2. り災証明書の再発行ができること。
 3. 照会リストの印字出力が可能であること。
- e 統計処理業務
- (a) 集計処理
1. 救助国表 04 表～13 表の集計処理を行うことができること。
 2. 任意統計表の出力が可能であること。
- (b) 集計結果内容 検索
- 集計処理を行った後、集計結果に対して、対象となったデータを検索することが可能であること。検索手順としては、まず検索対象の帳票を指定し、検索対象の行と列を入力すること。
- (c) 集計処理状況 照会
- 集計処理した結果は、照会リストとして印字出力が可能であること。また、任意帳票作成後、正しく集計されなかった場合等に、原因を探索することが可能であること。
- (d) オンライン情報生成

1. 総務省消防庁オンライン報告に対応するため、火災報告オンライン処理システム指定フォーマットのCSVデータが出力できること。
2. 総務省消防庁オンライン報告に対応するため、救助調査オフライン処理システム指定フォーマットのCSVデータが出力できること。

f EXCEL変換機能

(a) EXCEL変換

登録されている全ての情報については、項目（基本情報・検索情報・項目名）を選択することにより、取り出したい情報をEXCELに変換することが可能であること。

(b) EXCEL変換 登録パターン印刷

1. EXCEL変換した情報はパターン登録釦を押下することにより、検索情報を登録することが可能であること。パターン登録された情報は、上書き保存や削除ができ、パターン読込釦を押下すると、パターン登録一覧を表示することが可能であること。
2. 登録されているパターンの情報は登録番号の選択等により、印字出力が可能であること。

(c) EXCEL変換 登録パターンのみ

セキュリティ上、取り出される情報を制限するため、パターン登録された項目についてのみEXCEL変換が可能であること。

g 統計表作成機能

(a) 帳票設定 入力

(b) 帳票編集条件 入力

h 自由帳票作成機能

(a) 帳票情報 入力

(b) 印刷情報 デザイン

(c) 印刷情報 確定

確定エラーリストが印字出力されること。

(d) 帳票印刷

i 環境設定機能

マスタデータは各種メンテナンスが可能であること。

1. 自由項目マスタ メンテナンス（タイトル）
2. 自由項目マスタ メンテナンス（内容）
3. システムコードマスタメンテナンス

j 指令連動環境設定機能

自動出動指定装置で使用している各種マスタを変換して使用することが可能であること。

(エ) 救急事案管理システムの機能と構成

a 活動報告業務

(a) 救急報告 入力

1. 救急活動報告書の入力項目は主に、出場場所、出場番号、出場車両、署所、覚知日時、事故種別、搬送者数、医師出場の有無、経過時間、通報者の情報、走行距離、同乗者、搭乗者、報告者などの入力が可能であること。搭乗者、報告者は職員検索画面から検索し、指定することができること。
2. 傷病者の入力項目においては、住所、生年月日、事故種別、疾病程度、疾病分類、収容機関などが行えること。年齢区分は生年月日を入力した段階で自動的に表示されること。
3. 傷病者情報は、応急処置／市民等処置の内容を入力できること。
4. 傷病者情報は、体位、疾病、皮膚、外観状態、外傷形態、外傷部位、熱傷既往症等の情報を入力できること。また、詳細状況はメモ入力することができること。
5. 傷病者情報として、特定行為／時間経過の情報が入力できること。入力項目として心肺停止の目撃状況、目撃者、場所と特定行為の指示内容として、医療機関と指示時間、処置の時間、時間経過、予後調査内容があること。気道確保は、実施場所、実施日時、気道確保方法、実施者区分、実施者氏名、中止理由などの入力が可能であること。除細動は、実施回数、資器材区分、実施場所、実施者区分、実施者氏名、初期波形、最終波形、中止理由などの入力が可能であり、エネルギー量、確認時刻、実施者区分は6回分入力が可能であること。静脈路確保は、実施場所、実施日時、血管確保部位、留置針、実施者、実施者氏名、中止理由などの入力が可能であること。薬剤投与は、実施場所、実施日時、投与経路、投与量、投与回数、実施者、実施者氏名、中止理由などの入力が可能であること。
6. 印刷釦を押下すると、救急救命処置録がダウンロード印刷できること。
7. 傷病者の観察状況として、観察時点、観察時間、呼吸などの情報が追加の釦を押下することで、必要な数だけ入力できること。
8. 印刷釦を押下すると、事後検証票がダウンロード印刷できること。

(b) 救急報告書 印刷

救急報告書の印字出力及びデータ出力が可能であること。

(c) 救急救命処置録 印刷

救急救命処置録の印字出力及びデータ出力が可能であること。

(d) 救急報告 検索/照会

救急報告は覚知年月、署所、出張所、事故種別、覚知区分、出場場所、搬送、搬送者氏名、収容病院、疾病分類、未確定分を検索キーとして検索、照

会できること。照会結果は紹介リストとして、出力が可能であること。

b 搬送証明書業務

搬送証明書発行が必要な場合は、申請者情報と、搬送者情報、発行日、発行機関等の情報を入力し、搬送証明書の印字出力及びデータ出力が行えること。

c 統計処理業務

(a) 集計処理

国表 04 表～23 表、救急蘇生指標の調査表及び任意統計表は集計処理が行えること。

(b) 集計結果内容 検索

集計結果情報は、帳票番号や行番号、列番号毎に月単位等で内容は検索できること。

(c) 集計処理状況 照会

集計処理結果は照会でき、照会リストとして印字出力が可能であること。

(d) オンライン情報生成

総務省消防庁オンライン報告に対応するため、オンラインアップロード用のCSVデータが出力できること。

d EXCEL変換機能

(a) EXCEL変換

登録されている全ての情報について、項目を選択しEXCELに変換することが可能であること。

(b) EXCEL変換 登録パターン印刷

1. パターン登録釦を押下することで、EXCEL変換された情報を登録できること。新規で登録する場合は、「名前をつけて保存」、すでに登録されているパターンを変更する場合は、「上書き保存」を選択し、登録が行えること。

2. 登録されているパターンの情報は全件若しくは登録番号毎に印刷できること。

(c) EXCEL変換 登録パターンのみ

セキュリティ上、取り出される情報を制限するため、パターン登録された項目についてのみEXCEL変換が可能であること。

e 統計表作成機能

(a) 帳票設定 入力

(b) 帳票編集条件 入力

f 自由帳票作成機能

(a) 帳票情報 入力

- (b) 印刷情報 デザイン
- (c) 印刷情報 確定
- (d) 帳票印刷
- g 環境設定機能
 - マスタデータは各種メンテナンスが可能であること。
 - 1. 自由項目マスタメンテナンス (タイトル)
 - 2. 自由項目マスタメンテナンス (内容)
 - 3. システムコードマスタメンテナンス
- h 指令連動環境設定機能
 - 自動出動指定装置で使用している各種マスタを変換して使用することが可能であること。
- (オ) 救急搬送支援システム (モバイル機能) の機能と構成
 - a 搬送記録票入力
 - 救急事案管理システムで管理している項目と傷病箇所入力用の人体図イメージを組み合わせて搬送記録票の入力を行うことができること。搬送記録表の入力項目や搬送記録表のフォーマットを変更可能であること。また、入力方法は、極力タッチ数が少なくなるように配慮されたものであること。
 - b 人体図イメージ入力
 - 搬送記録票入力画面に人体図のイメージを表示し、傷病箇所・内容を手書きで記録できること。
 - c 帳票出力
 - 入力したデータを元に、搬送記録票の出力が行えること。
 - d 過去搬送者の参照
 - 搬送履歴を検索し、過去にどのような処置を施したか、どこの医療機関に収容したか等を参照することができること。
- (カ) 消防水利管理システムの機能と構成
 - a 台帳管理業務
 - (a) 消火栓台帳 入力
 - 1. 消火栓台帳の入力項目は主に、管轄署所、担当区、担当区内通番、設置場所、設置年月日、撤去年月日、最新調査日、重要度、設置区分、設置位置、接続方式、型式、接続口数、設置方式、水利種類、車両部署、標識等があること。
 - 2. 消火栓台帳情報として、調査履歴が入力できること。調査履歴には、調査年月日、調査結果／内容等が入力でき、検査結果が不備の場合は、チェックが行えること。
 - 3. 消火栓台帳はダウンロード印刷ができること。

(b) 防火水槽・防火井戸台帳情報 入力

1. 防火水槽・防火井戸台帳情報の入力項目は主に、防火水槽・防火井戸台帳の区分、管轄署所、担当区、設置場所、事業、補助金、事業費、指定水利番号、指定年月日、設置年月日、撤去年月日、最新調査日、重要度、設置区分、構造、蓋、形状、規格、設置方式、車両部署、吸管距離、標識、耐震性などがあること。
2. 防火水槽・防火井戸台帳情報として、契約・占用状況が入力できること。契約・占用状況の入力項目には、主に契約種別、地目、契約締結日、契約面積、単価、借地科、契約期間、契約者名、住所、支払先、金融機関名、口座名、貯金種別、口座番号、占用区分、占用位置、占用許可、許可年月日、占用許可面積、所有者・管理者等があること。
3. 防火水槽台帳情報として、調査履歴を入力できること。調査履歴には、調査年月日、調査結果／内容等が入力でき、検査結果が不備の場合は、チェックが行えること。

(c) その他水利台帳 入力

1. その他水利台帳情報の入力項目は主に、水利種別、管轄署所、担当区、設置場所、名称、管理者、連絡先電話、目標、緯度、経度、設置年月日、撤去年月日、最新調査日、設置区分、構造、吸管投入口、吸管投入口施錠、車両部署、吸管距離、水利特性等が入力できること。
2. その他水利台帳情報として、調査履歴の入力ができること。調査履歴には、調査年月日、調査結果／内容等が入力でき、検査結果が不備の場合は、チェックが行えること。

(d) 消防水利台帳 検索／照会 印刷

1. 消防水利台帳は水利種別、管轄署所、担当区、指定水利、設置場所、目標、不備水利、撤去水利を条件として、検索できること。検索結果は、照会リストとして、印刷できること。
2. 消防水利台帳は印刷ができること。

b 調査管理業務

調査計画一覧表は、水利種別、管轄署所、担当区、不備水利を条件として、印刷及びデータ出力できること。

c 使用水量業務

(a) 消火栓使用水量 入力

消火栓使用水量を入力する際は、対象消火栓を選択し、使用目的、使用開始日時、使用水量、使用場所を入力できること。

(b) 消火栓使用状況 照会／印刷

1. 消火栓使用状況は、対象年月、管轄署所、担当区、設置区分、使用目的を

検索キーとして、検索できること。また、検索した結果は、照会リストとして、印刷できること。

2. 一覧表示された水利は使用目的別照会ができ、使用目的、回数、使用水量が表示できること。

d 統計処理業務

(a) 集計処理

全消防水利情報、市町村、署所、帳票種別毎に集計処理が行えること。

(b) 集計結果内容 検索

集計結果情報は、帳票番号や行番号、列番号毎に月単位等で内容は検索できること。

(c) 集計処理状況 照会

集計処理結果は照会でき、照会リストとして印字出力が可能であること。

e EXCEL変換機能

(a) EXCEL変換

登録されている全ての情報について、項目を選択しEXCELに変換することが可能であること。

(b) EXCEL変換 登録パターン印刷

1. パターン登録釦を押下することで、EXCEL変換された情報を登録できること。新規で登録される場合は、「名前をつけて保存」、すでに登録されているパターンを変更する場合は、「上書き保存」を選択し、登録が行えること。

2. 登録されているパターンの情報は全件若しくは登録番号毎に印刷できること。

(c) EXCEL変換 登録パターンのみ

セキュリティ上、取り出される情報を制限するため、パターン登録された項目についてのみEXCEL変換が可能であること。

f 帳票作成機能

(a) 任意帳票作成機能

消防年報、月報等、任意に統計表を作成することができること。

(b) 帳票支援機能

登録されている全ての情報について、項目を選択し、自由に帳票を作成することができること。

g 環境設定機能

マスタデータは各種メンテナンスが可能であること。

1. 自由項目マスタメンテナンス

2. システムコードマスタメンテナンス

(キ) 備品・資機材管理システムの機能と構成

a 台帳管理業務

(a) 備品・資機材台帳 入力

1. 所管と管理番号(最大10桁)により備品・資機材を登録、管理すること。登録した情報は、備品・資機材台帳として管理すること。
2. 主な入力項目は、分類1(大分類)、2(中分類)、品名(小分類)、品質/規格、購入年月日等であること。
3. 車両若しくは消防艇の場合は、車両/消防艇情報の入力が行えること。主な入力項目は、車両登録番号、常備/非常備、車種、メーカー、型式、重量、排気量、燃料種別、艀装内容、保険会社、重量税等であること。

(b) 保管場所変更 入力

1. 備品・資機材の保管情報は保管替え年月日、保管場所、配置区分により管理すること。
2. 保管場所の変更を行った場合は保管場所履歴情報として自動的に保管替え情報が更新されること。また、変更箇所が把握できるように、旧保管場所と新保管場所、変更日が明記された保管場所変更リストの出力が可能であること。

(c) 備品・資機材台帳 印刷

1. 備品・資機材台帳は対象のデータに対して台帳一式若しくは個別指定により、目的の帳票が印刷及びデータ出力できること。

(d) 備品・資機材台帳 検索/照会

1. 備品・資機材台帳の検索は備品分類、資機材分類より検索する方法と保管場所、配置場所より検索する方法の二種類があること。
2. 検索/照会の結果は照会リストとして出力が可能であること。保管場所別に検索/照会される場合は、保管場所別リストを印字出力が可能であること。

b 統計処理業務

(a) 集計処理

1. 基準日及び帳票種別等を指定し、集計処理を行うこと。
2. 集計処理結果は、EXCELシート上に表示することが可能であること。移行は、EXCELの機能を利用し、印刷・保存を行うことが可能であること。

(b) 集計結果内容 検索

集計結果情報は、帳票番号や行番号、列番号毎に月単位等で内容は検索できること。

(c) 集計処理状況 照会

集計処理した結果は、照会リストとして印字出力が可能であること。また、

任意帳票作成後、正しく集計されなかった場合等に、原因を探索することが可能であること。

c EXCEL変換機能

(a) EXCEL変換

登録されている全ての情報については、項目（基本情報・検索情報・項目名）を選択することにより、取り出したい情報をEXCELに変換することが可能であること。

(b) EXCEL変換 登録パターン印刷

1. EXCEL変換した情報はパターン登録釦を押下することにより、検索情報を登録することが可能であること。パターン登録された情報は、上書き保存や削除ができ、パターン読込釦を押下すると、パターン登録一覧を表示することが可能であること。

2. 登録されているパターンの情報は登録番号の選択等により、印字出力が可能であること。

(c) EXCEL変換 登録パターンのみ

1. セキュリティ上、取り出される情報を制限するため、パターン登録された項目についてのみEXCEL変換が可能であること。

d 統計表作成機能

(a) 帳票設定 入力

(b) 帳票編集条件 入力

e 自由帳票作成機能

(a) 帳票情報 入力

(b) 印刷情報 デザイン

(c) 印刷情報 確定

(d) 帳票印刷

f 環境設定機能

(a) マスタデータは各種メンテナンスが可能であること。

(b) 自由項目マスタメンテナンス

マスタデータは規定項目以外に自由に管理項目を設定することが可能であること。自由項目の設定には、コードと内容を設定できる自由項目と数値を入力する自由項目の二種類があること。

(c) システムコードマスタメンテナンス

h 車両情報管理

(a) 日常点検・運行状況入力／日誌印刷

1. 日常点検の結果入力が行えること。点検項目をマスタ管理することにより、独自の点検項目を設定できること。

2. 日常点検入力時、前日の点検状況が表示でき、前日との比較ができること。
 3. 日毎の走行距離及び燃料補給状況の入力が行えること。
 4. 印刷釦を押下すると、運行日誌がダウンロード印刷できること。
 5. 印刷釦を押下すると、日常点検表がダウンロード印刷できること。
- (b) 補給入力／補給状況照会
- 補給設備毎に補給量の管理が行えること。
- (c) 月例点検入力／印刷
1. 月例点検の結果入力が行えること。点検項目をマスタ管理することにより、独自の点検項目を設定できること。日常点検とはマスタを分けて管理できること。
 2. 月例点検入力時、前月の点検状況が表示でき、前月との比較ができること。
 3. 印刷釦を押下すると、月例点検表がダウンロード印刷できること。
- (ク) 環境設定
- 支援情報管理システム内の各システムにおいて共通して使用される職員や車両等のマスタデータは、支援情報管理システム内に設定メニュー等を設けてメンテナンスできるようにし、各システムに反映できるようにすること。

<帳 表 一 覧>

防火対象物管理システム

No.	帳 表 名 称
1	建築同意審査書
2	消防用設備等通知書
3	不同意通知書
4	建築確認申請収発簿
5	建築同意処理状況照会リスト
6	建築同意届出等処理状況照会リスト
7	検査結果報告書
8	設備設置検査済証
9	検査情報照会リスト
10	対象物台帳 敷地概要・防火管理情報
11	対象物台帳 関係者情報
12	対象物台帳 消防訓練状況
13	対象物台帳 査察結果・改善状況
14	対象物台帳 棟概要
15	対象物台帳 消防用設備状況
16	対象物台帳 階別情報
17	対象物台帳 階別消防用設備状況
18	対象物台帳 設備点検報告状況
19	対象物台帳 届出・申請状況
20	対象物台帳 特殊設備・危険物施設状況
21	対象物台帳 定期点検報告／特例認定状況
22	対象物台帳 自主点検報告状況
23	対象物台帳 防災管理点検報告／特例認定状況
24	対象物定期点検票
25	認定通知書
26	不認定通知書
27	特例認定基準判定票
28	自主点検票
29	防災管理点検票
30	防災管理特例認定通知書
31	防災管理特例不認定通知書
32	防災管理特例認定基準判定票

33	対象物台帳照会リスト
34	増改築履歴情報照会リスト
35	特殊施設台帳照会リスト
36	査察計画対象物一覧表
37	査察計画表
38	査察チェック表
39	査察結果指摘表
40	立入検査結果報告書
41	立入検査結果通知書
42	是正(計画)報告書
43	査察状況照会リスト
44	関係対象物一覧表
45	関係者名簿
46	違反履歴台帳
47	警告書
48	命令書
49	違反状況照会リスト
50	届出台帳
51	届出状況照会リスト
52	警備会社等登録台帳
53	即時通報承認台帳
54	DM発行一覧
55	DMタックシール
56	確認申請書等受理・審査書
57	確認申請書等についての意見書
58	仮使用認定申請審査書
59	仮使用認定申請対する通知書
60	建築同意事務処理状況表
61	表示基準適合通知書
62	表示基準不適合通知書
63	表示マーク受領書
64	表示マーク返還請求書
65	表示制度対象外施設通知書
66	特例認定取消書(防火)
67	特例認定取消書(防災)
68	通告書

69	立入検査結果票
70	査察実施結果内容一覧表
71	査察実施結果報告書（防対）
72	通告書内容集計表
73	基準不適合に伴う是正状況
74	課・署所別査察集計表
75	査察集計表（年間）
76	防対 延べ 150 m ² 以上の一覧表
77	工事別建築同意等の状況
78	地区別建築同意の状況
79	査察・設備等の設置検査状況
80	予防関係届出の処理状況
81	火薬庫等台帳
82	液化石油ガス設備工事届書（一覧）
83	少量危険物・指定可燃物（受理番号用）
84	少量危険物・指定可燃物（届出番号順）
85	圧縮アセチレン等届出書（一覧）

<帳 表 一 覧>

防火対象物管理システム

No.	帳 表 名 称
	クロス集計表（国表）
1	01 表 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備設置状況調査表
2	02 表 スプリンクラー設備、屋内消火栓設備設置状況調査表
3	03 表 漏電火災警報器、水噴霧消火設備等設置状況調査表
4	04 表 非常警報設備、屋外消火栓設備設置状況調査表
5	05 表 避難器具、排煙設備設置状況調査表
6	06 表 誘導灯、非常コンセント設備設置状況調査表
7	07 表 動力消防ポンプ設備、消防用水設置状況調査表
8	08 表 連結散水設備、連結送水管設置状況調査表
9	09 表 非常電源設置状況調査表
10	10 表 消防用設備等の点検報告等の実施状況調査表
11	11 表 建築同意事務処理状況調査表
12	12 表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況調査
13	13 表 防災物品使用状況調査表
14	14 表 措置命令等状況調査表

15	15 表	違反処理(警告)実施状況調査表
16	16 表	甲種防火対象物防火管理者選任状況等調査表
17	17 表	乙種防火対象物防火管理者選任状況等調査表
18	18 表	消火・避難訓練及び統括防火管理実施状況調査表
19	20 表	防火対象物定期点検報告等の実施状況調査表
20	21 表	消防機関へ通報する火災報知設備設置状況調査表
21	22 表	消防用設備等に係る総合操作盤設置状況調査表
22	23 表	屋内消火栓設備特定違反對象物等調査表
23	24 表	スプリンクラー設備特定違反對象物等調査表
24	25 表	自動火災報知設備特定違反對象物調査表
25	26 表	特定違反對象物等面積別調査表
26	27 表	高層建築物の状況調査表
27	33 表	特定違反對象物の措置状況等調査表
28	34 表	告発の状況調査表
29	37 表	自衛消防組織設置対象物調査表
30	38 表	消火器具設置状況調査表
31	39 表	防火対象物表示制度に係る申請数調査表
32	51 表	圧縮アセチレンガス等及び指定可燃物等並びに少量危険物の状況調査票

<帳 表 一 覧>

危険物施設管理システム

No.	帳 表 名 称
1	許可証
2	完成検査済証 (様式第 10 号)
3	完成検査済証 (様式第 11 号表)
4	完成検査済証 (様式第 11 号裏)
5	許可申請状況照会リスト
6	タンク検査済証
7	完成検査前検査状況照会リスト
8	設置者名簿
9	設置者保有施設一覧表
10	設置者照会リスト
11	施設台帳 概要
12	施設台帳 査察結果・改善状況
13	施設台帳 許可履歴情報
14	施設台帳 品名・タンク台帳情報
15	施設台帳 点検・保安検査履歴情報
16	施設台帳 保安監督者・取扱者情報
17	施設台帳 届出・申請状況
18	施設台帳 照会リスト
19	製造所／一般取扱所構造設備明細書
20	屋内貯蔵所構造設備明細書
21	屋外タンク貯蔵所構造設備明細書
22	屋内タンク貯蔵所構造設備明細書
23	地下タンク貯蔵所構造設備明細書
24	簡易タンク貯蔵所構造設備明細書
25	移動タンク貯蔵所構造設備明細書
26	移動タンク貯蔵所構造設備明細書(品名)
27	屋外貯蔵所構造設備明細書
28	給油取扱所構造設備明細書
29	第一, 二種販売取扱所構造設備明細書
30	移送取扱所構造設備明細書
31	屋外タンク貯蔵所構造設備明細書(タンク台帳)
32	屋内タンク貯蔵所構造設備明細書(タンク台帳)
33	地下タンク貯蔵所構造設備明細書(タンク台帳)

34	簡易タンク貯蔵所構造設備明細書(タンク台帳)
35	移動タンク貯蔵所構造設備明細書(タンク台帳)
36	移動タンク貯蔵所構造設備明細書(品名)(タンク台帳)
37	査察計画施設一覧表
38	査察計画表
39	査察チェック表
40	査察結果指摘表
41	立入検査結果報告書
42	立入検査結果通知書
43	是正(計画)報告書
44	査察状況照会リスト
45	違反履歴台帳
46	警告書
47	命令書
48	違反状況照会リスト
49	届出台帳
50	届出状況照会リスト
51	手数料明細表
52	手数料集計表 (許可・完成)
53	手数料集計表 (完成検査前検査)
54	DM発行一覧リスト
55	DM発行タックシール
56	仮使用承認証
57	仮貯蔵仮取扱承認証
58	予防規程認可証
59	承認書
60	検査済証
61	特定事業所台帳
62	構造設備明細書 (タンク台帳)
63	届出申請台帳
64	査察状況表
65	設置許可審査書
66	変更許可審査書
67	変更許可審査書 (転入)
68	完成検査申請審査書
69	完成検査前検査審査書

70	仮使用承認申請審査書
71	仮貯蔵仮取扱承認申請審査書
72	予防規定認可申請審査書
73	納付書（仮貯蔵仮取扱）
74	納付書（仮使用）
75	納付書（許可）
76	納付書（変更許可）
77	納付書（完成）
78	納付書（完前）
79	査察結果内容一覧表
80	納付事業所等一覧表（許可）
81	納付事業所等一覧表（完成）
82	納付事業所等一覧表（完前）
83	納付事業所等一覧表（承認）
84	受理簿（許可）
85	受理簿（完成）
86	受理簿（完前）
87	受理簿（承認）
88	受理簿（届出）
89	査察実施結果報告書
90	危険物施設・品名一覧表
91	危険物施設一覧
92	申請一覧
93	届出一覧

<帳 表 一 覧>

危険物施設管理システム

No.	帳 表 名 称
	クロス集計表（国表）
1	01 表 危険物規制対象数調（設置許可施設）
2	01 表 危険物規制対象数調（設置許可施設） つづき
3	02 表 危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設）
4	02 表 危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設） つづき
5	03 表 形態別危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設：その1）
6	04 表 形態別危険物規制対象数調（完成検査済証交付施設：その2）
7	05 表 容量別屋外タンク貯蔵所数調（設置許可施設）

8	06 表	容量別屋外タンク貯蔵所の数調（完成検査済証交付施設）
9	06 表	容量別屋外タンク貯蔵所の数調（完成検査済証交付施設）つづき
10	07 表	容量別旧法タンクの新基準等適合数調（完成検査済証交付施設）
11	08 表	浮き屋根式特定屋外タンク数調（完成検査済証交付施設）
12	09 表	容量及び形態別の地下貯蔵タンク等の数調（完成検査済証交付施設）
13	10 表	危険物施設別の地下貯蔵タンク等の設置数調（完成検査済証交付施設）
14	11 表	容量及び形式別の移動タンク貯蔵所数調（完成検査済証交付施設）
15	12 表	給油危険物別の給油取扱所の数調（完成検査済証交付施設）
16	13 表	危険物事業所数調
17	14 表	製造所等の許可，完成検査及び廃止届等の数調
18	15 表	液体危険物タンクの完成検査前検査実施状況調
19	16 表	特定屋外タンク貯蔵所及び特定移送取扱所の保安検査実施状況等調
20	17 表	特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出状況調
21	20 表	製造所等に対する立入検査の状況調
22	21 表	危険物施設の仮使用，危険物の仮貯蔵及び仮取扱の数調(1/2)
23	21 表	危険物施設の仮使用，危険物の仮貯蔵及び仮取扱の数調(2/2)
24	22 表	製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調
25	22 表	製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調つづき
26	22 表	製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調つづき 1 (1/2)
27	22 表	製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調つづき 1 (2/2)
28	22 表	製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調つづき 2 (1/2)
29	22 表	製造所等及び無許可施設に対する措置命令等の件数調つづき 2 (2/2)
30	23 表	手数料収入額調

<帳 表 一 覧>

災害事案管理システム

No.	帳 表 名 称
1	火災即時活動報告書
2	救助即時活動報告書
3	警戒・その他即時活動報告書
4	風水害即時活動報告書
5	火災活動報告書
6	救助活動報告書
7	警戒・その他活動報告書
8	風水害活動報告書
9	部隊活動報告書
10	災害活動報告照会リスト
11	火災調査報告書
12	火災番号採番リスト
13	火災調査報告情報照会リスト
14	火災報告
15	死者の調査表
16	出火原因分析調査表
17	り災証明書
18	り災証明書発行状況照会リスト
19	火災調査突合エラーリスト

<帳 表 一 覧>

災害事案管理システム

No.	帳 表 名 称
	クロス集計表（火災調査管理 国表以外：旧国表）
1	火災四半期報（その1）
2	火災四半期報（その2）
3	火災四半期報（その3）
4	火災四半期報（その4）
	クロス集計表（救助管理 国表以外：旧国表）
1	04 表 火災時における救助活動状況調
2	05 表 事故種別出動件数活動件数調
3	06 表 事故種別救助人員及び車両別搬送人員調
4	07 表 事故種別出動人員活動人員調
5	08 表 事故種別出動車両等台数調
6	09 表 事故種別活動車両等台数調
7	10 表 事故種別発生場所別出動件数調
8	11 表 事故種別発生場所別活動件数調
9	12 表 事故種別発生場所別救助人員調
10	13 表 事故種別他機関活動件数調

<帳 表 一 覧>

災害事案管理システム

No.	帳 表 名 称
	クロス集計表 (災害事案管理 任意統計表テンプレート)
1	災害活動概況
2	月別・災害出動状況
3	風水害活動概況
4	月別・警戒その他災害出動状況
5	警戒・その他災害活動概況
6	月別・風水害出動状況
	クロス集計表 (火災調査管理 国表以外)
1	01 表 覚知別火災概況
2	02 表 月・日別火災件数
3	3-1 表 月・曜日・時間別火災概況 1/2
4	3-1 表 月・曜日・時間別火災概況 2/2
5	3-2 表 月・曜日・時間別火災概況 1/2
6	3-2 表 月・曜日・時間別火災概況 2/2
7	4-1 表 出火原因別火災発生概況
8	4-2 表 出火原因別火災発生概況
9	5-1 表 月別火災概況(四半期分類) 1/2
10	5-1 表 月別火災概況(四半期分類) 2/2
11	5-2 表 月別火災概況(四半期分類)
12	6 表 時間・原因別火災件数
13	7-1 表 風速・湿度別火災概況
14	7-2 表 風速・湿度別火災概況
15	8 表 初期消火状況 (成功・失敗) 1/2
16	8 表 初期消火状況 (成功・失敗) 2/2
17	9-1 表 火元建物用途別概況
18	9-2 表 火元建物用途別概況
19	10-1 表 火元建物の構造別概況
20	10-2 表 火元建物の構造別概況

	クロス集計表（救助管理 国表以外）
1	101 表 事故種別・月・曜日別出動件数調
2	102 表 事故種別・月・曜日別活動件数調
3	103 表 事故種別・時間別出動件数調
4	104 表 事故種別・時間別活動件数調
5	105 表 事故種別・月・曜日別救助人員調
6	106 表 事故種別・時間別救助人員調

<帳 表 一 覧>

救急事案管理システム

No.	帳 表 名 称
1	救急 突合エラーリスト
2	救急報告書
3	救急救命処置録
4	救急搬送証明書
5	救急報告 照会リスト
6	医療機関搬送通知書
7	感染症傷病者搬送報告書
8	救急報告書表紙
9	応援活動即時報告書（兵庫県）
10	応援活動即時報告書（神戸市）
11	応援即時通知票（加古川市）
12	へり出場記録（消防本部用）
13	血液等による感染事故報告書
14	口頭指導検証シート

<帳 表 一 覧>

救急事案管理システム

No.	帳 表 名 称
	クロス集計表（国表以外：旧国表）
1	04 表 救急出場件数調
2	05 表 搬送人員調
3	06 表 事故種別医療機関別搬送人員調
4	07 表 事故種別年令区分別傷病程度別搬送人員調
5	08 表 事故種別不搬送理由別不搬送件数調
6	09 表 現場到着所用時間別出場件数調
7	10 表 収容所要時間別搬送人員調

8	11表 救急隊員の行った応急処置件数調 1/3
9	11表 救急隊員の行った応急処置件数調 2/3
10	11表 救急隊員の行った応急処置件数調 3/3
11	12表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 1/2
12	12表 救急隊員の行った現場応急処置件数調 2/2
13	13表 事故種別転送回数別搬送人員調
14	14表 傷病程度別転送回数別搬送人員調
15	15表 転送者にかかる収容医療機関別搬送人員調
16	16表 事故種別転送理由別件数調
17	17表 転送者にかかる収容所要時間別搬送人員調
18	18表 医師の現場出場件数調
19	19表 曜日別月別救急出場件数調
20	20表 曜日別月別搬送人員調
21	21表 管内管外別搬送人員調
22	22表 発生場所別搬送人員調
23	23表 急病にかかる疾病分類別傷病程度別搬送人員調
24	救急蘇生指標の調査表

<帳 表 一 覧>

救急事案管理システム

No.	帳 表 名 称
	クロス集計表（国表以外）
1	時間別救急出場件数調
2	時間別搬送人員調
3	事故種別医療機関別搬送人員調
4	事故種別医療機関別搬送人員調（うち管外）
5	転送者にかかる収容医療機関別搬送人員調
6	転送者にかかる収容医療機関別搬送人員調（うち管外）
7	医療機関別搬送状況月報

<帳 表 一 覧>

消防水利管理システム

No.	帳 表 名 称
1	消火栓台帳
2	消火栓障害履歴台帳
3	防火水槽／防火井戸台帳

- 4 防火水槽／防火井戸障害履歴台帳
- 5 その他水利台帳
- 6 その他水利障害履歴台帳
- 7 消防水利情報 照会リスト
- 8 調査計画一覧表
- 9 消火栓使用状況 照会リスト

<帳 表 一 覧>

消防水利管理システム

No.	帳 表 名 称
	クロス集計表 (国表以外)
1	消防水利の現況

<帳 表 一 覧>

備品・資機材管理システム

No.	帳 表 名 称
1	備品・資機材台帳
2	備品・資機材台帳 保管場所履歴
3	備品・資機材台帳 点検／修理履歴
4	備品・資機材台帳 車両情報
5	保管場所変更リスト
6	備品・資機材台帳 照会リスト
7	保管場所別 照会リスト
8	使用状況／燃料補給 入力
9	給油設備 補給入力／給油所状況照会
10	使用状況 集計処理 (走行距離／燃料残／経過年数)
11	法定点検予定 照会／印刷
12	法定点検予定車両一覧表 印刷
13	燃料消費及び走行状況通知表
14	機械器具点検結果報告書
15	備品・資機材登録配置・廃棄状況
16	車両積載資機材一覧

(2) ウイルス対策サーバ (セキュリティ対策装置)

本装置は、コンピュータ系設備のセキュリティを確保するための装置である。

ア 機能、性能等

- (ア) ファイアウォールを、インターネット・市イントラネット等の外部ネットワークとの接続点に設置し、適切な通信制御を実施すること。
- (イ) 外部ネットワークと接続する装置、外部記憶媒体を使用する可能性がある装置については、ウイルス対策を行うこと。
- (ウ) ウイルス対策ソフトは、セキュリティサーバにて管理が可能なこと。ウイルス対策ソフトの更新ファイルは、セキュリティサーバから自動的に配信が可能なこと。
- (エ) 外部記憶媒体を使用する際は、メンテナンス端末等を用いて、事前にウイルスに感染していないことが確認できること。
- (オ) ウイルス対策ソフトを導入している端末に、モバイルデバイス (スマートフォン、タブレット) を接続しても、データのやり取りができないように制限がかけられること。
- (カ) ウイルス対策ソフトが導入されている端末において、事前に登録された外部記録媒体でないと認識しないように制限がかけられること。
- (キ) ファイアウォールにUTM機能を設け、アンチウイルスチェック、Webフィルタ、スパムメール対策、URLフィルタ等を行うとともに、適切なアップデートを行うこと。

イ 構造概要

- (ア) セキュリティサーバ
 - a CPU : インテル(R) Xeon E-2224 と同等以上
 - b メモリ : 8GB以上
 - c 補助記憶装置 : 1TB以上(ミラーリング)
 - d OS : Microsoft Windows
- (イ) 検疫用装置 (ファイアウォール)
 - a インターフェース : GbE LANインターフェース、GbE WANインターフェース、GbE DMZインターフェース、
 - b ファイアウォールスループット : 9Mpps 以上
 - c ファイアウォール同時セッション (TCP) 数 : 700,000以上
 - d セキュリティ機能 : ファイアウォール機能、VPN機能
 - e ルーティング機能 : スタティックルーティング、OSPF
 - f 管理機能 : SNMP、NTP、Syslog、Telnet

(ウ) ウィルス対策ソフト

Trend Micro ウィルスバスター相当

ウ その他

A S P等外部ネットワークと接続する装置や端末については、ファイアウォールやU T M等を設けること。

2 0 情報共有システム

本装置は、サーバ及び指令台（指揮台、無線統制台を含む）支援用ディスプレイ、支援用端末及び指令情報出力装置端末から構成され、モバイル型端末からは携帯電話回線経由でサーバにアクセスし、地図表示・情報検索等を可能とするものである。

(1) 共通機能

ア 認証機能

(ア) I D、パスワードを入力し、ログインすること。

(イ) タブレット型情報端末からアクセスするときは車両を選択することでログインできる設定も可能であること。（通信機能がある場合のオプション）

イ 入力・出力

(ア) タブレットの場合、Windows 標準のソフトウェアキーボードを表示し、画面タッチで文字入力できること。USB キーボードが接続されている場合、ソフトウェアキーボードは表示しないこと。

(イ) USB キーボードからも文字入力できること。

(ウ) 表示している画面を保存・印刷できること。

ウ 画面レイアウト

(ア) 情報検索や地図の画面は簡易な操作で左右分割表示、情報検索全画面表示、地図全画面表示に切り替えることができること。

(イ) 予め設定しておくことにより、ボタン押下で外部のアプリを起動できること。

(2) ポータル画面

簡易な操作で事案一覧を1画面で表示するポータル画面を表示できること。また、選択した事案を地図上に表示することができること。

(3) 地図機能

指令台や車両運用端末装置で扱っているものと同等の地図を扱い、消防システムで扱っているシンボルの表示、属性情報の表示を行うことができること。

ア 地図基本操作

(ア) 地図等検索装置と同等の地図情報が表示できること。

(イ) スケールを表示し、地図縮尺のおおよその距離が判別できること。

(ウ) ボタンのタッチまたは画面のピンチイン・ピンチアウト、マウスを接続している場合はホイールによる地図表示の拡大・縮小ができること。また、一定の縮

尺により、住宅地図・道路地図が自動的に切り替わること。

(エ) ドラッグによるスクロールができること。

(オ) 予め設定しておくことで、任意の縮尺で地図シンボル等の表示制御が行えること。

イ 地図検索

(ア) 住所・目標物等、指令センターで管理している位置情報の検索ができること。
また、検索条件は検索分類、画面内等絞り込みが可能であること。

(イ) 水利・防火対象物・危険物等、指令センターで管理している位置情報を地図上にシンボル表示できること。

(ウ) 地図上に表示されている水利・防火対象物・危険物等のシンボルをタッチすることで、保有している属性情報を表示すること。属性情報は文字情報に加え、画像属性情報（JPEG、PDF 等）を保持している場合は表示可能なこと。

(エ) 本システムや指令センターにて入力した届出（不能水利・道路障害等）情報を地図表示でき、シンボルやポリゴンをタッチすることで属性情報を表示できること。

(オ) テキストボックス内のキーワード入力にて、表示している画面内の住所・目標物・水利・防火対象物・危険物等を検索できること。また検索結果はリスト表示され、地図画面中心から近い順に表示されること。

(カ) テキストボックス内のキーワード入力にて、システムで扱っている全域の住所・目標物・水利・防火対象物・危険物等を検索できること。

(キ) 車両運用端末装置にて登録された水利予約の位置情報を表示できること

(ク) 簡易な操作で画面タッチした場所の緯度経度を表示できること。

(ケ) 簡易な操作で緯度経度値を指定して検索できること。

ウ 地図描画

(ア) 地図に重ね合わせるレイヤの表示を可能とし、簡易な操作で表示するレイヤを切り替え可能なこと。

(イ) 簡易な操作で地図上をタッチすることでラインを描画し、その距離を計測可能なこと。

(ウ) 簡易な操作で地図上をタッチすることでポリゴンを描画し、その面積を計測可能なこと。

エ 地図共有(災害エリア共有)

地図上の予め作成していた専用のレイヤに作図を行い、他のログインユーザと共有することができること。

(ア) 登録できる地図描画情報は線(ライン)、面(ポリゴン)、アイコン、文字とすること。

(イ) 登録対象の専用レイヤは最大10レイヤとすること。

- (ウ) 専用レイヤは名称変更できること。
- (エ) 線(ライン)を定義する場合、線種・線幅・線色を定義できること。
- (オ) 面(ポリゴン)を定義する場合、種類・太さ・色を定義できること。
- (カ) アイコンは100種類まで定義できること。
- (キ) 文字はサイズ、色を定義できること。
- (ク) 地図上に登録した描画情報は、押下することで登録されているレイヤ名、登録日時を表示できること
- (ケ) 登録した描画情報は削除できること。
- (コ) 管理者ユーザのみ、指定したレイヤ内の登録情報を全削除できること。

オ 地点共有

地図上の任意の地点を位置取りし、他のログインユーザと登録した地点情報を共有することができること。

- (ア) 地点情報には名称を付けることができること。
- (イ) 登録できる地点共有の数は100件とする。
- (ウ) 登録した地点情報は、登録日時の新しい順にリスト表示できること。
- (エ) 登録した地点情報の位置・名称を変更することができること。
- (オ) 登録した地点情報を削除することができること。
- (カ) 管理者ユーザのみ、登録した全地点情報を削除することができること。

カ 全事案・全車両表示

管轄内で発生している全ての事案・出動している全ての車両を地図上に表示することができること。また、簡易な操作で災害種別ごと、署所ごとに絞り込みができること。

キ 災害時系列表示

過去に発生した災害点、期間を指定して地図上に時系列に表示することができること。

(4) 情報検索機能

自動出動指定装置より検索に必要な情報を参照し、端末側の検索操作等により必要な情報を表示することができること。

ア 事案情報表示

- (ア) 災害事案及び救急事案の一覧を表示でき、定期的に表示内容の更新ができること。また、選択した事案の災害点と当該事案に出動している車両の位置を地図上に表示できること。また活動中か終了した事案かは色分け等で判別可能とすること。
- (イ) 災害事案において表示する情報は以下とする。
 - 一覧画面：災害種別、災害住所、指令時刻、事案状態
 - 詳細画面：受付時刻、指令時刻、災害種別、災害住所、車両動態、活動状況及

び時刻、事案経過等の事案情報

(ウ) 救急事案において表示する情報は以下とする。

一覧画面：災害住所、指令時刻、出動救急車両、事案状態

詳細画面：受付時刻、指令時刻、災害種別、災害住所、車両動態、活動状況及び時刻、事故種別等の事案情報

(エ) 事案情報は以下の条件で絞り込みができること。

管轄署、対象事案(本指令、防災事案、事案状態(受付中・保留・処理中・終了)、災害種別(災害・救急・自車両)、指令日時(日時指定)、住所

イ 車両状況表示

全車両の最新の車両状況を一覧表示でき、定期的に表示内容を更新できること。
また、選択した車両の位置を地図上に表示できること。

(5) 管理機能

ア サーバ側管理機能

(ア) IDの種類として以下を設けること。

- ・一般ユーザ
- ・管理者ユーザ
- ・システム管理者ユーザ

(イ) 消防本部が複数構成されている消防システムでも消防本部コードをキーにして各自消防の事案・地図情報のみ参照できるように設定できること。

イ 端末側管理機能

端末又はデータメンテナンス装置端末において、簡易な手順でプログラムを更新できること。

(6) 構造概要

ア 事案共有サーバ

(ア) CPU : インテル(R) Xeon(R) eE3-1220v5(3.00GHz, 4C/4T)と同等以上

(イ) メモリ : 16GB以上

(ウ) 補助記憶装置 : 300GB以上 (RAID1、ホットスペア構成)

(エ) 外部記憶装置 : 磁気ディスクまたは光学ディスク等

(オ) OS : Windows Server 2019

(カ) 入力方式 : マウス入力及びキーボード入力

イ 端末

指令台支援用ディスプレイ、指令情報出力装置及び支援情報端末装置(モバイル端末を含む)で操作できること。

2.1 外部ネットワーク支援情報

救急医療情報閲覧用端末は以下の規格を満たすこと。

- (1) ノート型
- (2) インターフェイス：USB、USB Type-C、HDMI、有線LAN
- (3) ディスプレイ：15インチ相当
- (4) 解像度：1920 × 1080 ドット相当
- (5) CPU Core i5（第12世代）相当
- (6) 主記憶装置 16GB DDR4 相当
- (7) 補助記憶装置：SSD 1TB 相当
- (8) OS Windows11Pro 日本語版（調達時点最新版）
- (9) ブラウザ：MicrosoftEdge 又は Google Chrome（調達時点最新版）
- (10) Microsoft office Professional（調達時点最新版）
- (11) セキュリティソフト：トレンドマイクロ ウイルスバスター相当

2.2 指令系ネットワーク装置

(1) 本部ネットワーク機器

本装置は、コンピュータ系設備を相互接続し、データ通信を可能とするための装置である。

ア 機能

- (ア) 消防局内は、コアスイッチを中核としたスター型の構成とすること。コアスイッチは、二重化構成とし、片方の機器が停止しても運用が継続できること。
- (イ) 消防局内の各コンピュータ系設備は、基本的にアクセススイッチに收容すること。
- (ウ) 消防局内のアクセススイッチは、コアスイッチに收容すること。
- (エ) 消防局と各署所は、広域イーサネット（発注者指定回線）、IP-VPN等の閉域網を使用して接続すること。
- (オ) 広域イーサネット、IP-VPN等の閉域網へは、アクセスルータを使用して接続すること。
- (カ) 各署所の各コンピュータ系設備は、基本的にアクセススイッチに收容すること。
- (キ) 各署所のアクセススイッチは、アクセスルータに收容すること。
- (ク) アクセススイッチは、省スペース化、省電力化、保守性を考慮し、インテリジェント、ノンインテリジェントタイプと必要に応じて使い分けること。

イ 構成概要

- (ア) コアスイッチ
 - a インターフェイス 10/100/1000BASE-T以上
 - b スイッチング容量 288Gbps以上
 - c ルーティング機能 スタティックルーティング、OSPF

- d 転送レート 180Mbps以上
- e 管理機能 SNMP、NTP、Syslog、Telnet
- f その他機能 VLAN、リンクアグリゲーション、MSTP、QoS、ループ保護機能

(イ) アクセススイッチ (インテリジェント)

- a インターフェイス 10/100/1000BASE-T以上
- b スwitching容量 20Gbps以上
- c 転送レート 14.8Mbps以上
- d 管理機能 SNMP、NTP、Syslog、Telnet
- e その他機能 VLAN、リンクアグリゲーション、MSTP、QoS、ループ保護機能

(ウ) アクセススイッチ (ノンインテリジェント)

- a インターフェイス 10/100/1000BASE-T以上
- b スwitching容量 16Gbps以上
- c 転送レート 11.9Mbps以上
- d 管理機能 無し
- e その他機能 VLAN、QoS、接続認証などの機能無し

(エ) アクセスルータ

- a インターフェイス 10/100/1000BASE-T以上
- b ルーティング機能 スタティックルーティング、OSPF、BGP
- c 管理機能 SNMP、NTP、Syslog、Telnet
- d その他機能 VLAN、QoS、IPパケットフィルタリング、ループ保護機能、リンクアグリゲーション、VRRP、VRF-Lite

(2) 署所ネットワーク機器

ア アクセススイッチ (インテリジェント)

- a インターフェイス 10/100/1000BASE-T以上
- b スwitching容量 20Gbps以上
- c 転送レート 14.8Mbps以上
- d 管理機能 SNMP、NTP、Syslog、Telnet
- e その他機能 VLAN、リンクアグリゲーション、MSTP、QoS、ループ保護機能

イ アクセススイッチ (ノンインテリジェント)

- a インターフェイス 10/100/1000BASE-T以上
- b スwitching容量 16Gbps以上
- c 転送レート 11.9Mbps以上

d	管理機能	無し
e	その他機能	VLAN、QoS、接続認証などの機能無し
ウ	アクセッスルータ	
a	インターフェイス	10/100/1000BASE-T以上
b	ルーティング機能	スタティックルーティング、OSPF、BGP
c	管理機能	SNMP、NTP、Syslog、Telnet
d	その他機能	VLAN、QoS、IPパケットフィルタリング、 ループ保護機能、リンクアグリゲーション、VRRP、 VRF-Lite

2.3 その他

(1) 電子黒板

65～70型の液晶でディスプレイにパソコンのデータを取り込み、会議・災害時において使用できる一体型の電子黒板であること。以下の機能を有すること。

ア パソコンからのデータを指等で書き込みができること。

イ 書き込みは文字・描写が可能で消しゴム機能がついていること。

ウ 保存機能があること。

エ スピーカー内蔵であること。

オ 指令室と作戦室に各1台配置すること。

カ 指令室に配置する1台には、web会議等外部接続端末と同等の端末1台を設け、電子黒板及び光回線と接続すること。

キ HDMIケーブル5m×2本、2m×4本及びHDMI切替器（3入力1出力、1入力3出力の双方向対応）×2個付属すること。

(2) 指令事務室テレビ

既設事務室テレビを更新し、映像制御装置と接続して車両動態等を確認できるようにするものである。

ア 指令事務室テレビ

(ア) 機能

a 地デジ放送・BS/CS等のTV放送を受信できること。

b 映像制御装置と接続し、車両動態等を表示できること。

(イ) 構造概要

a 画面32インチ以上

b 既設ラックに固定すること。

イ HDD/ブルーレイレコーダ

(ア) 機能

a 地デジ放送・BS/CS等のTV放送を受信できること。

- b TV受信信号の録画ができること。
 - c TV受信信号を録画に関係なく出力できること。
 - d 録画再生方式は、HDD及びブルーレイの両用方式あること。
- (イ) 構造概要
- a 信号入出力端子は、映像／音声・アンテナ端子等であること。
 - b 映像機器ラック等に収容できること。
 - c HDDは1TB以上とすること。
- (3) 入退室管理装置
- ア 指令室他に設置し、入退室においてセキュリティ機能を有する物であること。
 - イ テンキー方式解錠を設置する事。
 - ウ 施錠解錠は、発注者の指示に基づく場所に設置すること。
 - エ 指令台で操作できること。
- (4) プリンタ
- ア 印字方式 インクタンク方式
 - イ 解像度 2,400×1,200dpi以上
 - ウ 用紙サイズ A1 2分/枚以下、カラーA1 2分/枚以下
 - エ 給紙方式 手差し(カット紙/ボード)、ロール紙
 - オ その他 予防課に配備する支援情報端末装置で操作できること。
- (5) スキャナ
- ア 読取方式 CIS
 - イ 解像度 9,600dpi以上
 - ウ 読取サイズ A1
 - エ その他 タッチパネルモニタ、コントローラーPC、ソフトウェア含む
予防課に配備する支援情報端末装置で操作できること。
- (6) 作戦室映像制御装置
- 作戦室にて各種情報を電子黒板及び大型液晶ディスプレイ等に表示が行えること。
- ア 入力信号に対して容易に映像ソース及び音声を選択でき、電子黒板の他、作戦室内の既設モニタ等4画面以上に出力できること。
 - イ 入出力信号の選択・電源のON/OFF等の制御ができること。
 - ウ 電源ON/OFF、表示する映像選択、音声のUP/DOWN等の操作は、遠隔制御器(リモートスイッチ)により、作戦室で行なえること。
- (7) ワゴン
- 指令台下部に収納し、上部に市ノートパソコンを設置して作業を行うもの。
- ア スチール製
 - イ キャスター付き
 - ウ 2段程度の引き出し付き

- エ 引き出し内にA4ファイルが収納できるもの。
- (8) web 会議等外部接続端末
 - ア ノート型
 - イ インターフェイス：USB、USB Type-C、HDMI、有線LAN
 - ウ ディスプレイ：15インチ相当
 - エ 解像度：1920 × 1080 ドット相当
 - オ CPU Core i5（第12世代）相当
 - カ 主記憶装置 16GB DDR4 相当
 - キ 補助記憶装置：SSD 1TB 相当
 - ク OS Windows11Pro 日本語版（調達時点最新版）
 - ケ ブラウザ：MicrosoftEdge 又は Google Chrome（調達時点最新版）
 - コ Microsoft office Professional（調達時点最新版）
 - サ セキュリティソフト：トレンドマイクロ ウイルスバスター相当
- (9) ポータブル発電機

非常用自家発電設備のバックアップとして、ポータブル発電機を設置するもの。

 - ア 定格交流出力：5.5KVA以上の発電能力があるポータブル型のもの。
 - イ 製造メーカー：ヤンマー建機(株)、ヤマハ発動機(株)又はホンダ技研工業(株)
 - ウ 発電電圧：100V/200V
 - エ 燃料：ガソリン
 - オ ドラムコード：30m7本、20m7本付属（本体の色は別途協議）
 - カ 燃料携行缶：20リットル7個

2.4 付属品・予備品

本設備納品の際に、以下の付属品・予備品を準備すること。

- (1) 施設紹介リーフレット
 - ア PDFファイルや修正が容易なファイル等でコピー可のもの。
 - イ A4サイズ8ページ程度のリーフレット1000部
 - ウ 著作権は発注者とする。
- (2) 指揮隊ベスト

指揮隊が着用するベストにスマートフォンを入れ、映像中継としての動画撮影を容易に行うためのものである。以下の仕様を参考に同等以上のものとする。

 - ア 品番：SAVER'S 300-149
 - イ 品名：アラミドショート丈 レッド色
 - ウ 材質：アラミド繊維（リップストップ織）、反射テープ、ポリスパンテープ、ポリエステル
 - エ 仕様

(ア) ベスト部分

a 前部

- (a) 両肩部、についてはマジックテープ等による着丈の調整が可能な構造。
- (b) 腰部についてはPPテープにより身巾の調整が可能な構造
- (c) 両胸部は、二層構造となっており、上下は両開きファスナー構造。無線機コードが収納可能。
- (d) 両胸部には多機能ポケットあり。ポケット内部に複数本のボールペン差し付き。(両胸部多機能ポケット：約 W120mm×H170mm×D30mm)
- (e) 両胸ポケット部にはベルクロがついており、首掛け式スマートフォンケースを装着時に取付可能。
- (f) 腹部左右に無線機ホルダー付。
- (g) 無線機ホルダー止め部分はバックル式の落下防止付。
- (h) ホルダーサイドはマジックテープによる開閉可能。内側ボールペン差し付き。(ホルダーサイズ腰部左右：約 W80mm×H120mm×D35mm)
- (i) 腹部左右にファスナーポケットがあり小物収納可能。外側ボールペン差し付き。(腰部左右：約 W100mm×H120mm×D35mm)
- (j) センターファスナー左右に補強。
- (k) 前部分、ファスナーにてポケット構造。

b 内側

内側手書き用名札付き。

c 背部

- (a) 本体背部 2 か所に所属機関名を再帰反射材に印刷したワッペンを貼付け。(上部：250mm×110mm、下部：300mm×110mm)
- (b) 背中中部分に高性能反射テープを取付。
- (c) 3 か所スリッドあり

(イ) スマートフォンケース

a 前部

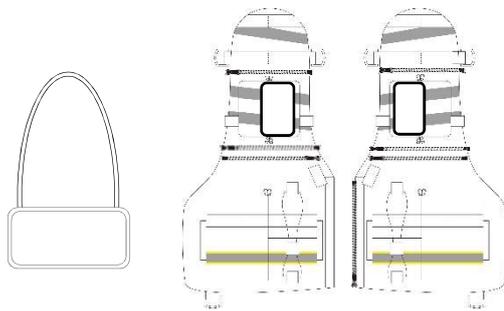
- (a) 独立式の首掛けひも付きケースとし、首掛けひもは長さ調整可能。
- (b) 表面は動画撮影を可能にするため、透明のクリアケース構造。
- (c) スマートフォンのカメラ部分にケースの淵等が干渉しない構造。
- (d) 上部から出し入れ可能とし、ファスナーで開閉。
- (e) ケース内には容易に水等が入らない構造。

b 背部

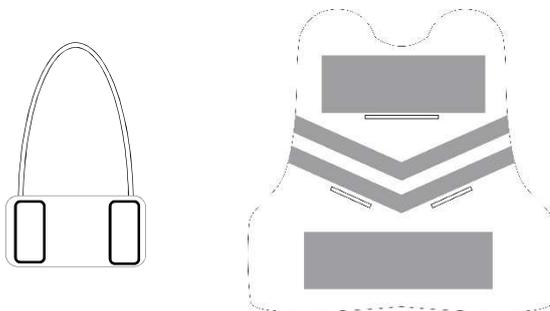
ケース裏側両端はベルクロが付いており、ベストのベルクロに取付可能。

(ウ) イメージ図

a 前部



b 背部



(3) 加湿機能付空気清浄機

指令室内において、新型コロナウイルス等感染防止を図るとともに、加湿による静電気の発生を抑え機器の保護を図る。

ア 空気清浄能力 30 畳以上

イ 加湿機能は気化式又は加熱式

ウ 商品：ダイキン ACK70X、シャープ KI-PX70 又はパナソニック F-VXV70

(4) その他予備品等

	内容	数量	備考
1	指令台用ヘッドセット	40 組	アダプタを含む
2	記録媒体 (DVD-R、BD-R)	各 100 枚	
3	予備用トナー	各 5 組	プリンタ 1 台につき 5 組
4	予備用ドラムカートリッジ	各 1 組	プリンタ 1 台につき 1 組
5	予備用端末タッチペン	各 3 組	端末 1 台につき 3 組
6	指令情報出力装置端末等のラック	9 台	消防局 3、各分署 6
7	指令情報出力装置プリンタ等のラック	9 台	消防局 3、各分署 6
8	保守用工具	1 組	

2.5 指令センター設備に伴う別途役務

(1) 端末接続導入作業

消防局内の市職員端末（約200台）に支援情報管理システム及び消防分析システムとの接続設定を実施すること。各デスクトップ上に接続アイコン等を配置し、簡易な操作で接続・運用を可能とすること。

(2) 指令室瞬間調光ガラス

既設改修または同等品に更新。指令台で操作できること。

(3) 消防局4階LAN配線布設替え等作業

外部インターネットに接続する消防局4階事務室LAN配線の布設替え等を実施し、事務作業の効率化や安定化等を図る。

ア 4階事務室のスイッチングハブ2個を更新する。

イ 4階会議室へLANコンセントを新設する（約15m程度）。

(4) 署所指令系非常用発電機補修

消防局、中崎分署及び江井島分署を除く非常用自家発電設備において、発電機から庁舎内への引込ケーブル保護材の更新（金属製を除く）及び燃料タンクの塗装補修を行うこと。

(5) 間仕切り補修

指令室、情報指令室事務室の間仕切りアクリル板を補修すること。

(6) 中部配水場配線等撤去

中部配水場配水塔から中部配水場敷地境界までの、商用電源配線（引込柱を含む）及び旧地域イントラネット回線を撤去すること。

第5章 工事仕様

1 適用範囲

本仕様書は本工事の機器据付、配線、調整等に適用するものである。工事の施工にあたっては、公共建築工事標準仕様書に準じて行うこと。

2 一般事項

(1) 工事施工の原則

工事は、本仕様書及び関連諸規定、基準の定める事項を満たした単体各機器を、十分な経験を持った専門技術者により施工し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させるものとする。

(2) 施工計画

ア 施工計画は施工の手順、工程、工法、安全対策その他工事施工の全般的計画であるから、本市職員との打ち合わせ、現地調査、関連業者との連絡など十分行って施工計画書を作成し、契約後監督員に提出し承諾を得るものとする。なお、各工程の施工や切替方法については、別途要領書を提出すること。

イ 受注者は、発注者の指定した工法等について代案を申しでることができる。

ウ 施工上必要な機械、材料等は貸与又は支給されるもの以外は、すべて受注者の負担とする。

(3) 施工管理

ア 施工管理は施工計画に基づき、工期内に完全な竣工ができるよう行わなければならない。

イ 工事施工に関わる法令、法規等を遵守し、円滑な進捗を図ること。

ウ 工事施工に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うこと。

エ 工事施工中に本市職員と行った主要な協議事項等は、議事録として残すこと。

3 工事施工

(1) 施工範囲

本仕様書に定める施工範囲は以下の通りとする。

ア 納入機器の据付工事及び既設機器の移設、撤去

イ 納入機器に伴う配管配線

ウ 既設機器に伴う不要な配管配線等の撤去

エ 総合調整試験

オ その他、指令センター設備が正常に動作するための必要な工事

(2) 工法

工事に際しては、住民の生命財産を守る重要な消防通信業務が円滑にはかるように

十分配慮して施工すること。

本仕様書に記載のない事項は、監督員と協議して施工すること。施工は、事前に施工計画書、施工図等により承諾を得た後に着手すること。

(3) 保護及び危険防止

本工事に際しては、建物、既設機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行う。万一、損傷を与えた場合は、監督員の指示に従って速やかに復旧させること。

施工に際し、危険のおそれがある箇所には、作業員が安全に就業できるよう適切な危険防止設備を設ける。万一事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに、直ちに監督員に報告し指示を受けること。なお、この処置については受注者の責任において処理を行うこと。

(4) 現地調査等

受注者は契約後、履行場所の詳細な現地調査を行うこと。

(5) 仮設及び移設

施工に際して、既設設備が配置上支障となる場合は、監督員と協議の上、適当な場所に仮設、又は移設をすること。

(6) 屋内工事

機器、装置等の床部、壁等への固定は、転倒防止のため原則としてアンカーボルト等により堅固に固定するとともに、必要に応じて上部を鉄製金具等で固定すること。

施工に際し、騒音及び振動、粉塵等の発生が予想される場合は、あらかじめ監督員に申し出てその承諾を得ること。

(7) 屋外工事

施工に際し、配管、配線、工事の範囲及び方法については、あらかじめ施工図等により監督員の承諾を得て行うこと。

空中線取り付け等の高所作業は、適切な危険防止策をとり、安全管理のうえ実施すること。

(8) 機器据付

機器の据え付け位置については、本市職員の承諾を得ること。機器の床据え付け時には架台等を使用し、機器の損傷等を防ぐよう配慮する。

(9) 配線

配線に際しては、ケーブル間の誘導障害等受けしないよう配慮すること。屋外の接栓接続部は振動、温度差等による接触不良や漏水による影響が無いよう防水処理をすること。建物内への引き込みは、防水処理及び水切りを十分に配慮して行うこと。

また、各種ケーブルの端末部及びケーブルが混在する場所には、端子名、用途を記した銘板を付けるとともに、建物内の区画貫通部は適切な処理を行うこと。

(10) 調整

装置の取り付け後、装置単体での調整を行った後に、システムの総合的な試験、調整を行い、本仕様書に定める機能を満足させること。

試験電波発射時において、総務省総合通信局等の指導のもとに空中線の調整等の実施を行うこと。

(1 1) 申請書類

以下の申請書類を受注者にて作成支援し、監督員の指示する期日又は各種手続きを実施するにあたり必要な日数を考慮した期日までに提出するとともに、受注者が申請書提出を代行できるものは受注者が申請先へ提出すること。なお、申請に係る手数料等は受注者の負担とする。

- ア 電波法に基づく免許申請書類（登録点検業務含む。）
- イ 履行場所における据付調整作業の実施に必要な書類
- ウ その他、撤去等において申請や手続き等が必要な書類

(1 2) 撤去等

既設無線装置、電源装置、不要配管配線材料等を撤去すること。なお、撤去に際しては監督員の指示を受けること。

撤去後の穴や壁等の剥離箇所は、補修や防水処理等を行うこと。

(1 3) 作業時間

作業時間については、作業開始及び終了時に監督員に連絡すること。なお、この時間帯以外で作業する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。作業終了時は、作業場所及びその周辺の整理整頓、清掃を行うこと。

(1 4) 工事写真

施工時完成写真及び施工前・工事中・施工後の写真、施工後形状が変わるか、又は内容が施工後に視認できなくなる箇所(名称、寸法等が確認できること)を撮影すること。

4 その他

(1) 安全管理

ア 火気の取り扱いを行う場合は、事前に受注者の監理技術者又は現場代理人の了承を得ること。また、使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。

イ 施工場所の状況に応じて交通整理員を配置し、車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の侵入防止等に努めること。

ウ 電気、ガス、水道等の施設に近接し施工をおこなう場合は、あらかじめ当該施設管理者と打ち合わせ、必要であればその立会を求めその指導を得て行うこと。

エ 作業員の保健、衛生に留意するとともに、工事現場内の整理整頓をはかるなど、作業環境の整備に努めること。

(2) 本工事に直接使用する電力・用水等は無償支給する。

- (3) 指令センター設備の切替えは、通信指令管制業務を無停止で行うことを原則とするが、やむを得ず停止する場合は瞬断以外認めないものとする。
- (4) 受注者は、障害対応や運用支援のために、原則としてシステム切替時から48時間は指令室又は近隣にて待機するものとする。なお、システム切替に伴う障害内容や発生頻度等により発注者が待機期間延長を必要と判断した場合は、受注者はこれに従うものとする。
- (5) 大気汚染防止法に基づく石綿除去等に関連する作業について、事前に本市環境保全課に必要な届出をすること。ただし、石綿の含有に関する分析調査は行わず、石綿が含有しているものとみなして作業を行うものとし、具体的な作業方法は本市担当者と協議するものとする。

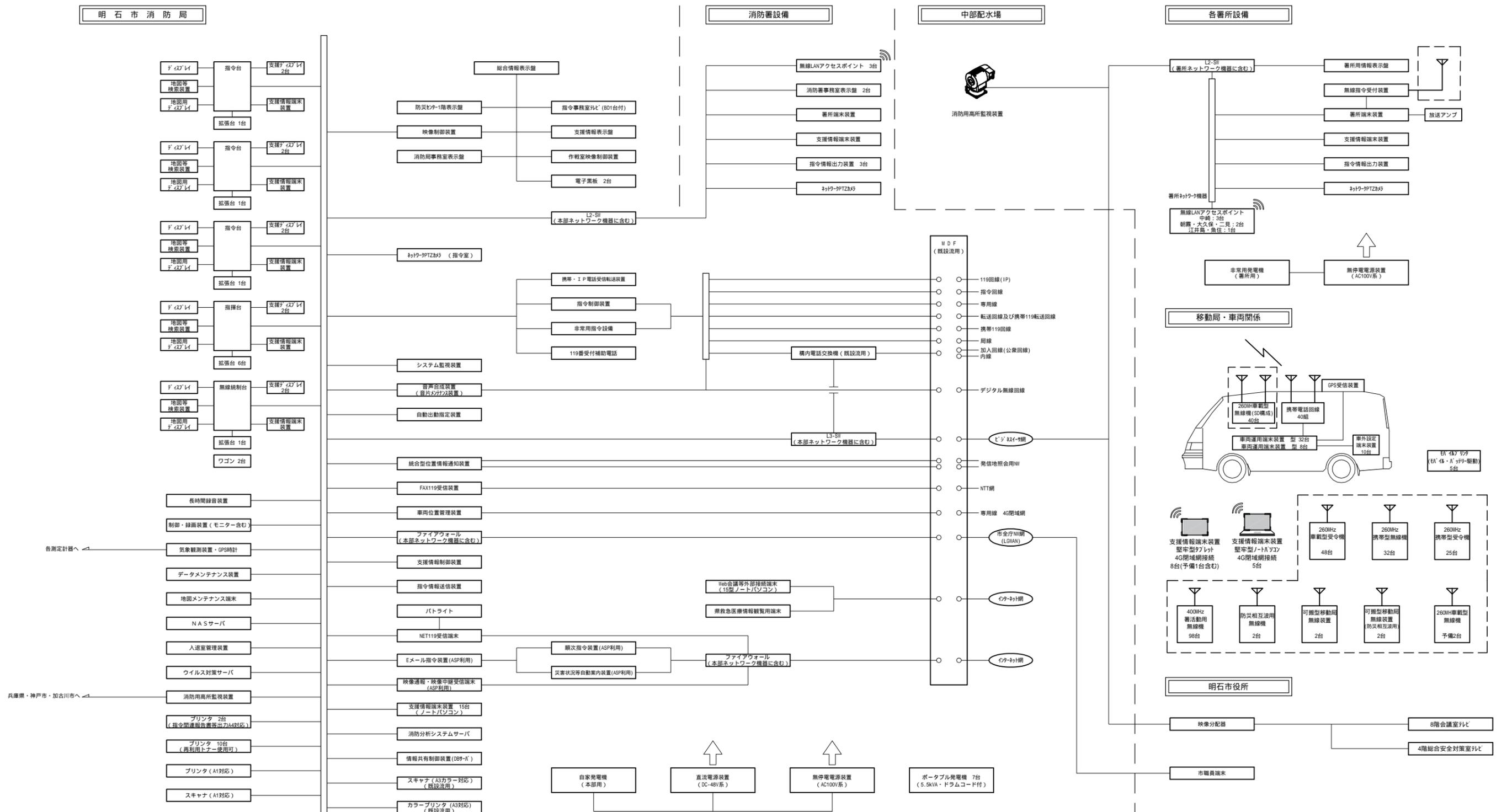
高機能消防指令センター更新工事
設計図面

令和 5年 3月

目次

図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
S001	指令系システム構成図	S304	明石市消防署中崎分署 配線系統図	S702	明石市消防署二見分署 2階平面図(撤去・新設)
S101	明石市消防局 1階平面図(撤去・新設)	S305	明石市消防署中崎分署 分電盤・自家発電機 配線接続図	S703	明石市消防署二見分署 R階平面図(撤去・新設)
S102	明石市消防局 2階平面図(撤去・新設)	S401	明石市消防署大久保分署 1階平面図(撤去・新設)	S704	明石市消防署二見分署 配線系統図
S103	明石市消防局 3階平面図(撤去・新設)	S402	明石市消防署大久保分署 中2階平面図(撤去・新設)	S705	明石市消防署二見分署 分電盤・自家発電機 配線接続図
S104	明石市消防局 4階平面図(撤去・新設)	S403	明石市消防署大久保分署 2階平面図(撤去・新設)	S801	明石市中部配水場 配水塔屋外平面図(撤去・新設)
S105	明石市消防局 R階平面図(撤去・新設)	S404	明石市消防署大久保分署 R階平面図(撤去・新設)	S802	明石市中部配水場 配水塔高架水槽・屋上平面図(撤去・新設)
S106	明石市消防局 制御室機器配置図	S405	明石市消防署大久保分署 配線系統図	S803	明石市中部配水場 配水塔断面図(撤去・新設)
S107	明石市消防局 指令室機器配置図	S406	明石市消防署大久保分署 分電盤・自家発電機 配線接続図	S804	明石市中部配水場 配水塔配管室平面図(撤去・新設)
S108	明石市消防局 指令系配線系統図(通信)	S501	明石市消防署江井島分署 1階平面図(撤去・新設)	S805	中部配水場 配線系統図
S109	明石市消防局 指令系配線系統図(電源)	S502	明石市消防署江井島分署 2階平面図(撤去・新設)	S806	中部配水場 分電盤・自家発電機 配線接続図
S110	明石市消防局 指令系分電盤配線接続図	S503	明石市消防署江井島分署 R階平面図(撤去・新設)	S901	明石市役所 4階平面図(撤去・新設)
S201	明石市消防署朝霧分署 1階平面図(撤去・新設)	S504	明石市消防署江井島分署 配線系統図	S902	明石市役所 8階平面図(撤去・新設)
S202	明石市消防署朝霧分署 2階平面図(撤去・新設)	S505	明石市消防署江井島分署 分電盤・自家発電機 配線接続図	S903	明石市役所 配線系統図
S203	明石市消防署朝霧分署 R階・PH階平面図(撤去・新設)	S601	明石市消防署魚住分署 1階平面図(撤去・新設)		
S204	明石市消防署朝霧分署 配線系統図(撤去・新設)	S602	明石市消防署魚住分署 2階平面図(撤去・新設)		
S205	明石市消防署朝霧分署 分電盤・自家発電機 配線接続図	S603	明石市消防署魚住分署 R階平面図(撤去・新設)		
S301	明石市消防署中崎分署 1階平面図(撤去・新設)	S604	明石市消防署魚住分署 配線系統図		
S302	明石市消防署中崎分署 2階平面図(撤去・新設)	S605	明石市消防署魚住分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
S303	明石市消防署中崎分署 RF階平面図(撤去・新設)	S701	明石市消防署二見分署 1階平面図(撤去・新設)		

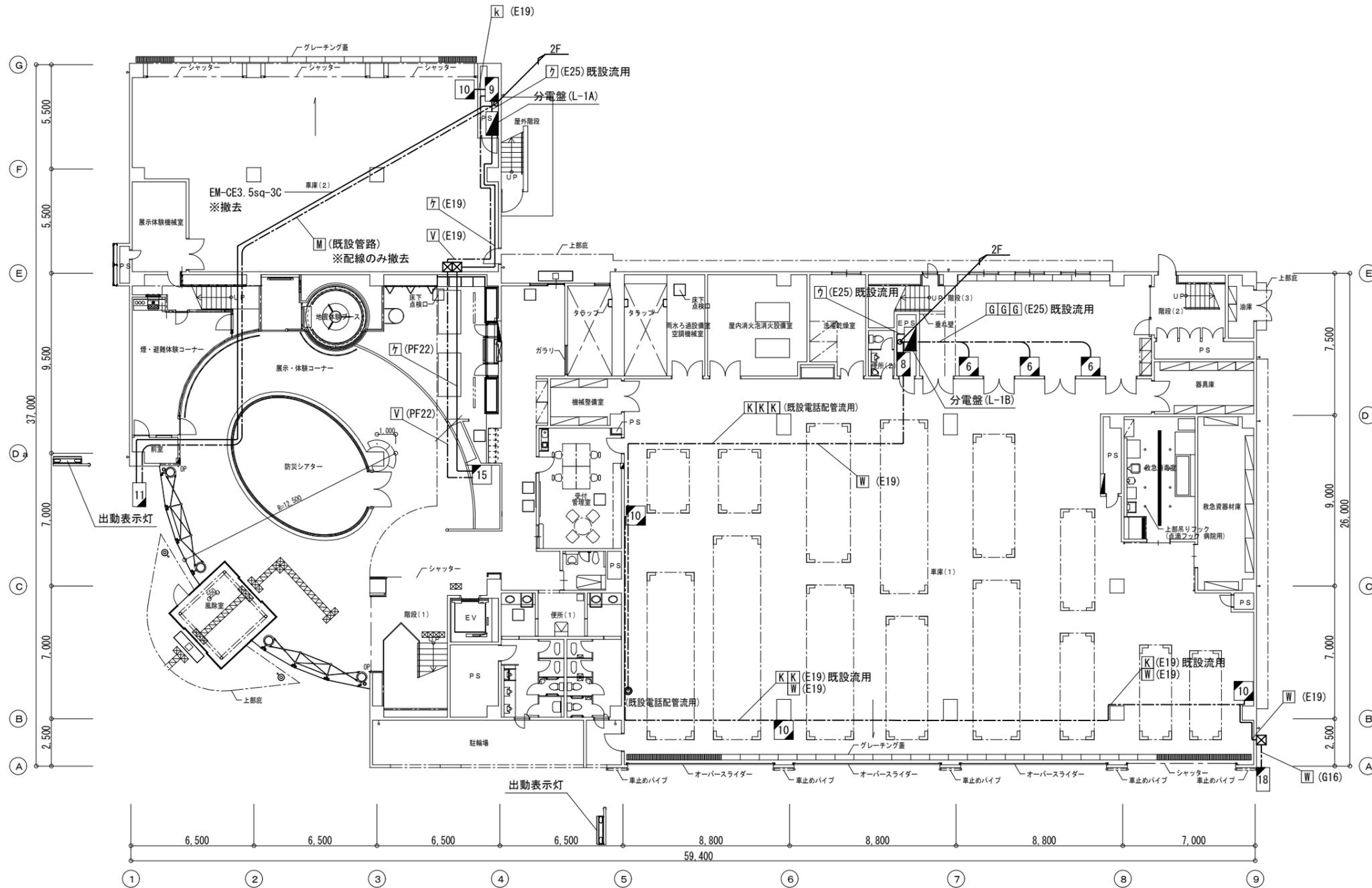
明石市消防局 指令センターシステム構成図



工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	指令システム構成図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	-	図面番号	S001
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

破線枠内の無線系は別途工事

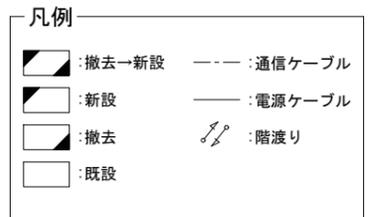
明石市消防局 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
6	指令情報出力装置	
8	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 無停電源装置	
9	指令ラック②	
	1) L2-SW	
10	無線LAN7ヶ所	
10	無線LAN7ヶ所	車庫(2)AVMⅢ型なし
11	屋外表示盤	
15	防炎センター1階表示盤	
18	ネットワークPTZカメラ	

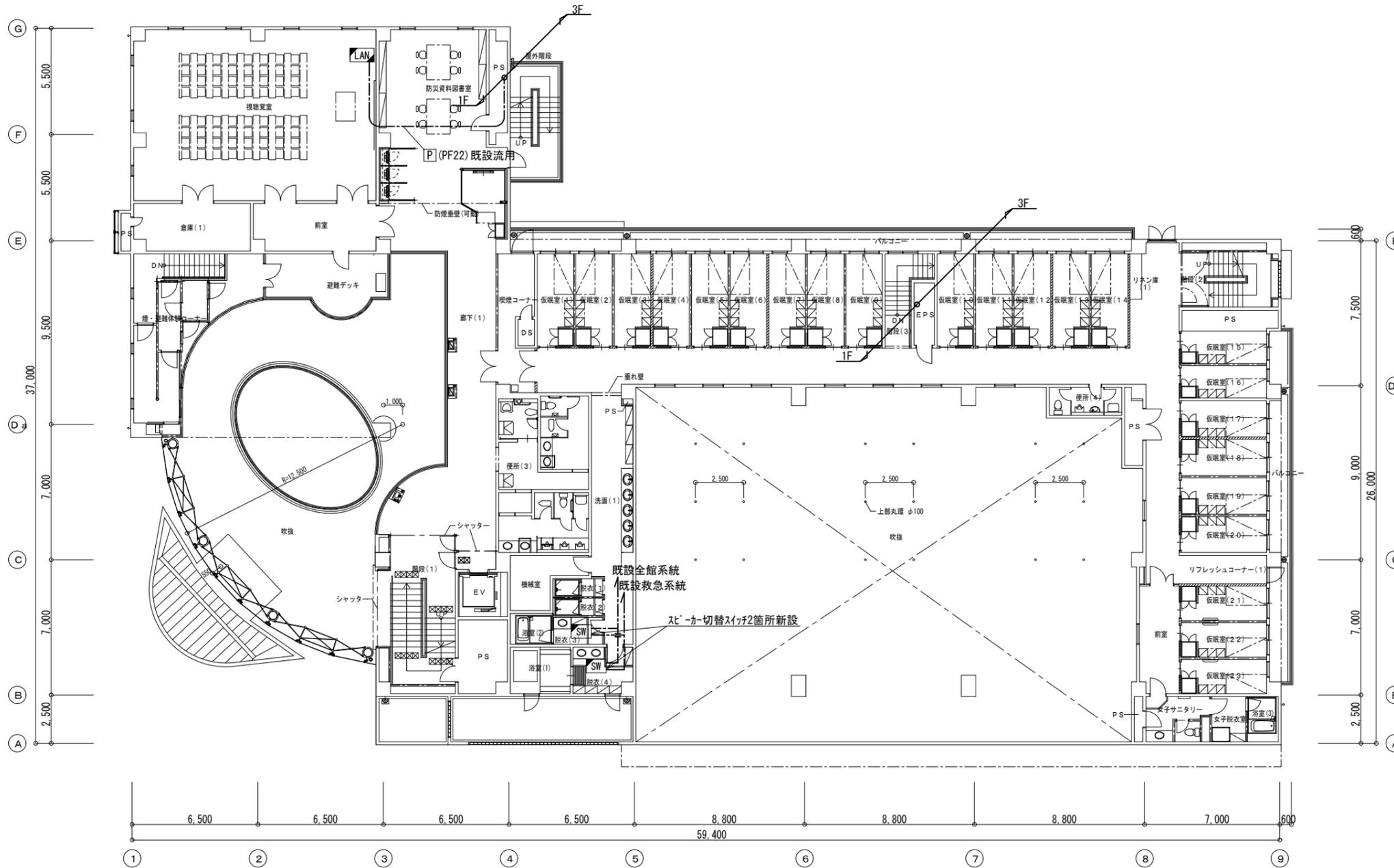
No	配線区間	配線線種
G	指令情報出力装置~L2-SW(指令ラック①)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
K	無線LAN7ヶ所 イン~L2-SW(指令ラック①)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
k	無線LAN7ヶ所 イン~L2-SW(指令ラック②)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
M	屋外表示盤~L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
V	防炎センター1階表示盤~表示盤端末(指令ラック②)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
W	ネットワークPTZカメラ~POEHUB ~L2-SW(指令ラック①)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
ウ	指令ラック①~分電盤(L-1B)G回路	EM-CE3. 5sq-3C
ク	指令ラック②~分電盤(L-1A)G回路	EM-CE3. 5sq-3C
ケ	防炎センター1階表示盤~分電盤(L-1A)G回路	EM-CE3. 5sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事



工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/250	図面番号	S101
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 2階平面図(撤去・新設)



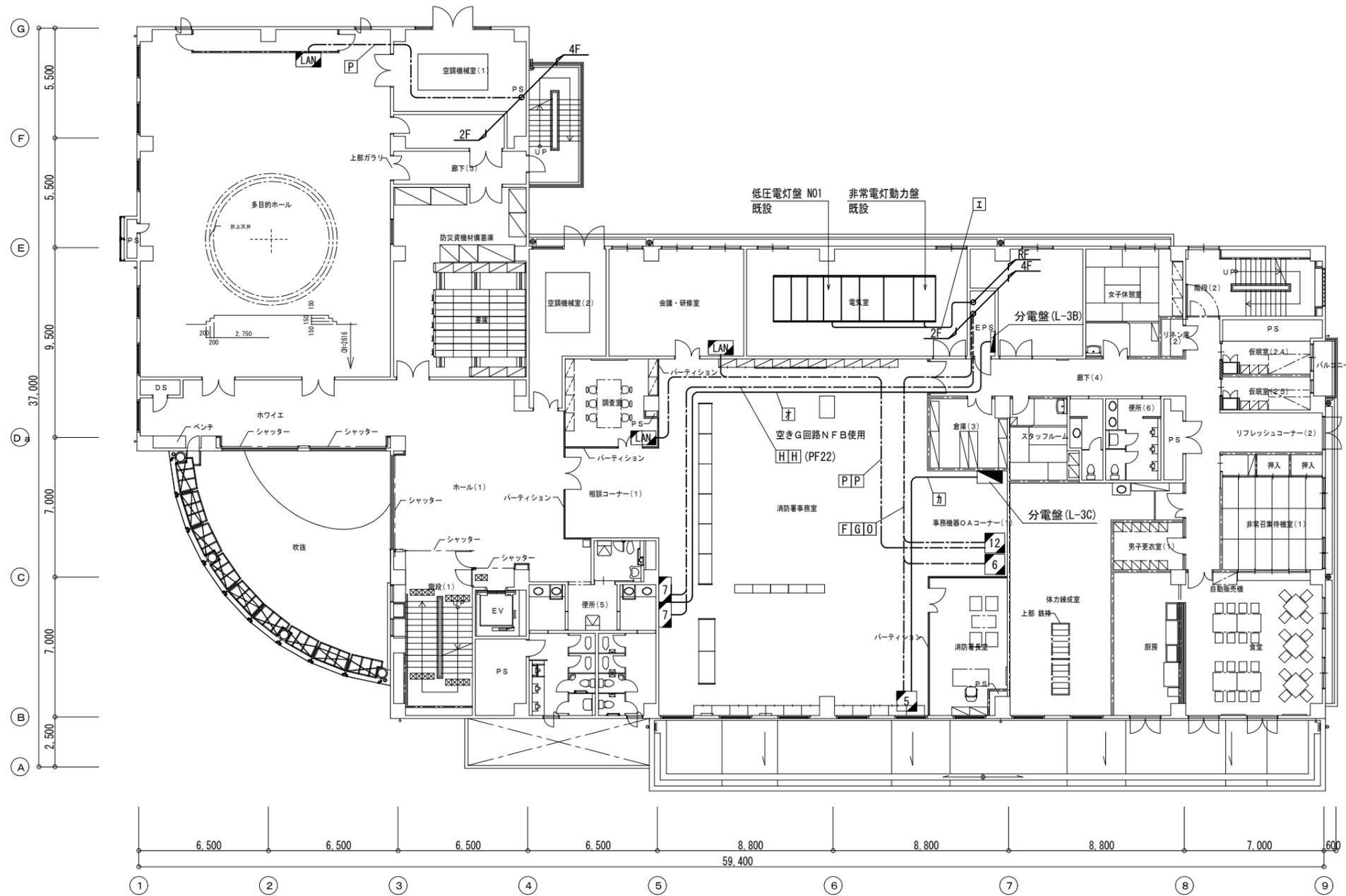
No	配線区間	配線線種
P	消防OA端末LAN (Hub) ~ L2-SW (消防OA)	EM-UTP-C5E0. 5-4P

※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例	
	: 撤去→新設
	: 新設
	: 撤去
	: 既設
	: 通信ケーブル
	: 電源ケーブル
	: 階渡り

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/250	図面番号	S102
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 3階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
5	署所端末装置	
6	指令情報出力装置	
7	消防署事務室表示盤	
12	L2-SW(消防0A)	

No	配線区間	配線線種
F	署所端末装置~L2-SW(1F)	EM-UTP-C5E0.5-4P
G	指令情報出力装置~L2-SW(指令ラック①)	EM-UTP-C5E0.5-4P
H	消防署事務室表示盤~映像架	EM-UTP-C5E0.5-4P
O	L2-SW(消防0A)~ファイアオール(4F)	EM-UTP-C5E0.5-4P
P	消防0A端末LAN(Hub)~L2-SW(消防0A)	EM-UTP-C5E0.5-4P
I	低圧電灯盤 N01(3F電気室)~商用分電盤(屋上局舎)	EM-CE22sq-3C×2
カ	非常電灯動力盤(3F電気室)~商用分電盤(屋上局舎)	EM-CE22sq-3C×2
オ	消防署事務室表示盤~分電盤(L-3B)G回路	EM-CE3.5sq-3C
カ	署所端末装置~分電盤(L-3C)G回路	EM-CE3.5sq-3C

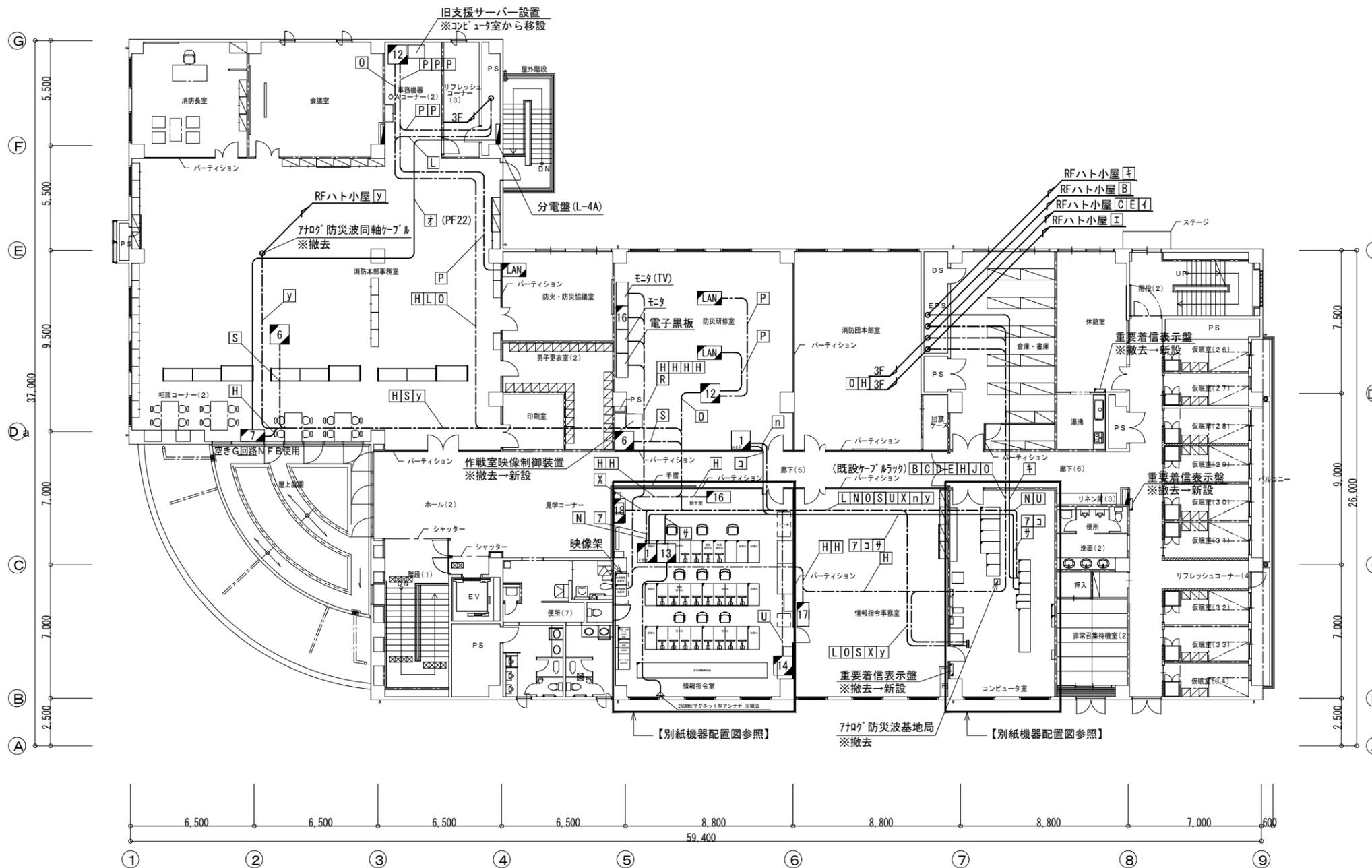
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 3階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/250	図面番号	S103
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 4階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	遠隔制御器×4	指令室
1	遠隔制御器×4	防災研修室
6	指令情報出力装置	消防本部事務室
6	指令情報出力装置	防災研修室
7	消防局事務室表示盤	
12	L2-SW(消防OA)	
13	無線指令受付装置	
14	管理監視制御卓	
16	電子黒板	
17	指令事務室テレビ(BDレコーダ1台付)	
18	ネットワークカメラ	

No	配線区間	配線線種
B	回線制御装置～基地局無線装置	EM-UTP-C5E0. 5-4P×2
C	気象観測装置	
	1) 風向風速計～データロガー	EM-CEES1. 25-2C
	2) 温湿度計～データロガー	EM-CEES1. 25-8C
	3) GPS受信器～GPS装置	EM-CEES1. 25-2C
4) 雨量計～データロガー	EM-CEES1. 25-2C	
E	ハブリンク～多重無線装置(FWA)	EM-8D-FB×2
H	各表示盤又は電子黒板～映像架	EM-UTP-C5E0. 5-4P
J	L2-SW(指令ラック①～L2-SW(4F))	EM-UTP-C5E0. 5-4P
L	L2-SW(指令ラック②～L2-SW(4F))	EM-UTP-C5E0. 5-4P
N	遠隔制御器～L2-SW(無線19インチラック)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
n	遠隔制御器～L2-SW(無線19インチラック)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
O	L2-SW(消防OA)～ファイアウォール(4F)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
P	消防OA端末LAN(Hub)～L2-SW(消防OA)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
R	防災研修室表示盤～映像架	V5-3C
S	指令情報出力装置～L2-SW(サーバラック)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
U	管理監視制御卓～L2-SW(無線19インチラック)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
X	ネットワークカメラ～サーバラック(4)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
Y	7+0kV 防災波基地局～スリプ型空中線	10D-FB
7	遠隔制御器～無停電電源装置	EM-CE2. 0sq-2C
イ	ハブリンク～映像機器収容架	EM-IE2. 0sq
エ	低圧電灯盤 N01(3F電気室)～商用分電盤(屋上局舎)	EM-CE22sq-3C×2
エ	非常電動力盤(3F電気室)～商用分電盤(屋上局舎)	EM-IE3. 5sq
オ	多目的表示盤～分電盤(L-4A)G回路	EM-CE3. 5sq-3C
キ	直流分電盤(屋上局舎)～回線制御装置	EM-CE5. 5sq-2C
キ	直流分電盤(屋上局舎)～回線制御装置	EM-CE5. 5sq-2C
コ	遠隔制御器～無停電電源装置	EM-CE2. 0sq-2C
ク	無線指令受付装置～無停電電源装置	EM-IE2. 0sq
ク	無線指令受付装置～無停電電源装置	EM-CE2. 0sq-2C
サ	無線指令受付装置～無停電電源装置	EM-IE2. 0sq

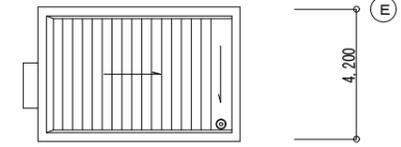
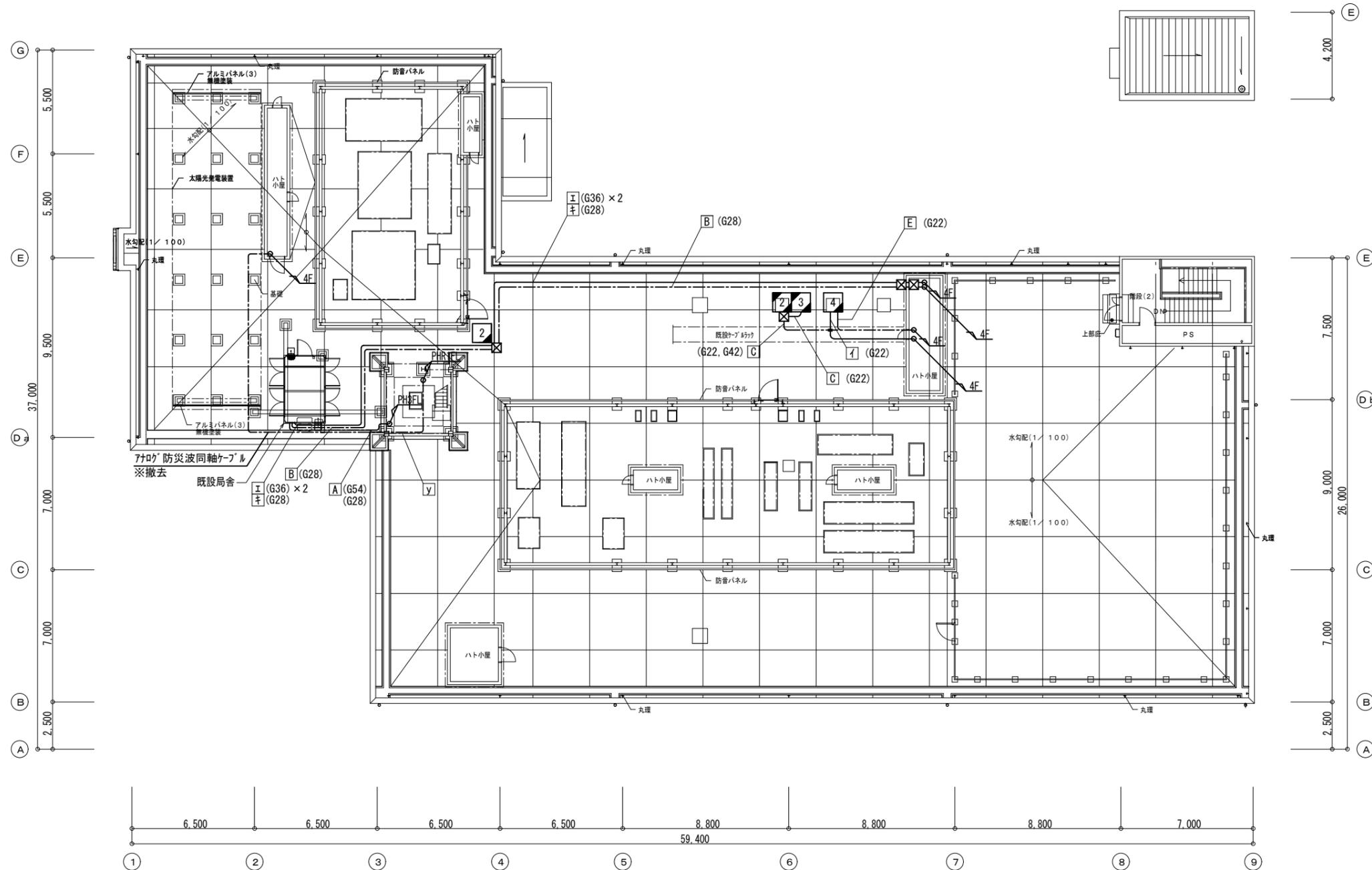
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 4階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/250	図面番号	S104
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 R階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
2	気象情報収集装置	
	1) 風向風速計	
	2) 温湿度計	
2	気象情報収集装置	旧計測器撤去
3	雨量計(気象情報収集装置)	
4	ハ'ソリク	

No	配線区間	配線線種
A	共用器~基地局用無線空中線	EM-10D-FB x 4
		EM-1E5.5sq
B	回線制御装置~基地局無線装置	EM-UTP-C5E0.5-4P x 2
C	気象観測装置	1) 風向風速計~テ-ラダ-
		2) 温湿度計~テ-ラダ-
		3) GPS受信器~GPS装置
		4) 雨量計~テ-ラダ-
E	ハ'ソリク~多重無線装置(FWA)	EM-8D-FB x 2
y	ア'ロダ'防災波同軸ケーブル	10D-FB
イ	ハ'ソリク~映像機器収容架	EM-1E3.5sq
キ	非常電灯動力盤(3F電気室)~商用分電盤(屋上局舎)	EM-CE22sq-3C x 2
		直流分電盤(屋上局舎)~回線制御装置
	~DC/AC(ハ'キ)	EM-CE5.5sq-2C

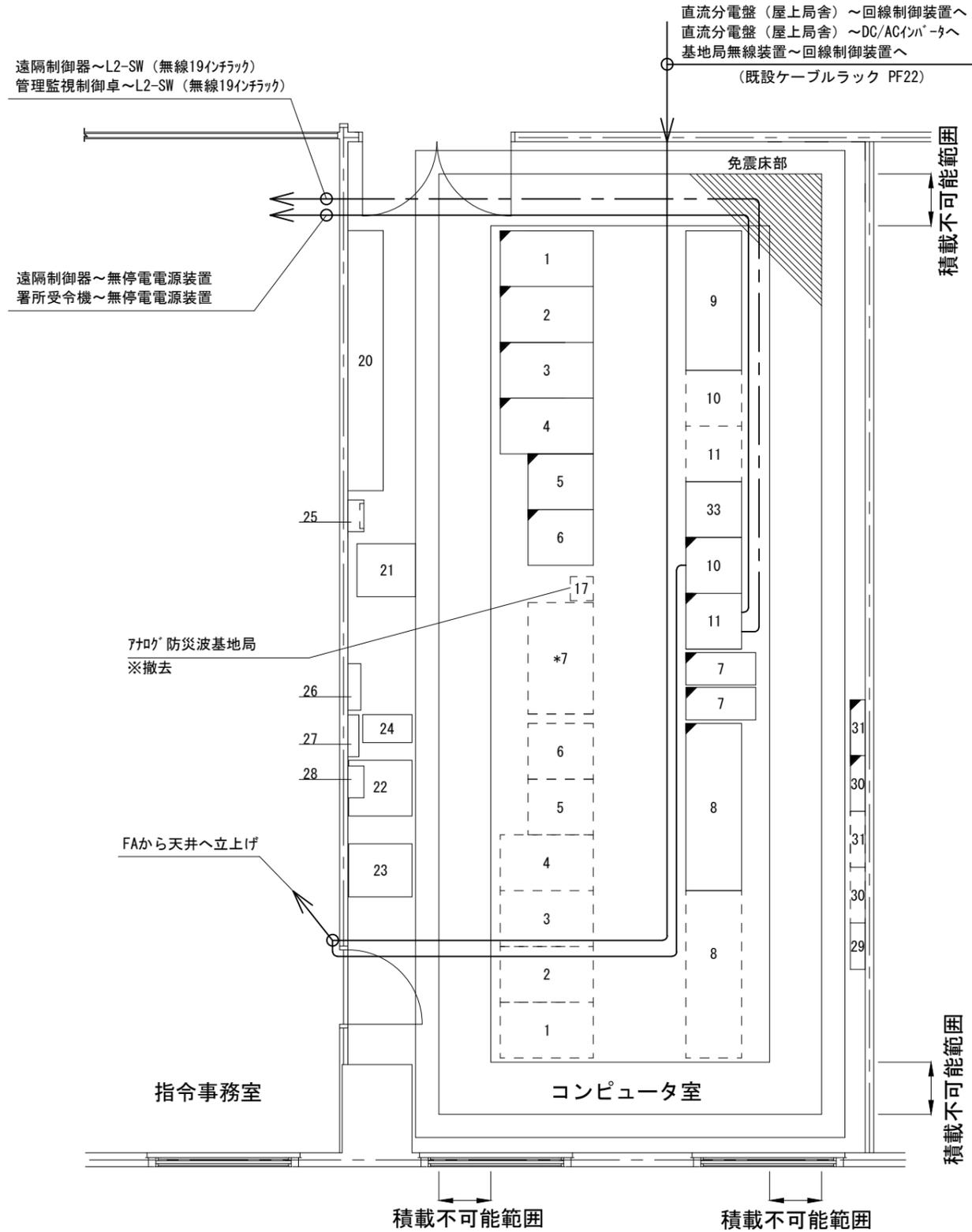
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	: 撤去→新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 R階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/250	図面番号	S105
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 コンピュータ室機器配置図



NO.	機器名称	寸法 (mm)
1	サーバラック① (自動・地図・消防0Aサーバ)	W: 600×D: 1000×H: 2000
2	サーバラック② (指令、位置情報サーバ)	W: 600×D: 1000×H: 2000
3	サーバラック③ (ネットワーク機器、切替器)	W: 600×D: 1000×H: 2000
4	サーバラック④ (音声合成装置、PBX他等)	W: 600×D: 1000×H: 2000
5	指令制御装置	W: 600×D: 700×H: 2000
6	非常用指令制御装置	W: 600×D: 700×H: 2000
7	無停電電源装置 (5KVA) × 2台	W: 350×D: 750×H: 675
*7	無停電電源装置 (20KVA)	W: 1400×D: 800×H: 1900
8	直流電源装置 (指令系)	W: 1800×D: 600×H: 1900
9	直流電源装置 (デジタル防災行政無線系)	W: 1500×D: 600×H: 1900
10	無線回線制御装置	W: 600×D: 600×H: 1900
11	19インフラック (L2-SW, L3-SW, 管理監視制御装置)	W: 600×D: 600×H: 1800
17	7+7+7 防災波基地局	W: 260×D: 245×H: 1800
20	主配線盤 (MDF)	W: 2800×D: 380×H: 2000
21	衛星端局装置	W: 570×D: 620×H: 2050
22	通信制御盤	W: 600×D: 600×H: 750
23	防災画像伝送装置	W: 570×D: 600×H: 1250
24	無停電電源装置 (3KVA)	W: 220×D: 370×H: 550
25	交換接続装置	W: 342×D: 173×H: 500
26	衛星端子盤	W: 500×D: 140×H: 600
27	衛星分電盤	W: 450×D: 120×H: 700
28	光成端盤	W: 400×D: 120×H: 700
29	商用分電盤	W: 500×D: 160×H: 1200
30	CVCFC分電盤	W: 600×D: 160×H: 1400
31	直流分電盤	W: 600×D: 160×H: 1400
33	サーバラック⑤ (既設設備)	W: 600×D: 1000×H: 2000

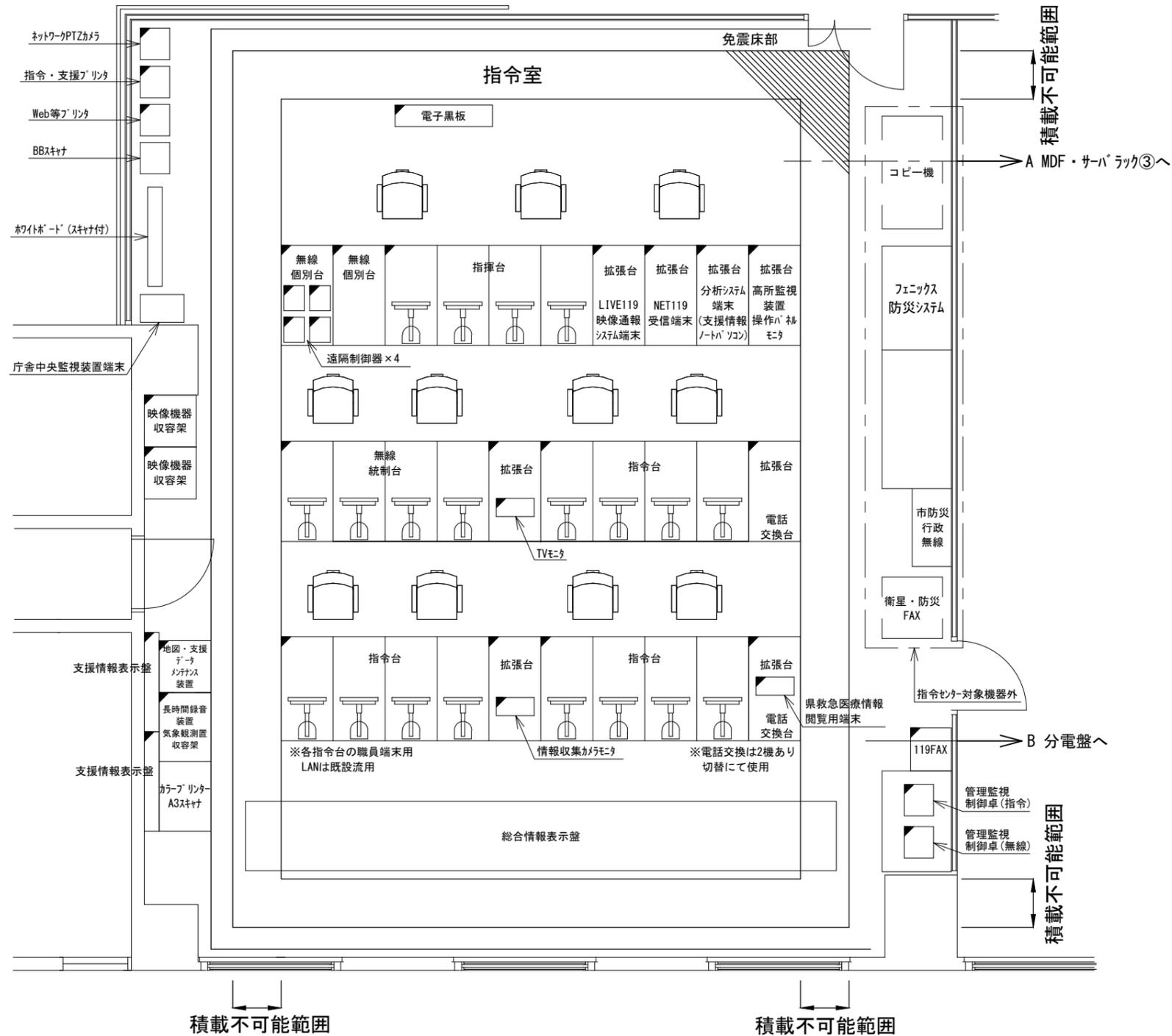
※上記表は凡例を適用しない

凡例

■	: 新設	---	: 通信ケーブル
□	: 既設	—	: 電源ケーブル
---	: 工事前		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 コンピュータ室機器配置図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/60	図面番号	S106
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 指令室機器配置図



NO.	機器名称	寸法 (mm)
1	指令台 (自動・地図・支援・車両情報)	W: 2400×D: 1200×H: 700
2	無線統制台 (")	W: 2400×D: 1200×H: 700
3	指揮台 (")	W: 2400×D: 1200×H: 700
4	拡張台	W: 600×D: 1200×H: 700
5	無線個別台	W: 1200×D: 1200×H: 700
6	高所カメラ操作卓	W: 600×D: 1200×H: 700
7	多目的運用表示壁 (55インチ×10面)	W: 6825×D: 800×H: 2530
8	車両情報表示壁 (上記と共用)	
9	支援情報表示壁 (支援情報・119着信情報)	W: 1000×D: 500×H: 150
10	映像制御架	W: 600×D: 600×H: 1800
11	収容架 (気象観測装置・長時間録音装置)	W: 600×D: 600×H: 1800
12	端末用ラック (システム端末設置用)	W: 1600×D: 700×H: 700
13	電子黒板 (液晶70型ディスプレイ)	W: 1600×D: 920×H: 90
14	遠隔制御器	W: 250×D: 300×H: 100
15	管理監視制御卓	

NO.	配線区間	配線線種	配線方法
A	指令室～コンピュータ室	通信ケーブル関係	床下ころがし配線
B	指令室～コンピュータ室	電源ケーブル関係	床下ころがし配線

※詳細はケーブル系統図参照

凡例

■	: 新設	---	: 通信ケーブル
□	: 既設	—	: 電源ケーブル

※表のNo.は凡例を適用しない

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 指令室機器配置図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/60	図面番号	S107
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

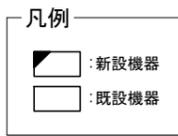
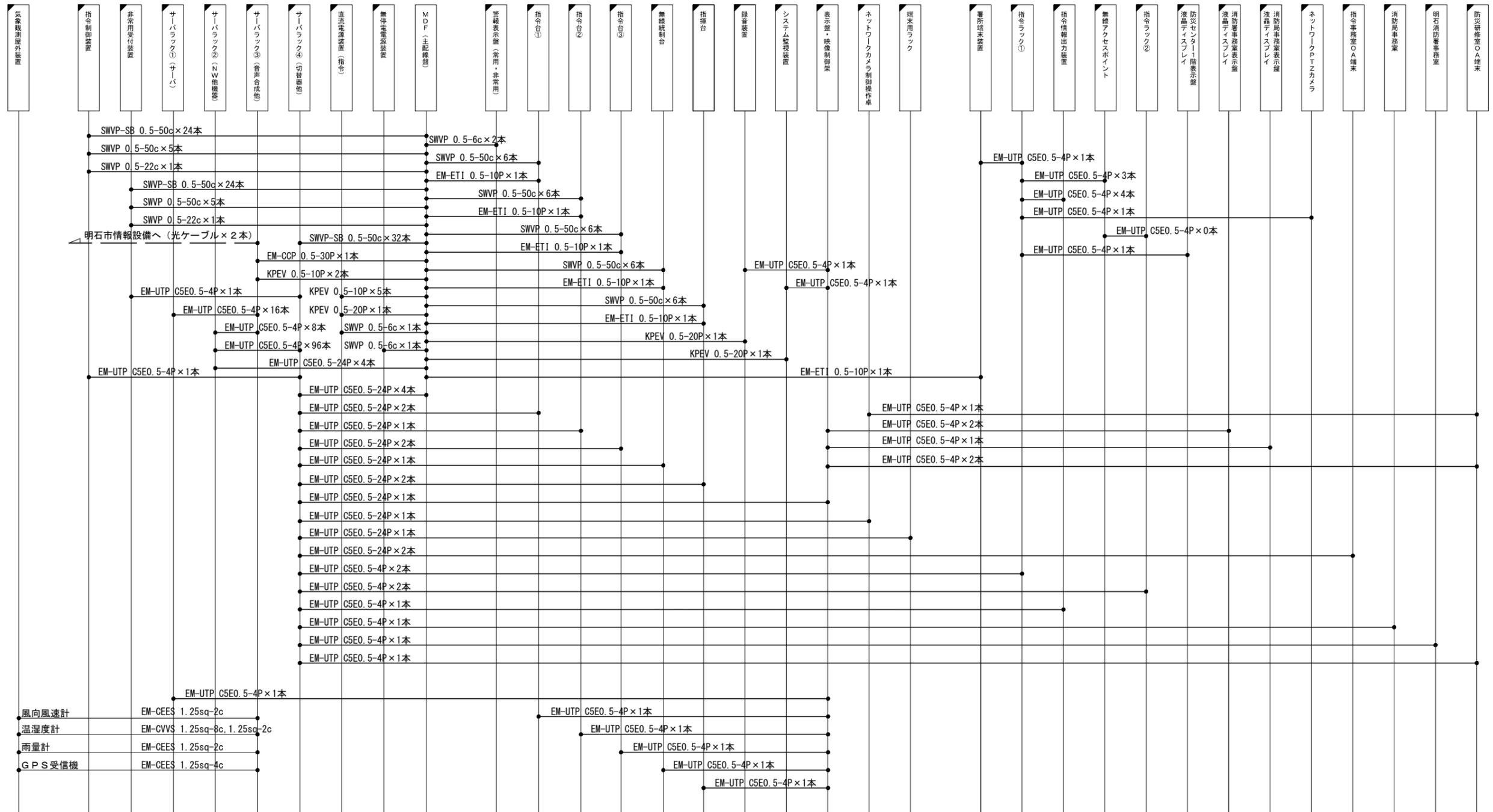
明石市消防局 指令系配線系統図(通信)

R階

コンピュータ室

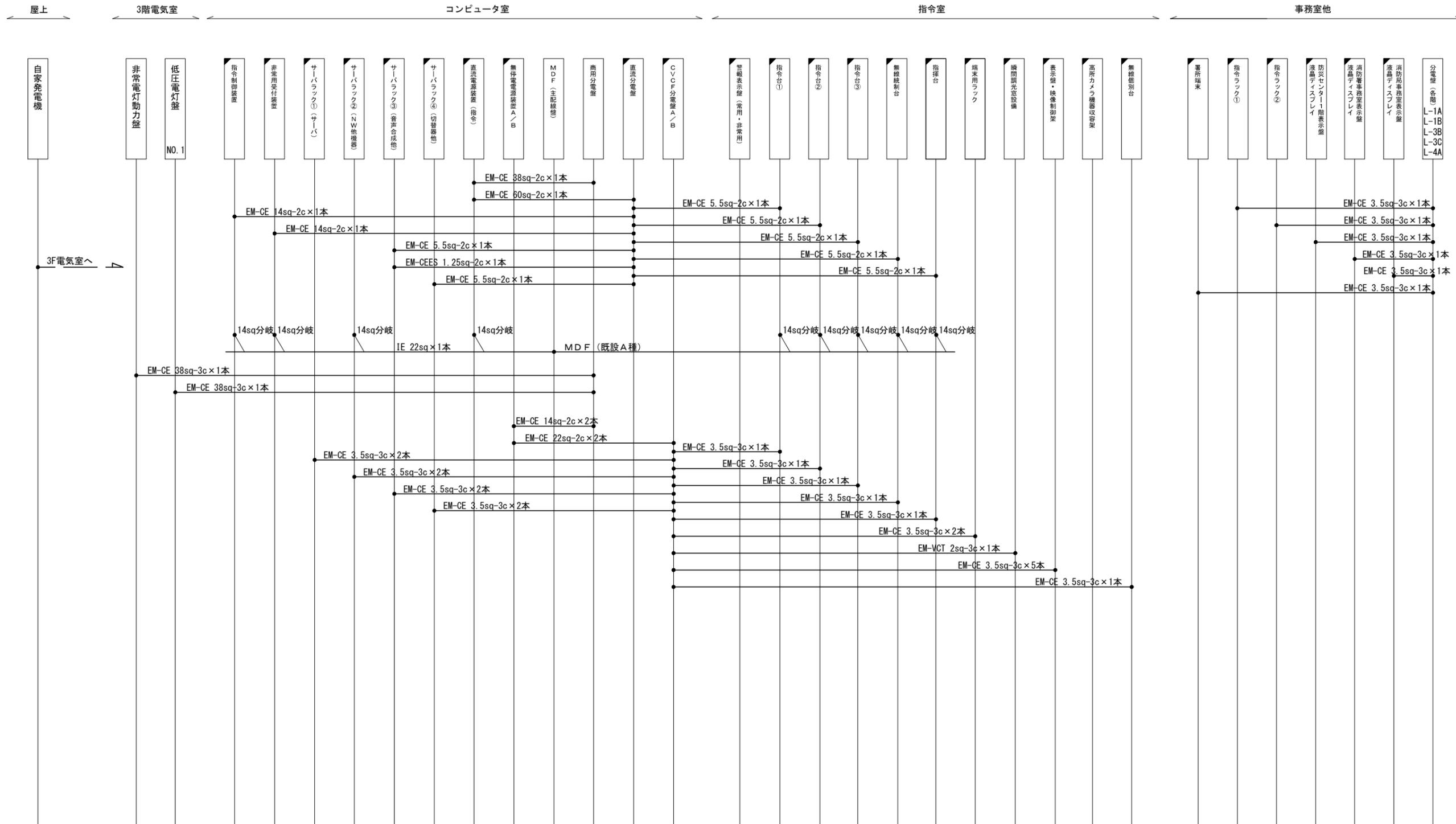
指令室

事務室他



工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 指令系配線系統図(通信)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S108
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 指令系配線系統図(電源)

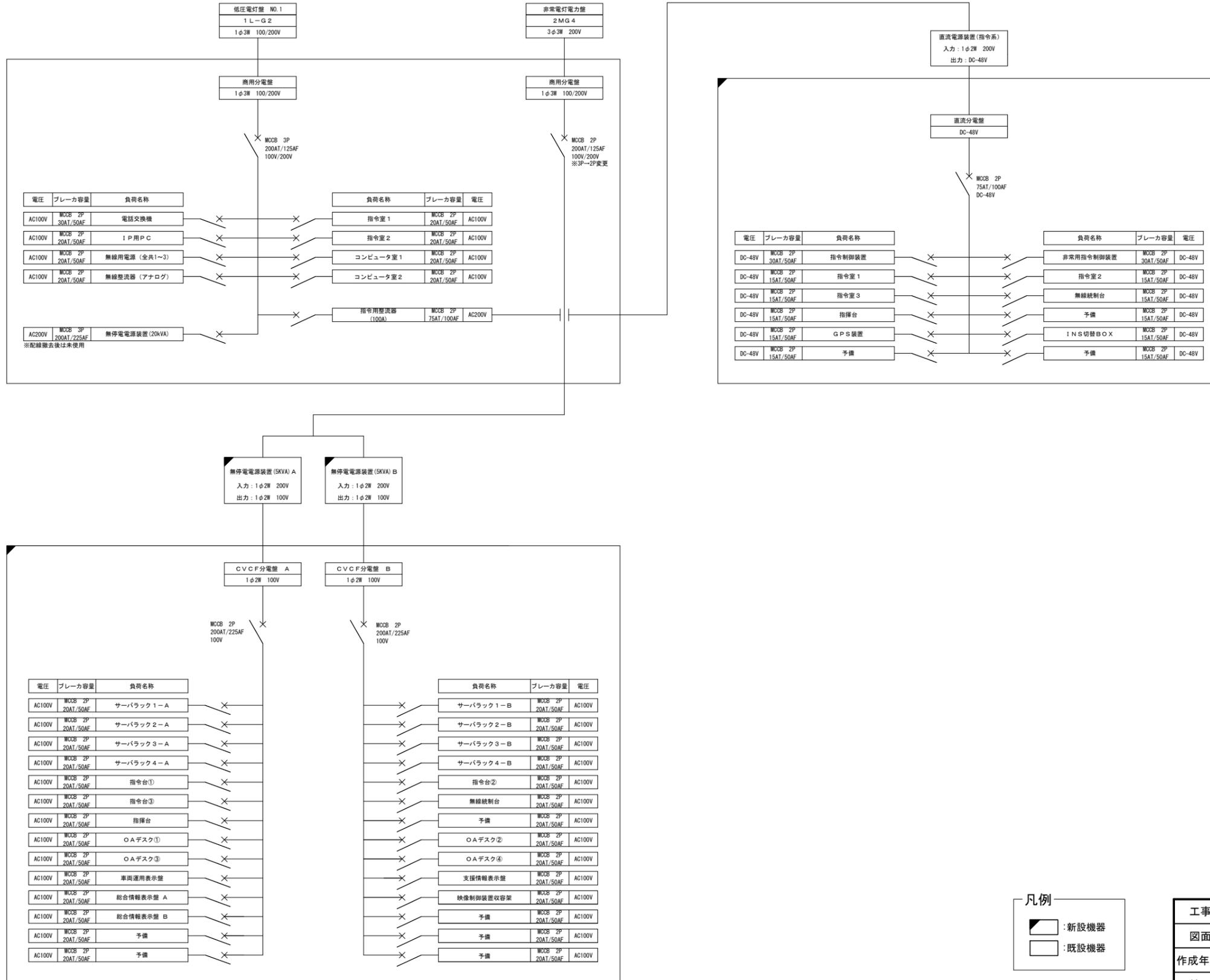


凡例

: 新設機器
 : 既設機器

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 指令系配線系統図(電源)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S109
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 指令系分電盤配線接続図

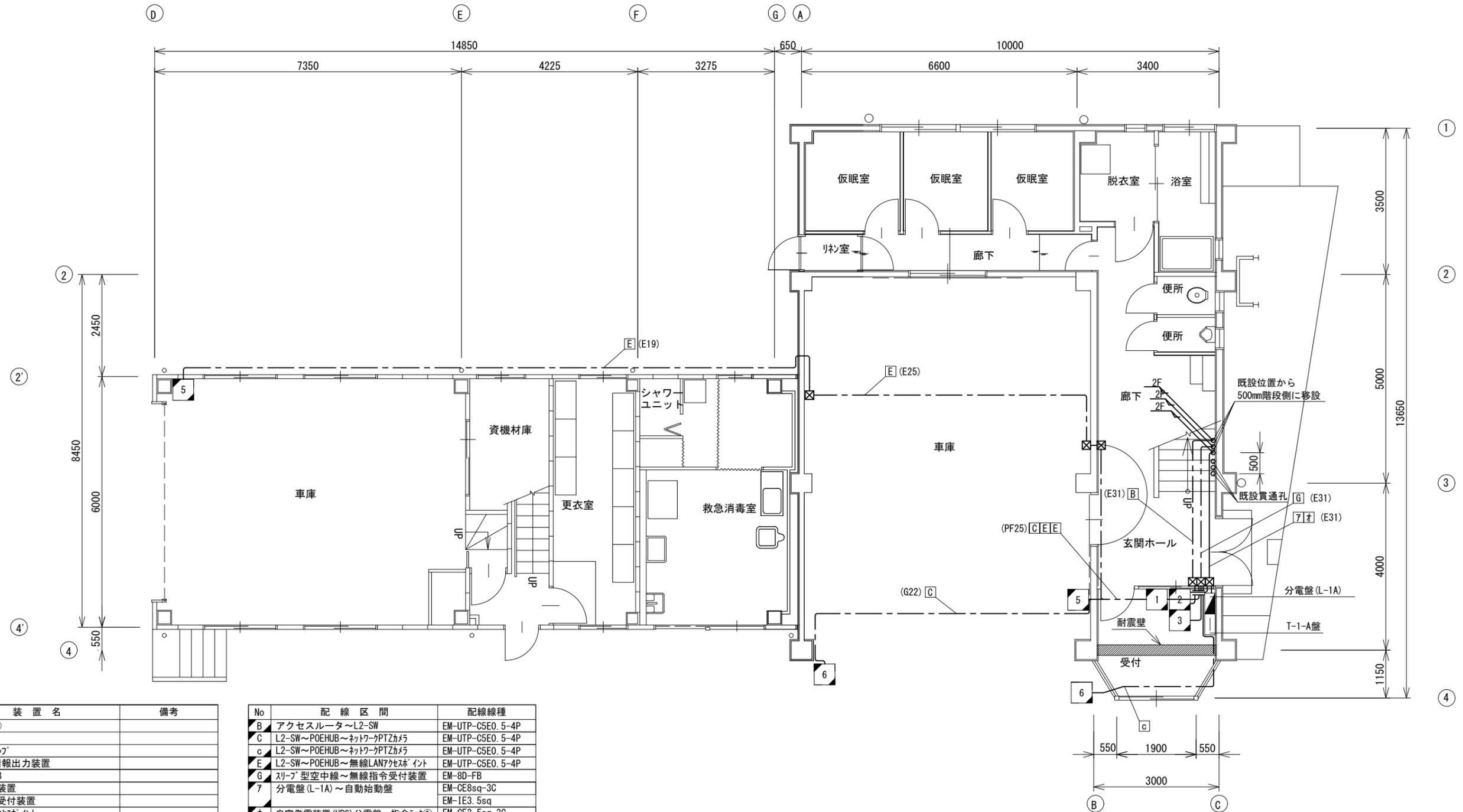


凡例

 ■ : 新設機器
 □ : 既設機器

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 指令系分電盤配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S110
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署朝霧分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンプ	
	3) 指令情報出力装置	
2	署所端末装置	
	無線指令受付装置	
3	無線LAN7ヶ所* イント	
4	無線LAN7ヶ所* イント	
5	ネットワークカメラ	耐震改修のため移す
6	ネットワークカメラ	
6	ネットワークカメラ	

No	配線区間	配線線種
B	アクセスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5EO. 5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ネットワークカメラ	EM-UTP-C5EO. 5-4P
c	L2-SW~POEHUB~ネットワークカメラ	EM-UTP-C5EO. 5-4P
E	L2-SW~POEHUB~無線LAN7ヶ所* イント	EM-UTP-C5EO. 5-4P
G	スリフ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
7	分電盤(L-1A)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3. 5sq-3C

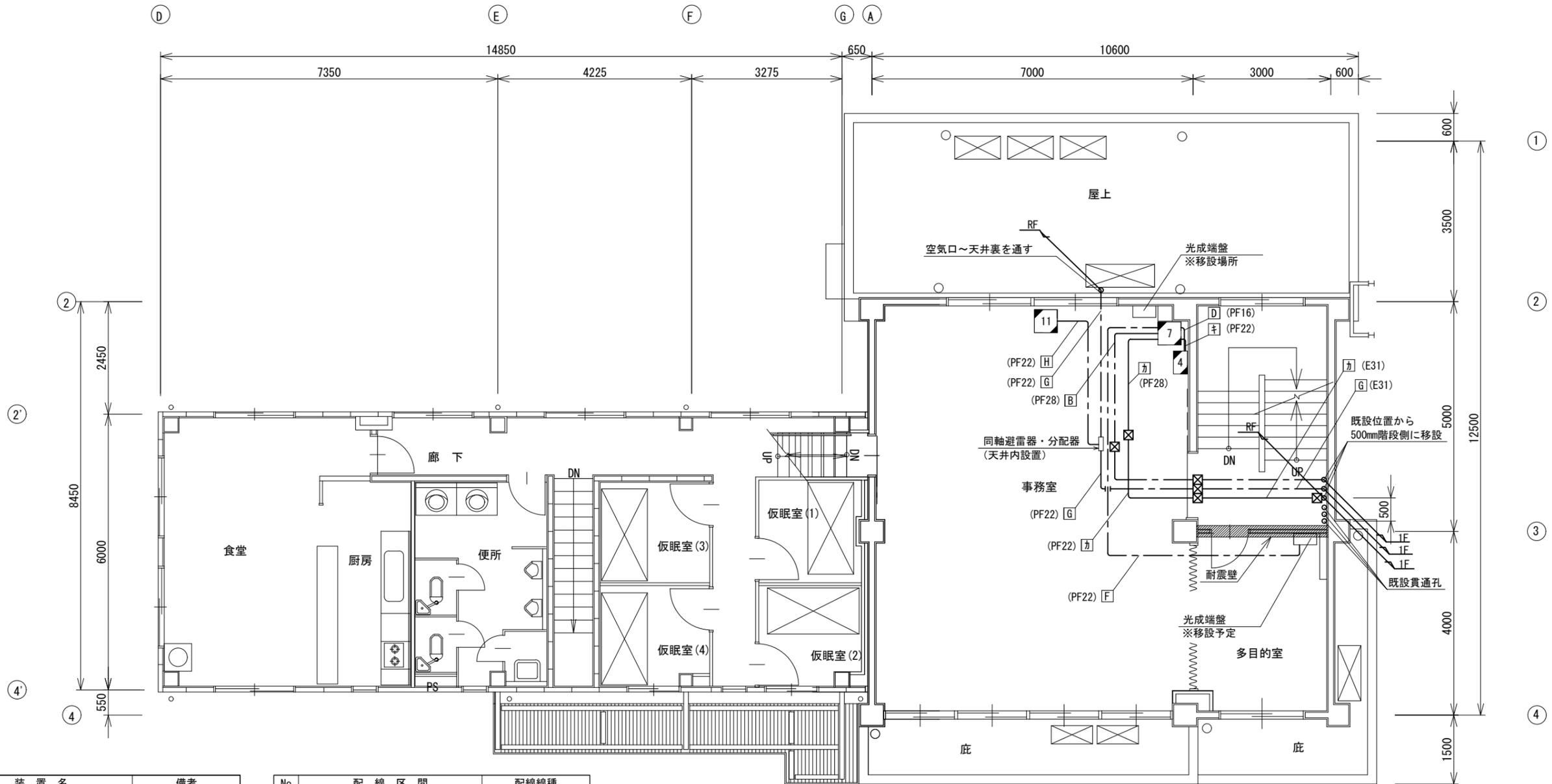
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	: 撤去一新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署朝霧分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S201
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

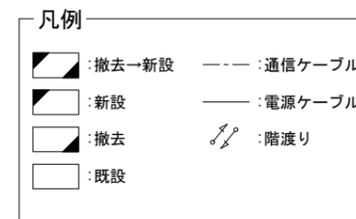
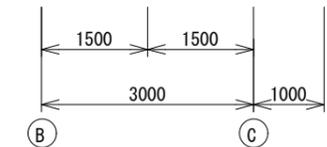
明石市消防署朝霧分署 2階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
4	署所用情報表示盤	
	指令ラック②	
7	1) 表示盤端末	
	2) L2-SW	
	3) ONU×2	
	4) アクセスルータ	
	5) 指令情報出力装置	
11	署所受令機	

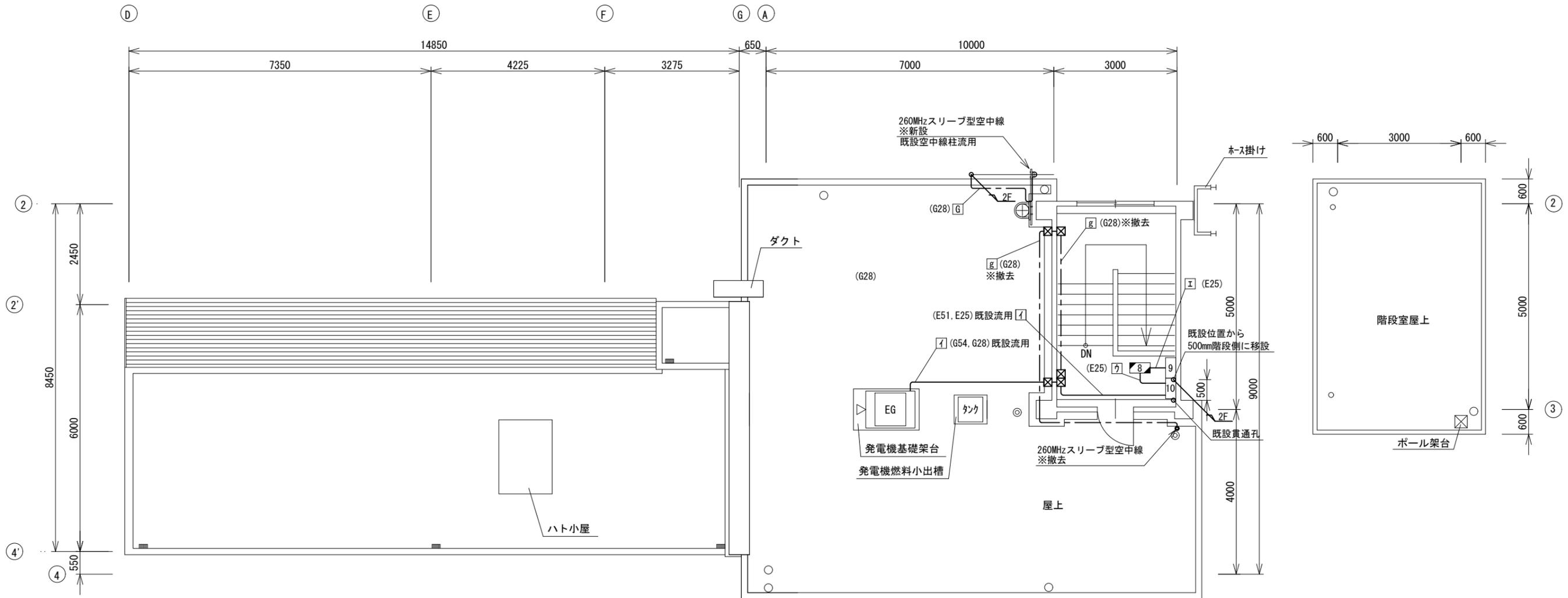
No	配線区間	配線線種
B	アクセッスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0.5-4P
D	表示盤端末~署所用情報表示盤	EM-UTP-C5E0.5-4P
F	光成端盤~ONU×2	MIL SM-2C×2
G	スリフ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器~署所受令機	EM-5D-FB
7	分電盤(L-1A)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C
		EM-IE3.5sq
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3.5sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック②	EM-CE3.5sq-3C
キ	指令ラック②~署所用情報表示盤	EM-CE2sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事



工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署朝霧分署 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S202
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

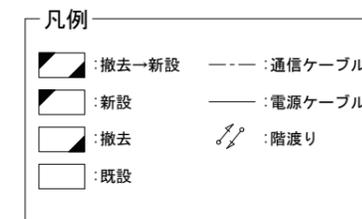
明石市消防署朝霧分署 R階・PH階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
8	無停電電源装置(3KVA)	
9	自家発電装置(UPS)分電盤	
10	自動制御盤(自家発電機)	

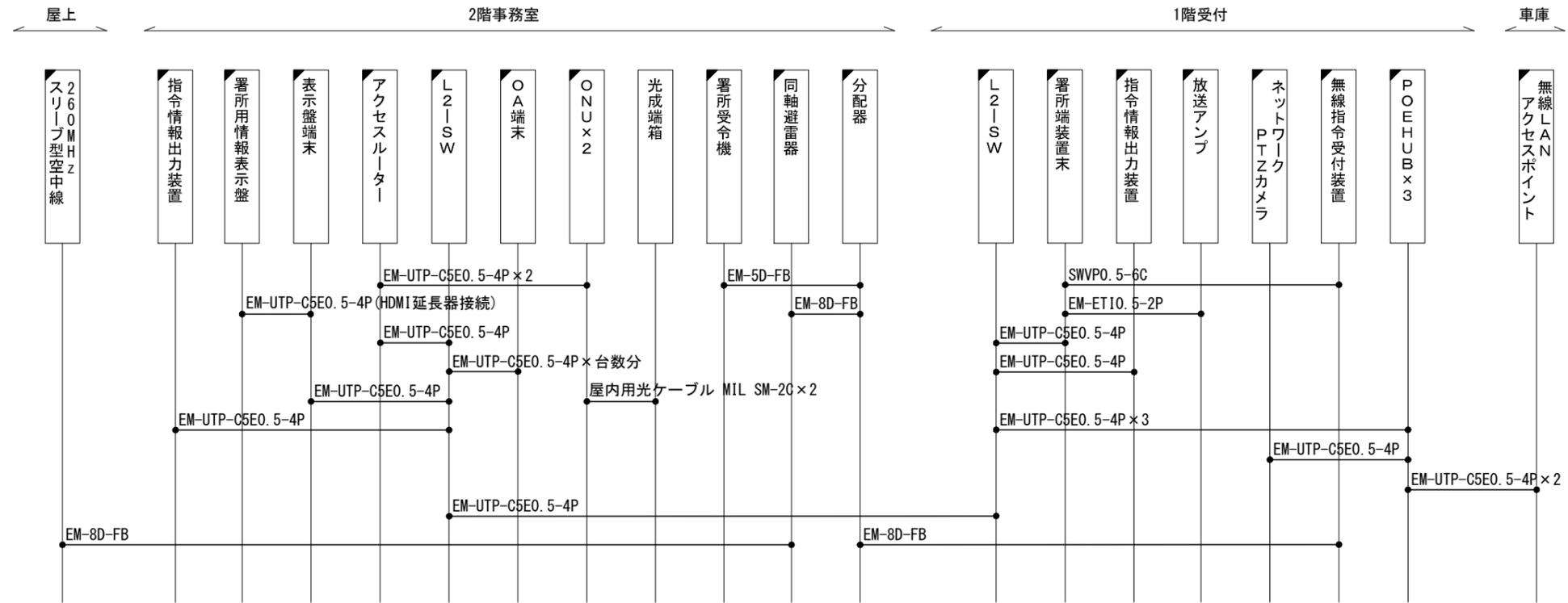
No	配線区間	配線線種
G	スリーブ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
g	スリーブ型空中線~フルボックス	EM-8D-FB
7	分電盤(L-1A)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C
		EM-IE3.5sq
イ	自動始動盤~自家発電機	EM-CE8sq-3C
		EM-IE3.5sq
ウ	自動始動盤~無停電電源装置	EM-CE8sq-3C
		EM-IE3.5sq
エ	無停電電源装置~自家発電装置(UPS)分電盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3.5sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック②	EM-CE3.5sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事

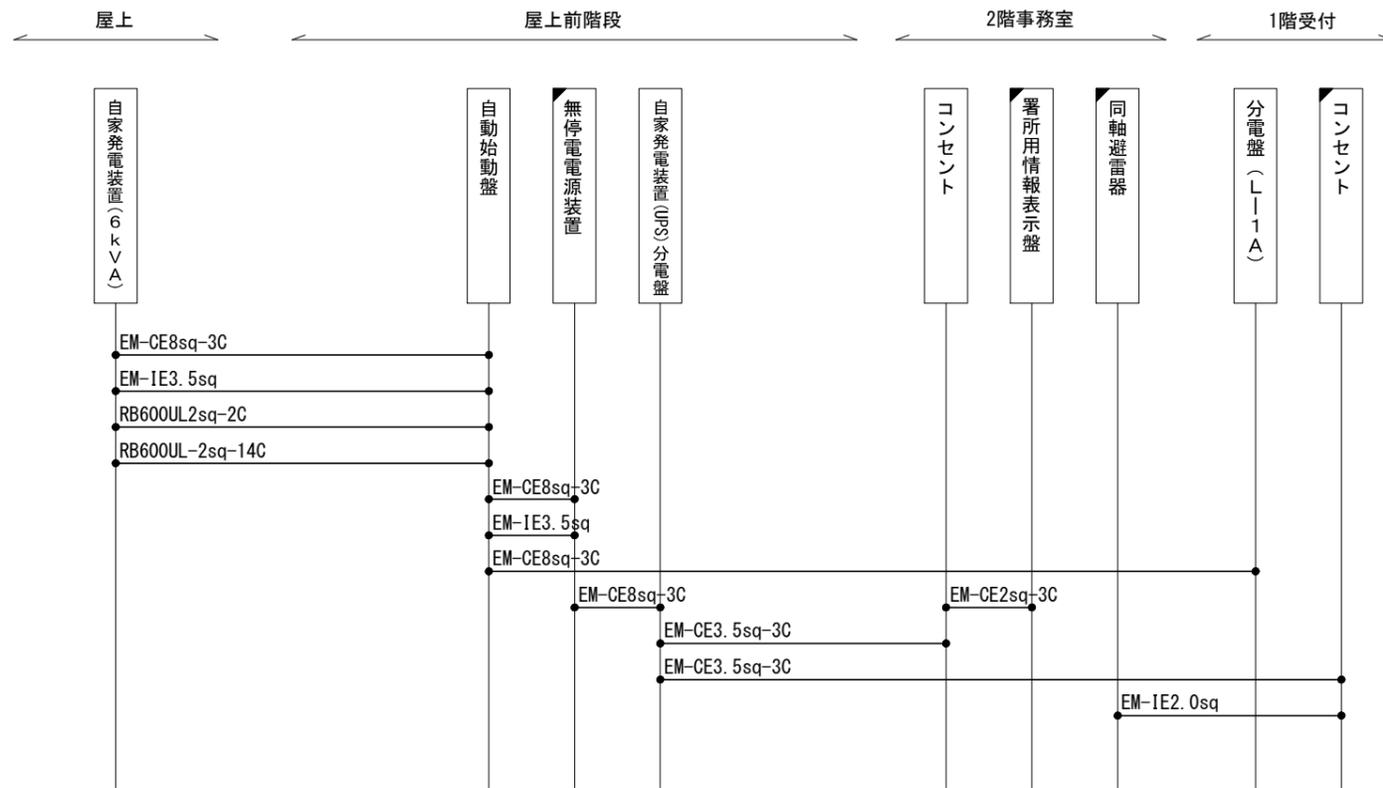


工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署朝霧分署 R階・PH階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S203
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署朝霧分署 配線系統図



通信ケーブル系統図

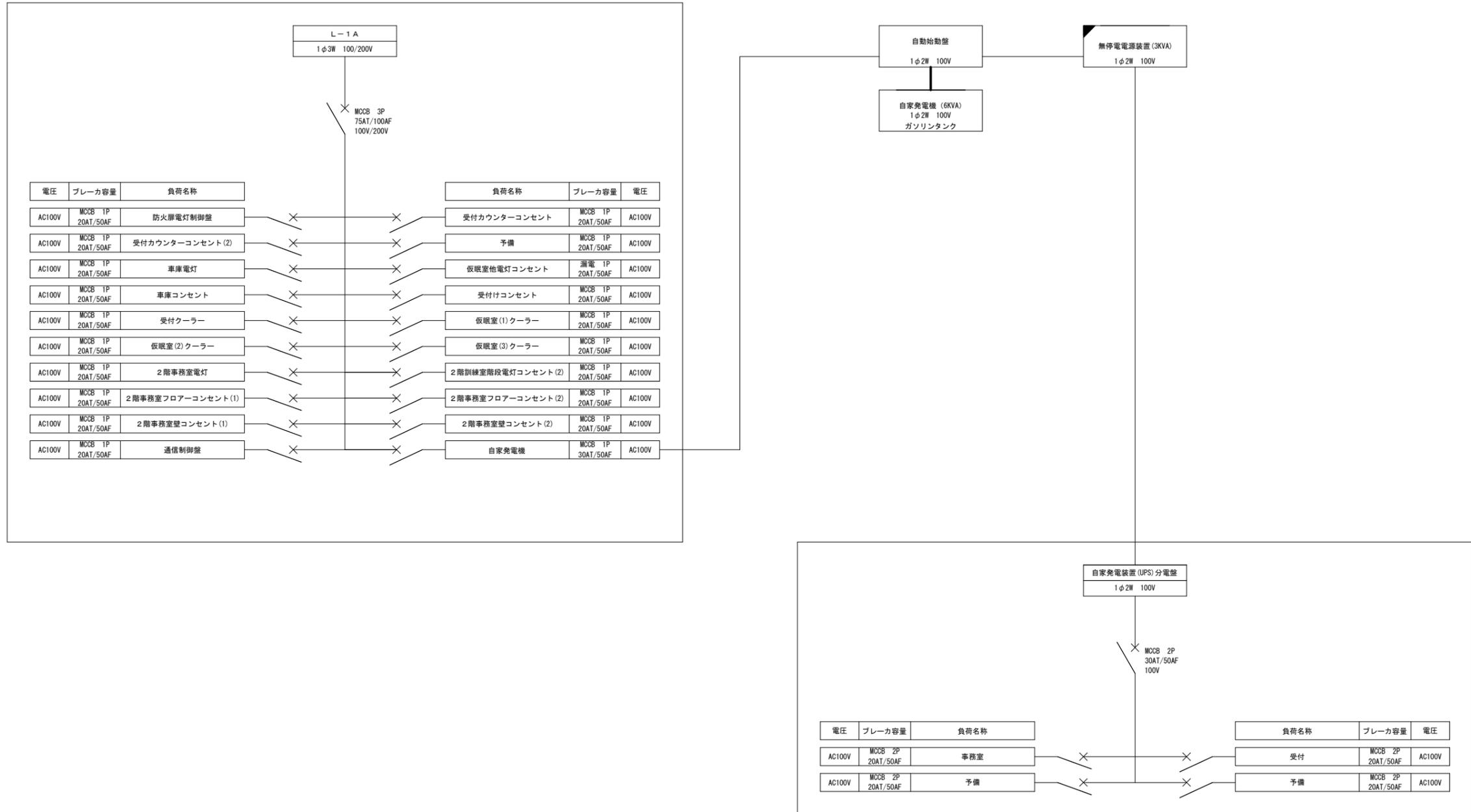


電源ケーブル系統図

凡例
 ■ : 新設機器
 □ : 既設機器

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署朝霧分署 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	-	図面番号	S204
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

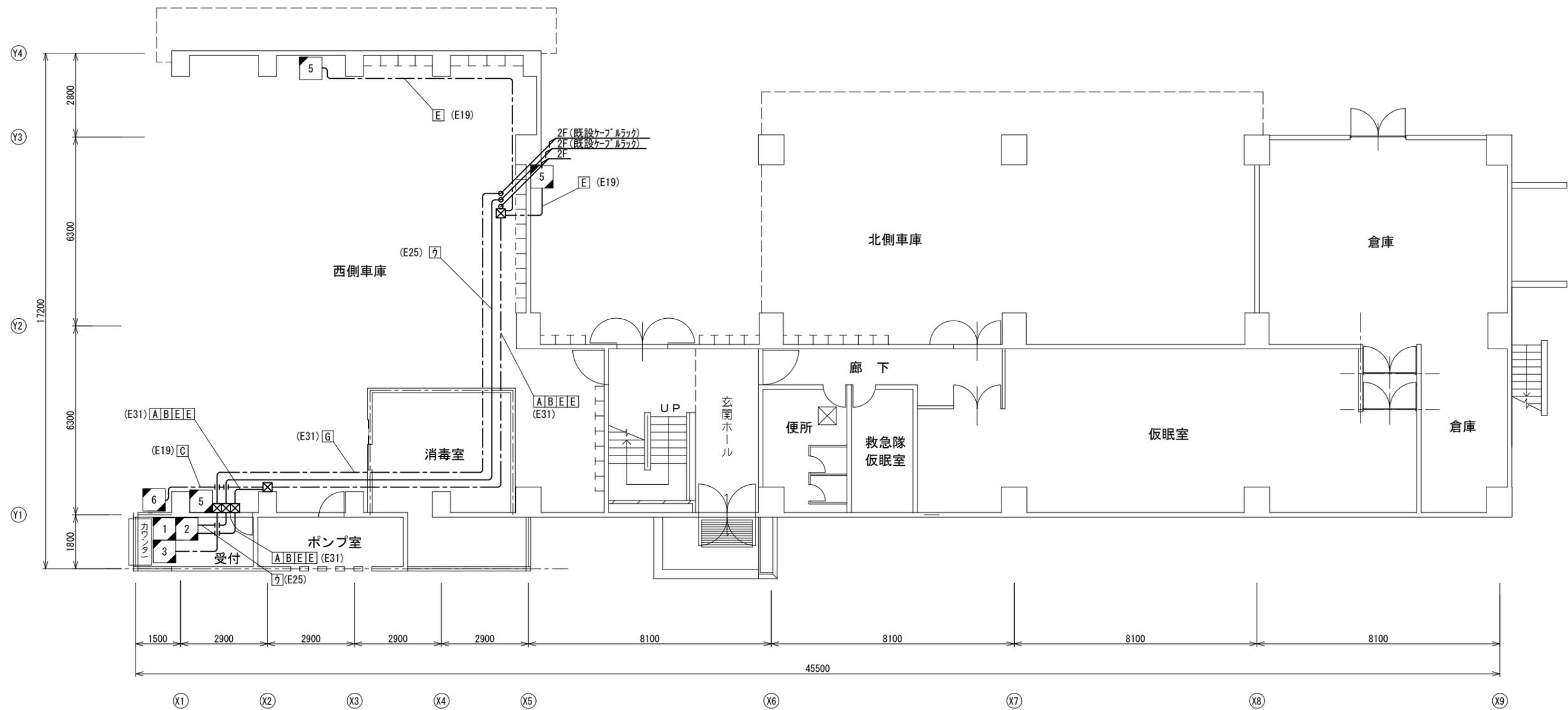
朝霧分署 分電盤・自家発電機 配線接続図



凡例

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署朝霧分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S205
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

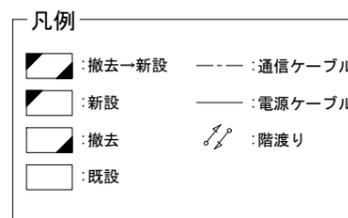
明石市消防署中崎分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンプ	
	3) 指令情報出力装置	
2	署所端末装置	
	無線指令受付装置	
3	無線LANアクセスポイント	
5	無線LANアクセスポイント	追加(本部から移行)
6	ネットワークカメラ	

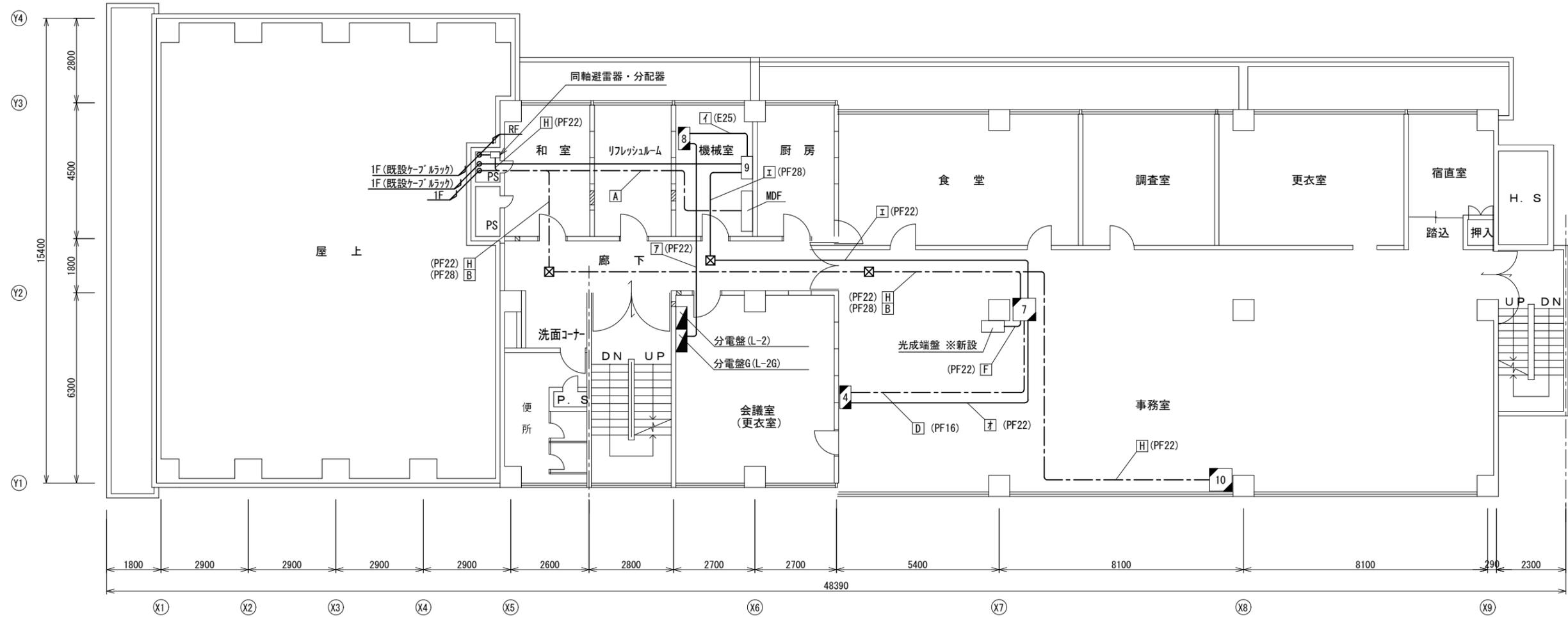
No	配線区間	配線線種
A	通信端子盤(指令)~署所端末装置	EM-ET10. 5-2P
B	アクセスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ネットワークカメラ	EM-UTP-C5E0. 5-4P
E	L2-SW~POEHUB~無線LANアクセスポイント	EM-UTP-C5E0. 5-4P
G	スリブ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
ウ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3. 5sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事



工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署中崎分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/150	図面番号	S301
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署中崎分署 2階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
4	署所用情報表示盤 指令ラック②	
7	1) 表示盤端末 2) L2-SW 3) ONU × 2 4) アクセスルータ 5) 指令情報出力装置	
8	無停電電源装置 (3KVA)	
9	自家発電装置 (UPS) 分電盤	
10	署所受令機	

No	配線区間	配線線種
A	通信端子盤(指令)～署所端末装置	EM-ET10. 5-2P
B	アクセスルータ～L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
D	表示盤端末～署所用情報表示盤	EM-UTP-C5E0. 5-4P
F	光成端盤～ONU × 2	MIL SM-2C × 2
G	スリプ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器～署所受令機	EM-5D-FB
7	分電盤(L-2G)～無停電電源装置	EM-CE8sq-3C
イ	無停電電源装置～自家発電装置(UPS)分電盤	EM-CE8sq-3C
エ	自家発電装置(UPS)分電盤～指令ラック②	EM-CE3. 5sq-3C
オ	指令ラック②～署所用情報表示盤	EM-CE2sq-3C

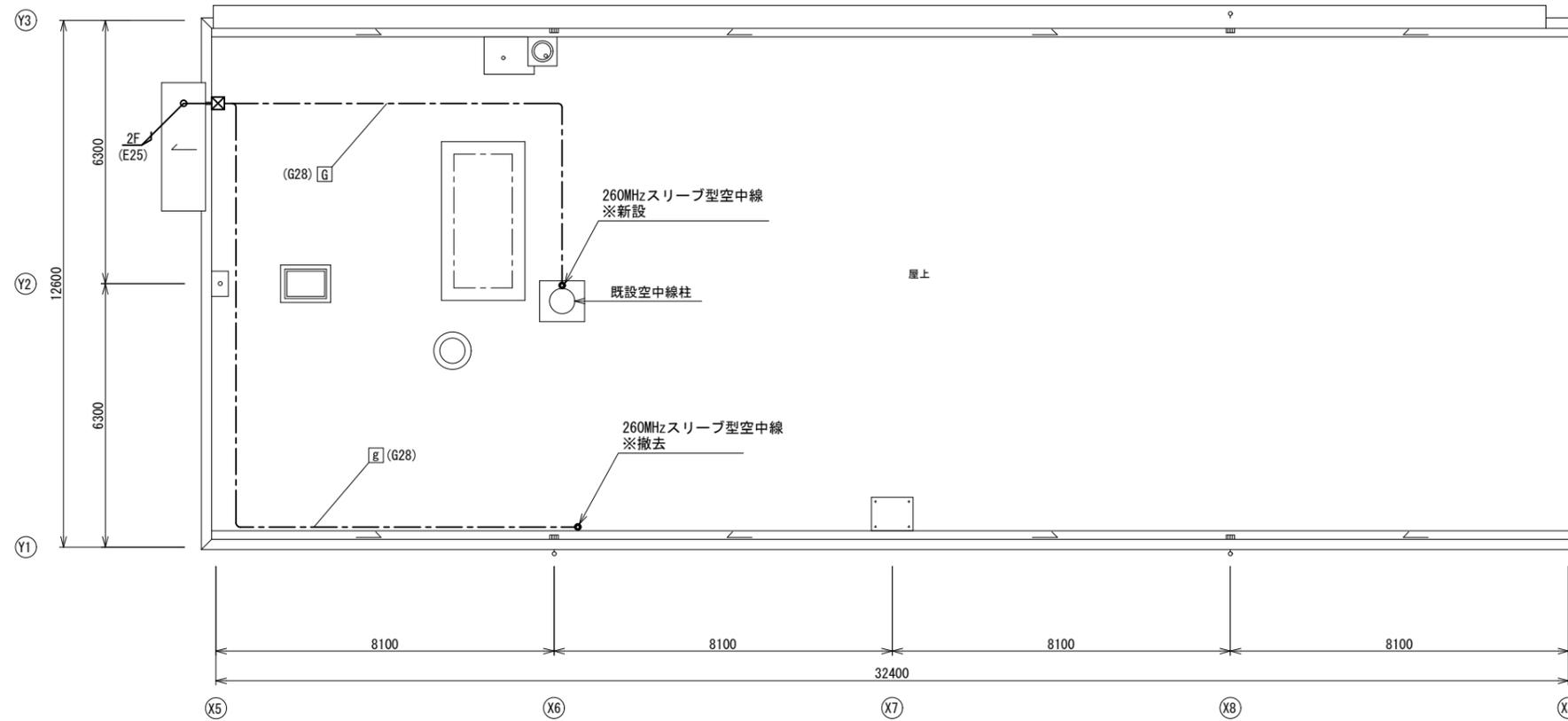
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	: 撤去→新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署中崎分署 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/150	図面番号	S302
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署中崎分署 RF階平面図(撤去・新設)



No	配線区間	配線線種
G	スリーブ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB
g	スリーブ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB

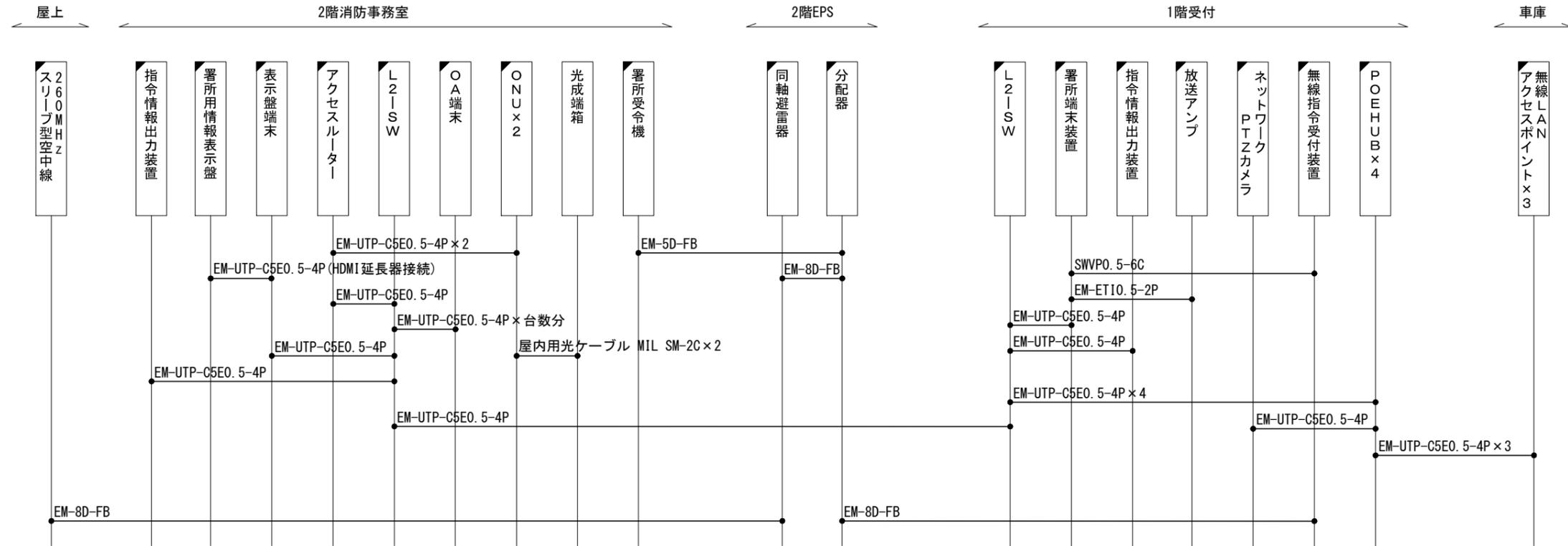
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

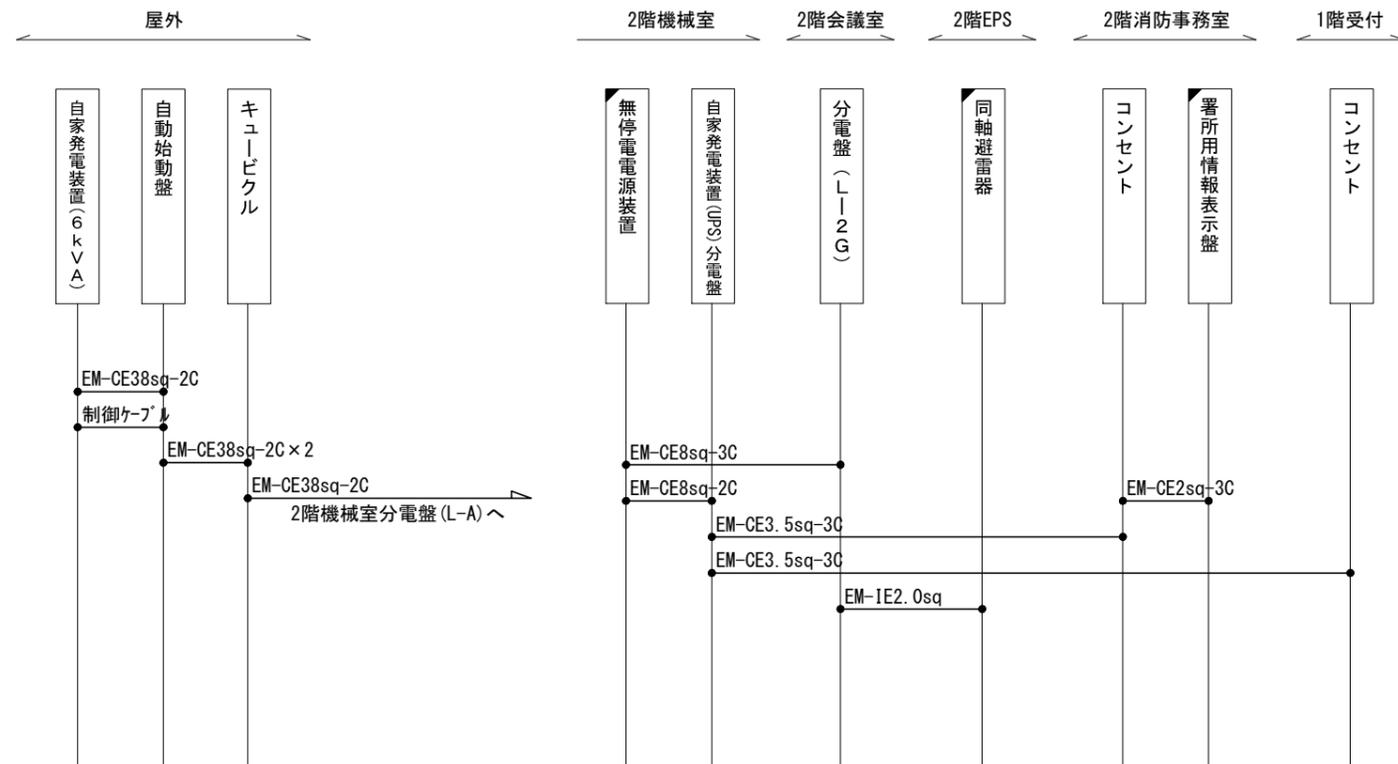
	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		:立上がり 立下がり

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署中崎分署 RF階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/150	図面番号	S303
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署中崎分署 配線系統図



通信ケーブル系統図



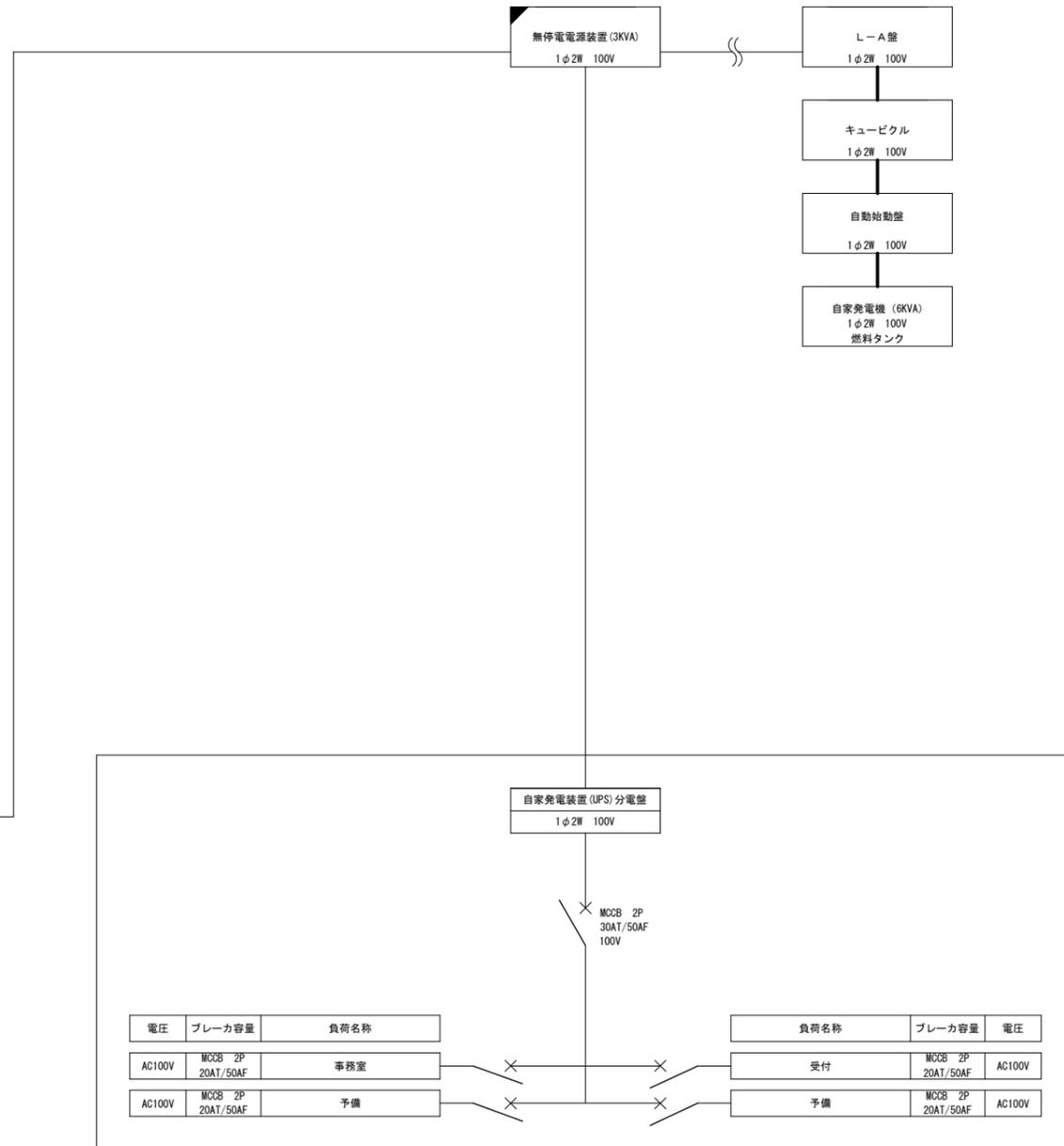
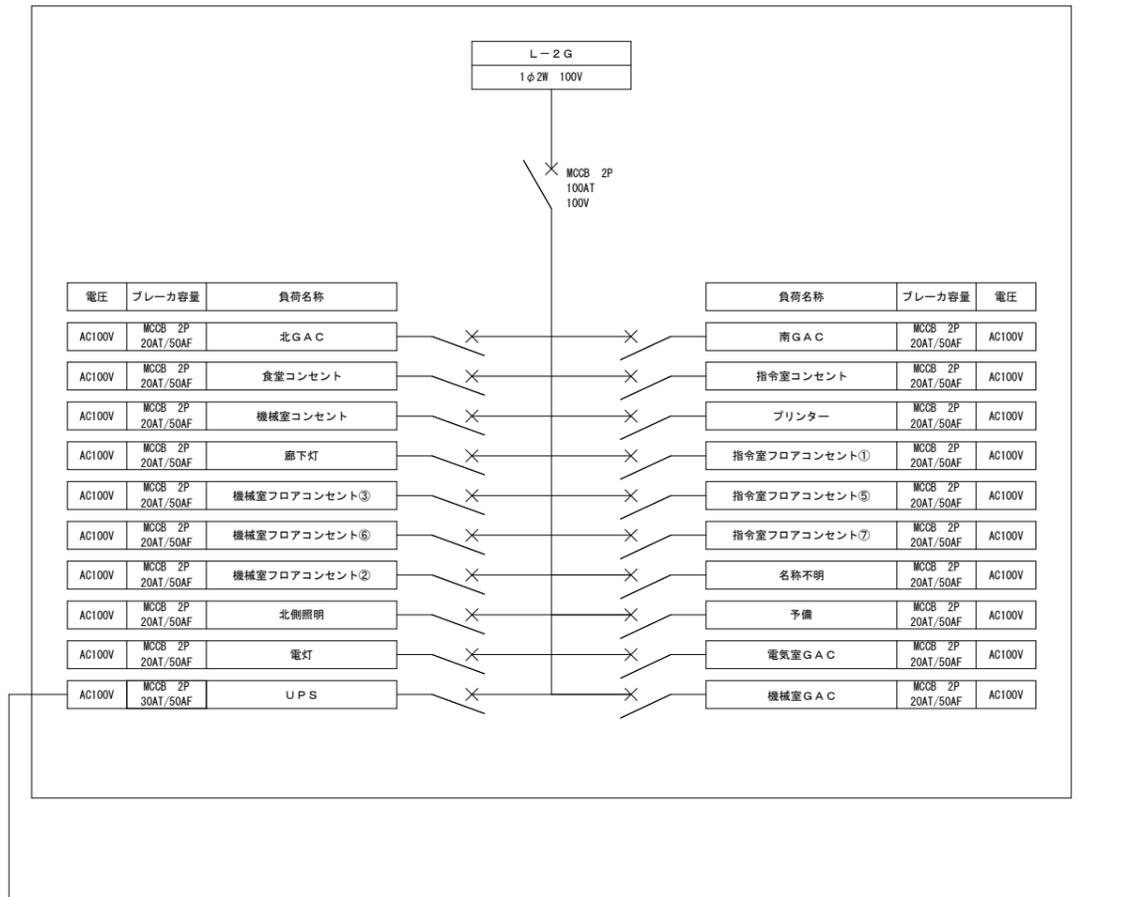
電源ケーブル系統図

凡例

	: 新設機器
	: 既設機器

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署中崎分署 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	-	図面番号	S304
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

中崎分署 分電盤・自家発電機 配線接続図



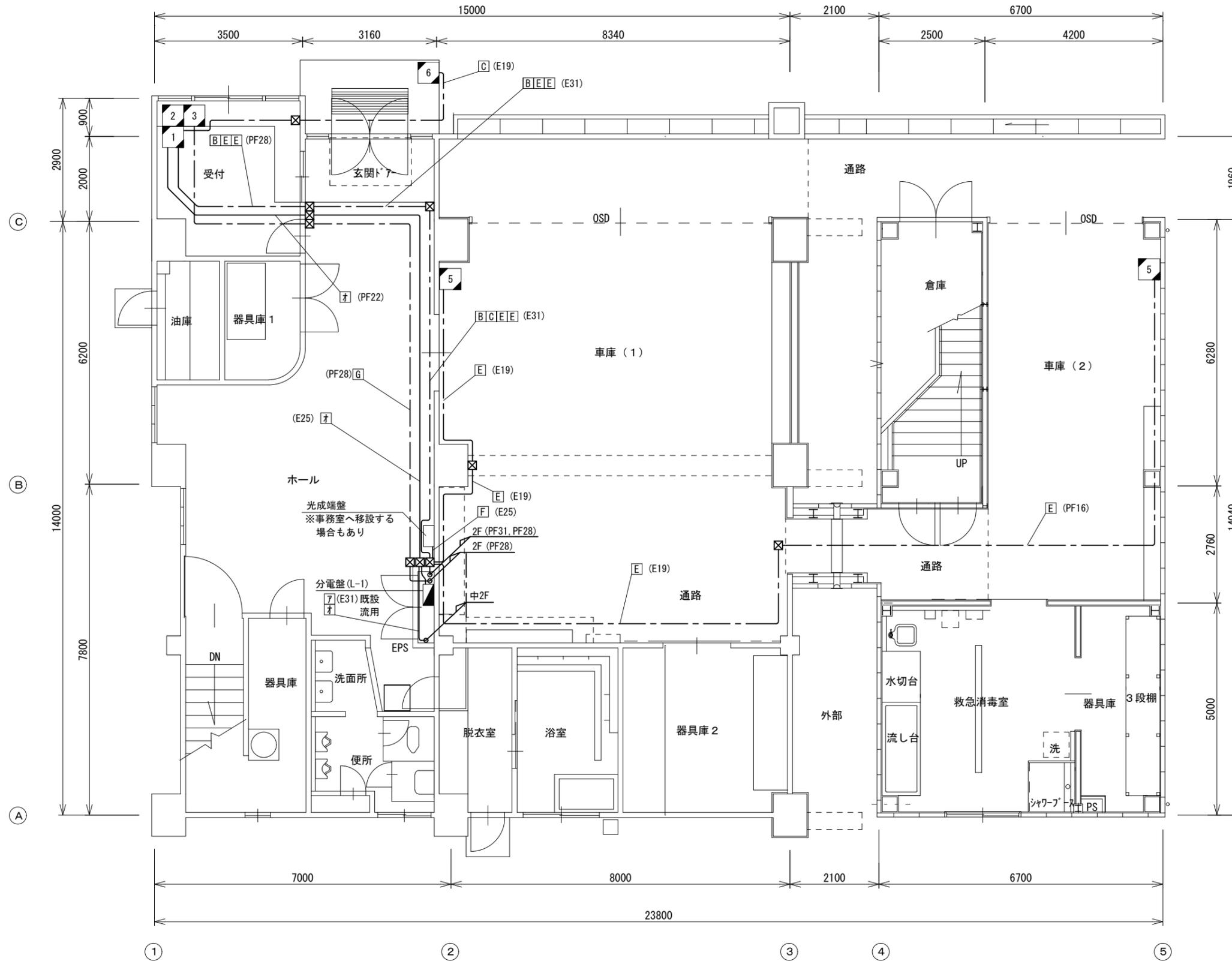
凡例

■ : 新設機器

□ : 既設機器

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署中崎分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S305
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署大久保分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンプ	
	3) 指令情報出力装置	
2	署所端末装置	
	無線指令受付装置	
3	無線LAN7ヶ所* イント	
5	無線LAN7ヶ所* イント	
6	ネットワークPTZカメラ	

No	配線区間	配線線種
B	アクセラレータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ ネットワークPTZカメラ	EM-UTP-C5E0. 5-4P
E	L2-SW~POEHUB~無線LAN7ヶ所* イント	EM-UTP-C5E0. 5-4P
F	光成端盤~ONU×2	MIL SM2C×2
G	スリフ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器~署所受令機	EM-5D-FB
7	分電盤(L-1)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-IE3. 5sq
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3. 5sq-3C

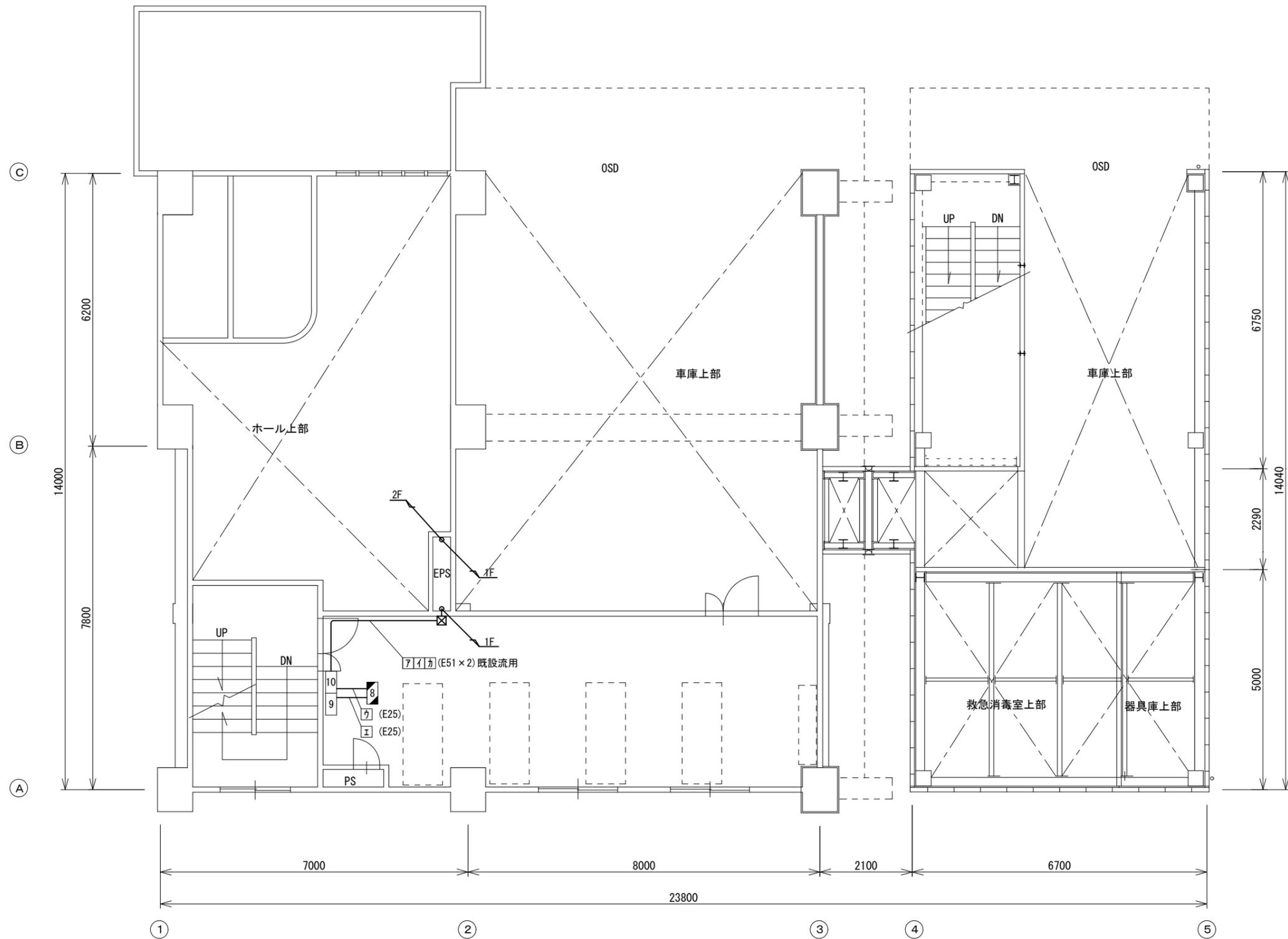
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	撤去→新設		通信ケーブル
	新設		電源ケーブル
	撤去		階渡り
	既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S401
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署大久保分署 中2階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
8	無停電電源装置(3KVA)	
9	自家発電装置(UPS)分電盤	
10	自動制御盤(自家発電機)	

No	配線区間	配線線種
7	分電盤(L-1)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
1	自動始動盤~自家発電機	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
ウ	自動始動盤~無停電電源装置	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
エ	無停電電源装置~自家発電装置(UPS)分電盤	EM-CE8sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ボックス②	EM-CE3.5sq-3C

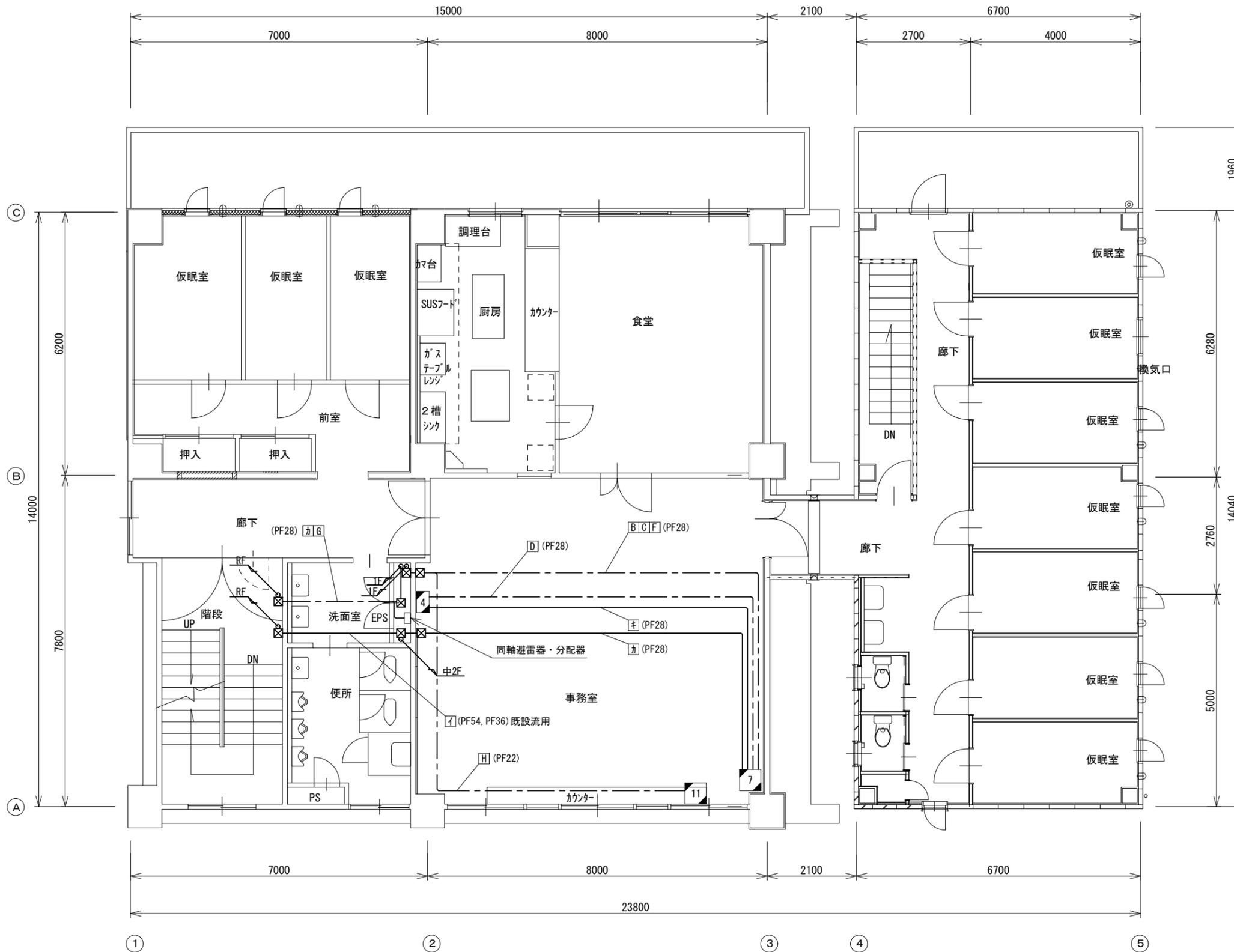
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 中2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S402
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署大久保分署 2階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
4	署所用情報表示盤	
7	指令ツカ②	
	1) 表示盤端末	
	2) L2-SW	
	3) ONU×2	
	4) アクセスルータ	
5) 指令情報出力装置		
11	署所受令機	

No	配線区間	配線線種
B	アクセスルータ～L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
C	L2-SW～POEHUB～ネットワークZカマ	EM-UTP-C5E0. 5-4P
D	表示盤端末～署所用情報表示盤	EM-UTP-C5E0. 5-4P
F	光成端盤～ONU×2	MIL SM-2C×2
G	スリフ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器～署所受令機	EM-5D-FB
I	自動始動盤～自家発電機	EM-CE8sq-3C
		EM-IE3. 5sq
カ	自家発電装置(UPS)分電盤～指令ツカ②	EM-CE3. 5sq-3C
キ	指令ツカ②～署所用情報表示盤	EM-CE2sq-3C

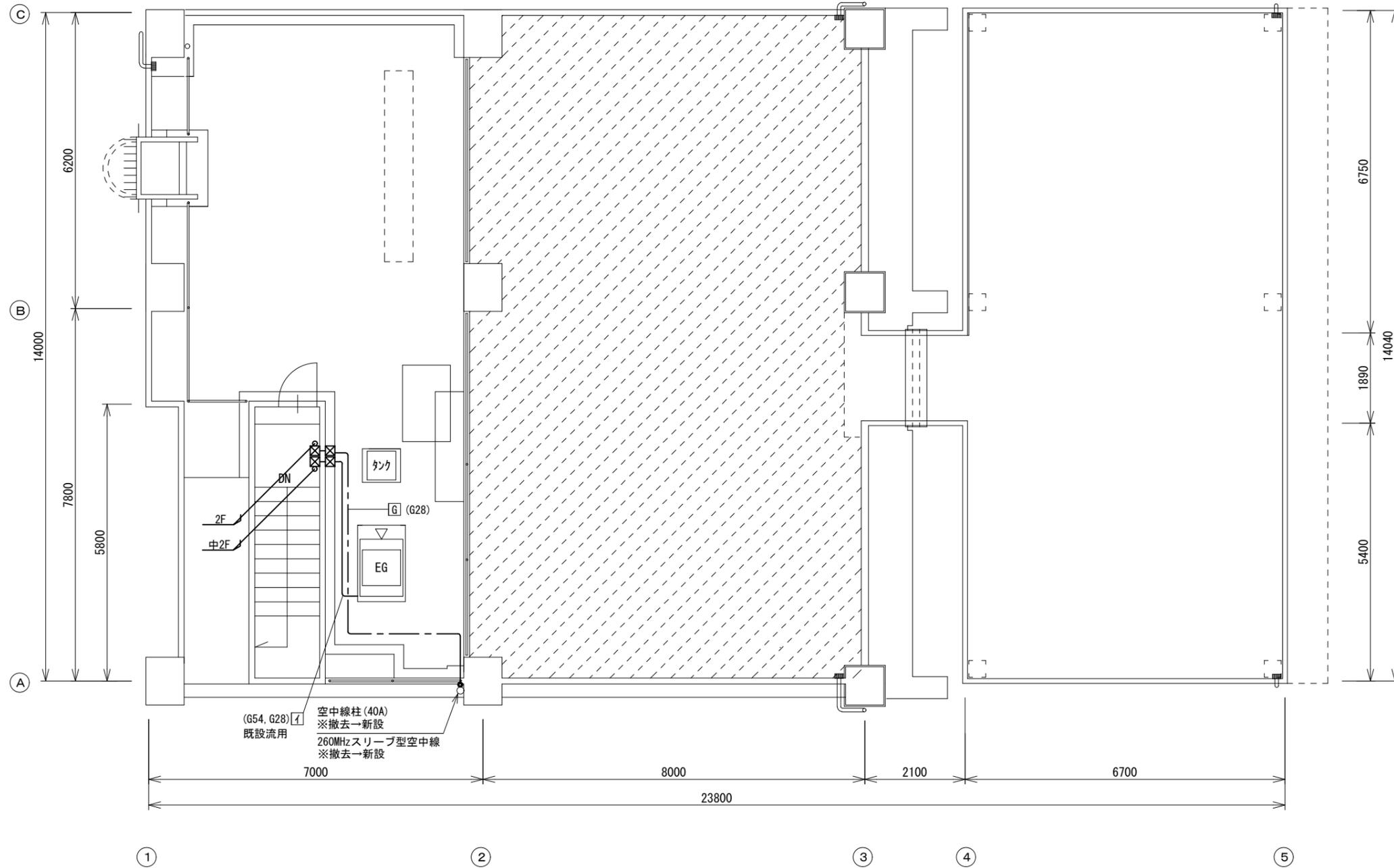
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	: 撤去→新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S403
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署大久保分署 R階平面図(撤去・新設)



No	配線区間	配線線種
G	スリフ'型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
I	自動始動盤~自家発電機	EM-CE8sq-3C
		EM-IE3.5sq 制御ケーブル

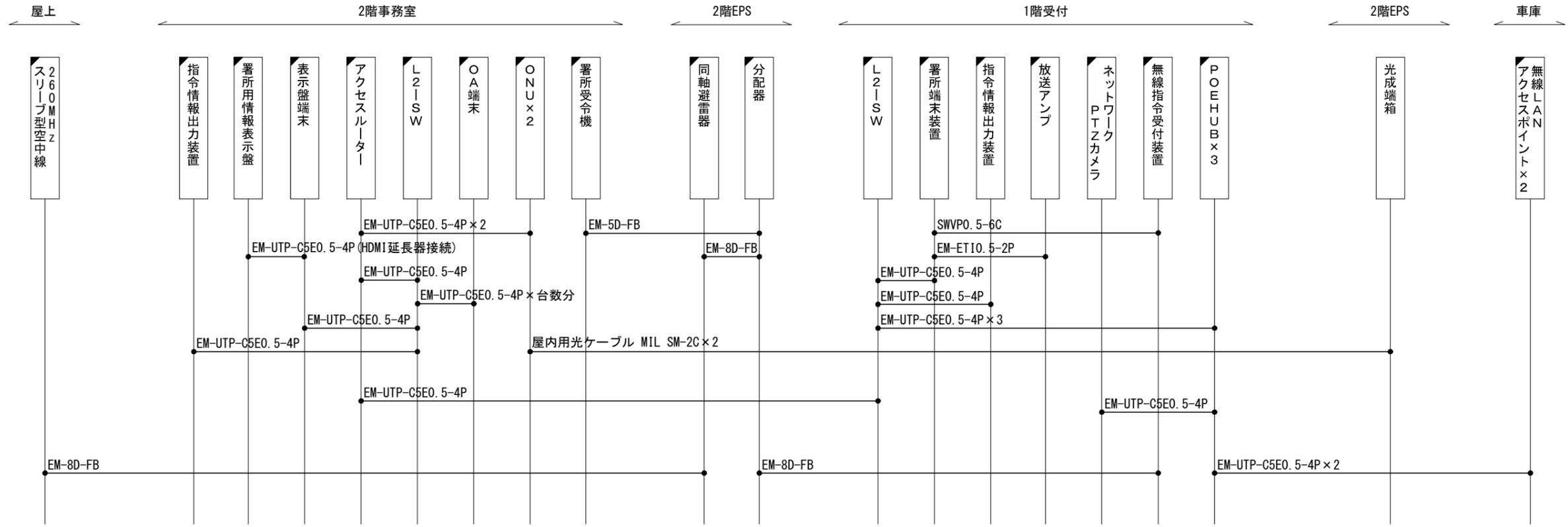
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

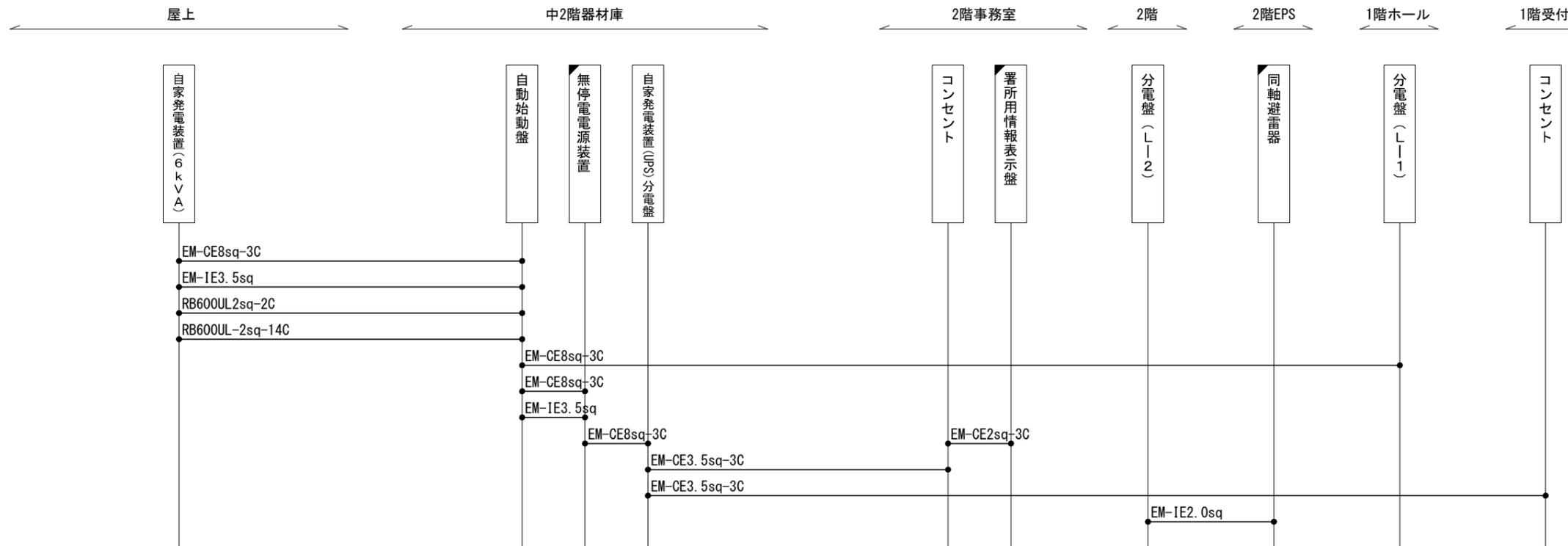
	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		:立上がり 立下がり

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 R階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S404
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署大久保分署 配線系統図



通信ケーブル系統図



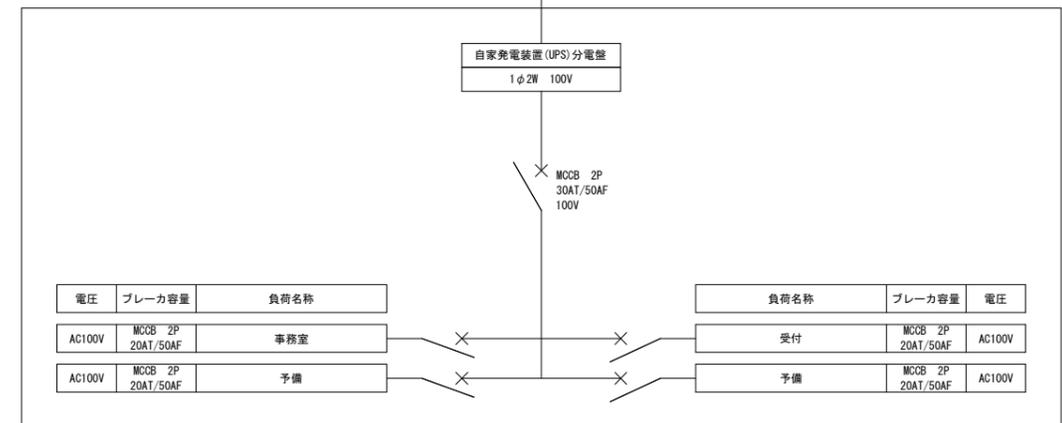
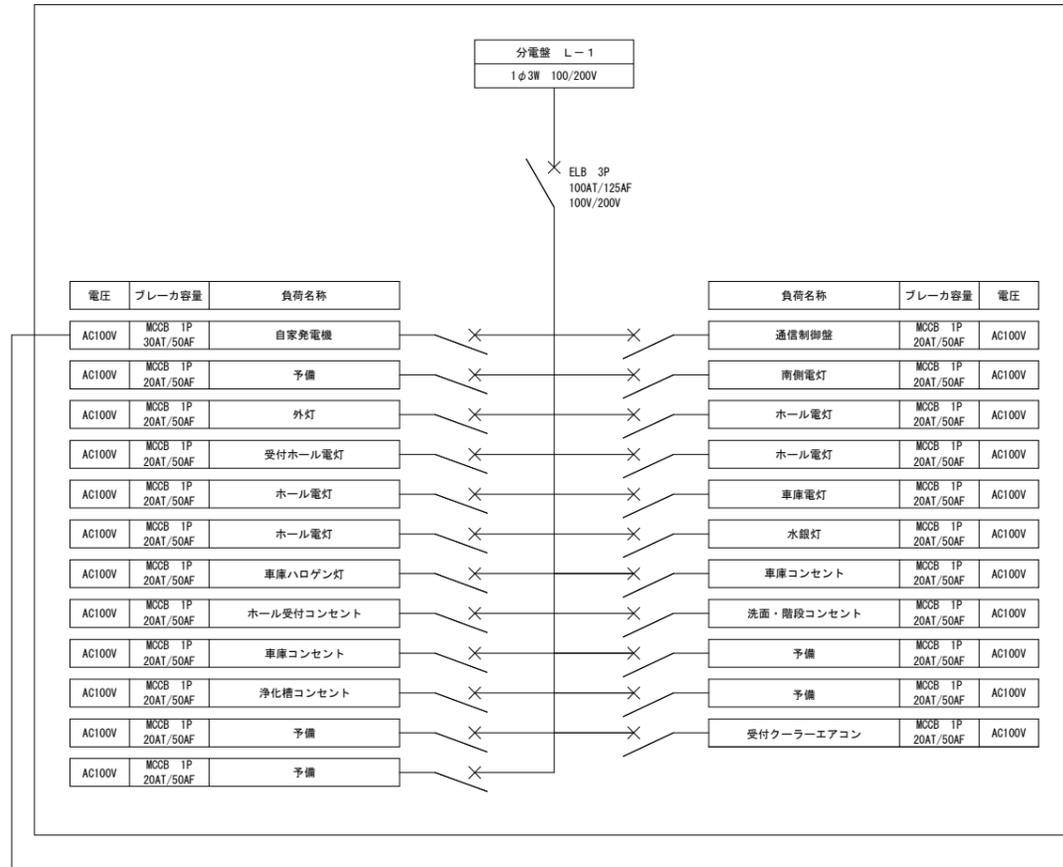
電源ケーブル系統図

凡例

- : 新設機器 (Newly installed equipment)
- : 既設機器 (Existing equipment)

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	-	図面番号	S405
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

大久保分署 分電盤・自家発電機 配線接続図



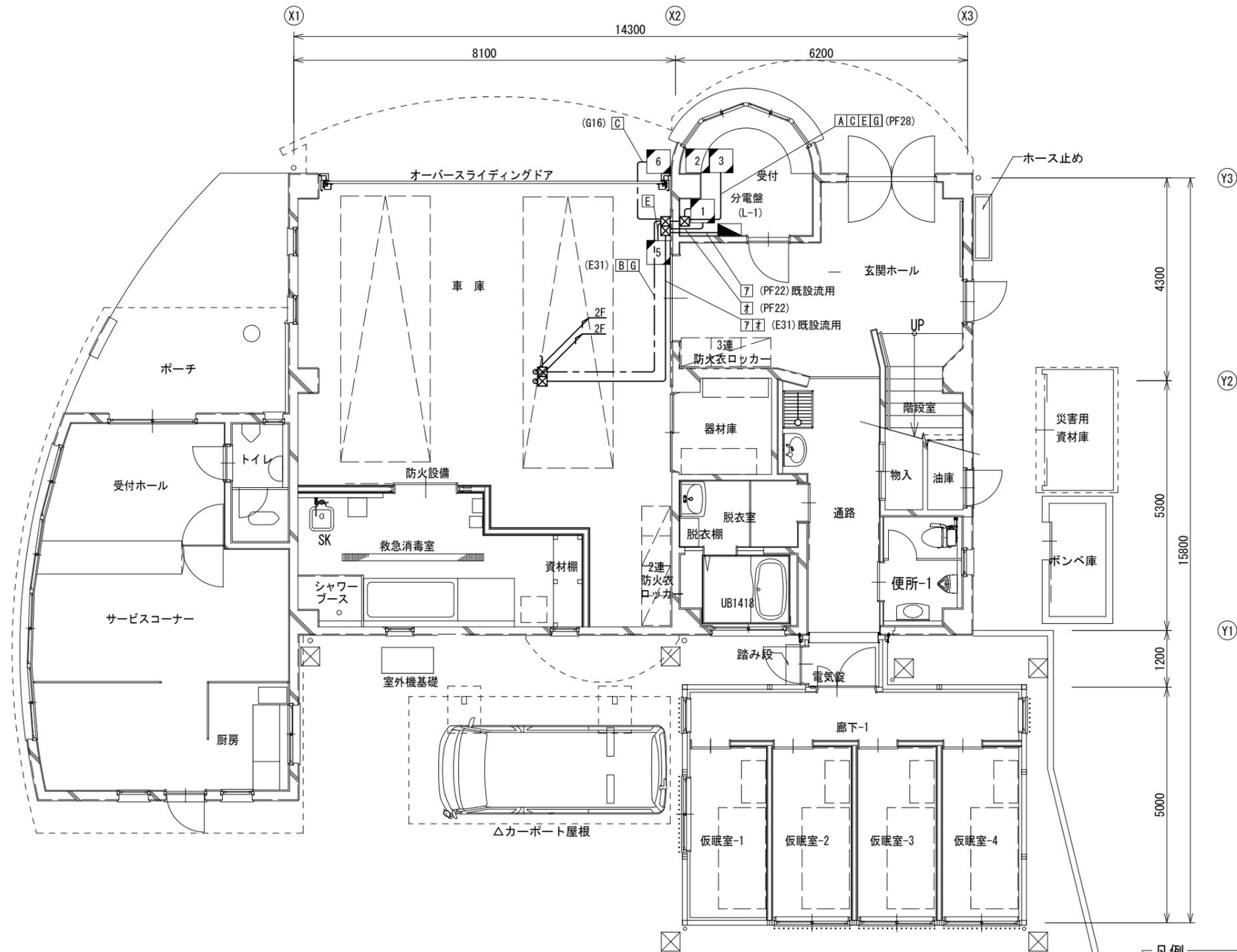
凡例

■ : 新設機器

□ : 既設機器

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S406
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署江井島分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンプ	
	3) 指令情報出力装置	
	4) POEHUB	
2	署所端末装置	
3	無線指令受付装置	
5	無線LANアクセスポイント	
6	ネットワークPTZカメラ	

No	配線区間	配線線種
A	通信端子盤(指令)~署所端末装置	EM-ET10. 5-2P
B	アクセスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ネットワークPTZカメラ	EM-UTP-C5E0. 5-4P
E	L2-SW~POEHUB~無線LANアクセスポイント	EM-UTP-C5E0. 5-4P
G	スリプ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
7	分電盤(L-1)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-IE3. 5sq
		EM-CE3. 5sq-3C

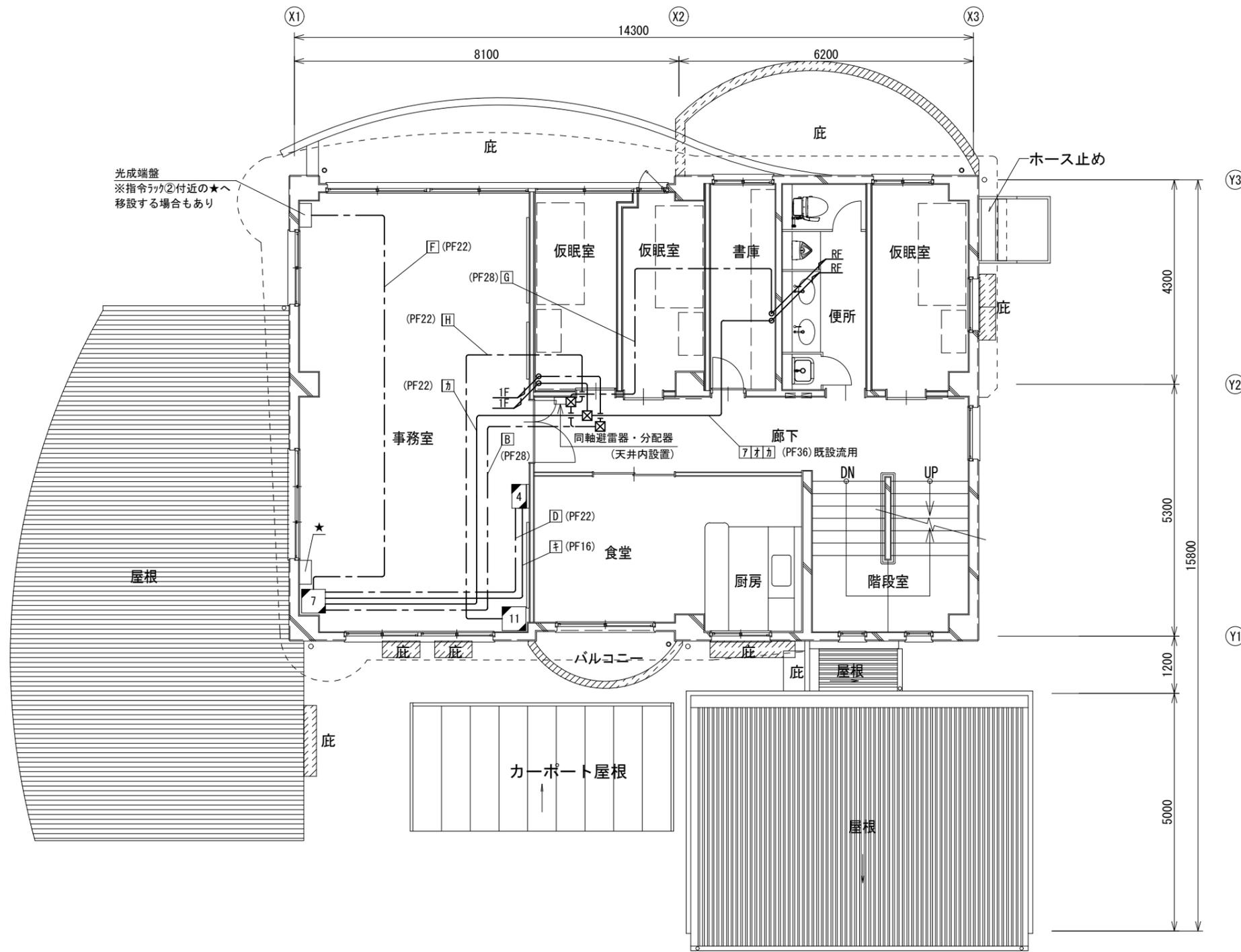
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去一新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署江井島分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S501
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署江井島分署 2階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
4	署所用情報表示盤	
7	指令ラック②	
	1) 表示盤端末	
	2) L2-SW	
	3) ONU×2	
	4) アクセスルータ	
11	署所受令機	

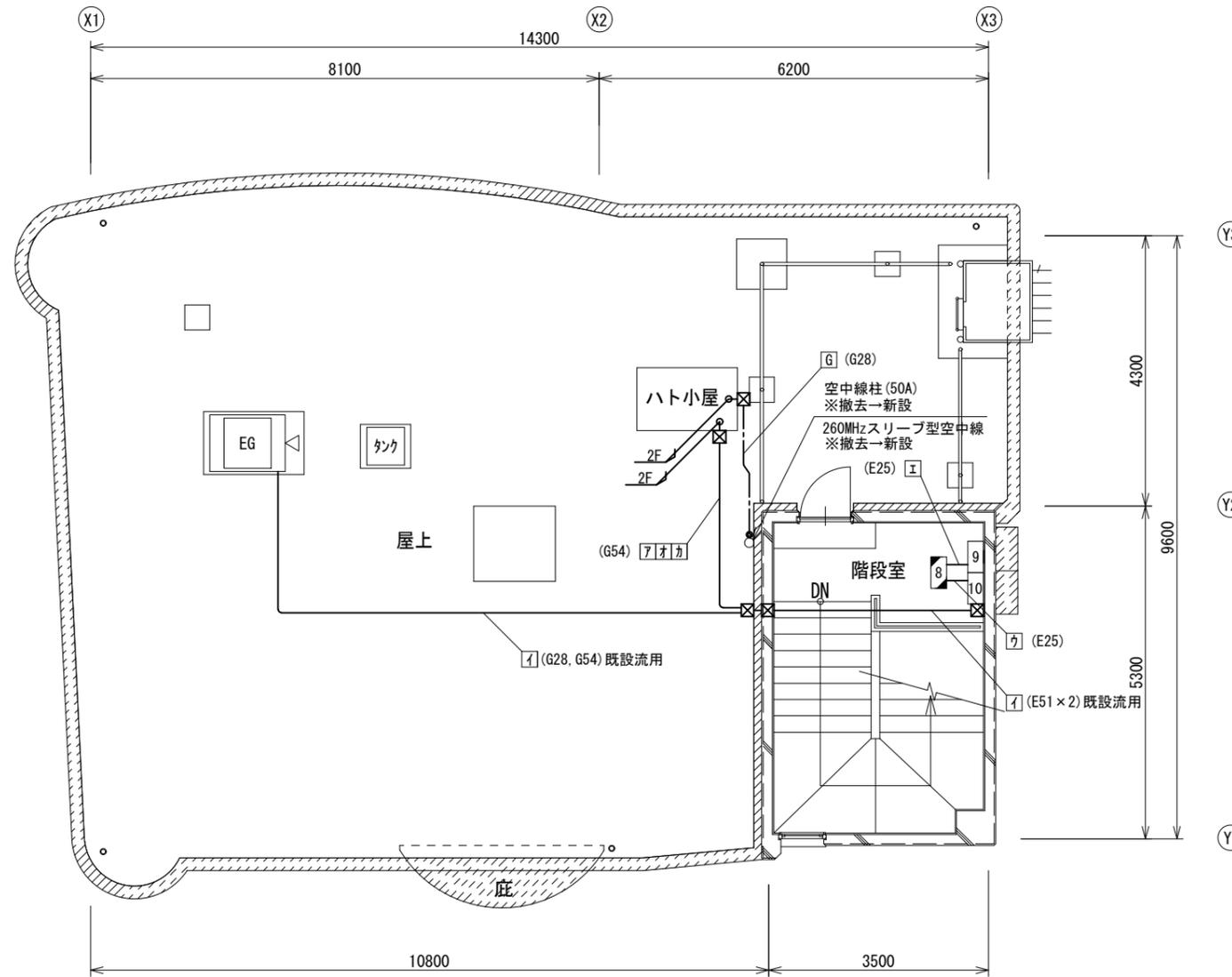
No	配線区間	配線線種
B	アクセスルータ～L2-SW	EM-UTP-C5E0.5-4P
D	表示盤端末～署所用情報表示盤	EM-UTP-C5E0.5-4P
F	光成端盤～ONU×2	MIL SM-2C×2
G	スリフ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器～署所受令機	EM-5D-FB
7	分電盤(L-1)～自動始動盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤～指令ラック①	EM-CE3.5sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤～指令ラック②	EM-CE3.5sq-3C
キ	指令ラック②～署所用情報表示盤	EM-CE2sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例	
	:撤去・新設
	:新設
	:撤去
	:既設
	:通信ケーブル
	:電源ケーブル
	:階渡り

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署江井島分署 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S502
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署江井島分署 R階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
8	無停電電源装置(3KVA)	
9	自家発電装置(UPS)分電盤	
10	自動制御盤(自家発電機)	

No	配線区間	配線線種
G	スリーブ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
7	分電盤(L-1)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
イ	自動始動盤~自家発電機	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
ウ	自動始動盤~無停電電源装置	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
エ	無停電電源装置~自家発電装置(UPS)分電盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3.5sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック②	EM-CE3.5sq-3C

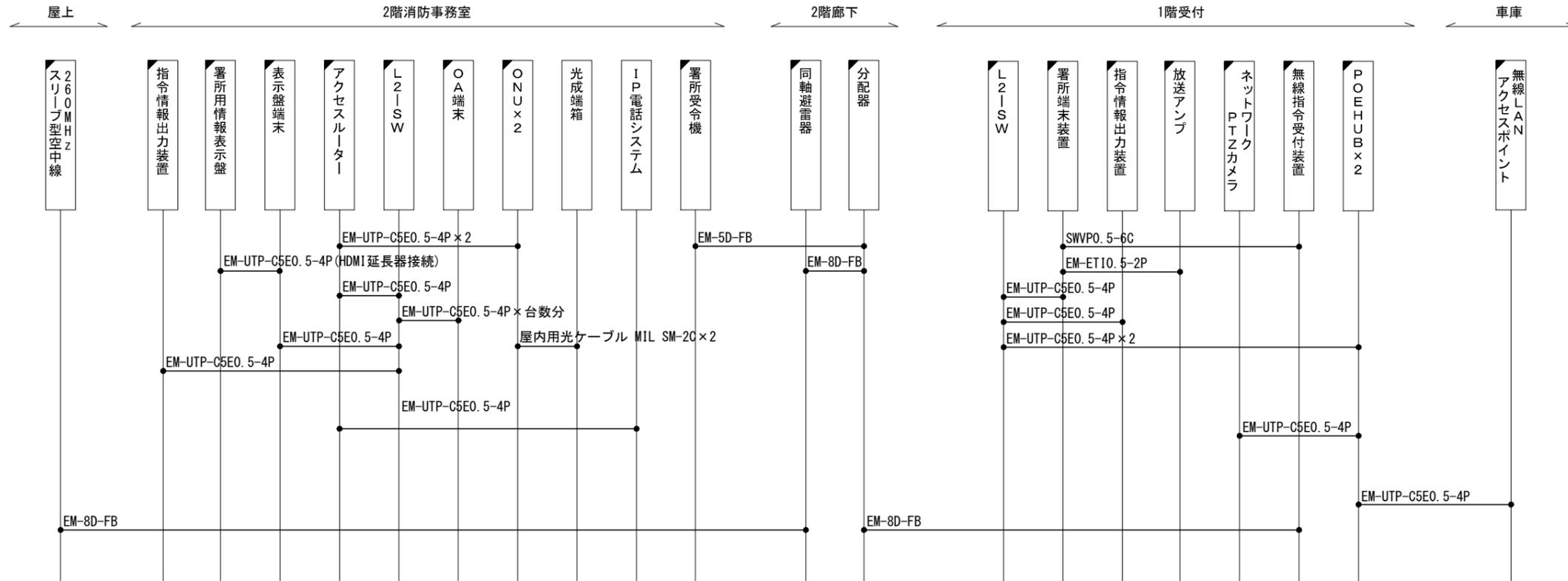
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

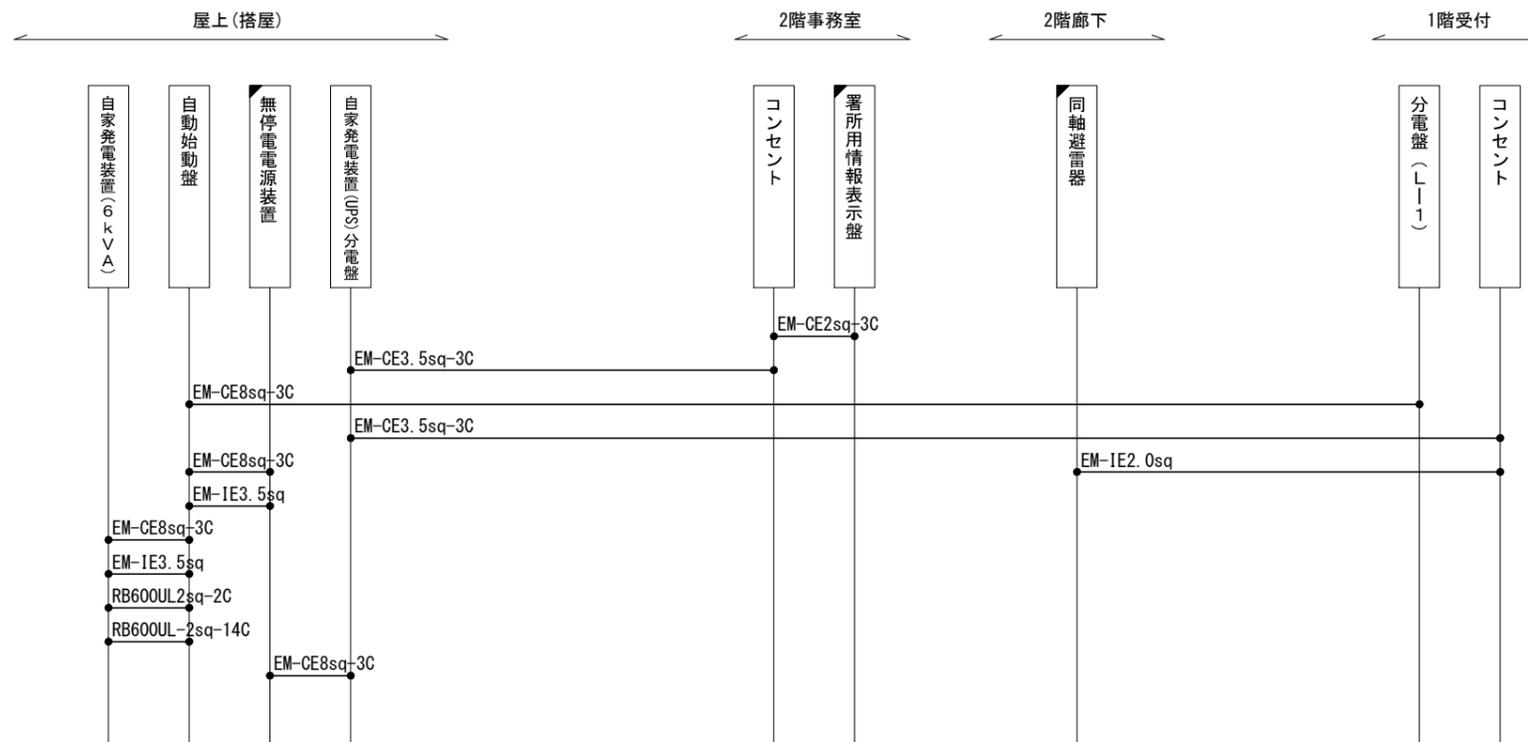
	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階段り
	:既設		:立上がり 立下がり

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署江井島分署 R階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S503
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署江井島分署 配線系統図



通信ケーブル系統図



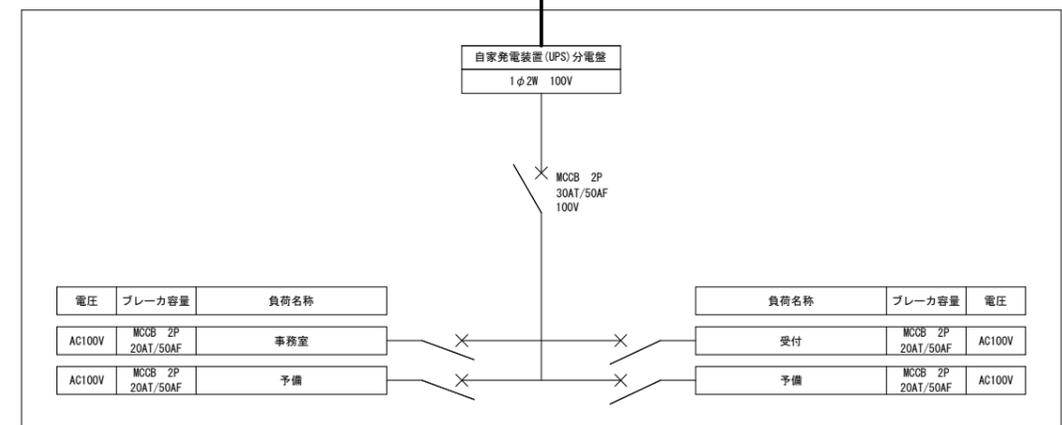
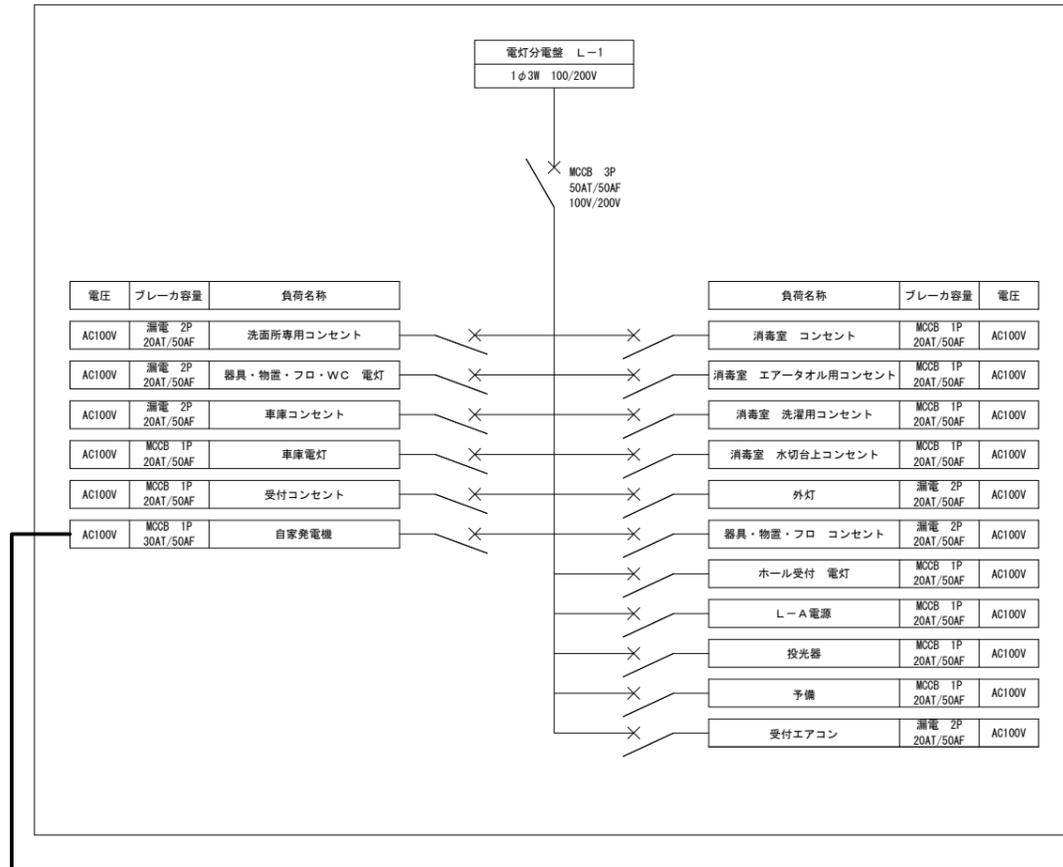
電源ケーブル系統図

凡例

	: 新設機器
	: 既設機器

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署江井島分署 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	-	図面番号	S504
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

江井島分署 分電盤・自家発電機 配線接続図



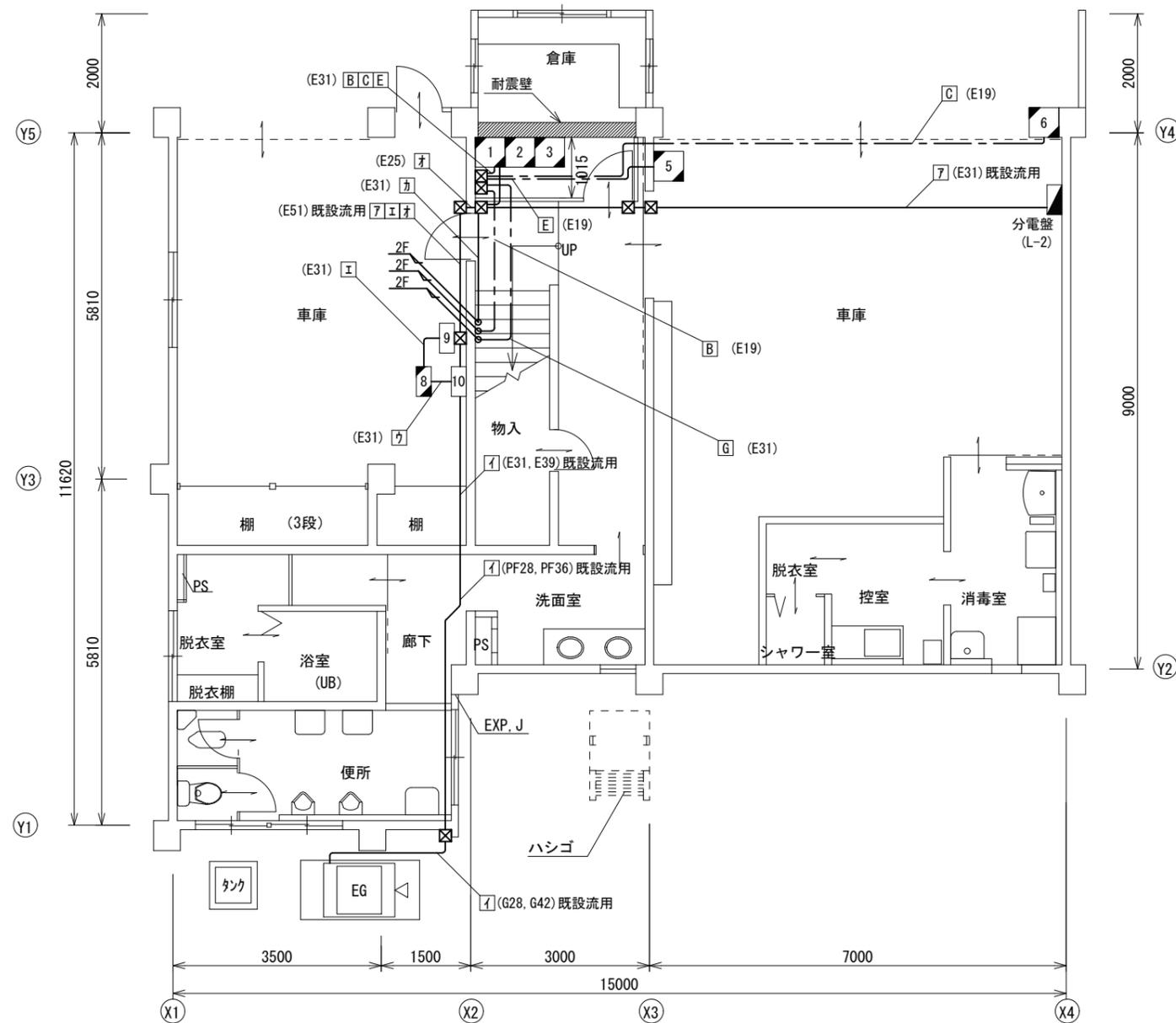
凡例

■ : 新設機器

□ : 既設機器

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署江井島分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S505
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署魚住分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンプ	
	3) 指令情報出力装置	
2	署所端末装置	
	無線指令受付装置	
	無線LAN7ヶ所* イント	
	無線LAN7ヶ所* イント	
6	ネットワークカメラ	
8	無停電電源装置(3KVA)	
9	自家発電装置(UPS)分電盤	
10	自動制御盤(自家発電機)	

No	配線区間	配線線種
B	アクセスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ネットワークカメラ	EM-UTP-C5E0. 5-4P
E	L2-SW~POEHUB~無線LAN7ヶ所* イント	EM-UTP-C5E0. 5-4P
G	スリプ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
7	分電盤(L-2)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C EM-IE3. 5sq
イ	自動始動盤~自家発電機	EM-CE8sq-3C EM-IE3. 5sq
ウ	自動始動盤~無停電電源装置	EM-CE8sq-3C EM-IE3. 5sq
エ	無停電電源装置~自家発電装置(UPS)分電盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3. 5sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック②	EM-CE3. 5sq-3C

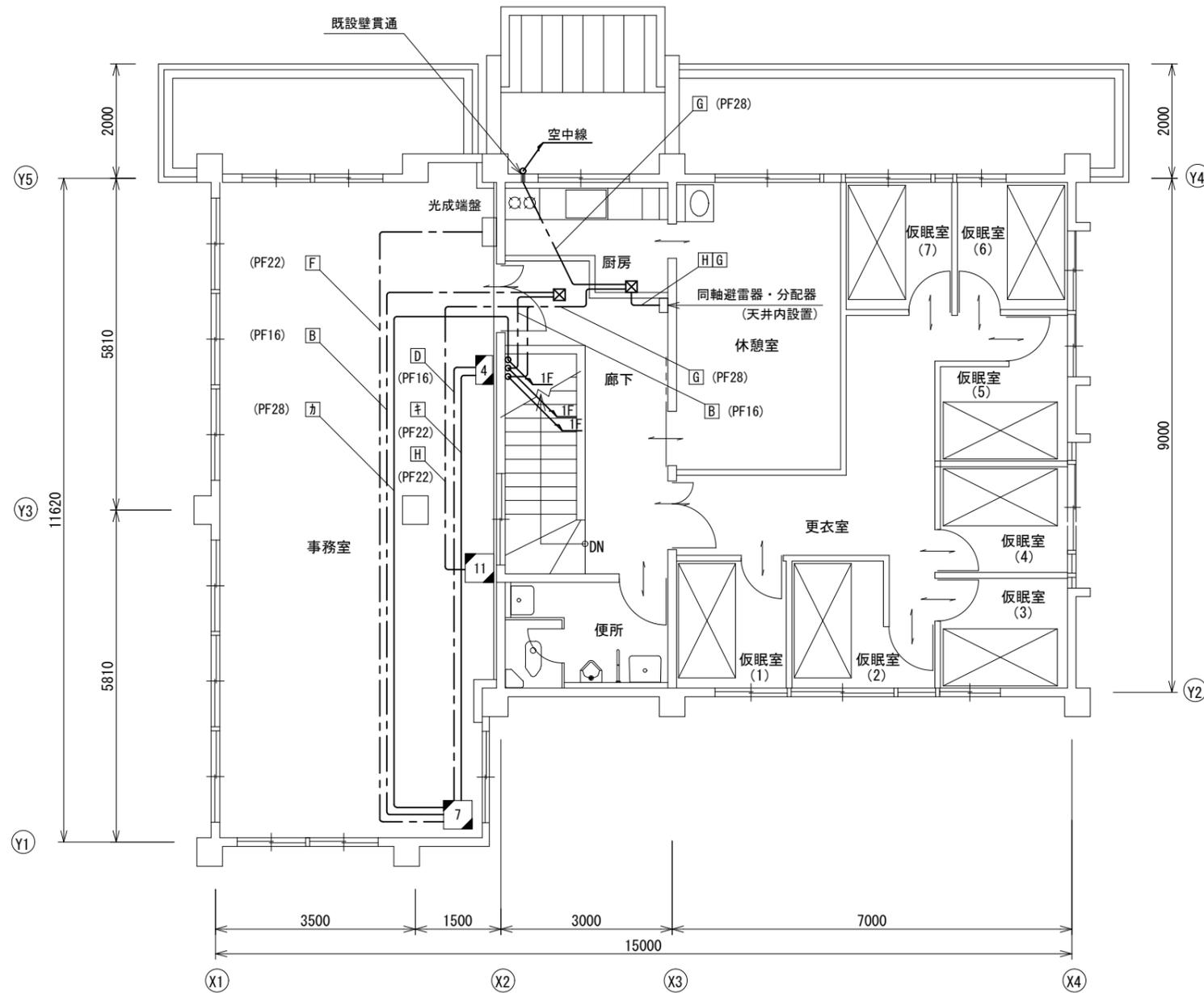
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署魚住分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S601
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署魚住分署 2階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
4	署所用情報表示盤 指令ラック②	
7	1) 表示盤端末 2) L2-SW 3) ONU×2 4) アクセスルータ 5) 指令情報出力装置	
11	署所受令機	

No	配線区間	配線線種
B	アクセスルータ～L2-SW	EM-UTP-C5E0.5-4P
D	表示盤端末～署所用情報表示盤	EM-UTP-C5E0.5-4P
F	光成端盤～ONU×2	MIL SM-2C×2
G	スリフ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器～署所受令機	EM-5D-FB
カ	自家発電装置(UPS)分電盤～指令ラック②	EM-CE3.5sq-3C
キ	指令ラック②～署所用情報表示盤	EM-CE2sq-3C

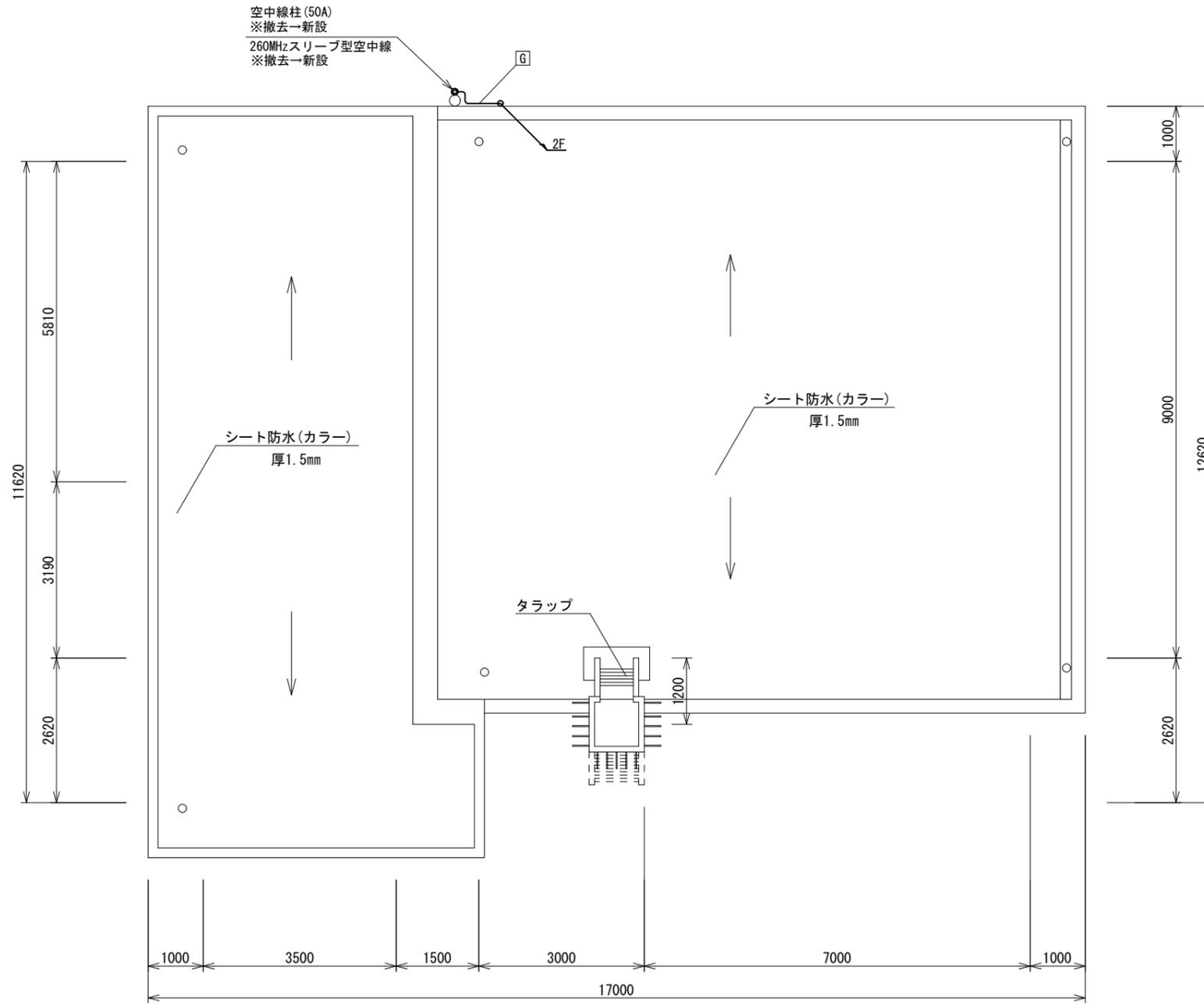
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	: 撤去→新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署魚住分署 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S602
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署魚住分署 R階平面図(撤去・新設)



No	配線区間	配線線種
G	スリーブ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB

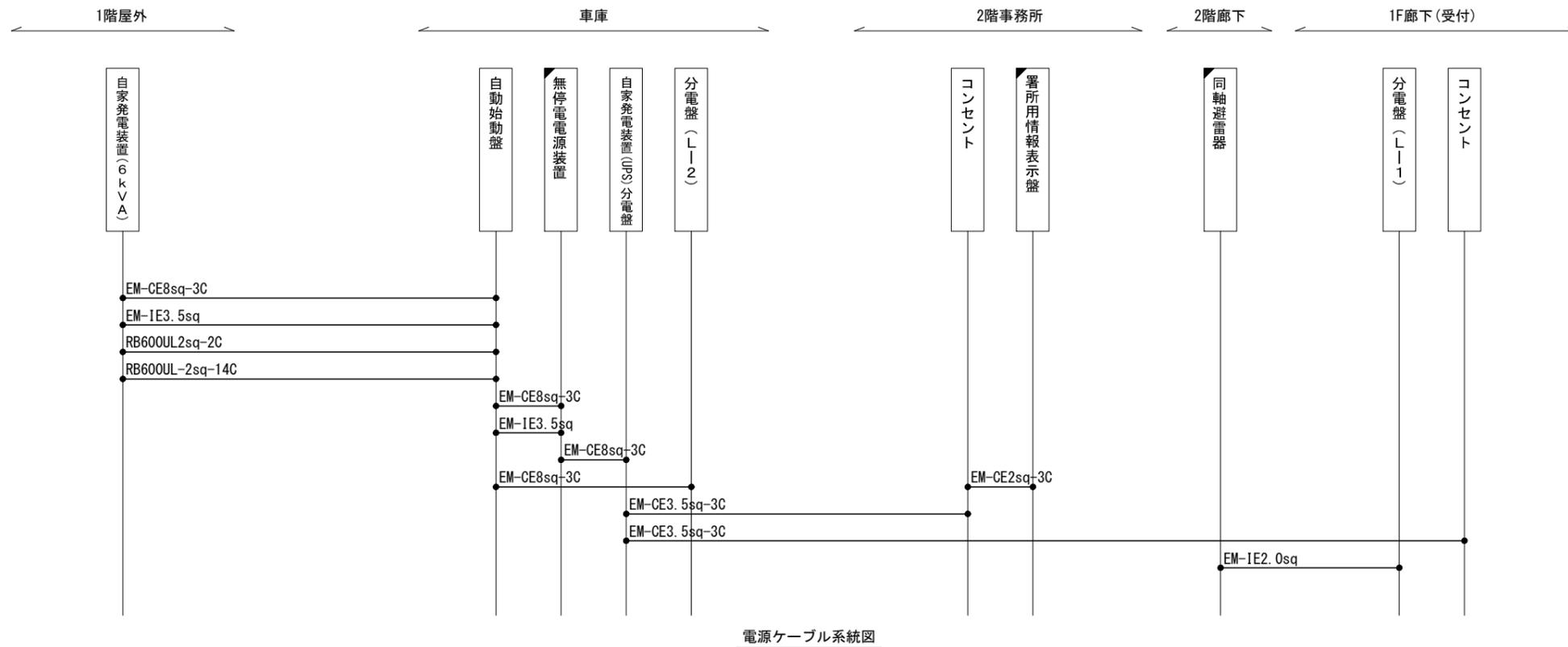
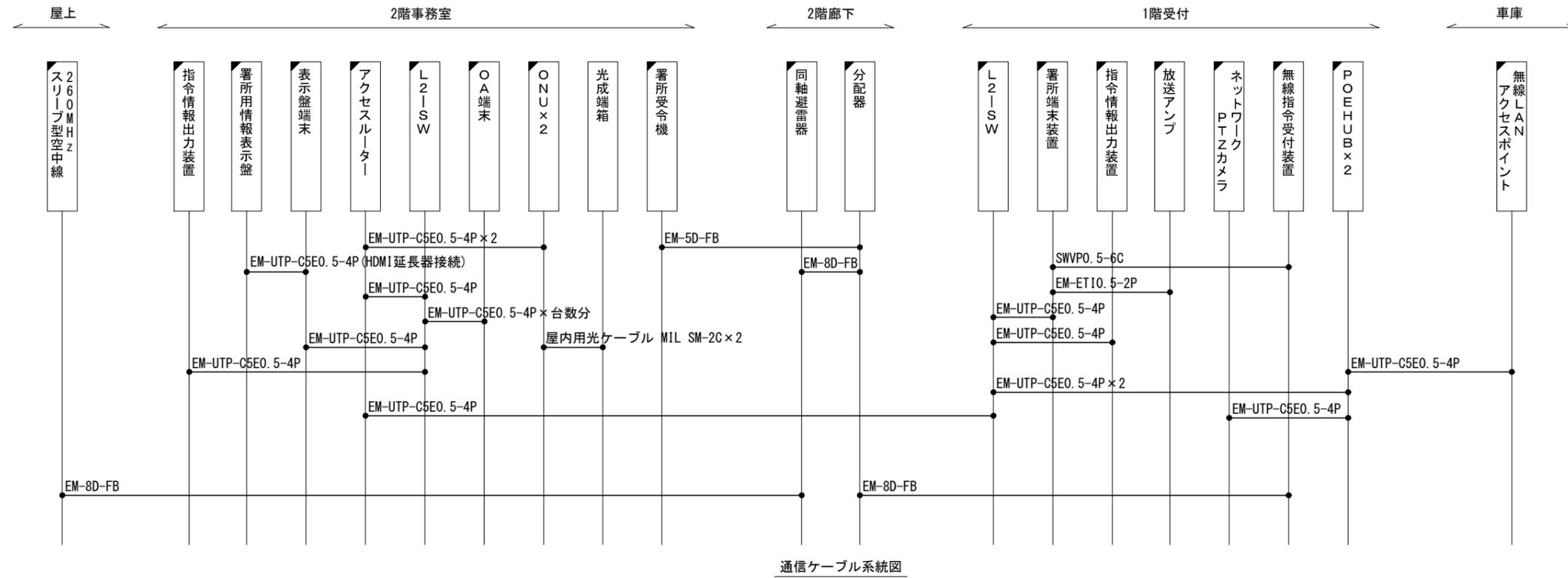
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		:立上がり 立下がり

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署魚住分署 R階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S603
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署魚住分署 配線系統図

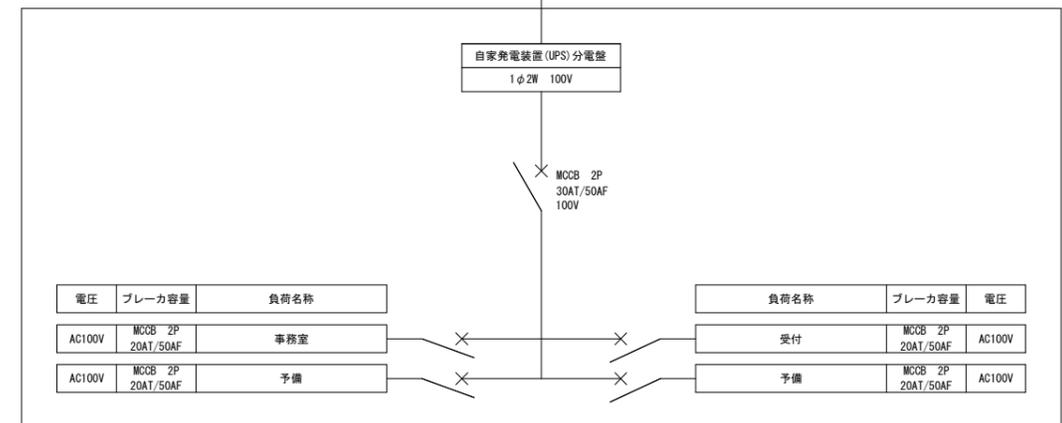
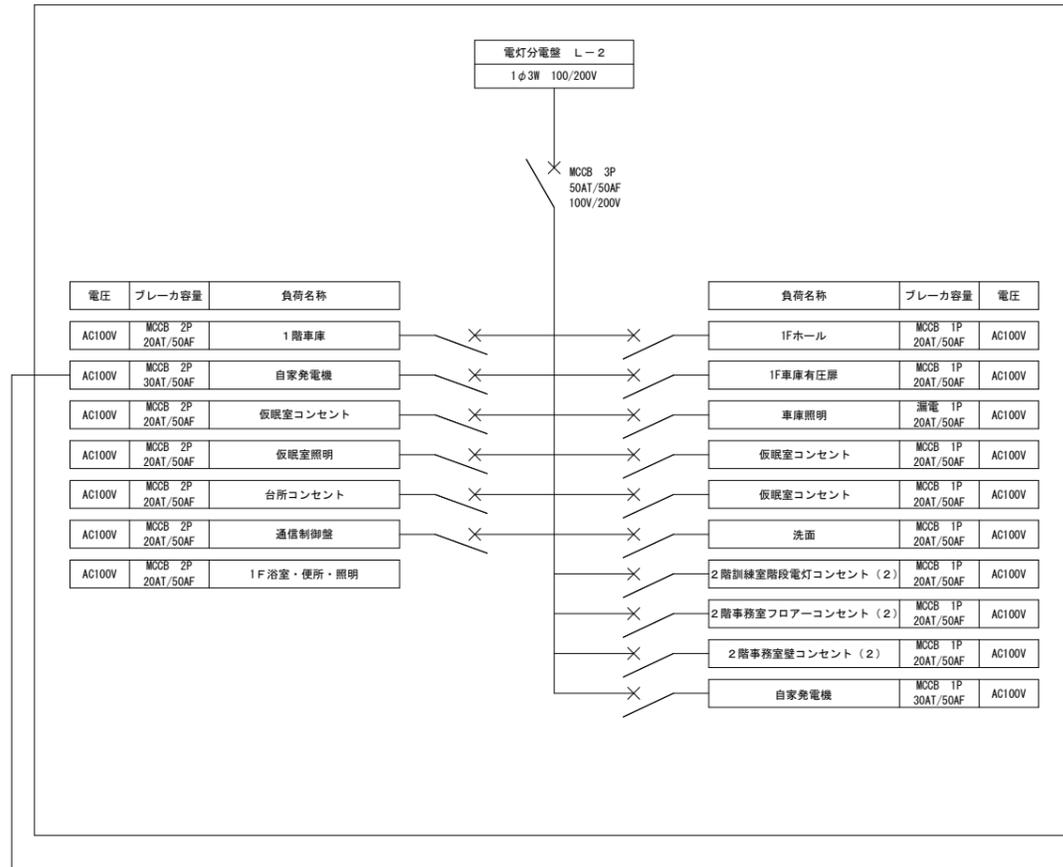


凡例

■	: 新設機器
□	: 既設機器

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署魚住分署 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	-	図面番号	S604
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

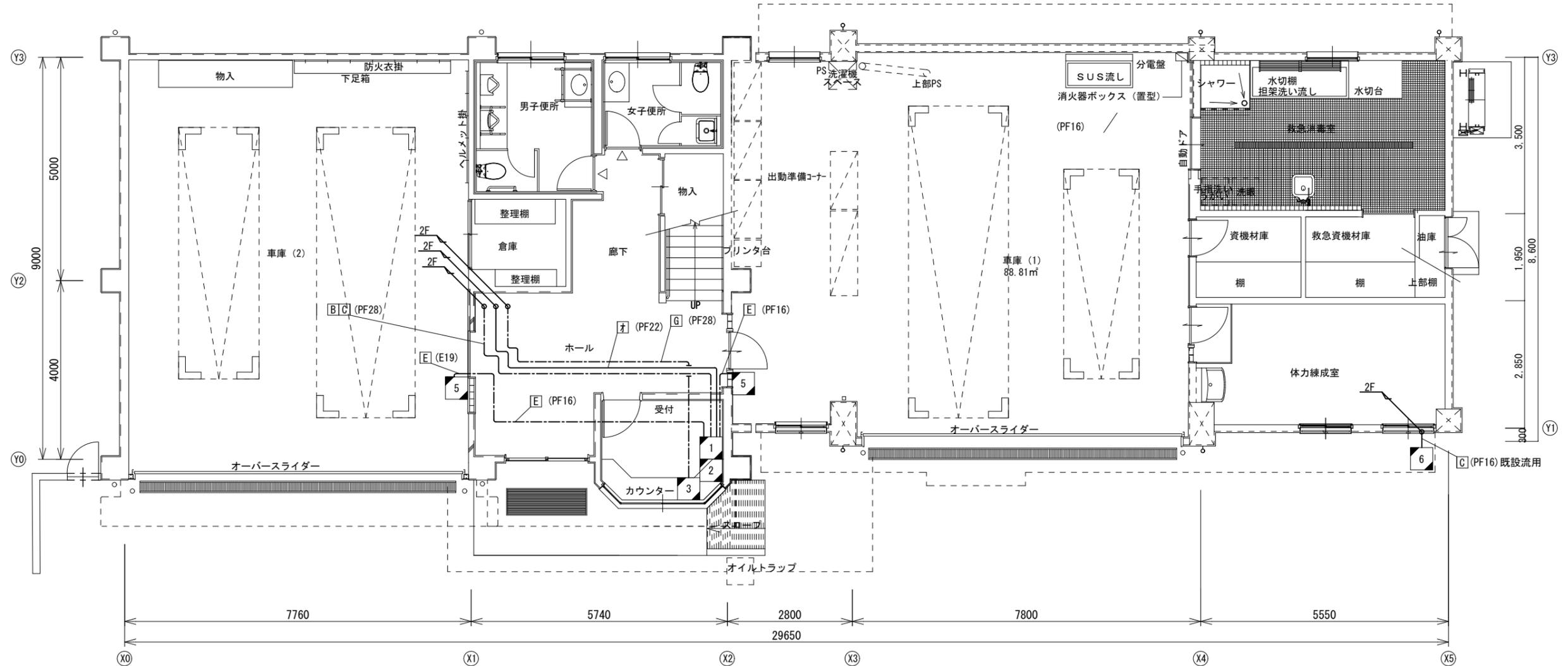
魚住分署 分電盤・自家発電機 配線接続図



凡例

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署魚住分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S605
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署二見分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンテナ	
	3) 指令情報出力装置	
4) POEHUB		
2	署所端末装置	
3	無線指令受付装置	
5	無線LANアクセサリ	
6	ネットワークカメラ	

No	配線区間	配線線種
B	アクセサリ～L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
C	L2-SW～POEHUB～ネットワークカメラ	EM-UTP-C5E0. 5-4P
E	L2-SW～POEHUB～無線LANアクセサリ	EM-UTP-C5E0. 5-4P
G	スリプ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB
F	自家発電装置(UPS)分電盤～指令ラック①	EM-CE3. 5sq-3C

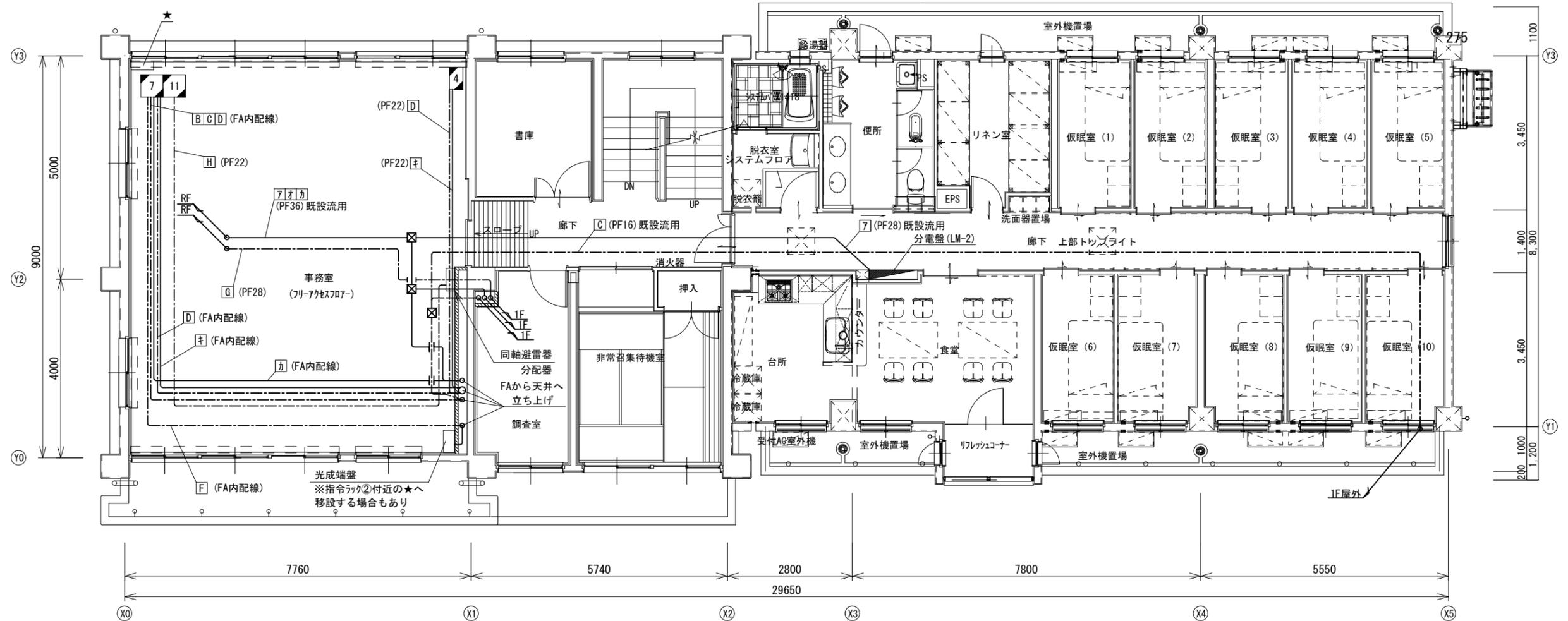
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

- : 撤去・新設
- : 新設
- : 撤去
- : 既設
- : 通信ケーブル
- : 電源ケーブル
- ↗ : 階渡り

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署二見分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S701
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署二見分署 2階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
4	署所用情報表示盤 指令ツック②	
7	1) 表示盤端末 2) L2-SW 3) ONU×2 4) アクセスルータ 5) 指令情報出力装置	
11	署所受令機	

No	配線区間	配線線種
B	アクセスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0.5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ネットワークPTZカメラ	EM-UTP-C5E0.5-4P
D	表示盤端末~署所用情報表示盤	EM-UTP-C5E0.5-4P
F	光成端盤~ONU×2	MIL SM-2C×2
G	スリフ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器~署所受令機	EM-5D-FB
7	分電盤(LM-2)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ツック①	EM-CE3.5sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ツック②	EM-CE3.5sq-3C
キ	指令ツック②~署所用情報表示盤	EM-CE2sq-3C

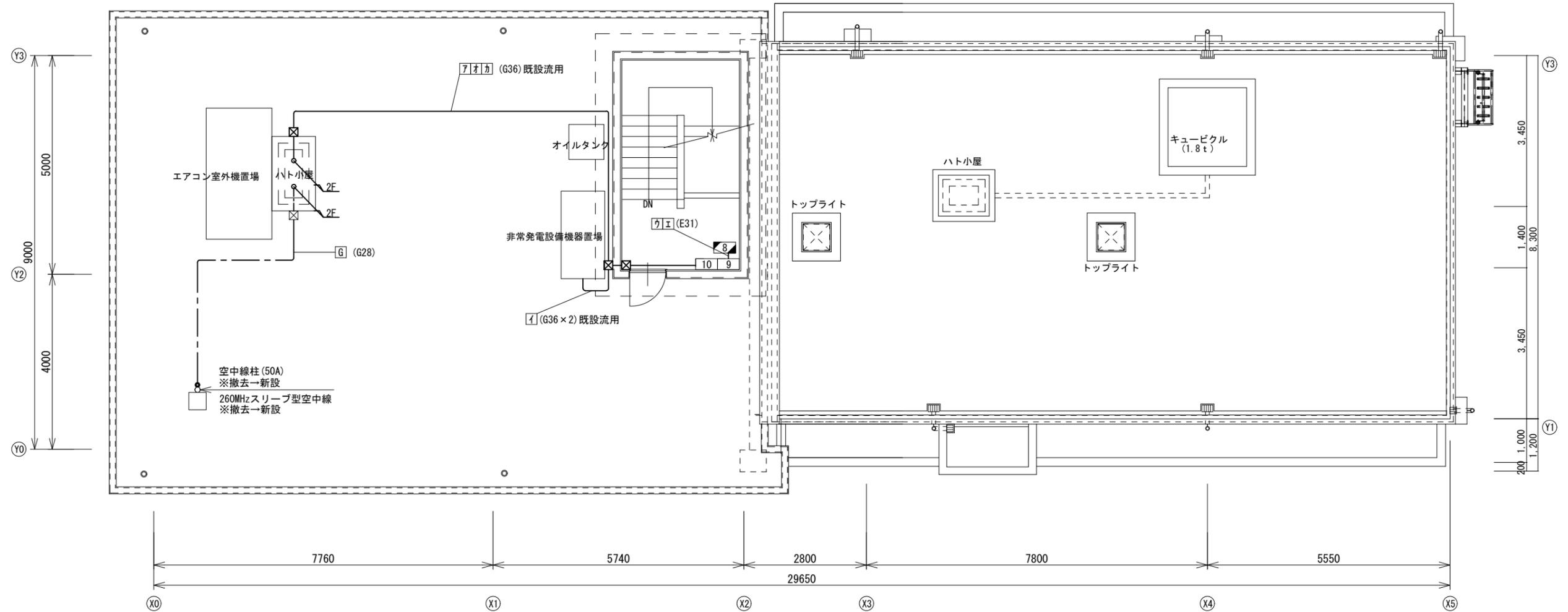
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

- : 撤去→新設
- : 通信ケーブル
- : 新設
- : 電源ケーブル
- : 撤去
- : 階渡り
- : 既設

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署二見分署 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S702
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署二見分署 R階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
8	無停電電源装置 (3KVA)	
9	自家発電装置 (UPS) 分電盤	
10	自動制御盤 (自家発電機)	

No	配線区間	配線線種
G	スリーブ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
7	分電盤 (LM-2) ~ 自動始動盤	EM-CE8sq-3C
イ	自動始動盤~自家発電機	EM-IE3.5sq
		EM-CE8sq-3C
ウ	自動始動盤~無停電電源装置	EM-CE8sq-3C
エ	無停電電源装置~自家発電装置 (UPS) 分電盤	EM-IE3.5sq
オ	自家発電装置 (UPS) 分電盤~指令ラック①	EM-CE8sq-3C
カ	自家発電装置 (UPS) 分電盤~指令ラック②	EM-CE3.5sq-3C

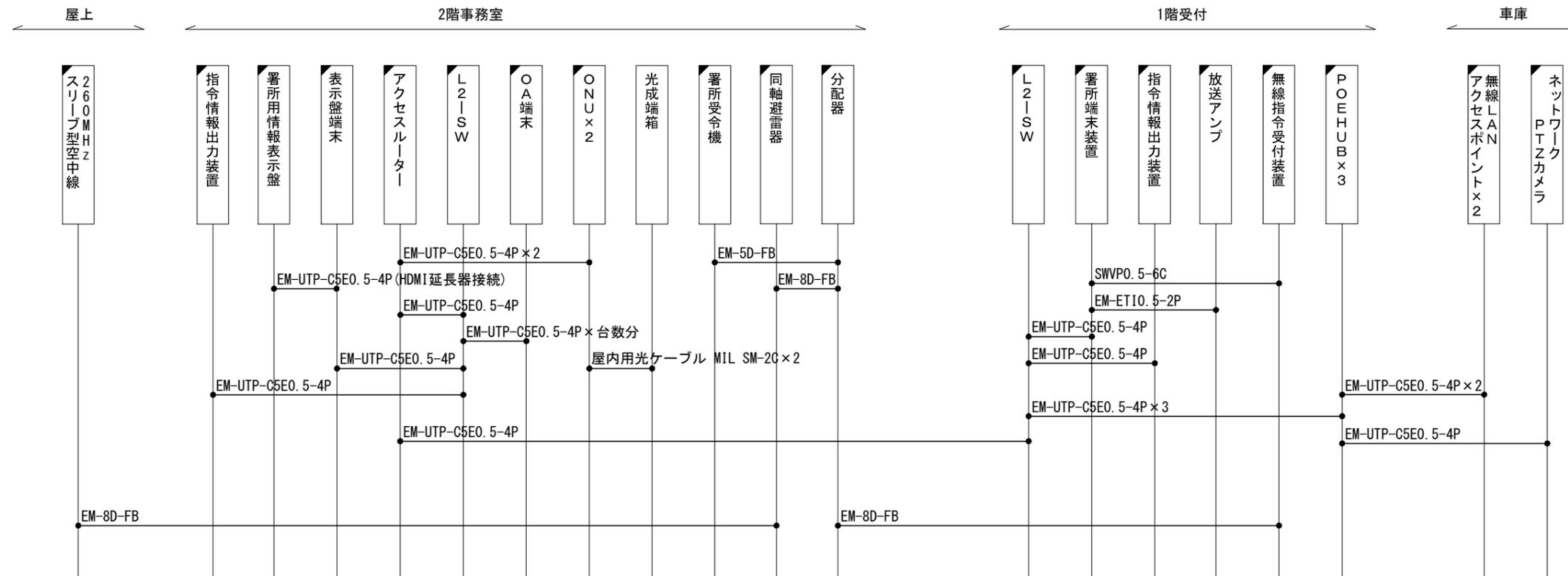
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

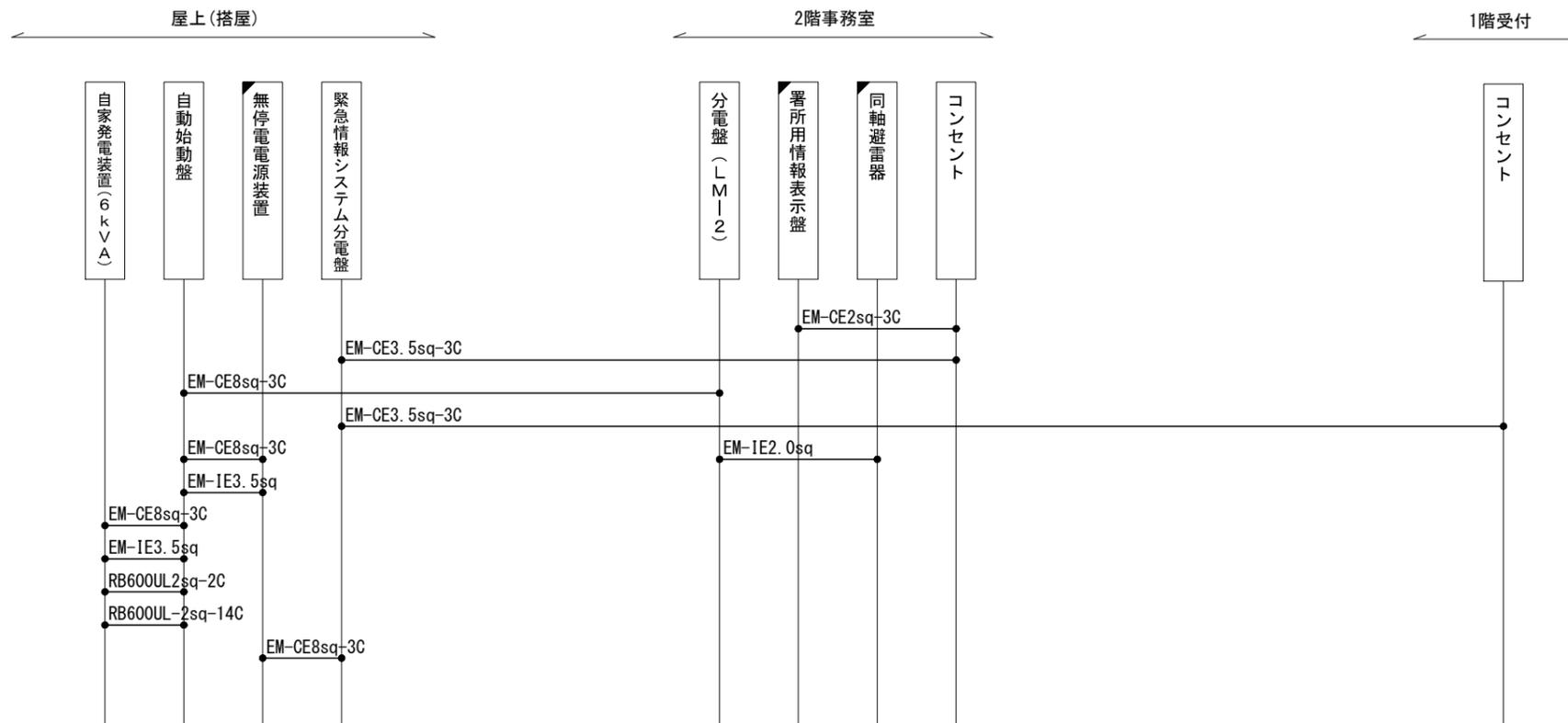
	: 撤去→新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署二見分署 R階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S703
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署二見分署 配線系統図



通信ケーブル系統図



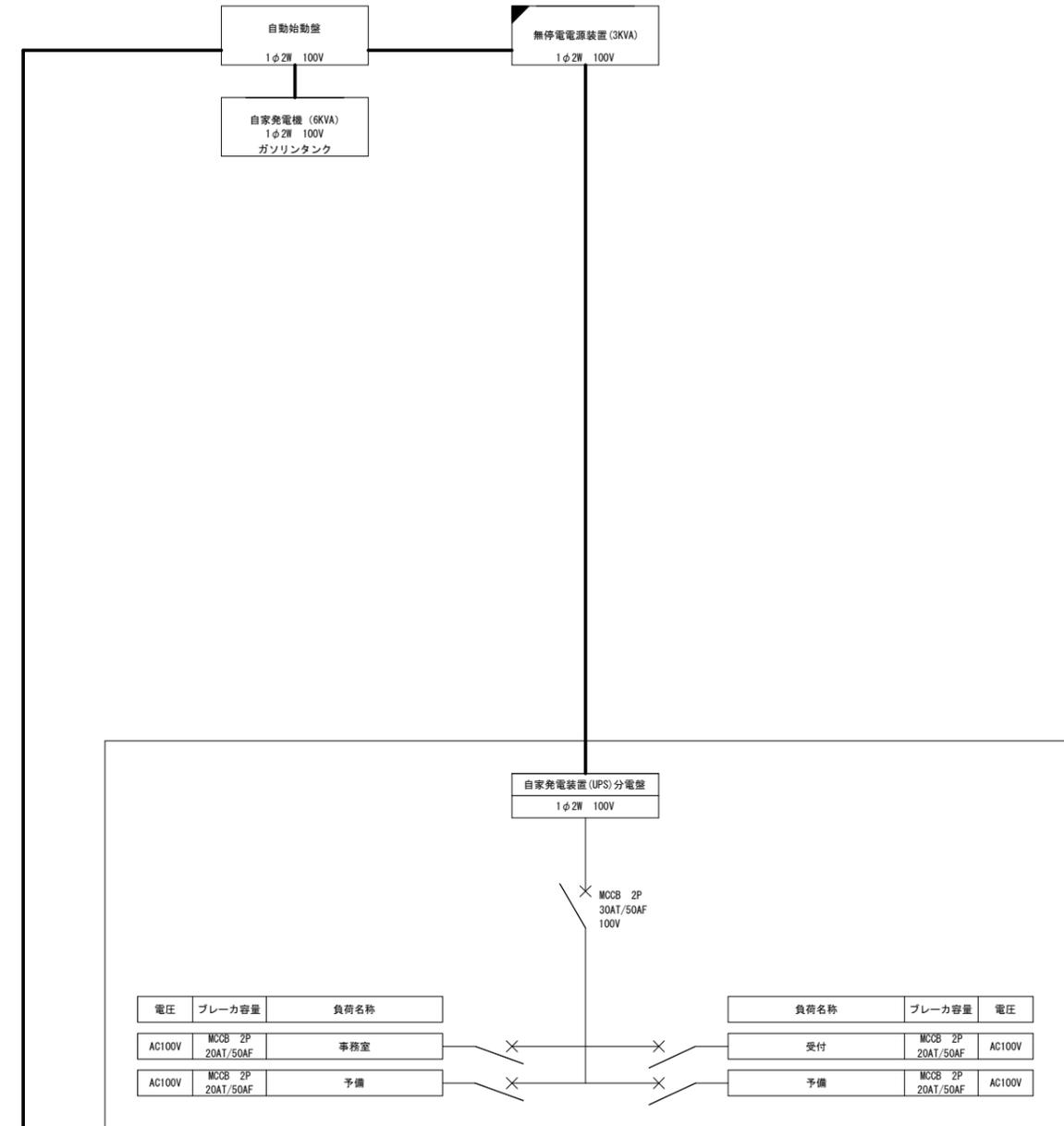
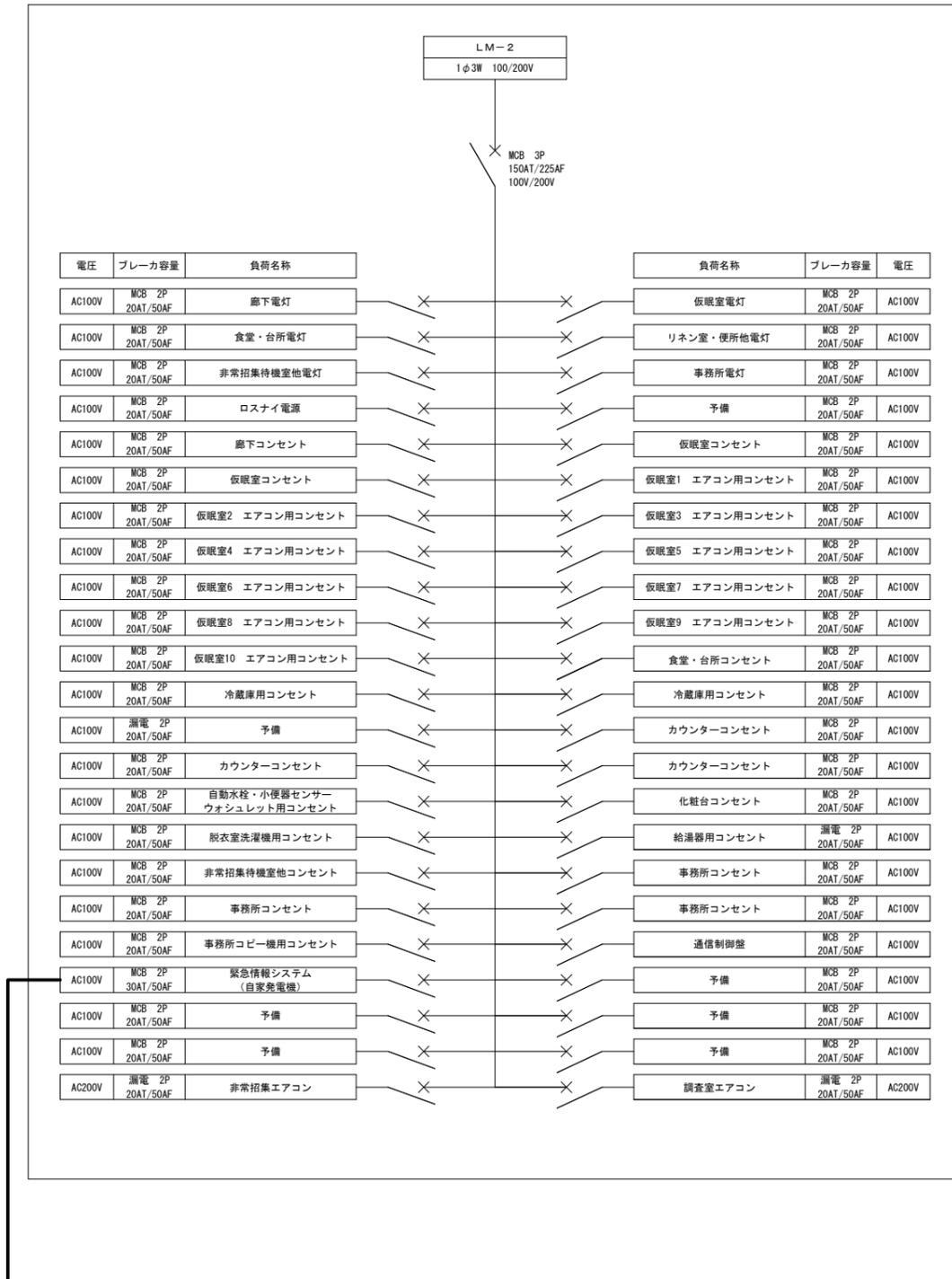
電源ケーブル系統図

凡例

- : 新設機器 (New equipment)
- : 既設機器 (Existing equipment)

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署二見分署 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	-	図面番号	S704
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

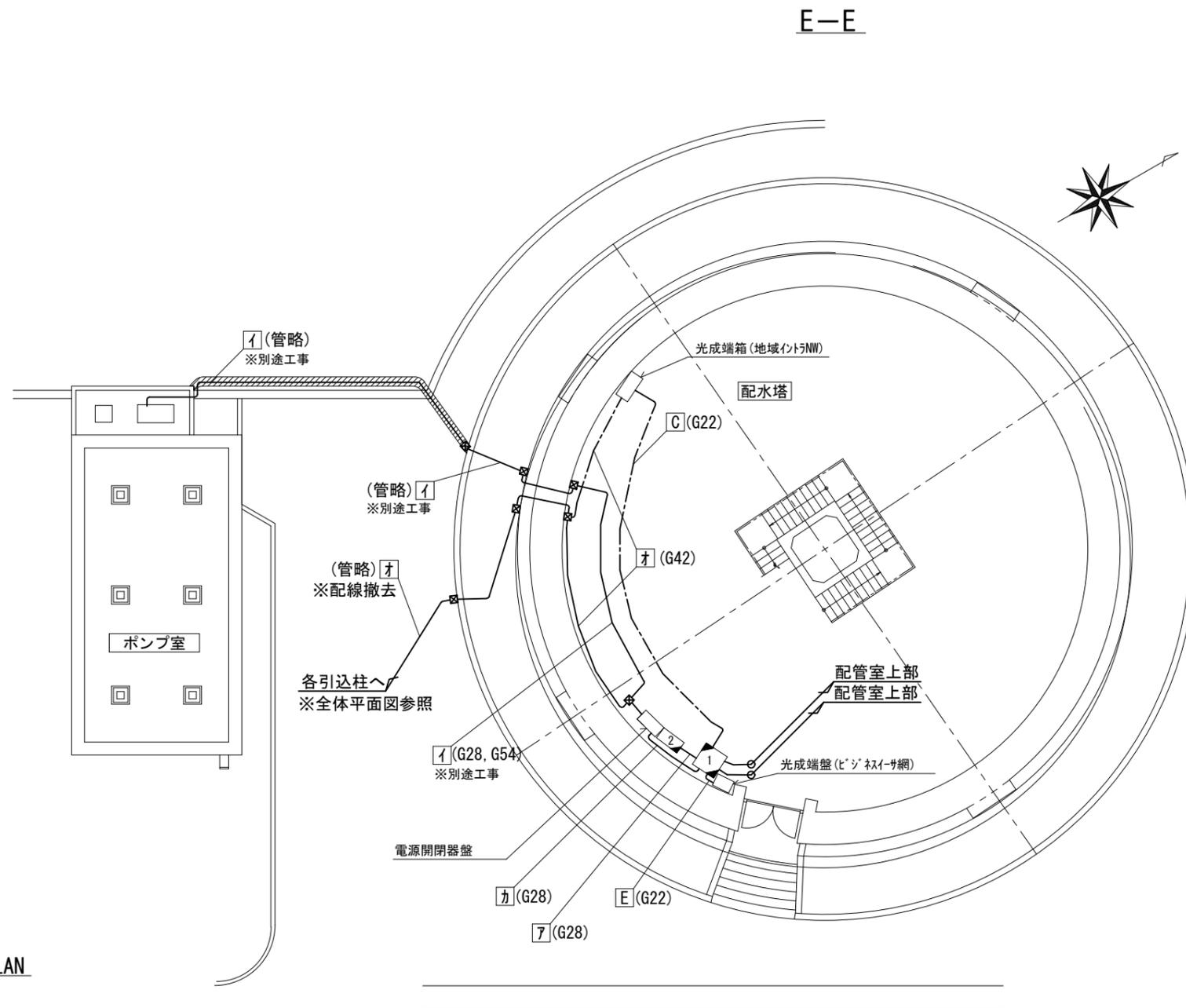
二見分署 分電盤・自家発電機 配線接続図



凡例

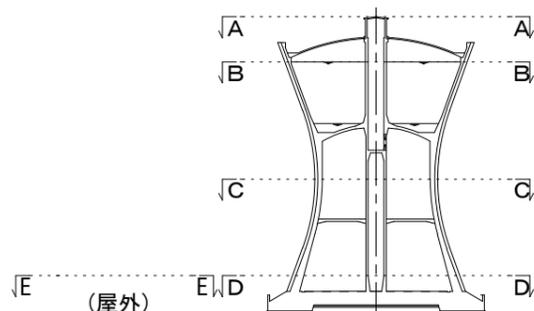
工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署二見分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S705
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

中部配水場 屋外平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	機器収納ラック	
2	自動制御盤(自家発電機)	

KEY-PLAN



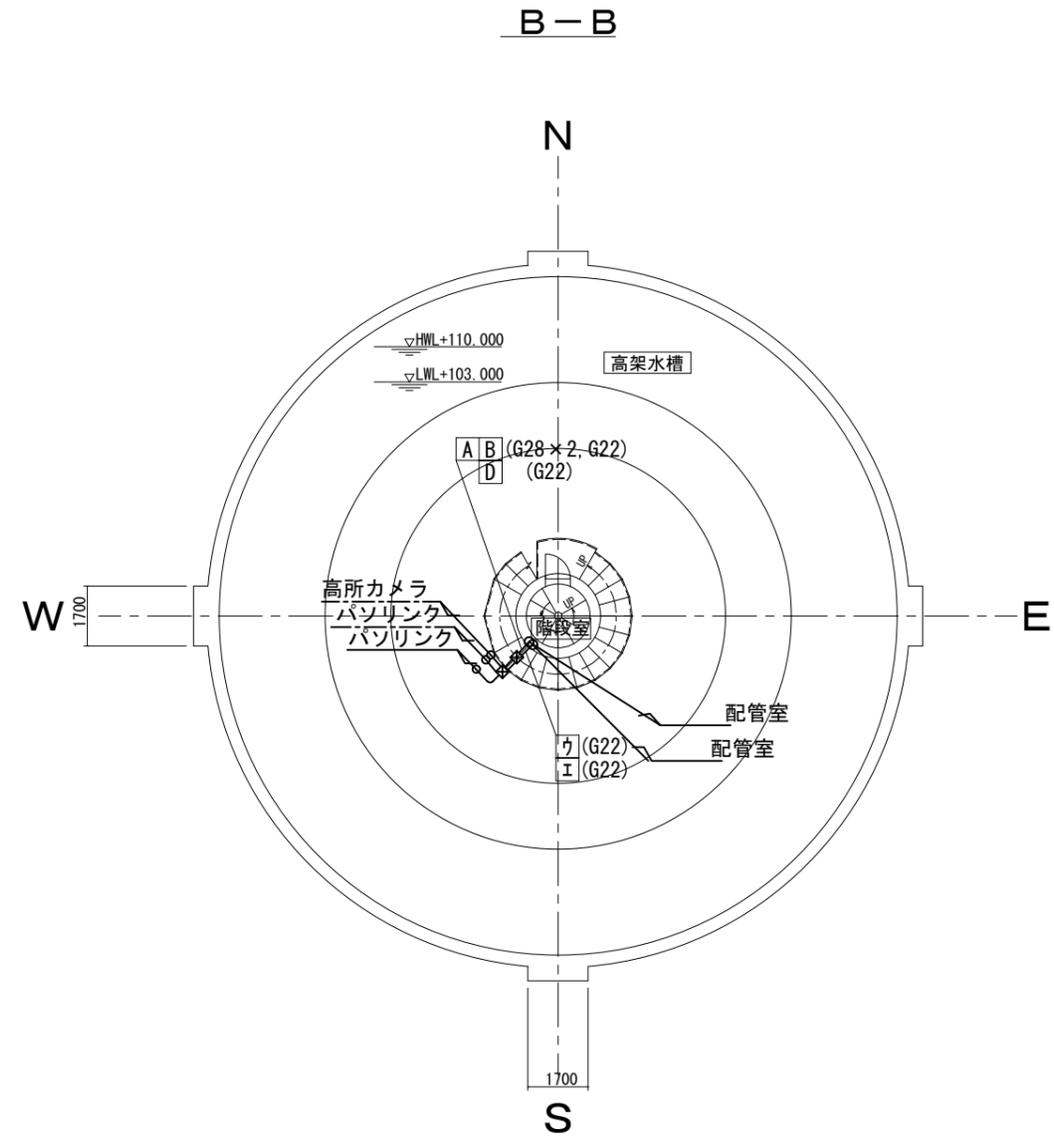
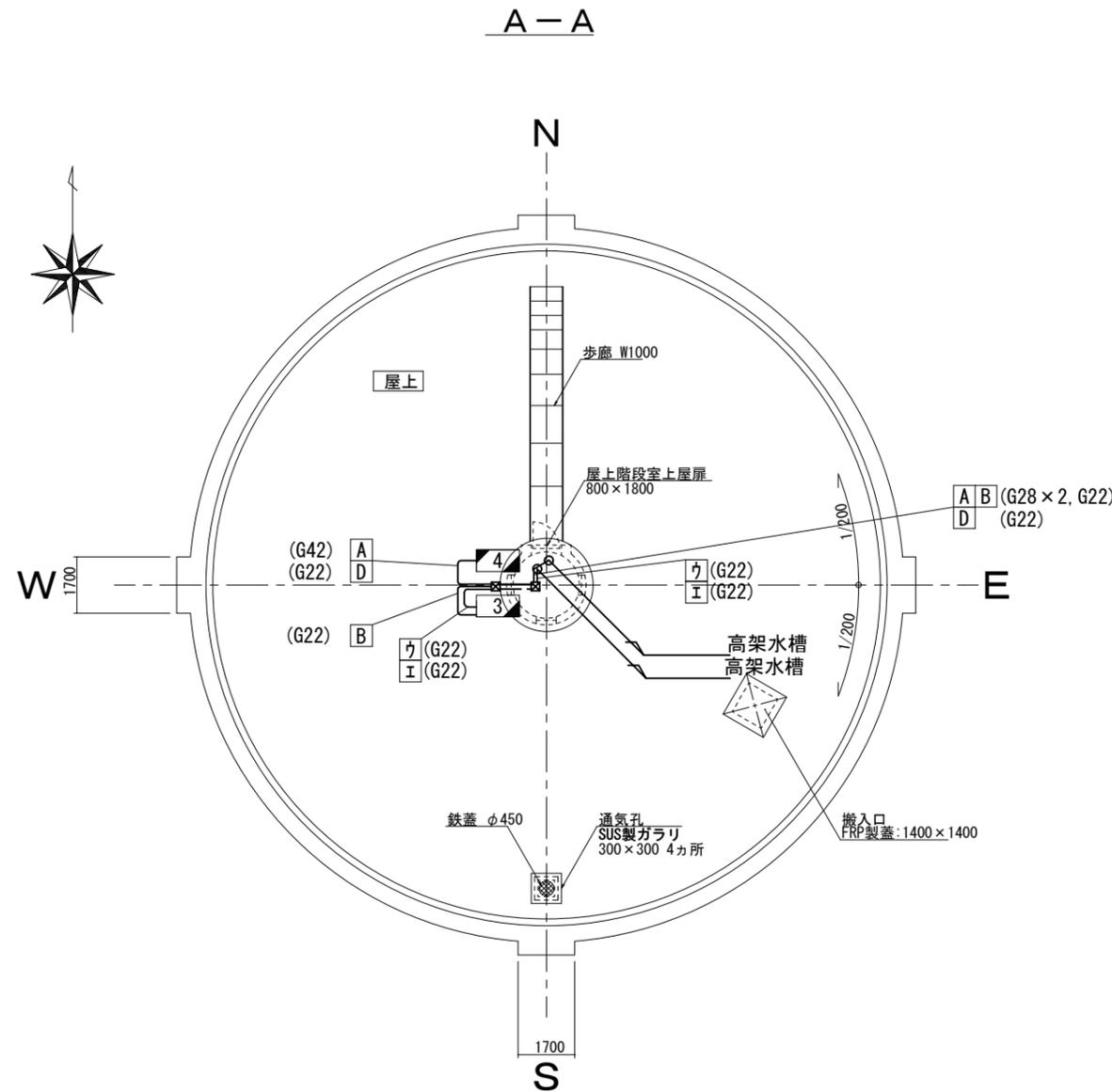
No	配線区間	配線線種
C	光成端箱(地域イントラNW)~機器収納ラック	MIL SM-2C×3
E	光成端盤(ビジ'ネツイサ網)~機器収納ラック	MIL SM-2C×2
7	機器収納ラック~自動始動盤	EM-CE8sq-2C EM-IE3.5sq EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
イ	自動始動盤~自家発電機	制御ケーブル
オ	電源開閉盤~電力引込柱	EM-CE38sq-2C
カ	光成端箱(地域イントラNW)~通信引込柱	光ファイバケーブル
ハ	機器収納ラック~電源開閉盤	EM-CE8sq-2C EM-IE3.5sq

凡例

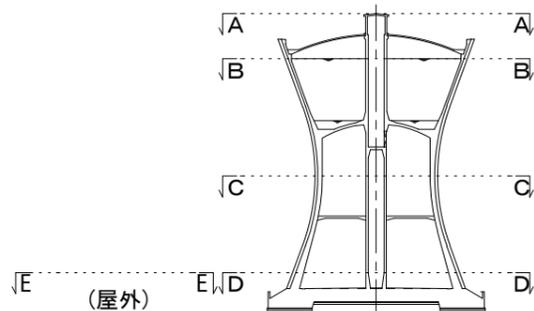
	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市中部配水場 配水塔屋外平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S801
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

中部配水場 高架水槽・屋上平面図(撤去・新設)



KEY-PLAN



No	装置名	備考
3	パソコンク	
4	消防用高所監視装置	高所カメラ撤去

※ブルボックスはセパレート有

No	配線区間	配線線種
		5C-FB
A	機器収納ラック~高所カメラ	MVVS1. 25sq-20C
		MVVS0. 3sq-24C
B	機器収納ラック~パソコンク	5C-2Wx2
D	機器収納ラック~消防用高所監視装置	EM-UTP-C5E0. 5-4P
ウ	パソコンク~機器収納ラック	IV3. 5sq
		VCT1. 25sq-2C
エ	機器収納ラック~消防用高所監視装置	VCT1. 25sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事

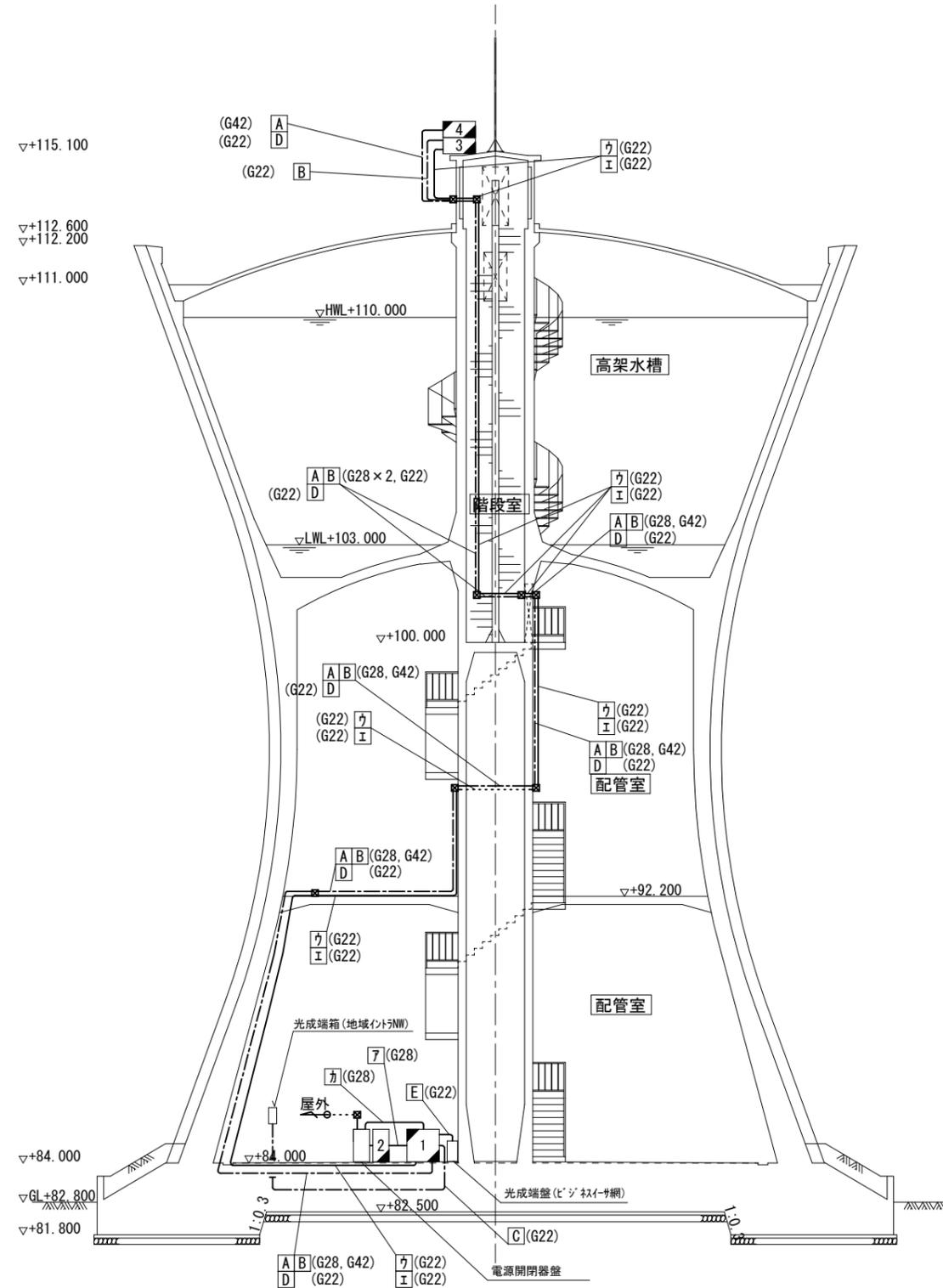
凡例

	: 撤去→新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市中部配水場 配水塔高架水槽・屋上平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S802
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

中部配水場 断面図(撤去・新設)

断面図



No	装置名	備考
1	機器収納ラック	
2	自動制御盤(自家発電機)	
3	パソリンク	
4	消防用高所監視装置	高所カメラ撤去

No	配線区間	配線線種
A	機器収納ラック~高所カメラ	5C-FB
		MVVS1.25sq-20C
		MVVS0.3sq-24C
B	機器収納ラック~パソリンク	5C-2W×2
C	光成端箱(地域イントラNW)~機器収納ラック	MIL SM-2C×3
D	機器収納ラック~消防用高所監視装置	EM-UTP-C5E0.5-4P
E	光成端盤(ビジネスイサ網)~機器収納ラック	MIL SM-2C×2
ア	機器収納ラック~自動始動盤	EM-CE8sq-2C EM-IE3.5sq
カ	パソリンク~機器収納ラック	IV3.5sq VCT1.25sq-2C
キ	機器収納ラック~消防用高所監視装置	VCT1.25sq-3C
ク	機器収納ラック~電源開閉盤	EM-CE8sq-2C EM-IE3.5sq

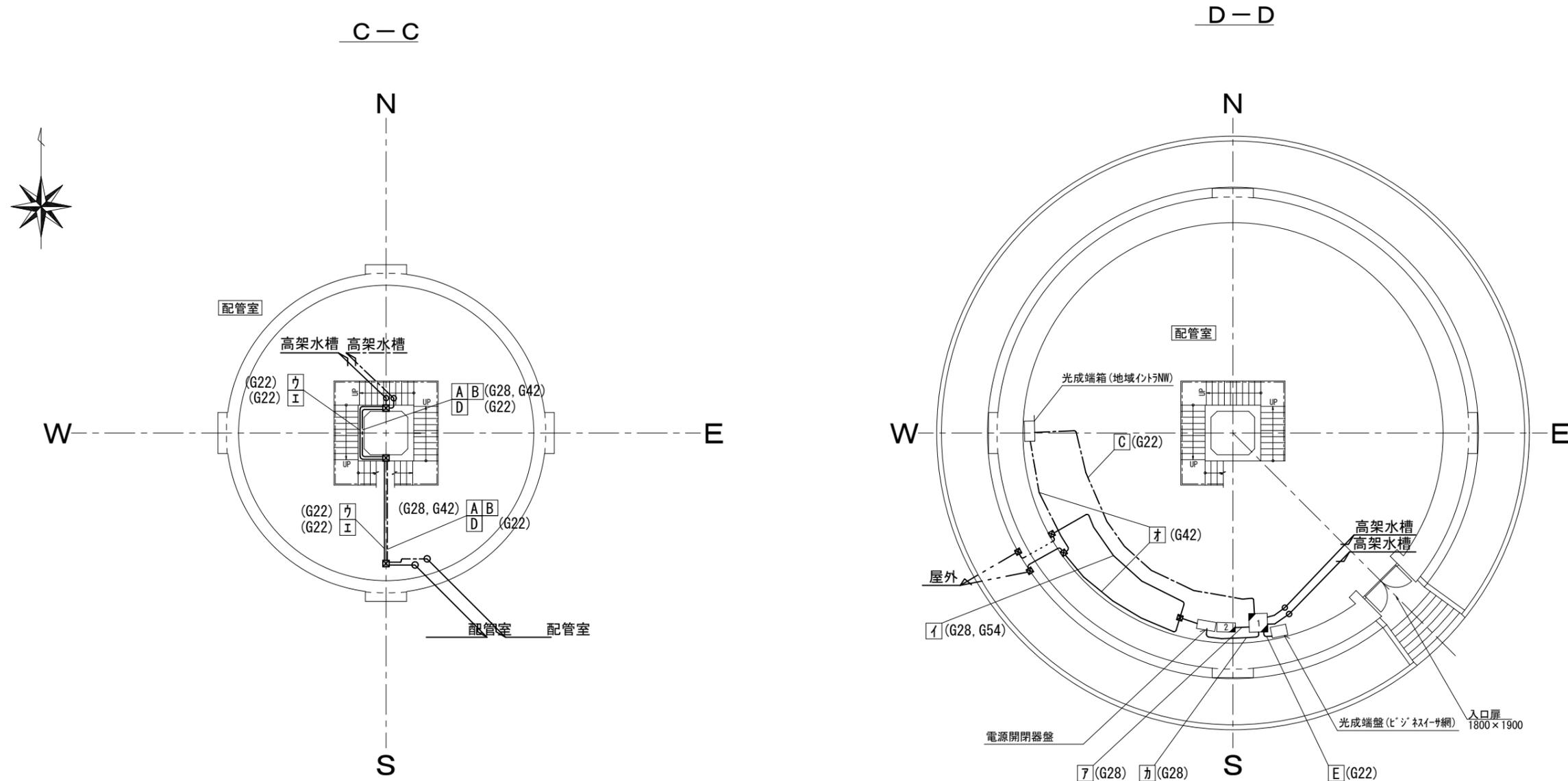
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

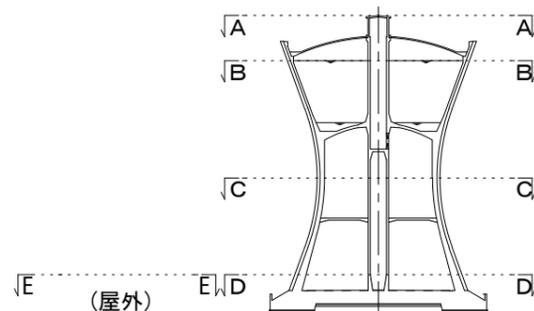
	: 撤去→新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市中部配水場 配水塔断面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/120	図面番号	S803
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

中部配水場 配管室平面図(撤去・新設)



KEY-PLAN



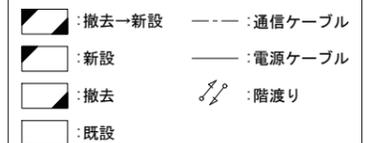
No	装置名	備考
1	機器収納ラック	
2	自動制御盤(自家発電機)	

※ブルボックスはセパレート有

No	配線区間	配線線種
A	機器収納ラック～高所カメラ	5C-FB MVVS1.25sq-20C MVVS0.3sq-24C
B	機器収納ラック～パソリンク	5C-2W×2
C	光成端箱～機器収納ラック	MIL SM-2C×3
D	機器収納ラック～消防用高所監視装置	EM-UTP-C5E0.5-4P
E	光成端盤(ヒジメイサ網)～機器収納ラック	MIL SM-2C×2
7	機器収納ラック～自動始動盤	EM-CE8sq-2C EM-IE3.5sq EM-CE8sq-3C
イ	自動始動盤～自家発電機	EM-IE3.5sq 制御ケーブル
ウ	パソリンク～機器収納ラック	IV3.5sq VCT1.25sq-2C
エ	機器収納ラック～消防用高所監視装置	VCT1.25sq-3C
オ	電源開閉盤～電力引込柱	EM-CE38sq-2C
カ	光成端箱(地域イントラNW)～通信引込柱	光ファイバケーブル
キ	機器収納ラック～電源開閉盤	EM-CE8sq-2C EM-IE3.5sq

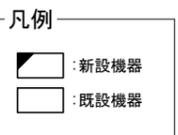
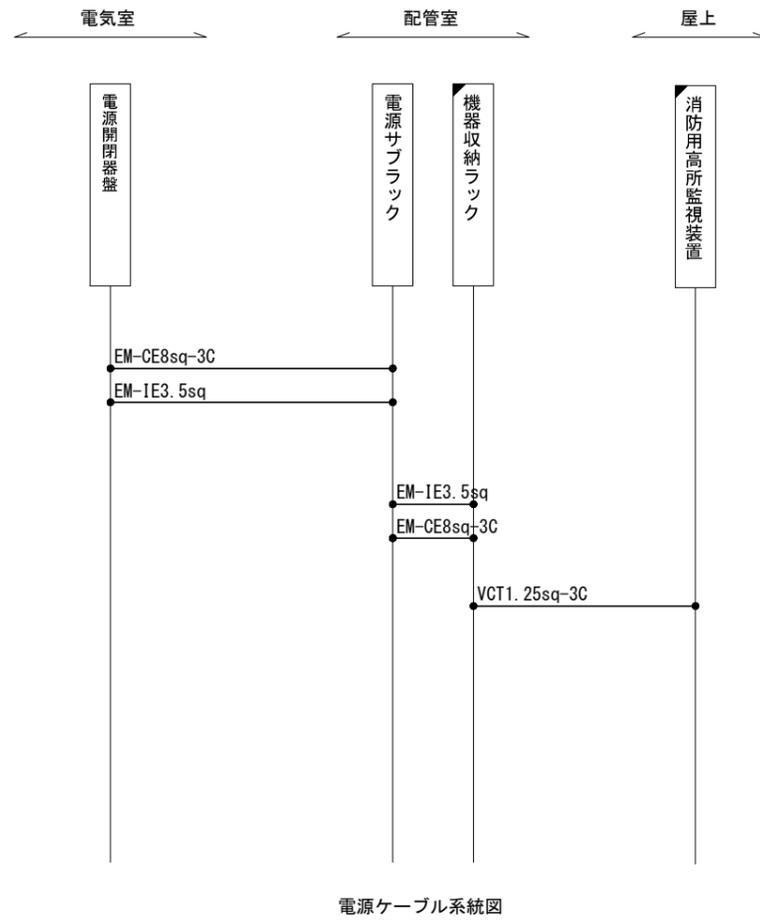
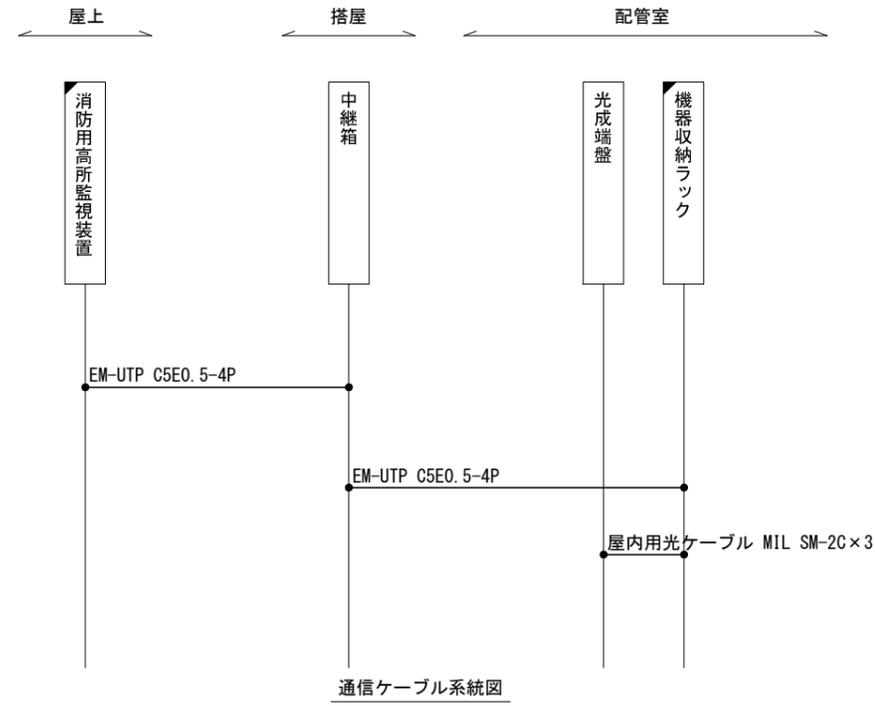
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例



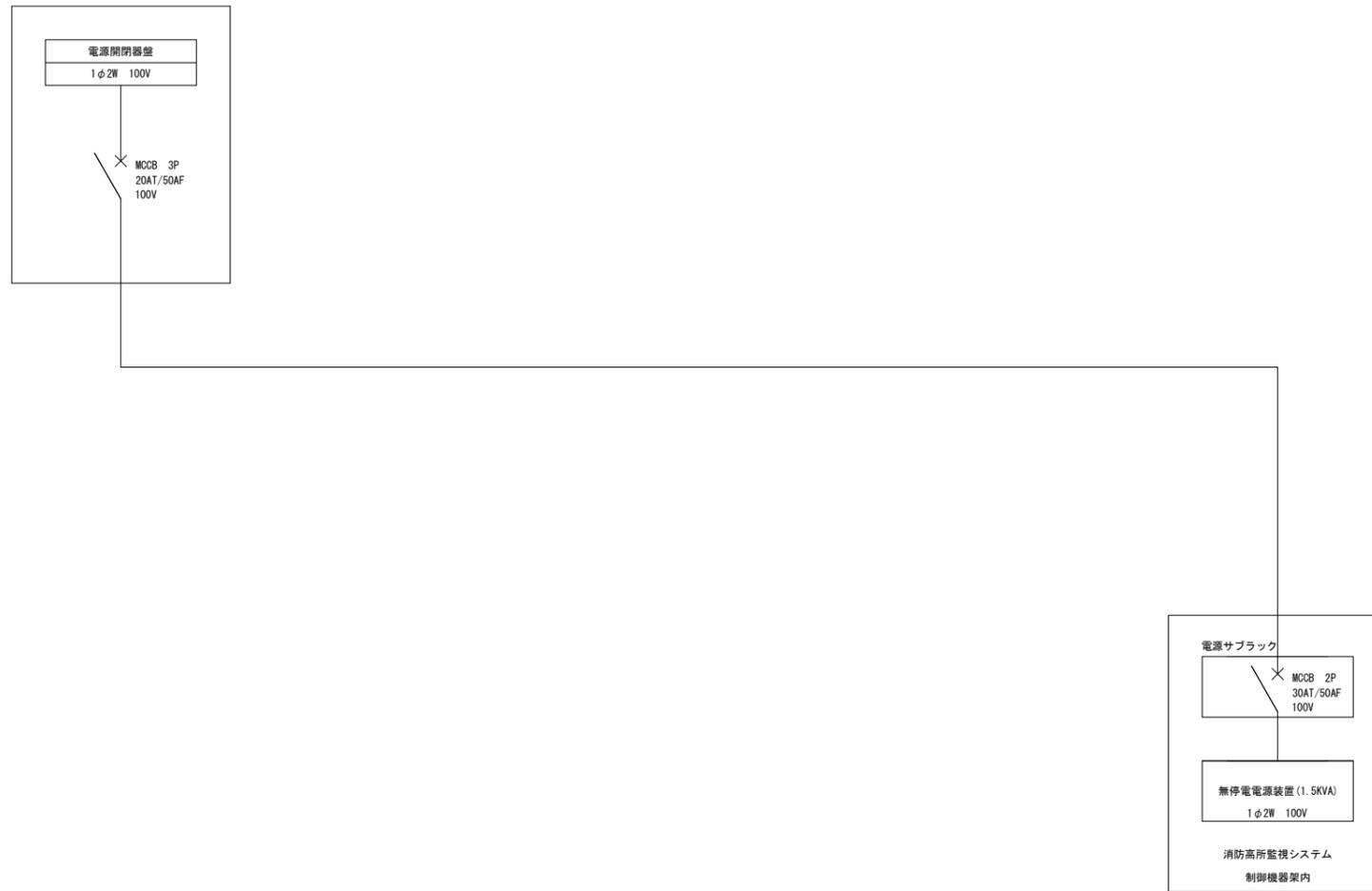
工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市中部配水場 配水塔配管室平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	S804
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市 中部配水場 配線系統図



工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市中部配水場 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S805
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

中部配水場 分電盤・自家発電機 配線接続図

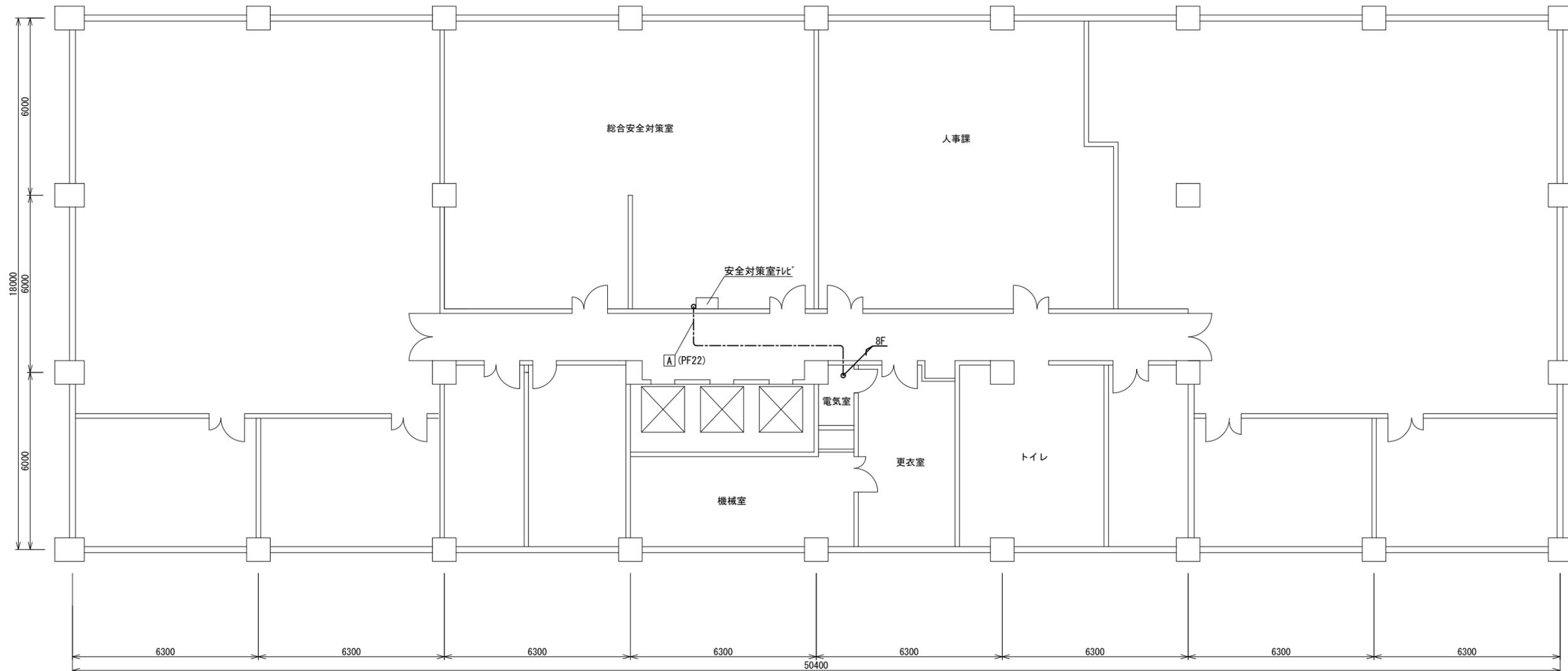


凡例

	: 新設機器
	: 既設機器

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市中部配水場 分電盤・自家発電機・配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S806
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市役所 4階平面図(撤去・新設)



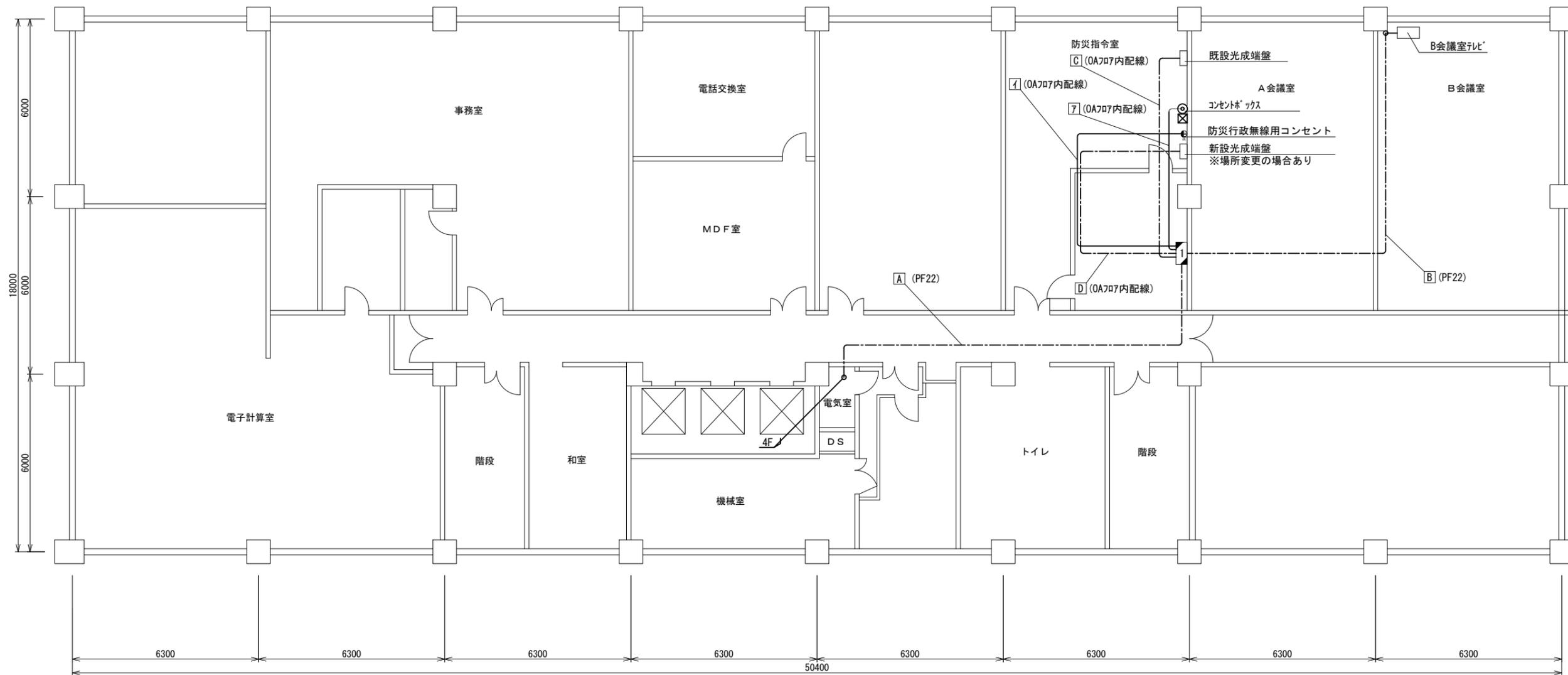
No	配線区間	配線線種
A	映像分配器~4F 安全対策室711'	EM-S-5C-FB

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市役所 4階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/150	図面番号	S901
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市役所 8階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	映像機器収容盤	
	1) 映像分配器	
	2) 光コンバータ	
	3) コンセント	露出接地ダブル型

No	配線区間	配線線種
A	映像分配器~4F 安全対策室テレビ	EM-S-5C-FB
B	映像分配器~8F B会議室テレビ	EM-S-5C-FB
C	既設光成端盤~光コンバータ	MIL SM2C
D	新設光成端盤~光コンバータ	MIL SM2C
7	コンセントボックス~映像機器収容盤	EM-CE3.5sq-3C
7	防災行政無線用コンセント ~映像機器収容盤	EM-CE2.0sq-3C

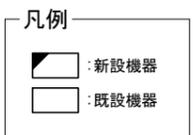
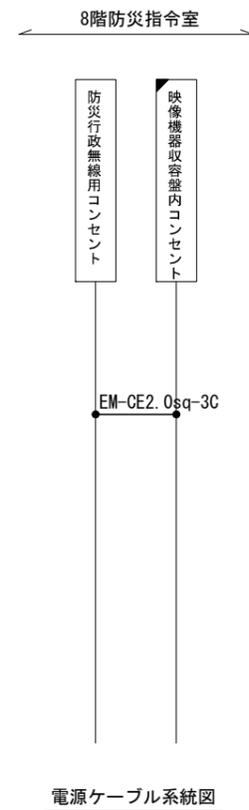
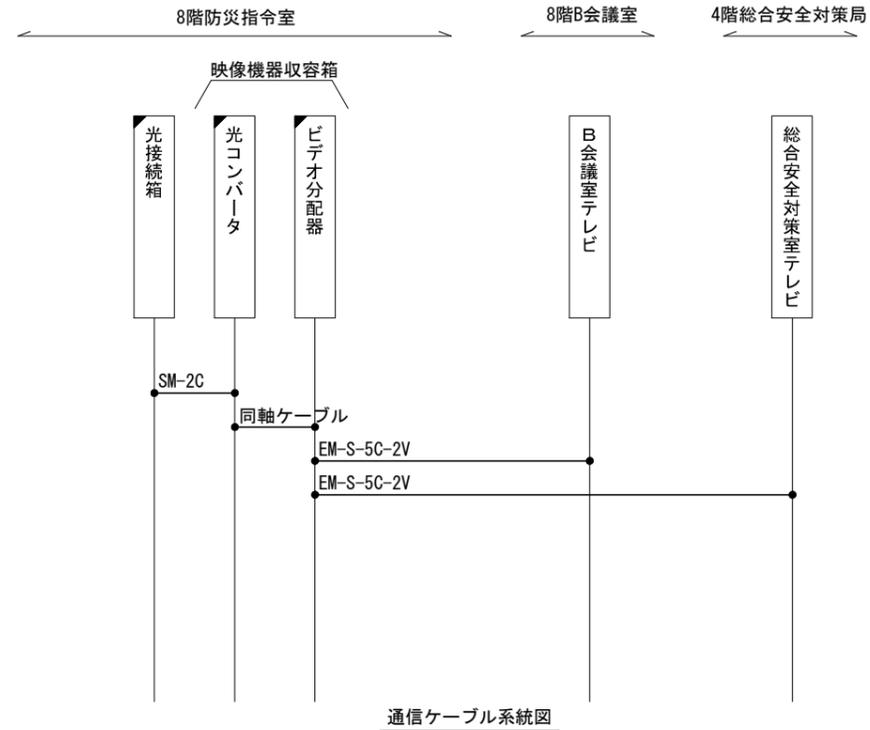
※光成端盤(既設又は新設)からの配線は場合により変更の可能性あり

凡例

- : 撤去→新設
- : 新設
- : 撤去
- : 既設
- : 通信ケーブル
- : 電源ケーブル
- : 階渡り

工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市役所 8階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/150	図面番号	S902
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市役所 配線系統図



工事名	高機能消防指令センター更新工事 設計図面		
図面名	明石市役所 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	S903
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

令和5年度 工事仕様書・設計内訳書

工事名称 消防救急デジタル無線設備更新工事
工事場所 明石市藤江924-8ほか
工期 契約の翌日から、令和7年3月31日まで
技術者等 現場代理人：他工事との「兼務不可」
主任又は監理技術者：「専任」

課長	係長	精算者	担当
			

1. 設計コード 03DC0540

2. 工事内容（・新築 ・増築 ・改築 ◎改修）

- ・本市消防局に設置する消防救急デジタル無線通信を行う装置及びこれらの付帯設備を構成する装置・機器等の設計製作、運搬、施工、据付、調整試験並びに施設の完成に必要な諸官公庁等への諸手続等、検査に至るまでの一切の更新を行うものとする。また既存機器及び配線等の移設・撤去・処分を含むものとする。

3. 支払条件

- ①前 金 払 令和5年度 無
令和6年度 当該会計年度の出来高予定額の40%以内
- ②中間前金払 令和5年度 無
令和6年度 当該会計年度の出来高予定額の20%以内
- ③部 分 払 令和5年度内 無 、令和6年度内4回以内
- ④完 成 払 完成後、残額一括支払い

4. 特記事項

- ①関係法令等を遵守し、必要な手続きを遅滞なく行うこと。また、これらに要する費用は、受注者負担とする。
- ②省エネ、省資源、廃棄物の減量、リサイクルの推進等により、環境負荷の低減を図ること。
- ③「産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」の対象となる建設廃棄物の産業廃棄物処理業者への引渡しが完了したときは、同条例第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を監督職員に提出すること。
- ④引渡しまでに要する試験運転及び各試験等の費用は、受注者負担とする。
- ⑤原則、土・日曜日、祝日及び夜間は、作業を行わないこと。
ただし、本市担当者との協議により、消防署内での土曜日の作業を認める場合がある。
- ⑥万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、監督職員に報告すること。
- ⑦営繕課発行の「契約書・仕様書に基づく提出書類（工事編）」に基づき、必要書類を提出すること。
- ⑧敷地内及び敷地周辺は、全面禁煙とする。
- ⑨工事着工前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の撮影を行い、工事完成時に原状復旧が行われているか確認すること。
- ⑩工事期間中は、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- ⑪工程、仮設計画等の作成及び工事施工に当たっては、関係部局と十分に事前打合せを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- ⑫本設計書は国土交通省土木工事標準積算基準書等（2023年1月1日時点の最新版）に基づき積算している。
- ⑬公共建築（改修）工事標準仕様書（各工事編）に基づく「書面」は、署名又は押印されたもののほか、印字による記名も含むものとする。
- ⑭本工事の完了検査は令和7年3月25日までに受検すること。
- ⑮本工事を施工するにあたり、関連工事等との調整を十分に行うものとし、スケジュール調整を行った上で、工事期限の遅延とならないようにすること。

(3. 支払い条件 別紙)

1. 前金払	令和5年度 令和6年度	無 当該会計年度の出来高予定額の40%以内
2. 中間前金払	令和5年度 令和6年度	無 当該会計年度の出来高予定額の20%以内
3. 部分払	令和5年度 令和6年度	無 4回以内
4. 出来高予定額	令和5年度 令和6年度	無 請負金額の100%以内
5. 支払限度額	令和5年度 令和6年度	無 出来高予定額の100%以内

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
消防救急デジタル無線更新工事						
デジタル無線設備（機器） （機器単体費）	1		式			工種 第0001号明細表
機器単体費計						
材料費						
無線設備に伴う別途役務	1		式			工種 第0002号明細表
労務費						
無線設備に伴う別途役務	1		式			工種 第0008号明細表
発生材運搬・処分						
発生材運搬・処分	1		式			工種 第0011号明細表
発生材運搬・処分						
発生材運搬・処分	1		式			工種 第0013号明細表
直接工事費計						

デジタル無線設備 (機器)
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
基地局設備					
管理監視制御装置 データ系端末装置含む	1	組			
無線回線制御装置 16チャンネル	1	台			
260MHz基地局無線装置	1	組			
260MHz空中線共用器 6波用	1	台			
260MHz空中線共用器 4波用	1	台			
同軸避雷器	4	台			
分配器 2分配器	4	台			
L3スイッチ 24ポート	2	台			

デジタル無線設備 (機器)
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
L2スイッチ 24ポート	1	台			
DC/ACアダプタ	1	台			
遠隔制御装置 LAN型	4	台			
署所設備					
署所受令機 署所用	6	台			
260MHzスリーブ型空中線 署所用	6	基			
同軸避雷器 署所用	6	台			
車載設備					
260MHz車載型無線機 表示部セパレート型	42	台			

デジタル無線設備 (機器)
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
車載型無線機用空中線 λ/4・ダイバーシティ構成	80	基			
260MHz車載型受令機 消防団用・ダイバーシティ構成	48	台			
車載型受令機用空中線 λ/4・ダイバーシティ無	48	基			
携帯設備					
260MHz携帯型無線機 5W	32	台			
260MHz携帯型受令機 消防局用・消防団用	25	台			
400MHz署活動用無線機 署活動用	98	台			
防災相互波用無線機 指揮隊、予備	2	台			
可搬設備					

デジタル無線設備 (機器)
(機器単体費)

工種明細表

工種 第0001号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
可搬型移動局無線装置 10W (消防局用・指揮隊用)	2	台			
可搬型移動局無線装置 (防災相互波用) 10W	2	台			
合 計	1	式			

材料費

工種明細表

工種 第0002号明細表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
同軸ケーブル (同軸コネク含む)	1	式			
LANケーブル	1	式			
低圧ケーブル	1	式			
その他電線	1	式			
電線管類・ボックス類	1	式			
合 計	1	式			

消防救急デジタル無線設備更新工事
仕様書

令和5年度
明石市

目 次

第1章 総 則	4
1 目 的	4
2 無線設備の定義	4
3 適用の範囲	4
4 整備期間	4
5 整備方針	4
6 特記事項	5
7 無線設備の要件	5
8 法令の遵守	5
9 手続き	6
10 関連基準・指針等.....	6
11 提出書類	7
12 疑義	8
13 操作研修	8
14 仕様変更等	9
15 既設データ取扱い.....	9
16 機器仕様の解釈・変更.....	10
17 検査	10
第2章 共通指定事項.....	11
1 無線設備の基本事項.....	11
2 設置場所	11
3 機密保護	11
第3章 設備概要（消防救急デジタル無線システム）	13
1 無線設備の機器構成.....	13
2 無線設備に伴う別途役割.....	14
3 基地局設置場所及びチャンネル構成.....	14
4 システムの機能	15
5 使用条件	16
第4章 各装置別仕様（消防救急デジタル無線システム）	17
1 基地局設備	17
1-1 管理監視制御装置.....	17
1-2 無線回線制御装置.....	18
1-3 260MHz 基地局無線装置	22

1-4	260MHz 空中線共用器（6 TRX 用）	25
1-5	260MHz 空中線共用器（4 TRX 用）	26
1-6	3素子八木型空中線	27
1-7	5素子八木型空中線	27
1-8	同軸避雷器	27
1-9	分配器	27
1-10	ネットワーク装置	27
1-11	DC/ACインバータ	29
1-12	遠隔制御装置	29
2	署所設備	30
2-1	署所受令機	30
2-2	260MHz スリーブ型空中線	31
2-3	同軸避雷器	31
3	車載設備	31
3-1	260MHz 車載型無線機	31
3-2	260MHz 車載型無線機用空中線	34
3-3	260MHz 車載型受令機	35
3-4	260MHz 車載型受令機用空中線	36
4	携帯設備	36
4-1	260MHz 携帯型無線装置	36
4-2	260MHz 携帯型受令機	38
4-3	400MHz 署活動用無線機	39
4-4	防災相互波用無線機	41
5	可搬設備	42
5-1	可搬型移動局無線装置	42
5-2	可搬型移動局無線装置（防災相互波用）	45
6	無線設備に伴う別途役務	47
6-1	直流電源装置改修	47
6-2	既設局舎保全改修	48
第5章	工事仕様	49
1	適用範囲	49
2	一般事項	49
3	工事施工	49
4	その他	51

第1章 総 則

1 目 的

本仕様書は、明石市消防局が調達する「消防救急デジタル無線設備更新工事」（以下「本工事」という。）について必要な事項を定めるものである。

本工事は、「消防救急デジタル無線システム設備（以下「無線設備」という。）」及びこれらの付帯設備に係るシステムの構築を目的とする。

2 無線設備の定義

無線設備は、明石市消防局（以下「消防局」という。）の中核機構部門の役割を果たすものであり、火災・救急等をはじめとする各種消防業務における通信連絡体制を迅速、かつ、的確に処理して消防活動の効果的運用を図り、被害を最小限度にとどめることにより、住民の生命・財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的として設置するものであり、消防車及び救急車等との無線連絡、情報通信等を一括して、円滑、効率的に行い得る機能を有するものである。

3 適用の範囲

本工事の適用範囲は、消防局に設置する消防救急デジタル無線通信を行う装置及びこれらの付帯設備を構成する装置・機器等の設計製作、運搬、施工、据付、調整試験並びに施設の完成に必要な諸官公庁等への諸手続等、検査に至るまでの一切とする。また既存機器及び配線等の移設・撤去・処分を含むものとする。

4 整備期間

自：契約締結日の翌日

至：令和7年（2025年）3月31日

※ 工事完了検査は令和7年3月25日までに受検すること。

※ 物品調達の遅延により整備期間を延長する場合、検査日程は別途協議とする。

5 整備方針

- (1) 高機能消防指令センター更新工事、本工事、保守契約（12年間）の一括発注（それぞれ個別契約）によって、運用・保守の効率化とライフサイクルコストの最小化を目的とする。
- (2) 移動局設備の送信出力向上（携帯型無線機を1W→2W以上等）により、無線設備の機能強化を図る。

6 特記事項

(1) システム構築・切替手法

消防救急デジタル無線基地局の局舎及び直流電源装置筐体、消防局の空中線は既設流用とする。更新においては停波時間の最小化を図ることとし、I P携帯無線機供与等による代替運用を行うこと。I P携帯無線機供与等に係る費用（手続きを含む）は、受注者の負担とする。

(2) 建築関連

ア 受注者は魚住分署耐震改修工事（令和5年度別途発注予定）、朝霧分署耐震改修工事（令和6年度別途発注予定）の関係者と十分な協議を実施し、工程や工法上の齟齬が発生しないよう調整すること。必要に応じて既設機器等の仮設も行うこと。

イ 令和5年度に指令室、コンピューター室の空調設備を同時更新する（別途工事）。受注者は関係者と十分な協議を実施し、工程や工法上の齟齬が発生しないよう調整すること。

ウ 今後、中崎分署及び市役所本庁舎の移転が予定されていることから、それらの移転を考慮した機器の設置や工法とすること。

(3) 現場代理人の交代

高機能消防指令センター更新工事の完了後、本工事の現場施工に移行するまでの間に、本市職員と協議の上、より専門性の高い現場代理人に変更することができるものとする。

7 無線設備の要件

各機器は総務省消防庁が定める「消防救急デジタル無線共通仕様書」に準拠し、緊急消防援助隊と受援消防本部間の無線交信、異メーカー間による相互通信にも対応しているものであること。

8 法令の遵守

本工事の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守するものとし、最新版を参照すること。

- (1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
- (2) 電波法(昭和25年法律第131号)
- (3) 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)
- (4) 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線に係るものの仕様を定める件(平成21年6月4日消防庁告示第13号)
- (5) 消防指令システム-消防救急無線間共通インタフェース仕様(TS-1023)
- (6) 消防救急デジタル無線システムに係る設計・整備マニュアル第一版
- (7) 近畿総合通信局における技術審査基準
- (8) 無線設備の停電・耐震対策のための指針(総務省指針)
- (9) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)

- (10) 有線電気通信法(昭和28年法律第96号)及び同法関係規則
- (11) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (12) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- (13) 建築設備設計基準
- (14) 建築設備耐震設計・施工指針
- (15) 建設業法(昭和24年法律第100号)
- (16) 消防法(昭和23年法律第186号)
- (17) 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)
- (18) 気象業務法(昭和27年法律第165号)
- (19) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)
- (20) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (21) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (22) 明石市が定める市条例・規則等
- (23) 明石市情報セキュリティポリシー
- (24) その他関係法令等

9 手続き

(1) 官公庁等

受注者は、電気通信事業法、電波法、建設業法、労働安全衛生法等に定められた手続きに従い、許可又は認可を受けなければならない。

また、官公庁、通信事業者、電力会社等に対して、必要な申請、計画、通知等の手続きを行い、許可、認可等を受けるものとし、当該手続きに係る費用を負担するものとする。

なお、官公庁との交渉を要するとき又は官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

(2) 特許等

本工事に係る装置及び作業で、特許、実用新案、その他関係法令に抵触するものは、受注者の負担において処理すること。

(3) 廃棄物

本工事で発生する廃棄物、既設装置及び配線並びに高機能消防指令センター等に関連する不要となった機器等の廃棄物等は、受注者の負担において処理すること。また関係法令で定める手続きを行うこと。

10 関連基準・指針等

本工事の実施にあたっては、次の基準及び規格を遵守するものとし、最新版を参照することを原則とするが、特記仕様書を優先する。

(1) 基準等

- ア 消防防災施設整備事業補助金交付要綱(平成 14 年 4 月 1 日 消防消第 69 号)
- イ 電気通信設備工事共通仕様書(平成 29 年国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)
- ウ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成 31 年国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- エ 消防救急デジタル無線共通仕様書 第 1 版(平成 21 年 9 月)

(2) 規格等

- ア 日本産業規格(JIS)(経済産業省 日本工業標準調査会)
- イ 日本電機工業会規格(JEM)(一般社団法人 日本電機工業会)
- ウ 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)(一般社団法人 電気学会)
- エ 電子情報技術産業協会規格(JEITA)(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
- オ 電池工業会規格(SBA)(一般社団法人 電池工業会)
- カ 電波産業会標準規格(ARIB)(一般社団法人 電波産業会)

(3) 情報セキュリティ等

- ア 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和 4 年 総務省発行)
- イ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(令和 4 年 個人情報保護委員会)
- ウ コンピュータ不正アクセス対策基準(平成 12 年 通商産業省発行)
- エ コンピュータウイルス対策基準(平成 12 年 通商産業省発行)
- オ ソフトウェア管理ガイドライン(平成 7 年 通商産業省発行)
- カ 明石市情報セキュリティポリシー

1.1 提出書類

提出書類については、明石市都市局住宅・建築室営繕課にて定めている「契約書・仕様書に基づく提出書類(工事編)」によるものとする。また、別途必要な書類として、下表に従うものとする。書類(正本は紙版)の提出とあわせてDVD等の電子媒体を提出するものとし、電子データは、原則として汎用ソフトでの閲覧が可能な形式とすること。

提出書類	提出時期
1 業務関係 (1) 個人情報保護誓約書	着手時

提出書類	提出時期
2 承諾図 (1) 機器外觀図、(2) 機器実装図 (3) 機器構成表、(4) 機器仕様書 (5) 配線系統図、(6) 機器配置図 (7) ケーブル系統図、(8) 各種検査要領書 (9) 事前試験手順書、(10) 切替作業手順書	詳細仕様確定後、速やかに
3 中間検査事前資料 (1) 中間検査内容 (2) 中間検査機器写真	中間検査前
4 完成図書 (1) 竣工図、(2) 機器外形図 (3) 機器実装図、(4) システム系統図 (5) 布線図、(6) 電気配線図 (7) 試験成績書、(8) 工程表(作業後) (9) 作業写真(作業前・作業中・作業後)	完了 2 週間前
5 設備説明書 (1) 設備機能説明書 (指令室用、署所用) (2) 設備取扱説明書 (指令室用、署所用)	仮稼働切替え前
6 その他 (1) データ入力スケジュール表 (2) 研修スケジュール表 (3) その他発注者が指示する書類及び資料	部数及び提出時期は、協議による。

1 2 疑義

この仕様書に記載の無い事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

1 3 操作研修

受注者は設備の円滑な運用を図るため、以下に示すとおり消防局の職員を対象に運用訓練指導を責任持って実施しなければならない。なお、操作研修に必要な費用は受注者が負担するものとする。

(1) 研修概要

システム研修は下記の区分とし、運用開始前から実施するものとする。

ア メンテナンス研修

イ 操作研修

(2) 研修体制

ア 受注者は、発注者と日程調整し、研修要員を派遣するものとする。

イ 受注者は、研修のカリキュラム及び資料を作成し、計画的に実施するものとする。

なお、研修内容及び対象者は以下の通りとし、詳細は発注者と協議のうえ決定するものとする。

内容	対象者
1 メンテナンス管理	指令員
2 設備取扱	指令員
3 署所設備取扱	署所職員
4 障害一時対応取扱	指令員

1 4 仕様変更等

システムの設計変更等は原則として認めないものとするが、次の場合は発注者の承認後、変更することができるものとする。

- (1) 諸官庁の行政指導等により、やむをえない場合であって、具体的理由及び根拠を示す書面を提示し、発注者の承認を得た場合とする。
- (2) 発注者からの指示である場合、発注者と受注者との協議により内容を定め、協議のうえ決定するものとする。
- (3) 受注者の都合である場合、変更理由・内容を明らかにして発注者へ申し出るものとし、その理由がやむをえず、かつ、その代替内容が同等以上と認められる場合に限る。
- (4) 変更に伴う請負金額の増減については、発注者と受注者との協議のうえ決定するものとする。

1 5 既設データ取扱い

- (1) 受注者は、撤去した既設装置の処分を行う際に、作業完了までの作業工程管理を徹底して行うこと。
- (2) 受注者は、データ漏洩防止対策を行い、消去完了までの過程を事前に発注者に提出し、了解を得ること。
- (3) 受注者は、格納された既設データの消去（消去プログラムの使用または物理的破壊等）をすること。

1.6 機器仕様の解釈・変更

- (1) 本仕様書に記載している各装置の主な機能及び冗長化等の安定性や信頼性に係るものは必ず具備すること。ただし、機能については、本仕様書で指定する装置と別装置に具備し実現することでもよい。また【参考】記載の要件に関してはその方式、手法は問わないこととする。
- (2) 原則として各装置の「構造・形状」の差異、画面デザインや操作方法は実運用に問題ない範囲において変更を認める。納入する機器等は本仕様書と同等以上の性能とし、差異比較表を作成して発注者の承諾を得ること。
- (3) 整備するシステムの構成・機器仕様、員数及び機器配置等は、発注者の承諾をもって最終決定とする。

1.7 検査

本工事において、発注者が行う検査及び関係法令等で行う検査の際は、受注者は検査に必要な資料の作成、検査機器の準備、申請手続き等を行い、検査に立ち会うこと。その際に必要となる経費については、受注者の負担とする。

(1) 物品に関する検査（工場検査）

- ア 機器等の製造後において、工場出荷前に製品の工場検査を実施する。検査内容等は本仕様書、納入仕様書、システム設計図等を基に、機材等の指定照合、数量等の他、システムの総合的な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行う。
- イ 受注者は、検査に先立ち検査実施要領書を提出し、承認を受けるものとする。
- ウ 検査実施要領書は、指定照合を含む検査項目、検査方法、検査手順、合否判定基準その他必要事項を記載したものであること。

(2) 工事に関する検査等

工事に関する検査は、発注者が指定する監督員及び発注者が指定する検査員による工事検査及び段階確認を行う。

ア 材料検査、試験等

発注者が立会う材料検査を行う場合は、受注者は検査に必要な資料の作成、検査機器の準備等を行う。指定主要材料、機器等の検査及び試験は、発注者の立会いのもとで行う。ただし、発注者が認めた場合には、受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれを代用することができる。

イ 検査員による検査は完成検査とする。

第2章 共通指定事項

1 無線設備の基本事項

無線設備を構成する各装置は本工事の目的から耐久性と高信頼性を有するものとし、特に次の事項を満たすものとする。

- (1) 各装置は、通信指令管制業務を原則として停止することなく、保守点検や保守作業が容易に行える構造であること。
- (2) 各装置は、それぞれの用途に応じた操作性及び機能を重視したものであるほか、その形状・色調は他の機器と調和のとれたものであること。
- (3) 信頼性の確保と保守一貫性（指令センター設備との統一保守窓口の設置等）に配慮すること。
- (4) 取り扱い上、特に注意を要する箇所及び危険な場所には、その旨を表示し、かつ誤りを発生させない措置を講じること。
- (5) 既設装置から新装置への切替えに際し、通信指令管制業務及び通信指令管制支援業務に支障をきたさぬよう充分留意して実施すること。また、切替え方法やスケジュール等を発注者へ提示し、承認を得ること。
- (6) 各装置は、コンパクト化・低消費電力化・低騒音化及び統合化が図られたものとし、連続稼働に耐える信頼を有すること。
- (7) 指令室及びコンピューター室に配置する機器にあつては、既設免震床が機能する場所に留意して設置すること。

2 設置場所

- (1) 指令室、基地局の設置場所は、次のとおりとする。

明石市消防局：明石市藤江 924-8

- (2) 署所設備等の設置場所は、次のとおりとする。

ア 明石市消防署	明石市藤江 924-8
イ 消防署朝霧分署	明石市朝霧町 3 丁目 10-1
ウ 消防署中崎分署	明石市中崎 1 丁目 6-20
エ 消防署大久保分署	明石市大久保町西脇 364-12
オ 消防署江井島分署	明石市大久保町江井島 794-8
カ 消防署魚住分署	明石市魚住町西岡 500
キ 消防署二見分署	明石市二見町西二見 767-3

3 機密保護

発注者が受注者に提供するデータ等は機密保護に注意し、その内容を外部に漏らしてはならない。発注者は、受注者が提出する書類及びデータ等に機密指定がある場合には、受注

者の書面による承諾なしに、第三者に公開又は提供してはならない。

特に、個人情報保護法及び個人情報保護委員会が定めるガイドラインには十分留意し、準拠すること。なお、個人情報保護に関する誓約書は再委託業者を含め提出すること。

第3章 設備概要（消防救急デジタル無線システム）

1 無線設備の機器構成

無線設備の機器構成及び数量は、次表のとおりとする。

	装置名	規格	数量	備考
1	基地局設備			
(1)	管理監視制御装置		1組	
(2)	無線回線制御装置	16チャンネル	1台	基地局折返し機能要
(3)	260MHz 基地局無線装置		1組	統制波3・主運用波1・消防救急波3・予備装置3
(4)	260MHz 空中線共用器	6波用	1台	
(5)	260MHz 空中線共用器	4波用	1台	
(6)	260MHz 八木型空中線	3素子	4基	既設流用
(7)	260MHz 八木型空中線	5素子	4基	既設流用
(8)	同軸避雷器		4台	
(9)	分配器	2分配器	4台	
(10)	L3スイッチ	24ポート	2台	
(11)	L2スイッチ	24ポート	1台	
(12)	DC/AC インバータ		1台	
(13)	遠隔制御装置	LAN型	4台	指令室4
2	署所設備			
(1)	署所受令機	署所用	6台	アルインコ(株)製 DJ-XF7 相当品以上 同上用充電器及び充電用ACアダプターを含む
(2)	260MHz スリフ型空中線	署所用	6基	
(3)	同軸避雷器	署所用	6台	
3	車載設備			
(1)	260MHz 車載型無線機	10W、複信	42台	表示部セパレート型、予備機2含む
(2)	同上用260MHz 帯空中線	ダイバーシティ構成	80基	
(3)	260MHz 車載型受令機	消防団用	48台	アルインコ(株)製 DR-XF7 相当品以上
(4)	同上用260MHz 帯空中線	ダイバーシティ無し	48基	
4	携帯設備			
(1)	260MHz 携帯型無線機	2W以上	32台	予備電池、充電器、標準付属品等含む
(2)	260MHz 携帯型受令機	消防局用・消防団用 アルインコ(株)製同等	25台	アルインコ(株)製 DJ-XF7 相当品以上 予備電池、同上用充電器及び充電用ACアダプタ標準付属品等含む
(3)	400MHz 署活動用無線機	ショートアンテナ(約5cm)を使用	98台	八重洲無線(株)製 SR920U1 相当品以上 予備電池、充電器、標準付属品等含む

(4)	防災相互波用無線機	指揮隊、予備	2台	八重洲無線(株)製 SR920V 相当品以上 アンテナ、予備電池、標準付属品等含む
5	可搬設備			
(1)	可搬型移動局無線装置	10W、複信 消防局用、指揮隊用	2台	本体アンテナ接栓直付けアンテナ、 20m同軸ケーブルを含む
(2)	可搬型移動局無線装置（防 災相互波用）		2台	アイコム(株)製 IC-DV6010S1 相当品以上 アンテナ、標準付属品等含む

2 無線設備に伴う別途役務

6	役 務 名	仕 様	数 量	備 考
(1)	直流電源装置改修	既設筐体流用。8H補償以上	1台	整流器架、蓄電池架は既設流用
(2)	既設局舎保全改修	局舎は既設流用。防水パッキン 等補修	1組	空調2機更新（冗長化。塩害仕様）。 遠隔温度監視

3 基地局設置場所及びチャンネル構成

(1) 基地局設置場所

消防局の屋上既設無線局舎、指令室及びコンピューター室（機械室）

(2) 消防救急デジタル無線の運用及びチャンネル構成

基地局に設置する無線設備は無線回線制御装置に接続され、指令系システム又は遠隔制御器等から運用できること。チャンネル構成は以下のとおりとする。

基地局チャンネル構成

チャンネル名	活動波 1	活動波 2	活動波 3	主運用波	統制波 1	統制波 2	統制波 3
基地局名	非常送	非常送	非常送	非常送	非常送	非常送	非常送
消防局	○	○	○	○	○	○	○

※移動局の実装波は、上記の他に、主運用波は全波（7波）実装とする。

4 システムの機能

(1) 機能一覧

消防救急デジタル無線共通仕様書にて規定される機能のうち、本システムにて使用する機能を示す。

ア 通信機能

通信形態	周波数区分	消防救急波		主運用波		統制波	
	機能名	消防指令センターから	移動局から	消防指令センターから	移動局から	消防指令センターから	移動局から
音声通信	一斉音声通信	○	○	○	○	○	○
	個別音声通信	○	○	—	—	—	—
	グループ音声通信	○	○	—	—	—	—
	移動局間直接音声通信	—	○	—	○	—	○
	自営通信網接続通信(有無線接続)	—	○※1	—	○※1	—	○※1
	PSTN 接続通信(有無線接続)	—	○※1	—	○※1	—	○※1
	県庁接続通信(有無線接続)	—	—	—	—	—	○※2
	消防指令センター間音声通信(基地局間通信)	—	—	×	—	×	—
非音声通信	発信者番号送信	○	○	○	○	○	○
	ショートメッセージ伝送	×	×	×	×	×	×
	データ伝送(車両支援情報)	○	○	×	×	△※3	△※3
	音声通信中のショートメッセージ伝送(一斉、個別、グループ)	×	×	×	×	×	×
機能	移動局自動チャンネル切替	—		—		—	
	発信者番号表示	○		○		○	

○：実装する。 △：条件付きで実装する。 ×：実装しない。 —：機能なし。

※1：指令台における手動での有無線接続に限る。

※2：県庁接続通信機能は緊急消防援助隊の隊長車両等に限定。有無線接続に限る。

※3：緊急援助隊の通信インターフェースを具備していること。

イ 通信統制機能

基地局／移動局

機能名	消防救急波	主運用波	統制波
(消防指令センターにおける) 通話モニター機能	○/－	○/－	○/－
(消防指令センターにおける) 通話モニター表示機能	○/－	○/－	○/－
(消防指令センターにおける) 他消防本部の通信モニター機能	○/－	○/－	○/－
移動局におけるセレコール通信モニター機能	－/○	－/－	－/－
他局通信中の表示機能	○/○	○/○	○/○
他局通信中の発信禁止機能	－/○	－/○	－/○
セレコール送信中の発信規制・表示機能	－/○	－/－	－/－
セレコール送信中の音声と同時ショートメッセージ伝送機能	×/×	－/－	－/－
出場指令時の表示・発信規制機能	○/○	×/○	×/○
通信規制時の表示・発信規制機能	○/○	×/○	×/○
緊急信号の表示・発信規制機能	×/×	×/×	×/×
強制切断機能※1	○/○	○/○	○/○
連続送信防止機能	－/○	－/○	－/○

○：実装する。 ×：実装しない。 －：機能なし。

※1：移動局が2波複信型の時に有効

5 使用条件

(1) 温湿度条件

機器は、次の条件で異常なく動作するものであること。なお、第6章の装置仕様に記載がある場合は、第6章の記載内容を優先とする。

ア 動作保証温度	屋内機器	: 0℃ ~ +40℃
	屋外機器・車載無線機	: -10℃ ~ +50℃
イ 動作保証湿度	屋内機器	: 85%以下 (35℃、結露なきこと)
	屋外機器・車載無線機	: 95%以下 (35℃、結露なきこと)

第4章 各装置別仕様（消防救急デジタル無線システム）

1 基地局設備

1-1 管理監視制御装置

本装置は、消防救急デジタル無線システムの主要機器の動作状況を監視・制御及び保守が行える装置である。監視・制御の対象機器は、無線回線制御装置、基地局無線装置、ネットワーク機器とする。

（1）機能

ア 監視

- （ア）無線回線制御装置に接続された、各機器の接続状況を表示できること。
- （イ）ICMPによるネットワーク監視ができること。
- （ウ）接点信号による付帯設備（電源、空調など）の装置監視が、1基地局無線装置当たり8項目以上可能なこと。
- （エ）接点ボックスを設置することにより、16項目以上の監視が可能なこと。
- （オ）検出した故障情報を以下の方式により、指令員等に通知できること。
 - a 管理監視制御卓のディスプレイ上へのアラーム表示
 - b 管理監視制御卓からのブザー音等による通知
 - c 故障を重要表示灯等に一括出力できること
- （カ）検出した故障情報は履歴管理し、日付での検索及び故障履歴を出力できること。

イ 制御

- （ア）基地局無線装置の無線部切替（現用／予備切替）制御ができること。
- （イ）基地局無線装置の無線通信チャンネル（周波数）切替が行えること。
- （ウ）接点信号による付帯設備（電源、空調など）の制御が1基地局無線装置当たり8項目以上可能なこと。
- （エ）接点ボックスを設置することにより、8項目以上の制御が可能なこと。

ウ 保守

（ア）通信履歴

- a 管理監視制御卓を操作し、通信履歴として以下の内容が画面上で確認可能なこと。また、ファイル保存が可能なこと。
 - （a）通信開始・終了の年月日、時分秒
 - （b）発着呼 基地局・移動局名称
 - （c）チャンネル名称
 - （d）通信種別（一斉／個別／グループ）
 - （e）通信形態（音声／非音声）
- b 通信履歴保存件数は、規定数を超えた場合は古いものから自動的に削除すること。

(イ) 故障履歴

- a 管理監視制御卓を操作し、故障履歴として以下の項目が画面上で確認可能なこと。また、ファイル保存が可能なこと。
 - (a) 故障発生装置
 - (b) 故障発生内容
 - (c) 故障発生時刻
 - (d) 故障状態（発生／復旧等）
- b 故障履歴保存件数は、規定数を超えた場合は古いものから自動的に削除すること。
- c 故障履歴情報は日付を指定し表示できること。また、設置場所、対象装置の情報が含まれること。

(ウ) 操作履歴

- a 管理監視制御卓を操作し、操作履歴として以下の項目が画面上で確認できること。また、ファイル保存が可能なこと。
 - (a) 制御対象装置
 - (b) 制御内容
 - (c) 制御日時
- b 操作履歴保存件数は、規定数を超えた場合は古いものから自動的に削除すること。

(2) 構造概要

本装置は卓上型であること。

(3) 規格

ア 機器仕様

- (ア) CPU : インテル (R) Core i5 以上
(周波数 2.5GHz 以上)
- (イ) メモリ : 4GB 以上
- (ウ) 補助記憶装置 : 320GB 以上
- (エ) 外部記憶装置 : 光学ディスク等
- (オ) 入力方式 : マウス入力及びキーボード入力
- (カ) ディスプレイ : 17型以上 (カラー液晶ディスプレイ)
- (キ) 運転条件 : 24時間連続運転が可能なこと

1-2 無線回線制御装置

本装置は、消防救急デジタル無線システム全体を制御し、指令システムや基地局無線装置、遠隔制御器、移動局との接続や通信の制御をするものであること。

(1) 機能

ア 共通機能

(ア) 通信履歴管理を行うための情報として、各基地局無線装置が受信した移動局からの情報（「移動局番号」「受信基地局」、「受信チャンネル」）を、管理監視制御卓へ伝達可能なこと。

(イ) 基地局折り返し機能

移動局から受信した音声信号を、同一基地局無線装置の送話回線から折返し伝送が可能なこと。

(ウ) 移動局情報管理機能

無線回線制御装置で受信した最新の各移動局情報（使用基地局、使用チャンネル）を管理する機能を有すること。

(エ) 呼び出し時間短縮機能

a 一斉音声通信機能

指令系装置、遠隔制御器及び移動局からの制御により、一斉通信が可能であること。

b 個別音声通信機能

(a) 指令系装置、遠隔制御器と連携し個別呼出番号にて相手先を呼び出すことにより、あらかじめ登録された車載型無線機に対する選択呼び出しによる通信が行えること（指令台のタッチパネルに登録している車両名称をタッチすることにより、個別車両番号の入力など、煩雑な操作を伴わずに個別呼出が可能なこと）。

(b) 移動局から基地局無線装置を経由し、同じ無線通信チャンネルで待ち受けている特定移動局及び指令系装置の呼出が可能なこと。

(c) 指令系装置、遠隔制御器と移動局間の個別音声通信は、複信又は半複信方式にて行うこと。但し、移動局間の個別音声通信は、プレストーク方式による単信方式とすること。

c グループ音声通信機能

(a) 指令系装置、遠隔制御器と連携しグループ呼出番号にて相手先グループを呼び出すことにより、あらかじめグループとして登録された移動局に対する音声通信が可能なこと。指令台のタッチパネルに登録しているグループ名称をタッチすることにより、グループ番号の入力など、煩雑な操作を伴わずにグループ呼出が可能であること。

(b) 移動局から基地局無線装置を経由し、同じ無線通信チャンネルで待ち受けている特定グループの選択呼び出しが可能なこと。

(c) 指令系装置、遠隔制御器と移動局間のグループ通信は、半複信方式にて行うこと。但し、移動局間のグループ通信は、プレストーク方式による単信方式とすること。

- d 事案に連携した移動局のチャンネル管理機能
- (a) 事案出動中の車両が使用しているチャンネル情報を、自動的に指令系装置に通知できること。
 - (b) 指令系装置からの制御により、車載運用端末装置を経由して、事案出動中の車両の無線チャンネルを事案ごとに一括で切り替えることができること。
- e 通信統制機能
- 指令系装置等と連携し以下の通信統制機能を実現すること。
- (a) 通話モニター機能・通話モニター表示機能
 - 指令系装置等において基地局無線装置が受信した全ての通話内容をモニターするために、音声信号の伝達が可能なこと。また、指令系装置等において発信者番号を表示させるために、通話を行っている指令系装置の発信者番号、移動局の発信者番号（基本番号体系）を相手局へ伝達可能なこと。
 - (b) 通信モニター機能・通信モニター表示機能
 - 指令系装置等において、基地局無線装置が受信した他消防本部の移動局の通信がモニターできるよう、信号の伝達が可能なこと。また、発信者番号を表示させるために、発信者番号（基本番号体系）を伝達可能なこと。
 - (c) 他局通信中の表示及び発信禁止機能
 - 同一周波数で複数移動局が送信することによる干渉を防止するために、一つの移動局が送信を開始した場合は、他局通信中の情報を同一基地局内の他移動局に対して通知可能なこと。
 - (d) セレコール送信中の発信禁止機能・表示機能
 - セレコール通信中に同一基地局内の通信対象外の移動局において、回線が使用中であることを表示するために、信号を伝達可能なこと。
 - (e) 発信規制機能
 - ・ 指令系装置等の操作で、出動指令時に発信規制信号が送出可能なこと。
 - ・ 指令系装置等の操作で、通信規制時に発信規制信号が送出可能なこと。
 - ・ 指令系装置等の操作で、強制切断信号が送出可能なこと。
 - ・ 指令系装置等の操作で、発信規制の解除が可能なこと。
 - ・ 本機能は無線通信チャンネル単位で設定可能なこと。
 - ・ 本規制信号は現在選択された基地局無線装置から出力可能なこと。
- f 自営通信網接続通信機能
- 指令システム経由で、自営通信網に接続し、移動局との間における音声通信のための情報伝達が可能なこと（指令台での手動による有無線接続対応）
- g P S T N（公衆網）接続機能
- 指令システム経由で、公衆網に接続し、移動局との間における音声通信のための情報伝達が可能なこと（指令台での手動による有無線接続対応）

h 県庁接続通信接続機能

指令システム経由で県庁に接続し、移動局との間における音声通信のための情報伝達が可能なこと（統制波のみ。指令台での手動による有無線接続対応）

i 団体コード識別機能

基地局無線装置と連携して、消防救急デジタル無線共通仕様書記載の基本番号体系の団体コードを識別し、団体コードが一致した場合のみ音声出力と折り返し動作を行うこと。

ただし、主運用波及び統制波（以下「共通波」という。）は団体コードに関わらず音声出力を行い、指令系装置応答後に折り返し動作を行うこと。

j データ送信機能・データ表示機能

指令系装置と移動局（車載データ端末装置）間でデータ通信を行うために、無線通信チャネルを確保可能なこと。これにより、車両動態・位置情報などのデータ通信を可能なこと。

k 監視機能

基地局無線装置との回線に障害が発生した場合及び基地局無線装置に障害が発生した場合には、管理監視制御卓に対して通知できること

(2) 構造概要

ア 本装置はシステムの中核となる機器であるため信頼性を重視し、主要制御部、電源部などの主要部分は冗長化された構造であること。

イ 無線回線制御装置として基地局無線装置向けインターフェースを2口備え、ネットワーク回線の二重化にも対応可能であること。

ウ 無線回線制御装置は内部二重化構造とし、障害等によって現用系が使用不能になった際には、自動的に予備系に切替わること。

エ 自立型構造であること。

オ 主要機能毎にパッケージ化されており、将来の回線増等にもパッケージ追加で対応可能な構造であること。将来の基地局増設、消防の広域化に備えて、パッケージ追加が可能なこと。

カ 日常保守、定期点検及び定期交換部品の交換作業が円滑に行えるよう、前面保守が可能な構造であること。

キ 保守性を考慮し、装置電源が投入された状態でも主要機能毎のパッケージ交換が可能な構造であること。

ク 故障発生時は、外部へ警報出力できること。

(3) 規格

ア 外形寸法 : 約2000mm (H) ×約600mm (W)
×約600mm (D) 以下【参考】

イ 電源電圧 : DC-48V±10%以内

- ウ 消費電流 : 15 A以下 (パネル構成による)
- エ 指令系向けインターフェース
 - (ア) 音声系 : OD又はLAN
 - (イ) データ系 : LAN
- オ 基地局向けインターフェース : LAN

(ア) ODインターフェース

信号名		条件
4WS	インピーダンス 入出力レベル	公称600Ω 平衡 -15dBm~0dBm
4WR	インピーダンス 入出力レベル	公称600Ω 平衡 -15dBm~0dBm
SS	プレス	アースメイク接点
SS	終話 (切断)	アースメイク接点
SR	プレス応答	アースメイク接点
SR	着信	アースメイク接点
SS	他網接続中	アースメイク接点

(イ) LANインターフェース

区分	種別	条件
電氣的仕様・ 伝送プロトコル	物理層	LAN
	データリンク層	TCP/IP
通信方式	伝送速度	100Mbps
	アクセス方式	CSMA/CD

1-3 260MHz 基地局無線装置

本装置は、260MHz帯デジタルSCPC方式の基地局無線装置であり、無線回線制御装置と有線若しくは多重無線のネットワークを介して接続され、指令センターと移動局、移動局相互間の無線通信を行うための装置である。

(1) 機能

- ア 無線回線制御装置に接続され、指令センターと移動局、移動局間の無線通信に対応可能であること。また、移動局に対して出動指令時、又は通信規制時に発信規制信号及び強制切断信号等の通信規制信号の送信が可能なこと。
- イ 基地局無線装置には、260MHz帯デジタル無線用のチャネルを実装すること。
- ウ 無線回線制御装置に接続された場合、基地局折り返し通信機能を有すること。ま

た、無線回線制御装置の故障、又は無線回線制御装置と基地局無線装置までの回線が使用不能の場合は基地局無線装置単独での基地局折り返し運用が可能なこと。単独運用時の基地局折り返し機能は、チャンネルごとに折り返し有無の設定が可能なこと。

エ 消防救急デジタル無線共通仕様書記載の基本番号体系の団体コードを識別し、団体コードが一致した場合のみ音声出力と折り返し動作を行うこと。ただし、共通波は団体コードに関わらず音声出力を行い、指令系装置応答後に折り返し動作を行うこと。

オ 基地局無線装置本体にて、通話内容のモニター、移動局との試験通話が可能なこと。

カ 自己診断機能を有しており、障害発生時には無線回線制御装置に対して障害情報を出力可能なこと。

キ 基地局無線装置として無線回線制御装置向けインターフェースを2口備え、ネットワーク回線の二重化にも対応可能であること。

ク 無線部は現用系、予備系の設定が可能であり、障害発生時には自動的に予備系への切替が可能なこと。なお、2架以上の構成となる場合においては、複数の現用系に対して共通的に使用できる予備系の設定が可能であること。また、操作部及び管理監視制御卓からの手動操作でも、現用／予備切替が可能なこと。

ケ 受信状態を監視し、受信入力情報（受信した移動局番号、受信機入力電圧、チャンネル情報）を無線回線制御装置へ出力可能なこと。

コ 局舎の付帯装置の障害情報について、接点情報として基地局無線装置に取り込むことにより無線回線制御装置を経由して管理監視制御卓にてアラーム監視が可能なこと。また、管理監視制御卓から付帯装置の制御が可能なこと。

(2) 構造概要

ア 制御部及び制御部への電源供給は二重化構造であること。

イ スリムラック型架構造にて、最大3架構成（基本架：1、増設架：2）により無線部10台を実装し、無線部の現用系、予備系で設定した配備が可能なこと。そのうち最大8CHを現用系として運用可能なこと。

ウ 無線回線制御装置向けインターフェースは二重化された構造であること。

エ 主要機能毎にパッケージ化された構造であり、保守性を考慮し、装置電源が投入されたままでも主要機能毎のパッケージ交換が可能な構造であること。

オ 日常保守、定期点検及び定期交換部品の交換作業が円滑に行えるよう、前面保守が可能な構造であること。

カ 装置上部にランプを有し、通常運転やアラーム発生等の状態を容易に視認可能なこと。また、主要パッケージ毎にランプを有し、通常運転やアラーム発生等の状態を容易に視認可能な構造であること。

キ 埃の混入対策として、前面に扉を備えた構造であること。

ク スリムラック型架を設置する際に、床面ボルト穴の位置はなるべく同じ穴を使用し、無線局舎の強度確保に努めること。

(3) 規格

ア 一般仕様

(ア) 外形寸法 : 約1800mm (H) ×約260mm (W)
×約300mm (D) 以下【参考】

※突起物を除き基本架1架の寸法。増設架1架の寸法も同じ。

(イ) 電源電圧 : DC-48V ±10%以内

(ウ) 消費電力 : (基本架) 約8A以下/2CH送信時
(増設架) 約14A以下/4CH送信時

(エ) 動作温度 : -10℃ ~ 50℃

(オ) 動作湿度 : 95%以下 (35℃、結露なきこと)

イ 260MHz帯デジタル部

(ア) 送信出力 : 総合通信局との協議による (既設: 20W、2分配)

(イ) 送信周波数帯 : 273~275MHz

(ウ) 受信周波数帯 : 264~266MHz

(エ) アクセス方式 : SCPC

(オ) 無線変調方式 : $\pi/4$ シフトQPSK

(カ) 双方向通信方式 : FDD

(キ) ダイバーシティ方式 : 最大比合成

(ク) 発振方式 : 水晶発振制御シンセサイザ方式

(ケ) キャリア周波数間隔 : 6.25kHz

(コ) 伝送速度 : 9.6kbps

(サ) 周波数安定度 : ± 0.2 ppm以内

(シ) 占有帯域幅 : 5.8kHz以下

(ス) 隣接チャネル漏洩電力 : -55dB以下又は32 μ W以下

※ ± 6.25 kHz離調 測定帯域幅 ± 2.4 kHz

(セ) スプリアス発射又は不要発射の強度

a 帯域外領域 : 2.5 μ W以下又は基本周波数の平均電力より
60dB低い値

b スプリアス領域 : 2.5 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より
60dB低い値

(ソ) 受信感度

a スタティック感度 : 0dB μ V以下 (BER=1%)

b フェージング感度 : 5dB μ V以下 (BER=3%)

※ダイバーシティ無し

※フェージング特性、ドップラー周波数=10Hz

1-4 260MHz 空中線共用器 (6TRX 用)

基地局無線装置と同軸により接続され、送受異なる周波数帯にて空中線を共用するための装置であり、安定した同時送受信を可能とするものである。

(1) 機能

ア 送受異なる周波数帯間の減衰を確保し、空中線の共用を可能とすること。

イ ダイバーシティ受信に対応し、最大6台分の無線機を2基の空中線で送受信可能とすること。

ウ 送信系統は、3台分の無線機を1系統の空中線へ合成する回路を2系統備えたものであること。

エ 受信系統は、1系統の空中線を最大6分配可能な回路を2系統備えたものであること。(ダイバーシティ対応)

オ 受信系統へは共通の受信増幅部を搭載しており、増幅部不具合時には増幅部をスルーになるように回路を切り替えるとともに、警報出力として外部へ接点出力すること。

(2) 構造概要

ア 共用部、増幅部から構成され、最大6台分の無線機を2基の空中線に対応可能な回路を備えた装置とする。

イ 原則、前面保守が可能な構造であること。

(3) 規格

ア 外形寸法	: 約1800mm (H) ×約260mm (W) ×約300mm (D) 以下【参考】
イ アンテナ共用数	: 2基
ウ 共用チャンネル数	: 6CH (送信6波/受信6波)
エ 電源電圧	: DC-48V±10%以内
オ 消費電流	: 1A以下
カ 周波数帯域	: 送信 273~275MHz 受信 264~266MHz
キ 送信系最大許容入力	: 20W/1チャンネル (平均値)
ク 送信系挿入損失	: 5.0dB以下
ケ 受信系利得	: 20dB以上
コ 雑音指数	: 3.5dB以下
サ 可変減衰器	: 0~20dBまで、1dBステップで可変できること
シ 相対減衰量	: 受信周波数にて90dB以上 (送信端子と空中線端子間)

- 送信周波数にて80 dB以上（受信端子と空中線端子間）
- ス アイソレーション : 送信周波数にて40 dB以上（送信端子間）
受信周波数にて20 dB以上（受信端子間）

1-5 260MHz 空中線共用器（4TRX用）

基地局無線装置と同軸により接続され、送受異なる周波数帯にて空中線を共用するための装置であり、安定した同時送受信を可能とするものである。

（1）機能

- ア 送受異なる周波数帯間の減衰を確保し、空中線の共用を可能とすること。
- イ ダイバーシティ受信に対応し、最大4台分の無線機を2基の空中線で送受信可能とすること。
- ウ 送信系統は、2台分の無線機を1系統の空中線へ合成する回路を2系統備えたものであること。
- エ 受信系統は、1系統の空中線を最大4分配可能な回路を2系統備えたものであること。（ダイバーシティ対応）
- オ 受信系統へは共通の受信増幅部を搭載しており、増幅部不具合時には増幅部をスルーになるように回路を切り替えるとともに、警報出力として外部へ接点出力すること。

（2）構造概要

- ア 共用部、増幅部から構成され、最大4台分の無線機を2基の空中線で対応可能な回路を備えた装置とする。
- イ 原則、前面保守が可能な構造であること。

（3）規格

- ア 外形寸法 : 約1800 mm (H) × 約260 mm (W)
× 約300 mm (D) 以下【参考】
- イ アンテナ共用数 : 2基
- ウ 共用チャンネル数 : 4 CH（送信4波／受信4波）
- エ 電源電圧 : DC-48V ± 10%以内
- オ 消費電流 : 1A以下
- カ 周波数帯域 : 送信 273～275 MHz
受信 264～266 MHz
- キ 送信系最大許容入力 : 20W／1チャンネル（平均値）
- ク 送信系挿入損失 : 5.0 dB以下
- ケ 受信系利得 : 20 dB以上
- コ 雑音指数 : 3.5 dB以下
- サ 可変減衰器 : 0～20 dBまで、1 dBステップで可変できること

- シ 相対減衰量 : 受信周波数にて90 dB以上 (送信端子と空中線端子間)
送信周波数にて80 dB以上 (受信端子と空中線端子間)
- ス アイソレーション : 送信周波数にて40 dB以上 (送信端子間)
受信周波数にて20 dB以上 (受信端子間)

1-6 3素子八木型空中線

基地局用の空中線であり、既設流用とする。ただし同軸ケーブルは更新すること。

1-7 5素子八木型空中線

基地局用の空中線であり、既設流用とする。ただし同軸ケーブルは更新すること。

1-8 同軸避雷器

誘導雷対策として空中線共用器と空中線間に挿入して同軸ケーブルを直流的に接地させ、基地局無線装置を保護するものである。

(1) 構造

- ア ポール又は壁面取付が可能なこと。
- イ 入力接栓はN型とすること。

(2) 構造概要

- ア 構成 : $\lambda/4$ ショートスタブ型
- イ 挿入損失 : 0.2 dB以下 (ケーブル含まず)
- ウ VSWR : 1.3以下
- エ インピーダンス : 公称50 Ω

1-9 分配器

1対2の同軸分配器であること。

1-10 ネットワーク装置

本装置は、L3スイッチ、L2スイッチ等で構成され、指令センター及び無線局舎等に設置する消防指令システム、無線回線制御装置及び基地局無線装置等の機器をLANで接続するものであり、19インチラックに実装可能な構造とする。

(1) 機能

- ア L3スイッチ
 - (ア) オートネゴシエーション機能により半二重、全二重の自動設定が可能なこと。
 - (イ) ルーティング : スタティック, RIP/RIPv2, OSPF及び経路監視機能 (ベンダ独自可) を有すること。
 - (ウ) 優先制御 : 4段階以上の優先制御 (QoS) が可能なこと。

- (エ) VLAN : IEEE 802.1q 準拠
 - (オ) フィルタリング : IPアドレス, TCP/UDPポート番号でフィルタリング可能なこと。
 - (カ) 冗長機能 : VRRP, 電源冗長 (外部システム使用可) 機能相当を有していること及びSTP (IEEE 802.1w), MSTP (IEEE 802.1s) 機能相当を有していること。
 - (キ) ミラーポートの設定が可能なこと。
 - (ク) ネットワーク管理 : Ping, MIB-2等をサポートしていること。
- イ L2スイッチ
- (ア) オートネゴシエーション機能により半二重、全二重の自動設定が可能なこと。
 - (イ) ルーティング : スタティックをサポートしていること。(管理用)
 - (ウ) VLAN : IEEE 802.1q 準拠
 - (エ) フィルタリング : MACアドレスでフィルタリング可能なこと。
 - (オ) 冗長機能 : RSTP (IEEE 802.1w), MSTP (IEEE 802.1s) 電源冗長 (外部システム使用可) 機能相当を有していること。
 - (カ) ミラーポートの設定が可能なこと。
 - (キ) ネットワーク管理 : Ping, MIB-2等をサポートしていること。

(2) 構造概要

ア L3スイッチ

- (ア) 入力電源 : AC 100V±10%以内 50/60Hz
又はDC-48V±10%以内

(イ) 環境条件

- a 温度 : 0°C~40°C
- b 湿度 : 85%以下 (35°C、結露なきこと)

(ウ) インターフェース

10/100BASE-TX 24ポート以上 (1台当り)

イ L2スイッチ

- (ア) 入力電源 : AC 100V±10%以内 50/60Hz
又はDC-48V±10%以内

(イ) 環境条件

- a 温度 : 0°C~40°C
- b 湿度 : 85%以下 (35°C、結露なきこと)

(ウ) インターフェース

10/100BASE-TX 24ポート以上 (1台当り)

1-11 DC/ACインバータ

(1) 機能

本装置は、直流電源装置からの入力電圧を交流100Vに変換するものである。

(2) 構造概要

ア 19インチラックマウントタイプとする。(棚収容可)

イ 保守点検及び清掃が容易な構造であること。

(3) 規格

ア 入力電圧 : DC-48V±10%以内

イ 出力電圧 : AC100V±10%以内

ウ 出力容量 : 1kVA/2kVA

エ 出力周波数 : 50Hz/60Hz

オ 環境条件 : 温度 5℃~40℃

カ 冷却方式 : 強制又は自然空冷

1-12 遠隔制御装置

本装置は、無線回線制御装置と直接的に接続され、全基地局無線装置の遠隔運用を行うものである。

(1) 機能

ア 装置本体のプレス機能付き送受話器からの操作により、各種通信が行えること。

イ 無線回線制御装置と接続し、音声の送受信が行えること。

ウ 装置内蔵のスピーカーより移動局等からの受信音声を出力できること。

エ 同時に複数の音声を受信した場合、ミキシングされた音声の出力が可能なこと。

オ 内臓スピーカーの音量調整ができること。

カ 送信中及び受信中の状態は装置前面にて容易に視認できること。

キ 発呼局の発信者番号を表示できること。

ク 基地局の個別及び複数選択が可能なこと。

(2) 構造概要

ア 本装置は卓上型であること。

イ プレス機能付き送受話器及び内臓スピーカーを有すること。

ウ 無線回線制御装置との接続用LANインターフェースを有すること。

(3) 規格

ア 入寮電源電圧 : AC100V±10%以内

イ 消費電流 : 3A以下

ウ 入出力回線数 : LAN1回線

エ 実装チャンネル数 : 8チャンネル以上

2 署所設備

2-1 署所受令機

本装置は、消防局、各署に設置する消防救急デジタル無線に対応した携帯型受令機で、基地局及び移動局の無線通信の受令を行うものである。

本装置は、アルインコ製携帯型受令機の型名D J-X F 7相当品以上とし、充電器、充電用ACアダプター及び標準付属品を含むこと。

(1) 機能

ア 260MHz帯消防救急デジタル無線の基地局周波数と移動局周波数の受令が可能なこと。

イ 液晶表示部を備えており、チャンネル番号や各種運用状態は、日本語表示に対応していること。

ウ スピーカーを内蔵し、音量調整は容易な操作で行なえること。

エ グループ設定等によりチャンネル自動スキャンが行えること。

オ リチウムイオンバッテリーの電池パックを内蔵し、充電器を接続することにより運用中においても充電可能なこと。

カ 庁舎屋上などに設置するスリーブ型アンテナと接続し、常時受令待機の状態とすること。

(2) 規格

ア 一般仕様

(ア) 外形寸法 : 約126mm (H) ×約58mm (W)
×約43mm (D) 【参考】
※突起物は除く

(イ) 電源電圧 : DC4.8～7V

(ウ) 実装チャンネル周波数 : 明石市消防局で運用中の活動波及び共通波
※主運用波は全7波実装

(エ) 質量 : 395g以下 (電池パック含む)

(オ) 環境条件 : 動作保証温度範囲 -10℃～50℃
: 動作保証湿度範囲 95% (35℃)

イ 主要諸元

(ア) アクセス方式 : SCPC方式

(イ) 変調方式 : $\pi/4$ シフトQPSK

ウ 受信部性能

(ア) 受信感度 : BER=1% (スタティック) 時0dB μ V以下
BER=3% (フェージング) 時5dB μ V以下
※ダイバーシティ無し時

- (イ) スプリアスレスポンス : 53 dB以上
- (ウ) 隣接チャネル選択度 : 42 dB以上
- (エ) 相互変調特性 : 53 dB以上

2-2 260MHzスリーブ型空中線

耐久性のある堅固な構造でアンテナ塔等へ強固に取付け可能であり、長期使用に耐えうる署所用の空中線である。

(1) 機能

卓上型受令機と接続され、260MHz帯消防救急デジタル無線の受信が可能なこと。

(2) 構造概要

発錆・腐食対策及び塩害を考慮されたものであり、最大瞬間風速60m/secに耐えうる構造であること。

(3) 規格

- ア 周波数帯域 : 264～275MHzの指定周波数
- イ 最大利得 : 2.15dBi
- ウ VSWR : 1.5以下
- エ インピーダンス : 公称50Ω
- オ 許容電力 : 50W

2-3 同軸避雷器

誘導雷対策として空中線間に挿入し、同軸ケーブルを直流的に接地させ、無線装置を保護するものである。

(1) 構造概要

- ア ポール又は壁面取付が可能なこと。
- イ 入力接栓はN型とすること。

(2) 規格

- ア 構成 : λ/4ショートスタブ型
- イ 挿入損失 : 0.2dB以下(ケーブル含まず)
- ウ VSWR : 1.3以下
- エ インピーダンス : 公称50Ω

3 車載設備

3-1 260MHz車載型無線機

本装置は消防・救急車両等に設置される、車載型無線機であり、指令系装置、基地局無線装置、遠隔制御装置及び他の移動局と260MHz帯を用いて無線通信を行うものである。

(1) 機能

- ア 260MHz帯消防救急デジタル無線の一斉音声通信に対応可能なこと。
- イ 通信方式は複信とする。必要に応じて外付けの空中線共用機を設けること。
- ウ 装置内蔵のスピーカー及び外部スピーカーにより受信音声の出力が可能なこと。
- エ 自己診断機能を有しており、装置内で不具合発生時はその内容を液晶表示部に表示し、送信部/受信部など不具合箇所を特定できる機能を有すること。
- オ 受信音量は16段階程度で調整可能なこと。
- カ 基地局送信波と移動局送信波を各々の受信機で受信可能なこと。また、基地局送信波と移動局送信波の受信音量バランスを調整可能なこと。
- キ 活動波では受信した消防本部コードを判定し、自消防本部以外の音声出力の停止が可能なこと。ただし、共通波の場合及び活動波で応援協定として登録した消防本部コードを受信した場合は音声出力の停止を行わないこと。
- ク 連続送信防止機能を有すること。
- ケ 指令系装置からの選択呼出通信（個別音声通信、グループ音声通信）及び発信規制機能に対応可能なこと。
- コ 移動局から基地局無線装置を経由し、同じ無線通信チャンネルで待ち受けている特定移動局及び指令系装置の選択呼出通信（個別音声通信、グループ音声通信）が可能なこと。
- サ 指令系装置からの制御により、事案出動中の車両が事案ごとにグループ化されることで、同一事案出動車両に限定したグループ通信を行えること。
- シ 主によく使用するチャンネルはメモリ設定することができ、どのチャンネルを使用してもワンタッチ操作で主によく使用するチャンネルに切り替えることが可能なこと。
- ス 他の移動局が送信中はその旨の表示を行い、干渉防止のためプレスしても送信できないこと。また、プレスが出来なかったことを知らせる喚起音の鳴動が可能なこと。
- セ 盗難時の操作防止のために、電源初期投入時にはパスワード入力機能を有すること。
- ソ 車両運用端末装置と接続が可能であり、携帯電話が使用できない場合バックアップとしてデジタル無線経由での動態登録が可能なこと。
- タ 指令内容もデジタル無線を通じ、車両運用端末装置に表示可能なこと。
- チ 指令系装置からの制御により車両運用端末装置を経由して、無線チャンネルを切り替えることができること。
- ツ 手動チャンネルスキャン機能を有し、ワンタッチ操作でその操作時に同期が確立した受信チャンネルで停止することが可能なこと。
- テ 自動チャンネルスキャン機能を有し、基地局からの受信波で電界が弱くなった場

合、あらかじめ設定されたチャンネルグループで下り受信波のスキャンが可能なこと。

- ト 操作表示部からセレコール応答及びセレコール呼出が可能なこと。
- ナ 車両運用端末装置と連携し、GPSにより取得した自車両の位置情報を基に、最適なチャンネルに自律的に切り替える機能を有すること。
- ニ 車両運用端末装置に予め登録した位置と使用可能チャンネルの対応を規定したメッシュテーブルに則して使用チャンネルを判断すること。

(2) 構造概要

- ア アンテナ、電源端子等のケーブル類は、無線機背面にて接続が可能な構造であること。
- イ 操作表示部は無線機前面に備えられており、チャンネル設定状態等を視認できる液晶表示部が実装されている構造であること。
- ウ 無線機本体と操作表示部は分離できる構造とすること。
- エ 無線機本体の着脱を容易とするため、車両への取付には専用の取付金具を使用する構造であること。
- オ 無線機本体にスピーカーが内蔵されていると共に、外部スピーカーの接続使用が可能な構造であること。
- カ 複数の送受信器及び外部スピーカーを、車内、車外へ接続可能なこと。
- キ 車両運用端末装置等との接続端子(RS-232C等)を備えた構造であること。
- ク 本装置の制御部は、IPX2(JIS保護等級2 防滴Ⅱ型:JIS-C-0920規格以上)相当以上の耐水性能とすること。
- ケ 基地局からの送信波はダイバーシティ受信できる構造とすること。
- コ 複信型とするためアンテナ共用器を含むこと。

(3) 規格

ア 一般仕様

- (ア) 外形寸法 : 約50mm(H) × 約180mm(W)
× 約230mm(D) 【参考】※突起物を除く
- (イ) 電源電圧 : DC+13.8V ~ DC+27.6V
- (ウ) 消費電流 : 5.2A以下
- (エ) 実装チャンネル周波数 : 明石市消防局で運用中の活動波及び共通波
※主運用波は全7波実装
- (オ) 装置本体質量 : 3.5kg以下

イ 無線部

- (ア) 送信出力 : 10W(+20%、-50%)
※総合通信局との協議による。
- (イ) 送信周波数帯 : 264~266MHz

- (ウ) 受信周波数帯 (対基地) : 273 ~ 275 MHz
- (エ) 受信周波数帯 (対移動) : 264 ~ 266 MHz
- (オ) 変調方式 : $\pi/4$ シフトQPSK
- (カ) アクセス方式 : SCPC方式
- (キ) 周波数安定度 : ± 1.5 ppm以内
- (ク) 占有帯域幅 : 5.8 kHz以下
- (ケ) 隣接チャネル漏洩電力 : -55 dB以下又は 32μ W以下
 ± 6.25 kHz 離調 測定帯域幅 ± 2.4 kHz
- (コ) スプリアス発射又は不要発射の強度
 - a 帯域外領域 : 2.5μ W以下又は基本周波数の平均電力より
60 dB 低い値
 - b スプリアス領域 : 2.5μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より
60 dB 低い値
- (サ) 受信感度 : BER = 1% (スタティック) 時 0 dB μ V以下
 BER = 3% (フェージング) 時 5 dB μ V以下
 ※ダイバーシティ無し時
- (シ) スプリアスレスポンス : 53 dB以上
- (ス) 隣接チャネル選択度 : 42 dB以上
- (セ) 相互変調特性 : 53 dB以上
- (ソ) 受信方式 : ダイバーシティ受信 (最大比合成受信)

3-2 260MHz 車載型無線機用空中線

本装置は、消防・救急車両等に設置される車載型無線機用の空中線である。

(1) 構造概要

- ア 耐久性のある堅固な構造とし、指定する場所に取り付けできる構造であること。
- イ 発錆、腐食を考慮したものであること。

(2) 規格

ア 車載型無線機用空中線 (260MHz 帯デジタル、当該車両に適応した空中線又は $1/4 \lambda$ 型)

(ア) 周波数帯域

- a 送信周波数帯 : 264 ~ 266 MHz
- b 受信周波数帯 (対基地) : 273 ~ 275 MHz
- c 受信周波数帯 (対移動) : 264 ~ 266 MHz
- (イ) 最大利得 : 2.15 dBi
- (ウ) VSWR : 1.5以下
- (エ) インピーダンス : 公称 50Ω

(3) その他

車載型無線機用空中線を取付ける際は、既設防災相互波用空中線及びその配線を撤去し廃棄するとともに、防水処理等を行うこと。

3-3 260MHz 車載型受令機

本装置は、消防団車両等に設置する消防救急デジタル無線に対応した車載型受令機で、基地局及び移動局の無線通信の受令を行うものである。

本装置は、アルインコ製車載型受令機の型名DR-XF7相当品以上とし、標準付属品を含むこと。

(1) 機能

- ア 260MHz帯消防救急デジタル無線の基地局周波数と移動局周波数の受令が可能なこと。
- イ 液晶表示部を備えており、チャンネル番号や各種運用状態は日本語表示に対応していること。
- ウ スピーカーを内蔵し、音量調整は容易な操作で行なえること。
- エ グループ設定等によりチャンネル自動スキャンが行えること。
- オ 車両エンジンをオフにしたときは、無線機の待機電流を消費しないものとする
- カ 無線機本体と操作表示部は分離できる構造とすること。

(2) 規格

ア 一般仕様

- (ア) 外形寸法 : 約50mm (H) ×約172mm (W)
×約162mm (D) 【参考】
※突起物は除く
- (イ) 電源電圧 : DC12～28V
- (ウ) 実装チャンネル周波数 : 明石市消防局で運用中の活動波及び共通波
※主運用波は全7波実装
- (エ) 質量 : 1200g以下
- (オ) 環境条件 : 動作保証温度範囲 -10℃～50℃
: 動作保証湿度範囲 95% (35℃)

イ 主要諸元

- (ア) アクセス方式 : SCPC方式
- (イ) 変調方式 : $\pi/4$ シフトQPSK
- ウ 受信部性能
 - (ア) 受信感度 : BER=1% (スタティック) 時0dB μ V以下
BER=3% (フェージング) 時5dB μ V以下

※ダイバーシティ無し時

- (イ) スプリアスレスポンス : 53 dB以上
- (ウ) 隣接チャネル選択度 : 42 dB以上
- (エ) 相互変調特性 : 53 dB以上

3-4 260MHz 車載型受令機用空中線

本装置は、消防団車両等に設置される車載型受機用の空中線である。

(1) 構造概要

- ア 耐久性のある堅固な構造とし、指定する場所に取り付けできる構造であること。
- イ 発錆、腐食を考慮したものであること。

(2) 規格

ア 車載型受令機用空中線 (260MHz 帯デジタル、1/4λ型)

(ア) 周波数帯域

- a 受信周波数帯 (対基地) : 273~275MHz
- b 受信周波数帯 (対移動) : 264~266MHz

- (イ) 最大利得 : 2.15 dBi
- (ウ) VSWR : 1.5以下
- (エ) インピーダンス : 公称50Ω

4 携帯設備

4-1 260MHz 携帯型無線装置

本装置は消防隊員等が携帯する携帯型無線機であり、指令系装置、基地局無線装置、遠隔制御装置及び他の移動局と260MHz帯を用いて無線通信を行うものである。

充電器、充電器用ACアダプター及び標準付属品を含むこと。また、予備電池を現用数と同数納入すること。

(1) 機能

- ア 使用周波数帯域は260MHz帯とし、複数チャネルが実装可能なこと。
- イ 通信方式は1波単信及び2波単信方式に対応可能なこと。
- ウ 受信音量の調節及びチャネル切替は、容易な操作により行えること。
- エ 急速充電器は据え置き型とし、専用バッテリーを無線機本体に装着した状態、専用バッテリー単独及び専用バッテリーを装着してベルトクリップを無線機本体に装着した状態でも充電可能なこと。
- オ 急速充電器のLEDで充電中・充電完了の各状態が確認可能なこと。
- カ 連続送信防止機能を有すること。
- キ チャネルスキャン機能を有し、基地局波及び移動局波に対して同期が確立した受信チャネルに切り替えることが可能なこと。

(2) 構造概要

ア 携帯無線機、電池部及び空中線で構成すること。無線機本体に落下防止等のためにベルトクリップを取り付けられること。

イ バッテリーはリチウムイオンとし、8時間以上運用できる容量を有すること。

ウ 装置本体にはスピーカーを内蔵すると共に、外部にスピーカーマイクを接続できること。スピーカーも無線機本体と同様にベルトクリップが取り付け可能なこと。

エ 無線機本体・バッテリー及び防塵型スピーカーマイクは、IP67（JIS保護等級7防浸型：JIS-C-0920規格相当）相当の耐水・防塵性能とすること。

オ スピーカーマイクは着信／送信LEDを有していること。

(3) 規格

ア 一般仕様

- (ア) 外形寸法 : 約160mm (H) ×約65mm (W)
×約50mm (D) 【参考】※突起物除く
- (イ) 電源電圧 : AC100V±10%以内 (充電器)
- (ウ) 送信周波数 : 264～266MHz
- (エ) 受信周波数 : 下記のいずれかを切り替えて運用する。
a 273～275MHz
b 264～266MHz (移動局間直接通信用)
- (オ) アクセス方式 : SCPC
- (カ) 無線変調方式 : $\pi/4$ シフトQPSK
- (キ) 通信方式 : 単信
- (ク) 双方向通信方式 : FDD
- (ケ) キャリア周波数間隔 : 6.25kHz
- (コ) 伝送速度 : 9.6kbps
- (サ) 実装チャンネル周波数 : 明石市消防局で運用中の活動波及び共通波
※主運用波は全7波実装

イ 送信部仕様

- (ア) 送信出力 : 2W以上 (+20%、-50%)
※総合通信局との協議による。
- (イ) 周波数安定度 : ±1.5ppm 以内
- (ウ) 占有帯域幅 : 5.8kHz以下
- (エ) 隣接チャンネル漏洩電力 : -55dB以下
±6.25kHz離調 測定帯域幅±2.4kHz
- (オ) スプリアス発射又は不要発射の強度
a 帯域外領域 : 2.5μW以下又は基本周波数の平均電力より

- 60 dB低い値
- b スプリアス領域 : 2.5 μ W以下又は基本周波数の搬送波電力より
60 dB低い値
- ウ 受信部仕様
 - (ア) 受信感度 : スタティック感度 0 dB μ V以下 (BER = 1%)
 - (イ) スプリアスレスポンス : 53 dB以上
 - (ウ) 隣接チャンネル選択度 : 42 dB以上
 - (エ) 相互変調特性 : 53 dB以上

4-2 260MHz 携帯型受令機

本装置は、消防局、各署に設置する消防救急デジタル無線に対応した携帯型受令機で、基地局及び移動局の無線通信の受令を行うものである。

本装置は、アルインコ製携帯型受令機の型名DJ-XF7相当品以上とし、充電器、充電用ACアダプター及び標準付属品を含むこと。また、予備電池を現用数と同数納入すること。

(1) 機能

- ア 260MHz帯消防救急デジタル無線の基地局周波数と移動局周波数の受令が可能なこと。
- イ 液晶表示部を備えており、チャンネル番号や各種運用状態は、日本語表示に対応していること。
- ウ スピーカーを内蔵し、音量調整は容易な操作で行なえること。
- エ グループ設定等によりチャンネル自動スキャンが行えること。
- オ リチウムイオンバッテリーの電池パックを内蔵し、充電器を接続することにより運用中においても充電可能なこと。

(2) 規格

ア 一般仕様

- (ア) 外形寸法 : 約126mm (H) ×約58mm (W)
×約43mm (D) 【参考】
※突起物は除く
- (イ) 電源電圧 : DC 4.8～7V
- (ウ) 実装チャンネル周波数 : 明石市消防局で運用中の活動波及び共通波
※主運用波は全7波実装
- (エ) 質量 : 395g以下 (電池パック含む)
- (オ) 環境条件 : 動作保証温度範囲 -10℃～50℃
: 動作保証湿度範囲 95% (35℃)

イ 主要諸元

- (ア) アクセス方式 : SCPC方式

(イ) 変調方式	: $\pi/4$ シフトQPSK
ウ 受信部性能	
(ア) 受信感度	: BER=1% (スタティック) 時 0 dB μ V以下 BER=3% (フェージング) 時 5 dB μ V以下 ※ダイバーシティ無し時
(イ) スプリアスレスポンス	: 53 dB以上
(ウ) 隣接チャネル選択度	: 42 dB以上
(エ) 相互変調特性	: 53 dB以上

4-3 400MHz 署活動用無線機

本装置は、災害現場活動で使用するための携帯型無線機である。

本装置は八重洲無線製の型名SR920U1相当品以上とする。

装着するアンテナは、ショートタイプの長さ約5cmのものを使用すること。

(1) 機能

ア 使用周波数帯域は、400MHz帯とし、450MHz～470MHzの範囲で、12.5kHz間隔にて最大35チャンネル以上が実装可能な、プレストーク単信通信方式のものであること。

イ 防塵・防水性能はIP68（防塵性：IP6X、防水性：IPX8）相当とすること。

ウ 受信音量の調節及びチャンネルの切替は容易な操作で行なえること。

エ 装置前面に設けられた表示部で、設定チャンネル、音量レベル、電池容量残、等の状況が確認できること。

オ 通話は、スピーカーマイク接続時にはスピーカーマイクで行え、スピーカーマイク非接続時には本体内蔵のマイク／スピーカー及び本体側面のプレスボタンにより通話ができること。

カ 急速充電器は据置き型とし、専用バッテリー単独及び専用バッテリーを無線機本体に装着した状態でも充電できること。

キ 消防用に割り当てられている17チャンネル全てを使用可能とし、免許申請を行うこと。また、防災相互波にも対応すること。

(2) 構成品

1式当たりの機器構成については次のとおりとする。

ア 署活動携帯型無線機本体 (1W)	1台
イ ショートアンテナ (長さ約5cm)	1本
ウ 取扱説明書	1式
エ 大容量バッテリーパック	2個
オ 連結型急速充電器	1台 (ACアダプタ付)

- カ 防水型スピーカーマイク 1個 (クリップ付)
 - キ 革ケース 1個
 - ク 無線機本体用ステンレスベルトクリップ 1個
- ※別に予備として革ケースを98個納入すること。

(3) 規格

- ア 周波数範囲 : 400MHz ~ 470MHz
- イ 電波型式及び出力 : F2D F3E 1W
- ウ 通信方式 : プレストークによる単信方式
- エ チャネル数 : 17波以上
- オ 環境条件 : 使用温度 -20℃ ~ +60℃
- カ 定格電圧 : DC 7.4V ± 10%
- キ 送信部仕様
 - (ア) 周波数許容偏差 : $\pm 3 \times 10^{-6}$ 以内
 - (イ) 変調方式 : 可変リアクタンス周波数変調
 - (ウ) 最大周波数偏移 : ± 2.5 kHz以内
 - (エ) 標準変調入力 : -36 dBm ± 3 dB (1 kHz 70% 変調時)
 - (オ) 変調入力インピーダンス : 600Ω
 - (カ) 変調周波数 : 3 kHz以下
 - (キ) 占有周波数帯域 : 8.5 kHz以内
 - (ク) 総合歪率及び雑音 : 変調周波数 1 kHz で 70% 変調時、20 dB以上
 - (ケ) スプリアス発射の強度 : スプリアス領域 25 μW以下 (1W以下)
: 帯域外領域 25 μW以下 (1W以下)
- ク 受信部仕様
 - (ア) 副次的に発する電波等の限度 : 擬似空中線端子の入力 4 nW以下
 - (イ) 受信方式 : シンセサイザ発振ダブルスーパーヘテロダイン方式
 - (ウ) 感度 : -6 dB μV emf 以下 (12 dB SINAD)
 - (エ) 通過帯域幅 : 6 dB 低下幅 8 kHz 以上
 - (オ) スプリアスレスポンス : 60 dB 以上 (12 dB SINAD 感度比)
 - (カ) 相互変調特性 : 60 dB 以上 (12 dB SINAD 感度比
3信号法)
 - (キ) 総合歪及び雑音 : 標準変調 1 kHz で 70% 変調時 20 dB 以上
 - (ク) 低周波出力インピーダンス : 内部 16 Ω 外部 8 Ω
- ケ 急速充電器
 - (ア) 定格入力電圧 : AC 100V (50/60Hz)
 - (イ) 環境条件 : 使用温度 0℃ ~ +40℃

: 保存温度 $-20^{\circ}\text{C}\sim+60^{\circ}\text{C}$

4-4 防災相互波用無線機

本装置は、防災機関相互連絡用の携帯型無線機であり、防災関係の機関が直接相互に通信できる防災相互波を実装したものである。

本装置は、八重洲無線社製の型名SR920V相当品以上とする。

(1) 機能

ア 150MHz帯防災相互波を用いて、海上保安庁等の防災関係機関の防災相互波無線機と通信ができること。

イ 防塵・防水性能はIP68（防塵性：IP6X、防水性：IPX8）相当とすること。

ウ 受信音量の調節及びチャンネルの切替は容易な操作で行なえること。

エ 装置前面に設けられた表示部で、設定チャンネル、音量レベル、電池容量残、等の状況が確認できること。

オ 通話は、スピーカーマイク接続時にはスピーカーマイクで行え、スピーカーマイク非接続時には本体内蔵のマイク／スピーカー及び本体側面のプレスボタンにより通話ができること。

カ 急速充電器は据置き型とし、専用バッテリー単独及び専用バッテリーを無線機本体に装着した状態でも充電できること。

(2) 構成品

1式当たりの機器構成については次のとおりとする。

ア 署活動携帯型無線機本体（5W）	1台
イ 150MHz帯アンテナ	1本
ウ 取扱説明書	1式
エ 大容量バッテリーパック	1個
オ 連結型急速充電器	1台（ACアダプタ付）
カ 防水型スピーカーマイク	1個（クリップ付）
キ 革ケース	1個
ク 無線機本体用ステンレスベルトクリップ	1個

※別に予備としてバッテリーパック及び革ケースをそれぞれ2個ずつ納入すること。

(3) 規格

ア 周波数範囲	: 142MHz～162.0375MHz
イ 電波型式及び出力	: F2D F3E 5W
ウ 通信方式	: プレストークによる単信方式
エ 実装周波数	: 防災相互波の158.35MHz

- オ 環境条件 : 使用温度 $-20^{\circ}\text{C} \sim +60^{\circ}\text{C}$
- カ 定格電圧 : DC $7.4\text{V} \pm 10\%$
- キ 送信部仕様
- (ア) 周波数許容偏差 : $\pm 3 \times 10^{-6}$ 以内
 - (イ) 変調方式 : 可変リアクタンス周波数変調
 - (ウ) 最大周波数偏移 : $\pm 2.5\text{kHz}$ 以内
 - (エ) 標準変調入力 : $-36\text{dBm} \pm 3\text{dB}$ (1kHz 70% 変調時)
 - (オ) 変調入力インピーダンス : 600Ω
 - (カ) 変調周波数 : 3kHz 以下
 - (キ) 占有周波数帯域 : 8.5kHz 以内
 - (ク) 総合歪率及び雑音 : 変調周波数 1kHz で70%変調時、 20dB 以上
 - (ケ) スプリアス発射の強度 : スプリアス領域 $25\mu\text{W}$ 以下 (1W 以下)
: 帯域外領域 $25\mu\text{W}$ 以下 (1W 以下)
- ク 受信部仕様
- (ア) 副次的に発する電波等の限度 : 擬似空中線端子の入力 4nW 以下
 - (イ) 受信方式 : シンセサイザ発振ダブルスーパーヘテロダイン方式
 - (ウ) 感度 : $-6\text{dB}\mu\text{Vemf}$ 以下 (12dB SINAD)
 - (エ) 通過帯域幅 : 6dB 低下幅 8kHz 以上
 - (オ) スプリアスレスポンス : 60dB 以上 (12dB SINAD 感度比)
 - (カ) 相互変調特性 : 60dB 以上 (12dB SINAD 感度比
3信号法)
 - (キ) 総合歪及び雑音 : 標準変調 1kHz で70%変調時 20dB 以上
 - (ク) 低周波出力インピーダンス : 内部 16Ω 外部 8Ω
- ケ 急速充電器
- (ア) 定格入力電圧 : AC 100V ($50/60\text{Hz}$)
 - (イ) 環境条件 : 使用温度 $0^{\circ}\text{C} \sim +40^{\circ}\text{C}$
: 保存温度 $-20^{\circ}\text{C} \sim +60^{\circ}\text{C}$

5 可搬設備

5-1 可搬型移動局無線装置

本装置は、持ち運び可能な移動局無線装置で、指令系装置、基地局無線装置及び他の移動局と無線通信を行うものである。

ポール、アンテナ及び同軸ケーブルは既設流用とするが、本体アンテナ接栓と直接接続するアンテナは納入すること。

また、充電器、充電器用ACアダプター及び標準付属品と、本体アンテナ接栓と外付けのアンテナを接続する20mの同軸ケーブルを納入すること。

(1) 機能

- ア 260MHz帯消防救急デジタル無線の一斉音声通信に対応可能なこと。
- イ 無線機本体には自己診断機能を有しており、装置内で不具合発生時は不具合箇所と内容を液晶表示部に表示し、送信部/受信部など不具合箇所を特定できる機能を有すること。
- ウ 装置内蔵のスピーカーにより受信音声の出力が可能なこと。
- エ 受信音量は16段階程度で調整可能なこと。
- オ 基地局送信波と移動局送信波を各々の受信機で受信できること。また、基地局送信波と移動局送信波の受信音量バランス調整が可能なこと。
- カ 活動波では受信した消防本部コードを判定し、自消防本部以外の音声出力停止が可能なこと。ただし、共通波の場合及び活動波で応援協定として登録した消防本部コードを受信した場合は、音声出力停止をしないこと。
- キ 連続送信防止機能を有すること。
- ク 待受け時に受信した通信統制機能（出動指令、通信規制）に対応可能なこと。
- ケ 主に使用するチャンネルはメモリ設定することができ、どのチャンネルを使用してもワンタッチ操作で設定したチャンネルに切り替えることが可能なこと。
- コ 他移動局が送信中はその旨の表示を行い、干渉防止のためプレスしても送信できないこと。また、プレスが出来なかったことを知らせる喚起音の鳴動が可能なこと。
- サ 誤操作を防止するため、チャンネル操作のロックが可能なこと。
- シ 盗難時の操作防止のために、電源初期投入時にはパスワード入力機能を有すること。
- ス 自動チャンネルスキャン機能を有し、基地局からの受信波で電波が弱くなり同期が取れなくなった場合、自動的に設定されたチャンネルグループで下り受信波のスキャンが可能なこと。
- セ 可搬型移動局無線装置はバッテリー及び充電機能を内蔵し、運用中においてもACアダプターを接続して充電可能なこと。
- ソ 運用中に大容量電池部のバッテリー残量が少なくなってきた時、充電済みの予備の大容量電池部と交換することにより、長時間の運用が可能なこと。
- タ 可搬型移動局無線装置本体および大容量電池部はバッテリー残量表示部を有し、3段階以上表示可能なこと。
- チ 大容量電池部又は充電器に充電完了の表示部を有し、充電中、充電完了の状態が確認できること。
- ツ 充電中に異常を検出した場合は、可搬型移動局無線装置と大容量電池部にアラーム表示をできること。
- テ 基地局無線装置の障害に備え、移動局間直接通信機能を有すること。

(2) 構造概要

- ア 本装置は、大容量のバッテリーを内蔵し、装置前面に操作表示部、アンテナ接栓を、装置前面又は側面に電源入力端子を備えていること。バッテリー残量や充電状態、アラーム状態も確認できること。
- イ 操作表示部は無線機前面に備えられており、チャンネル設定状態等を視認できる液晶表示部が実装されている構造であること。
- ウ 本装置に内蔵スピーカーを搭載するほか、約2mのコードと10cm程度の大きさのスピーカーを接続すること。
- エ 基地局無線装置からの送信波はダイバーシティ受信できる構造とすること。
- オ 装置本体とスピーカーマイクは、IPX2（JIS保護等級2防滴型：JIS-C-0920規格相当）相当以上の耐水性能とすること。

(3) 規格

ア 一般仕様

(ア) 外形寸法

可搬型無線装置本体 : 約250mm (D) ×約250mm (W)
×約330mm (H) 【参考】
※突起物、カバーを除く

(イ) 入力電源 : AC100V ±10%以内

(ウ) 実装チャンネル周波数 : 明石市消防局で運用中の活動波及び共通波数
※主運用波は全7波実装

(エ) 質量 : 14kg以下

(オ) 連続使用可能時間 : 可搬型無線装置本体のみ2時間以上（フル充電時）
大容量電池部2時間以上（合計4時間以上）

(カ) 充電温度 : 0℃～40℃

(キ) 動作保証温度 : -10～50℃

イ 260MHz帯デジタル送受信部

(ア) 送信出力 : 10W (+20%、-50%)
※総合通信局との協議による。

(イ) 送信周波数帯 : 264～266MHz

(ウ) 受信周波数帯（対基地） : 273～275MHz

(エ) 受信周波数帯（対移動） : 264～266MHz

(オ) 変調方式 : $\pi/4$ シフトQPSK

(カ) アクセス方式 : SCPC方式

(キ) 周波数安定度 : ± 1.5 ppm

(ク) 占有帯域幅 : 5.8kHz以下

- (ケ) 隣接チャンネル漏洩電力 : -55 dB以下又は $32 \mu\text{W}$ 以下
 ± 6.25 kHz 離調
測定帯域幅 ± 2.4 kHz
- (コ) スプリアス発射又は不要発射の強度
- a 帯域外領域 : $2.5 \mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の平均電力より
 60 dB低い値
- b スプリアス領域 : $2.5 \mu\text{W}$ 以下又は基本周波数の搬送波電力より
 60 dB低い値
- (サ) 受信感度 : BER = 1% (スタティック) 時 0 dB μV 以下
BER = 3% (フェージング) 時 5 dB μV 以下
※ダイバーシティ無し時
- (シ) スプリアスレスポンス : 53 dB以上
隣接チャンネル選択度 : 42 dB以上
- (ス) 相互変調特性 : 53 dB以上

5-2 可搬型移動局無線装置 (防災相互波用)

本装置は、防災機関相互連絡用の可搬型無線装置であり、防災関係の機関が直接相互に通信できる防災相互波を実装したものである。本装置は、アイコム社製の型名 ICRS-PS09/6010-72A-M 相当以上とし、収納する無線装置はアイコム社製の型名 IC-DV6010S シリーズ相当品とする。

なお、当該無線装置は、可搬型移動局無線装置 (デジタル無線) のデュアルタイプ (出力はデジタル 10W 、防災相互波 10W) でも可とする。

(1) 機能

- ア 150 MHz 帯防災相互波を用いて、海上保安庁等の防災関係機関の防災相互波無線機と通信ができること。
- イ 液晶表示部を備えており、チャンネル番号や各種運用状態は日本語表示に対応していること。
- ウ スピーカーを内蔵し、音量調整は容易な操作で行なえること。
- エ 停電時または屋外持ち出し時は内蔵電池により運用できること。
- オ 内蔵電池の充電状態を視認できること。

(2) 構成品

1式当たりの機器構成については次のとおりとする。

- | | | | |
|---|---------|----------------------|----|
| ア | 可搬型電源装置 | ICRS-PS09/6010-72A-M | 1台 |
| イ | 車載型無線機 | IC-DV6010S1 | 1台 |
| ウ | アンテナ | | 1本 |
| エ | 鉛蓄電池 | | 1個 |

オ	AC接続ケーブル	CAD-AC100V	1本
カ	DC接続ケーブル	CAD-DC12V	1本
キ	肩掛けベルト	B-55-8	1個
ク	防水型スピーカーマイクロホン	HM-223	1個
ケ	外部スピーカー	SP-35	1個
コ	取扱説明書		1式
サ	$\lambda/2$ ノンラジアル短縮型ホイップアンテナ		2本

(3) 可搬型電源装置部の規格

ア	使用温度範囲	: 0℃ ~ +40℃
イ	湿度条件	: +35℃ 95%RH (結露なきこと)
ウ	使用条件	: 連続使用
エ	入力電源電圧	: DC +12.0V ~ +32.0V AC 100V ± 10% 50/60Hz
オ	内蔵電池	: DC +12V / 7.2AH (鉛シール)
カ	充電方式	: 定電圧定電流充電方式
キ	充電時間	: 12時間以上
ク	電池使用時間	: 10時間以上 (10W送信時) ※送信1 : 受信1 : 待受1.8の運用比率
ケ	外観寸法	: 約150mm (H) × 約210mm (W) × 約230mm (D) 【参考】※突起物除く
コ	重量	: 約7kg (本体のみ)

(4) 車載型無線部の規格

ア	一般仕様	
(ア)	周波数範囲	: 142MHz ~ 162.0375MHz ※実装周波数は防災相互波の158.35MHz
(イ)	チャンネル間隔	: 20kHz
(ウ)	電波型式	: F2D F3E
(エ)	通信方式	: プレストークによる単信方式
(オ)	環境条件	: 使用温度 -20℃ ~ +60℃
(カ)	定格電圧	: DC 13.8V ± 10% DC 26.4V ± 10%
(キ)	外形寸法	: 約29mm (H) × 約125mm (W) × 約180mm (D) 【参考】※突起物除く
(ク)	重量	: 約1000g (本体のみ)
イ	送信部仕様	
(ア)	送信出力	: 10W (+20%、-50%)

- (イ) 変調方式 : 可変リアクタンス周波数変調
- (ウ) 周波数許容偏差 : $\pm 10 \text{ ppm}$ 以内
- (エ) 最大周波数偏移 : $\pm 5.0 \text{ kHz}$ 以内

ウ 受信部仕様

- (ア) 副次的に発する電波等の限度 : 擬似空中線端子の入力 4 nW 以下
- (イ) 受信方式 : ダブルスーパーヘテロダイン方式
- (ウ) 感度 : $0.4 \mu \text{V}$ ($-115 \text{ dBm}/-2 \text{ dB } \mu \text{Vemf}$)
以下 (20 dB NQ)
- (エ) 通過帯域幅 : 25 kHz 以内 (70 dB 低下幅NQ法)

6 無線設備に伴う別途役務

6-1 直流電源装置改修

本装置は、直流電源対応装置に安定した直流電力を供給する装置であり、商用電源等の停電時において無瞬断で蓄電池から電力を供給できるものである。

なお、本装置は既設の整流器架及び蓄電池架を活用することとし、整流器架内の監理監視基盤、整流器出力ユニット等及び蓄電池架内の蓄電池等は更新するものとする。

蓄電池更新時は、必要数の予備バッテリー等でバックアップを図ること。

また、新旧無線装置の併設時等において、既設直流分電盤のブレーカー数が不足する場合は、ブレーカーを増設する等の対応を図ること。

(1) 機能

- ア 整流装置は、複数台の整流ユニットにより構成し、整流ユニットが1台故障した場合においても全負荷に電力供給可能なものとする。
- イ 蓄電池は、制御弁式据置鉛蓄電池（長寿命MSEと同等品）とすること。
- ウ 表示灯は、盤前面の見やすい位置に取り付けること。
- エ 出力電圧、出力電流、温度等の装置異常及び入力電圧等の外部要因による異常が生じた場合の保護回路を設けること。
- オ 本装置は、整流ユニット並列運転とし、乱調を発生しないものとする。
- カ 警報状況等（無電圧接点）を送出する機能を有すること。

(2) 構造概要

- ア 入力電圧 : AC $3\phi 200 \text{V} \pm 10\%$ 以内 ($50 \text{ Hz} / 60 \text{ Hz}$) 又は
 $1\phi 200 \text{V} / 100 \text{V} \pm 10\%$ 以内 ($50 \text{ Hz} / 60 \text{ Hz}$)
- イ 力率 : 70% 以上
- ウ 負荷側電圧 : DC $48 \text{V} \pm 10\%$ 以内
- エ 定格出力容量 : 負荷側の最繁時の消費電流を供給できること
- オ 蓄電池容量 : 停電時 100% 負荷で8時間以上の補償が可能な容量であること。

カ 環境条件 : 温度 -10～40℃
湿度 85%以下(35℃、結露なきこと)

6-2 既設局舎保全改修

基地局無線装置等を設置する消防局屋上の無線局舎は既設流用とするが、以下に示す補修及び設備の更新を行うものとする。

- (1) 無線局舎の外壁塗装と扉ゴムパッキンの補修
- (2) 空調設備の更新
 - ア 空調は2機の冗長構成とし、塩害を考慮したものとする。
 - イ 空調容量については設置機器の発熱量等から算出し決定すること。
 - ウ 温度異常等の状態情報として無電圧の連続接点を出力し、遠隔監視できること。

第5章 工事仕様

1 適用範囲

本仕様書は本工事の機器据付、配線、調整等に適用するものである。工事の施工にあたっては、公共建築工事標準仕様書に準じて行うこと。

2 一般事項

(1) 工事施工の原則

工事は、本仕様書及び関連諸規定、基準の定める事項を満たした単体各機器を十分な経験を持った専門技術者により施工し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させるものとする。

(2) 施工計画

ア 施工計画は施工の手順、工程、工法、安全対策その他工事施工の全般的計画であることから、本市職員との打ち合わせ、現地調査、関連業者との連絡など十分行って施工計画書を作成し、契約後監督員に提出し承諾を得るものとする。なお、各工程の施工や切替方法については、別途要領書を提出すること。

イ 受注者は、発注者の指定した工法等について代案を申しでることができる。

ウ 施工上必要な機械、材料等は貸与又は支給されるもの以外は、すべて受注者の負担とする。

(3) 施工管理

ア 施工管理は施工計画に基づき、工期内に完全な竣工ができるよう行わなければならない。

イ 工事施工に関わる法令、法規等を遵守し、円滑な進捗を図ること。

ウ 工事施工に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うこと。

エ 工事施工中に本市職員と行った主要な協議事項等は、議事録として残すこと。

3 工事施工

(1) 施工範囲

本仕様書に定める施工範囲は以下の通りとする。

ア 納入機器の据付工事及び既設機器の移設、撤去

イ 納入機器に伴う配管配線

ウ 既設機器に伴う不要な配管配線等の撤去

エ 総合調整試験

オ その他、指令センター設備が正常に動作するための必要な工事

(2) 工法

工事に際しては、住民の生命財産を守る重要な消防通信業務が円滑にはかるように

十分配慮して施工すること。

本仕様書に記載のない事項は、監督員と協議して施工すること。施工は、事前に施工計画書、施工図等により承諾を得た後に着手すること。

(3) 保護及び危険防止

本工事に際しては、建物、既設機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行う。万一、損傷を与えた場合は、監督員の指示に従って速やかに復旧させること。

施工に際し、危険のおそれがある箇所には、作業員が安全に就業できるよう適切な危険防止設備を設ける。万一事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに、直ちに監督員に報告し指示を受けること。なお、この処置については受注者の責任において処理を行うこと。

(4) 現地調査等

受注者は契約後、履行場所の詳細な現地調査を行うこと。

(5) 仮設及び移設

施工に際して、既設設備が配置上支障となる場合は、監督員と協議の上、適当な場所に仮設、又は移設をすること。

(6) 屋内工事

機器、装置等の床部、壁等への固定は、転倒防止のため原則としてアンカーボルト等により堅固に固定するとともに、必要に応じて上部を鉄製金具等で固定すること。

施工に際し、騒音及び振動、粉塵等の発生が予想される場合は、あらかじめ監督員に申し出てその承諾を得ること。

(7) 屋外工事

施工に際し、配管、配線、工事の範囲及び方法については、あらかじめ施工図等により監督員の承諾を得て行うこと。

空中線取り付け等の高所作業は、適切な危険防止策をとり、安全管理のうえ実施すること。

(8) 機器据付

機器の据え付け位置については、本市職員の承諾を得ること。機器の床据え付け時には架台等を使用し、機器の損傷等を防ぐよう配慮する。

(9) 配線

配線に際しては、ケーブル間の誘導障害等受けしないよう配慮すること。屋外のアンテナ等接栓接続部は振動、温度差等による接触不良や漏水による影響が無いよう防水処理をすること。建物内への引き込みは、防水処理及び水切りを十分に配慮して行うこと。各種ケーブルの端末部及びケーブルが混在する場所には、端子名、用途を記した銘板を付けるとともに、建物内の区画貫通部は適切な処理を行うこと。

(10) 調整

装置の取り付け後、装置単体での調整を行った後に、システムの総合的な試験、調整を行い、本仕様書に定める機能を満足させること。

試験電波発射時において、総務省総合通信局等の指導のもとに空中線の調整等の実施を行うこと。

(1 1) 申請書類

以下の申請書類を受注者にて作成支援し、監督員の指示する期日又は各種手続きを実施するにあたり必要な日数を考慮した期日までに提出するとともに、受注者が申請書提出を代行できるものは受注者が申請先へ提出すること。なお、申請に係る手数料等は受注者の負担とする。

- ア 電波法に基づく免許申請書類（登録点検業務含む。）
- イ 履行場所における据付調整作業の実施に必要な書類
- ウ その他、撤去等において申請や手続き等が必要な書類

(1 2) 撤去等

既設無線装置、電源装置、不要配管配線材料等を撤去すること。撤去対象には、既設防災相互波設備の基地局無線装置及び空中線を含むこと。

なお、撤去に際しては監督員の指示を受けること。

撤去後の穴や壁等（車両の不要な車外設定器やアンテナ等を含む）の剥離箇所は、補修や防水処理等を行うこと。

(1 3) 作業時間

作業時間については、作業開始及び終了時に監督員に連絡すること。なお、この時間帯以外で作業する場合は、事前に監督員の承諾を得ること。作業終了時は、作業場所及びその周辺の整理整頓、清掃を行うこと。

(1 4) 工事写真

施工時完成写真及び施工前・工事中・施工後の写真、施工後形状が変わるか又は内容が施工後に視認できなくなる箇所（名称、寸法等が確認できること）を撮影すること。

4 その他

(1) 安全管理

ア 火気の取り扱いを行う場合は、事前に受注者の監理技術者又は現場代理人の了承を得ること。また、使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。

イ 施工場所の状況に応じて交通整理員を配置し、車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の侵入防止等に努めること。

ウ 電気、ガス、水道等の施設に近接し施工をおこなう場合は、あらかじめ当該施設管理者と打ち合わせ、必要であればその立会を求めその指導を得て行うこと。

エ 作業員の保健、衛生に留意するとともに、工事現場内の整理整頓をはかるなど、

作業環境の整備に努めること。

- (2) 本工事に直接使用する電力・用水等は無償支給する。
- (3) 受注者は、障害対応や運用支援のために、原則として無線設備切替時から48時間、指令室又は近隣にて待機するものとする。なお、無線設備切替に伴う障害内容や発生頻度等により発注者が待機期間延長を必要と判断した場合は、受注者はこれに従うものとする。
- (4) 大気汚染防止法に基づく石綿除去等に関連する作業について、事前に本市環境保全課に必要な届出をすること。ただし、石綿の含有に関する分析調査は行わず、石綿が含有しているものとみなして作業を行うものとし、具体的な作業方法は本市担当者と協議するものとする。

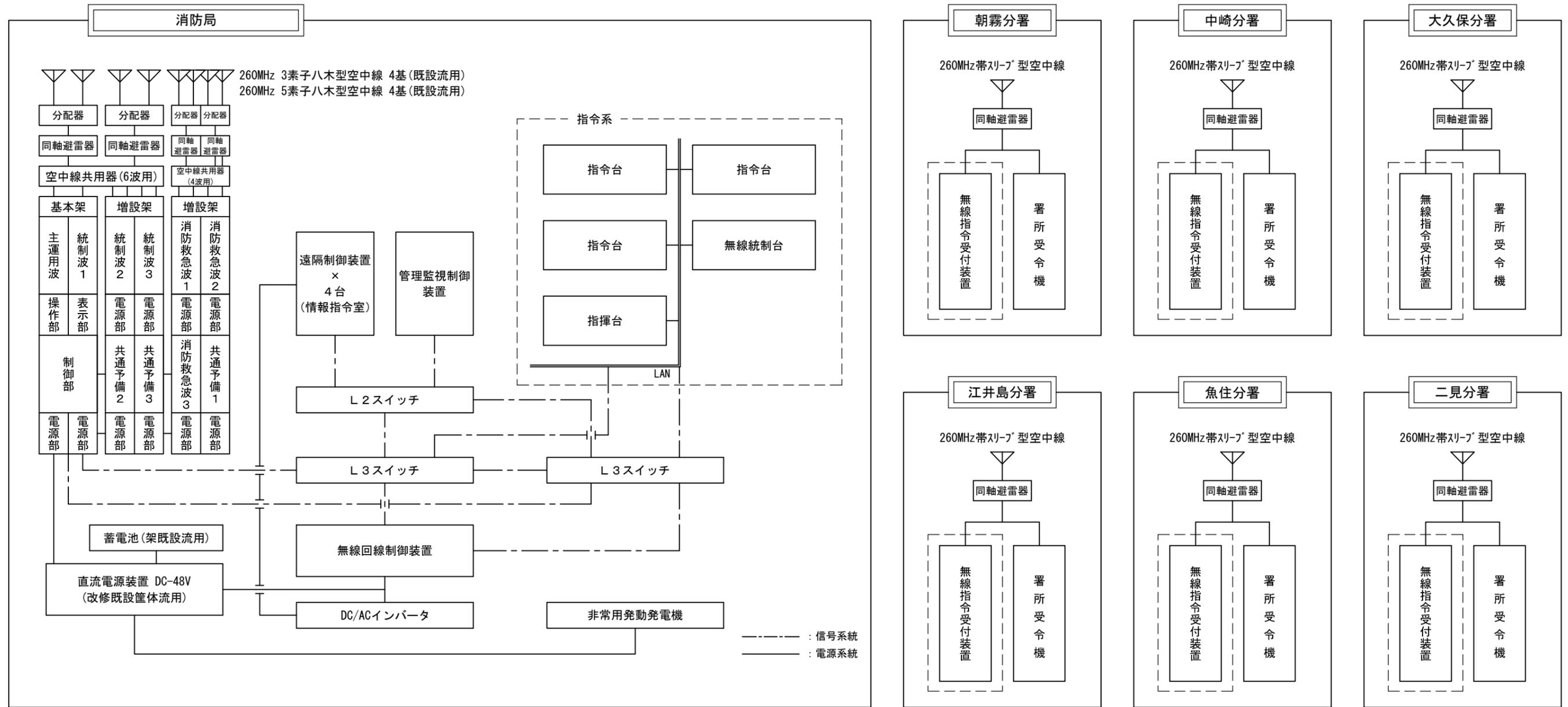
消防救急デジタル無線更新工事 設計図面

令和 5年 3月

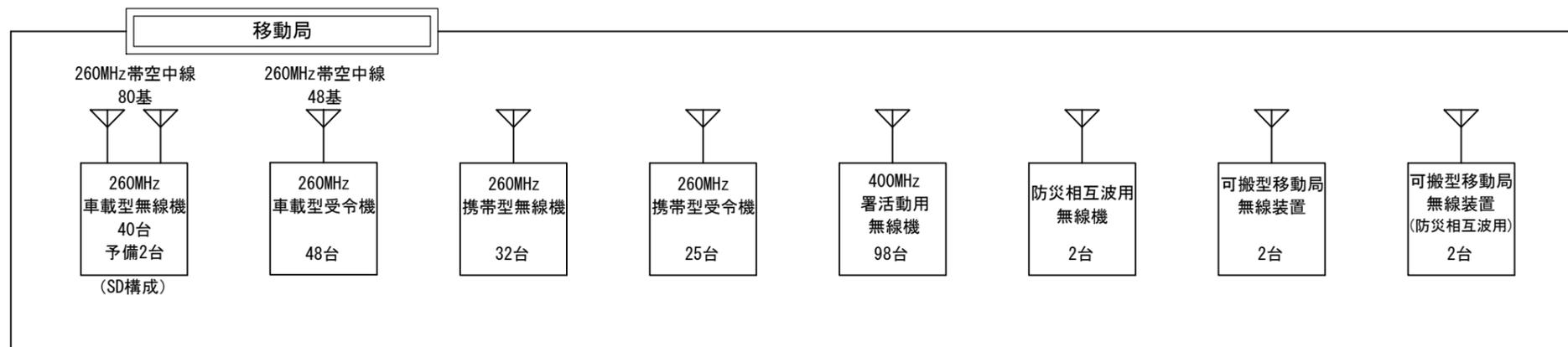
目次

図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
M001	無線系システム構成図	M304	明石市消防署中崎分署 西立面図(撤去・新設)	M604	明石市消防署魚住分署 北立面図(撤去・新設)
M101	明石市消防局 3階平面図(撤去・新設)	M305	明石市消防署中崎分署 配線系統図	M605	明石市消防署魚住分署 配線系統図
M102	明石市消防局 4階平面図(撤去・新設)	M306	明石市消防署中崎分署 分電盤・自家発電機 配線接続図	M606	明石市消防署魚住分署 分電盤・自家発電機 配線接続図
M103	明石市消防局 R階平面図(撤去・新設)	M401	明石市消防署大久保分署 1階平面図(撤去・新設)	M701	明石市消防署二見分署 1階平面図(撤去・新設)
M104	明石市消防局 コンピュータ室機器配置図	M402	明石市消防署大久保分署 中2階平面図(撤去・新設)	M702	明石市消防署二見分署 2階平面図(撤去・新設)
M105	明石市消防局 無線局舎内機器配置図	M403	明石市消防署大久保分署 2階平面図(撤去・新設)	M703	明石市消防署二見分署 R階平面図(撤去・新設)
M106	明石市消防局 南立面図・梁伏図(撤去・新設)	M404	明石市消防署大久保分署 R階平面図(撤去・新設)	M704	明石市消防署二見分署 南立面図(撤去・新設)
M107	明石市消防局_無線系配線系統図(通信)	M405	明石市消防署大久保分署 南立面図(撤去・新設)	M705	明石市消防署二見分署 配線系統図
M108	明石市消防局_無線系配線系統図(電源)	M406	明石市消防署大久保分署 配線系統図	M706	明石市消防署二見分署 分電盤・自家発電機 配線接続図
M109	明石市消防局 無線系分電盤配線接続図	M407	明石市消防署大久保分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
M201	明石市消防署朝霧分署 1階平面図(撤去・新設)	M501	明石市消防署江井島分署 1階平面図(撤去・新設)		
M202	明石市消防署朝霧分署 2階平面図(撤去・新設)	M502	明石市消防署江井島分署 2階平面図(撤去・新設)		
M203	明石市消防署朝霧分署 R階・PH階平面図(撤去・新設)	M503	明石市消防署江井島分署 R階平面図(撤去・新設)		
M204	明石市消防署朝霧分署 南立面図(撤去・新設)	M504	明石市消防署江井島分署 南立面図(撤去・新設)		
M205	明石市消防署朝霧分署 配線系統図(撤去・新設)	M505	明石市消防署江井島分署 配線系統図		
M206	明石市消防署朝霧分署 分電盤・自家発電機 配線接続図	M506	明石市消防署江井島分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
M301	明石市消防署中崎分署 1階平面図(撤去・新設)	M601	明石市消防署魚住分署 1階平面図(撤去・新設)		
M302	明石市消防署中崎分署 2階平面図(撤去・新設)	M602	明石市消防署魚住分署 2階平面図(撤去・新設)		
M303	明石市消防署中崎分署 RF階平面図(撤去・新設)	M603	明石市消防署魚住分署 R階平面図(撤去・新設)		

明石市消防局 無線システム構成図



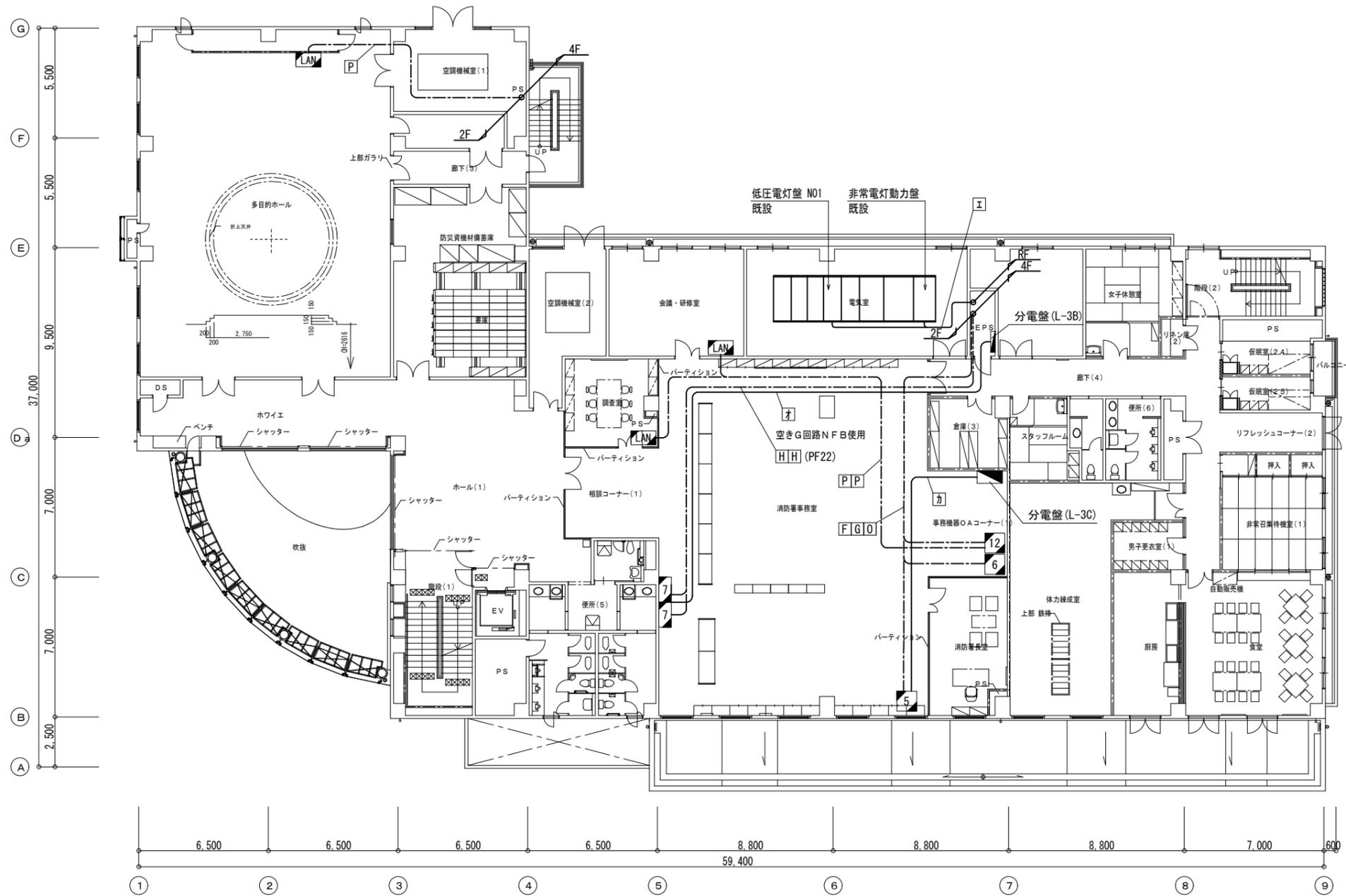
--- : 信号系統
 --- : 電源系統



工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	無線系システム構成図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	M001
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

※破線枠内の指令系は別途工事

明石市消防局 3階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
5	署所端末装置	
6	指令情報出力装置	
7	消防署事務室表示盤	
12	L2-SW(消防0A)	

No	配線区間	配線線種
F	署所端末装置~L2-SW(1F)	EM-UTP-C5E0.5-4P
G	指令情報出力装置~L2-SW(指令ラック①)	EM-UTP-C5E0.5-4P
H	消防署事務室表示盤~映像架	EM-UTP-C5E0.5-4P
O	L2-SW(消防0A)~ファイカール(4F)	EM-UTP-C5E0.5-4P
P	消防0A端末LAN(Hub)~L2-SW(消防0A)	EM-UTP-C5E0.5-4P
I	低圧電灯盤 N01(3F電気室)~商用分電盤(屋上局舎)	EM-CE22sq-3C×2
カ	非常電灯動力盤(3F電気室)~商用分電盤(屋上局舎)	EM-CE3.5sq-3C
力	消防署事務室表示盤~分電盤(L-3B)G回路	EM-CE3.5sq-3C
カ	署所端末装置~分電盤(L-3C)G回路	EM-CE3.5sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事

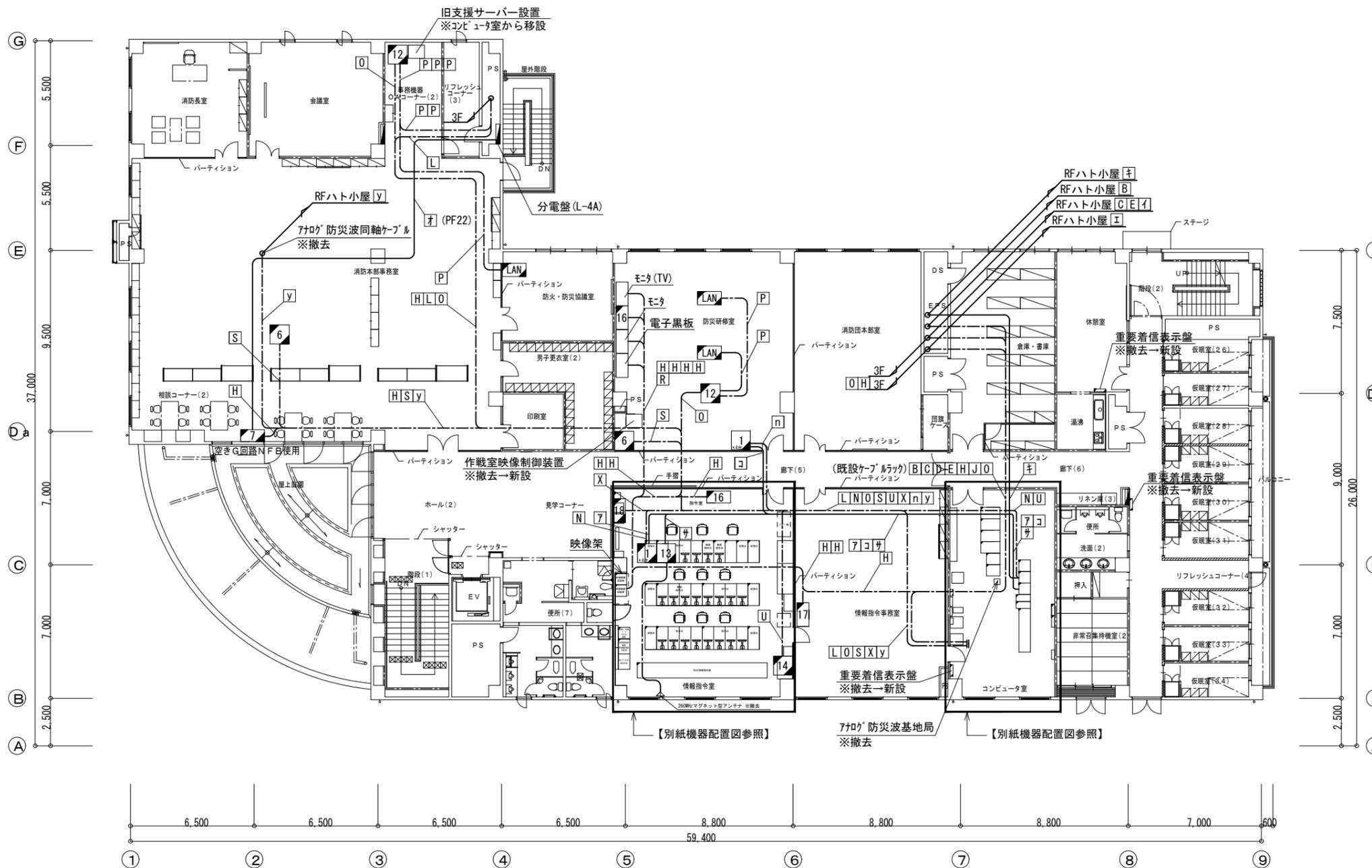
凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

*2Fは高機能消防指令センター更新工事設計図面参照

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 3階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/250	図面番号	M101
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 4階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	遠隔制御器×4	指令室
1	遠隔制御器×4	防災研修室
6	指令情報出力装置	消防本部事務室
6	指令情報出力装置	防災研修室
7	消防局事務室表示盤	
12	L2-SW(消防OA)	
13	無線指令受付装置	
14	管理監視制御卓	
16	電子黒板	
17	指令事務室テレビ(BDレコーダ1台付)	
18	ネットワークPTZカメラ	

No	配線区間	配線線種
B	回線制御装置～基地局無線装置	EM-UTP-C5E0. 5-4P×2
C	気象観測装置	
	1) 風向風速計～データロガー	EM-CEES1. 25-2C
	2) 温湿度計～データロガー	EM-CEES1. 25-8C
	3) GPS受信器～GPS装置	EM-CEES1. 25-2C
4) 雨量計～データロガー	EM-CEES1. 25-2C	
E	ハブリンク～多重無線装置(FWA)	EM-8D-FB×2
H	各表示盤又は電子黒板～映像架	EM-UTP-C5E0. 5-4P
J	L2-SW(指令ラック①～L2-SW(4F))	EM-UTP-C5E0. 5-4P
L	L2-SW(指令ラック②～L2-SW(4F))	EM-UTP-C5E0. 5-4P
N	遠隔制御器～L2-SW(無線19インチラック)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
n	遠隔制御器～L2-SW(無線19インチラック)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
O	L2-SW(消防OA)～ファイアウォール(4F)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
P	消防OA端末LAN(Hub)～L2-SW(消防OA)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
R	防災研修室表示盤～映像架	V5-3C
S	指令情報出力装置～L2-SW(サーバラック)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
U	管理監視制御卓～L2-SW(無線19インチラック)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
X	ネットワークPTZカメラ～サーバラック(4)	EM-UTP-C5E0. 5-4P
Y	7+0'防災波基地局～スリプ型空中線	10D-FB
7	遠隔制御器～無停電電源装置	EM-CE2. 0sq-2C
イ	ハブリンク～映像機器収容架	EM-1E2. 0sq
エ	低圧電灯盤 N01(3F電気室)～商用分電盤(屋上局舎)	EM-CE22sq-3C×2
エ	非常電動力盤(3F電気室)～商用分電盤(屋上局舎)	EM-1E3. 5sq
オ	多目的表示盤～分電盤(L-4A)G回路	EM-CE3. 5sq-3C
キ	直流分電盤(屋上局舎)～回線制御装置	EM-CE5. 5sq-2C
キ	直流分電盤(屋上局舎)～回線制御装置	EM-CE5. 5sq-2C
コ	遠隔制御器～無停電電源装置	EM-CE2. 0sq-2C
ク	無線指令受付装置～無停電電源装置	EM-1E2. 0sq
ク	無線指令受付装置～無停電電源装置	EM-1E2. 0sq

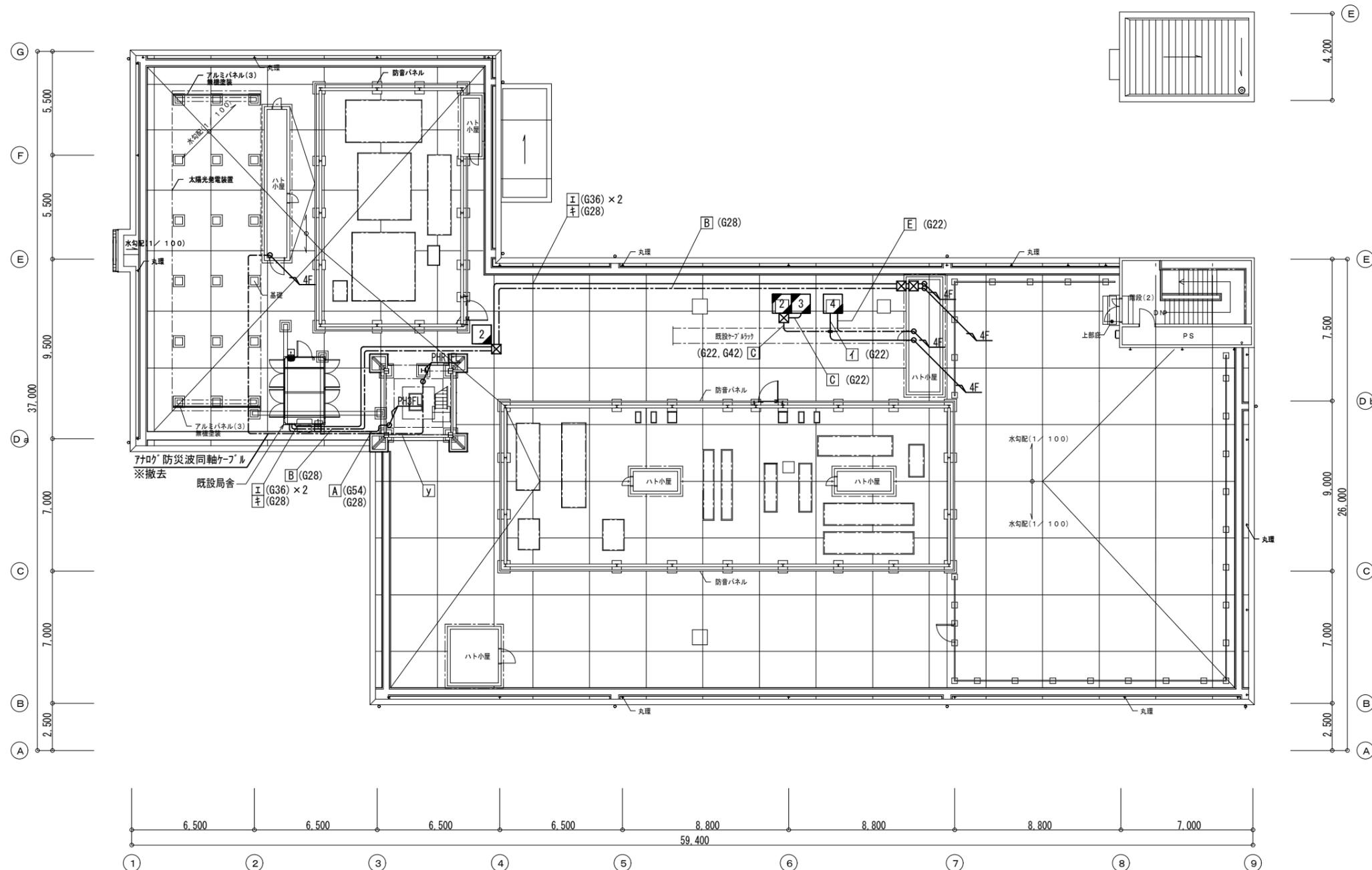
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 4階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/250	図面番号	M102
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 R階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
2	1) 気象情報収集装置	
	2) 風向風速計	
	3) 温湿度計	
2	気象情報収集装置	旧計測器撤去
3	雨量計(気象情報収集装置)	
4	ハ'ソリク	

No	配線区間	配線線種
A	共用器~基地局用無線空中線	EM-10D-FB x 4
		EM-1E5.5sq
B	回線制御装置~基地局無線装置	EM-UTP-C5E0.5-4P x 2
C	気象観測装置	1) 風向風速計~テ'-'カガ'
		2) 温湿度計~テ'-'カガ'
		3) GPS受信器~GPS装置
		4) 雨量計~テ'-'カガ'
E	ハ'ソリク~多重無線装置(FWA)	EM-8D-FB x 2
y	アナログ防災波基地局~スリフ'型空中線	10D-FB
イ	ハ'ソリク~映像機器収容架	EM-1E3.5sq
エ	非常電灯動力盤(3F電気室)~商用分電盤(屋上局舎)	EM-CE22sq-3C x 2
		EM-CE5.5sq-2C
キ	直流分電盤(屋上局舎)~回線制御装置	EM-CE5.5sq-2C
		EM-CE5.5sq-2C

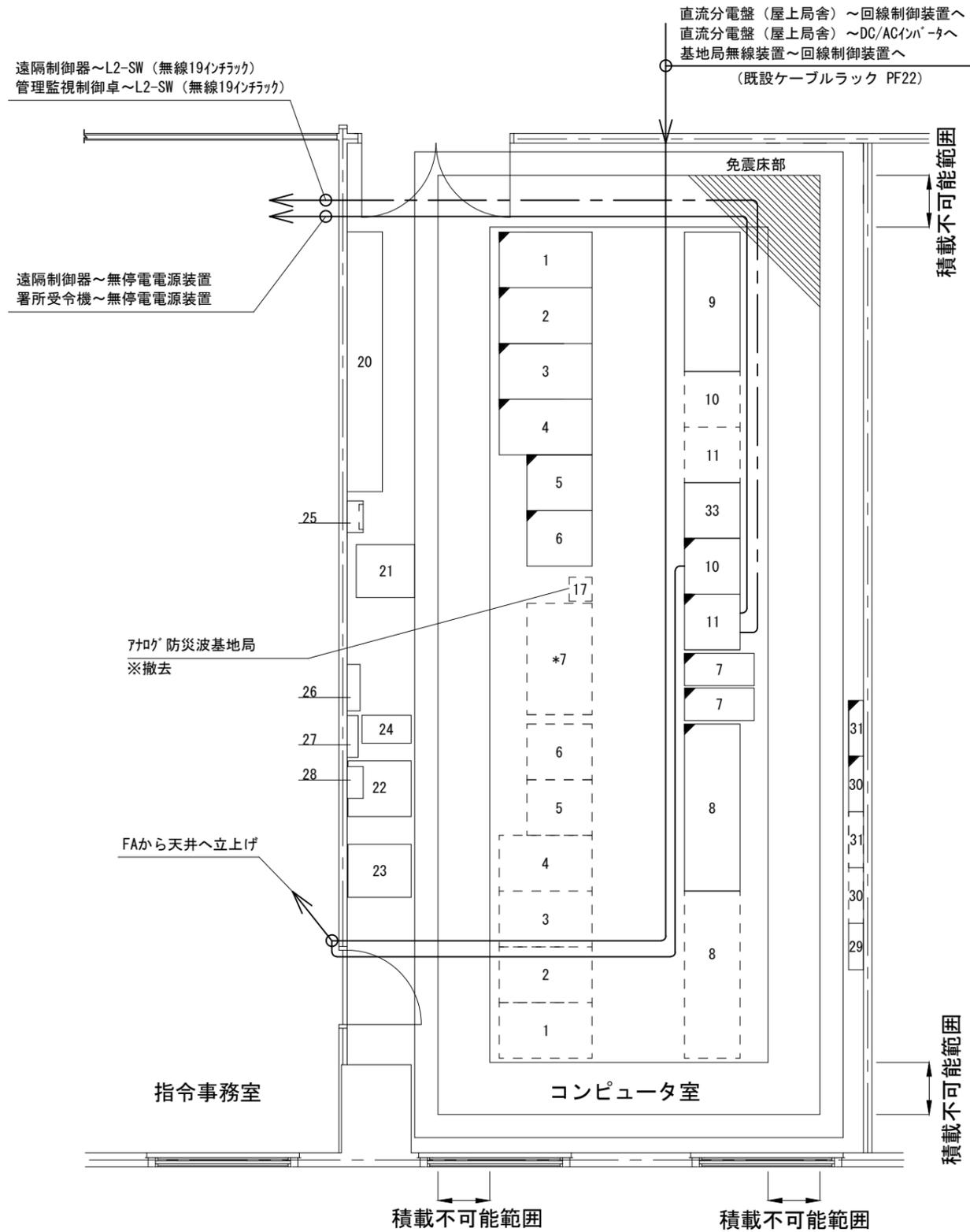
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	: 撤去→新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 R階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/250	図面番号	M103
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 コンピュータ室機器配置図



NO.	機器名称	寸法 (mm)
1	サーバラック① (自動・地図・消防0Aサーバ)	W: 600×D: 1000×H: 2000
2	サーバラック② (指令、位置情報サーバ)	W: 600×D: 1000×H: 2000
3	サーバラック③ (ネットワーク機器、切替器)	W: 600×D: 1000×H: 2000
4	サーバラック④ (音声合成装置、PBX他等)	W: 600×D: 1000×H: 2000
5	指令制御装置	W: 600×D: 700×H: 2000
6	非常用指令制御装置	W: 600×D: 700×H: 2000
7	無停電電源装置 (5KVA) × 2台	W: 350×D: 750×H: 675
*7	無停電電源装置 (20KVA)	W: 1400×D: 800×H: 1900
8	直流電源装置 (指令系)	W: 1800×D: 600×H: 1900
9	直流電源装置 (デジタル防災行政無線系)	W: 1500×D: 600×H: 1900
10	無線回線制御装置	W: 600×D: 600×H: 1900
11	19インチラック (L2-SW, L3-SW, 管理監視制御装置)	W: 600×D: 600×H: 1800
17	7+0k 防災波基地局	W: 260×D: 245×H: 1800
20	主配線盤 (MDF)	W: 2800×D: 380×H: 2000
21	衛星端局装置	W: 570×D: 620×H: 2050
22	通信制御盤	W: 600×D: 600×H: 750
23	防災画像伝送装置	W: 570×D: 600×H: 1250
24	無停電電源装置 (3KVA)	W: 220×D: 370×H: 550
25	交換接続装置	W: 342×D: 173×H: 500
26	衛星端子盤	W: 500×D: 140×H: 600
27	衛星分電盤	W: 450×D: 120×H: 700
28	光成端盤	W: 400×D: 120×H: 700
29	商用分電盤	W: 500×D: 160×H: 1200
30	CVCFC分電盤	W: 600×D: 160×H: 1400
31	直流分電盤	W: 600×D: 160×H: 1400
33	サーバラック⑤ (既設設備)	W: 600×D: 1000×H: 2000

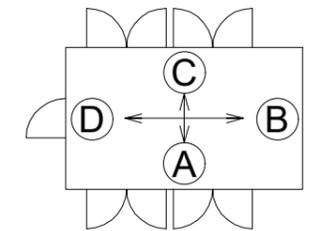
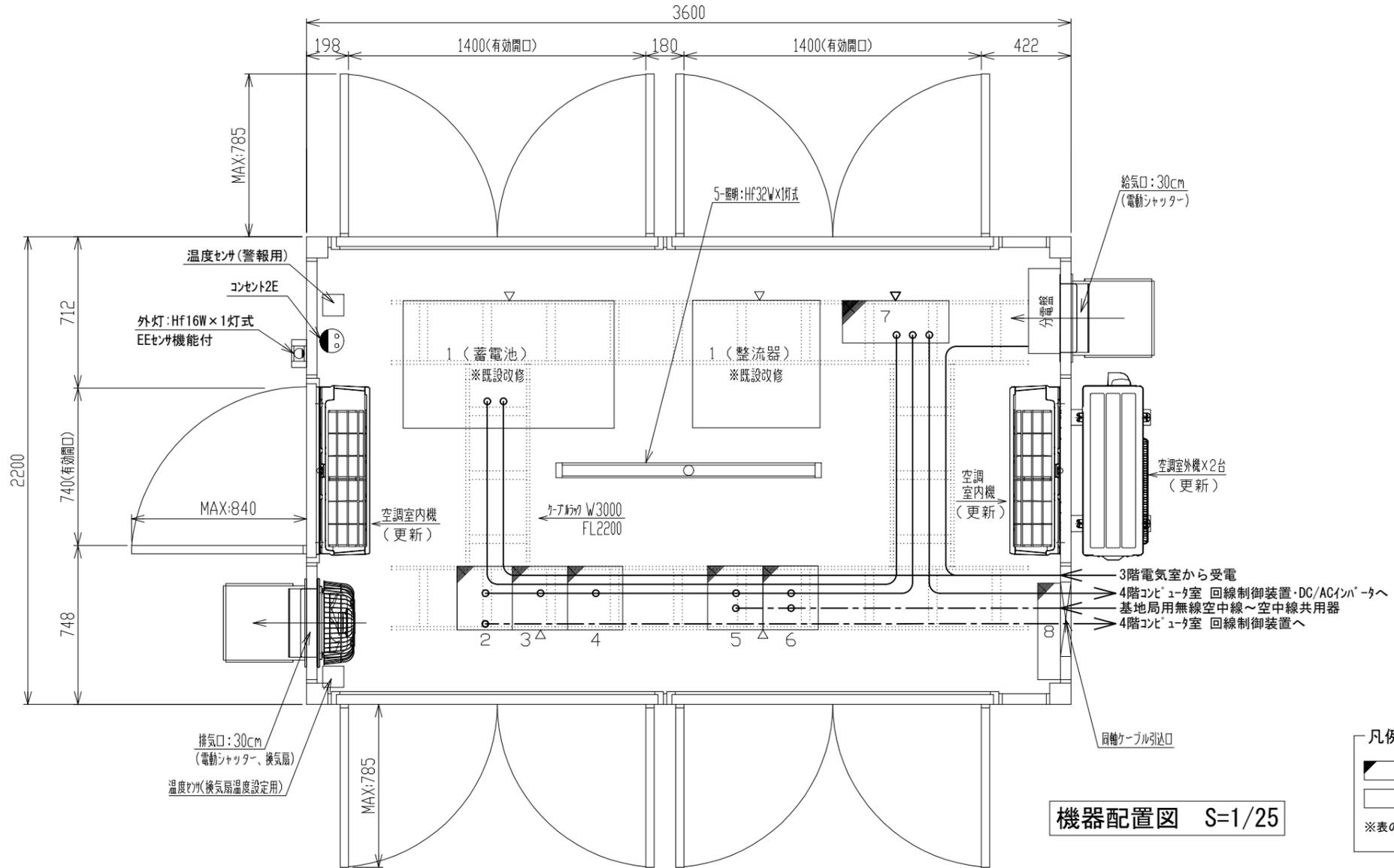
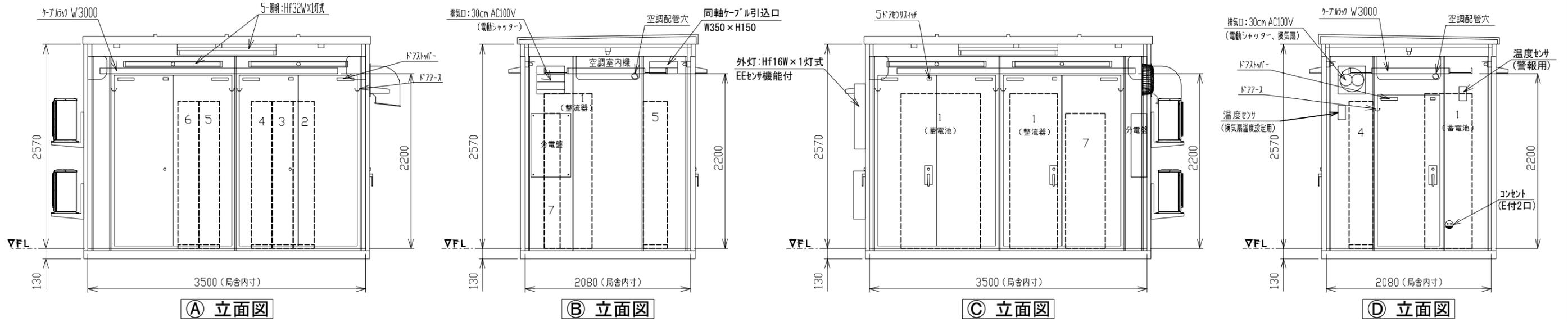
※上記表は凡例を適用しない

凡例

■	: 新設	----	: 通信ケーブル
□	: 既設	—	: 電源ケーブル
---	: 工事前		

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 コンピュータ室機器配置図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/60	図面番号	M104
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 無線局舎内機器配置図



NO.	機器名称	寸法 (mm)
1	直流電源装置(蓄電池) ※既設筐体流用	W:1000×D: 600×H: 1900
	直流電源装置(整流器) ※既設筐体流用	W: 600×D: 600×H: 1900
2	基地局無線装置 (基本架・主運用波, 統制波1)	W: 260×D: 300×H: 1800
3	基地局無線装置 (増設架・統制波2・3, 共通予備1・2)	W: 260×D: 300×H: 1800
4	基地局無線装置 (増設架・活動波1・2・3, 共通予備)	W: 260×D: 300×H: 1800
5	空中線共用器 (4CH)	W: 260×D: 300×H: 1800
6	空中線共用器 (6CH)	W: 260×D: 300×H: 1800
7	直流分電盤 (自立型)	W: 500×D: 200×H: 1700
8	同軸避雷器×4	

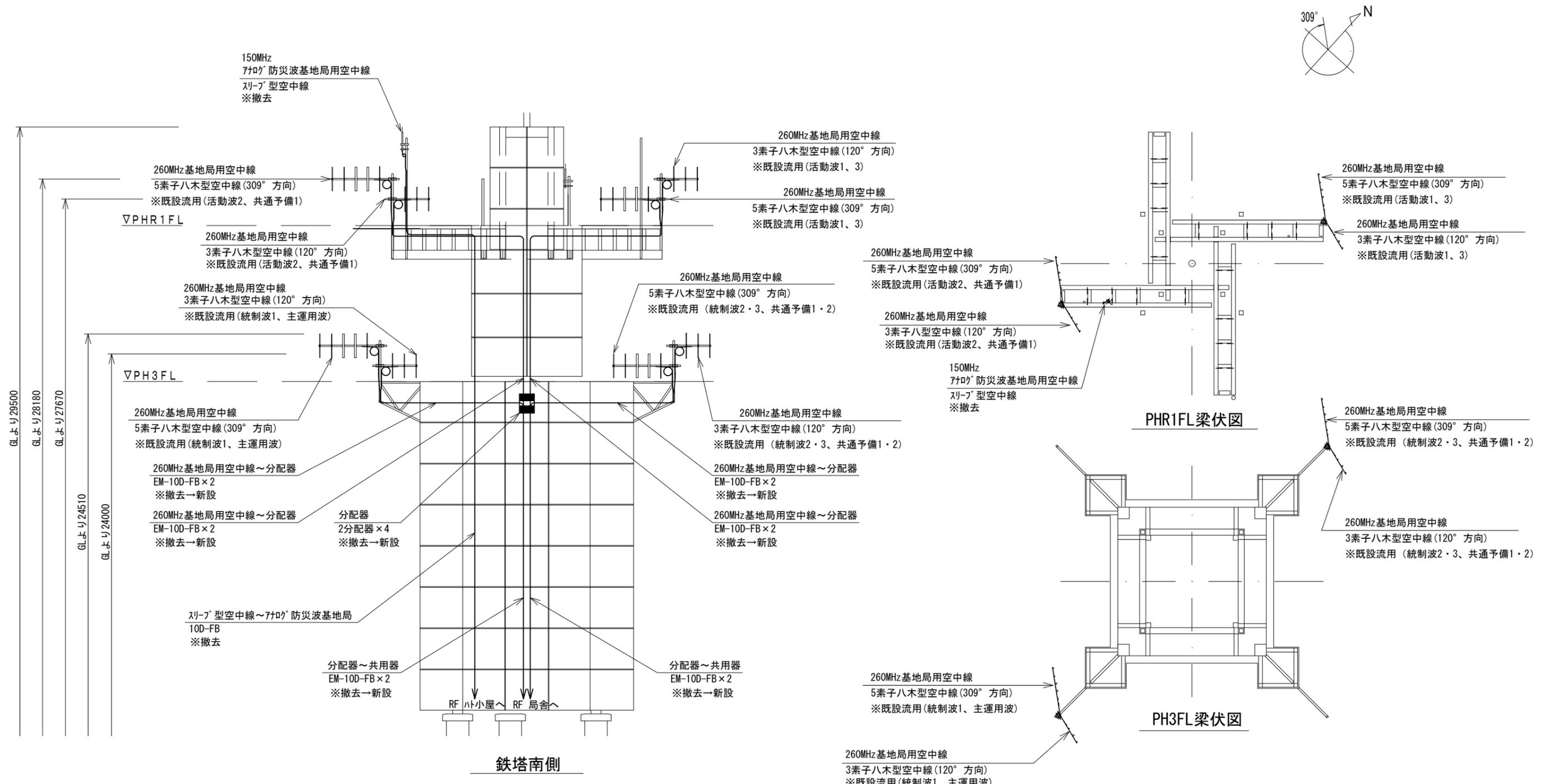
凡例

: 新設 - - - : 通信ケーブル
 : 既設 ——— : 電源ケーブル
※表のNo.は凡例を適用しない

機器配置図 S=1/25

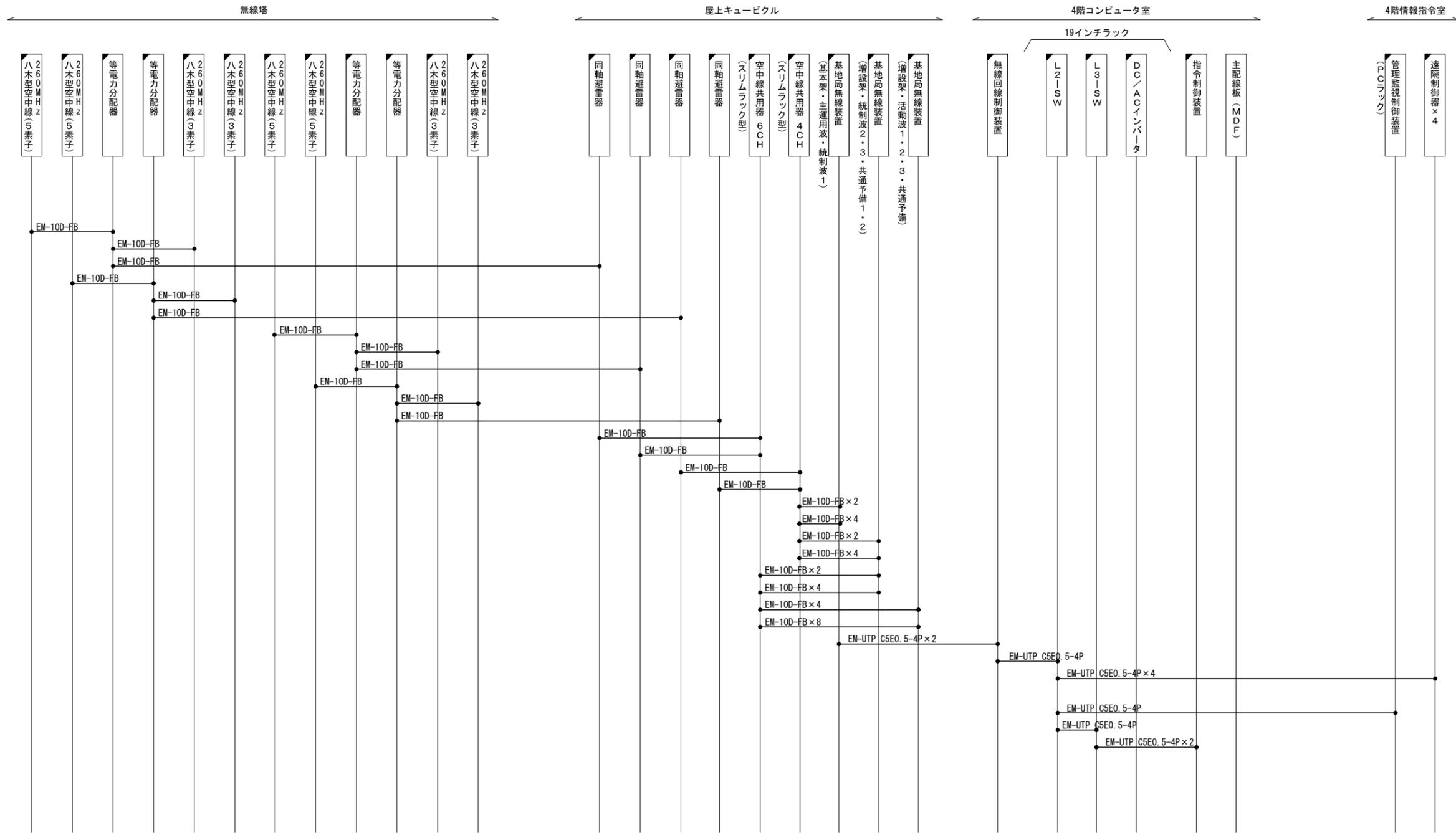
工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 無線局舎内機器配置図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/25	1/50	図面番号 M105
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 南立面図・梁伏図



工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 南立面図・梁伏図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/60	図面番号	M106
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

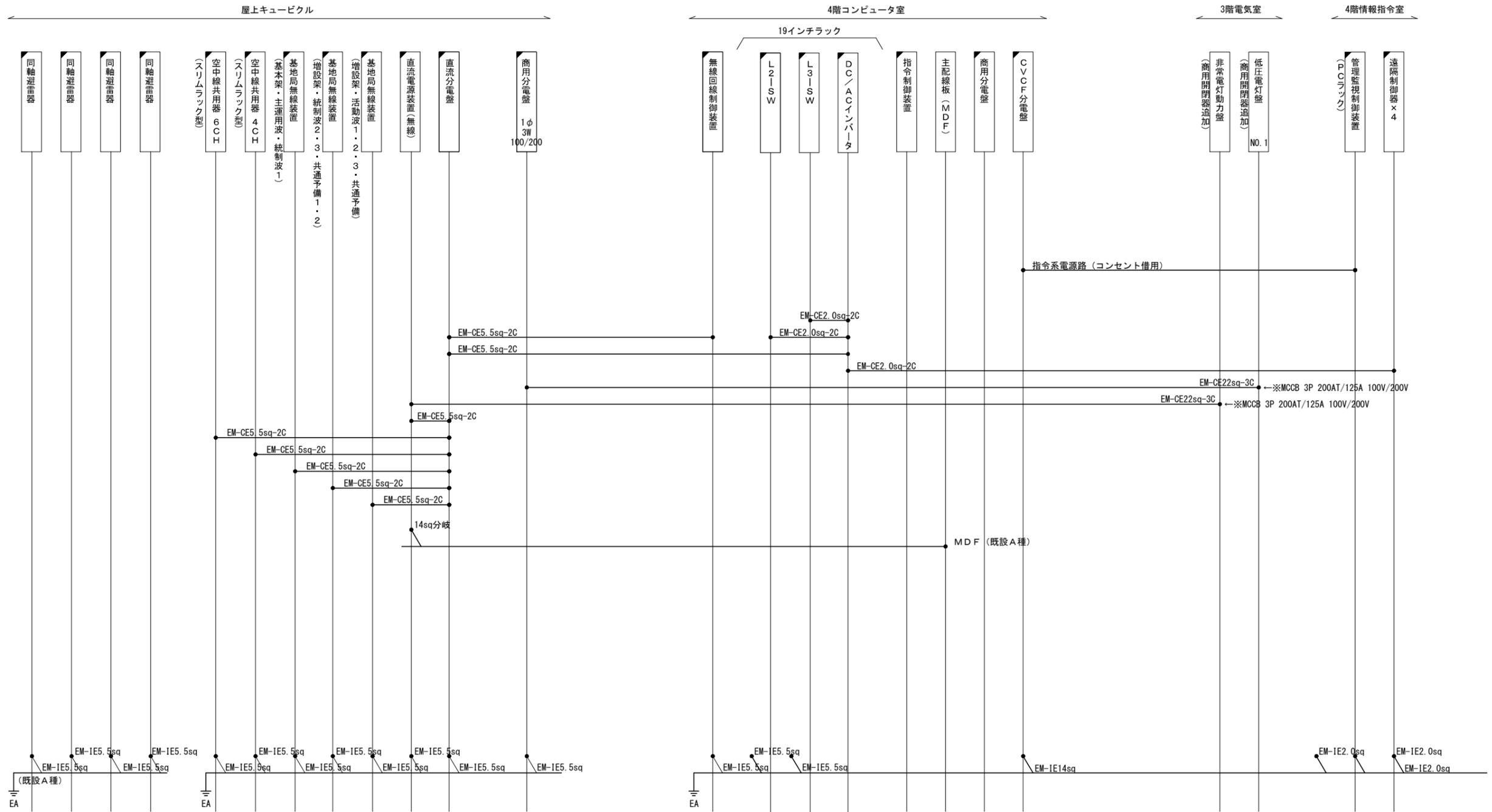
明石市消防局 無線系配線系統図(通信)



凡例
 ■ : 新設機器
 □ : 既設機器

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 無線系配線系統図(通信)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	M107
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

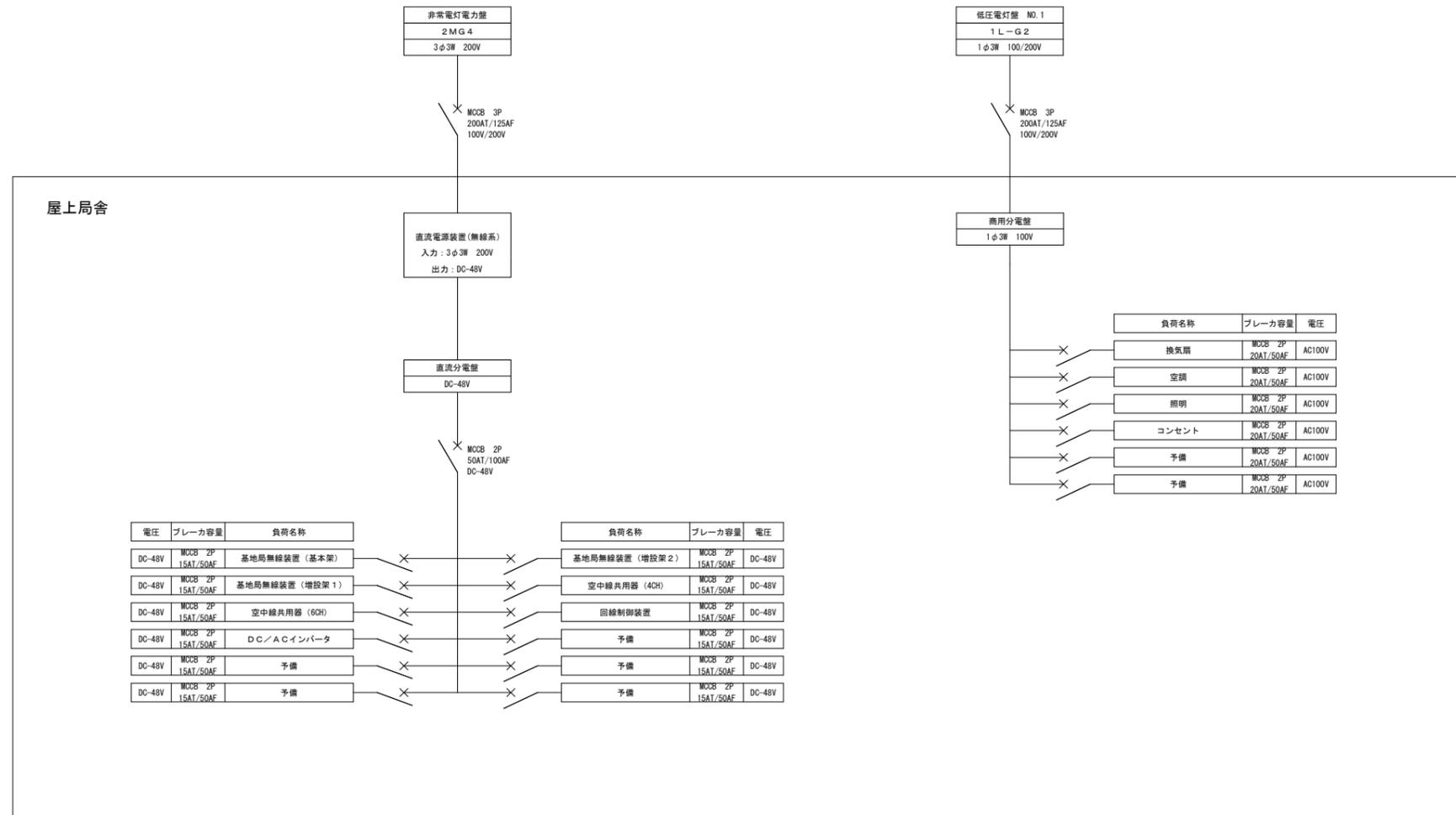
明石市消防局 無線系配線系統図(電源)



凡例

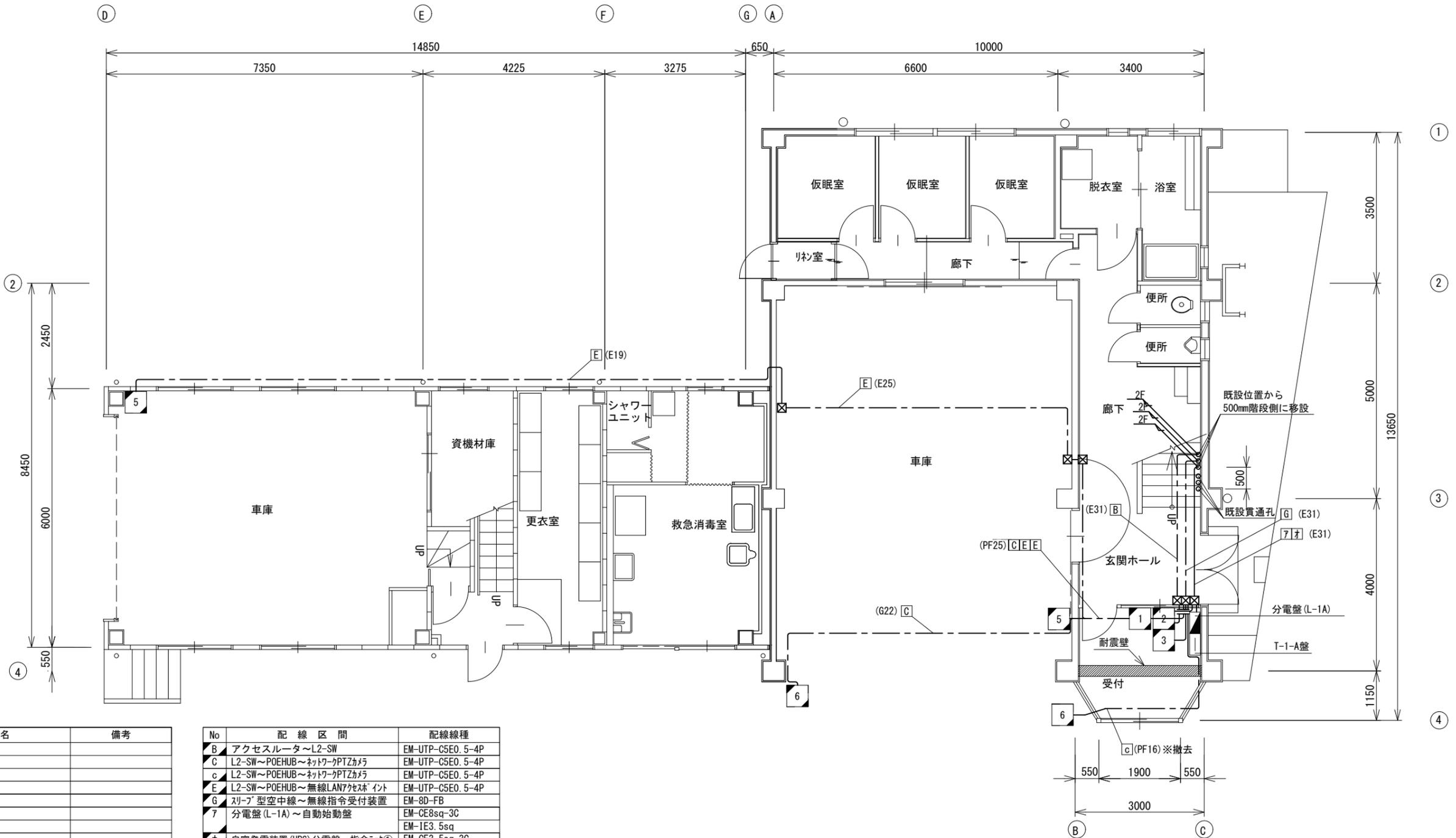
工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 無線系配線系統図(電源)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	M108
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防局 無線系分電盤配線接続図



工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防局 無線系分電盤配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	M109
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署朝霧分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンプ	
	3) 指令情報出力装置	
2	署所端末装置	
	無線指令受付装置	
5	無線LAN7ヶ所*イント	
6	ネットワークカメラ	耐震改修のため移す
6	ネットワークカメラ	

No	配線区間	配線線種
B	アクセスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0.5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ネットワークカメラ	EM-UTP-C5E0.5-4P
c	L2-SW~POEHUB~ネットワークカメラ	EM-UTP-C5E0.5-4P
E	L2-SW~POEHUB~無線LAN7ヶ所*イント	EM-UTP-C5E0.5-4P
G	スリフ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
7	分電盤(L-1A)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-IE3.5sq
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3.5sq-3C

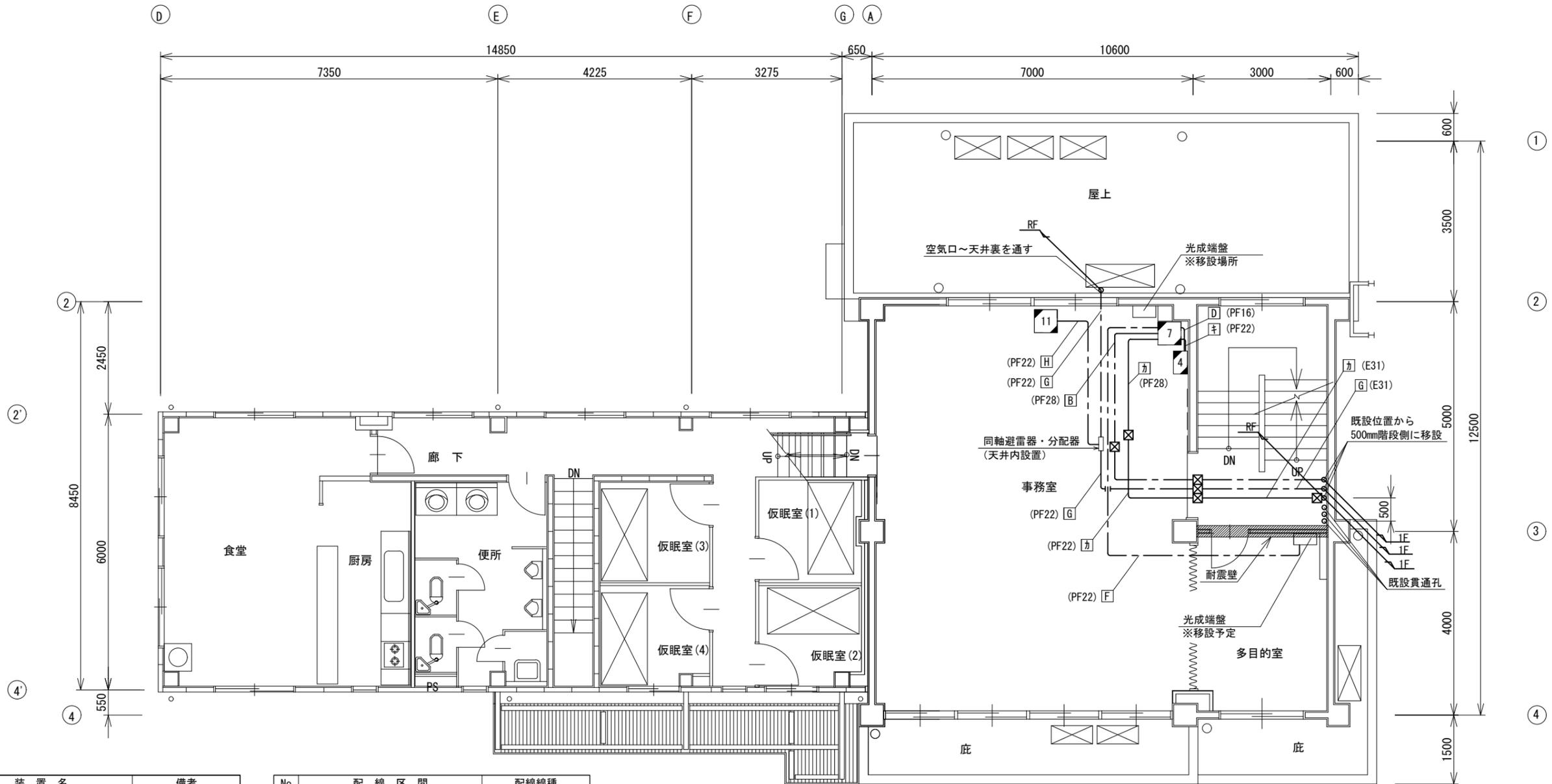
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

- : 撤去一新設
- : 新設
- : 撤去
- : 既設
- : 通信ケーブル
- : 電源ケーブル
- : 階渡り

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署朝霧分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M201
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

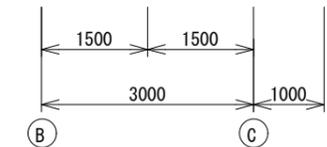
明石市消防署朝霧分署 2階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
4	署所用情報表示盤	
	指令ラック②	
7	1) 表示盤端末	
	2) L2-SW	
	3) ONU×2	
	4) アクセスルータ	
	5) 指令情報出力装置	
11	署所受令機	

No	配線区間	配線線種
B	アクセッスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0.5-4P
D	表示盤端末~署所用情報表示盤	EM-UTP-C5E0.5-4P
F	光成端盤~ONU×2	MIL SM-2C×2
G	スリフ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器~署所受令機	EM-5D-FB
7	分電盤(L-1A)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C
		EM-IE3.5sq
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3.5sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック②	EM-CE3.5sq-3C
キ	指令ラック②~署所用情報表示盤	EM-CE2sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事

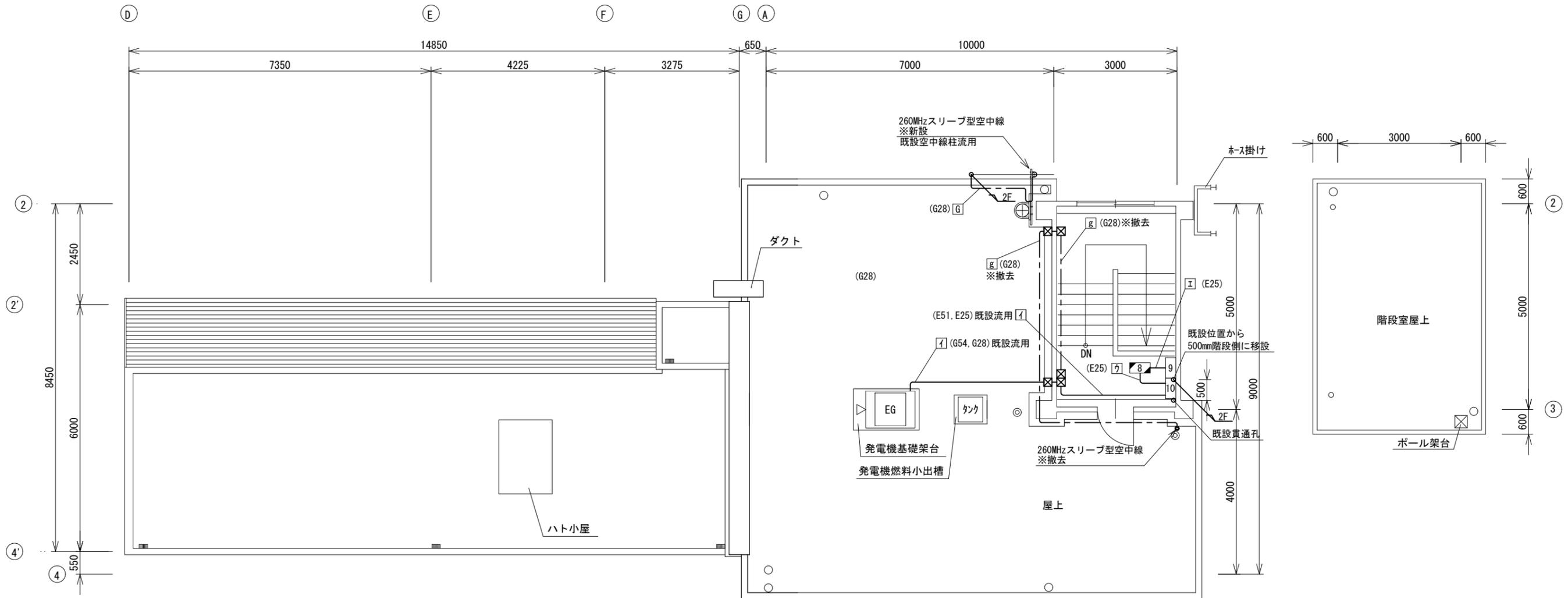


凡例

	: 撤去一新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署朝霧分署 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M202
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

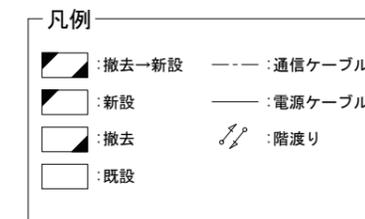
明石市消防署朝霧分署 R階・PH階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
8	無停電電源装置(3KVA)	
9	自家発電装置(UPS)分電盤	
10	自動制御盤(自家発電機)	

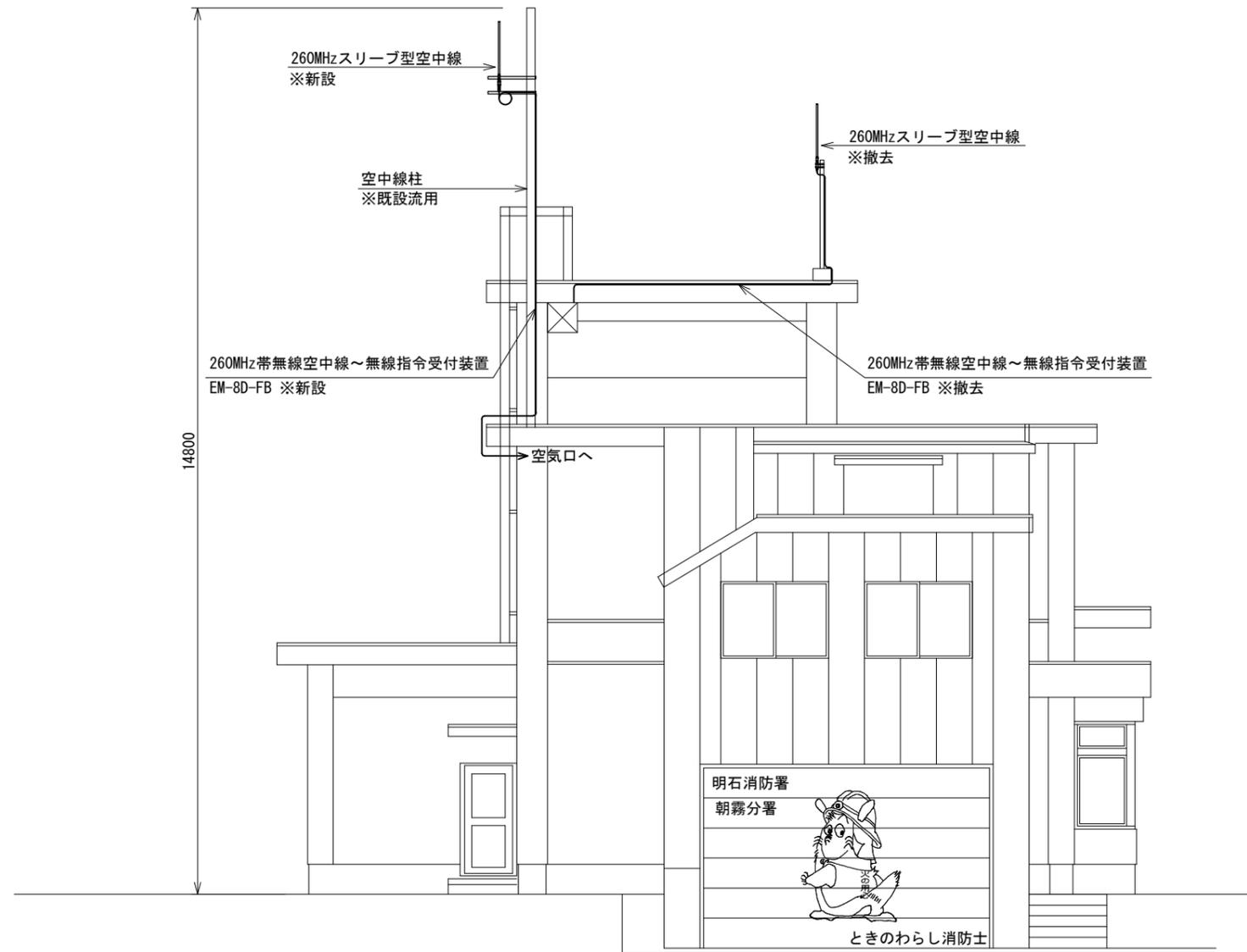
No	配線区間	配線線種
G	スリーブ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
g	スリーブ型空中線~フルボックス	EM-8D-FB
7	分電盤(L-1A)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C
		EM-IE3.5sq
イ	自動始動盤~自家発電機	EM-CE8sq-3C
		EM-IE3.5sq
ウ	自動始動盤~無停電電源装置	EM-CE8sq-3C
		EM-IE3.5sq
エ	無停電電源装置~自家発電装置(UPS)分電盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ツック①	EM-CE3.5sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ツック②	EM-CE3.5sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事



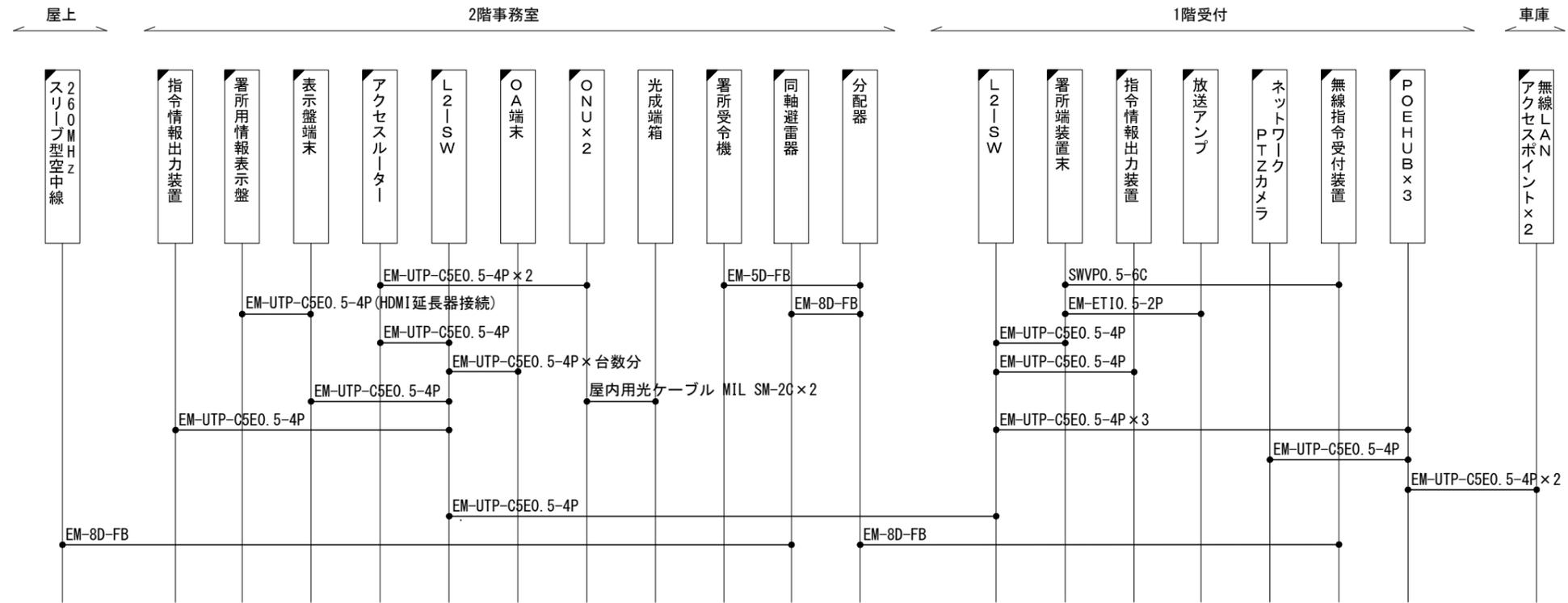
工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署朝霧分署 R階・PH階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M203
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署朝霧分署 南立面図(撤去・新設)

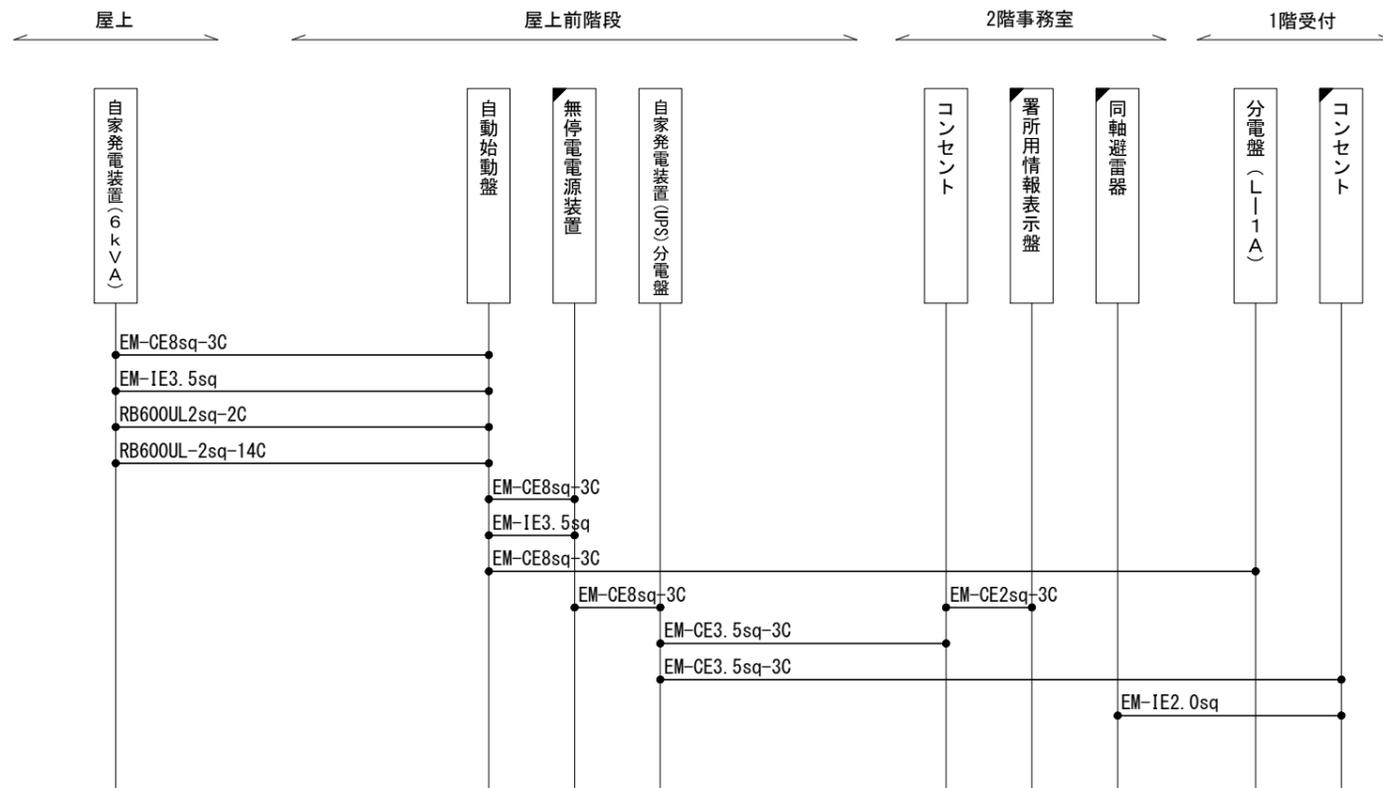


工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署朝霧分署 南立面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮 尺	1/100	図面番号	M204
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

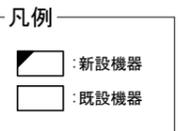
明石市消防署朝霧分署 配線系統図



通信ケーブル系統図

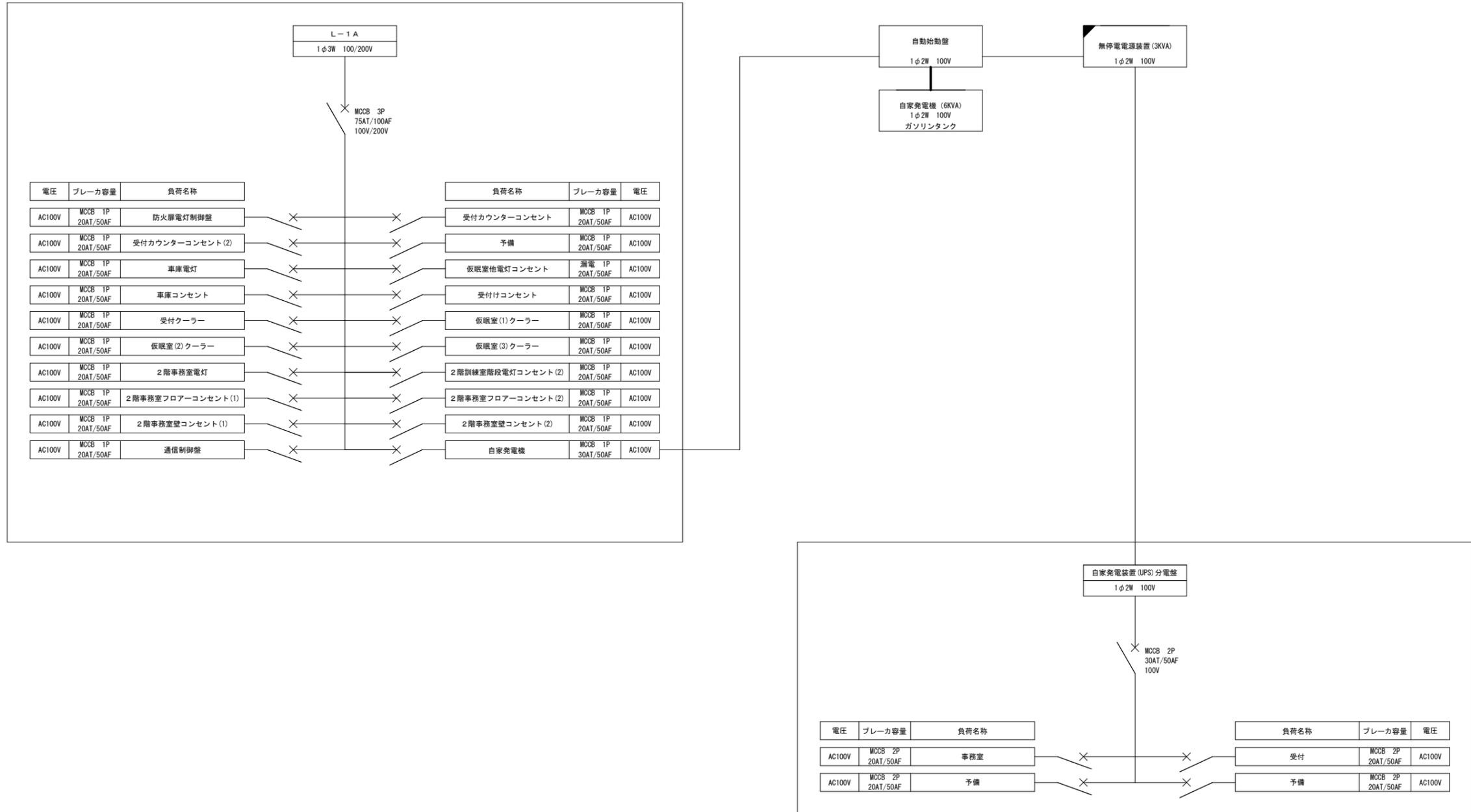


電源ケーブル系統図



工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署朝霧分署 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	-	図面番号	M205
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

朝霧分署 分電盤・自家発電機 配線接続図

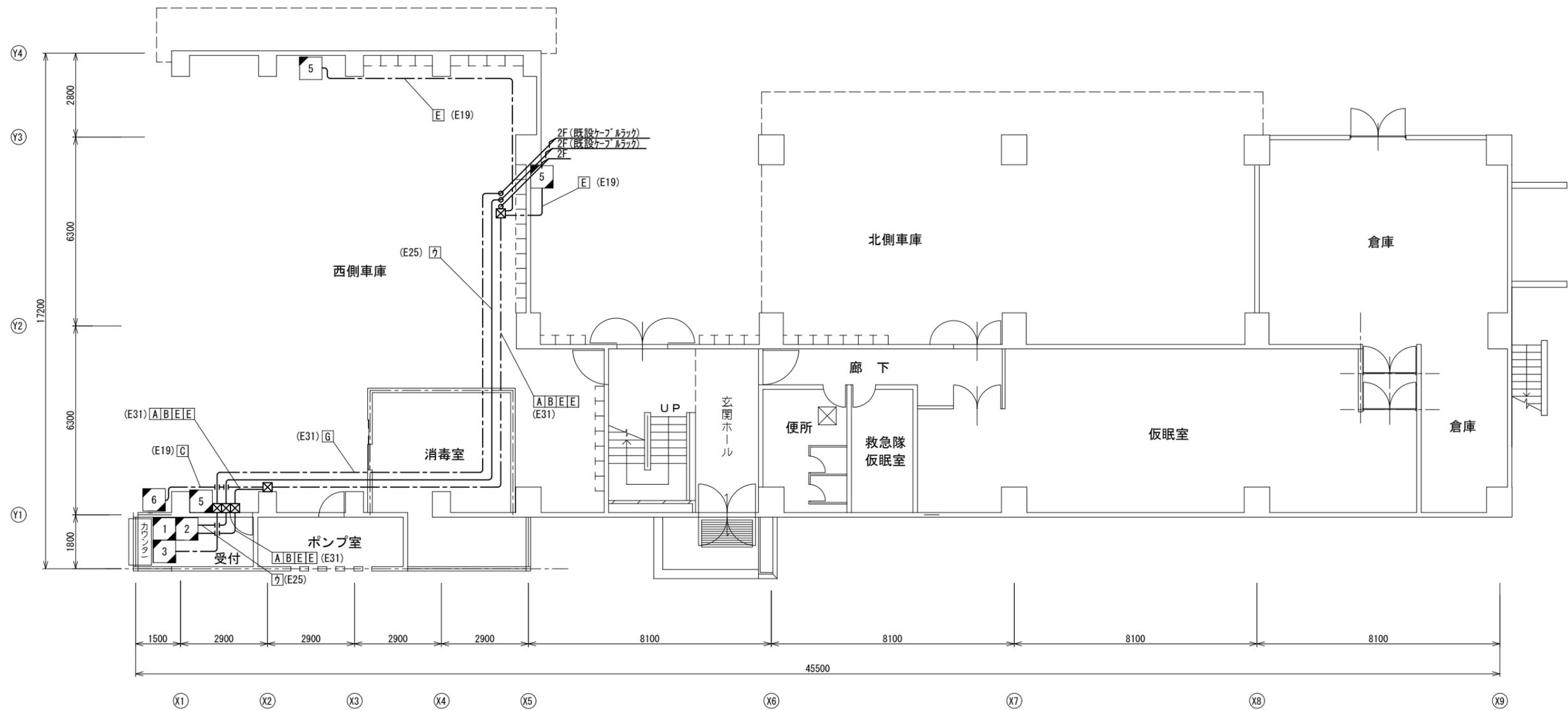


凡例

 ■ : 新設機器
 □ : 既設機器

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署朝霧分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	M206
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

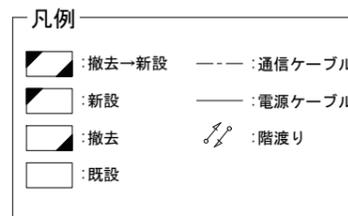
明石市消防署中崎分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンプ	
	3) 指令情報出力装置	
2	署所端末装置	
	無線指令受付装置	
3	無線LANアクセスポイント	
5	無線LANアクセスポイント	追加(本部から移行)
6	ネットワークカメラ	

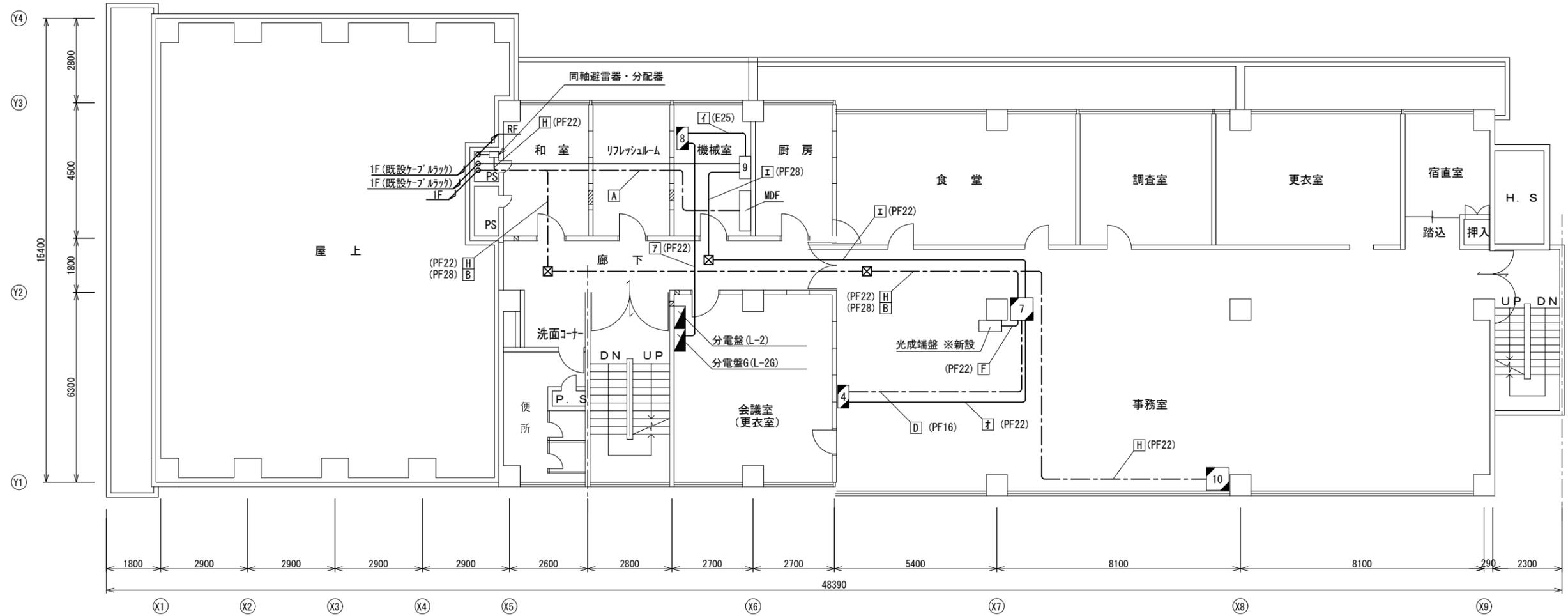
No	配線区間	配線線種
A	通信端子盤(指令)~署所端末装置	EM-ET10. 5-2P
B	アクセスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ネットワークカメラ	EM-UTP-C5E0. 5-4P
E	L2-SW~POEHUB~無線LANアクセスポイント	EM-UTP-C5E0. 5-4P
G	スリプ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
ウ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3. 5sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事



工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署中崎分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/150	図面番号	M301
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署中崎分署 2階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
4	署所用情報表示盤 指令ラック②	
7	1) 表示盤端末 2) L2-SW 3) ONU × 2 4) アクセスルータ 5) 指令情報出力装置	
8	無停電電源装置 (3KVA)	
9	自家発電装置 (UPS) 分電盤	
10	署所受令機	

No	配線区間	配線線種
A	通信端子盤(指令)～署所端末装置	EM-ET10. 5-2P
B	アクセスルータ～L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
D	表示盤端末～署所用情報表示盤	EM-UTP-C5E0. 5-4P
F	光成端盤～ONU × 2	MIL SM-2C × 2
G	スリブ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器～署所受令機	EM-5D-FB
7	分電盤(L-2G)～無停電電源装置	EM-CE8sq-3C
イ	無停電電源装置～自家発電装置(UPS)分電盤	EM-CE8sq-3C
エ	自家発電装置(UPS)分電盤～指令ラック②	EM-CE3. 5sq-3C
オ	指令ラック②～署所用情報表示盤	EM-CE2sq-3C

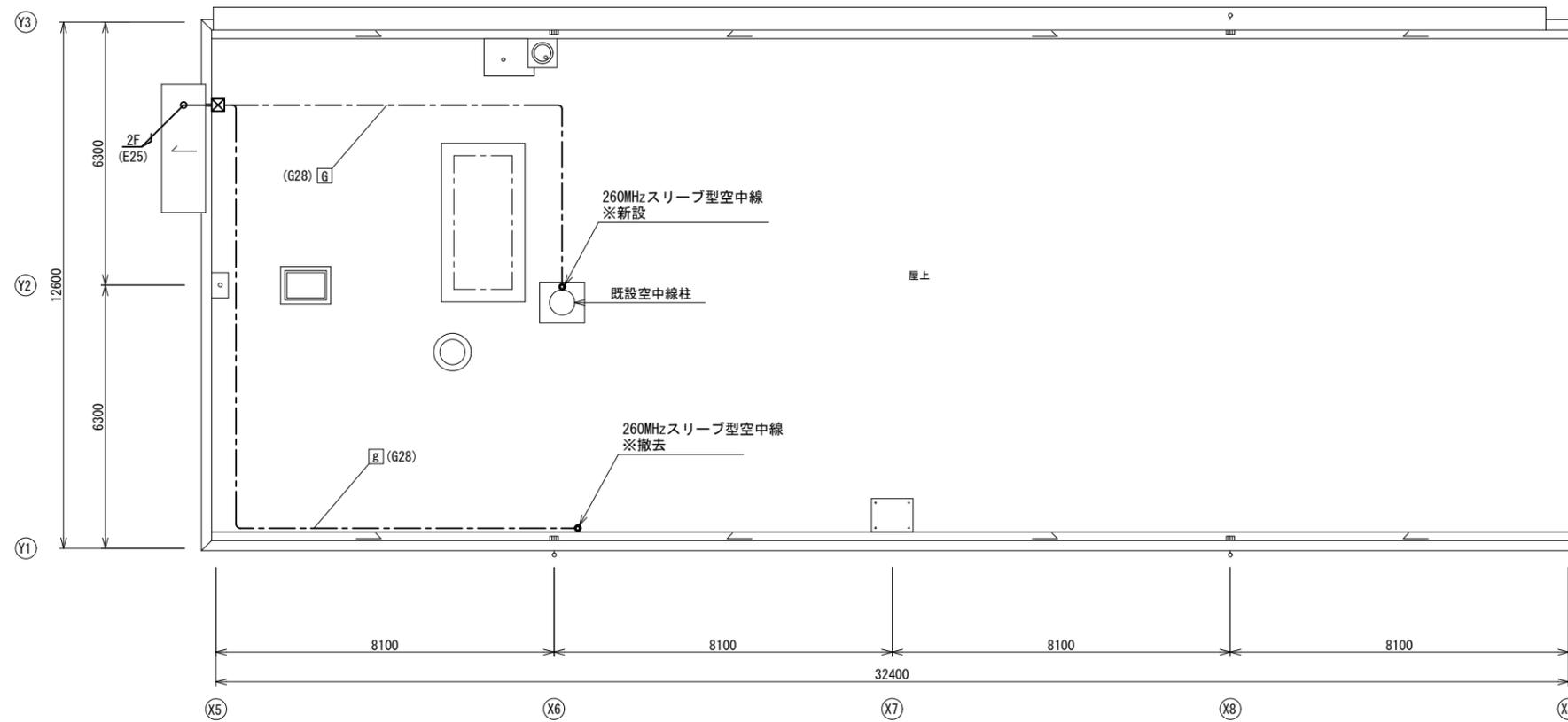
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	: 撤去→新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署中崎分署 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/150	図面番号	M302
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署中崎分署 RF階平面図(撤去・新設)



No	配線区間	配線線種
G	スリーブ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB
g	スリーブ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB

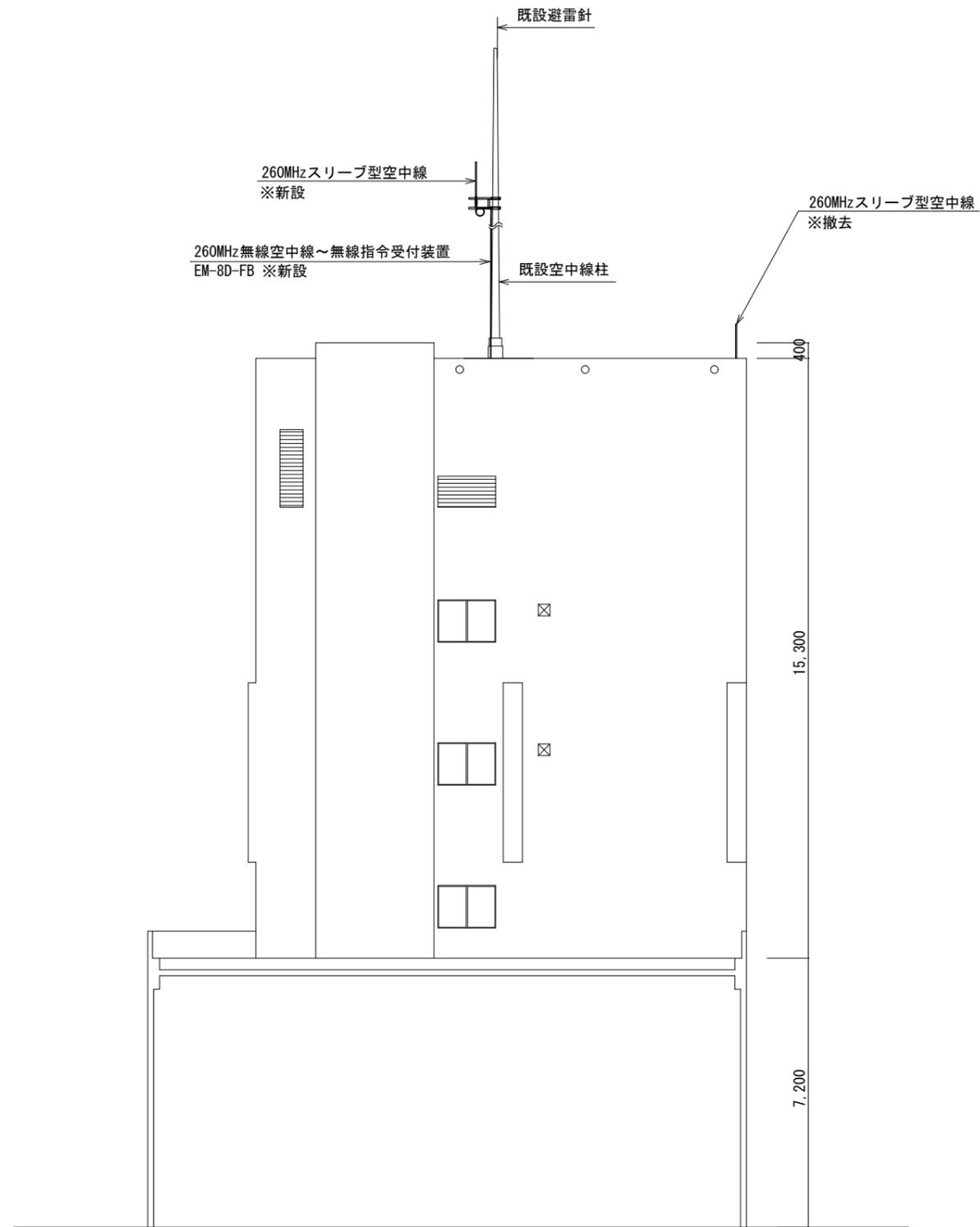
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		:立上がり 立下がり

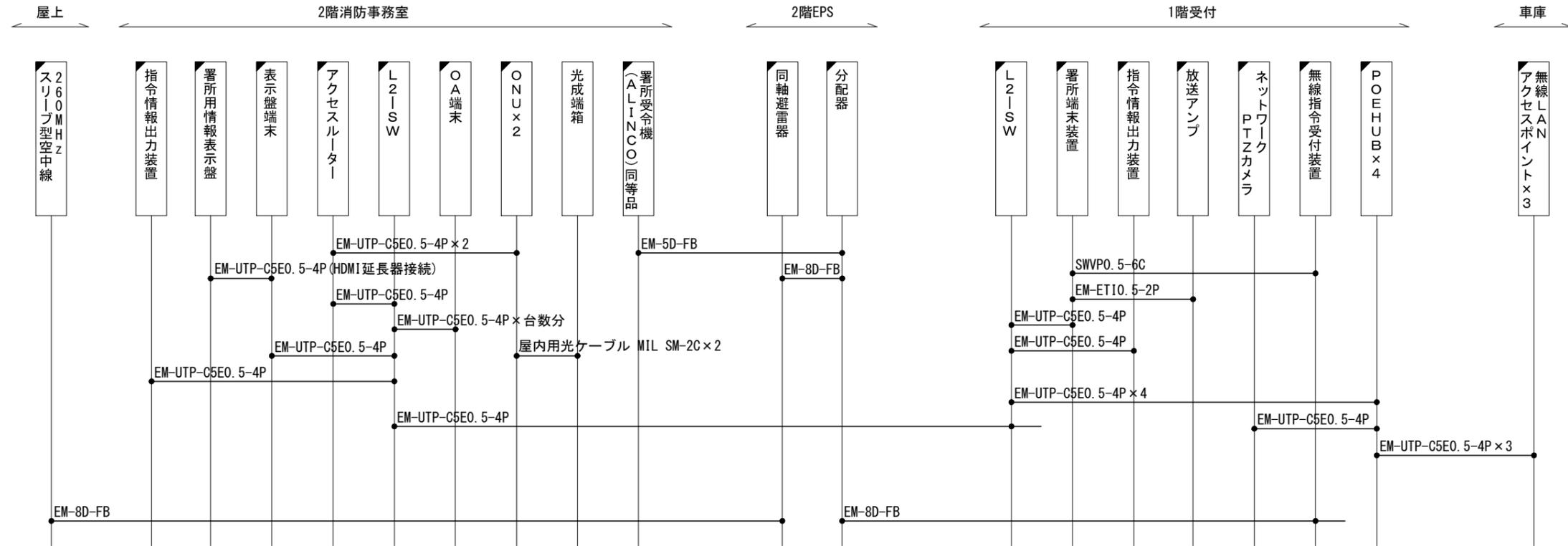
工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署中崎分署 RF階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/150	図面番号	M303
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署中崎分署 西立面図(撤去・新設)

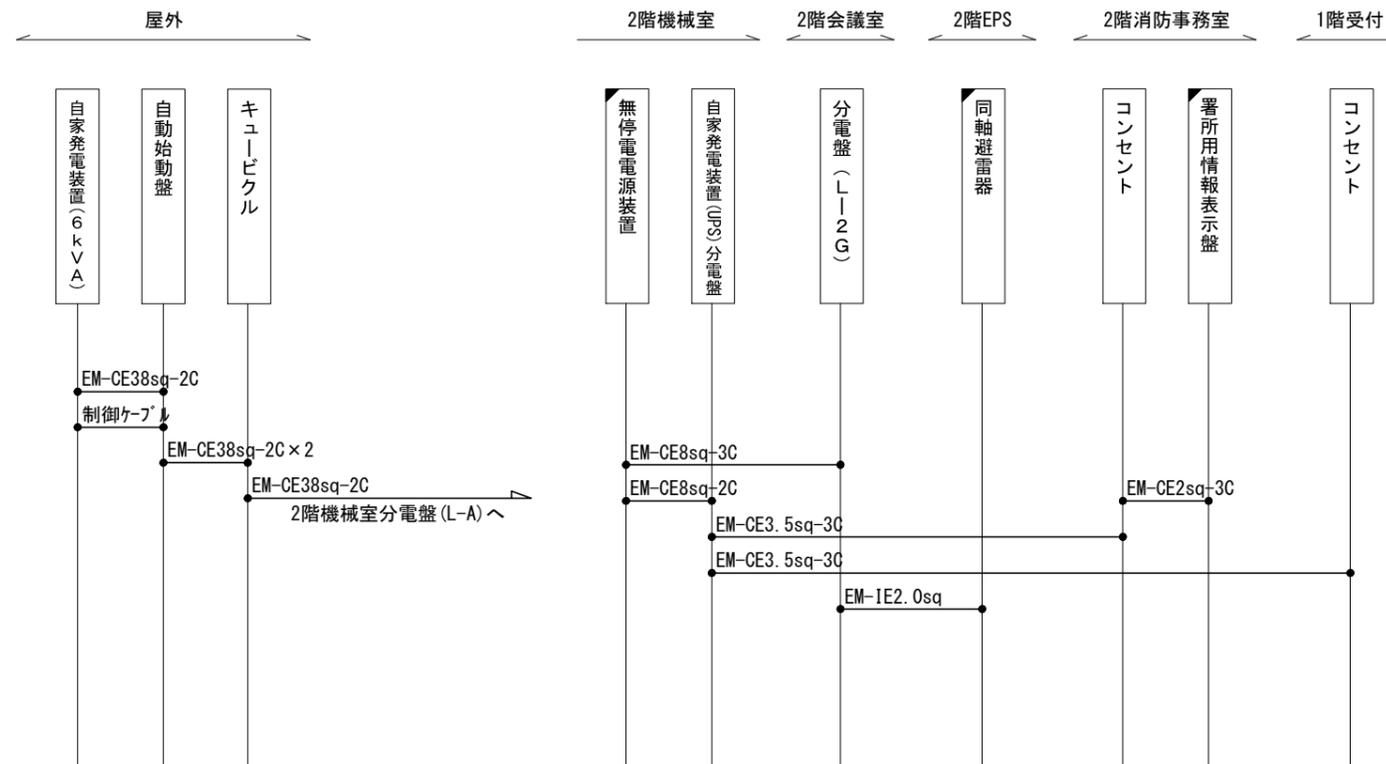


工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署中崎分署 西立面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮 尺	1/150	図面番号	M304
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

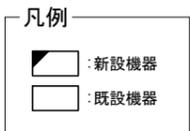
明石市消防署中崎分署 配線系統図



通信ケーブル系統図

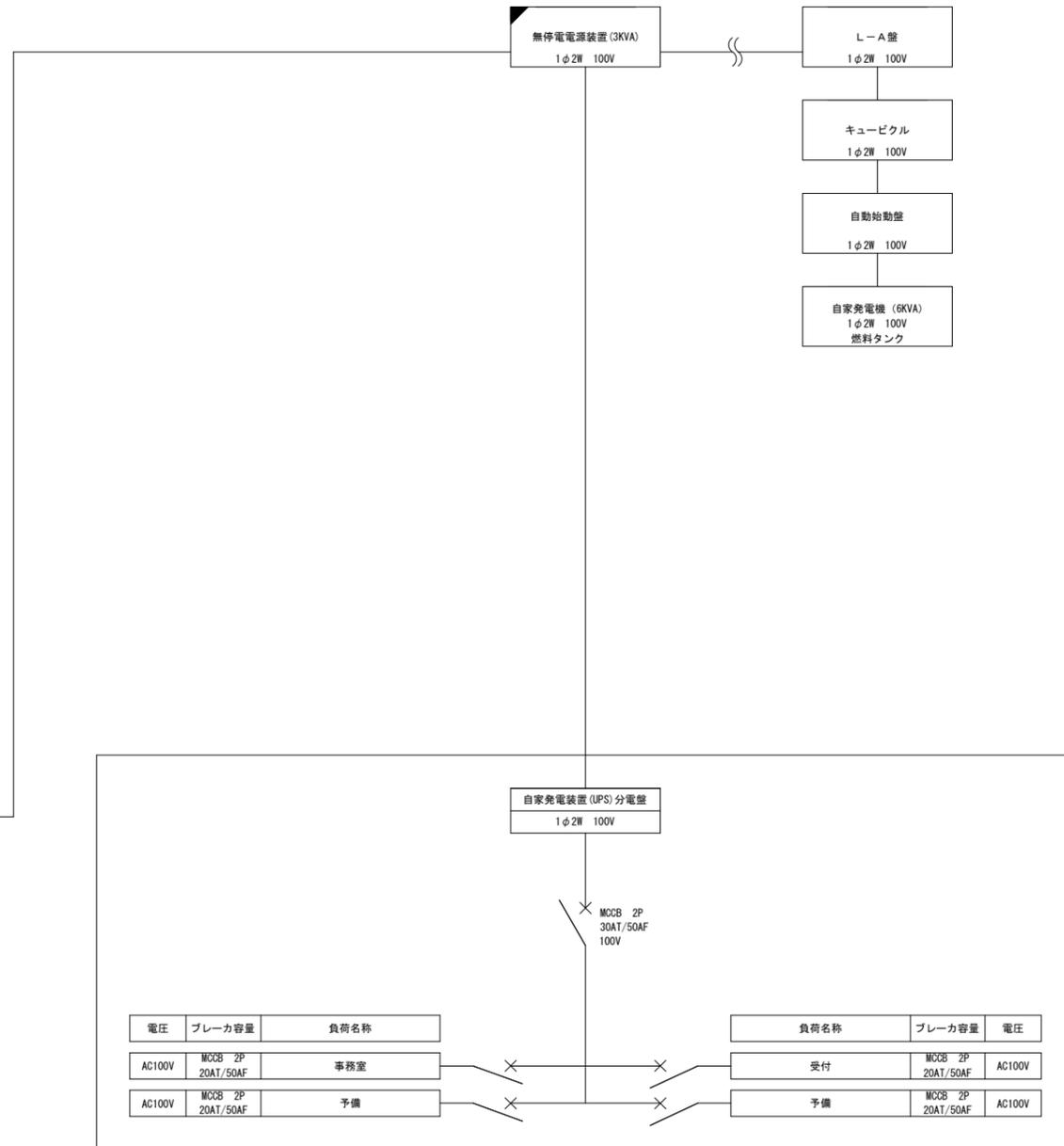
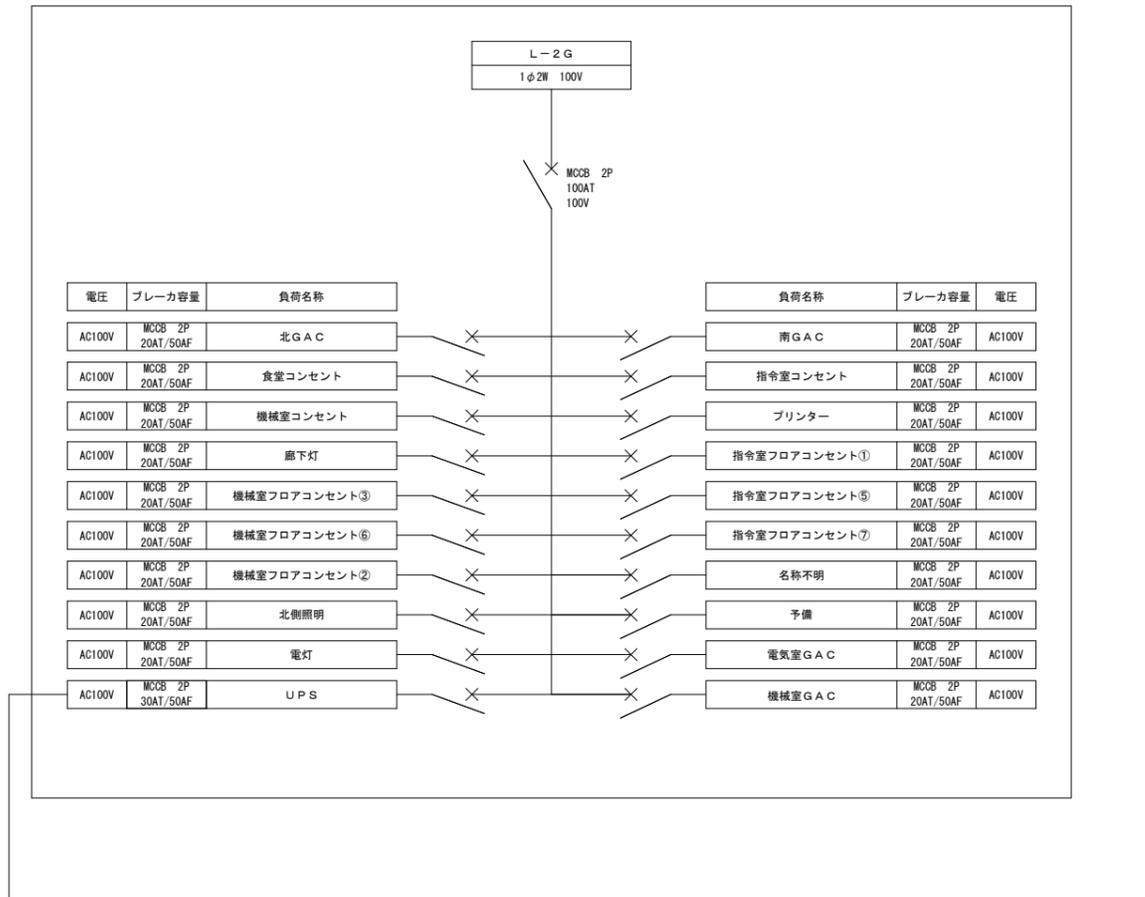


電源ケーブル系統図



工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署中崎分署 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	M305
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

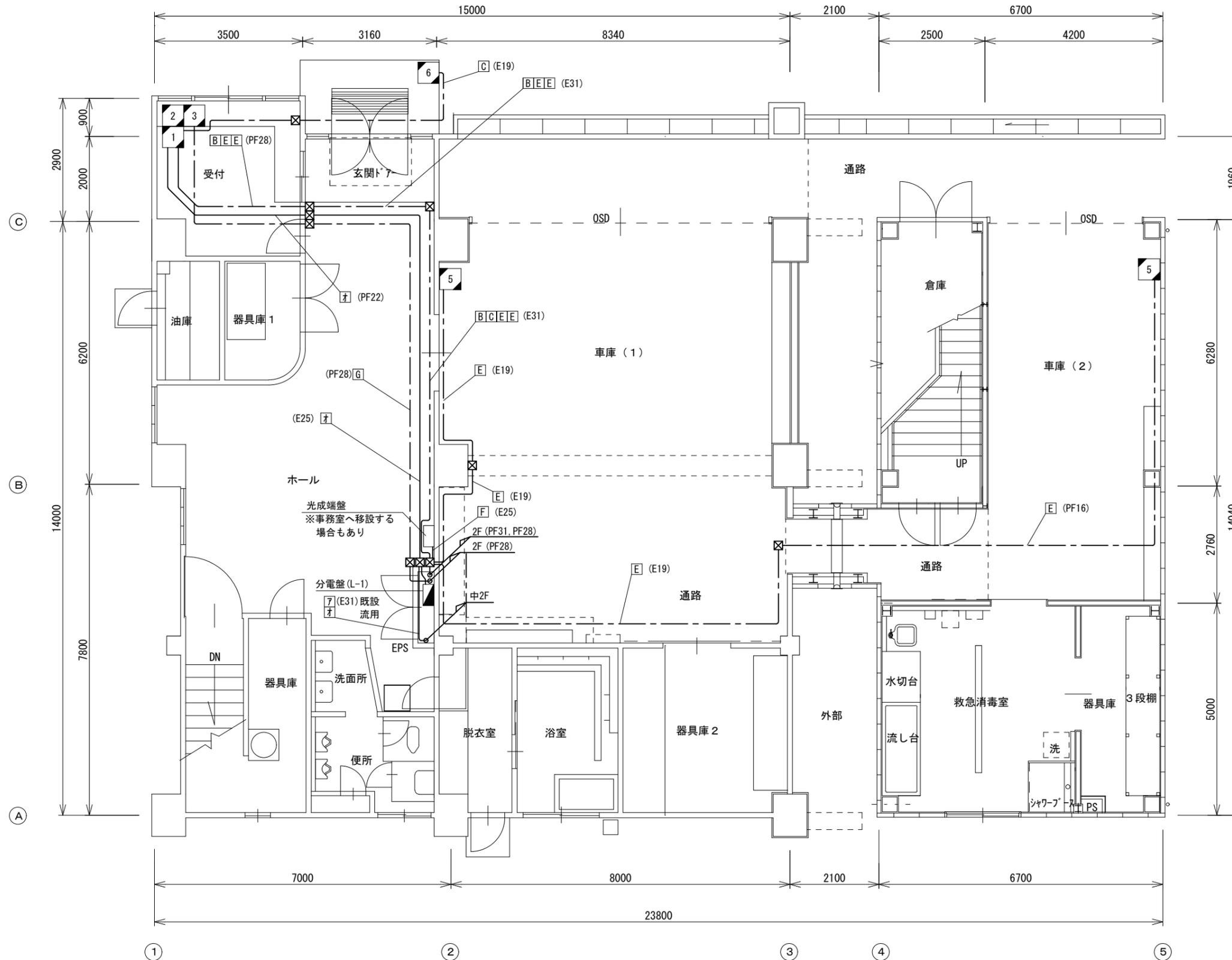
中崎分署 分電盤・自家発電機 配線接続図



凡例
 : 新設機器
 : 既設機器

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署中崎分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	M306
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署大久保分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンプ	
	3) 指令情報出力装置	
2	署所端末装置	
	無線指令受付装置	
3	無線LAN7ヶ所ポート	
5	無線LAN7ヶ所ポート	
6	ネットワークカメラ	

No	配線区間	配線線種
B	アクセラレータ～L2-SW	EM-UTP-C5E0.5-4P
C	L2-SW～POEHUB～ネットワークカメラ	EM-UTP-C5E0.5-4P
E	L2-SW～POEHUB～無線LAN7ヶ所ポート	EM-UTP-C5E0.5-4P
F	光成端盤～ONU×2	MIL SM2C×2
G	スリフ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器～署所受令機	EM-5D-FB
7	分電盤(L-1)～自動始動盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤～指令ラック①	EM-IE3.5sq-3C

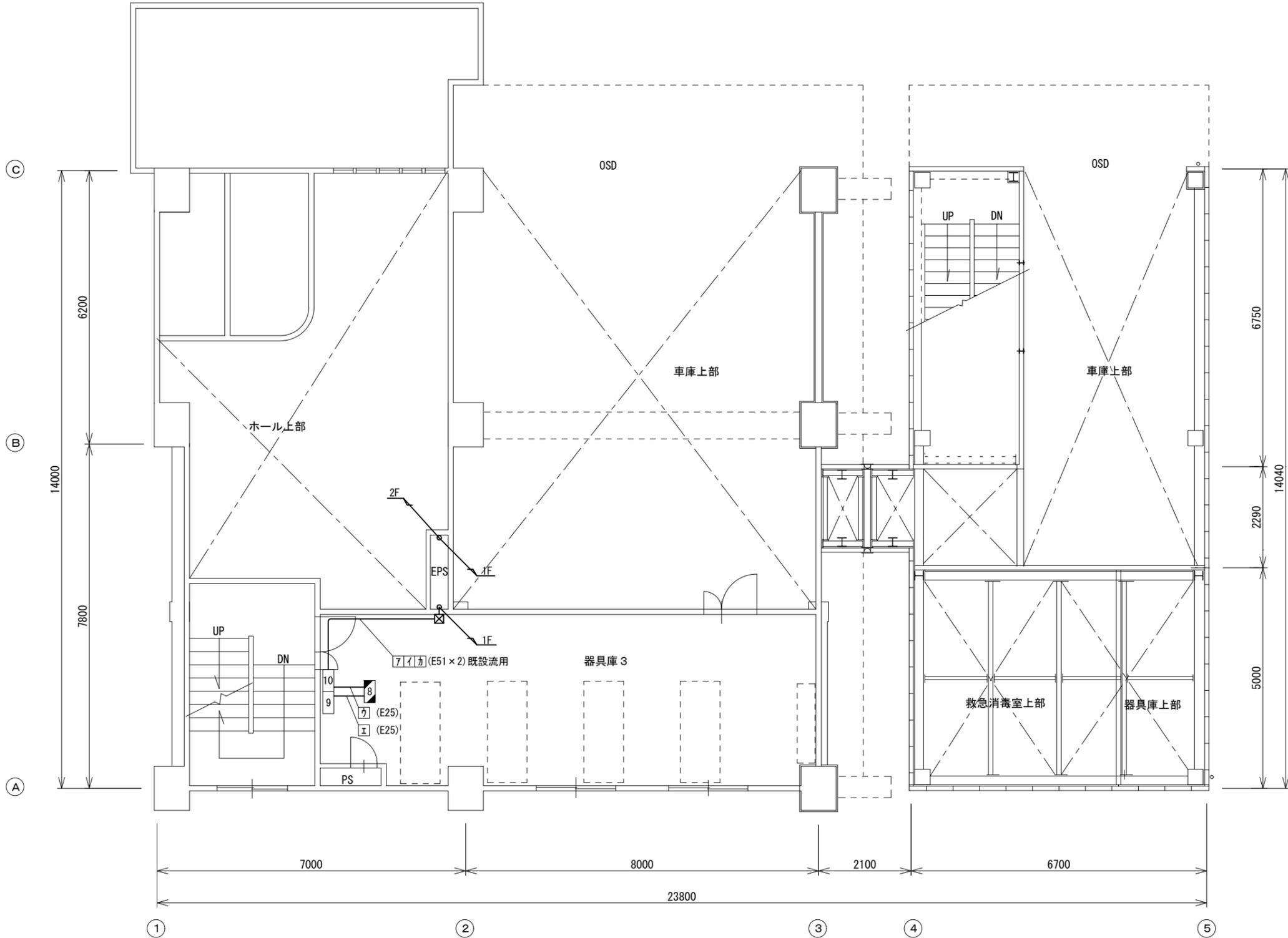
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例	
	撤去→新設
	新設
	撤去
	既設
	通信ケーブル
	電源ケーブル
	階渡り

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M401
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署大久保分署 中2階平面図(撤去・新設)

No	装置名	備考
8	無停電電源装置(3KVA)	
9	自家発電装置(UPS)分電盤	
10	自動制御盤(自家発電機)	



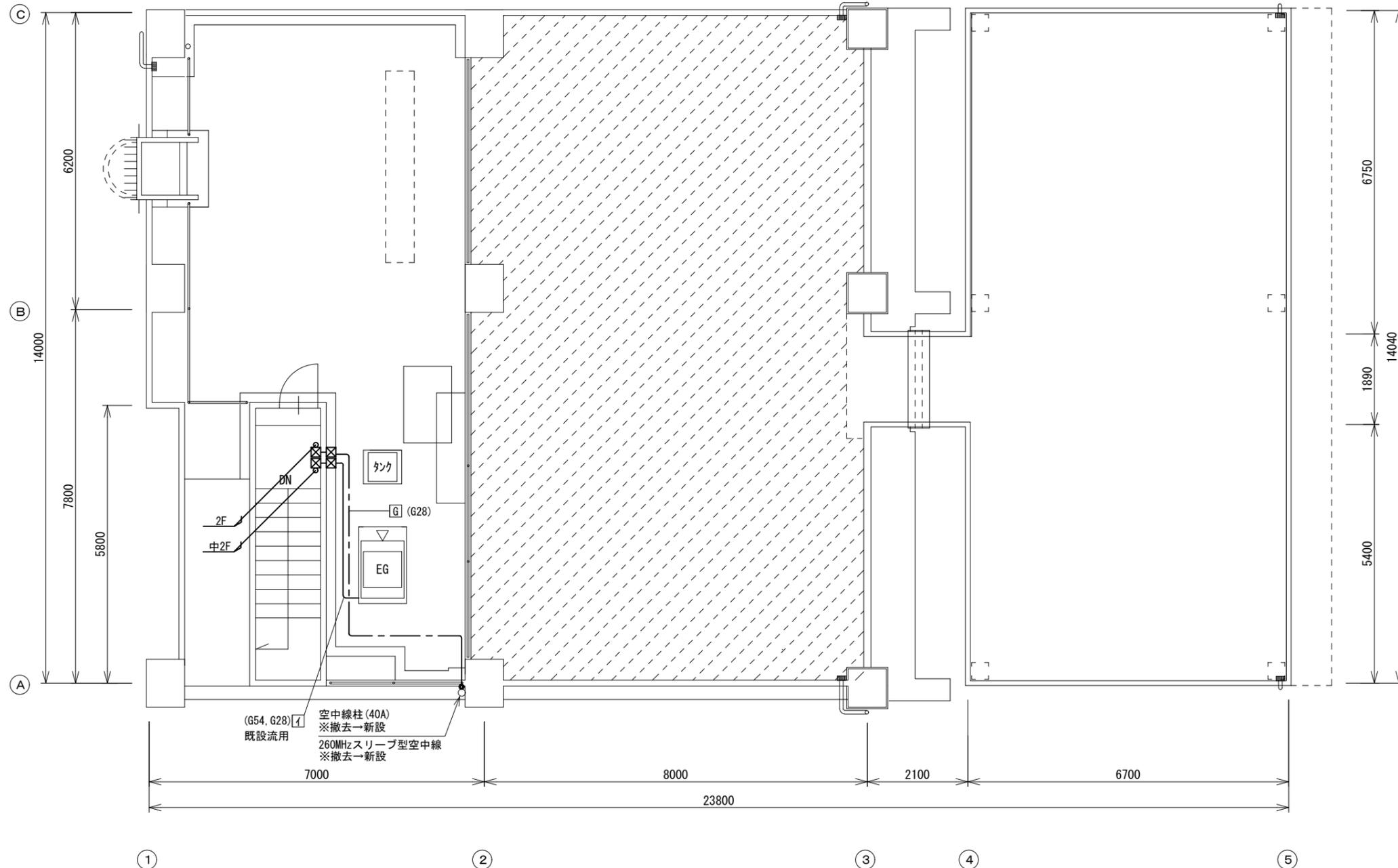
No	配線区間	配線線種
7	分電盤(L-1)～自動始動盤	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
1	自動始動盤～自家発電機	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
ウ	自動始動盤～無停電電源装置	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
エ	無停電電源装置～自家発電装置(UPS)分電盤	EM-CE8sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤～指令ボックス②	EM-CE3.5sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例	
	:撤去→新設
	:新設
	:撤去
	:既設
	:通信ケーブル
	:電源ケーブル
	:階渡り

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 中2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M402
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署大久保分署 R階平面図(撤去・新設)



No	配線区間	配線線種
G	スリプ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
I	自動始動盤~自家発電機	EM-CE8sq-3C
		EM-IE3.5sq 制御ケーブル

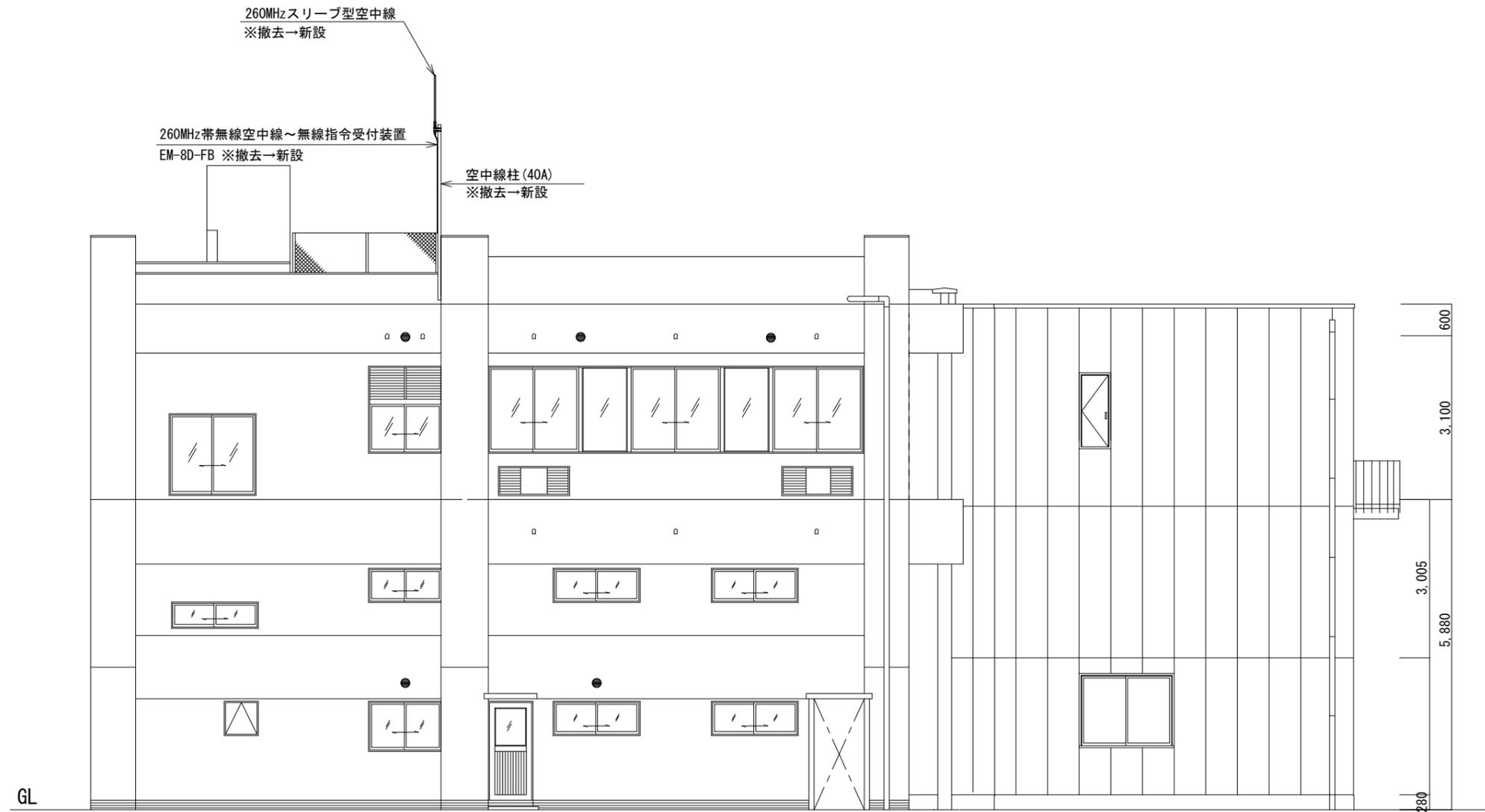
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		:立上がり 立下がり

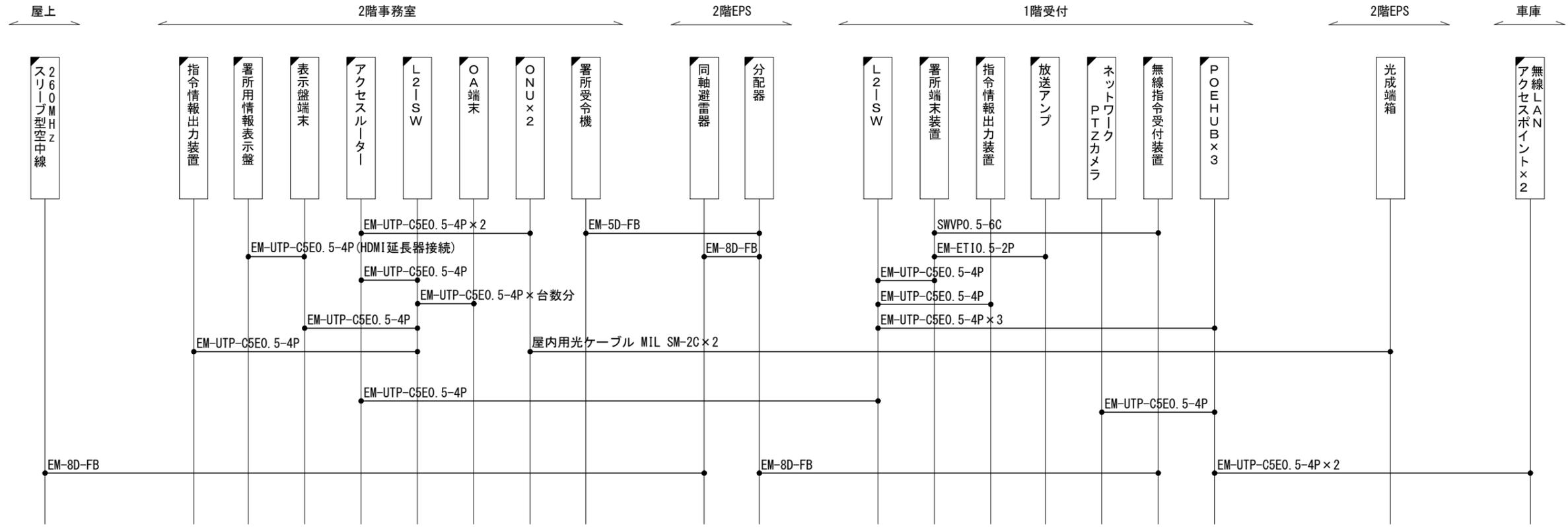
工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 R階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M404
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署大久保分署 南立面図(撤去・新設)

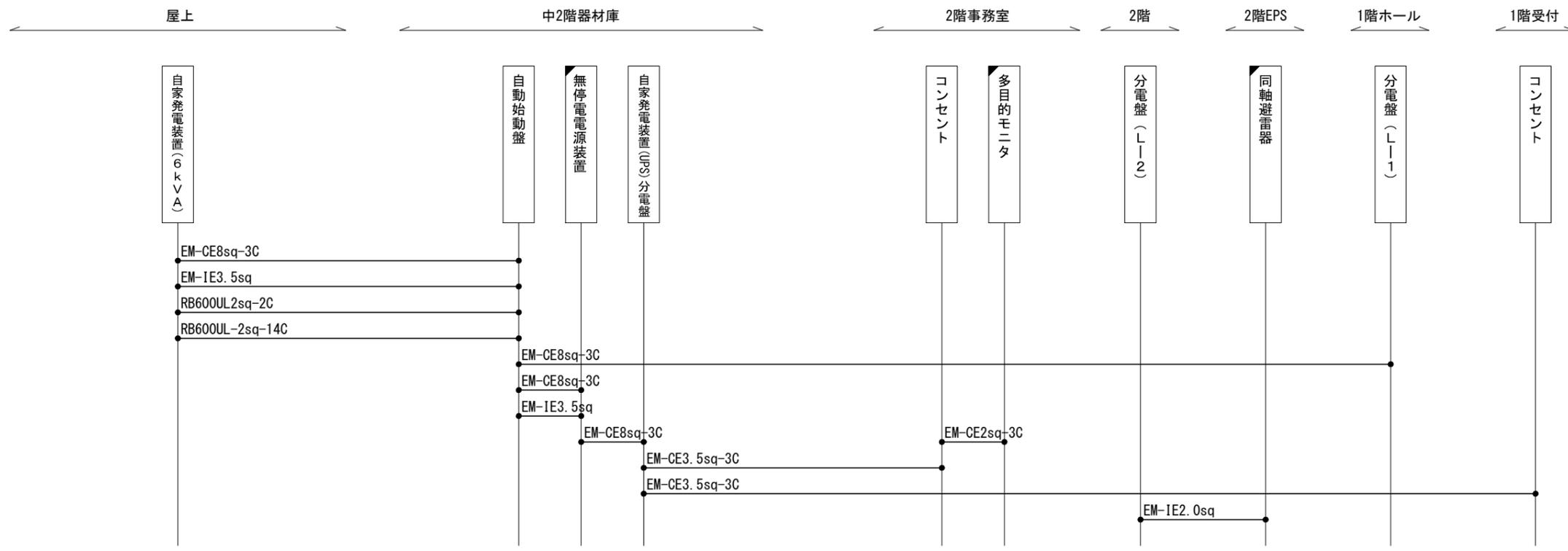


工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 南立面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮 尺	1/100	図面番号	M405
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署大久保分署 配線系統図



通信ケーブル系統図



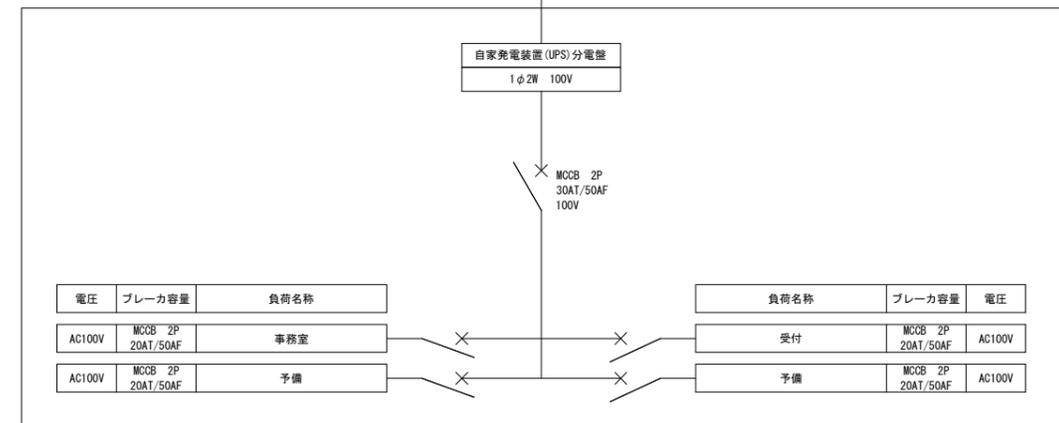
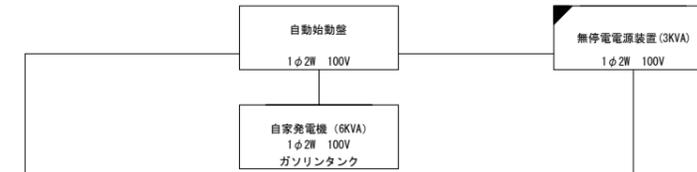
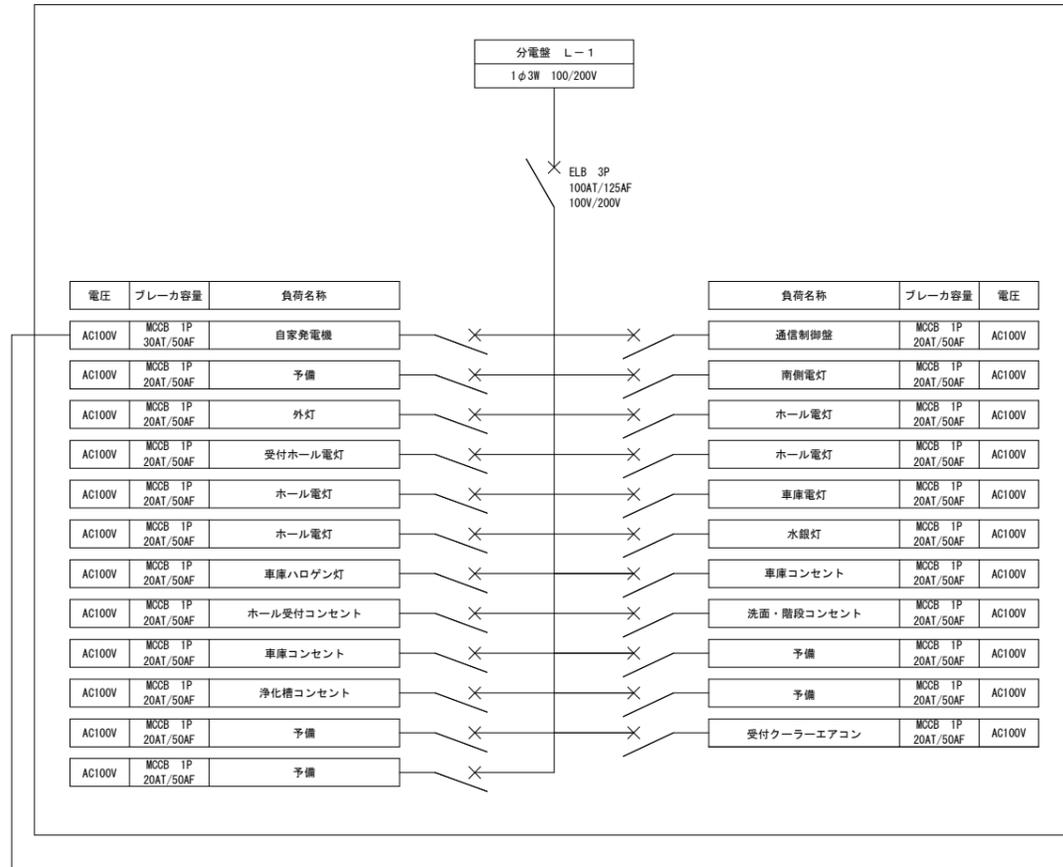
電源ケーブル系統図

凡例

- : 新設機器
- : 既設機器

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	-	図面番号	M406
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

大久保分署 分電盤・自家発電機 配線接続図



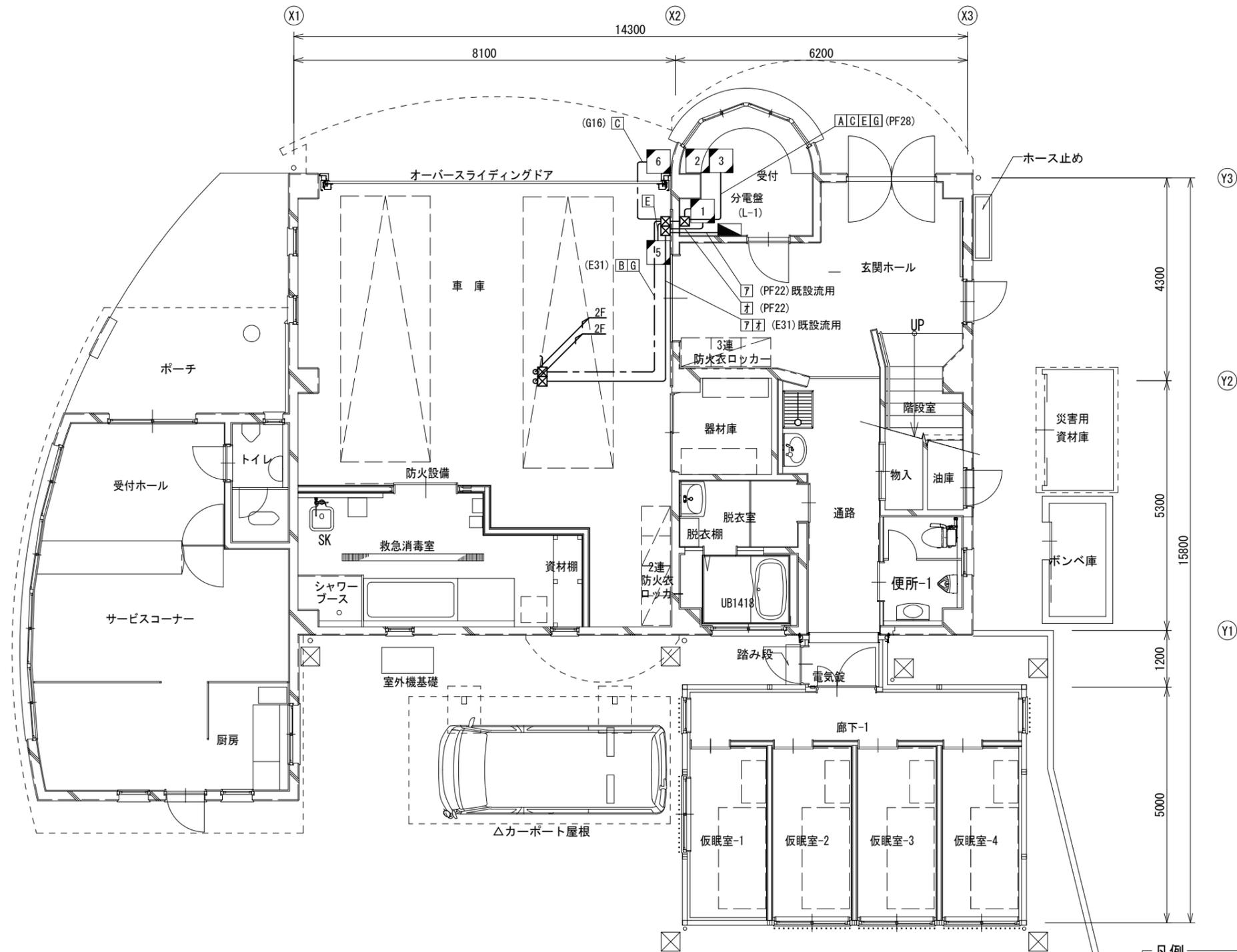
凡例

■ : 新設機器

□ : 既設機器

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署大久保分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	M407
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署江井島分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンプ	
	3) 指令情報出力装置	
2	署所端末装置	
	無線指令受付装置	
3	無線LANアクセスポイント	
5	無線LANアクセスポイント	
6	ネットワークケーブル	

No	配線区間	配線線種
A	通信端子盤(指令)~署所端末装置	EM-ET10.5-2P
B	アクセスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0.5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ネットワークケーブル	EM-UTP-C5E0.5-4P
E	L2-SW~POEHUB~無線LANアクセスポイント	EM-UTP-C5E0.5-4P
G	スリプ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
7	分電盤(L-1)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-IE3.5sq
		EM-CE3.5sq-3C

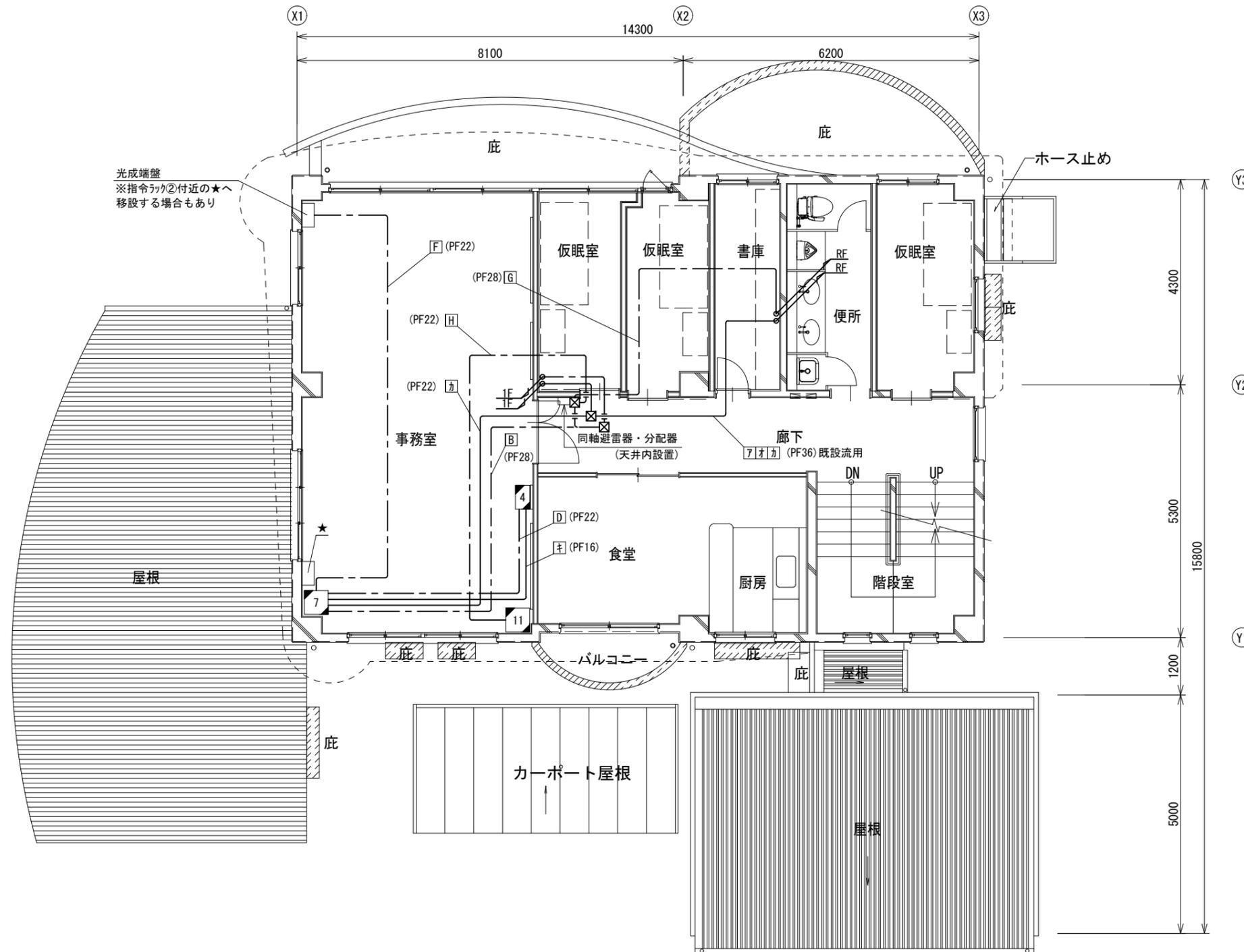
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去・新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署江井島分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M501
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署江井島分署 2階平面図(撤去・新設)



光成端盤
※指令ラック②付近の★へ
移設する場合もあり

No	装置名	備考
4	署所用情報表示盤	
7	指令ラック②	
	1) 表示盤端末	
	2) L2-SW	
	3) ONU×2	
	4) アクセスルータ	
11	署所受令機	

No	配線区間	配線線種
B	アクセスルータ～L2-SW	EM-UTP-C5E0.5-4P
D	表示盤端末～署所用情報表示盤	EM-UTP-C5E0.5-4P
F	光成端盤～ONU×2	MIL SM-2C×2
G	スリフ型空中線～無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器～署所受令機	EM-5D-FB
7	分電盤(L-1)～自動始動盤	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
オ	自家発電装置(UPS)分電盤～指令ラック①	EM-CE3.5sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤～指令ラック②	EM-CE3.5sq-3C
キ	指令ラック②～署所用情報表示盤	EM-CE2sq-3C

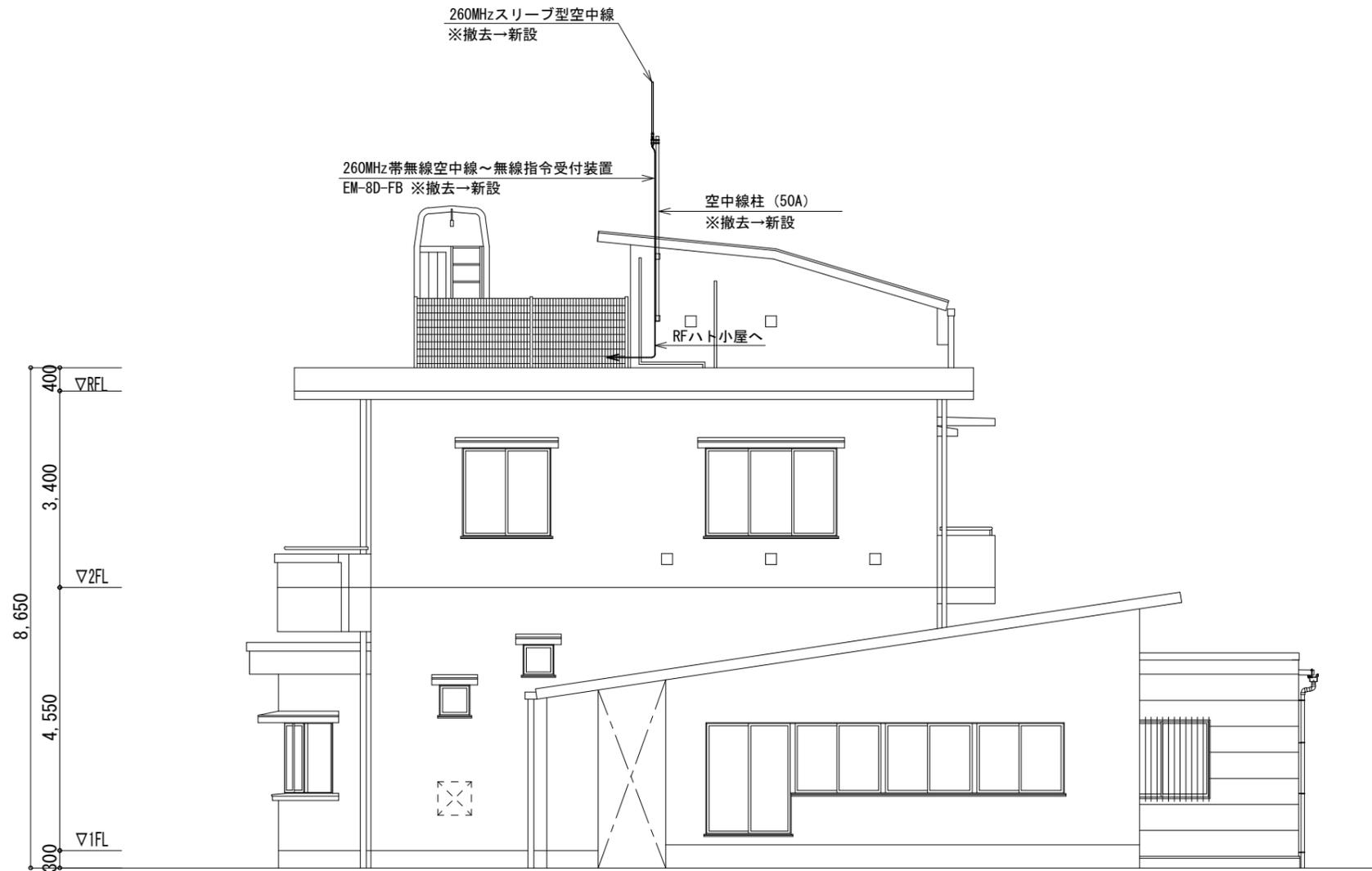
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	: 撤去→新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

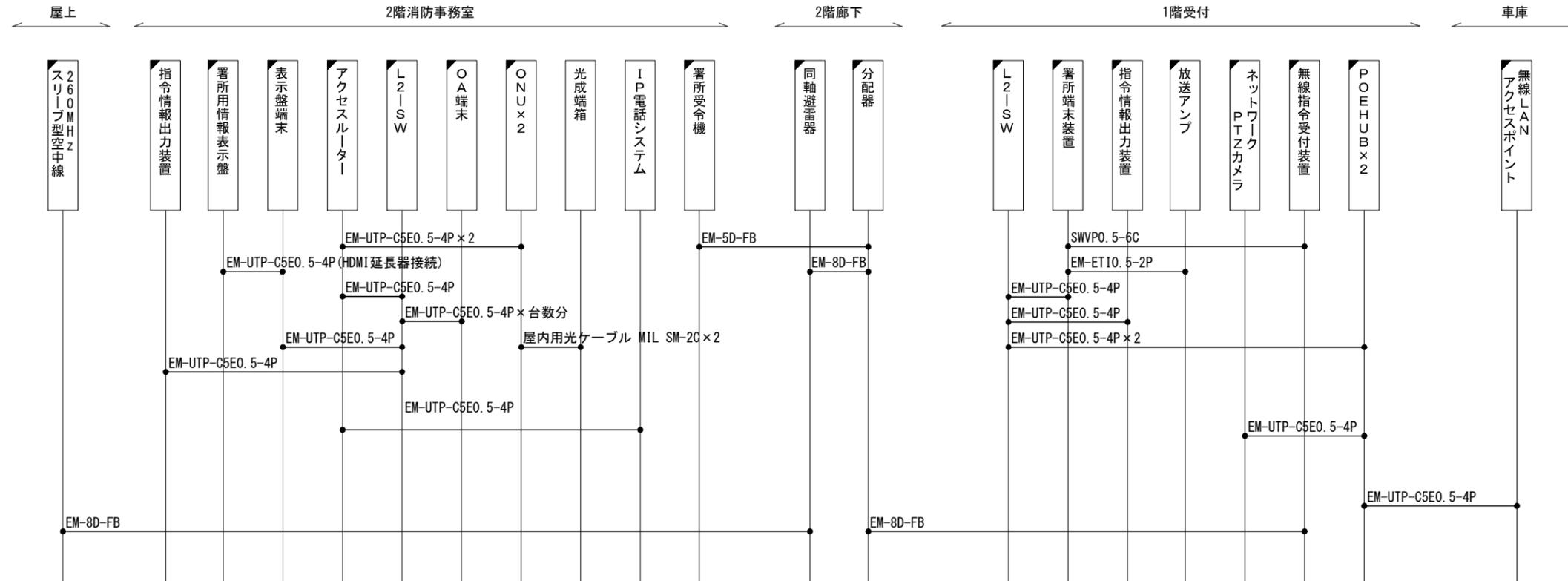
工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署江井島分署 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M502
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署江井島分署 南立面図(撤去・新設)

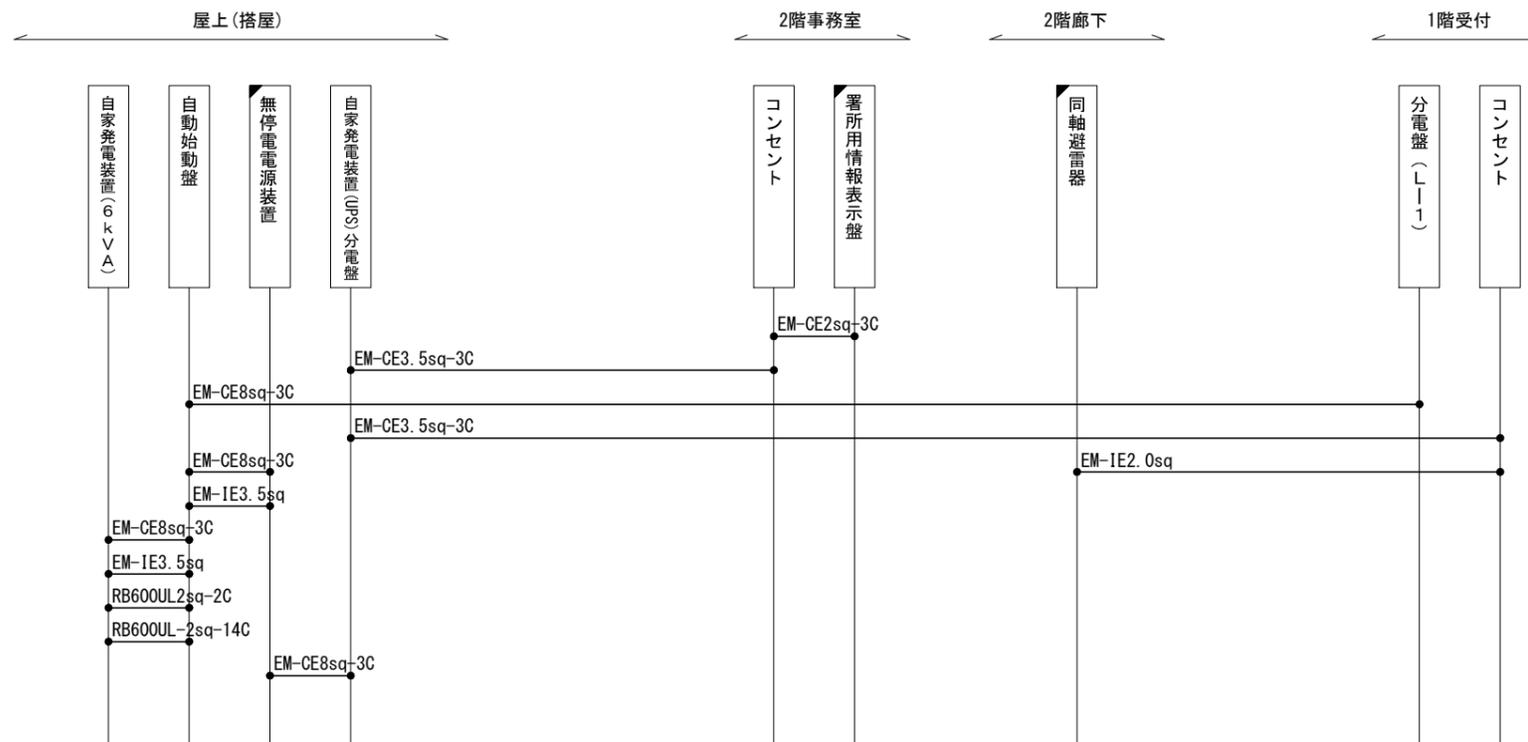


工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署江井島分署 南立面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮 尺	1/100	図面番号	M504
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署江井島分署 配線系統図



通信ケーブル系統図

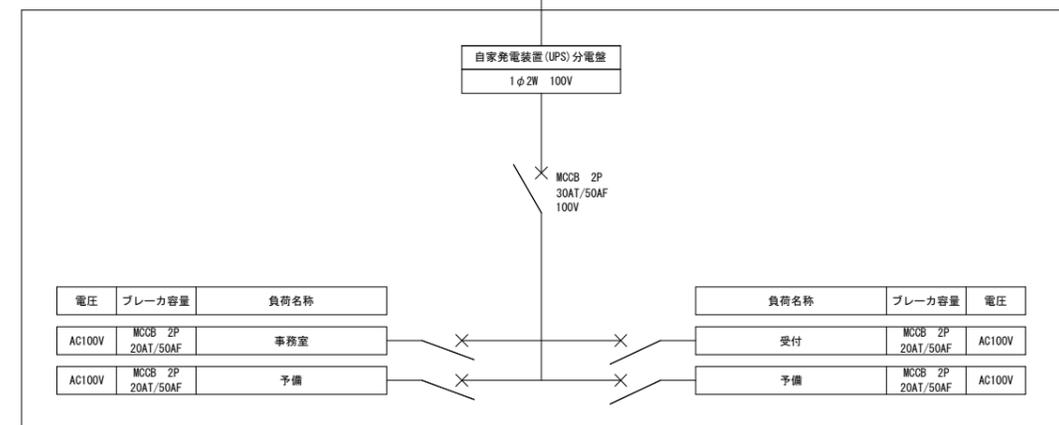
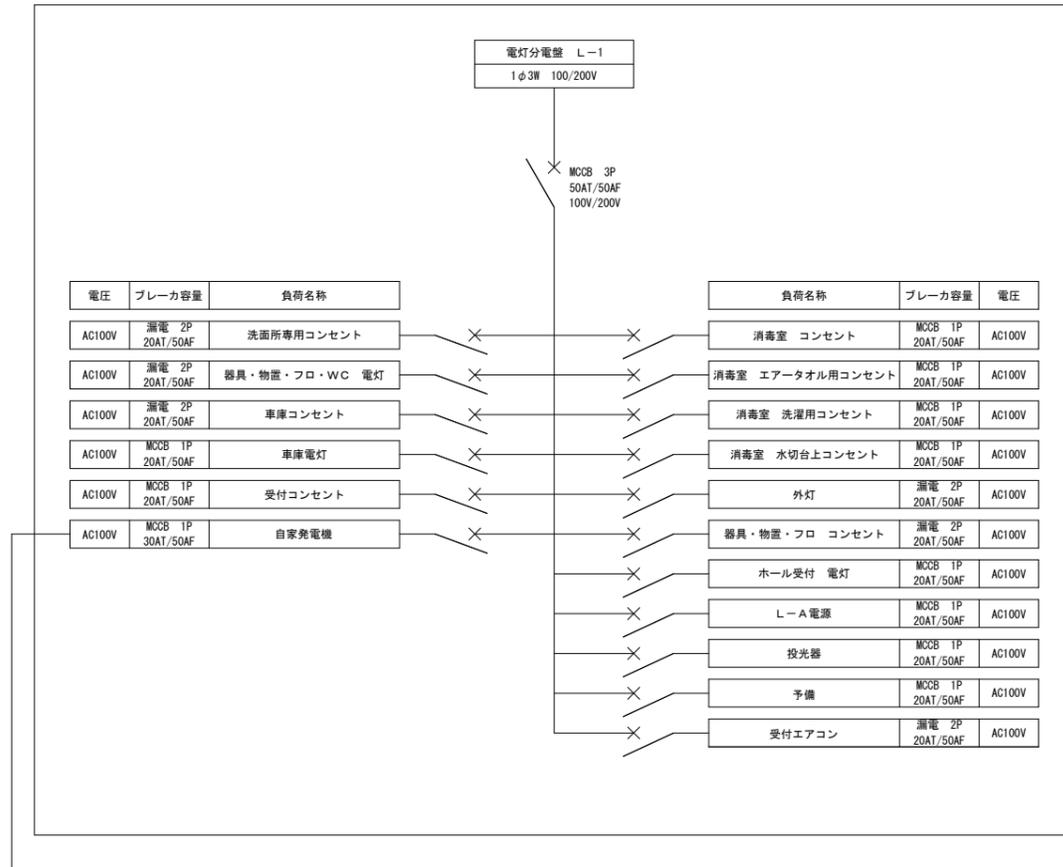


電源ケーブル系統図



工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署江井島分署 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	-	図面番号	M505
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

江井島分署 分電盤・自家発電機 配線接続図

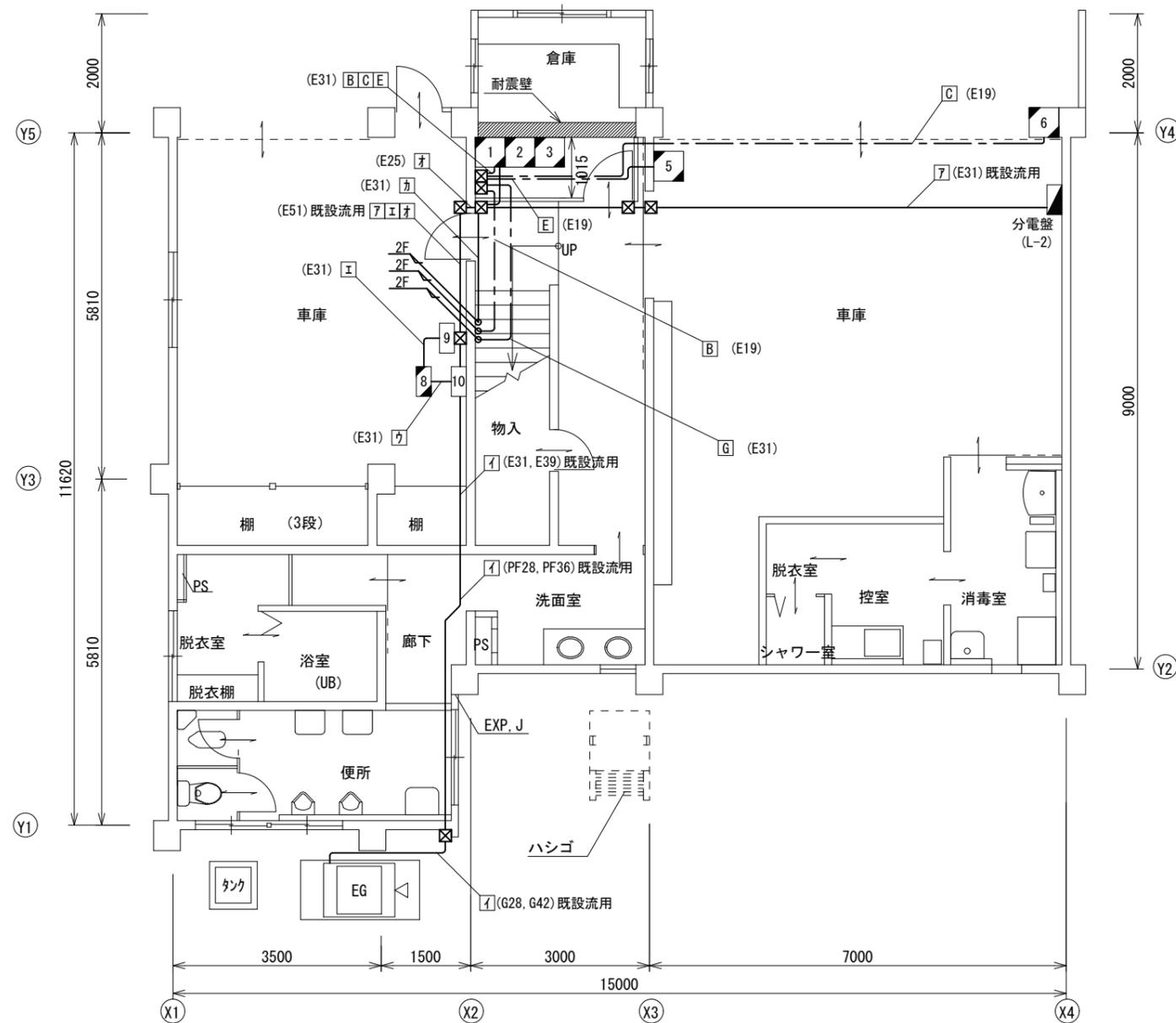


凡例

■ : 新設機器
□ : 既設機器

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署江井島分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	M506
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署魚住分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンプ	
	3) 指令情報出力装置	
2	署所端末装置	
	無線指令受付装置	
	無線LAN7ヶ所* イント	
	無線LAN7ヶ所* カメラ	
3	無線LAN7ヶ所* イント	
4	無線LAN7ヶ所* カメラ	
5	無線LAN7ヶ所* イント	
6	無線LAN7ヶ所* カメラ	
7	無線LAN7ヶ所* イント	
8	無線LAN7ヶ所* カメラ	
9	無線LAN7ヶ所* イント	
10	無線LAN7ヶ所* カメラ	

No	配線区間	配線線種
B	アクセスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ネットワークカメラ	EM-UTP-C5E0. 5-4P
E	L2-SW~POEHUB~無線LAN7ヶ所* イント	EM-UTP-C5E0. 5-4P
G	スリプ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
7	分電盤(L-2)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C EM-IE3. 5sq
イ	自動始動盤~自家発電機	EM-CE8sq-3C EM-IE3. 5sq
ウ	自動始動盤~無停電電源装置	EM-CE8sq-3C EM-IE3. 5sq
エ	無停電電源装置~自家発電装置(UPS)分電盤	EM-CE8sq-3C
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3. 5sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック②	EM-CE3. 5sq-3C

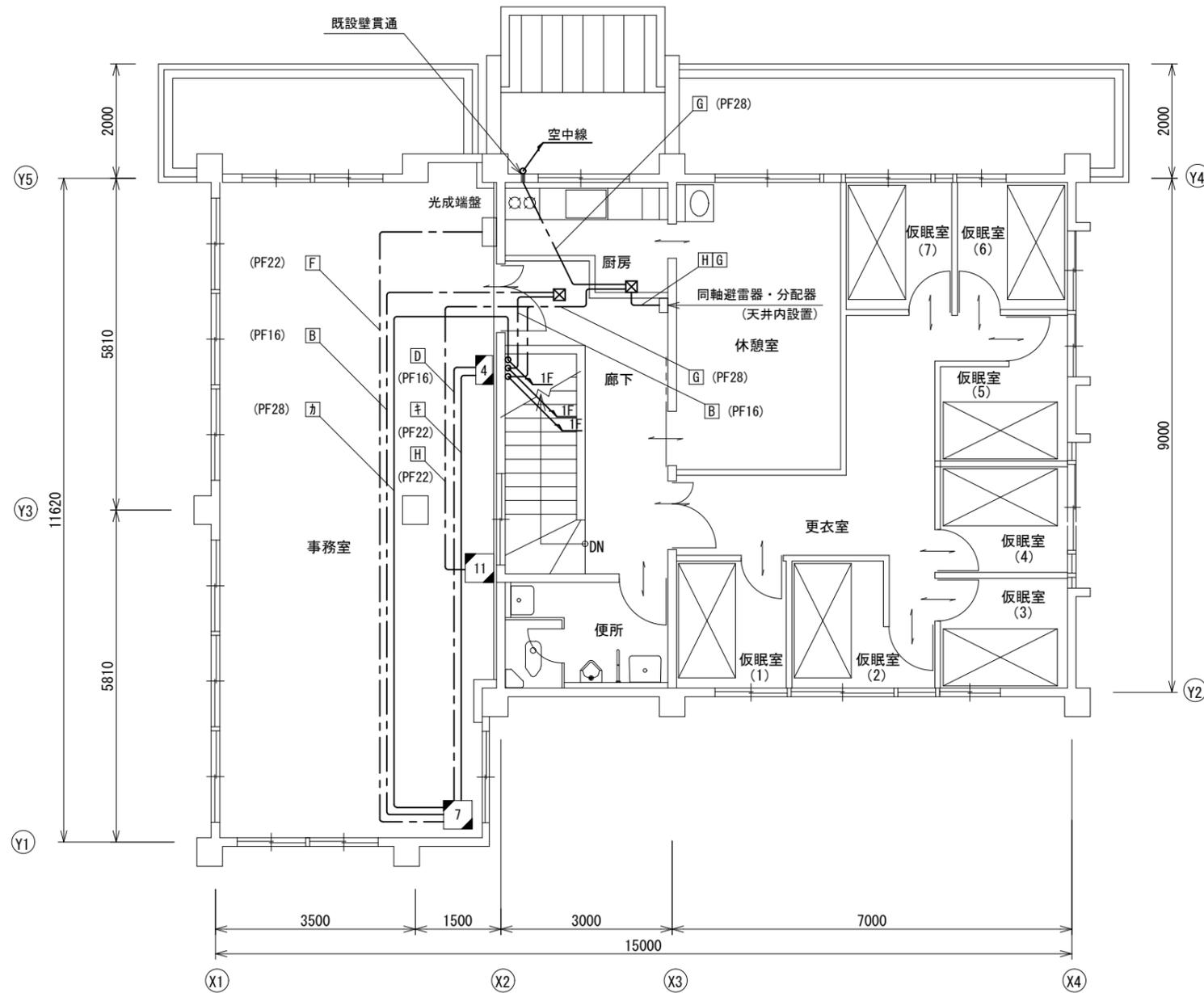
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署魚住分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M601
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署魚住分署 2階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
4	署所用情報表示盤 指令ラック②	
7	1) 表示盤端末 2) L2-SW 3) ONU×2 4) アクセスルータ 5) 指令情報出力装置	
11	署所受令機	

No	配線区間	配線線種
B	アクセスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0.5-4P
D	表示盤端末~署所用情報表示盤	EM-UTP-C5E0.5-4P
F	光成端盤~ONU×2	MIL SM-2C×2
G	スリフ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器~署所受令機	EM-5D-FB
カ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック②	EM-CE3.5sq-3C
キ	指令ラック②~署所用情報表示盤	EM-CE2sq-3C

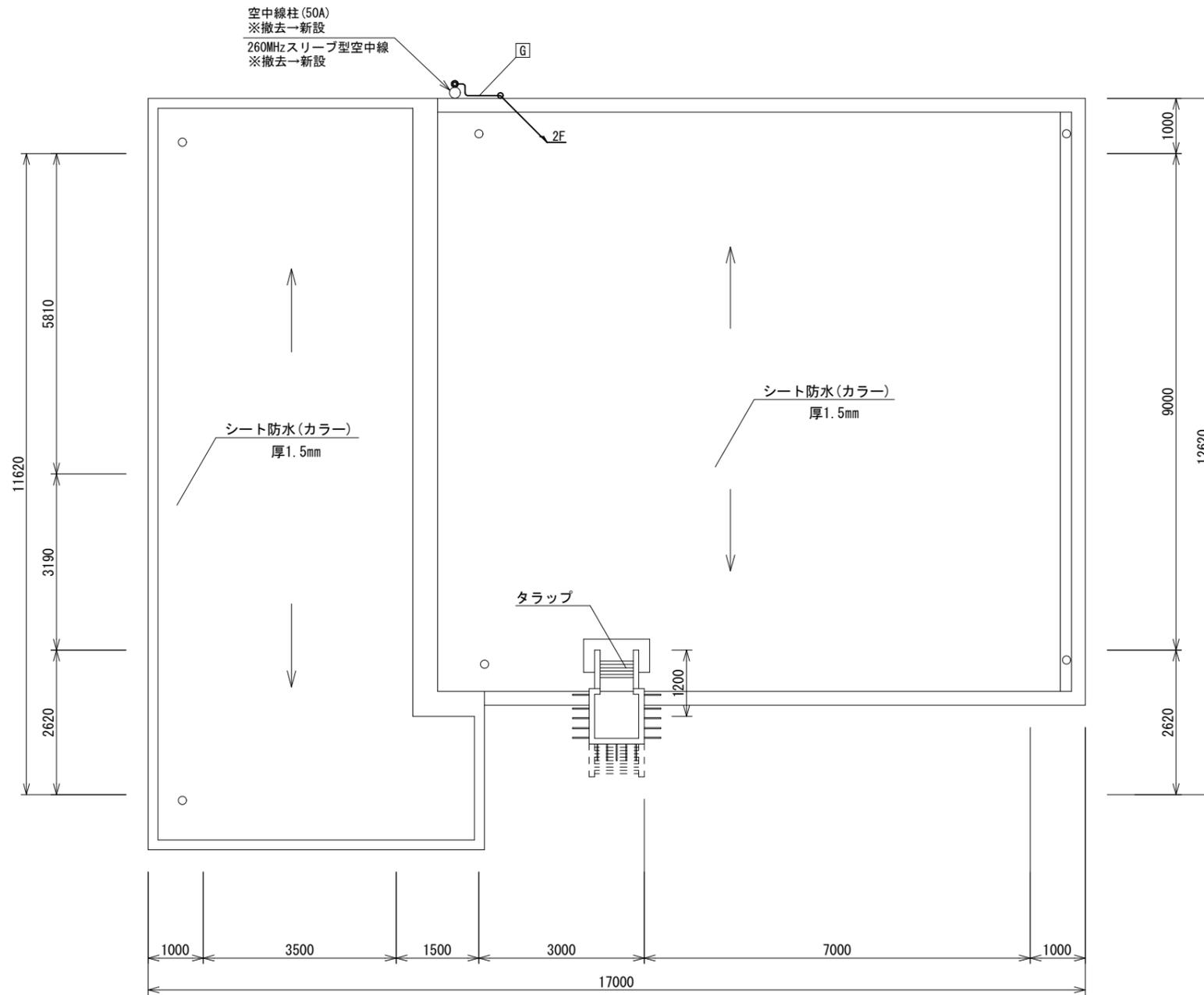
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署魚住分署 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M602
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署魚住分署 R階平面図(撤去・新設)



No	配線区間	配線線種
G	スリーブ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB

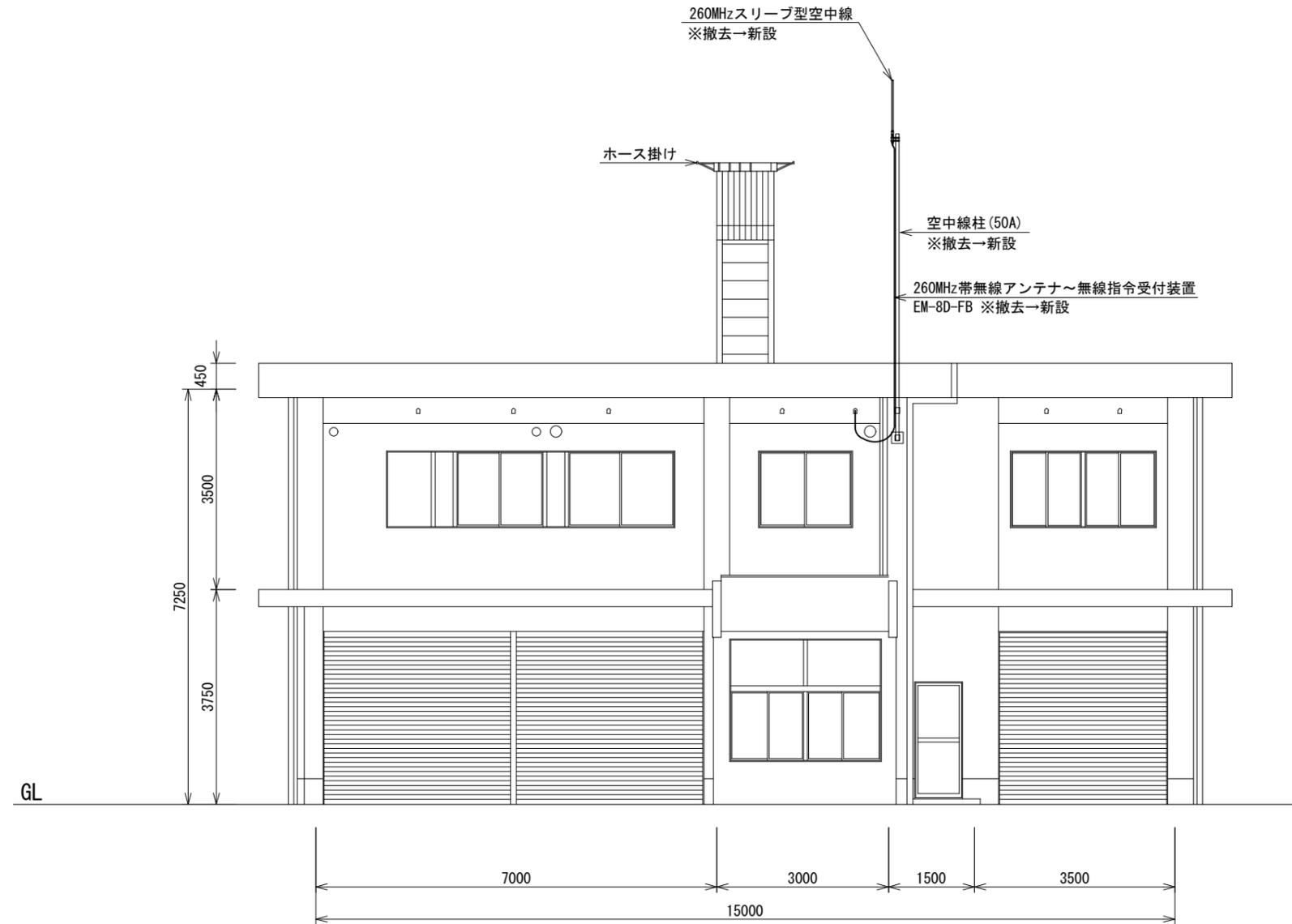
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	:撤去→新設		:通信ケーブル
	:新設		:電源ケーブル
	:撤去		:階渡り
	:既設		:立上がり 立下がり

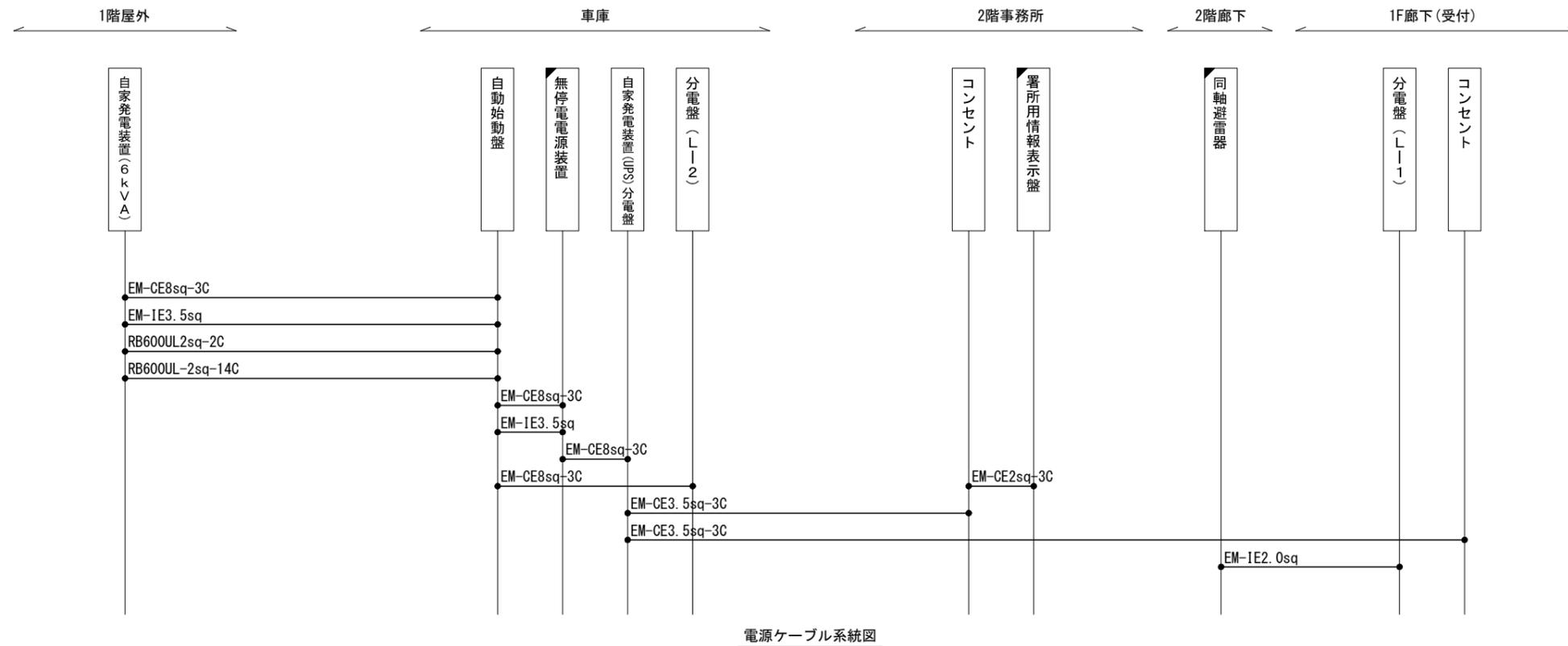
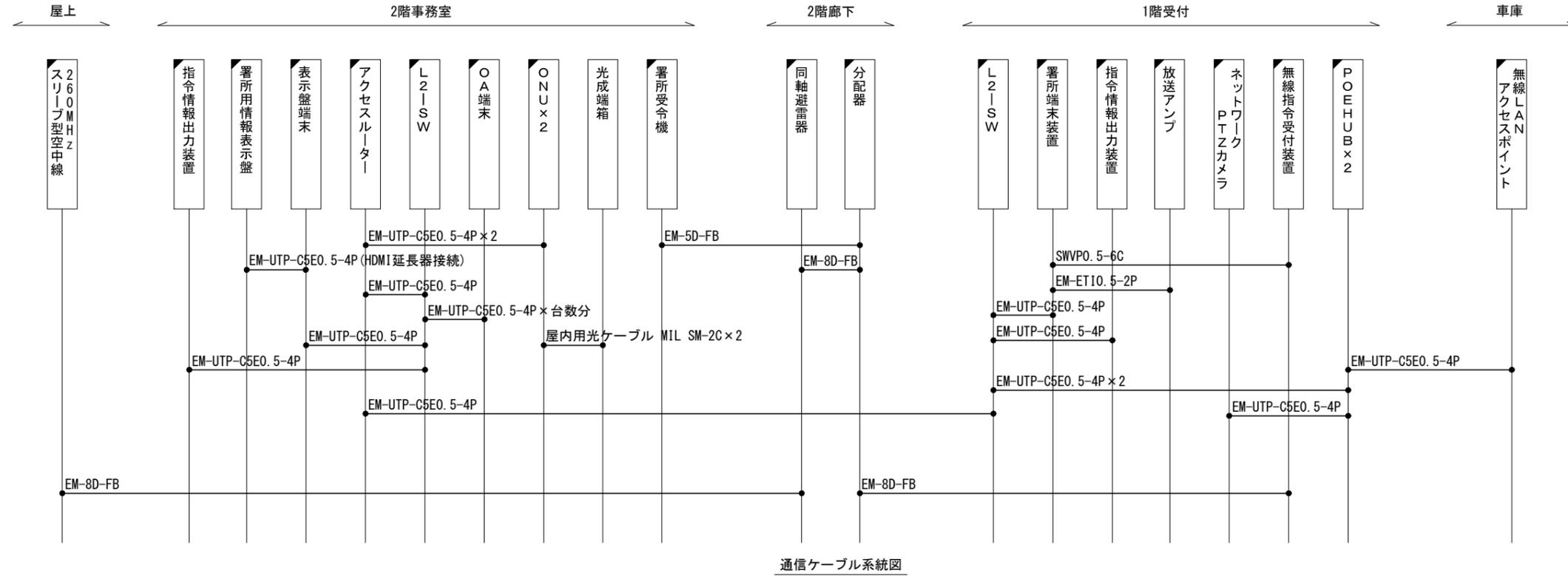
工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署魚住分署 R階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M603
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署魚住分署 北立面図(撤去・新設)



工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署魚住分署 北立面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮 尺	1/100	図面番号	M604
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署魚住分署 配線系統図

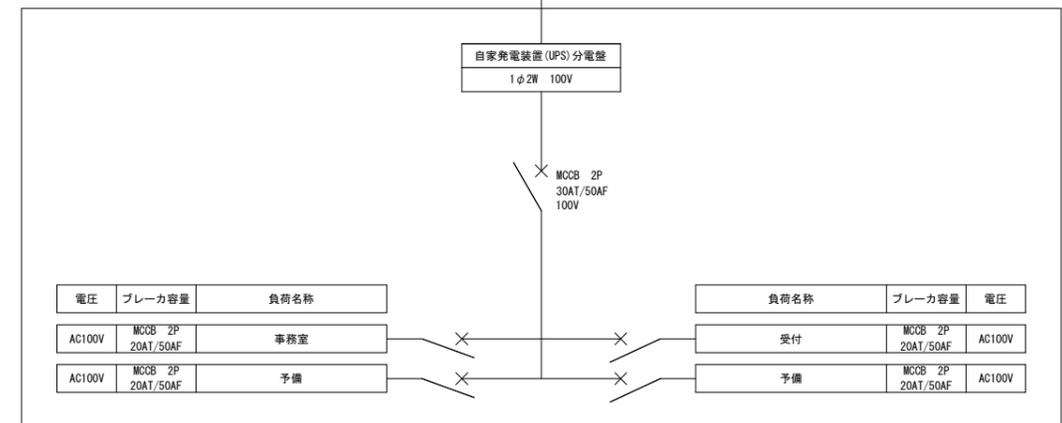
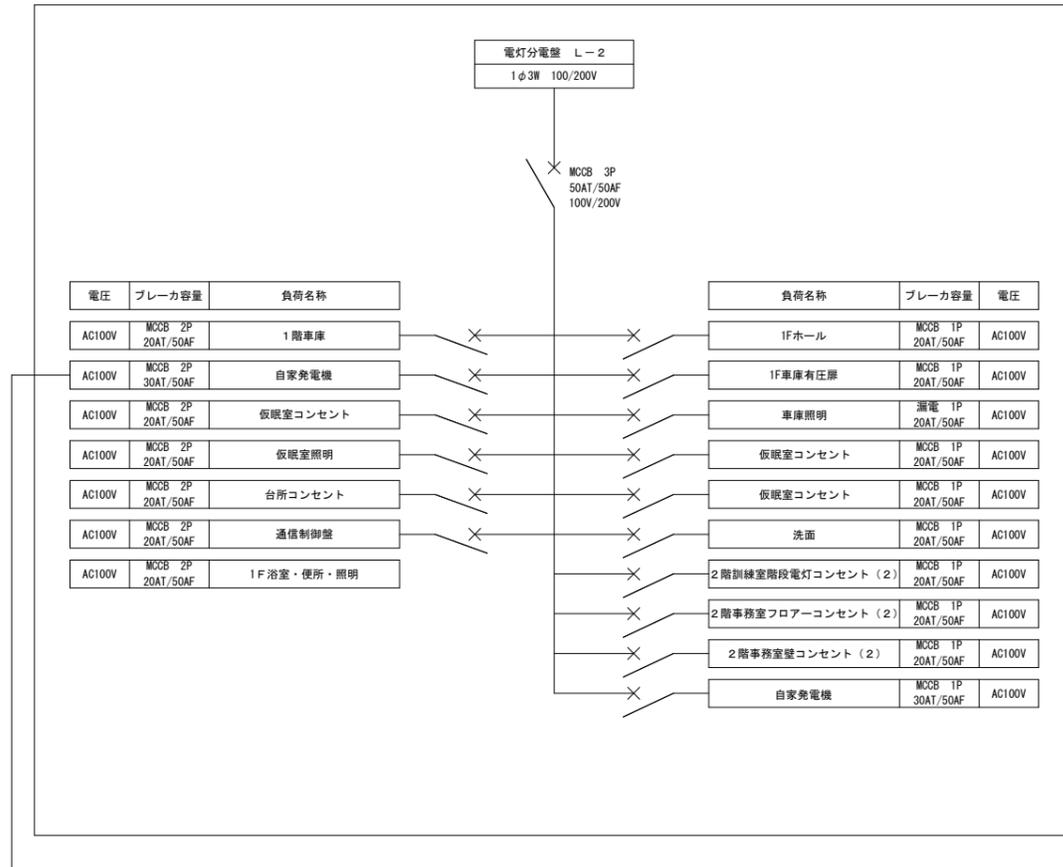


凡例

- : 新設機器
- : 既設機器

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署魚住分署 配線系統図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	-	図面番号	M605
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

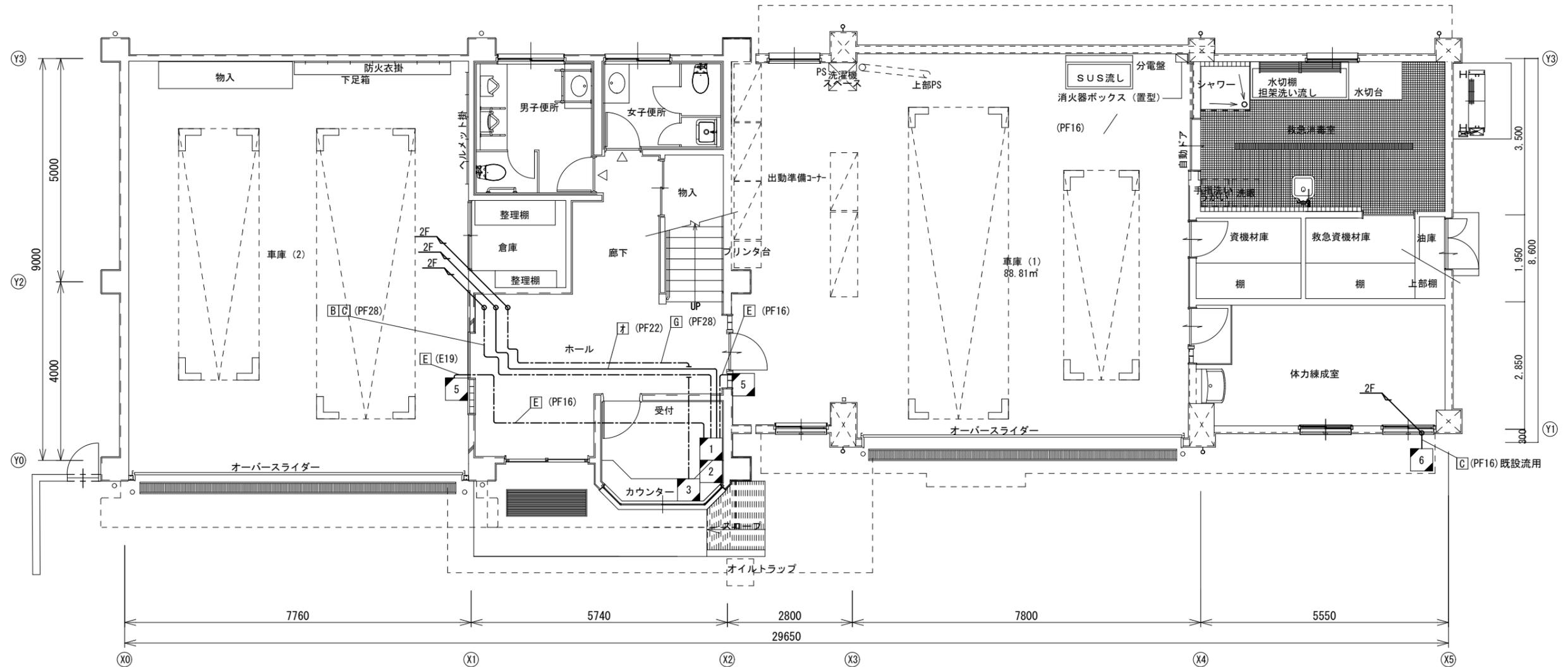
魚住分署 分電盤・自家発電機 配線接続図



凡例

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署魚住分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	M606
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署二見分署 1階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
1	指令ラック①	
	1) L2-SW	
	2) 放送アンプ	
	3) 指令情報出力装置	
2	署所端末装置	
	無線指令受付装置	
3	無線LAN7ケスル'イント	
5	無線LAN7ケスル'イント	
6	ネットワークPTZカメラ	

No	配線区間	配線線種
B	アクセラレータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0. 5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ネットワークPTZカメラ	EM-UTP-C5E0. 5-4P
E	L2-SW~POEHUB~無線LAN7ケスル'イント	EM-UTP-C5E0. 5-4P
G	スリプ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ラック①	EM-CE3. 5sq-3C

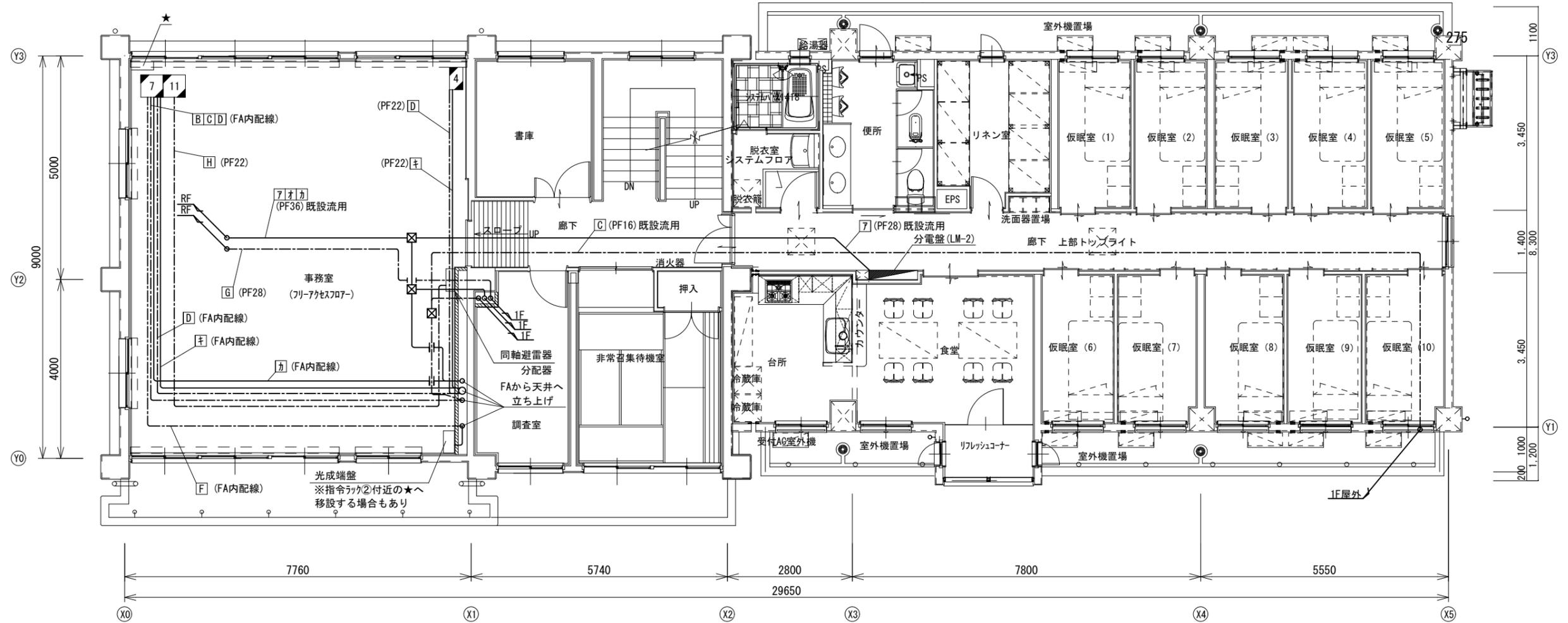
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

- : 撤去→新設
- : 新設
- : 撤去
- : 既設
- : 通信ケーブル
- : 電源ケーブル
- : 階渡り

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署二見分署 1階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M701
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署二見分署 2階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
4	署所用情報表示盤 指令ツック②	
7	1) 表示盤端末 2) L2-SW 3) ONU×2 4) アクセスルータ 5) 指令情報出力装置	
11	署所受令機	

No	配線区間	配線線種
B	アクセスルータ~L2-SW	EM-UTP-C5E0.5-4P
C	L2-SW~POEHUB~ネットワークPTZカメラ	EM-UTP-C5E0.5-4P
D	表示盤端末~署所用情報表示盤	EM-UTP-C5E0.5-4P
F	光成端盤~ONU×2	MIL SM-2C×2
G	スリフ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
H	分配器~署所受令機	EM-5D-FB
7	分電盤(LM-2)~自動始動盤	EM-CE8sq-3C EM-IE3.5sq
オ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ツック①	EM-CE3.5sq-3C
カ	自家発電装置(UPS)分電盤~指令ツック②	EM-CE3.5sq-3C
キ	指令ツック②~署所用情報表示盤	EM-CE2sq-3C

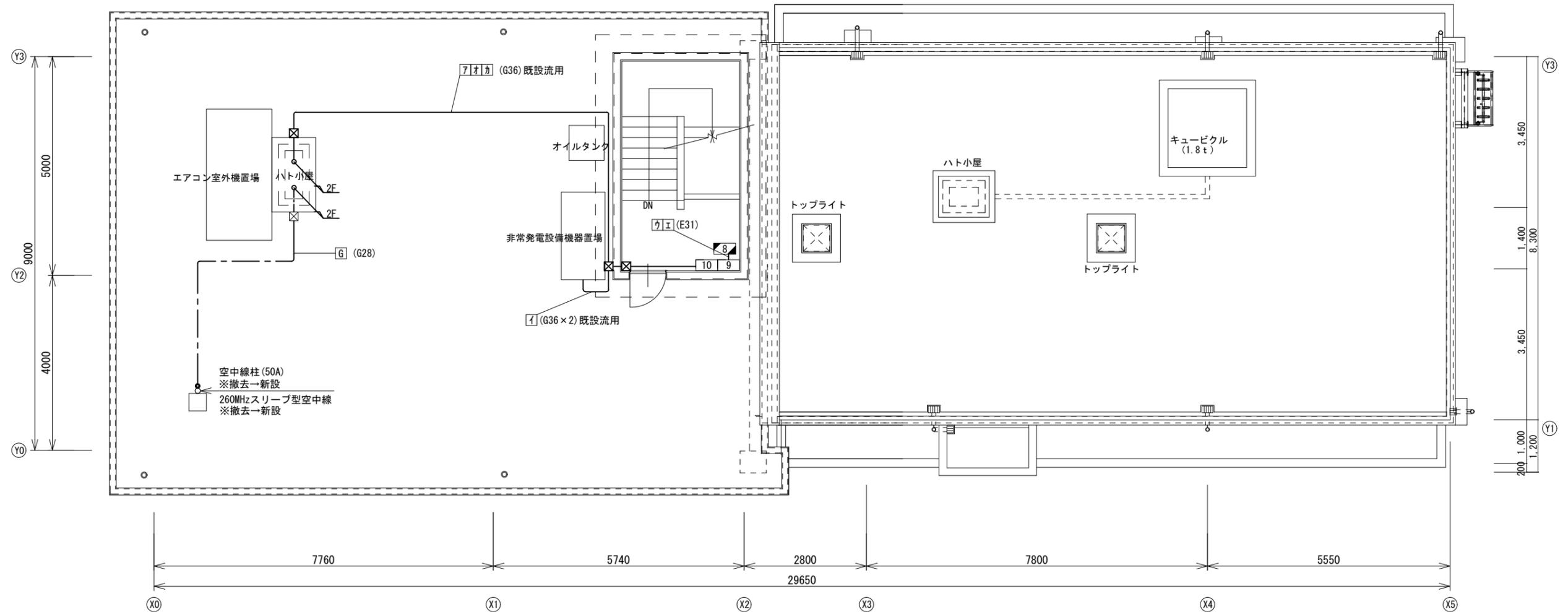
※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

- : 撤去→新設
- : 通信ケーブル
- : 新設
- : 電源ケーブル
- : 撤去
- : 階渡り
- : 既設

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署二見分署 2階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M702
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署二見分署 R階平面図(撤去・新設)



No	装置名	備考
8	無停電電源装置 (3KVA)	
9	自家発電装置 (UPS) 分電盤	
10	自動制御盤 (自家発電機)	

No	配線区間	配線線種
G	スリフ型空中線~無線指令受付装置	EM-8D-FB
7	分電盤 (LM-2) ~ 自動始動盤	EM-CE8sq-3C
イ	自動始動盤~自家発電機	EM-IE3.5sq
		EM-CE8sq-3C
ウ	自動始動盤~無停電電源装置	EM-CE8sq-3C
エ	無停電電源装置~自家発電装置 (UPS) 分電盤	EM-IE3.5sq
オ	自家発電装置 (UPS) 分電盤~指令ラック①	EM-CE3.5sq-3C
カ	自家発電装置 (UPS) 分電盤~指令ラック②	EM-CE3.5sq-3C

※既設流用表示無き配管は全て更新する事

凡例

	: 撤去→新設		: 通信ケーブル
	: 新設		: 電源ケーブル
	: 撤去		: 階渡り
	: 既設		

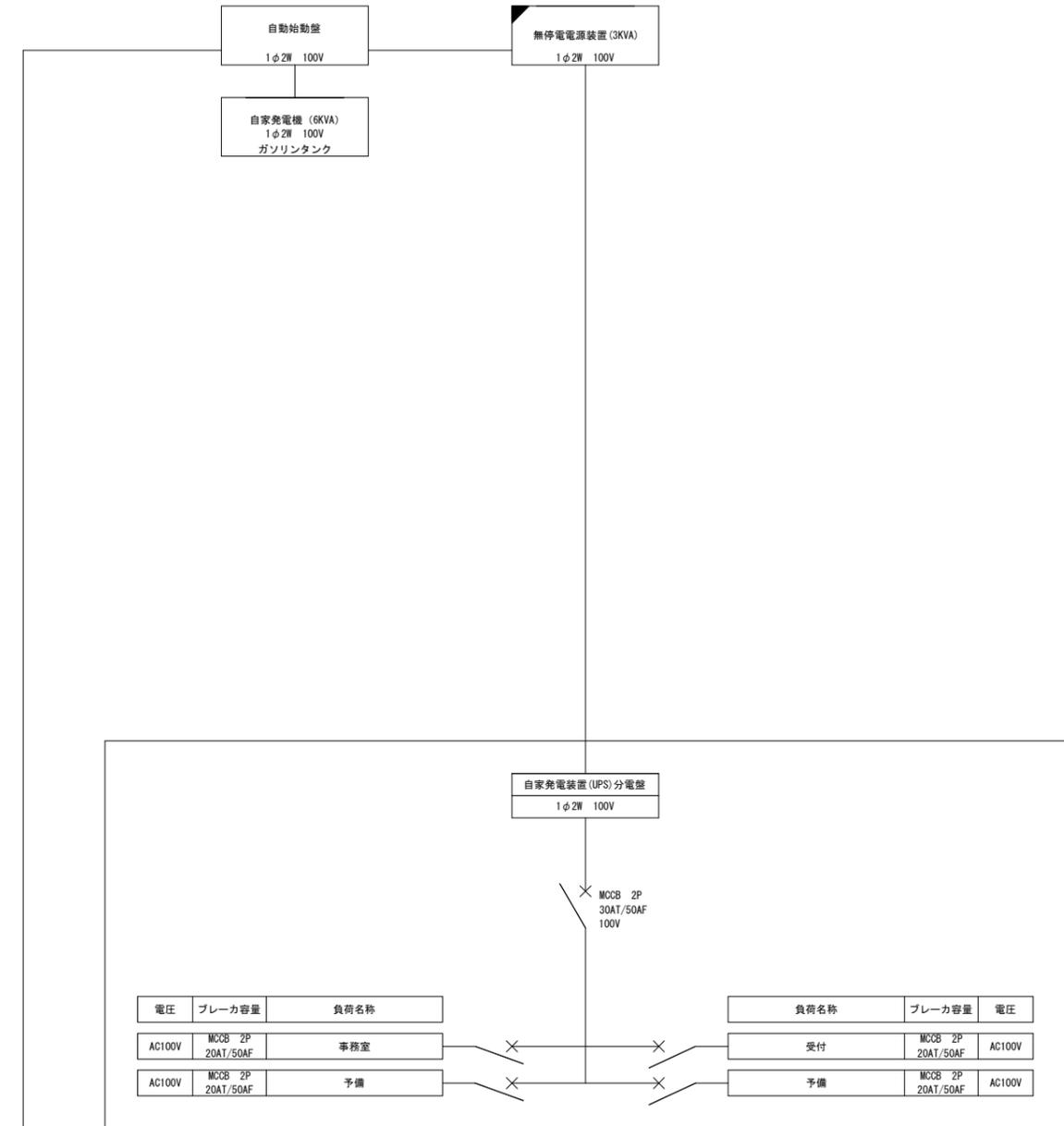
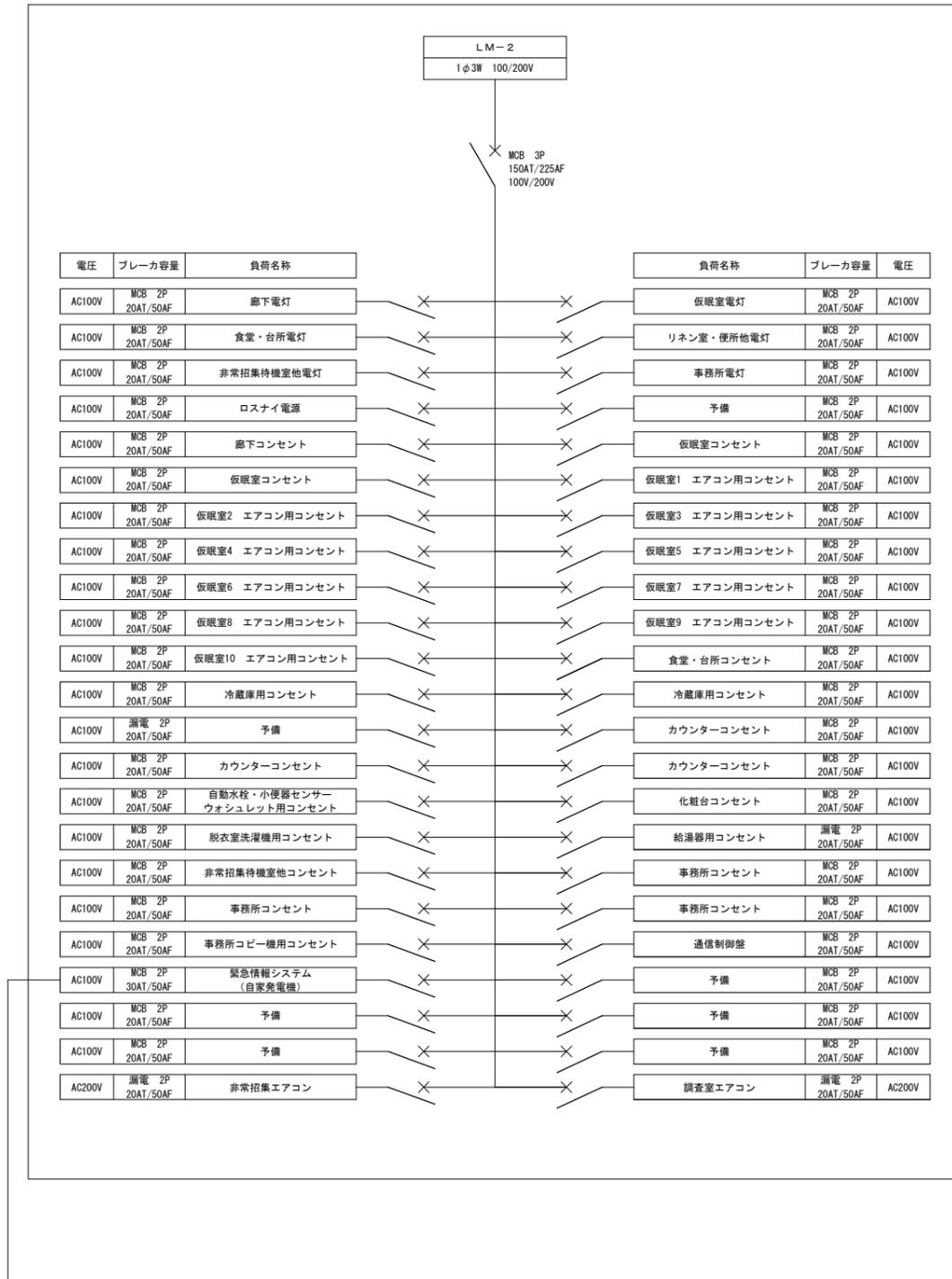
工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署二見分署 R階平面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	1/100	図面番号	M703
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

明石市消防署二見分署 南立面図(撤去・新設)



工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署二見分署 南立面図(撤去・新設)		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮 尺	1/100	図面番号	M704
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

二見分署 分電盤・自家発電機 配線接続図



凡例

工事名	消防救急デジタル無線更新工事 設計図面		
図面名	明石市消防署二見分署 分電盤・自家発電機 配線接続図		
作成年月日	令和 5年 3月		
縮尺	—	図面番号	M706
会社名	株式会社イ・エス・エス		
事業者名	明石市消防局		

令和5年度 保守仕様書・設計内訳書

委託名称 高機能消防指令センター等保守業務委託
委託場所 明石市藤江924-8ほか
委託期間 令和6年4月1日から、令和18年3月31日まで（12年間保守）

課長	係長	精算者	担当
			

1. 設計コード 03DC0540

2. 委託内容

- ・本市消防局に設置する高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備に係る機器やシステム等（付帯設備を含む）の正常な機能を維持し、通信指令業務等の円滑な運営を図るため、機器やソフトウェアの更新及びメンテナンス保守を行うこととする。

3. 支払条件

①前金払 無

②中間前金払 無

③部分払 有（令和7年度から令和17年度）

各会計年度における請負金額の支払限度額（以下、「支払限度額」という。）については、受発注者間の協議により決定するほか、以下のとおりとする。

ただし、支払限度額の協議において、受発注者間で合意に至らない場合は、発注者がその金額を決定する。

ア 支払限度額のうち機器の更新費以外の部分については年度ごとに12ヵ月均等払（12ヵ月で均等処理したときに端数がある場合は、その端数の金額を最終月に加えるものとする。）

イ 支払限度額のうち機器の更新費については年度ごとに完了払

4. 特記事項

- ①関係法令等を遵守し、必要な手続きを遅滞なく行うこと。また、これらに要する費用は、受注者負担とする。
- ②省エネ、省資源、廃棄物の減量、リサイクルの推進等により、環境負荷の低減を図ること。
- ③「産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」の対象となる建設廃棄物の産業廃棄物処理業者への引渡し完了したときは、同条例第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を監督職員に提出すること。
- ④保守後に必要な試験運転及び各試験等の費用は、受注者負担とする。
- ⑤万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、監督職員に報告すること。
- ⑥必要書類の提出方法や時期については、事前に本市担当者と十分に協議を行うこととする。
- ⑦敷地内及び敷地周辺は、全面禁煙とする。

高機能消防指令センター等保守業務委託
仕様書

令和5年度
明石市

目 次

第1章 総則	1
第1節 適用範囲	1
第2節 目的	1
第3節 設計図書	1
第4節 保守業務の範囲	1
第5節 保守実施場所	2
第6節 実施対象設備	2
第7節 履行期間と無償保証期間	2
第8節 保守体制	3
第9節 業務責任者・保守技術者の配置	3
第10節 関連法令等	3
第11節 作業の実施	4
第12節 使用機材	4
第13節 使用器具、予備品	4
第14節 装置環境条件	4
第15節 除外事項	4
第16節 一般事項	5
第2章 業務内容	6
第1節 提出書類	6
第2節 打合せ協議等	6
第3節 定期保守	7
第4節 障害対応（オンコール保守）	7
第5節 リモート保守	8
第6節 機器の更新	8
第7節 コンピュータウイルス対策	8
第8節 地図データ等の更新	9
第9節 各種装置等の使用料等	9
第10節 電子申請への対応	10
第11節 ソフトウェア保守	10
第12節 気象観測装置	10
第13節 デジタル無線	10
第14節 瞬間調光ガラス	10
第15節 非常用自家発電機設備	11

第1章 総則

第1節 適用範囲

本仕様書（以下「本書」という。）は、明石市（以下「委託者」という。）が令和5年度中に完成を予定している「高機能消防指令センター更新工事」と、令和6年度中に完成を予定している「消防救急デジタル無線設備更新工事」に伴い、受託者に対して業務を委託する「高機能消防指令センター等保守業務委託」（以下「本委託」という。）に適用するものであり、明石市業務委託契約約款（以下「約款」という。）第1条に定める設計図書である。

第2節 目的

市民の生命、身体、財産を保護し、公共の福祉に寄与するために、明石市の高機能消防指令センター（以下「指令センター」という。）及び消防救急デジタル無線設備（以下「デジタル無線」という。）に関係する機器やシステム等（以下「指令センター等」という。）の正常な機能を維持し、通信指令業務等の円滑な運営を図ることを目的とする。

第3節 設計図書

- 1 約款第1条に定める設計図書は以下のとおりとする。
 - (1) 本書
 - (2) 委託内訳書
- 2 約款及び設計図書に相違がある場合の取り扱いは下記のとおりとする。
約款・本書・委託内訳書の順に優先する。

第4節 保守業務の範囲

- 1 指令センター等の点検整備を行い、システム障害や機器の故障（以下「障害等」という。）の発生を未然に防止し、正常な機能を維持すること。
- 2 数カ月以内に同様の機器において2機以上障害等が発生した場合は、他の同機器を点検するとともに、必要により予防的に部品交換等を実施すること。
- 3 指令センター等に障害等が発生した場合は、迅速な対応をもって復旧にあたること。ただし、協議が必要な事項は、委託者と受託者双方において協議の上内容を決定する。
- 4 指令センター等に対する第2章に規定する定期保守及び障害対応等を実施すること。
- 5 本書に規定する全ての項目（第15節に規定する除外事項の他、本書において除外として規定するものを除く。）については、本委託に含むものとし、受託者が費用を負担するものとする。
- 6 前項の他、以下の項目を本委託に含むものとする。
 - (1) 車両1台を更新する場合において、デジタル無線機器や車両運用端末装置の移設及び設定変更等（救急車を優先し、予備車及び廃車を含む。）。
 - (2) 総数変動のない端末機器交換（支援情報システム端末、車両運用端末装置、車載無線機等の入れ替え）後の保守業務。
 - (3) 市役所本庁舎、中崎分署の移転があった場合における移転後の保守業務（機器の総数が増減する場合の経費にあっては別途協議とする）。
 - (4) 委託者が受託者へ指示する時期に、蓄積された全てのデータを次期システムに移行で

きるようにデータ抽出の方法を示すとともに、保守業務の最終年度には次期指令センターで必要な全てのデータを抽出すること。

- (5) 保守作業に伴い発生した処分が必要な機器や配線等について、撤去や処分に伴う費用。
- 7 通信事業者のサービス変更によるシステム変更のための費用は委託者が負担し、保守金額の変更はしないものとする。

第5節 保守実施場所

1 消防局設備

消防局 明石市藤江 924 - 8

2 消防署所及び関連機関設備

- (1) 消防署 明石市藤江 924 - 8
- (2) 消防署朝霧分署 明石市朝霧町 3 丁目 10 - 1
- (3) 消防署中崎分署 明石市中崎 1 丁目 6 - 20 (移転予定あり)
- (4) 消防署大久保分署 明石市大久保町西脇 364 - 12
- (5) 消防署江井島分署 明石市江井島 794 - 8
- (6) 消防署魚住分署 明石市魚住町西岡 500
- (7) 消防署二見分署 明石市二見町西二見 767 - 3
- (8) 中部配水場 明石市大久保町大窪 3081
- (9) 市役所本庁舎 明石市中崎 1 丁目 5 - 1 (移転予定あり)

第6節 実施対象設備

保守業務の実施対象設備は別表 1 のとおりとし、工事により導入した全ての機器や配線等とする。また、消防局及び中崎分署以外の署所に設置する非常用自家発電機設備（既設。デンヨー(株)製 D C A - 6 E S X T、燃料タンク及び付属機器等）とする。

第7節 履行期間と無償保証期間

1 履行期間

- (1) 指令センター (12 年間)
令和 6 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までとする。
- (2) デジタル無線 (11 年間)
令和 7 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までとする。

2 無償保証期間

下記に定める期間は、無償で第 1 章第 4 節「保守業務の範囲」の保守を行うこと。

- (1) 指令センター
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- (2) デジタル無線
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (3) その他
無償保証期間にあっては、第 2 章第 3 節に規定する定期点検（法令上点検等が必要な場合を除く）を実施しないものとする。

3 履行期間や無償保証期間の注意事項

(1) 履行期間

ア デジタル無線が履行開始日の前日より早く完成した場合は、履行期間を完成日の翌日から令和 18 年 3 月 31 日までとする。この場合、保守費用は変更しないものとする。

イ 指令センター又はデジタル無線が履行開始日の前日までに完成しない場合は、保守契約金額の減額対象となる。減額にあつては、令和 17 年度における保守費用のうち、指令センター又はデジタル無線に係る保守費用を日割り計算とし、詳細は別途協議とする。

(2) 無償保証期間

ア デジタル無線が無償保証期間開始日の前日より早く完成した場合は、無償保証期間の開始日を完成日の翌日からとする（無償保証期間の終了日は変更しない）。

イ 指令センター又はデジタル無線が履行開始日の前日までに完成しない場合は、無償保証期間を完成日の翌日からとする（無償保証期間の終了日は変更しない）。

第 8 節 保守体制

受託者は、24 時間 365 日障害対応の受付ができる場所を自社で維持するとともに、円滑な保守業務を実施するために必要な保守体制を確立させ、その連絡体制を書面にて委託者に提出し承認を得ること。

第 9 節 業務責任者・保守技術者の配置

納入した製品を熟知した業務責任者（専任性は求めない）を配置できること。

保守技術者は、納入した製品の工事保守業務を安全かつ円滑に遂行できるように、指令センター等の製造事業者において定める保守に関する基準を満足する技術者であること。

第 10 節 関連法令等

受託者は、本委託を実施するにあたり、以下の関連法令等を遵守すること。

- 1 電波法及びこれに基づく政令等
- 2 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 3 電気通信事業法、有線電気通信法及びこれに基づく政令等
- 4 電気通信施設点検業務共通仕様書(案)（国土交通省最新版）
- 5 電気通信施設点検基準(案)（国土交通省最新版）
- 6 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 7 内線規程
- 8 日本産業規格(JIS)
- 9 日本電気技術規格委員会規格(JESC)
- 10 日本電気工業会標準規格(JEM)
- 11 日本電線工業規格(JCS)
- 12 明石市情報セキュリティポリシー
- 13 その他関連法令、規格、規程、総理府令、通達及び技術指針等

第11節 作業の実施

保守技術者は、保守業務を実施するに際して次の事項を遵守し、誠実に行わなければならない。

- 1 作業の着手及び完了時には、委託者の指定する職員に報告すること。
- 2 作業にあたっては事前の準備を十分行い、システム機能を中断させないこと。なお、作業の都合上部分的なシステム機能の中断を必要とする場合は、あらかじめ委託者の指定する職員の承認を受けること。
- 3 障害等の発生もしくは発生の恐れがある場合は、臨機の処置をとり遅滞なく委託者の指定する職員に報告をすること。
- 4 保守業務の実施にあたって知り得た個人情報を含む全ての情報を、第三者に漏らさないこと。また、業務終了後もこの条項は有効に継続する。
- 5 情報指令室、コンピュータ室での作業は、消防局データ管理責任者の許可を受け、情報指令室入室表に必要事項を記載するとともに、入室許可証を着用して行うこと。
- 6 作業現場においては名札、腕章等により常に身分を明らかにすること。
- 7 保守作業において、大気汚染防止法に基づく石綿除去等に関連する作業を行う場合は、石綿が含有しているものとみなして作業を行うこと。
- 8 その他、明石市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

第12節 使用機材

保守に要する部品、材料は現状と同等もしくはそれ以上の、良質完全なるものを受託者が調達し使用すること。製造中止となる機器や部品類等については、該当となる機器、部品について委託者に事前報告し、維持方法について委託者と受託者双方協議を行い、履行期間中維持できるよう事前に確保又は同等以上のものに交換すること。委託者が部品調達できるプリンタートナー、プリンターインク及び用紙等は、委託者が調達し交換を行う。

第13節 使用器具、予備品

作業に必要とする工具、測定器及び予備品は原則として受託者の負担によるものとする。ただし、受託者の要請があった場合は、委託者の所有する器具類及び予備品について、所要に応じて貸与もしくは使用について可能な範囲で協力するものとする。

第14節 装置環境条件

装置環境条件（入力電源、温湿度、塵埃等）の整備維持は委託者の責任で行う。なお、据付場所が変更になった場合も同じとする。

第15節 除外事項

次に定める事項は、保守業務に含まない。

- 1 委託者の不適切な機器の使用又は取扱いによる故障の修理。
ただし、故意又は重過失を除く操作ミスの修理、復旧は保守業務に含む。
- 2 天災等の不可抗力によって生じた被災機器の修理、復旧。
- 3 システムで活用する全国地方公共団体コード使用料。
- 4 無線設備における再免許申請等に必要な印紙代。ただし、印紙代の金額については、受

託者が前年度予算編成時期までに委託者へ通知するものとする。

第16節 一般事項

1 現地調査

受託者は、保守を行うにあたり、明石市、兵庫県及び県内各市町の管理する土地、建物に立ち入る場合は、事前に委託者と協議の上、所定の手続を行うこと。

2 図書の貸与

本委託の実施に必要な委託者が所有する関係図書は、委託者の承諾のうえ期限を設定して貸与を受けるものとし、貸与を受けた図書は期限内に返却するものとする。

3 提出書類の取扱い

本委託にて提出された書類の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、委託者に帰属するものとする。

4 関係官庁等への手続き

受託者は、本委託の実施に関して、委託者が関係官庁等に対する手続きを行う必要がある場合には、一切の諸手続きに必要な書類、資料等の作成及び申請等の手続を行うものとする。

ただし、申請に際し受託者が法的に困難な場合は、その旨を委託者と協議し、受託者はその作成支援（書類や資料等の作成、技術情報の提供や助言等）を行うものとする。

5 再委託

(1) 受託者は、本委託における総合的な判断、業務進行管理、障害保守の受付及び対応結果や状況の報告（約款第6条に定める「主たる部分」）を再委託することはできない。

(2) 受託者は、業務の再委託にあたっては、委託者に書面により承諾を得なければならない。ただし、指名停止の期間中の入札参加資格者に再委託してはならない。

(3) 承諾を得て再委託をする場合に、明石市の個人情報特記事項と同等の個人情報保護のための措置の内容を、再委託先との契約書等に明記するとともに、セキュリティに関する公的資格（I SMS又はPマーク）を有している者を下請者とし、業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

(4) 再委託先の個人情報取扱状況について、適切に取り扱っていることを監督すること。

6 秘密の保持

受託者は、本委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 環境配慮

明石市の進める環境マネジメントシステムの実施に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。

8 疑義の解釈

本書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本書に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者双方の協議の上定めるものとする。

9 廃棄物の処理

(1) 廃棄物を処理する場合は、関係法令を遵守すること。

(2) 格納された既設データの消去（消去プログラムの使用または物理的破壊等）をすること。個人情報を取り扱っているハードディスク等を処分する場合は、破壊等の処理を行うこととし、詳細にあつては委託者の承認を得ること。

第2章 業務内容

第1節 提出書類

受託者は業務着手時及び完了時において、以下の書類を提出し、委託者の承諾を得るものとする。

なお、承諾後の変更については、その都度承諾を受けること。

1 着手時（契約後7日以内に提出のこと）

No.	書類名	備考
1	着手届	
2	業務責任者届	業務責任者（経歴書添付）
3	工程表	（約款第3条）
4	業務計画書	・業務概要 ・実施方針 ・業務組織計画 ・打合せ計画 ・連絡体制 ・機器更新計画概要 ・その他必要事項
5	誓約書	個人情報保護に関するもの。消防局が指示する様式。再委託業者を含む。

2 保守期間中

No.	書類名	備考
1	月間業務委託報告書	翌月10日まで
2	年間業務委託報告書	翌月10日まで
3	年間業務計画	毎年度当初
4	年間機器更新計画詳細	毎年度当初
5	定期点検実施報告書	定期点検後30日以内
6	障害対応報告書	障害対応後10日以内

3 完了時

No.	書類名	備考
1	業務完了届	（約款第13条）

第2節 打合せ協議等

- 1 受託者は、着手時及び業務の主要な区切りにおいて、委託者と打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 受託者は、年に2日程度の職員向け機器操作研修をしなければならない。
- 3 受託者は、毎年度当初に年間業務計画や年間機器更新計画詳細に基づく報告会を実施するとともに、毎年度末頃に定期点検結果や障害対応に関する報告会を実施すること。
- 4 受託者は、本書に定めのない事項について疑義が生じた場合、速やかに委託者と協議しなければならない。

第3節 定期保守

- 1 毎年度当初に年間業務計画を策定し、委託者の承認を得なければならない。
- 2 定期保守の対象機器は[別表2]、内容と回数は「電気通信施設点検業務共通仕様書(案)」及び「電気通信施設点検基準(案)」を目安に、履行期間中の使用が可能なように実施するものとする。
- 3 作業が完了したときは委託者の指定する職員の確認を受け、定期点検実施報告書を作成し委託者に提出すること。
- 4 定期点検実施報告書には、以下の内容を添付すること。
 - ア 点検結果の概要一覧
 - イ 障害や不良個所の内容、対応予定等の概要一覧
 - ウ 点検対象機器ごとに法令や製造会社で定めるチェックシート等を活用した点検表
 - エ 障害や不良個所の詳細資料及び写真
- 5 定期保守作業中に障害が認められたときは、障害等の調査を実施し必要な措置を迅速に行うとともに、報告をすること。なお、処置が必要な障害等については委託者の指定する職員に事前報告（口頭可）し、協議の上で改修を行うこと。
- 6 プログラム及びデータは、定期及び変更の都度、受託者の責任においてバックアップを実施し、安全な場所に保管すること。この場合、個人情報及び秘密事項が含まれるデータ等の保管については委託者の指定する職員の指示に従うこと。

第4節 障害対応（オンコール保守）

- 1 オンコール保守の受付は24時間365日とする。
- 2 委託者が受託者へ連絡後、指令センター等の製造事業者のシステムエンジニア等の担当技術者（以下「担当技術者」という。）から30分以内に委託者へ連絡できる体制をとること。
- 3 対応は別表2のとおり24時間365日対応する機器（以下、「24時間対応機器」という。）と、平日昼間の午前9時から午後5時までの間に対応する機器（以下「平日対応機器」という。）に分け、それぞれの対応時間に応じて障害等に対応できる体制とすること。
- 4 24時間対応機器にあっては、委託者からの要請に基づき、受託者は速やかに担当の保守技術者を派遣し、原則として委託者が受託者へ連絡後2時間以内に障害発生場所へ到着すること。保守技術者は、到着後速やかに作業を実施し、障害等の復旧を図ること。
- 5 平日対応機器にあっては、委託者からの要請に基づき、受託者は速やかに保守技術者を派遣し、到着後速やかに作業を実施し、障害等の復旧を図ること。
- 6 障害等の復旧作業は、委託者の指定する職員立会いの上で作業を行うとともに、原因を追求して同様な障害の再発を防止するように努めること。
- 7 障害等の復旧に使用する代替え部品及び装置は、受託者の保守用品を使用することを原則とし、障害復旧を行うこと。また、装置の交換については、事前に委託者の承諾を得ること。この保守用品と交換した故障品は、原則として受託者に帰属する。
- 8 障害等の復旧完了時、障害の原因及び処置について、委託者の指定する職員に速やかに口頭で報告し、障害対応の報告書を提出（後日可）すること。
- 9 西日本電信電話株式会社等の回線に関するシステム機能に障害が発生した場合は、回線と機器間の障害切分け調査及び必要な措置を実施するものとする。

第5節 リモート保守

- 1 受託者は、リモート保守の責任者を定め、リモート保守に関する管理体制を明確にすること。また、作業ごとの作業者、ユーザーIDを明記した書面を提出し、委託者の承諾を得ること。
- 2 リモート保守をするための手順を明確にするとともに、リモート保守を実施する前に消防局データ管理責任者の承認を得ること。
- 3 インターネット経由でリモート保守を行う場合は、暗号化通信を行うこと。この回線は受託者が敷設し、回線使用料を負担すること。
- 4 電話回線経由でリモート保守を行う場合は、受託者が専用回線を敷設し、回線使用料を負担すること。
- 5 リモート保守用の回線や情報システム機器は、保守時以外は使用不可の状態にしておくこと。
- 6 一定期間利用していない作業者や、リモート保守の必要が無くなった場合は、ユーザーIDを削除すること。

第6節 機器の更新

- 1 機器の更新（ハードディスク、バッテリー、ファン、プリンタユニット、液晶パネル等の有寿命交換部品を含む。）にあつては、受託者が性能保証できる期間内で実施すること。支援情報システム等のオペレーティングシステム（以下「OS」という。）やソフトウェアのバージョンアップについても同様とする。
- 2 サーバや端末、ネットワーク機器等で中間更新が必要とされる機器にあつては、履行期間内に別表3と同等以上の回数で実施するものとする。
- 3 機器の更新にあつては、更新計画概要を作成して業務計画書に添付するとともに、機器更新の対象となる計画の詳細を毎年度作成し提出すること。
- 4 機器の更新計画に基づく機器更新は、機器更新時において動作保証が取れる最新のものとする。
- 5 受託者は、機器の更新やソフトウェアのバージョンアップ等において操作方法等が変更となる場合は、取扱の方法や注意点等を記載した説明書等を委託者へ提出するとともに、委託者が要望した場合は説明会等を開催すること。
- 6 外部へ接続する指令台のWebディスプレイやアプリケーション・サービス・プロパイダ（以下「ASP」という。）等で使用する端末については、OSやソフトウェア（ブラウザ、電子メール等）をそれぞれの開発事業者が定めるサポート期限内に更新すること。

第7節 コンピュータウイルス対策

- 1 外部へ接続するサーバ及びクライアントに対し、記憶媒体等からのウイルス侵入を未然に防止、復旧又は削除する措置をとること。
- 2 ウイルス対策ソフトウェア（ファイアウォールや統合脅威管理を含む）のパターンファイルを最新の状態に保つこと。
- 3 ウイルスの検査を定期的及び必要時に実施すること。
- 4 定期的な検査とは別に、保守作業やデータ更新作業等において、以下の作業を実施する場

合は、ウイルスの検査を行うこと。

- ア 新規にソフトウェアを導入する場合
- イ ネットワークを利用して、プログラム等を送付する場合
- ウ 新しい情報システム機器や電磁的記録媒体を持ち込む場合
- エ 庁外へ情報システム機器や電磁的記録媒体を提供する場合
- オ 電子メールで受信した添付ファイルを実行する場合
- カ ダウンロードしたファイルを利用する場合

第8節 地図データ等の更新

- 1 指令台、出動車両運用装置、消防分析システム等で使用されている電子地図等を最新の地図に更新すること。

地図名称	対象	回数	備考
明石市住宅地図 (Zmap-TOWN II)	明石市内	毎年1回	基本属性データ等含む
水道配管図	明石市内	毎年1回	委託者から提供
都市計画図	明石市内	毎年1回	委託者から提供
避難行動要支援者データ (要援護者データ)	明石市内	毎年1回	委託者から提供
1/25,000 道路地図	兵庫県内	毎年1回	
1/200,000 国土地理院淡色図	全国	3年に1回	
航空写真	明石市内	3年に1回	委託者から提供
地籍地番図	明石市内	3年に1回	委託者から提供
近隣市町都市計画図	近隣市町	3年に1回	委託者から提供
アドレスデータ	兵庫県	3年に1回	
その他 (ハザードマップ等)	明石市内	12年間で数回	委託者から提供

- 2 警防地図を以下のとおり作成し、納品すること。

- (1) 明石市住宅地図データに住宅の表札を含む基本属性データ、別記データ、消防水利情報、危険物施設、ヘリポート及び進入禁止等の道路注意情報等並びに自動車専用道路のキロポストを地図に示したものとし、ページ数や座標等は指令台のデータと同じもので、B4判カラー印刷としたものであること。
 - (2) 3年に1回(令和7年度に初回納品)、紙地図として27部(うち2部をバインダー付)作成し納品すること。
 - (3) 警防地図のバインダーは、B4判で(株)ゼンリン住宅地図専用布製バインダーと同等以上の強度及び大きさとし、警防地図をバインダーへ容易に編刷できるように穴あけ等の処理を行い、地図を1枚ずつ見開くことができること。
- 3 電子地図等がシステムで正常稼働及び連動するための加工、地図データの著作権料並びに警防地図の印刷著作権料及び作成費は、本委託に含むものとする。

第9節 各種装置等の使用料等

次の各種装置等の使用料及び保守料は本委託に含むものとする。

- 1 聴覚・言語機能障害に対応した緊急通報装置(NET119システム)に係るASPの使用料及び保守料。
- 2 Eメール指令装置、映像通報・映像中継、順次指令装置及び災害状況等自動案内装置のASPに係る使用料及び保守料。

- 3 外国語電話通訳事業所を介した三者間同時通訳の使用料。対応言語は、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、ヒンディー語、インドネシア語、タイ語以上の言語とし、24時間365日通訳できる事業所とすること。

第10節 電子申請への対応

火災予防業務等に関する電子申請データ（「マイナポータル・ぴったりサービス」の電子申請を利用したシステム）を、支援情報管理システムへ容易な操作で取り込む機能を導入すること。導入時期及び詳細の仕様によっては、別途協議とする。

第11節 ソフトウェア保守

- 1 委託者が行うメンテナンス装置等における指令管制系システムのデータメンテナンスで問題が発生した場合は、受託者がその対処を行うこと。
- 2 出動体制の変更、法令改定等に伴う事務処理の変更等について、必要に応じてプログラムの改定等を行うこと。著作権料、支援情報システムパッケージ保守、前節に記載の電子申請の変更や追加（国が定める標準様式に限る）、法令改正、機能強化（国が定めるオンライン報告方法等）を含むものとし、下記の通りの対応とする。
 - (1) 法令改正等に伴う国表改正についての対応は、履行期間中受託者が行う。
 - (2) 委託者が行う支援情報システム、車両管理システム及びメールシステム等におけるデータメンテナンス及び任意帳票作成等で問題が発生した場合は、受託者がその対処を行うこと。
- 3 Windows等のバージョンアップやアップデート、サポート終了等により問題が発生した場合は、受託者がその問題解決に向けて対応すること。ただし、市職員端末において支援情報システム等の操作に問題が発生した場合は、委託者は問題解決に向けて協力するものとする。
- 4 支援情報システムにおいて、委託者からの帳票等の作成や変更等において支援の依頼があった場合は、電子メールやWeb会議等でもって対応すること。

また、他のソフトウェアに関する取扱説明や質疑にあっても、同様に対応すること。
- 5 委託者の職員が設定変更できない機器にあつては、受託者が必要に応じて設定変更を行うものとする。

第12節 気象観測装置

気象観測装置に対する通常保守及び気象業務法第5章「検定」に規定する検定の有効期間内に、機器の更新やオーバーホール等を実施すること。

第13節 デジタル無線

基地局無線設備の法定点検業務及び全ての無線設備の再免許申請は、本委託に含むものとする。ただし、申請に際し受託者が法令上困難な場合は、その旨を委託者と協議し、受託者はその作成支援（書類や資料等の作成、技術情報の提供や助言等）を行うものとする。

第14節 瞬間調光ガラス

情報指令室の窓ガラスに設定する瞬間調光機能に係る故障対応は、本委託に含むものとする。

第 15 節 非常用自家発電機設備

- 1 非常用自家発電機設備は、その設備の製造事業者が作成した取扱説明書に準じて、年 1 回点検や清掃を実施すること。
- 2 定期点検実施後は、第 2 章第 3 節に規定する定期点検実施報告書を作成し、委託者に提出すること。
- 3 定期点検において、必要に応じてバッテリー、オイル、冷却水、ファンベルト、ホース類、エアクリーナ及びフィルタの交換を行うとともに、防錆ペイントを実施すること。
- 4 障害対応は、第 4 節の平日対応機器として受託者は速やかに保守技術者を平日昼間に派遣し、障害の原因を委託者の指定する職員に口頭で報告した後、報告書を提出すること。
- 5 障害の復旧において、本節第 3 項に規定する交換部品及び防錆ペイント以外の修理費については、本委託に含まない。
- 6 交換部品等が製造中止となった場合は、ベストエフォートで障害対応を行うものとする。

別表1 保守業務の実施対象機器（指令設備）

	装置名	規格	数量	備考
1	指令装置			
(1)	指令台	4画面構成、輻輳モード機能。	3台	無線統制台、指揮台を含め計5台（輻輳時10台） 4画面のディスプレイはタッチペン、マウス両方に対応
(2)	自動出動指定装置	WEBサーバ、データメンテナンス用装置含む		webディスプレイ地図サイト連動、ヘルプネットと位置データ等自動取込
	ア 制御処理装置	二重化構成	1台	119番回線冗長化
	イ ディスプレイ	23型程度液晶アーム式ディスプレイ	5台	
(3)	地図等検索装置			
	ア 地図等検索装置		5台	
	イ 地図用ディスプレイ	23型程度液晶アーム式ディスプレイ	5台	
(4)	支援用ディスプレイ	・多目的ディスプレイ／支援(OA)ディスプレイ(3画面目。画面切替) ・webディスプレイ(4画面目)	10台	webディスプレイで各種ASPを操作できること。
(5)	長時間録音装置	ダビング録音装置含む	1台	SSD又はHDD+DVDバックアップ型
(6)	Eメール指令装置	ASPのEメール指令操作端末を含む	1台	ASPと連動。ASP接続回線冗長化、接続不可の場合に自動切替。指令台各台webディスプレイでも操作可
(7)	指令制御装置	二重化構成	1台	
(8)	非常用指令設備	指令制御装置同等装置	1台	
(9)	携帯・IP電話受信転送装置		1組	1-(7)(8)項に含む
(10)	プリンタ	指令に係る報告書等出力A4対応	2台	Web、ASP用1台。 指令書、支援情報システム、システム監視装置等用1台。
(11)	署所端末装置		7台	
(12)	無線指令受付装置	指令回線障害時	6台	
(13)	119番受付補助電話		4台	電源バックアップ含む
(14)	拡張台		10台	

(15)	放送用アンプ	各分署	6台	
2	指揮台			
(1)	指揮台	指令台同等機能	1台	
3	表示盤			
(1)	総合情報表示盤	55型×10台 (横5×縦2)	1面	設置台を含む
(2)	支援情報表示盤	55型×2台	1面	天吊設置
(3)	消防局事務室表示盤	本部用 65型	1台	
(4)	消防署事務室表示盤	消防署用 65型	2台	
(5)	署所用情報表示盤	分署用 40～45型	6台	
(6)	映像制御装置	入力32CH以上、出力30CH以上	1台	
(7)	防災センター1階表示盤	40～45型	1台	
4	無線統制台			
(1)	無線統制台	指令台同等機能	1台	
5	指令伝送装置			
(1)	指令情報送信装置		1台	1-(2)-アを含む
(2)	指令情報出力装置	(情報共有システム使用可)	9台	指令書プリンタ含む
6	気象観測装置			
(1)	気象観測装置		1組	
(2)	GPS時計		1台	6-(1)を含む。タイムサーバー兼用。
7	災害状況等自動案内装置			
(1)	災害状況等自動案内装置	Eメール指令装置と連動 ホームページに自動掲載	0台	ASP利用。指令台各台 webディスプレイでも操 作可
8	順次指令装置			
(1)	順次指令装置	Eメール指令装置と連動	0台	ASP利用。指令台各台 webディスプレイでも操 作可
9	音声合成装置			
(1)	音声合成装置	規則合成方式	1台	音片メンテナンス装置含 む
10	出動車両運用管理装置	4G閉域網通信型		
(1)	車両位置管理装置		1台	
(2)	車両運用端末装置	Ⅲ型タイプ(AVM一体型ナビゲ ーション端末)	32台	
(3)	車両運用端末装置	Ⅱ型タイプAVM端末	8台	
(4)	車外設定端末装置(救急車用)	後部座席に設置。	10台	
(5)	携帯電話回線	車両運用端末装置用通信カード	40組	
(6)	無線LANアクセスポイント	POEスイッチ含む	14台	無停電電源装置接続
11	システム監視装置			

(1)	システム監視装置		1台	
12	電源設備			
(1)	直流電源装置 (DC-48V)	停電補償3時間以上	1台	
(2)	無停電電源装置 (本部)	停電補償10分間以上	1台	
(3)	無停電電源装置 (署所)	停電補償10分間以上	7台	本部1、各分署6
13	統合型位置情報通知装置			
(1)	統合型位置情報通知装置		1台	A面 (NTT) のIP化含む
14	消防用高所監視装置			
(1)	消防用高所監視装置	光学30倍以上、風速90m/s非破壊。	1台	ミカミ製PTC-113 II-HDIPと同等以上。指令台連動
15	映像通報・中継装置			
(1)	映像通報受信端末	映像通報システム	1台	ASP利用。指令台各台webディスプレイでも操作可。指令台電話番号データ連携
(2)	映像中継受信端末		1台	15- (1) に含む
(3)	NASサーバ	ASP、Webディスプレイ用	1台	
16	情報収集用カメラ装置			
(1)	ネットワーク PTZ カメラ	指令室、消防局、6分署	8台	
(2)	制御・録画装置 (モニター含む)		1組	
17	聴覚・言語機能障害用緊急通報装置			
(1)	FAX119受信端末	指令台連動。	1台	
(2)	NET119受信端末	パトライト含む。	1台	指令台各台webディスプレイでも操作可。 消防庁基準準拠。
18	消防分析システム (WebGIS)			
(1)	消防分析システムサーバ	指令台連動。 市職員端末接続可能	1台	同時使用20ライセンス。
(2)	消防分析システム端末装置	支援情報端末装置と共用	0台	指令台支援用ディスプレイ、支援情報端末装置、既設市職員用端末でも操作可とする。
19	支援情報管理システム			
(1)	支援情報制御装置 (DBサーバ、Webサーバ、ファイルサーバ等)	市職員端末接続可能。 メンテナンス装置含む	1組	同時使用60ライセンス
(2)	支援情報端末装置 (デスクトップ)		5台	ディスプレイは指令台と共用

(3)	支援情報端末装置（ノートパソコン）		15 台	市職員用ネットワーク断線時等利用
(4)	支援情報端末装置（堅牢型ノートパソコン）	4 G 閉域網接続。	5 台	指揮隊、予防課等
(5)	支援情報端末装置（堅牢型タブレット）	4 G 閉域網接続。救急隊用	8 台	救急隊 7 隊、予備 1
(6)	プリンタ	再利用トナー使用可	10 台	消防局庁舎内のプリンタは、同庁舎内全ての支援情報端末装置で印刷できること
(7)	モバイルプリンタ	モバイル・バッテリー駆動	5 台	
(8)	ウイルス対策サーバ	ファイアウォール含む	1 組	
20	情報共有システム			
(1)	情報共有制御装置 (DB サーバ)		1 台	同時使用 20 ライセンス
(2)	情報共有端末装置（デスクトップ）	支援情報端末装置と共用	0 台	指令台支援用ディスプレイ、指令情報出力装置、支援情報端末装置でも操作可とする。
(3)	情報共有端末装置（ノートパソコン）	支援情報端末装置と共用	0 台	
21	外部ネットワーク支援情報			
(1)	県救急医療情報閲覧用端末	15 型ノートパソコン	1 台	
22	指令系ネットワーク装置			
(1)	本部ネットワーク機器		1 組	
(2)	署所ネットワーク機器		6 組	
23	その他			
(1)	電子黒板	65～70 型ディスプレイ	2 台	指令室 1（ノートパソコン付）、作戦室 1
(2)	指令事務室テレビ	映像制御装置と接続。ブルーレイレコーダ 1 台付	1 台	
(3)	入退室管理装置	テンキー認識	1 台	指令台で開閉操作
(4)	プリンタ	A 1 対応	1 台	予防課支援情報端末装置で操作
(5)	スキャナ	A 1 対応	1 台	予防課支援情報端末装置で操作
(6)	作戦室映像制御装置	作戦室の映像制御（表示盤出力含む）	1 台	表示盤映像表示切替機能と同等
(7)	web 会議等外部接続端末	15 型ノートパソコン	1 台	
(8)	ポータブル発電機	5.5KVA	7 台	ドラムコード付
(9)	非常用自家発電機設備	既設（消防局、中崎分署を除く）	5 台	

(10)	指令室瞬間調光ガラス		1組	
24	付属品・予備品			
(1)	指令台ヘッドセット	アダプタ含む	40組	

保守業務の実施対象機器（無線設備）

	装置名	規格	数量	備考
1	基地局設備			
(1)	管理監視制御装置		1組	
(2)	無線回線制御装置	16チャンネル	1台	基地局折返し機能要
(3)	260MHz 基地局無線装置		1組	統制波3・主運用波1・消防救急波3・予備装置3
(4)	260MHz 空中線共用器	6波用	1台	
(5)	260MHz 空中線共用器	4波用	1台	
(6)	260MHz 八木型空中線	3素子	4基	既設流用
(7)	260MHz 八木型空中線	5素子	4基	既設流用
(8)	同軸避雷器		4台	
(9)	分配器	2分配器	4台	
(10)	L3スイッチ	24ポート	2台	
(11)	L2スイッチ	24ポート	1台	
(12)	直流電源装置	既設筐体流用。8H補償以上	1台	
(13)	DC/ACインバータ		1台	
(14)	遠隔制御装置	LAN型	4台	指令室4
2	署所設備			
(1)	署所受令機	署所用	6台	アルインコ(株)製DJ-XF7相当品以上 同上用充電器及び充電用ACアダプタを含む
(2)	260MHz スリーフ型空中線	署所用	6基	
(3)	同軸避雷器	署所用	6台	
3	車載設備			
(1)	260MHz 車載型無線機	10W、複信	42台	表示部セパレート型、予備機2含む
(2)	同上用260MHz 帯空中線	ダイバーシティ構成	80基	
(3)	260MHz 車載型受令機	消防団用	48台	アルインコ(株)製DR-XF7相当品以上
(4)	同上用260MHz 帯空中線	ダイバーシティ無し	48基	
4	携帯設備			
(1)	260MHz 携帯型無線機	2W以上	32台	予備電池、充電器、標準付属品等含む
(2)	260MHz 携帯型受令機	消防局用・消防団用 アルインコ(株)製同等	25台	アルインコ(株)製DJ-XF7相当品以上 予備電池、同上用充電器及び充電用ACアダプタ標準付属品等含む
(3)	400MHz 署活動用無線機	ショートアンテナ(約5cm)を使用	98台	八重洲無線(株)製SR920U1相当品以上 予備電池、充電器、標準付属品等含む
(4)	防災相互波用無線機	指揮隊、予備	2台	八重洲無線(株)製SR920V相当品以上 アンテナ、予備電池、標準付属品等含む
5	可搬設備			
(1)	可搬型移動局無線装置	10W、複信 消防局用、指揮隊用	2台	本体アンテナ接栓直付けアンテナ、 20m同軸ケーブルを含む
(2)	可搬型移動局無線装置(防災相互波用)		2台	アイコム(株)製IC-DV6010S1相当品以上 アンテナ、標準付属品等含む
6	その他			
(1)	既設局舎	局舎は既設流用	1組	空調2機、遠隔温度監視

別表 2

定期保守対象機器及び障害対応（オンコール保守）におけるランク分け

※24時間対応機器：Aランク 平日対応機器：Bランク

	装置名（指令設備）	定期保守 (要=1回/年)	障害対応 ランク	
1	指令装置	(1) 指令台	要 A	
		(2) 自動出動指定装置	要 A	
		(3) 地図等検索装置	要 A	
		(4) 支援用ディスプレイ	要 A	
		(5) 長時間録音装置	要 A	
		(6) Eメール指令装置	要 A	
		(7) 指令制御装置	要 A	
		(8) 非常用指令設備	要 A	
		(9) 携帯・IP電話受信転送装置	要 A	
		(10) プリンタ		B
		(11) 署所端末装置	要 A	
		(12) 無線指令受付装置	要 B	
		(13) 119番受付補助電話	要 B	
		(14) 拡張台		B
		(15) 放送用アンプ		A
2	指揮台	(1) 指揮台	要 A	
3	表示盤	(1) 総合情報表示盤	要 B	
		(2) 支援情報表示盤	要 B	
		(3) 消防局事務室表示盤		B
		(4) 消防署事務室表示盤		B
		(5) 署所用情報表示盤		B
		(6) 映像制御装置	要 B	
		(7) 防災センター1階表示盤		B
4	無線統制台	(1) 無線統制台	要 A	
5	指令伝送装置	(1) 指令情報送信装置	要 A	
		(2) 指令情報出力装置	要 A	
6	気象観測装置	(1) 気象観測装置	要 B	
		(2) GPS時計	要 B	
7	災害状況等自動案内装置	(1) 災害状況等自動案内装置		B
8	順次指令装置	(1) 順次指令装置		A
9	音声合成装置	(1) 音声合成装置	要 A	
10	出動車両運用管理装置	(1) 車両位置管理装置	要 A	
		(2) 車両運用端末装置（Ⅲ型端末）	要 A	
		(3) 車両運用端末装置（Ⅱ型端末）		B
		(4) 車外設定端末装置（救急車用）		B

		(5)	無線LANアクセスポイント		B
11	システム監視装置	(1)	システム監視装置	要	A
12	電源設備	(1)	直流電源装置 (DC-48V)	要	A
		(2)	無停電電源装置 (本部用)	要	A
		(3)	無停電電源装置 (署所用)	要	B
13	統合型位置情報通知装置	(1)	統合型位置情報通知装置	要	A
14	消防用高所監視装置	(1)	消防用高所監視装置	要	B
15	映像通報・中継装置	(1)	映像通報受信端末・中継受信端末		B
		(2)	N A S サーバ		B
16	情報収集用カメラ装置	(1)	ネットワーク PTZ カメラ		B
		(2)	制御・録画装置 (モニター含む)		B
17	聴覚・言語機能障害用緊急通報装置	(1)	F A X 119 受信端末		A
		(2)	N E T 119 受信端末		A
18	消防分析システム (WebGIS)	(1)	消防分析システムサーバ	要	A
		(2)	消防分析システム端末装置		B
19	支援情報管理システム	(1)	支援情報制御装置 (DB、Webサーバ等)	要	A
		(2)	支援情報端末装置 (デスクトップ)		B
		(3)	支援情報端末装置 (ノートパソコン、堅牢型ノートパソコン)		B
		(4)	支援情報端末装置 (タブレット)		B
		(5)	市職員端末 (支援情報部分)		B
		(6)	プリンタ		B
		(7)	モバイルプリンタ		B
		(8)	ウイルス対策サーバ	要	A
20	情報共有システム	(1)	情報共有制御装置 (DBサーバ)	要	A
		(2)	情報共有端末装置 (デスクトップ)		B
		(3)	情報共有端末装置 (ノートパソコン)		B
21	外部ネットワーク支援情報	(1)	県救急医療情報閲覧用端末		B
22	指令系ネットワーク装置	(1)	本部ネットワーク機器	要	A
		(2)	署所ネットワーク機器		A
23	その他	(1)	電子黒板		B
		(2)	指令事務室テレビ		B
		(3)	入退室管理装置、		B
		(4)	プリンタ、スキャナ (A1対応)		B
		(5)	作戦室映像制御装置		B
		(6)	Web会議等外部接続端末		B
		(7)	ポータブル発電機		B
		(8)	非常用自家発電機設備		B
		(9)	指令室瞬間調光ガラス		B
24	予備品・付属品	(1)	ヘッドセット		B

装置名（無線設備）		定期保守 (要=1回/年)	障害対応 ランク	
1	基地局設備	(1) 管理監視制御装置	要	A
		(2) 無線回線制御装置	要	A
		(3) 260MHz 基地局無線装置	1回/2年	A
		(4) 260MHz 空中線共用器（6波用）	1回/2年	A
		(5) 260MHz 空中線共用器（4波用）	1回/2年	A
		(6) 260MHz 八木型空中線（3素子）	1回/2年	A
		(7) 260MHz 八木型空中線（5素子）	1回/2年	A
		(8) 同軸避雷器		A
		(9) 分配器		A
		(10) L 3 スイッチ（24ポート）	要	A
		(11) L 2 スイッチ（24ポート）	要	A
		(12) 直流電源装置	要	A
		(13) DC/AC アダプター	要	A
		(14) 遠隔制御装置（LAN型）	要	B
2	署所設備	(1) 署所受令機	1回/2年	B
		(2) 260MHz スリーブ型空中線		B
		(3) 同軸避雷器		B
3	車載設備	(1) 260MHz 車載無線機	1回/2年	A
		(2) 同上用空中線	1回/2年	A
		(3) 260MHz 車載型受令機		B
		(4) 同上用空中線		B
4	携帯設備	(1) 260MHz 携帯無線機	1回/2年	B
		(2) 260MHz 携帯型受令機	1回/2年	B
		(3) 400MHz 署活動用無線機	1回/2年	B
		(4) 防災相互波用無線機	1回/2年	B
5	可搬設備	(1) 可搬型移動局無線装置	1回/2年	B
		(2) 可搬型移動局無線装置（防災相互波用）	1回/2年	B
6	無線局舎	(1) 既設無線局舎		A

別表 3

中間更新対象機器と履行期間内に更新を実施する回数

		装置名 (指令設備)		更新回数
1	指令装置	(1)	指令台	1回(部分更新)
		(2)	自動出動指定装置	1回
		(3)	地図検索装置	1回
		(4)	支援用ディスプレイ	1回
		(5)	長時間録音装置	
		(6)	Eメール指令装置	1回
		(7)	指令制御装置	
		(8)	非常用指令設備	
		(9)	携帯・IP電話受信転送装置	
		(10)	プリンタ	
		(11)	署所端末装置	
		(12)	無線指令受付装置	
		(13)	119番受付補助電話	
		(14)	拡張台	
		(15)	放送用アンプ	
2	指揮台	(1)	指揮台	1回(部分更新)
3	表示盤	(1)	総合情報表示盤	
		(2)	支援情報表示盤	
		(3)	消防局事務室表示盤	
		(4)	消防署事務室表示盤	
		(5)	署所用情報表示盤	
		(6)	映像制御装置	
		(7)	防災センター1階表示盤	
4	無線統制台	(1)	無線統制台	1回(部分更新)
5	指令伝送装置	(1)	指令情報送信装置	1回
		(2)	指令情報出力装置	1回
6	気象観測装置	(1)	気象観測装置	
		(2)	GPS時計	
7	災害状況等自動案内装置	(1)	災害状況等自動案内装置	
8	順次指令装置	(1)	順次指令装置	
9	音声合成装置	(1)	音声合成装置	
10	出動車両運用管理装置	(1)	車両位置管理装置	1回
		(2)	車両運用端末装置(Ⅲ型端末)	
		(3)	車両運用端末装置(Ⅱ型端末)	
		(4)	車外設定端末装置(救急車用)	
		(5)	無線LANアクセスポイント	
11	システム監視装置	(1)	システム監視装置	1回

12	電源設備	(1)	直流電源装置 (DC-48V)	
		(2)	無停電電源装置 (本部用)	
		(3)	無停電電源装置 (署所用)	
13	統合型位置情報通知装置	(1)	統合型位置情報通知装置	
14	消防用高所監視装置	(1)	消防用高所監視装置	
15	映像通報・中継装置	(1)	映像通報受信端末・中継受信端末	1回
		(2)	N A Sサーバ	1回
16	情報収集用カメラ装置	(1)	ネットワーク PTZ カメラ	
		(2)	制御・録画装置 (モニター含む)	
17	聴覚・言語機能障害用緊急通報装置	(1)	F A X119 受信端末	
		(2)	N E T119 受信端末	1回
18	消防分析システム (WebGIS)	(1)	消防分析システムサーバ	1回
		(2)	消防分析システム端末装置	
19	支援情報管理システム	(1)	支援情報制御装置 (DB、Web サーバ等)	1回
		(2)	支援情報端末装置 (デスクトップ)	1回
		(3)	支援情報端末装置 (ノートパソコン、堅牢型ノートパソコン)	1回
		(4)	支援情報端末装置 (タブレット)	1回
		(5)	市職員端末 (支援情報部分)	
		(6)	プリンタ	
		(7)	モバイルプリンタ	
		(8)	ウイルス対策サーバ	1回
20	情報共有システム	(1)	情報共有制御装置 (DB サーバ)	1回
		(2)	情報共有端末装置 (デスクトップ)	
		(3)	情報共有端末装置 (ノートパソコン)	
21	外部ネットワーク支援情報	(1)	県救急医療情報閲覧用端末	1回
22	指令系ネットワーク装置	(1)	本部ネットワーク機器	1回
		(2)	署所ネットワーク機器	1回
23	その他	(1)	電子黒板	
		(2)	指令事務室テレビ	
		(3)	入退室管理装置	
		(4)	プリンタ、スキャナ (A1対応)	
		(5)	作戦室映像制御装置	
		(6)	Web 会議等外部接続端末	1回
		(7)	ポータブル発電機	
		(8)	非常用自家発電機設備	
		(9)	指令室瞬間調光ガラス	
24	予備品・付属品	(1)	ヘッドセット	

装置名（無線設備）			更新回数	
1	基地局設備	(1)	管理監視制御装置	1回
		(2)	無線回線制御装置	
		(3)	260MHz 基地局無線装置	
		(4)	260MHz 空中線共用器（6波用）	
		(5)	260MHz 空中線共用器（4波用）	
		(6)	260MHz 八木型空中線（3素子）	
		(7)	260MHz 八木型空中線（5素子）	
		(8)	同軸避雷器	
		(9)	分配器	
		(10)	L3スイッチ（24ポート）	1回
		(11)	L2スイッチ（24ポート）	1回
		(12)	直流電源装置	
		(13)	DC/ACインバータ	
		(14)	遠隔制御装置（LAN型）	
2	署所設備	(1)	署所受令機	
		(2)	260MHz スリーブ型空中線	
		(3)	同軸避雷器	
3	車載設備	(1)	260MHz 車載無線機	
		(2)	同上用空中線	
		(3)	260MHz 車載型受令機	
		(4)	同上用空中線	
4	携帯設備	(1)	260MHz 携帯無線機	
		(2)	260MHz 携帯型受令機	
		(3)	400MHz 署活動用無線機	
		(4)	防災相互波用無線機	
5	可搬設備	(1)	可搬型移動局無線装置	
		(2)	可搬型移動局無線装置（防災相互波用）	
6	無線局舎	(1)	既設無線局舎	